B
5244
S894A1
1937
v.9

East Asia

Suzuki, Shigetane
Suzuki Shigetane zenshu

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

鈴木重胤全集

第九

B
5244
S894A1
1937
v.9

LIBRARY
MAY 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

鈴木重胤先生遺墨

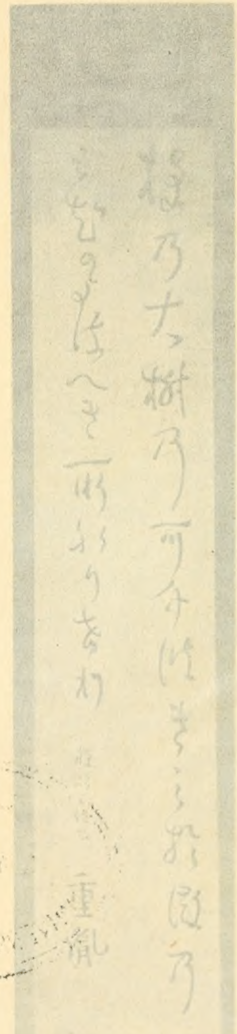

詠大楠公歌

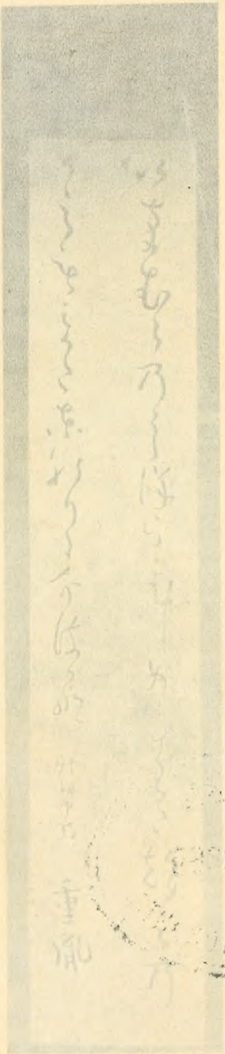

詠義貞公歌

岡山縣林源十郎所藏

鈴木重胤先生遺墨

徳[illegible][illegible]公爵

徳大寺公爵

岡山縣 林源十郎所藏

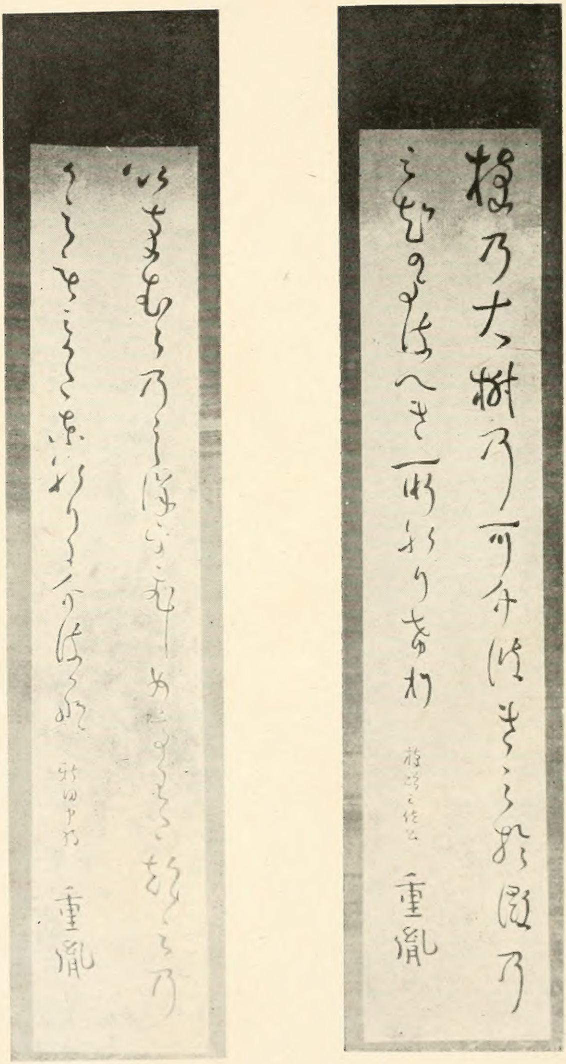

日本書紀傳 巻九 目次

第二十九之巻（其二）
神代下第一　天孫降臨章……一頁
第三十之巻
神代下第二　天孫降臨章……四六二

日本書紀傳 二十九之卷（其二）

穗積重胤謹撰

神代下第一 天孫降臨章（續）

是後。高皇產靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂〔磐裂、此云以簸娑窶。〕根裂神之子。磐筒男磐筒女所生之子。經津〔經津、此云賦都。〕主神是將佳也。時有天石窟所住神。稜威雄走神之子。甕速日神。甕速日神之子。熯速日神。熯速日神之子。武甕槌神。此神進曰。豈唯經津主神。獨爲大夫而。吾非大夫者哉。其辭氣慷慨。故以卽配經津主神。令平葦原中國。

是後と云ふ事はしも、天神の反矢の御事を行はせ御在し坐しける後なり、彼の殯斂の如きは、本より天神の拘らせ給ふ可き御事に非ざれば、其事の終るを待たせ給ふ可きに非ざる事申すも更なり、已に上に注せるが如く、天稚彥を征

使の言葉に應て天降させ給へると、天穗日命父子二神の當年の言終て還上らせ給へると、引替りたる事にし在りければ、今は天神の復命し給へるにて、天神にも此國土の清貞を委曲に所知食させ給へるが故に、其神の御命を給へる隨に、此に經津主神武甕槌神を天降させ給ふ御事には成れるなり、然るは其神の御在し坐さゞりし程に、天穗日命を天降されたるには、能くも此國の事情をば明らめさせ給はざりし故に、却りては物損ひと成りて可惜壯士神を空しく亡ぼつるが如し、其天穗日命の見明らめ給へる状は、出雲神賀詞に、「天穗比命乎國體見爾遣時爾、天八重雲乎押別氐、天翔國翔氐天下乎見廻氐、返事申給久、豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氐、己命兒天夷鳥命乎布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令ニ事避一支」と有りて、其子天夷鳥命に此の二神を副へて天降し遣はさるゝにも、其治め給ふ道有る事を聞えさせ給へり、其荒布留神等と有るは、此紀に「葦原中國多有ニ螢火光神及蠅聲邪神一、復有ニ草木能言語一」と有る是にて、第一ノ一書に謂ゆる殘賊強暴横惡之神と云ふ者なり、此は討て平げさせ給ふ可く、國作之大神は上に注せるが如く其御功の大にして始より此國土をば天神御子に奉らせ給ふ御事に於て謝ませ給ふ御心御在し坐さゞりければ、此は媚鎮めて現事顯事を避しめ奉り、神事幽事をば知しめ奉る可くと計らひ申せるにて、天穗日命の至誠至忠天地に貫きて、終に其神策を奉られし如く成就へりし者なりけり、（此即天稚彦の如く一向に征伐として向ふ時は、却りて荒振神の中より天探女と云ふ妖物の出來れるが爲に、却りて其身を亡ぼし永く忠ならざりし汚名を傳ふるのみならず、天神の御爲にも國神の爲にも果々は成るまじき事を甚能くしも明らめ

させ給へる御所爲なる者なり）偖其大己貴神には天穗日命の始より媚附し御在し坐すが上に、次に降らしし武三熊之大人亦名天夷鳥命も降り御在し坐して父子二柱にて和し鎭めさせ給へれば、豫め國讓の御契約は粗定まれりけらし、然るに右の荒振神はしも大己貴神にこそは從ひ奉りて其御治めを仰ぎ奉り居たりけれ、其神の國を避給へらむには後國作の始に立返るが如くして、天神御子の御勢とは申せども容易く治め給ひ得らるゝ御事には御在し坐さざるが上に、今此に大己貴神の國土を避給ふと云はゞ、又防ぎ拒む神共の起る可き萠し有りて其神の御心にも任せ給はざる事なりけらし、此は荒振神とは格別なる事には在れども、已に此下に經津主神武甕槌神の天降らせ給へる所に、問二大己貴神一曰、高皇産靈尊、欲下降二皇孫一君中臨此地上、故先遣二我二神一、駈除平定、汝意何如、當レ須レ避不、時大己貴神對曰、當下問二我子一然後將報上云々、又古事記に「故爾問二其大國主神一、今汝子事代主神如此白訖、亦有レ可レ白子一乎、於是亦白云、亦我子有二建御名方神一、除レ此者無也と有りて、此等は荒神の列には在れども天神御使より直に問はせ給ふ可き由を申給へり、況てや其荒振神と云ふ類に至ては、云ふべき限に非ざりし事を曉る可きなり、故第二ノ一書に、乃薦二岐神於二神一曰、是當三代レ我而奉二從也と有りて、次に故經津主神以二岐神一爲二郷導一、周流削平、有二逆命者一、即加二斬戮一と所見たるは、右に謂ゆる神賀詞の荒布留神等乎撥平氣と云へる是なり、（此事に力を入れて見ざるが故に、大己貴神と申せども、天神に歸順ひ奉らざりし以前には荒振神の列なりし狀に說き奉る邪說共多くて、見るに堪へざる事共なり）然して神賀詞には天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天と有て、武甕槌神の御名を略かれ、古事記には爾天鳥船神副二建御雷神一而遣と有て、其には經津主神の御名を漏らして傳へられたれども、彼の遷却祟神祭詞に、是以天津

内侍紀には此天孫降臨の時、經津主命武甕槌命二柱の神等を天降し給ふと有りて、神紀よりも古く二神を降し給ひしと云へる傳有り、而て此には經津主神武甕槌神の出自を言へに殊更に記させ給へるに、其詳らかなる傳無なり、然れ共右の天孫降臨の天降り給ふ時の此にては漏れたる状なるに、其は下に使者稍背匿と有るは天神よりの使者なる由にて、共に降せ率とは書されずして、別に使者を并に天降し給ふと云ふ故書ざりければ、此に一列にて在りにし事を見はせ給へる文の句にて御覽なし、此即天孫瓊瓊杵尊の名にて、上に謂ゆる大背飯三熊之大人にて遣らせ給へる由は上に注せるが如し、而て此第二ノ一書には復遣經津主武甕槌神及經津主神先行驅除と有るは、其前後の文序に違へる者なり、其神代卷二ノ一書に天神遣二經津主神武甕槌神一、使レ平二定葦原中國一と有りて、下に是時齋主神號二齋之大人一、此神今在二于東國楫取之地一也と見えたる、此齋主神と申すは經津主神にて遣らせ給ふ由、春日祭詞に依て明かなり、然して征討の事に當みて其大將軍たる人齋主と稱て其主を以て其祭祀の事を執行ひて征伐に向ふ古法たる事、傳卅一に至て說くべきが如し、然る時は武甕槌神は此にては副將軍の状にて御在し坐す事、此下に故以卽配二經津主神一令レ平二葦原中國一と有るを以て明らめ率る可き者なりかし（記傳及古語拾遺等には、此二神をして同神異名の如くに說を合されたれ共、此二柱の出自各異に御在し坐して右の如き由緒御在し坐せば、強て一神とは約め難き事傳八卷に委しく注せるが如し）偖此に經津主神の御事を載せて、又に時有二天石窟所レ住神一、稜威雄走神之子云々、武甕槌神と書され、古事記にも坐二天安河々上之天石屋一名伊都之尾羽張神、是可レ遣、若亦非二此神一者、其神之子建御雷之男神、此應レ遣、且其天尾羽張神者、逆塞二上天安河之水一而塞レ道居、故他神不レ得レ行、故別遣二天迦久神一可レ問、故爾使二天迦久神一問二天尾羽張神一之時、答曰、恐

之、仕奉、然於二此道一者、僕子建御雷神可レ遣、乃貢進と見えたる、此二傳に就て疑はしき事有り、然るは其稜威雄走神と聞えさするは四神出生章第六ノ一書に、遂抜二所レ帯十握劒一、斬二軻遇突智一爲二三段一、此各化二成神一也と見えたるを、古事記には其文を結びて、故所レ斬之刀、名謂二天之尾羽張一、亦名謂二伊都之尾羽張一と有るが如く、伊弉諾大神の御劒の名なり、然るに其一書に復劒刃垂血、是爲二天安河邊所レ在五百箇磐石一也、即此經津主神之祖矣と有るが、其第七ノ一書に、斬二軻遇突智一時、其血激越、染二於天八十河中所レ在五百箇磐石一而、因化二成神一號曰二磐裂神一、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と見えて、先づ斬り給へりし血垂落て五百箇磐石と成り、其に因りて磐裂神根裂神等の化出させ給ふにては事足らず、第六ノ一書に、復劒鋒垂血、激越爲レ神、號曰二磐裂神次根裂神一と有れば、劒鋒より垂る血に依りて經津主神の祖神は成坐せるなり、又其鐔本に復劒鐔垂血、激越爲レ神、號曰二甕速日神一、次熯速日神、其甕速日神、是武甕槌神之祖也と有りて、此は劒鐔より垂る血に依りて成坐せるにて、其に劒鋒と劒鐔と同じ御劒より化出させ給へる神なれば、武甕槌神のみを稜威雄走神之子とは申し難かり、經津主神も同じく稜威雄走神の子と申す可き御事なり、然れば古事記には經津主神の御名傳はらざれば論無し、此には其の十握劒の即ち神と成らせ給へりし傳無きが故に、不意く武甕槌神の方に係けて書されたりし者なりけり、先づ此疑ひを起さざる時は、此件の始終を貫く事能はざるが故に云ふなり、實に此二神はしも記傳にも云はれたるが如く、實に彷彿しく爲て一神の如くも見えさせ給ふ程の御事に御在し坐すに心を著けて聞くべき所にこそ）然る時は先づ此時の神選には古事記の如くに先づ稜威雄走神を議なされしにて、若亦非二此神一者、其神之子建御雷之男神、此應レ遣と有るには、決めて經津主神の

齋主とも號て申されしなりけり、然る時は書紀に經津主神の御事に擬之注せ、然於二此道一者亦號二齋主神一と申給へる時に、經津主神は已に前段の御紀に本文に擧げ申されたれば、此に武甕槌神にも倂在で申されしならむ事は、此の本文に其神名目、日本書紀神代卷云、而、香取、鹿島、今在二下總國香取郡一、今在二常陸國鹿島郡一、香島神と共に合せて申す可き事なりけり、但常陸風土記に日本武尊天降供奉大神、稱二香島天之大神一、天ニ都ニ日二香島之宮、國二名ニ豐香島之宮一と見えたれば、其は安河の河上の天石窟に坐り神の使し卒て行ひし由に依りて、香島之宮と申しゝを、此處なるは其を移して豐香島之宮と申せる由なりければ、武甕槌神は其甕槌神と共に其香島之宮には御在し坐しけるにて、經津主神の宮は他方にて、齋主神と一つにはなさゞりし故に、此神をして經津主神の同神とは世に稱はらざりし者なる可し、此如く文意を正し見る時は、經津主神は伊弉諾大神の御孫の御子神と稱り給ひし御劍の御靈の神にては渡らせ給へれども、其經津主神武甕槌神の祖神は其劍と血とに依て成出で給へれば、其神に係ては何れも兒神にして、現御身御在し坐す大神にたむ御在し坐しける、其事は委しく下に注し奉る可し、口訣に建甕雷走神者、上伊弉諾尊斬二火神一爲二三段一、一段爲二高靇一云レ此乎、と有るは、古事記を捨てたる説にて合はずと雖も、天石窟所レ住神、天上之火勢猛也、經津主神武甕槌神共化二爲火勢一神之孫也と云へる火勢の意は、右の高靇神の陣を以て云へるたれば信む可からざる乍ら、此兩神をして其神の孫と云ふ事實に卓見なる者なり」○是後高皇産靈尊更會二諸神一は、第二ノ一書の此御禱びの所には、故天照太神復遣二武甕槌神及經津主神一、先行驅除と見え、第二ノ一書には唯に天神云々と有り、古事記には於是天照太御神詔之、亦遣二曷神一者吉、爾思金神及諸神白レ之と有るは、殊に委しき傳

なりけり、此時は已に天穗日命天夷鳥命二柱神も國土を巡察（ミメグ）りて其消息を以て復奏し給へれば、此神等も其神議の一列にて量り申給ひけむ事、彼神賀詞に天穗日命の、已命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天と有るを見れば、此神選には其神ぞ主として取擬はせ給へる趣には所見たる、然るに此に思金神の御名を初に擧げられたるは、已に此最初に天穗日命を遣はされしも、次に天稚彥を遣はされしも、其謀に違へるが如くして其結末に至りては悉く其國に荒れる事上に注せるが如し、然して此に議奏されしは天穗日命御父子の復奏に依りて此國に殘賊強暴横惡之神有りて甚く喧響る由を天神の御許に聞食し定めさせ御在し坐して此神議に及ばせ給へるなりければ、其に就て思金神の思慮らせ給へるなるが、其荒振神と云ふは上に注せるが如く、彼黃泉國の汚惡の餘波盡せずして此に至れるなるを以て、其には黃泉國の事とだに云へば甚く忌惡ませ給ふ火產靈神の御族の神等に御在し坐さずては、終に定む可からざる事を思ぼし寄て、專此に思兼神の議奏させ給へる事、彼天石窟の件の事共に少か異る所無き者になむ有ける、（然れば古事記に此に思金神の御名の傳はれるを以て正しと爲べし、又此に高皇產靈尊のみを書され、古事記に天照太御神の御名のみを記されたるは、互に見合す可き事例の如し）〇選は延良比給布と訓めり、即ち天武天皇二年御紀に、夫出身者選（エラビテ）二簡才能一、以充二當職一、又婦女者無レ問二有レ夫無一レ夫、及長幼欲二進仕一者聽矣、其考選准二宮人之例一、と見えたる謂ゆる考選（シナサダメ）是なり、即職員令式部省選叙の義解に、謂選者選レ官也、叙者叙レ位也と見え、選叙令義解に、謂選者選擇、言選二才授レ官也、叙者考叙、言計二考叙一位也、と有るなどの選の字を此に用ひさせ給へる者なり、大殿祭祝詞に、參入罷出人能選比所知志云々、萬葉五（廿一丁）に、天下奏、多麻比志、實子等、撰多麻比天、十（三十丁）に、擇月日、逢義之有

者、十一(十一丁)に、打田、稗田多、畠有、苗已莠、有一人宿、十二(十七丁)に、吹平賀、上國巨姫、此聖賢性、謂賢之不肖、百穀苗など有り、聞なく有る物の中より其一を抽出づる事なる者なり、賢良卓木(四丁)に在る蔓に其方を抽出でむ事なるに、必ずあるまじきは在るまじや、又(七丁)中の品の見しうは非ぬ、撰出づ可き頃ほひなり、又(九丁)大凡の世に就ては見るには皆無きも、其物と打頼む可きを撰ばむに、多かる中にも得なむ定むまじかりける、又(十丁)君等の上無き御撰びには、如何ばかりの人なは比び給はむ　と有るなどは、聞ゆる雨夜の品定にて、人からを撰り出て其品を定むるなり(又天武天皇十一年紀に、凡諸應考選者、能檢其族姓及景迹、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色と有るも、此には預らざる餘事には在らずと雖も此字に就て心得置くべし)

○簸、此云以簸婆婁、良本に此云伊和左愚と作る、和ノ字誤なり、波に作る可し、私記には以巳佐久と有り、釜澤本には此云以斯婆宜と有て、如此く定まらざるは何れも後に其訓を注せる者なる可し、若し注さう可くは此神名の初めて出でたるは、四神出生章第六ノ一書に在れば其所に就て有るべきに、然らずして此に出でたるは後の所為なる事灼然し、殊に以婆簸婁と云ふ事は此方より割く意にて神の御稜威の眞實に御在し坐す由なるを、以斯婆宜と云ふ時は自然に割くる義と成りて大に自他の相違共有る事なり、故に此二柱の御事はしも傳八、九に委しく注し奉れるを、此にも註し奉らずしては解り難き事多在なむ、四神出生章第六ノ一書に、遂拔十握劍斬軻遇突智為三段、此各化成神也、復剱刃垂血、是為天安河邊所在五百箇磐石也、即此經津主神之祖也と所見たれども、此磐石を以て經津主神の祖とは如何は申す可からむ、第七ノ一書に、又曰斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中所在五百箇磐石、

而、因化ニ成神ハ、號曰ニ磐裂神、次根裂神ハ、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と有る此には、磐石の成れる事を漏らされたり、然れども其磐石に激越たる血に因りて神の成坐せる趣なるは、甚だ正しき傳說なる可くぞ所思えたる、然るに磐華山蔭に右の第六ノ一書なる也即の間に脫文有り、其は下文に復劍鋒垂血、激越爲ㇾ神、號曰ニ磐裂神、次根裂神、次磐筒男命ハ、亦曰ニ磐筒男命、次磐筒女命ハ、と有る是なり」と云はれしは實に卓見にて、實に然無くしては聞え難き所なる者なり、如此く文脈を續け見る時は其劒刃の垂落れるに五百箇磐石成り出でたる其上へ、其劍鋒より垂落れる血の激越り著ける、此に因りて磐裂神根裂神は成坐せりと云ふ事にて理共しも分明しき者なりけり。然れば其五百箇磐石を以て經津主神の祖に係くる事は甚有るまじき傳なるにて、正しくは右注せるが如く稜威雄走神はしも其斬り給へる十握劒の神靈に渡らせ給へれば、打任せて此ぞ御祖の神なりける）若て磐裂神根裂神として聞えさせ給へる著は石礫なり、根は樹草なり、此時に激越なるは其五百磐石のみにて非ざりけらし、其第八ノ一書に、是時斬血激灑、染ニ於石礫樹草ハ、此草木沙石自含ㇾ火之緣也と所見たるは、別の事に非ずして此時の殘滴の土石に染入りたる傳なる者なり、備此時伊奘諾大神の御怒坐せる御勢にては、其火拆染徹るより外に實に磐を裂き根を裂るばかりたる武く嚴しき大御稜威は御在し坐しけるにて、其御劒の稜凡（ハタノキ）に依りて成坐せる神等なりけり、然るは如何なる大石と雖も此を火以て燒く時は易く裂け得る事有るを以て、其火神の御骸の火氣熾なるには千引岩の大なるも裂け碎けけむ事を思ふ可し、其磐を裂くと云ふは神功皇后元年御紀に、大磐塞之不ㇾ得ㇾ穿ㇾ溝、云々、當時雷電霹靂蹴ニ裂其磐ハ、令ㇾ通ㇾ水、故時人號ニ其溝一曰ニ裂田溝一也と見え、奧羽觀蹟聞老志に「拆石神社在ニ柴田郡葉坂村ハ、未ㇾ詳ニ祭神ハ、相傳、往古其神拆ニ巖石一而

出、仍鑄;實鏡;祠祀之、其所;獲鰐;縣、今賀茂と云ふ事見え、末には大殿祭詞天言に賢木と云ふ物有り、推古天皇二十六年御紀に賢木(サカキ)と云ふ有り、其には鏡とは云はざれども、今現に賢木は鏡懸くる物ならねども具ひ合す可き者なりかし、斯れば此石凝姥神と申すも本より鏡造の神にて御在し坐す事、夫々の神名を能く合せて見る可くなむ有りける、香取社神記に神殿、所謂祭鏡作神也と云へり、神名式に河内國河内郡石切劒箭命神社二座と有るは、此二柱神なる可くや、三代實錄に貞觀七年九月廿二日庚子、河内國正六位上石切劒箭命神授;從五位下;と有る是なり、又式に伊豆國田方郡劒刀石床別命神社も、御名の狀を思ふに決く同神と見えたり、(但此にて盡す事と思ふ可からず、其八巻九巻に此神の御事を注し奉れる委しき中より其實と有る事を少か引出るのみ、谷森述義に善與根國、此書ニ一神ニと云へるは非なり、若然らば次なる磐筒男磐筒女と續けるを一神と稱るにや)○磐筒男磐筒女の二神は、四神出生章第六、一書には一日磐筒男命及磐筒女命と所見て此も夫婦の神等なり、併此石筒之男經津主神の親なるにかと思ひしかども、上の二神の意を審に覈き模を顯き給ふ由なる事に明らめ得ては、此も亦鏡に因れる御名なる可し、此等四、一書に大伴連祖天忍日命云々、背負;天磐靫;云々、又帶;頭槌劒;と所見たる其頭槌劒を云ふなゝめり、神武天皇戊午年御紀道臣命の歌に、勾鸞都々伊伊志都々伊と云ふ句有て、下に時云;頭椎劒;、一時云;石椎;と書き添へたるも灼く、釋に勾鸞都々伊を頭椎劒也、私記曰劒名、其頭曲と注し、異本都々伊は石槌也、私記曰劒名、其頭似;石と注せるに、古事記には其天忍日命の條を頭椎之太刀と有るを、記傳十五(七十七丁)に頭椎之太刀歌に久夫都々伊と有る是なり、(中略)併此大刀は書紀私記に、頭椎劒者、其頭曲と云ひ、舊說に頭椎者頭如;槌也、今隼人所;帶之劒、有;此形;也と有

が如し」と云はれ、其十九（三十七丁）に、久夫都々伊は此は一の刀名には非ず、一種の製にて云々伊斯都々伊は石椎なり、即上の頭椎と一物なるを、彼は形を以て云へる名、此は其を石以て作れる由の名にて別物には非ず」（取要）と云はれたり、伊弉諾大神の當昔劒の製様を云ふべきに非ざれども、姑く此に當るより外に思ひ得る説無きが故に姑く如此は云ふなり、又思ふに右の神武天皇御紀の歌なるは實は二種にて石槌と云ふは一種の物なる可し、右に引ける三代實錄に石劒神と云ふ神名見え、又今俗に石劒と云ひて木大刀などの如く製れる者往々見る事有り、予が淡路國岩屋浦と云ふ所の海底より漁人の網に罹りて上りたるは、長二尺四五寸も有りて其廻四五寸計の物なるが四五本も出て某寺に在りと云へり、此は予が壯年の頃聞きたりしを、江戸にて或人の秩父の山中より掘出たるを二本見たるに、是は一尺五寸計有りて質は青石にて堅硬なるを佩刀に爲たるを見たりき、又予が弟子照井名柄が持てるは、其出羽國鳥海山より掘出たるなり、長二尺計も有りし如思ゆ、此も綠石にて其質に雅青き味ひ有り、其外諸國にても石劒と云ふ事を時々聞きしかども、神代に然る物の有らむとは思ひも寄らざりし事故に耳にも留めざりつるを、今思へば盡口惜し、右の天磐劒なども磐を以て作れるが如く、磐を以て劒の形に作りて征戰の具と爲て、此は唯人を打仆すのみの具なりしなる可し、然して其槌と云へるは石の頭椎などの如く形の似たるには有るべからず、物を打つ狀の似たれば云へるなる可くや、香取宗社記と云ふ物に、匝瑳殿、所祭磐筒男神磐筒女神也と云へり、神名式に謂ゆる土佐國長岡郡石土神社坐は此神か、（其頭槌の方は記傳に劒の頭石にて槌の形に似たるを、大和國三輪山の邊の土中より掘りたりと云へるを見たりと谷川氏云へりき」と有り、其は其國にては石劒頭と字音に呼ぶ者なるが、予も其國に得爲たりし耳、

三嶋山より掘出でたるを得て家に秘藏めけるを、其意にかゝりければ其山に返し納めばやと思ひしかども、又骨董の類に見出られむには徒に好事の者の愛玩と成りなむ事の憚らひ有りて、去し寅年近江國にて大刀殿に言へりし[illegible]り縁に因りて、度會郡大神宮社は神代の幽事常數多に納めたる社に坐せば、其と一に齋奉らばやと思ひ定て納めけるも有に云へると同じ物なりき）○經津主神、經津此云敷都と有る訓注、今本には主の字の上に在るを、金澤本には神ノ字の下に附し、長瀨本には火、なる寄作きの下に、書紀云々より續けて經津此云布圖と有り、此も四神出生章第六ノ一書に注さる可きを誤に書入れたりしから如此字は種々になるなりけり、備此經津は借字なる可し、富と布と相通ふ例は傳八に注せるが如く、天穗日命を出雲風土記には天夫比命と有り、萬葉一（七丁）[illegible]に、布久思毛與、美布君志持と有る布久思は、今俗に富長世と云へる物にて、草などの根を堀つ竹箆を云ふなり、和名抄[illegible]に奈前國稗田郡布濱、布奈見と有るも富を布と云へるなり、先づ此言の通ふ状を心得置て謂ふに、神名式に伊勢國員茂郡[illegible]加々命神社鎭作し坐すは決く武甕槌神にて渡らせ給ふ可きに、穗三作和氣命神社と申す見えたるは決く此經津主神にこそは御在し坐しつらめ、其津と云ふは打の略なる可し、若て古事記白[illegible]段に布都御魂と申す事の有るを、記傳十八（五十一丁）に書紀に前處と書て此云[illegible]と有り、新字鏡[illegible]などに斷器と注せるなどを以て被ㇾ用たるなる可し、今世の言にも物の礙無く滑く離れ障るゝ状を布都と云へり、又布都布とも云ふ、徒然に布都と見えつ云々、枕草紙七（廿三）に、離れとは聞きたれど、源の布都と出來ぬ甚事無し、宇治拾遺三（二十丁）に、門に入らむとしに、湯湯を面に掛くるやうに思えて布都と得入らず、なども有り、然れば此處の稱して物を滑く斷つ意

を以て稱へる御名なる可し」（補意）と云はれつる、此にて其御名義を預め說得られたりと云ふべき狀なり、（然る時は上章第六ノ一書に、都無レ所レ見の都を布都と訓み、三代實錄十三卷宣命に種々変皆悉爾銷亡給と有る悉ノ字をも訓み、撰集抄に、年も長ぬれば布都に業も爲侍らぬなり、又布都に叶ふ可しとも思え侍らねど、有るなど布都爾も同じかる可し、右の都ノ字は凡ての義、悉ノ字は皆の義なるが、其等の字を布都と云ふも其限を盡す義なりければ同言なる事灼然し）備常陸風土記行方郡條安婆之島の所に、於是有二國栖一、名曰二夜尺斯夜筑斯一、二人爲二首帥一、掘レ穴造レ堡、常所レ居住一、覘二伺官軍一、伏衞拒抗（中略）建借間命令二騎士閉一レ堡自レ後襲擊、盡囚二種屬一、一時焚滅、此時痛殺所レ言、今謂二伊多久之郷一、臨レ斬所レ言、今謂二布都奈之村一、安殺所レ言、今謂二安伐之里一、吉殺所レ言、今謂二吉前之里一、と見えたる此文より明らめて義を求む可し、其痛殺は大に殺すなり、安伐（ヤスキリ）と云ふは劔を以て容易く斬るを云ひ、吉前（ヨシサキ）と云ふは善く斬裂と云ふ義なり、右の劔の用を以て斬ると裂くとに分ち云へるなり、其臨レ斬の二字は布都奈須と訓むべきなり、斬の字此にては布都に當れる所なればなり、此に就て思ふに四神出生章第六ノ一書に、此神の出自を劔鋒と見えたる、即此下に謂ゆる鋒端（サキ）是なり、又刄（ハ）は端（ハ）の言なる物から其鋒（キッサキ）より續きて是亦穗の一列なりければ、布都は穗打にて刄を以て物を打斷つ義なり、是經津主命と申すは彼韴靈と御名に負る劔の利くして物を斷離つ如く御功用の御在し坐すに因れる御名なる事を明らむ可し、又此神を祀れるに神名式に上野國甘樂郡貫前神社（名神大）と有るは、拔鋒と申す事なるに、出雲風土記島根郡来宮知に比津社と云ふ有るを、抄に今比津村津支努貴神社、祭神經津主命と有り、貫前と突拔と同じきを思ふ可く、布都と比津と異ならざるを曉る可し、然れば布都には斬ノ字なむ甚允當れりける、（右の常陸風

上記の語に就て考ふるに、布都は右の如く物字を云ひて劍を以て物を斷つ意稱にして、假と云ひ實と云ふは其用を云へる言なり、又其安夜之里を安蘇之島と云ふは、後に其字音を以て呼ぶ事に成れりし者なり）○時作者は、神武紀に賻介年と有り、但天皇天皇十年御紀童謡の其一に、美曳之倭能、曳之倭能阿麻と有は、古くは吉野を曳之倭と云るなり、其三に余爾前禰尼是謂、令掩尼之曳宮武と有るは、萬葉の頭に余部牟と云ひしを古くは曳宮武と云へるなり、其に依て此も然訓むべきたり、然して金澤本には此を都波毛能々、使美國余斯と訓める、其も一理有る事なり、其は傳廿七の八千戈神の條に云るが如く大倭神社注進狀に、倭開八千戈神者、大己貴命以二廣矛一爲レ杖、令レ撥二平葦原中國之邪鬼一、是時大己貴命、號曰二八千戈神一と有て、即神名式に謂ゆる大和國城上郡兵主神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）と有る是なるが、大己貴神廣矛を以て荒振神を言向させ給へるに依りて、此を八千戈神と申し兵主神と申すに等しく、都波毛能々使美と申すも兵君と申す由にて、即此に大將軍と爲るには此神をして兵の主と爲させ給ふ可しと議定されしなり、用明天皇元年御紀に兵衛を都波母能々登禰理と訓み、和名抄に兵部省を都波毛乃々都加佐、兵庫を豆波毛乃々久良乃官と有など、都波毛乃と云ふは兵器の稱なり、神武天皇戊午年御紀に、吾必不レ假二鋒刃之威一坐平二天下一、景行天皇十三年御紀に、多動レ兵是百姓之害、何不レ假二鋒刃之威一坐平二其國一と有は、刀鋒の類を云なり、綏靖天皇前御紀に、乃使下弓部稚彥造レ弓、倭鍛部天津眞浦造二眞麛鏃一、矢部作上レ箭、及二弓矢既成一、神渟名川耳尊欲三以射二殺手研耳命一と有を、古事記には神沼河耳命曰二其兄神八井耳命一、那泥汝命持レ兵入而殺二當藝志美々一、故持レ兵入と見えて、此には弓矢を云へり、又垂仁天皇廿七年御紀に令下祠官卜二兵器爲二神幣一吉之、故弓矢及横刀納二諸神之社一と有る、此

にては弓矢横刀を以て兵器（ツハモノ）と云へり、又神武天皇戊午年御紀には凶器を訓み、持統天皇三年御紀には兵仗（ツハモノ）を訓めり、古事記遠飛鳥宮段に備二作兵器一と有る下に、爾時所レ作矢者云々と有は、弓矢を以て兵器と云に非ず、兵器の中に弓矢有を云ふなり、思混ふる事勿れ、記傳二十（四十四丁）に「兵は都波毛乃と訓むべし、刀鋒の屬の總名なり、名義は鐔物（ツミハモノ）なり、和名抄に鐔、和名都美波と有り、所具豊具其餘も諸器に刀鋒の屬の有は多在る中に、兵器の屬りて鐔有る故に此名を負ふたり、都美波の美を省きて都波と云へるは後世には鐔をも即都婆と云ふに同じ、（東雅）と云はれしは然る說なるに就て思ふに、打刄物の上略なる可きか、打は神武天皇戊午年御紀大御歌に倍誦椰屢那藝弖、于管弖之夜莽務、又和例破涴輪例備、于智弖之夜莽務などの字智にて、誅又擊ノ字の義なり、又刄は今も世に刀鋒の類を然云へりければ其如くにて、征戰には刀鋒を以て第一と爲る故に弓矢及諸の武器迄にも推及ぼし凡て云ふ稱にて、假へば軍と云ふは射合（イクハサ）衞と云事にて弓を互に射交すに起りて刀鋒を以て戰ふにも其稱を用ふるに同じかる可し、若て此兵器を以て軍の事に及ぶに起レ兵と云ひ動レ兵など云ひ、其事を主る大將軍に當る人を右の如く兵君と云ひ兵主と云ひ、其に使はるゝ人を兵（ツハモノトネリ）衞と云ひ兵（ツハモノビト）士と云へりき、然るに後世に至りて武士を指して唯に都波毛能と云ふは誤れる事の甚しき者なりけり、（記傳に漢國にても兵は械也とも戎器也とも注して其義なるを、轉じて其兵を執る人を多く兵と云へる、其をも誤りて都波毛能と訓めるから、後世には只勇士の稱の如く成りて剛者の意と心得て、刀鋒の屬の名なる事をば知らずなりぬ、皇國にては古其人を指して都波毛能と云へる事は無かりき、書紀などに人を云へる兵ノ字又卒ノ字などを然訓めるは誤なり、又其を伊久佐毘登と訓める是ぞ宜しき」と云はれたるは實に然る言なり）〇大石千引所レ住

神は、古事記に「坐天安河々上之天石屋、名伊都之尾羽張神、是可遣、（中略）且其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水、而塞道居、故他神不得行、故別遣天迦久神可問（下略）」と見えたり、其天安河と云ふは四神出生章第六ノ一書に、遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、復劍刃垂血、是爲天安河邊所在五百箇磐石也と見え、又七ノ一書に、又曰、斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中所在五百箇磐石而、因化成神云々と所見、又古事記に於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、爾著其御刀前之血、走就湯津石村、所成神名石拆神、次根拆神、云々、次著御刀本血亦走就湯津石村、所成神名甕速日神、次樋速日神云々とも有るが如く、其軻遇突智を斬らせ給へる血に依て天安河邊なる五百箇磐石は成り、其劍鋒と劍鐔より垂れる血は其已に成れる五百箇磐石に激迸て、經津主神武甕槌神の祖神等は成出させ御在し坐すにて、此二柱神共に其稜威雄走神の御末に坐す由上に注せるが如し、是に就て其稜威雄走神の天安河の河上の天石窟に住處として御在し坐す所以を明らめ奉るに足れり、又天香山と云ふも此時に軻遇突智神の御骸の天上に上りて成れる山名なる由をも合せ思ふ可きたり、抑此天石窟と云は寶鏡開始章に謂ゆる日神の閉籠らせ御在し坐しけると同物にて、眞の石穴なる事傳十七に注せるが如し、（右に引ける古事記の天石屋を舊印本に天石窟と有り、石窟と云ふは和名類聚抄に窟の字に伊波夜の訓有れば異なる事無し、記傳には此天石屋は實に石以て構へたる屋にぞ有らむ」と云はれしは然る事ながら、日神の天石窟をば宮殿の譬言とにて別の事と云はれしは大たる僻事なり、實に石窟の中に入らし坐給へればこそ其字を用たるには在らけれ）逆塞上天安河之水」と云に、記傳十四ノ四丁に、逆塞上とは川水を塞留築へて傍の方へ引漑を云ふ、其は下

へ流るゝ水を横に引遣る故に逆とも上とも云ふなり、常に邪（ヨコサマ）と云ふと逆（サカサマ）と云ふと必しも上へ回すには非ず、萬葉八（五十三丁）に、佐保河之、水乎塞上而、殖之田乎と詠めるも同じ、俗世に物に水を湛へ其中に砥を安て刀劔を磨ぐに、此神の如レ此河水を塞湛へて石窟に坐せるに縁れり」と云はれしは、實に其本縁を明められたりし說たる著なり、猶逆塞上と云ふ事の狀を思ふに、仁德天皇十一年御紀に河水橫逝、以流末不レ駛、聊逢二霖雨一、海潮逆上而、巷里乘レ船、道路亦埿、故群臣共視レ之、決二橫源一而通レ海、塞二逆流一以全二田宅一と有るは、洪水を治め給へるにて此の例には非ずと雖も、其水の逆上りて溢るゝ狀に於ては等しく有りけり、故思ふに此天安河の河上なる所に井堰を置て、其上水を通し內を深くして水を塞湛へ御在し坐すにて、其天石窟の所在はしも其水中の島なりけり、然れども唯に河中の島ならむには行く事容易すかる可きを、此國にて謂ゆる湖水の如くに廣く構へさせ給へる者なりけり、常陸風土記に自二高天原一降來大神、名稱二香島天之大神一、天則號曰二香島之宮一、地則名二豐香島之宮一と所見たる天上の香島之宮は、即其天石窟の所在の島を云ふなりけり、若て此國にても其宮を移して常陸國鹿島郡鹿島神宮をば豐香島宮と申せるが、其神宮の北なる沼尾池の事を、同記に古老曰、神世自レ天流來水沼と有る、此一事を以ても天上の狀を移せる事灼然きに、萬葉十四（十一丁）常陸國歌に、比多知奈流、奈左可能宇美乃と有は、謂ゆる浪逆海なりけるが、其鹿島郡の斷隔れて島なりし頃、其南門より浪を塞入れて逆らひけるが故に其名は有るにて、彼天安河の河上に水を逆塞上げて御在し坐しける狀に似通ひてなむ所思えたりける、（是即天上にては香島之宮と云ひしを、此國にては豐香島之宮と云ふ所以なりける、然れば此の鹿島神宮はしも其神の住み給へる窟の無きのみにして凡て甚能く似たりけむ事を思ふ可きなり、

常上と云ふ例は畝尾ヶ山に、御陵下上ふなるし給ふ、其に、時々片時も立上つゝ甚じく騒ぎけるに留め置き給へば、御跡に、時の天上ふぞ登に草木のけるゝと有も、若は清く往き往来不絶にと云へば、天安河の底にあらむ山の河上より溢ひて行くべき道路も有りなむぞ、右に云へる如く天安河の水を逆に塞上げて水を道へ塞塞し奉る故に塞ふ可き道路の塞きたり、古事記傳神代巻に、塞天尾羽張の神の天安河の水を逆に塞上げて、道を塞きて居れば、四書に書紀二百年入と云ふも河中の道路を塞ぐなり、此にも其道と云ふは無計り云ふを塞ぐの天の所在し坐す所になければ、上古を道路と為して其々可塞がりけむから押しも得も見えぬ様には非ざりけむ事、上文に照して思ふ可き者なり、伊都尾羽張と云も其道を塞を構ふ所以のみにも非ず、其神威の甚々可畏く御在し坐しける故に、其道に所塞塞き神に寄らざ事もなければなる事故、則道へて迦久神と云ふる物に依て、其の事にて、出居たる者なるを以て知る可くなむ有ける、（記傳に、「是とは尋常の神は得行くまじき故に殊に優れたる神ぞと云ふ意にても有りなむ」と云れしは如くたるにぞ有るべき）天迦久神は天神本紀には天迦具神に作れり、此神の名義は記傳に、崇神紀四十八年紀に八握劒刀と有て、萬葉十三（十丁）に、劒刀、鞘從拔出而、伊香胡山、と續けたる如、劒鞘より拔出して與と續けたるにて、伊を厳に取れるなり、伊都香胡山は和名抄に近江國伊香郡伊香（伊加古）同郡伊香（伊加古）郷と有る是なりと思ふに、今此劒神（尾羽張神建御雷神）た是なび通ぜる功を以て歟に見出て斯く名に稱たるにもや有らむ然らば劒使の神とこそ云ふべきを、迦久と云ふは加遣ふ者なり、伊加を迦久と云ふ例を省けるを以て思ふに、頭を擡て物を切る状を成すを云ふたる可し、其は其劒を用ひむと為る際に誠る名これ伊香の神名に由有り、若し然も有らば其の近江國伊

香郡伊香具神社（名神大）又伊香具坂神社も有るは此天迦久神を祀れるにも有るべし、借は彼萬葉歌も其用有て聞ゆるをや」（取要）と云はれたるは甚珍らしき事にて、如何にも迦久神の意然も有るべし、又平田の玉襷には天鹿神なりと云へり、上の天鹿児弓の所に注せるが如く上代には鹿を迦久と云へるに、鹿島の神獣はしも鹿なりければ、然も有るべき説なるに就て熟思ふに、天鹿神を被レ遣たりしは右の寧力の事なるに、其に乗て御在し坐しゝ神は有るたるを、其傳を亡なひつるには非じかとぞ所思えたりける、（又記傳に云はく、然らば伊香てふ地名も此神社より出でたる可し、和名抄に伊香は郡名郷名共に伊加古と有り、萬葉も同じ、神社は伊香具なり、本より古とも具とも通はし云ふなる可し」と云はれたる實に然り）借鹿は天香山の神獣なるが、其山と云へば判道実智神の御贄の上れるなり、其天石窟は彼被レ斬給へりし其血の凝て五百箇磐石と化れる其一なり、若て其向ひ坐しゝ神は決く天兒屋命に御在し坐すなる可し、常陸風土記に天之大神社、坂戸社、沼尾社、合二三處一總稱二香島之大神一、因名レ郡焉、（風俗說曰、霰零香島之國）と有て、坂戸神社は天兒屋命、沼尾神社は經津主神に坐せるに、春日祭詞に、鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等と有りて、如此く相因ませ給ふ所以是に在りとこそは所見たりけれ、故其伊香具神社は天兒屋命に御在し坐すべし、荒木田系圖に據て考ふるに、天兒屋根命子天押雲命子天多彌伎命子宇佐津臣命子大御食津命子伊香津臣命と有て五世孫なるが、安寧天皇之御世奉仕と有り、然るに帝王編年記に、古老傳曰近江國伊香郡與胡鄉、伊香小江、在二鄉南一天之八女倶二白鳥一自レ天而降、浴二於江之南津一、于レ時伊香刀美在二於西山一、遙見二白鳥一、其形奇異、因疑若是神人乎、往見レ之、實是神人也、於レ是伊香刀美即生二感愛一、不レ得二還去一、竊遣二白犬一、

竊取天衣、天女乃知其兄七人、飛昇天上、其中一人不得飛去、天路永塞、即爲地民、天女浴浦今謂神浦是也、伊香刀美與天女弟女共爲室家、居於此處、遂生男女、男二女二、兄名意美志留、弟名那志登美、女名伊是理比咩、次名奈是理比賣、此伊香連等之先祖是也と所見たる、伊香刀美は右の伊香津臣命なり、其母天女は…を祀りに伊香具神社に祀られし世に在りし…ならむか、其意美志留は…（…東…上）に伊香連、天中臣、天兒屋根命十世孫臣知人命之後也と所見たる臣にて、伊香連は此にて更れ其大神に仕奉り初めたるなり、但して其臣知人命は藤原系圖に謂ゆる梨迹臣命なるが、荒木田系圖に懿德天皇之御世奉仕と見え、其子神聞勝命は自孝昭天皇ニ至ニ開化天皇之御世ニ奉仕と有り、然るに常陸風土記に美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、白細乃大御服坐而、白桙御杖取坐識賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國乎大國小國事依給等識賜岐、于時追集八十之伴緒、擧此事而訪問、於是大中臣神聞勝命答曰、大八島國汝所知食國止、事向賜之香島國坐天津大御神乃、擧教事者、天皇聞諸、恭敬ニ納ニ奉幣帛於神宮ニ也と有て、其神聞勝命の申されしは神代に天兒屋命の武甕槌神を薦めて國土を令ニ平給ひし事に就て、家傳の說を以て奏上せられしなる可し、然して其神聞勝命の子久志宇賀主命有り、其子國摩大鹿島命有り、其子臣狹山命と續きたるに、大鹿島命は其神宮の地名を負給ひ、臣狹山命も同じ神宮の事に倭武天皇之世、天之大神宮に中臣臣狹山命、云々と云ふ事有るを以て、古より世々仕奉られし事を知るべし、續紀に寶龜八年七月乙丑、內大臣從二位藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上と有りて、此兩神をしも藤原氏の氏神と云ふ事必所由無からざらめや、其は天穗日命の大己貴神を媚鎭めて國土を避奉しめ給へる由を以て、出雲國造の世々其祭祀を

主どると專同じ狀にぞ有るべかりける、(又同紀に天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟古部五烟、賜中臣鹿島連之姓と見え、寶龜十一年冬十月丁酉、授常陸國鹿島神社祝正六位上中臣鹿島連大宗外從五位下と有るが如く、當宮及香取神宮の祠官共に大中臣氏なり、又鎌足大臣の事を大鏡又鎌中抄字類抄等に常陸國の産なる由云へるなどをも思ひ合す可きなり)若て傳十三に注せるが如く天上に在りし天安河の名を移して近江國に安河と云ふ有り、郡名をさへに野州郡と云へるなど少緣の所由とも所見ざりけるに、伊香郡伊香具神社(名神大)は此に謂ゆる天迦久神に由有るを、其祭を主どるは中臣の遠祖伊香津臣命より始りて、伊香連の仕奉る事なるを以て攷る時は、此時天迦久神と云ひしも鹿島春日等に鹿を神獸と爲るを思へば此も其使令なるにて、其行向ひて天尾羽張神等に天神の詔命を傳へさせ給へるは天兒屋命にて坐す故に、又其御末にて鹿島香取兩宮をしも氏神とは持齋かるゝにこそは有るべかりけれ、偖右の帝王編年記に此伊香津臣等之先祖是也と所見たるに、伊香宿禰の系譜を見るに天兒屋命五世孫伊賀津臣命其男三人有り、長男梨迹見命、次男臣知人命、三男伊世理命と有りて、其臣知人命の子角凡命、其子古加斐命と有て、譜に磯城瑞籬宮御宇朝廷、奉レ齋淡海膽香具大神と有は、此御世に官社に成れるなる可し、其子白猪主命其子鳥見命其子雷若乃臣命其子牟久太乃臣と有る、譜に供奉難波高津宮御宇朝廷と有り、其子黒麿呂乃臣其子志那古乃臣其子與呂豆乃臣其子首麿呂、譜に伊香具臣十市倉椅宮御宇舍人と有り、其子小形に男三人有り、長を鹿養中を宇庭と云ひて系別に在り、季を犢金と云ひて譜に居美濃國安八郡と有りて、其孫道守の父安倍は壬申の功臣なりければ臣姓を改めて伊香津連に成さる、姓氏錄の伊香連是なる可し、偖其長男鹿養の譜に伊香郡開發祖也と有て、其子稻主、譜

に外從五位下伊香連都支麻呂、伊香具神社とあり、其子伊香連乎太万に外從五位下、三年伊香具神社大領人等と云、其子淳
年五年伊香連乎宿禰、卽に伊香連上乎足を正五位下、嘉祥元年三月賜ニ伊香宿禰姓ニと有り、其子厚云祖村、
卽に神祇大副從五位下伊香厚行今第八代孫と見えたり、此全く子孫にして其神社に仕奉の祀司を以て神祇に仕へ奉ら
れし状なり、續此社の三見展合と見しきは延喜式神名帳の頭とて、正一位勲一等大社之三大明神と伊香具神社と云ふ有と
云へり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ近江國從五位上勲八等伊香神從四位下、同八年閏三月七日壬子、
授ニ近江國從四位下勲八等伊香神從四位上一と有て、神階の昇合はざれば、後の所謂なからむ國幣司等と見しき神名
を負せ奉れる云間は天なり覺は智（サトル）なり、本は此にては天只食神の御名などの在りしより然る神わかしき御名は略へ
たる物から、今と成りては其祭神の本說を識る便漸と成れるも神慮の令然る所なる可きにこそ、（右件は強く、神の事を
說くとて伊香具神社の事に及び、終には伊香宿禰伊香連等の系譜に泥みぬるを贅言の如く思ふ人も有りなめども、
此事を注す因にて見展合と伊津主神武甕槌神と相親しく御在し坐す所以も知られ、又藤原氏にて鹿島香取兩宮を氏神
と崇らるゝ由緣も此に至りて審らかに知らるゝ事なりかし）○稜威雄走神は、傳八に注し奉るが如く、四書描生鎮布六、
一書に遂拔ニ所ニ帶十握劍ニ斬ニ軻遇突智一云々と云ふ其十握劍の御魂に坐せり、故古事記には此事の終に故所レ斬之刀、
名謂ニ天之尾羽張ニ、亦名謂ニ伊都之尾羽張ニと記したり、然るに神代本紀には復劍刃垂血激越爲ニ神、亦號ニ甕速日神
所レ成之神、名曰ニ天尾羽張神一（亦名稜威雄走神、亦云甕速日神、亦曰ニ熯速日神一、亦曰ニ槌速日神一）今坐ニ天安河上
天窟一之神也と云て、此神をしも甕速日神など、同神と爲るは、上にては十握劍の名なるを爲レ神ニ稱謂に至りては一柱神

にて出給へるに依りて私に文を作爲れる者にして信しからずなむ有りける、此神の成出させ御在し坐しける本を考ふるに、伊弉諾大神の御怒坐して軻遇突智神を斬らせ御在し坐さむと爲させ給へる御靈の凝結りて一柱神と成り給ひ、即劍と化らせ御在し坐して伊弉諾大神に帯れさせ奉り給へるを、其壽終させ御在し坐すと直に經津主神武甕槌神の祖神等をも御て天安河の天石窟に住はせ給へりしなりけれ、或は劍と成り又は顯身と成りて妙に奇異しき神とこそは所思えたれ、稜威の義は已に傳十三に注せるを、尾羽張の尾は鋒端を云ふなる可し、神名式に伊豆國田方郡劍刀乎夜爾命神社と云ふ有は、尾彌姸にて鋒端の美麗しきを云ふなり、萬葉七（廿六丁）に、劍後、鞘納野爾と有る劍後も、劍尾に同じくして鋒端より鞘に納むる者なる由の續けたり、偖上代の劍の形はしも萬葉十一（十三丁）に、劍刀、諸刃利、又（廿六丁）、劍刀、諸刃之於背と有るが如くに兩刃なりしかば、彼不動の利劍など云ふ狀に鋒の方の兩方へ張出たる物なりければ、此を以て尾羽張とは云なり、又其を此に稜威雄走神と申せる雄は穗の言に同じきにや、神名式に和泉國日根郡火走神社と申す有るは、風土記に所レ祭軻遇突智也と云へるは、若くは其斬り給へりし尾羽張の御靈を祀れるより神名の混れたるにて此の雄走と同義なるにや、右に尾と云る鋒なる所即ち穗なるにて、鋒槍などに穗と云ひ穗先と云へる是なり、此は垂仁天皇三十九年御紀に五十瓊敷命居二於茅渟菟砥川上宮一作二劍一千口一と有る、其時などに祀らせ給へるにこそ有りけめ、偖古き節用集に劍を刄速と訓めるを、說文に銳利也と注し、今も刀劍に銳走と云ふ事の有るをも思ひ合す可きなり、然れば尾羽張は劍の形に就て云ひ、雄走は尖鋒の銳利なる謂を以て稱奉れる御名にぞ有りけらし、（記傳に、走は劍の利を云ふ、利は疾と同言にて走と意同じ、俗に口疾く物言ふを口の走ると云ふに同じ」と云

れしは氏る言にて顕之情末に、只上方言の目にて、走る時の脚へ心得て云々、又、此方も走る時の前長にと言云々、又行頭の走る脚引く状なと云々」と有るも、行は手早に、事を速らするを云なり、又古今集序に、人に進む時の前には目四十二丁、聞え火に心を付け居り（又は其子に、賤しき物を火と有などは、火の中へ何等を主火と云ふなり、其外走る事に走るなど云ふ事も物の速く進み到る意なり） ○萬葉日本の名は、傳八に已に進るが上にも少か注し置る可し、先づ萬葉と続けたるは、古事記夢代志斐の前に萬速之多気佐波夜遅奴美神と申す神名の萬葉は此を簡反に云るなり、其神名の速之は意語にて、武と續けるなり、備此意と云ふ語はしも記傳五（七十三丁）に、美迦は伊迦に通ふ言なり、舒明天皇前御紀に簾李、此云伊布之保虚、皇極天皇前御紀に重日、此云伊柯之比、又祝詞に伊賀志御世、又空穂保藤に、斯る程に東國より都に簾有る人、翫ひ殆むと思ひて四五百人の兵にて云々、恐ろしげに厳き者共一山に充て、目に見ゆる鳥獣をも嫌はず殺し食へば、源氏葵（十八丁）に、彼様君と思しき人の甚清らにて在る所に行きて、左右引揺ぐり、現にも似ず猛く厳き一向る心出来て打揺ぐるなど、手習（六丁）に、女児にや有らむ云々、いかつけきを頼もしう厳き状を人に見せむと思ひて」と有る伊迦使、又明石（九丁）に、厳めしき雨風雷の驚ろかし侍りつれば、云々」など有る伊迦是なり、其美迦と通ふ例は遅却県神祭詞に此の武甕槌命を武雷命と有り、又厳きを美迦と云ふ例は仁徳天皇十六年御紀歌に、「瀰箇始烏智、波利摩波揶摩智と有る瀰箇始報は、速と云はむ冀語にして、厳めしき潮の速きと云ふ義をなれ、神代紀に謂ゆる甕星も厳きを云ひ、甕草も厳く成くなり」（補注）と云れたるにて、美迦と伊迦と相通ふ由甚明らか也、其瀰箇始報と云ふ事は播磨風土記餝磨郡伊和里條に、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、

之、乃到二因達神山一、遣二其子一汲レ水、還來見二船發去一、卽大瞋怨、仍起二風波一追二迫其船一、於レ是父神之船不レ能二進行一、遂被二打破一（中略）爾時大汝神謂二其妻弩都比賣一曰、爲レ遁二惡子一、返遇二風波一、被二太辛苦一哉、所以號曰二瞋塩一曰二苦濟一と有て、瞋鹽は瞋塩と云ふ事なりければ、實に甕を嚴と說かれたる事妙なりとも妙なりけり、伊美迦は眞氣なり伊迦は彌氣なり、共に神氣の内に充滿て身の外に張出るが故に人其氣に壓はれて伸ぶる事能はず、卽ち勇み健き謂此に在る事、此下に武甕槌神の此神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一而、吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨と有る、卽此に謂ゆる美迦と伊迦との義を盡せる物と思ふ可くなむ有りける、下條見合す可し、（凡て此氣を伸ぶると屈まるとに依て、勇と怯きとの差は有る事なるを、世人唯に形をのみ云ひて氣の事を少か云はざるは如何なりける事ぞや、傳八卷見る可し）速は迅速の義なり、速素戔嗚尊速玉之男命速秋津日命など御名の上に置ける有り、火之夜藝速男神など言の中に置けるも有り、皆同じ事なり、右の速男は平家物語に院中の速り男の者共、源平盛衰記に速り男の若者廿五騎云々、と有る是なり、又平治物語に大刀の鬪の者早走の手利有り、」と云ふは更にて波夜理加と云ふ事有り、帚木（廿丁）に、聲も早りかに云ふやう云々、紅葉賀（廿六丁）に、人に從へば少し早りかなる戲言など云交して、末摘花（十七丁）に、女君の御乳母子侍從とて、甚早りかなる若人、其心元無く側痛しと思ひて、若菜上（百八丁）に、女の事を早りかに走り書て云々など多く、又波夜理心と云ふ事有り、末摘花（十四丁）に、然る可きにて、假にも御在し通はむ者、皆ぬ給ふ可き人無しなど、仇めきたる早り心は打思ひて」と見え、又唯に波夜流と云ふ事有り、空穗國讓下に、御炬火を點し渡して速る馬に乘り云々、國讓中に、面白き手を遊ばし早りて、人の有無も知しめさず、落窪一に、此頃御心逸り出て氣

如早り在りと見ゆやと覚へば、[illegible]云へる[illegible]も此の[illegible]も同じ事なるにて、[illegible]に[illegible]る[illegible]

久[illegible]にあらずして、[illegible]に日と云ふは[illegible]る[illegible]と云へる者なる[illegible]、[illegible]に[illegible]ける[illegible]十六[illegible]の[illegible]

[illegible]に[illegible]の[illegible]に[illegible]の[illegible]ける[illegible]、[illegible]に[illegible]を[illegible]ける[illegible]一なる[illegible]は[illegible]

なる也、其[illegible]八、其内に[illegible]せる[illegible]を見合せて[illegible]る可し、[illegible]に、[illegible]部[illegible]郡[illegible]（中略）[illegible]

高峯、[illegible]天[illegible]、名稱[illegible]日[illegible]命一名[illegible]命、[illegible]天降、[illegible]八[illegible]之上、[illegible]、[illegible]

小便之時、令[illegible]、近[illegible]人[illegible]、其[illegible]、遣[illegible]大連[illegible]、今[illegible]、百[illegible]

寒、[illegible]、[illegible]合[illegible]、宜[illegible]可[illegible]高山之[illegible]、於[illegible]、[illegible]、[illegible]

者[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]存[illegible]之、凡[illegible]過[illegible]、[illegible]、無[illegible]峰上、[illegible]、[illegible]今[illegible]之、[illegible]

小河[illegible]河、と有る[illegible]日[illegible]命は[illegible]日[illegible]には[illegible]し坐さゞるか、其[illegible]八[illegible]の上に[illegible]し坐すと云ふも[illegible]

る可く[illegible]ゆ、[illegible]天皇四十年[illegible]に日本武尊の[illegible]一[illegible]於[illegible]下[illegible]と有るも、[illegible]に[illegible]ひし[illegible]なれはなり、[illegible]日男

は此の[illegible]日と同じきを、[illegible]の[illegible]に見る可し、亦名を[illegible]命と申す、此は[illegible]別にて[illegible]など云ふ如く

[illegible]成の[illegible]そかに御在し坐すを以て[illegible]せるなる可し、[illegible]名を[illegible]と云は[illegible]の[illegible]ゆるたと、[illegible]日神に[illegible]に

似寄しきが上に、此尊の[illegible]の[illegible]に[illegible]すなどにも由有る事なり、[illegible]に久[illegible]郡[illegible]御在し坐す

を、常陸國廿八社[illegible]記に[illegible]、今[illegible]也、[illegible]命一名[illegible]命、[illegible]日[illegible]、[illegible]之[illegible]

[illegible]高峰[illegible]と注し、[illegible]に[illegible]に在り、立[illegible]男命一名[illegible]別命と有り、然るに[illegible]の[illegible]に、[illegible]今[illegible]

郡宮田村、有二神峰山一、蓋是也、山上有レ社、謂二神峰山權現一、宮田助川會瀬三村之鎭守也、例祭四月十九日、山下造二假殿一、迎二神輿一、十一日還輿と云へれば、右の說々とは別なるが如きを、今考ふるに賀毗禮之峰は神體の御坐所にて、神籬をば其薩都神社にて令レ祀給へるにこそは有りけめ、借薩都と佐須とは音甚近かりければ劍の神籬を祀る謂にも合へり、神武天皇戊午年御紀に謂ゆる神籬を古事記に此刀名云二佐士布都神一と有る佐士は、劍の名たるに思ひ合す可きなり、都と須と通ふ例は傳廿一に注せるが如く寸斬の寸を都多々々とも須多々々とも云へる例是なり、續後紀に承和十三年九月己亥朔丙午、奉レ授二常陸國勳十等薩都神從五位下一、三代實錄に貞觀八年五月廿七日庚午、授二常陸國從五位上勳七等薩都神正五位上一、同十六年十二月廿九日癸未、授二常陸國正五位下勳十等薩都神從四位下一と見えたる、承和と貞觀との間に神階を進められけむが脫たる可く、又次の勳位にも少か疑ひも有れども本の任に擧げつ、故此神社予が右に云所の如くは饒速日神の御社とては天下に唯此一所のみなりけり、(和名抄郷名に久慈郡佐野と有るは佐都を誤れるか、其次に都と云ふ有る上に佐の字を脫せるか、或說に其一字なるは一本に薩都と有りと云へり、東鑑には佐都と出たりとぞ、此所の說事實を克く辨へざる人は疑たりと云はむか、然れども考の及ぶ限は究めずは有るべからざるが上に、武甕槌神の正神の知られさせ給はざるを爭かも快しとは爲む、此を以て如此く明らめ奉りて神に質して予が本心疑はざるが故なり)○饒速日神は、良游本には熯を燒に作れり、瑞珠盟約章第三ノ一書に謂ゆる熯之速日命は同名にして異神なり、傳十六に注せり、借此神の名義は傳八に注せるが如く火速身にて、火の物を燒行く事の迅速なる狀に刀を以て物を斬斷つ事の鋭利なるを譬へたる御名なる事、火神の御名を古事記に火之夜藝速男神と申せるにも思合す

可し、古に云する佳字は失せたるに、古今集歌に赤火を焼み、枕草子に燧かしき物を火と共に、火の外に鋼をも云て云ふと見ゆ、景行天皇四十年紀に日本武尊の焼人を焼給へる所に、燧[illegible]と有るを倭姫命世記と同くみたるは、御名持に[illegible]、一云[illegible]と有る其の燧なるが、古の[illegible]に比べ考へるとも考へ可けむかし。延喜式に伊豆國田方郡[illegible]波[illegible]神社の[illegible]は[illegible]にて、竹と[illegible]く[illegible]なり、[illegible]は武甕槌[illegible]日命の御事と所見たり、此宣[illegible]に[illegible]神社、大[illegible]命神社御在しますなど[illegible]り、[illegible]十六（三十丁）に、佐[illegible]乃、[illegible]、吾可[illegible]、[illegible]、吾仕奉、吾[illegible]、[illegible]云々、吾乞[illegible]、[illegible]夜斯、云々、吾[illegible]者、御奈[illegible]須波夜志、吾[illegible]、御奈[illegible]須波夜之、吾[illegible]、[illegible]とあるは角をも毛をも[illegible]をも[illegible]る事を波夜[illegible]と云ふと古の波夜須と同言なり、（此波夜[illegible]は[illegible]にて[illegible]て帰申せるなり、古に注せるが如く此の日は刀の事なるを、上に[illegible]波夜須と云ふ時は[illegible]にて刀の事は聞ゆる故に[illegible]かれたる者なる可し、[illegible]神代本紀に亦曰[illegible]速日[illegible]と有る[illegible]は、[illegible]を[illegible]れるかと思ひしに、[illegible]に[illegible]けるにも[illegible]有り、[illegible]名に御在しますらむには古に注せる[illegible]の例なるも）〇武甕槌神の[illegible]は、武[illegible]又は古の[illegible]比波夜[illegible]命たま[illegible]御に同じ、傳十三及上に委しく注せり、甕の義は古[illegible]速日神の所に注せるが如く[illegible]なり、[illegible]には伊豆國[illegible]波[illegible]美[illegible]々命と申すは武甕々命と申す事にて正しく亦名と所見たり、[illegible]に[illegible]命と有るは[illegible]と申す事にて、此美[illegible]と伊[illegible]と通ふ例なり、[illegible]氏[illegible]（十八丁）に、[illegible]く[illegible]き一向る心出来る、打[illegible]ぐる云々と有るなども、此[illegible]御名の[illegible]きに由有り、[illegible]は大刀と[illegible]相通ふなり、傳八此神の御名の下に注せるが如く、古事記に[illegible]所[illegible]る刀、名[illegible]

天之尾羽張ト、亦名謂ニ伊都之尾羽張ニと有りて、御天降段には坐ニ天安河々上之天石窟ト、名伊都之尾羽張神云々、其神之子建御雷之男神云々と有る其伊都之尾羽張神は此には、稜威雄走神と有て、劔に因れる御名なるに併せて其神之子と云ふを以て、劔を以て此にも御名に負せ給ふ可き所以なるをも思ふ可し、若て彼十握劔の鋒より成出給へる由の故にや、經津主神はしも專鋒を以て御功を成し坐せりと思しきは、神名式に謂ゆる上野國甘樂郡貫前神社(名神大)を、一宮記に經津主命と有るに、本國神名帳には正一位拔鋒大明神と有る是なり、然して此武甕槌神はしも其鋒より成坐せる由を以て劔に依りて御功を立てさせ給へりと思しきは、神武天皇戊午年御紀に天照太神謂ニ武甕槌神ニ曰、夫葦原中國猶聞ニ喧擾之響ニ焉、宜ニ汝更往而征ロ之、武甕雷神對曰、雖ニ予不ロ行、而下ニ予平ロ國之劔ニ則、國將ニ自平ニ矣、天照太神諾と有て、師靈の御劔を天降させ給へる是なり、但其御劔を布都御魂と申せば本より經津主神の御靈を託させ給へれども、取擬はせ給へるは武甕槌神にて御在し坐す事の運びを思ふ可くなむ、此二柱神はしも右の如く出自各異には坐せども、御力を合せ御在し坐す狀に至りては實に一神同體の如く御在し坐す御事なりかし、(然れば同じ劔の用に於ても、貫前神と申せるからは突く事と斬つ事とは專經津主神主どらせ給ふ可く、伐つ事をば此神の主らせ御在し坐すと申せらむにも恐らくは僻事には非ざる可くや)〇此神進曰は、古事記には天迦久神を遣はして問はせ給へる事所見たり、然る時は右に注せるが如く稜威雄走神より先づ經津主神を抽出て薦め給へるを以て、此神の自進出させ給へる御事と所見たり、倍進とは素戔嗚尊は進雄尊の義なり、須勢理毘賣命は進姫命の由なり、皆御心の進りかにして健く御在し坐す謂なると同言なり、此第五ノ一書に故吾田鹿葦津姫抱レ子而來進曰、天神之子寧可ニ以私養一乎、故告ニ狀知ニ聞

と有るが如く、進日とは憤恨みて物云ふ時の事なり、大隈言別に、[illegible]と有て、[illegible]と云ふ[illegible]べたるに苦住を晴けなを云ふなり、萬葉三(三十八丁)に、[illegible]、[illegible](二十五丁)に、大御手、吾乃之間、[illegible]、九(三十三丁)に、[illegible]、又(三十五丁)亞八坂、須々[illegible]と有る類々語も此に同じ、源氏帚木(十三丁)に、其れ進みぬれば[illegible]に成りぬべし、又(三十八丁)に[illegible]て、皆人々童子に似つゝ[illegible]、明石(二十六丁)に、人[illegible]み參らば[illegible]にても遣るにしておと思せど、[illegible](廿二丁)に、少し煩らはしき気色にて、[illegible]しきの進み給へるにや、心苦しかるらむ、[illegible](十五丁)に、すゞきと云ふ言の云々、昔り進みぬる人の、[illegible](六十六丁)に、世中の[illegible]がましき名を取りしかども、[illegible]にて、此所[illegible]進み[illegible]しきにみし道を、[illegible]して有る状は、[illegible](四十八丁)に、色めかしげに、進みたる下の心取りて見ゆる有るを、浮舟(十三丁)に、物の床しき方に進みたる御心なれば、[illegible](十五丁)に、思ふ方別にも有らむを、進出て[illegible]うやなど[illegible]はせて云々」、など多かり、(物を進むと云ふも自進と云ふも同言にして、退の反對なりければ自然に順ざる意有るなり、又倉々流と云ひ須々流と云ふなども此と同じきなり)○貴嗟經津主神[illegible]丈夫[illegible]、吾寧丈夫[illegible]は、其權威[illegible]主神の經津主神を奉らせ給へる[illegible]より進出て申給へりし語言を以て天神に[illegible]せりしなる可し、倩丈夫を[illegible]と[illegible]む事は[illegible]第一ノ一書に出て、其事已に傳十三、十四に注せるが如し、此の[illegible]事は違へども神武天皇戊午年御紀に時五瀨命、矢瘡痛甚、乃撫劍而雄誥之曰、慨哉、大丈夫被傷於虜手、將不報而死耶と有るに似たり、自丈夫と云ふは物に憤恨む時か、又人の上を稱むる時かなどに多く云ふ詞なるを思ふ可し、故傳

足石歌に、麻須良乎乃、須々美佐陂多知、布賣智阿止奈、美都々志乃淡乎、今宍南阿布麻弖南、麻佐雷阿布麻豆旦、又、麻須良乎乃布、美於郡智阿止淡、伊波乃宇閇爾、伊麻毛乃已見利、美都々志乃爾止、（奈貝久志乃爾止）と有る歌も其手は釋迦を云ふなり、彼は丈夫と云ふべき者には非ざれども右上に是詩を載せるを以て稱なり、若て其下に手通奈伎奈、和禮闍於止禮智、比止乎於保美云々と有て、拙劣に對はせたり、古事記白檮原宮御巻に阿米都々、知杼理麻斯登々と有は、天地千人箇人にて、大久米命の當昔武勇の事共世に比類非ざりければ箇人と云へるにて、丈夫と云ふに應異ならざる者なり、（一條太閤御説に、孟子曰、富貴不レ能レ淫、貧賤不レ能レ移、威武不レ能レ屈、此之謂二大丈夫一と注させ給へる字義に就ても辨ふ可し、右の大久米命を謗るも其意味相似たる事にて、俗に一人當千の強者と云ふが如し）

○諱気をば、今譯本には伊伎那志と訓めるに從ふ可し、字鏡集に侻ノ字を訓めり、此篇五ノ一丁に有二靈異之威一と有に並べて、有三超二倫之気一と有る気是なり、借伊伎那志の例は遊仙窟に気調如レ兒、又は眉間木欄など有て、人の気勢を云ふなり、蜻蛉日記下中（五丁）に、鑑の事の風流と様々に多く人々の伊伎那志を聞くも哀れに在りさ、玉葉（四十一丁）に、今ぞ其條も大貳を傍らいたしく思ひける、況て臣が伊伎那志気はひ思ひ出るも忌々しき事限無し、榮花物語に、楊貴の女を得給ひてけり、其形秋月の山端より高く昇るむちして、其伊伎那志は夏池に紅の蓮の初めて開けたるにやと見ゆ云々」と有り、備右の玉蔓巻なるを一本に、伊伎麻伎し気はひ云々と有り、其音は若菜上（廿二丁）に、故院の御時に太后の坊の初の女御にて、伊伎麻伎給ひしかど、無下の末に參り給ひし入道宮に暫時は押され給ひにきかし、徒然草（百五段）に、上人は猶伊伎麻伎て、何と云ふぞ非信非學の男云々」など有り、奥御書に臨の遺る故に息の無くなれ

ば息を嘆くと云ふが如し、其を嘆ける時の声なるを、先は聞ゆる時の声を嘆すと云ふ意ならずし、伊佐に伊佐夜志と云ふは左右見回す時に意する如く、勇起と云ふ猶頭首にて其首の門に臨むゝを云ひ、伊佐は霧気にて霧気の発に成る義なり、故に神気の内に充つる時は自然其気外に進む故に此を伊佐牟とは云ふなり、又其気霧と義なり、又其気外に顕ふ語とるを伊佐佐比と云ひ、又自其気はいかに言ふにも色にも発見はすを伊佐夜志とは云ふなりけり、一書に全釋本の訓に依れるぞ、今本には某嘶気を伊佐登夜伊伎邪志と訓めり、通證に書紀集解云、神代紀と云へれば、唯に人の口気を考へて許登夜伊伎と云ふに当れるや、然れども此は唯に其神の気等を云ふなれば、伊佐とは云はずて有りなむ、私記には気嘶を伊支波之之と有れば、古の嘶気をば登夜伊伎と訓たるにこそ〇嘶嗟は、私記に波介之と有り、皇極天皇四年御紀賊臣入鹿を誅給ふ所に、中臣鎌子連嘶咀使ゝ勵と有は、人をして勵ましむるなるぞ、此は自勵み給へるなり、谷川通説に嘶嗟有レ所ニ感激ニ也と有り、實に然る言なり、字本（十三丁）に、此國の刷しき氣を形、字彙（二十四丁）に、雪俄に降亂れ、風など烈しければ、御遊び疾く止ぬ、末摘花（廿三丁）に、雪提ぎ雪れ甚じう降りけり、空の気色烈しう風吹荒れて、など許許に多かりければ挙ぐるに遑非ず、此は先に雄詰を大丈夫と爲て揃出させ給へるを見て、吾は大丈夫に非ずらむやと逆出させ給へる氣調の尋常ならざりしを云ふなり、字鏡集に嘶を波介志と訓み、又字類抄波夜志と云ふ訓有るは一連しと云ふに同じ義なるを思ふ可し、〇通證に嘆怩出ニ文選ニ、壮士不レ得レ志也と有り、口訣に嘆不レ得レ志、慨大息也と有るも右より出でたる可し、前間嘆慨闘レ義也と注せり〇岡閉ニ紀津牟国一、令レ平ニ葦原中国一と云ふ字、會伴邸と訓めり、全釋本に閉ノ字を飾書に當る其訓を注したる者なり、

右に注せるが如く經津主神を大將軍とし、此神を副將軍として差ㇾ遣しなり、然るに出雲神賀詞には天穗日命の見計らひ申給へるに、己命兒天夷鳥命布都怒志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、と有るを見れば、天夷鳥命は大將軍にして經津主神は副將軍に當る如くなれども、其天夷鳥命の任は上に注せる狀にて、此神は先に御父天穗日命と共に國形見に降らせ御在し坐して大己貴神と媚和し給へりし緣を以て、先導と爲て令ㇾ降給へれば征伐の事には係らせ給はざりけり、故其にても經津主神は大將軍の狀なり、古事記の趣は爾天鳥船神、副ニ建御雷神ニ而遣と有りて、天鳥船命を建御雷神に副へて遣はされし物から、其神は大國主神に國を避しめ奉る方にのみ係りて、國土の荒振神を言向させ給へる事は見えざりける者をや、（谷重遠說に以ニ天照太神ニ爲ㇾ君、高皇産靈尊爲ㇾ相、而擇ㇾ使三四、而始得ニ二神、得ㇾ人之難可ㇾ見、と云へるは、始よりの次第に其々の謂れ有りて此に至れる事を知らざる生賢しき僻見にて云ふにも足らず）〇古事記には故爾使ニ天迦久神ニ問ニ天尾羽張神ニ之時ニ答白、恐之仕奉、然於ニ此道ニ者、僕子建御雷神可ㇾ遣、乃貢進と有りて、其は天尾羽張神より薦け給へるなり、此には此神進曰、豈唯經津主神獨爲ニ丈夫ニ而、吾非ニ丈夫ニ者哉、其辭氣慷慨と有りて、自進み出させ給へるにて、經津主神に問はせ給へる事の無きは、此も本は古事記と同じ傳なりつらむを書されざるこそ可惜しき事なりけれ、其委曲なる由は右に已に注せるが、此は右に抄出たる文に依りて少か說せば得べきなり、其恐之仕奉は記傳十四（五丁）に「恐之は加志古志と訓むべし、如此言て即御𠇍を承はり諾なふ詞に成るなり、今世に畏まり申したと云ふも是より出でたり」と云はれたり、予が說は傳廿一に例を舉げて委しく注せるを、中昔にも多く此辭を用ひたり、續後紀一（七丁）宣命に、皇太子止成賜、因其

言賢まうさく、宇津保物語（四十二丁）に、「様々に畏まりて侍らふ」、同国譲上（十七丁）に、「殿上に畏まりて来りぬ」、又（五十五丁）北方大宮の御返し聞え給ふ、「畏まりて承りぬ」、竹取物語（十二丁）に、「翁畏まりて御返事申すやう」、枕草紙二（五丁）に、「定員なども八人こそ夜も更くれ云々、然るまに宮人の前に参りて畏まりたるも有るぞ」、源氏夕顔（四丁）に、「文使を事に畏まる」、同（八丁）に、「宿直の人々打畏まり、心ばへ有りつゝ讀るに」、浮舟（十一丁）に、「御覧はむ事に障りてむやと畏まり、畏まり申し侍らふ」などあるは皆此の意に同じ、又明石（五十一丁）に御消息を聞えあり、竹河（三十六丁）に、「然すがに婦なう思えし畏まりに」、若菜（廿六丁）に、「罪と許し御文を有る」、柏木に畏まり聞え給ふ、又（三十二丁）「恥かしげに侍れど、畏まりをだにとてなむ」、又（三十四丁）「言う御は寄給へる畏まりは、えさせむ」などある、是等は皆のみなるにて本より此と異ならず、（鈴屋説に畏まりは本の心は恐るゝ方より轉りたるなり、一には恐るゝ恐れ入るなり、二には謹まふ心、三には謝なふ事に云ひ、四には禁忌の事り、然事法の云分けの類、五には勘当の心なりと云へり、此勘当の心なるは宇津保源氏の光君こそ公の御畏まりにて、須磨の浦に物し給ふなれ、後拾遺夏に公の御畏まりにて、山寺に侍りけるに、荷花能上に、公の御畏まりにて侍りけるを、任上赦免と許して侍りければ、其悦びに五月五日詣りて詠める、賀補註に、知らぬ事を人の申せるに侍りて、白河院の御畏まりなる時云々、と有るなど公事に依りて慎しみ居るを云へり）任中は延喜十四（五丁）に、但有間往過冥率と為す事なり、寛雄天皇十二年御紀歌に、飫宴枳稠聞、柯梅倶都柯階擬謂異武、推古天皇二十年御紀歌に、阿之胡倶禹臣、實倶同時夫都頭阿武、鳥居枝彌臣など有りて、上たる人に事ふる筋には畏の事を云ふなり、都知間は賤に使にて君に仕はれ奉るなり」と有るが如

し、今其一二例を擧げてむには、古事記猿田毘古神段に、乃悉追聚鰭廣物鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之、中海鼠不白、又白檮原宮段に乘亀甲爲釣乍打羽擧來人、遇于速吸門、（中略）又問、汝者知海道乎、答曰、能知、又問、從而仕奉乎、答曰、仕奉と有を始として甚多く見えたり、記傳に然れば使と事と漢字は別なれども、下を使ふと上に被使ると云ふ狀の異れるのみにて言の本は一なり、借當相聞等を中昔よりは都加字奉と云ひ、又其字を牟に轉じて都加牟奉と云ひ、又其牟を略きて都加麻都留と云へり、如此言の轉れるのみならず、漸に轉り來て今は都加麻都留と都加閇麻都流とは甚く別にて、同言とも聞えぬが如く成れり」と云はれたり、（又宰(ツカサ)と云ふも仕長の義なる可く、主(ツカサド)ると云ふは仕長執なる可く、遣(ツカハス)と云ふは使是の意たる可くして、本は其同言に出でたりし者と所見たり）此道は記傳に葦原中國に行く事を云ふ、凡て物へ行く事を指して道と云へる事、萬葉六（二十五丁）天平四年天皇賜酒於節度使卿等御歌に大丈夫之、去跡云道曾、凡可爾、念而行勿、大夫之伴、と詠ませ給ひ、古今集に人遣の道ならなくに、と云へる類歌にも詞にも多在り、漢文に此行など云ふ行字に當れり」と云はれたるは然る言なるが、予が思ふ所は其とは別なり、此稜威雄走神はしも伊邪那岐大神の火神を斬らせ御在し坐むと爲させ給ふ御慫に依りて成出させ御在し坐しけるが、即十握劍と成りて火神を思ほすが如く斬り給へりけるに、其血の劍鐔劍鋒より垂落れるが天安河の五百箇磐石に激越て、經津主神武甕槌神の各祖神としも成出させ御在し坐しけるが、其磐裂神根裂神はしも磐を裂き樹を裂かせ給ふ由にて劍神にて渡らせ給ひ、其子磐筒男神磐筒女神も謂ゆる石槌の神なる由にて同じく劍神にて御在し坐し、其子經津主神はしも物を斬なす事を主らせ給ひ、又戎を以て物を貫裂く神にて御在

しかして、其の[illegible]に[illegible]ふ神に[illegible]る[illegible]く、又猿田彦神と申すは[illegible]なり、猿田彦神と申すは其の[illegible]く[illegible]く[illegible]と申す所以なり、[illegible]を[illegible]て[illegible]を御[illegible]て、此[illegible]神を[illegible]の[illegible]に[illegible]なしさま[illegible]を、其[illegible]を[illegible]れ行く[illegible]は唯此[illegible]の[illegible]に因りて[illegible]させ給へりけり、[illegible]を以て[illegible]の所[illegible]にも此[illegible]て申されけれ[illegible]に[illegible]なる[illegible]を以て[illegible]り知るべきなり、[illegible]にて[illegible]原中國を[illegible]向には[illegible]に先づ此神にこそは[illegible]命[illegible]せ給へるなりけれ、然るに此神より[illegible]神[illegible]には各[illegible]て用ひさせ給ふ可き道有るが故に進め申されし者と見ゆれば、此に猿田彦神の於二此道一者と申給へるは、葦原中國に降りて從國[illegible]を征伐て事向る事を指し申させ給へるにて、唯に其國を指して道と申給へるには非ず、其國にて行ひ給ふ可き事業を指して道とは申させ給へるなりけり、(又古事記水垣宮段に東方十二道と有は東方十二國と云ふに同じく、孝德天皇大化二年紀に東方八道と有るは東方八國と云ふに異ならず、又東海道東山道の如きは更なり、道口道中道後と云ふは京畿より四方に至る道路を以て云ふ時には在れども、其道路を以て定むるは皇京より各其住に就て今赴るに起れる由傳十四卷十六丁に注せる如くなれば、其も國宰の任國に赴きて治むる方の道なる謂なるをも思ふ可し)借諸の事業を指して道と云ふは八洲起原蔓部五ノ二十一丁に[illegible]時有二鶴使一、[illegible]來[illegible]其首星、二神見而學之、即得二交道一と有るを始として、四神出生章第十一ノ二十一丁に、又曰[illegible]合二其[illegible]一、便得二抽[illegible]一、自レ此始有二夫婦之道一焉と見え、又俗に手習を[illegible]む事は更なり、凡て人の事業の上に就て某道(ナニノミチ) 道(ソレノミチ)と云ふ事の今古共に

多在る共は佐知と云ふ事に似たり、其は傳十八、廿八に注せるが如く、海宮遊行章に、兄火闌降命自有二海幸一、弟彦火火出見尊自有二山幸一と見えたる幸にて、神隨にして稟賦たる俗に謂ゆる得手の事有るを云ふなり、假令ば手書く事に巧なる有り、書讀む事に得たる有り、其手書く中にも各持前と云ふ事有りて漢様を能く爲るも有り、和様を能く書くも有り、又書讀む中にも漢籍に長る者有り、和書に曉き者有るが如く、其性に得て成し行ふ中にも各別々有りて一途には定む可からず、人各其一を得て終身の事業と爲る事にして、各其業を成し遂ぐる上に於ては父此を子に授く可からず子此を父に受くべからざるの妙用有に至る、是我に在る所は人に非ず、人に在る所は我に非ず、其事を其人と限るが如くなる故に幸と云ひて實は狹道の謂なるなり、然して其成し行ふ事業の上より云ふ時は道なり、手書く事書を以て世を渡り書讀む事業を以て身を營なむが故に、佗よりは此を道の人と云ひ、我よりは此を道を行ふと云へるが、佐知は性に就きて狹きを、美知は業に就て廣き稱なる者なりけり、然れば此に稜威雄走神の此道としも申給へるは武事の上を指し給へるにて、其經津主神と武甕槌神を竝べて奉らせ給へるも、片方は戈に片方は劍にと其持別て仕奉る可き道有るを以てなる事有に注せる事共に合せて思ふ可き者なりかし、是皇祖天神の産靈を以て世中に人類を生出しめ給へるに人に各別なる幸を賜ひ任して、其道を令レ成給ふ天極の微妙なる御旨なり、忽卒に心得べからず、如此くして其人毎の事業格別なりと雖も、其本を推究むる時は古事記國生段に、於レ是天神諸命以、詔二伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修二理-固-成是多陀用幣流之國一、賜二天沼矛一而言依賜也と云ふ御旨に由りて、孝徳天皇二年御紀に謂ゆる惟神謂下隨二神道一、亦自有中神道上也、と見えたる神道にして、天神御子の天下萬國を統御めさせ御在し坐す天地の大道

甚なり。（言葉は非々の此書に有り、千此の所にて初めて天下の道の道たる所以を且々も明らかに知れるなり、已に總論にも注せるを初めて其事の條々に云へる事にては在れども、云へど云へど云ひ足らはぬ心ちの有る所にて、千に此に古事記をも取交へて注さずては得有らぬ所なるを以て少々云へるのみ）

二神於是降到出雲國五十田狹之小汀。則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端而、問大己貴神曰。高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神、駈除平定。汝意何如。當須避不。時大己貴神對曰、當問我子然後將報。是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗（三穗、此云美保。）之碕。以釣魚爲樂。（一云、遊鳥爲樂。）故以熊野諸手船（亦名天鴿船。）載使者稻背脛遣之。而致高皇産靈尊勅於事代主神。且問將報之辭。時事代主神謂使者曰。今天神有此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬（柴、此云府璽。）蹈船枻（船枻、此云浮那能倍。）而避之。使者既還報命。

經津主神武甕槌神二神を將軍とし、稚背膩命亦名天夷鳥命亦名大鳥神を案内者として天降し遣して、大己貴神に國避の御事を問聞えさせ給ふ、此件に就て昔より其神をも荒振神に列ねて語成すが故に、此に二神の天降らせ御在し坐しける事實に於ても甚貴從ざる事共多く變れりけり、抑大己貴神と申すは上に注し奉るが如く皇祖天神の御命を以て國土を經營らせ給ひ、御父素戔嗚大神の御事依を奉りて大國主神と成らせ御在し坐し、其后神と申せば彼御誓の時生坐せりし三女神にて渡らせ給へれば、天照太神の御女とも申奉る可き程の御事に渡らせ給ひ、然のみならず上章第五ノ一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有二金銀一、若使吾兒所レ御之國、不レ有二浮寳一者、未二是佳一也、と詔給へりし吾兒と申すは天尊御子にて、天忍穗耳尊をたゞ指し奉らせ給へりける、又瑞珠盟約章第三ノ一書に謂ゆる日神の御言に、汝三神宜下降二居道中一、奉レ助二天孫一、而爲二天孫一所レ祭也、と詔給へる天孫は、即右の天神御子にて渡らせ給へれば、其事を大己貴神の爭でかは所知看す御在し坐さむ、斯れば皇祖天神の詔命に依て、天神御子の所知食させ給ふ可き大御食國を掠奪ひ奉らせ給ふなどゝ申す如き惡しき御心共の御在し坐さざりけむ事、此始に遣はされし天穗日命御父子二神も本より諸神に傑れたる神にて御在し坐すに、終に復奏申さで止ぬる物の如く思はれ奉る計り此國に長居し給ひて其御許に媚附て御在し坐すと云ふは、已に其時より國避の御綾略に已に相議り置かせ給へるなりけり、偖其天穗日命御父子の復奏させ給へる趣に從ひて經津主神武甕槌神を天降させ御在し坐しける由は上に已に注せるが如し、實には其二神を遣はさると云ふも大己貴神より始終の治まりの爲に請申されしとも云ふ程の御事にて、此國避の事共を其御子事代主神に問はせ給ふなども御自は爲させ給はず、直に天神の御使を以て令レ聞て其報命の言をも天神の御使より聞かせ

給ひて、己命の御心ばへを定きて顯し奉し給ふ、此に於て大己貴神の國上より天神に言寄りて、少かも拒み防ぎ奉給ふ御心の御在しまさりし事を見奉り知るべき也、然る時は天之鳥船一神を降されても其事の調ふ可きに、更に天神より又更に勇き二神を天降し給へるは何の意ぞと云に、古事記に見えたる如く其子建御名方神の如きは猛みて從ひ奉らず、且に大己貴神の子等すら斯る有り、況てや其他の惡神等の國に多く在りける事なりければ、其を悉くに鑑悉平定るに非ずしては、現人神の所知食す可き天下とは成るべからざるが故なりかし、（然るに大己貴神の天下を經營せ給ひし頃には岩根木立草の片葉に至る迄も言語したりけれども、其を鎭め給ふは神なり、又其臣の人は悉くに神なりければ然のみ害には成るまじけれども、人世と成りては蒼民共に人なりければ、然る妖しき者をば幽に屬けて顯には令ㇾ出給はざる制度を行はせ給ふ為なり。然れば此二神はしも幽と顯との境を定め立てさせ給へる故にさも見奉らむも異事には非ざるなり）備此國讓の事件に就て其次第を分けて心得べき事共凡て十二條有けり、第一には星神香々背男の事なり、此下なる細書に、一云、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了、其所ㇾ不ㇾ服者唯星神香香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命一者則服、故二神登ㇾ天也と有て、此は大己貴神の百不足之八十隈に隱らし給ひし坐せる後の事と爲るを、第二ノ一書の趣は然らず、天神遣經津主神武甕槌神、使ㇾ平定葦原中國、時二神曰、天有惡神、名曰天津甕星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有て、前後に大なる違有るなり、先づ此事を定む可し、然るに此に二神の天降り坐す際天に星神香々背男と云ふ有て、天神の御令に順ひ奉らざりしかば、其言向をば倭文神建葉槌命に託て言向しめて、二神は共に係列はせ給ふ事無くして直に出雲國へ天降らせ給へるが故

に、建葉槌命は大己貴神に神問せる御政には預からせ給はざりしなゝめり、其事は下に云ふべし、若て倭文神は後取神と申す事にて、軍に先に前むを先鋒と云ひ後れて行くを後殿と云へる是なり、是亦二神の天夷鳥命を案内として天降り來坐せるのみならず、先陣後陣各隊伍を成して天降らせ御在し坐しける趣を知る證なるなり、且國土に邪神惡鬼の多在るには中天にも然る妖怪の在りて此に靡へけるから、其邪神及草木石類を誅なふには必先づ星神をこそは令平給ひけらし、(然れば此傳は第二ノ一書を此に取りて心得べし、但其には二神の言向させ給へる由なるは事の脱て傳はらぬにぞ有るべき、其には此下に倭文神建葉槌神と有るなむ實に宜しき)第二には大己貴神には神問の事なり、此に二神於是降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍倒植於地、踞其鋒端而問大己貴神曰、高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、駈除平定、汝意何如、當須避不時、大己貴神對曰、當問我子然後將報と有る、此事第一ノ一書には、故天照太神復遣武甕槌神及經津主神、先行駈除、時二神降到出雲、便問大己貴神曰、汝將此國奉天神耶、以不、對曰、吾兒事代主射鳥遨遊在三津之碕、今當問以報之と有り、古事記にも、是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而、拔十掬劍、逆刺立於浪穗、趺坐其劍前、問其大國主神言、天照大御神高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜、故汝心奈何、爾答白之、僕者不得白、我子八重事代主神是可白云々と有りて、傳々に少かの異同は有れども此の御答の實に如此くこそ御在し坐すべき御事なりけれ、然るに此第二ノ一書には、既而二神降到出雲五十田狹之小汀而、問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶、以不、對曰、汝二神非是吾處來者、故不須許也、於是經津主神則還昇報告時云々と有りて、上件の傳共とは異なり、若如

此くならむには、事代主神などに問はせ給ふにも有らず、大己貴神と二神との問答にて然定まれる上は、何事に沙汰し給ふ可くも非ざる事なる者とや、然る時は何れにて事の違は有けると云ふに、右の經津二神言天事汝意若何不須許と云ふは、凡ての事に二神の詔命を畏まり奉らせ給ふ此大己貴神の平生の御言の状に合はざれば、是恐らくは此は後に此所の状に依りて仕奉したるなる可からむ事夫々に記くべきなり、(又此に事代主神に申さしめ給ふ事の見えざるは始より傳はらざるか、又は他の傳々に其事の委しかりければ之を省くとて右の御對の此に一に成れるか、何れにしても此にては事代主神の後に從らせ給ふと云ふ事の少か叶はぬ心ちす)第三には事代主神に諮問し給ふ事の消息なり、此傳にては是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂(或曰鳥遊爲樂)故以熊野諸手船(亦名天鴿船)載使者稻背脛遣之、而致高皇産靈尊勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、蹈船枻而避之、使者既還報命と有る、此稻背脛命は上に謂ゆる大背飯三熊之大人の事なるを、古事記には天鳥船神と云ひたり、御大之御前の事なる由上に注せるが如し、若て第二ノ一書には、乃遣使人訪焉、對曰、天神所求、何不奉歟、故大己貴神以其子之辭報于二神と有りて、甚く省略たる傳なり、古事記には右に引る續きに、僕者不得白、我子八重事代主神是可白、然爲鳥遊取魚而往御大之前、未還來、故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神而問賜之時、語其父大神言、恐之此國者立奉天神之御子、即蹈傾其船而、天逆手矣於青柴垣打成而隱也と見えたり、此にては事代主神を大國主神の御許に徵來て問はせ給へる趣なり、然らば五十田狹之小汀にての事なり、然れども其は此正書の傳の方然る可くぞ所思えた

りける、（三津之碕と有るも一の傳なる可し、其は出雲風土記に島根郡御津濱と云ふ見えたる、其を云ふか、然れども其は此神に由有る地には在れども、正書に三穗と有る方正しきにや、傳卅卷に委しく注す可し）第四には建御名方神の事なり、此は御紀には凡て傳はらぬ事なるを、古事記にのみぞ委しく傳はれりける、今此に補ひて見ざる時は凡ての條理通え難かり、其次に云はく、故父問㆘其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖、亦有㆓可㆑白子㆒乎云、於㆑是亦白云、亦我子有㆓建御名方神㆒、除㆑此者無也、如㆑此白之間、其建御名方神、千引石、擎㆓手末㆒而來言、誰來㆓我國㆒而、忍忍如㆑此物言、然欲㆑爲㆓力競㆒、故我先欲㆑取㆓其御手㆒、故令㆑取㆓其御手㆒者、即取㆓成立氷㆒、亦取㆓成劍刃㆒、故爾懼而退居、爾欲㆑取㆓其建御名方神之手㆒、乞歸而取者、如㆑取㆓若葦㆒、搤批而投離者、即逃去、故追往而、迫㆓到科野國之洲羽海㆒、將㆑殺時、建御名方神白、恐莫㆑殺㆑我、除㆓此地㆒者、不㆑行㆓他處㆒、亦不㆑違㆓我父大國主神之命㆒、不㆑違㆓八重事代主神之言㆒、此葦原中國者、隨㆓天神御子之命㆒獻と有る是なり、此に據る時は事代主神は已に語㆓其父大神㆒言、恐之、此國者立㆓奉天神之御子㆒と有りて、其父大神に國避の御事を申し進め給へるが如くなれども、本より其御心にて御在し坐すが故に、御子等にも大義を誤らせ給ふまじく常に宣ひ掟させ給へりけむから、不㆑違㆓我父大國主神之命㆒とは申されたるなり、然れば此より以前に僕者不㆓得白㆒と有るは拒ませ給へる狀なれども然に非ず、己命の御心は始よりして此國土は天神御子に奉らせ給ふ爲に維持らせ御在し坐しけるなるを、然計にも等かせ御在し坐して大凡の功績を天下に建てさせ御在し坐すを、容易く避奉らせ給はむは容易からざる御事なるが故に、先づ事代主神に問はしめ、次に建御名方神にも快く國を避しめ給へらむ爲に、此にて天より降來坐せる二神に萬は打任せ給へるなり、此事早くは大國主神の

神なるを知り奉る可き由縁なれ、然るにても世々を經る御事なりかし、（此事天神本紀に出でたるに委く古事記よりも分別たるに託しても此書を引きし、なほ今も古同に有るを、右の今文の傳を加へずして此に擧ぐる故に下に註しておかず）古事記には大己貴神の御子の御言なり、此には其事代主神の事を漏れたるに因て、故大己貴神則以其子之辭、白於二神曰、我怙之子、既避去矣、故吾亦當避去、と見えたる所に當りて、古事記に、故更且還來、問其大國主神、汝子等、事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巣而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多迦斯理而、治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、亦僕子等八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と所見たる、此御事御在し坐して直に隱れさせ給へるが如く見ゆれども然らず、右に僕者於百不足八十坰手隱而侍と申し給へるは、此第二ノ一書に見えたる天神より歸きせ給へる御命を下し給へる其報告に、於是大己貴神報曰、天神勅教慇懃如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、と有る幽事を治めさせ給ふ可き由を申させ給へるなりけり、即出雲國造神賀詞に天穗日命の、己命兒天夷鳥命布都怒志命を副へて天降遣して荒ぶる神等を撥平け、國作らしし大神をも媚鎭めて、大八島國現事顯事令事避と有る如く、天穗日命より受繼ぎて天夷鳥命の大己貴神を媚鎭め奉りて、今迄其大神の現人神にて所治りし現事顯事を事避しめ奉ると云ふは、謂ゆる幽事國事を所知看せ奉る謂にて、其御契約此に成れりしかば二神此に於て一度天上に復命し給へるなりけり、右の一書に於いて、是經津主神則還昇報告、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更

條々而勅之、と見えたる是なり、(同じ事なから第一ノ一書に、故大己貴神以二其子之辭一報二乎二神一、二神乃昇レ天、復命而告之、曰二葦原中國皆已平竟一と有るは、全く事訖れりし時の事にて、此なるは此大己貴神の言に就て此に其議計らふ可き旨を伺に上り給へるにて別なり、)第六には天神より行ひ下し給へる此時の大御言なり、其は第二ノ一書に、[illegible]天神より故更條々而勅之、夫汝所レ治顯露之事、宜三是吾孫治二之、汝則可三以治二神事一、又汝應レ住天日隅宮者、今當供造、即以二千尋栲繩一結爲二百八十紐一、其造レ宮之制者、柱則高太、板則廣厚、又將二田供佃一、又爲二汝往來遊レ海之具一、高橋浮橋及天鳥船、亦將二供造一、又於二天安河一、亦造二打橋一、又供二造百八十縫之白楯一、又當レ主二汝祭祀一者、天穗日命是也、と見えたるは、經津主神武甕槌神の天神の御命を持て遣降り給ひ、大己貴神の先に乞ひ給ふ時に任せて其御返事を如此く仰下されたるなり、然して出雲風土記に楯縫郡所三以號二楯縫一者、神魂命詔之、十足天日栖宮之縱横御量千尋栲繩持而、百結々八十結々下而、此天御量持而所レ造二天下一大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之、爾時退下來坐而、太神宮御裝束楯造始給所是也、仍至レ今楯桙造而奉二於皇神一、故云二楯縫一と見え、又出雲郡杵築郷、郡家西北二十八里六十歩、八束水臣津野命之國引給之後、所レ造二天下一大神之宮將レ奉、而諸皇神等參二集宮處一杵築、故云二寸付一、(神龜三年改レ字杵築一)と有るなども此時の事にて、此大己貴神を國避らせ奉るとしては、其神の申させ給へる任に先づ其造宮の御事を最初に仕奉られしにて、此には稍背脛命は更なり件の二神を差揆而を擧げさせ給ふ事をばさにして、專此御事をこそは急ぎ仕奉らせ給へりけめ、其趾は同郡美談郷、郡家正北九里二百四十歩、所レ造二天下一大神御子和加布都怒志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐二郷中一、故云二三太三一、(神龜三年改レ

字須波こと所見たる、和加布都努志命と申すは、上件國魂神の御子[illegible]明神た
ど申す御子の御名なるにて、然も[illegible]の御子に坐しましけむを、此の御神より[illegible]に[illegible]させ給へる
故其として仕奉られければ、自然に其神の御子とこそは申せりけれ、實には大神に坐す神なり、然して[illegible]御田と
云ふは、此の第二ノ一書に[illegible]と有るにて、後世に謂ゆる[illegible]に[illegible]か、右の作
[illegible]の下に八束水臣津野命と國引坐し[illegible]と云ひ、[illegible]の下に[illegible]と有るは、其處々に云ひ傳ふる任に皆
せる事なりければ信る可からざるなり、[illegible]に謂ゆる[illegible]社、[illegible]に御坐しますが、同社[illegible]
社と有るは[illegible]の事を以て仕奉られし事に坐すにや、播磨風土記[illegible]里の下に[illegible]日女道丘と有
りて、古には[illegible]を比賣道と云へりと見しければなり、又並びて[illegible]社も云
許村に坐せり、右の御佃田の由に依りて大己貴神を[illegible]神として祀れるか、又二十二神注式[illegible]に[illegible]天照大神子
穗日命と見えたる是か、（下に云ふ可し）第七には右の天神の御勅に從て大己貴神より御對申させ給へる御事なり、
右に引る第二ノ一書に、於是大己貴神報曰、天神勅教慇懃如ㇾ此、敢不ㇾ從ㇾ命乎、吾所ㇾ治顯露事者、皇孫當ㇾ治、吾將
退ㇾ治ニ幽事一、乃薦ニ岐神於二神一曰、是當ㇾ代ㇾ我而奉ㇾ從也と有るは、此に大己貴神の、故吾亦當ㇾ避、有ニ吾防禦者一、國中
諸神必當ニ同禦一、今我奉ㇾ避、誰復敢有ニ不ㇾ順者一と有るは、右に天神勅教慇懃如ㇾ此、敢不ㇾ從ㇾ命乎、と有る事と同じ
く、又に乃以ニ平ㇾ國時所ㇾ杖之廣矛一授ニ二神一曰、吾以ニ此矛一卒有ニ治功一、天孫若用ニ此矛一治ㇾ國者、必當ニ平安一と有る
は、右に乃薦ニ岐神於二神一曰、是當ㇾ代ㇾ我而奉ㇾ從也と有るに當れるを、扨此のみはしも大倭神社注進狀に、傳聞、八千

戈神者、大己貴命以二廣矛一爲レ杖、令レ撥二平葦原中國之邪鬼一、其時大己貴命號曰二八千戈神一と所見たるが如く、此神の八戈神と聞えさせし時杖歩行かせ給へりし神物なる由傳廿七に注せるが如し、然るに其事には此神の御靈を託させ御在し坐すが故に、國土に在內る荒振神にしも其御神威を畏み怖るゝ故有るを以て、二神に萬めて其廣矛を奉らせ給へる由、已に傳八叉上に委しく注せるが如し、然れば二神の荒振神を御言向爲させ給へるにも、大己貴神の御力を副させ給へる御事にて、右の天神の御虜分(ミサキ)御在し坐る後の事と見えて、其出雲風土記に、意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十步、所レ造二天下一大神大穴持命越八口平賜而還坐時、來二坐長江山一而詔、我造坐而命國者皇御孫命、平世所レ知依奉、但八雲立出雲國者、我靜坐國、靑垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云二文理一（神龜三年改二字母理一）と有るは、已に國土を事避り聞えさせ御在し坐し乍ら、猶越八口は國作坐しゝ始より其大神所知食し御在し坐すが故に、國避の以前に如此く御言向の御事は御在し坐しける也、其由は此の因も有りて傳廿八に已に注したりき、（又同郡拜志郷、郡家正西廿一里二百一十步、所レ造二天下一大神命將レ平二越八口一爲而幸時、此處樹林茂盛、爾時詔云、吾御心之波夜志詔、故云レ林、神龜三年改二字拜志一とも有り、其記に八十神を言向給へると此に有るを以ても、大凡ならぬ兵器にて在りしを思ふ可し、大己貴神如此く天神の御爲に至忠を盡させ給へる者を、人は知らずてなむ）第八には大己貴神の天日隅宮に鎭らせ給へる御事なり、此御紀には今我當三於百不足之八十隈一將二隱去一矣、言訖遂隱と有る是なり、第一ノ一書には、吾將二自レ此避去一、即躬披二瑞之八坂瓊一而長隱者矣と有る、此披の字を後に作れる本の有るが爲に、瑞之八坂瓊を負持して隱り坐せる如く人の思ひ惑ふ事なるが、其は本使はと訓みて事を言かし給へる由なる事傳廿七に

注せるが如くにて、此字を天皇の御許に奉らしけるを、天神御子に依りて崇神天皇六年の紀に、在二意富黒太神使大國魂神、並祭二於天皇大殿之内一とある御事なり、大倭神社注進状に、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、中略、在二大倭國城上郡、今謂二國魂一、因以號日二倭大國魂神一、亦日二大地主神一、以二八尺瓊一為二御體一、瑞珠と見えたる如く、大國魂社の神寶と稱れる世御在し坐しけるなり、右にも注せるが如く中國之瑞寶はしも已に二度に奉らせ給へるなれに、舊出雲神賀詞に天八島國現事顯事令事避支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃静坐牟大倭國申支、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命止名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨乃神奈備爾坐事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神止貢置天、八百丹杵築宮爾静坐支と有りて、此時に其和魂以下御子神等をも各所に鎮座せ給ひて、己命は天日隅宮に退き隠れ坐せ御在しなしける、此時其和魂を御在し坐せるを、神も共に御身を隠させ給へる由は、已に傳十三卷に注せる筑前風土記に、宗像大神自レ天降居二埼門山一之時、以二青蕤玉一置二奥津宮之表一、以二八坂瓊紫玉一置二中津宮之表一、以二八咫鏡一置二邊津宮之表一、以二此三表一成二神體之形一、納二置三宮一、即隱之、因日二身形郡一、後人改日二宗像一と有も此時にて、實に幽顯の界を分つ事此度にこそは有りけらし、（然れば此時の事はしも幽と顯とに世の立替る時なりければ、中々に下巻を凡にては非ざりけるを、右等の事共をば一朝一夕の事と思ふは、深く此所に力を入れて見ざりけるが故なりけり）然れにはも大己貴神の御行方の御事共なり、右の傳々の趣を此彼比較ぶる時は、百不足之八十隈に隱坐すと云ふは、即杵築神宮に隠らせ御在し坐せるにて在なり、若て此を天日隅宮と申すは、傳十三、廿一に注せる伊弉諾神の幽宮と申す神の熊野宮の

例にて、顯御身の此土を避らせ給ふ時に當りて其御靈を留め置かせ給へる宮たり、日隅は潜匿(ヒソミカク)れさせ給へる由の宮號なるを思ふ可し、倭大倭神社注進狀に引ける御記に、今我當於ニ百不足之八十隈一將ニ隱去一矣、言訖即躬投ニ瑞之八坂瓊一而長隱ニ常世郷一者矣と有るは、今有る諸本には無き事にて、常世郷と云ふは即八十隈を云ひて人目の及ばぬ境を云ふ事なるが、又轉じては外蕃の事をも云へる由傳廿七に注せるが如し、倭傳廿四、廿七に注るが如く出雲神と聞えさする韓神と申すは、大己貴神少彥名神二柱に渡らせ給ひて、外蕃諸國を巡造らし給へるを以て稱奉れる御名也、然るに少彥名神の渡らせ給へる由は上章第六ノ一書に所見たるを、此大己貴神の物給へる事右の如くは、此に國を天神御子に避奉らせ給ひて、倭なむ外蕃には渡らせ給へりけらし、此より外に證と爲べき事とては樂家に傳はれる古說なむ有りける、道調の散手破陣樂一名主皇破陣樂を古より傳へ云ふ、昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を像りしなり云々と有るは、大神氏家牒に大物主神大國魂神等なるが、大己貴神は是にも申さず其和魂神荒魂神も渡らせ御在し坐せる狀なれば、況て其后神等御子神等も物爲給ひけむ事申すも更なり、彼の文德天皇御世に當りて大己貴神少彥名神の東海より常陸國に還らせ御在し坐しける首尾の事共に心を著て考ふ可き者なりかし、（平田翁の古史本國考に、西蕃に謂ゆる三皇五帝の三皇は伊弉諾尊伊弉冊尊素戔嗚尊にて御在し坐し、五帝の大昊氏は大國主神に渡らせ給ひ、其后の女媧氏は須世理毘賣命に當る、と云て說を成せるは甚々優たき考になむ有ける）第十には其大己貴大神八百丹杵築宮に鎭らせ御在し坐せる後に、其神宮の御爲に御廚を仕奉りて大神を齋奉られけむは、出雲風土記に楯縫郡佐香郷、郡家正東四里一百六十步、佐香河內百八十神等集坐御廚立給而令レ釀レ酒給之、即百八十日喜讌解散坐、故云ニ佐香一と

見えたる事なり、然るに記にも、於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舎而、水戸神之孫櫛八玉神、爲膳夫獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鵜、入海底、咋出底之波邇、作天八十毘良迦而、鎌海布之柄、作燧臼、以海蓴之柄作燧杵而、鑽出火云、是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之、登陀流天之新巢之凝烟之、八拳垂摩弖燒擧、地下者、於底津石根燒凝而、栲繩之千尋繩打莚、爲釣海人之、口大之尾翼鱸、佐和々々邇控依騰而、打竹之登遠々々登遠々々邇、獻天之眞魚咋也、と見えたる、是も御饗の事と云ふ事なれども、其は此第二ノ一書に大神の宮に、又當主汝祭祀者天穗日命是也と見えて、此時の祭祀は天神の主りせ給へる事なるに合せて考ふるに、右の造天之御舍と云ふは右に引ける神賀詞の御舎にして、此は天穗日命の子天夷鳥命の子伊佐我命の亦名を櫛八玉神と聞えて、天穗日命の事を略きて其大己貴神の祭祀を主る所以なる事、下に在る全文を引て注せるを見るべし、神賀詞の首に引ける八百丹杵築宮に靜坐と有るに續きて、是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉止仰賜志次乃隨爾、供齋仕奉天、朝日乃豐榮登爾、伊波比乃返事乃神賀吉詞奏賜波久止奏と有は、其大神を鎭め奉りて復奏し給へりし事なるにて、此時の詞を禱白利と云ふは右の千尋之栲繩を鑽出八重垣と八尋繩との言なる事、予已に祝詞講義に委しく注せるを、下にも其大凡は説くべきなり、又以降天穗日命より代々相承けて當代の意たき事に依ひて、出雲臣の世々朝廷に參上りて神代事を負りて神賀詞を奏せる事なるが、其々に其品目は多く廢れしかども、貢には右の三種なる事深き所以有るなり）第十一には二神の報命なり、第二ノ一書に謂ゆる經津主神、以岐神爲郷導、周流削平、有逆命者即加斬戮、歸順者仍加褒美と有るは、

彼平国之廣矛を杖歩かせ給ひて荒振神を言向させ給へるなり、出雲風土記に意宇郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十歩、布都怒志命之天石楯縫直給之、故云二楯縫一と見え、又山国郷、郡家東南卅二里二百卅歩、布都努志命之国巡行坐時来二坐此處一而詔、是土者不レ止欲レ見詔、故云二山国一也など有りて、此間に種々の御事御在しましけるなり、常陸風土記香島郡條に、豊葦原水穂国所レ依将二奉上一始留爾、荒振神等又石根木立草乃片葉辭語之、晝者狹蠅音聲、夜者火光明国、是乎事向平定、大神従二上天一降供奉之と有るは武甕槌神の御事なり、又信太郡條に天地權輿、草木言語之時、自レ天降来神名稱二普都大神一、巡二行葦原之中津国一、和二平山河荒梗之類一、大神化道已畢、心存レ歸レ天、即時随レ身器仗（俗曰二伊川乃川惠二）甲戈楯劒及所レ執玉珪悉皆脱履、留二置茲地一、即乗二白雲一還二昇蒼天一と所見たる、是經津主神の御事なり、右の乗二白雲一還二昇蒼天一と云ふは此所より二神共に上天に還昇給へるなるが、此にて御身に從へさせ給へる物を留め置かせ給へるは、香取神宮の神體と成り鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるが、国の鎮めに殘させ給へるにて、後世に海外より東陲の地を窺ふ事有るを豫て所知食て、如此く措させ給へるなむ妙に奇しき御事なりける、然して先に大己貴神の薦め給へる岐神をも天上に從へて參上らせ給へるならむは、道饗祭詞に高天之原爾事始弖皇御孫之命止稱辭竟奉、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申弖、辭竟奉久波、根国底国與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無弖、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉礼止と有りて、下に神官天津祝詞乃太祝詞事乎以稱辭竟奉止申と有るを見奉るに、此祭はしも大己貴神より二神に廣矛を授け岐神を薦め申されしを、天上に其神を伴ひて其事を[illegible]させけむ、此に依りて天神の行ひ定めて皇御孫尊に事依し授け奉らせ給

へる御政なる事的然きを思ふ可し、然れば此時本には其是二神誅二諸不レ順鬼神等一、果以復命、と有には右の事を圖の有る事ぞ、忽平に思ふ事何れ、第一ノ一書に、故大己貴神以二其子之辭一報二乎二神一、二神乃昇レ天復命而告曰、葦原中國皆已平竟、と有るは、餘りに略きに過ぎたる者なり、古語拾遺には於レ是二神誅二伏諸不レ順鬼神等一、果以復命、と有るは此と同じ事にて、其を誅伏と書けるのみぞ違ひは有りける）第十二には大物主神大國魂神事代主神等昇レ天の御事無なり、第二ノ一書に是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天、陳二其誠款之至一、時高皇産靈尊勅二大物主神一、汝若以二國神一爲レ妻、吾猶謂二汝有二疏心一、故今以二吾女三穗津姫一配レ汝爲レ妻、宜下領二八十萬神一永爲二皇孫一奉上レ護、乃使二還降一之と見え、又垂仁天皇二十五年御紀に所見たる倭大神の御言に、大初之時期曰、天照太神悉治二天原一、皇御孫尊專治二葦原中國八十魂神一、我親治二大地官一者、言已訖焉と有るは此時の御期なり、然して出雲風土記に意宇郡飯梨郷、郡家東南卅二里、大國魂命天降坐時、當二此處一而御膳食給、故云二飯成一（神龜三年改二字飯梨一）と有るは右の事に相合す可き傳説なり、扨て其大物主神の御事は、駿河風土記に伊穗原郡御穗社、所レ祭二大己貴命、又號二御穗津彦御穗津比咩命一也と有りて、次に羽車織田社祭當也、大己貴命天孫降臨之後爲レ鎭、其時大己貴命登二天上一、奏二可レ順儀々一、忽乘二御天日鷲大羽鷲羽車一、休二御穗御崎一云々と所見たる是なり、此にて二神の初めて天上より天降り坐してより、大己貴神の國避の御事を畢へさせ御在し坐して天上に復命し給へる迄凡て十二條なり、（但此は其大抵を十二條に則みたる説なり、其餘の細かなる事共に至ては今云ふ限に非ず、此其御紀の見る次第を示さむとてなり、本より平田翁の古史と云へる物には抱る事無くして、古書を攻る時は如此く成るなり）〇二神は右の經津主

神武甕槌神を申すなり、此次に謂ゆる稻背脛と云ふは天夷鳥命の御事にて共に御在し坐しける事已に上に注せるが如し、然るに古事記には爾天鳥船神副二建御雷神一而遣、是以此二神云々と有は、經津主神の傳無ければなり、此紀の如くは此に三神と記されずては得有るまじき所になむ、○五十田狹之小汀、第二ノ一書なるも然り、伊陀佐之小汀と訓む事にて、那と多とは通音なる故に然も云ふにや、古事記には伊那佐之小濱と作り、卽ち上章第六ノ一書に謂ゆる五十狹々之小汀なる由、傳廿八に注せり、通證に神名式出雲郡因佐神社、風土記作二伊奈佐之社一、杵築神社記曰、國司藤原家任日記云、大木寄二稻佐浦一、五十田狹小汀是也と注されたるが如し、記傳十四(九丁)に、伊那佐の名義未思ひ得ず、若は諾否(イナセ)の意にて、大國主神の諾否の答を問ひ賜ひし處なるから負へる名にもや有らむ、仁賢天皇六年御紀に諾の字を勢と訓めり、萬葉十六(九丁)に、否藻諾藻と詠める諾の字も勢と訓みつ可し、敏達天皇十三年御紀に居請を伊那勢氏と訓るを、猶後撰戀五に、親の守りける女を否(イナ)とも諾(セ)とも云放てと申しければ、諾否(イナセ)とも云放たれず憂き者は、身を心とも爲ぬ世なりけり、と有り、此歌伊勢集には人數とも爲ぬに添ひて志甚深く有りて、男文を遣すれど逢事も爲ざりければと有て、諾否とも云々と有り、奥儀抄に勢とは諾する意なりと見えなり」と(補意)と云はれき、猶古事記白檮原宮段大御歌に、多々那米弖、伊那佐能夜麻能と有るは、楯並而より射と云へ係て伊那佐能山と云ふ地名に續けさせ給へるなるが、此は戰を爲させ給ひて其可不を定めさせ給ふ意を以て、其地名には負せ給ひたる可くして其意同じく、又和名抄郡名遠江國引佐(伊奈佐)と有るは、萬葉十四(十五丁)に、等保都安布美、伊奈佐保曾江乃と有る地なるが、其並に麁玉(阿良多末)と云ふ郡の有るは荒魂と云ふ事なり、神名式に引佐郡蜂前神社大穀神社など有るを

思ふに、其も神代に貴など有りし処なるを以て、雅名を以て名に負へるなる可きなど、事は異りたれども皆是に因有て
見えたり、猶下の稲背脛命の條に考合す可し、(記傳に風土記抄に伊那佐之小濱は杵築宮の門前官村と云ふ所なり、此
邊の浦を俗傳に伊那佐濱と云ふと云へり」と有り、予も二年此其國に到しつる序添に其稲佐濱へも詣で来りけるに、
杵築よりは日御碕の方へ行く道にて謂ゆる宇迦山の麓に在れば、當昔大国主神の御在し坐しける宇迦之山本宮とは甚近
くて便理なるが故に此に著かせ給へるなりけり、其處の浜邊は経津主武甕槌神の二柱に渡らせ給ひけるとぞ、又此
地名と成れるを思へば稲背脛命も御在し坐すなる可し、下の稲背脛命の所考合す可きなり)〇小汀(後ニ有十四(十丁)
に、凡て小川小田小野なども云ふには、古事記に難波の小江なども詠て必少からねども、小汀瀬小魚波などの稲背脛
の如し、其は本は細小きを云ふ言なるが、稚簾とも成れるなり」(下略)と有り、予が思ふには其屈有て言守神の異
り云ふ稱なる可くや、猶を得て定む可くこそ、〇其十握劔ーは、古事記にも十掬劔ーと有れば、二柱神共に同じ杖
に各其十握劔を持たせ給へるなりけり、〇倒ニ植於地ーは、私記に左如之宮司注納剣於地尖天点と有り、全書云に此の劔
倒植に仍る有在し、其事文に云ふべし、古事記には逆ニ刺ー立于浪穂ーと見えたり、偖此に地と云ふは其五十田狭之小
汀を云ふなり、斯る所に地と云ふ例は、古事記垂仁段に故汝者随ニ其族在ー、悉率來、自ニ此島ー至ニ氣多前ー皆列伏度、爾
吾蹈ニ其上ー、走乍讀度(中略)今將レ下レ地時と有る地是なり、萬葉五(十二丁)に、多夢穂所美百勝、都知爾實加米修
時、六(三十三丁)に、伊奈美國波、地爾落目八方、八(廿一丁)に、秋風楼坦、爾落良武、又(二十六丁)未不成、地ニ
爾令落常者、又(三十丁)往、地爾令散者、又(三十一丁)花橘乎、地爾落須、又(五十七丁)先咲花乃、地爾將落

八方、十（九丁）に、徒、地哉將墮、見人名四二、十二（七丁）に、吾者(ワレナラバ)、地墮不著(ツチニハオチジ)、空消失(ソラニケナマシ)、十九（三十丁）に、之米宗牟毛美知、都知爾於知米也母、二十（四十丁）に、和我旦布祁奈々、都知爾於知擦可毛、又（四十四丁）に、都知我延乃、都知爾都久麻還など云ふ地は、廣く天地など云ふとは異にて、唯に土の上を云ふ程の意味なるにて輕く云へる者なり、（其は十四卷十八丁に、波奈知良布、己能字可都乎乃、乎那能乎能、比自爾都久佐麻提、伎美我具佐賀母と有て、古に地として云へる所に此にに比自と云ふにて知るべし、後の物にも宗禰國讀下に、「得上り給はで下に立ち給へれば、君等は然ながら土に立ち給へり、」俊蔭下に、「此にには丈夫有ければ、如何に土にや走らすらむと、」拾遺集に、「何計り越路に雪の積るらむ、土に瀟行く庭の松が枝」拾遺集外に「浦行し君も知らず荒金の、土より成れる國方の津山」など有り）○倒植は、神武天皇戊午年御紀に韴靈を天降さ令給へる御事を、明旦依二夢中教一、開レ庫視之、果有二落劒一、倒立二於庫底板一と有る倒と同じくして、其器の順道に就て云ふ逆なり、右なるも天上より降し給へるなれば、其倉の底板を貫きて俯に其鋒の下るは順なるに、其底板に劒柄(タカヒ)の立ちて其鋒の仰ぎて有りし故に逆とは云ふなり、此も其如くにて劒鋒を地に刺が順なり、其とは異りて地に劒柄を置て劒鋒の直に上に向ひて立てるが故に、古事記にも逆二刺-立于浪穗一と有るを、記傳十四（十丁）に逆-刺立とは劒は鋒を以刺す物なるに、其柄の方を刺立てる故に逆と云へり」と注されたり、植の字を都伎多都と訓める此言は、古事記禊段に故於二投棄御杖一所レ成、神名衝立船戸神、と申す衝立に同じく、古事記の刺立も一事なるなり、但此は植と有るよりは古事記に浪穗と有る方や勝りたらむ、此は天神の御使と爲て天降らせ御在し坐しける威靈を國神に示させ給ふ所なれはなり、浪穗の事は傳廿八に委しく注せり、（此

第六ノ一書なるにも其於秀起浪穂之上ニ起ニ八尋殿一而、手玉玲瓏、織経之少女者云云と有りて、天神ならでも浪の穂の上に八尋殿を建てさせ給へる事の有りけるをも思ふ可きなり、其は古事記の浪穂の方を取ると云ふは、前條に引かれたる杜氏通典に唐散楽を載せて縁竿り於ニ植於地一と云ひ、當時俗語に、植ニ刀於地一と云へるは同紀よりは後の事なれば、同く然る字の有るを取られけむと思しき疑も有ければなり）○踞ニ其鋒端一は、私記に都留伎乃左支爾於利宇太介牟、又宇知安具美爾井天と訓めり、備此鋒端は古事記には切前と有り、其河段にも以ニ十握剣之前一刺割と見えたりければ、前は借字にて鋒の事なるなりけり、然して此の鋒端は四神出生章第六ノ一書に謂ゆる剣鋒の事なりければ、古事記と合せて都留伎能佐岐と訓む可く所思ゆ、備右の志利宇太介牟は金澤本の訓も此に同じ、記傳十四（十一丁）に、踞は志理宇多牟なり、志理宇多牟とは尻打居にて、跖を地に著けて膝を立て臀を浮挙げて坐をも云ふべけれども、敏達天皇十四年御紀に踞ニ坐胡床一、用明天皇元年御紀に踞ニ坐胡床一など有るは然は聞えず、是は唯に腰懸ると云ふ者なり、物語文などには尻懸と有り、其は足を垂れて臀を物に上るなれば尻打居と云ふなる可し、字書に據レ物坐曰レ踞と有る是なり、據レ物とは腰懸くる事なり、漢にては其をも坐と云ふ常の事ぞ、然れば書紀に踞ニ其鋒端一と有るは剱鋒に腰を懸け坐るなりと（補意）と云はれたるにて甚明らけし、又鋒知安具美爾井天は宮木の訓是なり、海宮遊行章第八ノ一書に於ニ内床一則寛坐と有るをも安具美爾井留と訓り、又古事記にも此を趺坐と有るを、記傳に阿具美韋氐と訓むべし、宇知阿具美と有て宇を添ふるも宜し、阿具美は足を組む事なり、今世に丈六かくと云ふ坐様なり、趺字は佛書にも結跏趺坐など常に云ひて、阿具美に允當れり、丈六かくとは丈六の佛像の趺坐より出でたる可し、又是を世に阿

具良加久とも阿受久美加久とも云へり、阿受久美は足組にて阿具美に同じ、備此阿具美居に二有り、俱たる足の末を膝下に敷くと膝上へ擧げて跖を仰けて組むとなり、又膝を脇へ張りて左右の跖を合せても坐る、此も跌の類なり」（取意）と云はれたるが如し、故右の如く劔鋒を御座と爲て踞させ御在し坐しけるは、口訣に顯二奇瑞一聞二敕命一也と云へるは然る事ながら、上に注せるが如く此二神はしも共に稜威雄走神の御子にて渡らせ給へれば、本より劔と同體にて御在し坐す事、古事記に建御名方命に御手を令レ取給へれば、取二成立氷一亦取二成劔刄一と云ふ程の御事にて坐すが故に、其鋒端にも假の御座と爲て立も居も御心の任にぞ御在し坐しけらし、生賢しき尋常の凡心を以て測り知る可からざる御事になむ有りける、（記傳に今此神の如此爲給ふは、皆二神の御使の絶れて奇しく靈しき威稜有る事を示し給へるなり」と云はれき、此時に大己貴神は坐して向はせ給へりけむを、胡床などに踞坐るが如く劔鋒を以て其座と爲給へるには、實に天下を一存に爲と云ふべし）○問二大己貴神一曰は、次たる汝意何如當レ須レ避不と云ふへ係て心得べし、故古事記には問二其大國主神一言、天照太御神高木神之命以問使之と有りて、此神の爲に征伐の御使と爲て降らせ給ふとには非ざる由を如此懇到に聞えさせ給へるにて、上件條々に注せるが如く此大神始より天神に背き奉らせ給ふ御心御在し坐さず、又天神御子に此國を避奉らせ給ふ御心の御在し坐さゞるには非ざれども、未其神を治めさせ給ふ御國分の未定らざりけるが故に、度々の大御使有りて事の約りに至れる所なるを以て、殊更に問使之の御言をば宜ひ入れさせ給へるなり、即大祓詞に、國中爾荒振神等乎、神問志爾問志賜、神掃掃賜比と有るに、大己貴神は荒振神の例には非ずと雖、然事を分ちて委しく云ふべき所ならざるが故に大凡に云へるなるが、其神問志と云ふぞ此には

當れりける、實話に此時御饌云々の文を大年神に係り、御國云々は大年神に係れり、然れば云々持ち云々御饌云々、是御饌を主る神は云々と見えて有るべき事なるに、唯御饌神等とのみ有るは大年神の御饌を主り給へる御靈なる神を稱するにても、一書までに此も云ふべきにや、又思ふに此に御饌神と云へるは御饌の神の名のみには非ず、凡て此神に關る事は總て主に斎へまつる御饌を祭く云へるか、當昔大年神も本大年神に御饌の神にて有りし事なれば然云ふべし(下略)と見えたり、○但御饌の神名を本大年神の別名に、其神と大年神と同神なりと見えたり、にもあれ大年神の名にて御饌神と稱せしにはあらず、然れば大御饌なるは此神を主とするべきか云ふ事あらじとぞ見ゆる可き）○高皇產靈尊は此正哉の例なるが、第十一書には天照大神のみを擧げられたるを、第二十一書に天神と有るは二柱を云ふなるべし、古事記には右に引ける如く、天照大御神高木神之命以と有るぞ調ひたる状なりける、但此は何れの傳なるも共有るべき例なるなり、○欲降皇孫降臨此地は、上に皇孫尊以爲葦原中國之主（中略）遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主、と有る時に當ふる文なり、上に注せる事共に考合す可し、皇孫降臨此地には、此は上に已に云々と云ひて其之文卒止賀を有り、又上にては欲以爲葦原中國之主と詔給へるを、一書の此時に詔を遂べ給ふ所なるか賓に皇孫降臨此地とは云へるなり、此字は国神出生事に云々道、不行其古時有年有と有るを、其第二十一書に假使汝治此國云々と有て、此國を御治め給ふ御事を申せるなり、孝徳天皇紀大化二年紀に、夫君於天地之間而宰萬民者云々、同三年紀に惟神（惟神者謂隨神道亦自有神道也）我子應治、故寄以是天地之初君臨之國也云々など見えたり、但此臨の字は君臨に坐すと訓むべし、（私記に訓める如きは漢籍讀の様に近し、

金澤本には君登志廢佐牟と有るも言足はざるが如し、此字佝書に出でて君臨周邦と有りて、天下に君と坐して萬民に臨ませ給ふ義に取りて用ひさせ給へり）古事記には此を汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國言依賜と所見たり、此にて君と坐して所知食と、主(ウシ)と爲て領居との差別を見べきなり、記傳十四（十二丁）に宇志波祁流は主と爲て其處を我物と領居るを云ふ、但天皇の天下を所知食す事などを宇志波佐牟と申せる例は更に無ければ、似たる事ながら所知食などと云ふとは差別有る事と聞えたり、波久は佩(ハク)、刀著(ハク)、沓などの波久と同じくして身に著て持つ意ならむか、取とは本手に持つ事なるに、今世に國所を領ずるを某處を取る幾萬石取るなど云ふも此の波久と意通へり、借此言萬葉五（三十一丁）に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、六（三十六丁）に住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜、九（二十三丁）に、此山乎、牛掃神之、十七（三十九丁）に、須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比可波能、曾能多知夜麻爾、十九（三十六丁）に、墨吉之、吾大御神、舶乃倍爾、宇之波伎座などゝ有り、遷却祟神詞に山川能清地爾遷出坐弖、吾地止宇須波伎坐世止云々と有るも、須と志と通音にて同言なり、（取要）と云はれたるが如し、然るは傳廿二、廿七に注し奉るが如く、此神にしも御父大神の御事依を受け奉らせ給ひて大國主大神にて渡らせ給へれども、天津日繼の御事はしも御父大神の御誓に成坐せる天神御子に定まらせ御在し坐せれば、自立たせ御在し坐す状にて宇志波祁流とは詔給へるなり、是大國主神にては御在し坐しながら、天皇の天下を飼めて食國を所知食すなどゝ申す筋とは異なりける所以なむ御在し坐しける、（其以外にも右の例共たるは、誰が依せるとも無くて自立ちて其處に大人と成りて領居るを云ふ事にて、我より上に君長の有りて其より依されたるをば然云はざる格のす

なり、借又其字を志と云ふ事の說は、傳八卷に注せり、考合す可し、然して其大人と云ふは長者の意なる者なりて我御子之所知國と所佐賜は、それに注する是の僕が隨ニ將ニ言而圖此理と有ると同じ意にて云ふ状の具有るなり、言問御と云ふは升上に聞り給れる言葉にて、已に八洲國奇靈第一ノ二書に、天神詔ニ伊弉諾伊弉冉尊ニ曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜ニ汝往脩ニ之と有る詞の言葉にて、此には深き所以有る事傳五、十七、廿七に注せる如くなるが、其は國て凡て此國土をも天下をも所知食と申す、此は唯天皇御一所のみぞ御在し坐しける、第一ノ一書に、天照大神勅ニ皇孫ニ曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、宜ニ爾皇孫就而治ニ焉と見えたる治是なり、其は傳卅にて委くべき事なれども、少か此にも云ふべし、古事記に坐ニ高天白檮原ニ治ニ天下ニ也と有るを始め奉りて、歷世の天皇等の御上に然記し奉らるゝ例なるに、明宮段に至りて詔別者、大山守命、爲ニ山海之政ニ、大雀命、執ニ食國之政ニ以白賜、宇遲能和紀郎子、所レ知ニ天津日繼ニ也と見えて、政に爲とも執とも有るは天皇の大御政を申し給ふ由なるに、天津日繼に所知と有は、其食國の事を政ごち申すを所知食させ給ふ謂なるを以て其差別有るを知るべし、若て所知食と云ふは其白檮原宮段に坐ニ何地ニ者平ニ聞ニ看天下之政ニと聞食と同じくて、一は看て知り給ふ由なり、一は看て聞き給ふ由たり、共に君王と御在し坐して臣民より奏す所を聞知し御在し坐して、其行下し給ふ大御政御在します謂是なり、借其言須を其須とも云へるは傳六、十四に注せるが如く、天皇の天下を所知食す御上に就て食國と申し又國宴斯須と申せる是なり、萬葉五（七丁）に、企許斯宴周、久爾能麻保良叙、十八（十八丁）に、使已之乎須、久爾能麻保良爾など見え、靈異記に磯城島金刺宮食レ國天皇、又磐余譯語田食レ國云々、又聖武天皇食レ國之時云々、又諸樂宮食レ國帝姫阿倍

天皇代など有りて、食國を久爾乎師須又久爾乎師之と注せり、即ち萬葉一（廿二丁）に、荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、十八（廿三丁）に、美與之努能、許乃於多保美夜爾、安里我欲比、賣之多麻布良之、二十（六十一丁）に、於保吉美能、賣之思野邊爾波、之米由布倍之母、又（六十二丁）於保吉美乃、都藝弖賣須良之、多加麻刀能、努爾美流其等爾、など有るを以て其意同じきを曉る可し、故其如く賣須と云ふは食の字に當れるが、其の他なる物を我身に召入るゝより云ふ事なるが故に、今も食物の事を世に賣斯と云ふも其義なるなり、其も亦萬葉八（二十一丁）に、春野爾、抜流茅花會、御食而肥座、十六（廿三丁）に、夏痩爾、吉跡云物會、武奈伎取食と有るに、拾穗本食の字の下に此云二賣世一と有るなり、此を以て所知食所聞看などの賣須は召入れさせ給ふ義なるを知るべし、（然して其本は賣須にて他なる物を寄せ令へて身に召入る義に出でたる事、右に謂ゆる食國又は國を賣須の言に合せて曉る可きなり、右の賣須と賣須との義を明らかに爲ざる時は、所知食所聞看などは唯に知と聞となる事の知られざるが爲に、其説を詳に爲には至るまじき者ぞかし）故君王に召され奉りて天下の大御政を知らせ奉り聞かせ奉るは、御前の事執申す人の職なり、古事記御天降段に、思金神者取二持前事一爲レ政と有は、右に引ける執二食國之政一以白賜と同じければ、其の字此にては白賜と訓む事を知るべし、天孫本紀神武天皇即位元年の事を云へる所に、以二物部連等祖宇摩志麻治命一、與二大神君祖天日方奇日方命一、並拜爲下申二食國政一大夫上也と有りて、下に但申二食國政一大夫者今之大連大臣是也と見えたる、正に如此き状なりしなりけり、記傳卅一（廿二丁）に引かれたる續紀第十三詔に、又御世々々爾當而天下奉賜比、國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃云々、第廿六詔に又祖父大臣乃明久淨岐心以氐、御世累氐天下申給比、朝廷助仕奉利久事乎、

第五十一詔に日入日□等、大臣之□□之奏有不聞看[illegible]、自明日□、大宅之[illegible]と見え、高□二（三十五丁）高市皇子命□上賢□之時歌に、吾大王之、天下、申賜者、五（廿五丁）に、食国[illegible]比女、[illegible]、□□忠歩、[illegible]、又（三十一丁）[illegible]、天下、[illegible]、又[illegible]比天、十九（四十丁）に、古昔[illegible]、吾大王諸、[illegible]と見えたる、[illegible]天下の事を執申すと云ふなり、[illegible]大納言[illegible]に大納言[illegible]乃萬字[illegible]有佐一中納言[illegible]乃[illegible]乃萬字[illegible]（[illegible]佐毛乃萬字之）と有も、[illegible]の事に因て起れる官名なるにも具ひ合す可し、[illegible]に凡[illegible]符[illegible]、[illegible]先下二所司一、[illegible]申一十五日内令二勅申一と有る執申は、世に云ふ執[illegible]の義にて、事を取次て君に奏すを云ふなり、此を以て人臣よりて下の大御政を執申して天皇に所知看しめ奉り、其御事を承りて下に行ふが故に白賜とは云ふなり、然れば[illegible]など申さるる[illegible]の事を天下所知食などゝ云ふは、大なる名分の誤なるにて、正しくは右等の例共を正して天下申給ふと云むことを實に相應へる名稱には在りけれ、（[illegible]宗志波久と云ふは目立ちて其長者となり其[illegible]を云ひ、所知食と云へば[illegible]く臣民の上に立たせ御在し坐して其執申す事共を所聞看て政ごたせ給ふ謂たり、白賜と云ふは君上に[illegible]て[illegible]を執申して天下に行ふを以て云ふなり、如此く三の差別たむ有けるを[illegible]に云ふなり）○故先[illegible]に、天[illegible]より遣はさるゝ由を宣ひ入るにて、古事記に問使之と有るに同じ、其日代宮[illegible]の[illegible]を[illegible]給ふ所に、[illegible]汝命者誰と申せるに答へさせ給ふとして、[illegible]者（中略）[illegible]、[illegible]一人、不[illegible]

而、取ニ殺意禮一詔而遣ニと有る讀に同じ、○驅除平定は、私記に渡具比之多比良久と有り、今謂ふに此平定をも比良宜志牟と訓めり、即上に吾欲レ令レ撥ニ平葦原中國之邪鬼一と有を此に承くる所なり、其由は上に注せり、但驅除は當一二皆にも二神の御事を先行驅除と有り、履中天皇前紀にも掃（ハラハムト）除と云ふ事有り、即此は大祓詞に國中爾荒振神等乎波、荒神問志爾問賜、神掃々賜比氐、還到崇國詞に是以天津神御言以氐、更言給氐、經津主命健雷命二柱神等乎天降給比氐、荒振神等乎撥々給比、神和々給比と見えて、共は然許り事を分ち云ふべき所ならざる故に、大己貴神の御事をも合せて一に云へる由、右問ニ大己貴神ニ日の所に注る如くなるを、此には驅除と平定とは分ちて二に聞くべき法有り、神賀詞に荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎も媚鎮氐と見えたれば、驅除は其荒振神に係り、平定は大己貴神に係りたる可し、然見る時は平定を私記に令レ鎮と訓める事實に謂れ有りと云ふべき也、神武天皇戊午年紀に坐定而行と有る定を志豆麻理氐と訓み、己未年紀に遂得レ（シヅマリマサム）安定ニ一と有る安定も此平定と字意同じきを曉る可し、其上大己貴神はしも始より天神に背ない奉らせ給ふ御心待ひ共に御在し坐さざりつれば、唯其御心を和し鎮め開ゆるのみなる事、右の神賀詞共に或は神問志爾問志、又は神和々給ひなど有るに思ひ合せ曉る可し、（然れば此は其天降らせ給ひし坐しける凡ての神等に係けて宣はせる者と見る可し、然らざる時に大己貴神をも荒振神の列と何に至て背々見ければなり）○汝意何如は、古事記には汝心奈何と作り、記傳十四（十三丁）に「此御尋伝の任に此國をば皇御孫命に獻らむと思ふや奈何と問ふなり」と有が如し、如此く問傳くる意の伊加爾は、萬葉三（廿一丁）に、塢相中乃、吾者依左、戒者雪、此間倭曲爾、騰者奈何將有（一云可倍波伊香爾安良牟）七（廿一丁）に大海之、浩蕩良、然有十方、神乎敷佐国、給出君者如

何、古今集、「隠人如何にと問はゞ山高く、晴れぬ雲居に侘ぶと答へよ」後撰集十九に、「思ふてふ言をも如何に聞かしむ、後撰を何と見はずもがな」拾遺集十、「吉野の山の時鳥、吉備道き如何に告さや」枕草子三（廿一丁）に、「如何にと問へば答ふる事共申すに、」十二（廿丁）に、「如何に清く成り給へりや」と有るなど多し、今本の訓に此の何如を伊豆佐と読むは書紀に見れたる字にして正しからざるなり、古言に依て伊豆狐と訓むべし）〇嘗は通は、弘訓に左利佐津良辛世と有り、猶此嘗の字を夜と用たる例は、四出生章第三ノ一書に、伊弉冉尊の嘗御身ながら黄泉国に渡らせ賜作しておしける事を、嘗退來亦云〇〇之に奏と所見たる其旅の字の義なり、古事記八十神段に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者云々と有るは、其下に故持其大刀弓追避其八十神之時、毎坂御尾追伏、毎河瀬追撥而、始作國也と見えたる、其を避と云ふなり、猶此は第一ノ一書第二ノ一書に、汝將以此國奉天神耶と有るに當る所なるを、其大己貴神をして此國より外に移住ましめ給ふ物の如く論しも思ふめる事には在れども然らざるにや、出雲神賀詞に國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避と有る此を云ふなり、然るは上に在せるが如く此程の御名を顯國玉神と聞えて、專顯國の君主の如く御在し坐して現事顯事を所知食し御在しませしかば、其御任を避らせ給ひて神事幽事を所知食しめ給ふ可き意を含めて仰入れさせ給へる御事、右の神賀詞に見して辨ふ可き者なり、削其世の狀を改めて顯と幽とに事別さき給へる御政是なり、（然るを猶蓮の如く此國を避らせ奉りて大國主神と聞えさする御任を削り奉れらむには、其神をして何れの處にかは治め給はむと爲る、甚々心得ぬ事共なるにこそは有りけれ）〇不そ、良本に否字に作れり、私記に伊奈也と有り、第一ノ一書、第二ノ一書共に同文

にて、汝將ニ此國ニ奉ニ天神ニ耶以不(イナヤ)と有り、即天神の御命を諾ひて現事顯事を避奉りて神事幽事を治め給はずや否(シカ)らず

やと、和(ニコ)やかに問聞えさせ給へるにて、謂ゆる是神問なる事有五十田狹之小汀の所に諾否(イナセ)の事に就て注るが如し、此不

の言の用ひ狀は孝德天皇大化二年御紀に、現爲明神御大八島國天皇問ニ於臣ニ曰、其云々入部及其屯倉猶如ニ古代ニ而置以

不(ヤ)と詔給ひて、其勅答を所聞食せ給へるに似たり、此伊那の義は傳八に注せるが、如此く人に是非(イナセ)を問係くるには夜

の辭を添ふる事にて、古今俳諧に「思へども思はずとのみ云ふなれば否や思はじ思ふ詮無し」空穗國讓上(八丁)に、

「今吉日取て御迎にと聞え給へば、落窪一に、「否や此落窪の君の彼方(アナタ)の宣ふ事には從はずして惡かんなるは何ぞ、狹

衣三上(三十八丁)に、「近う臥たる母の驚き合て、此に男の氣はひこそ爲れ、宰相は乞々(イデく)今日明日御門の畏くしき愛

し給ふ可き吾が佛」と有る伊那夜は、冒て云ふ辭にて否よと云ふ程の事なるが、枕草紙五(廿六丁)に「明けて見れば思

ふ可しや否や、第一ならずは如何と問はせ給へり」と有は、全く此と同じ云樣なり、(和訓栞に、伊那は否を訓めり、然

の反なり、古字は不なり、俗語に伊牟爾夜と云へり、神代紀に不須也を訓み、萬葉集に不言不織不欲などを訓み、眞

名伊勢物語に不知を訓めるも義同じ、伊那夜とも云へり、又弗を訓めり、韻會に不可也と見ゆ」と見えたり、史記に

否々を伊夜々々とも伊那々々とも訓めるを、索隱に不レ通者也と注せり)〇大己貴神對曰、當ニ問ニ我子ニ然後將報とは、

第一ノ一書には、對曰、吾兒事代主、射鳥遨遊在ニ三津之碕ニ、今當ニ問以報ニ之と有りて、云狀は異れども事は同じきな

り、古事記には爾答白之、僕者不ニ得白ニ、我子八重言代主神是可レ白云々と有り、右に僕者不ニ得白ニと有るは、天神の

御命に逆らはせ給へる如くなれども然に非ず、豫の御契約はしも已に天穗日命の天降り御在し坐しける間に成りて有

る事を、相二柱の間りて御在し坐すべかりければ、其を既に此方に聞え上させ給ふ程にも有けむ上に、常昔天下の事共は皆任ねさせ御在し坐しける程に、其御子事代主神の言を以て御返事を聞え奉らせ給はむとなる可し、然して口號に則まず手ニ命令を徒ぎ世ぬと注せる其意にて、大神の御上に於ては少か異しき御心の御在し坐するならずと雖も、其實ゝなる御神の中に隨ひ奉らざる者有る時は、大神の諸子御心の強ふゝ言なりければ、其長子と御在し坐す事代主神の御答に依て、百八十神も其御制令の任に仕奉らるゝ事と思はすが故なりけり、其下に見えたる國讓の時の御言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲ニ神之御尾前ニ而仕奉者、違神者非也と申給へるを味ふるに、大己貴神は國土の大君にて渡らせ給ひて、萬の事をば事代主神ぞ執事させ給ひける故に、其時に在ゐて葉谷の御言を介ゝ聞給へりし御事にこそは有りけめ、此下にも有る葉々採餘の木[illegible]を御むと爲させ給へりし御事を、古事記に問語苔欲白ニ合汝ニ、奈何、答白、僕不ニ得白ニ、僕父大山津見神將白と有りて、其女神の心の底際仕奉らすとは思ぼしながら、御父神に乞問奉らせて其處分に任せ給へるに等しく、此にても大國主神の自申させ給ふ可き御事を、事代主神をして聞えさせむと爲させ給へるなど、同一徹の事にして其味ひ究り無かる可き者なるぞかし〔書紀〕に、使者不ニ得白、我子云々と有るを思ふに、此時已に大穴牟遲神は年老賜して多く事代主神に事を讓り給ひて、事代主神ぞ御處に咸事有りける故に、自の心一にては御答を得白し給はざるなり云々、と云はれたれども、自諸は世給へる事を傳より執行させて、其事を聞めさせ給へる神意を考漏らされたるなり○事代主神は、上卷第六ノ一書に出給ひて、御名義より始めて御子孫の事共に至る迄端も無く傳廿八に委しく注し奉れり、但此大國主大神の長子と申すは味耜高彦根神に

渡らせ給へるを、上なる天稚彦の喪を弔に御坐し坐せるのみにて爲無く、事代主神は此に至りて出させ給ひて、御父神に代りて復奏の御事のみ有りて始無き事怪しむ可し、且國避の御事はしも天下造給ひし御功業の終にし在りければ、其神にこそは問はせ給ふ可き御事なりけれ、然るに其神を除きて此事代主神一柱の御言を以て然計の大事をしも定めしめ給へるなむ尤以て不審しき事なりけるを、熟思へば上に注せる如く味耜高彦根神と申すは御名にて渡らせ給ひ、事代主神と申すは和魂、一言主神と聞ゆるは荒魂にて渡らせ給ふと云ふ、予が數年の説をも食定むるに至れる者也、然して此事代主神と申すは第二ノ一書に出でたるが如く、大物主神に對はせ給へる御名に渡らせ給へるが、又其神を大物代主神と申す物代に對へて事代と申す事なるが、崇神天皇十年御紀に物實此云二望能志呂一と見えたれば、事代は事實の義なり、然して此は國避の大事にし在りければ、其御本名なる味耜高彦根神の方にて計らはせ給ふ可きに、此事代主神の物爲させ給へるは、其和魂神を以て事を全く調へさせ給はむ御父大神の厚き御心に出でさせ給へりし御事申すも更なり、(其將大國主神の御心を見奉り知るべき御事なるに、昔より然る方に力を入れて見奉る人の無きなむ御父子二神の御上を云ふに就て甚々心苦しき事なりける)○遊行は、私記に由支氐と有り、金澤本にも然訓り、遊ノ字は此下の一書共に遊幸遊息と見えたる其如く、處ノ字たれば訓に拘る可からず、○三穗(此云二美保一)之碕は、古事記には御大之前と有り、即出雲風土記に島根郡美保郷、郡家正東廿七里一百六十四歩、所レ造二天下一大神命、娶二高志國坐神意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命一而令レ産神、御穗須々美命是神坐矣、故云二美保一と見えて、建御名方命の本居なる事下に注せるが如し、又美保濱廣一百六十歩(西有二神社一、北百姓家、捕二志毘魚一)と見え、又

美保埼（用紀略嶋宮崎）と有り、宿て等々島（島々當々）と云ふ有るを、其方に自三保濱西二十八町、東深中有レ島、俗時云二島崎一、其大已貴命御子事代主命、於二此島一作レ釣魚射鳥之遊處一、風土記所レ記等々島也と有るに、時に事の然無る可く聞えたり、右の因有二神社一と注せるは在二國造官一の美保社にて、神名式に謂ゆる美保神社是なり、抄に御穂須々美命、左大已貴命、右奴奈宜波比賣命と有り、下に云ふべし、其末管知社に三保社有て、事代主神又八十一神と見えたり、古事記に事代主神也と云ひ、頭注に一座事代主神と有るは此を云ふか、猶尋ぬ可き事なり、但當時東に美保西は杵築迄は一際の島なりしにて、中に一條の潮海通りて在りしかば、其内海より傳ひて美保に至る上古の船路にて在りし事傳廿七に注せるが如し、此に云の出雲郡美努麻神社の傳に、事代主神杵築より美保へ通はせ給へる時暴風に遇はせ給へるに、伊弉諾大神に祈らせ給ひ御息を吹かせられ速風別命の御助を乞奉り、我が杵築の山に鎮まらむと願ひ給つる事有りて其神を祀らせ給ふ、旅伏村の旅伏社是なり、其時の御船は宇賀山の上なる唐川と云ふに在り、帆柱も石に化れり」と云へり、其旅伏社は式に謂ゆる都等神社にて坐すにや、後後の爲此に注す者なり」又其由にて美努麻神社を貴船大明神と申す事とぞ、然る時は同郡阿須伎神社同社神伊佐那伎神社と並ばせ給へるは右の所由に依れる著なる可し、然れども正しく物に見えたる事にても非ざれば猶從ほす可き事也）〇以二釣魚一は、私記に津利須備于を卽正と訓めるに從ふ可し、海宮遊行章第一ノ一書、第六ノ一書には、釣魚を伊裳都留と訓み、神武天皇甲寅年御紀に釣二魚於曲浦一と有るには都理須と訓みたり、古事記海神宮段に釣魚と有るを、記傳十七(六丁)に那都良須禮と訓むべし、萬葉五(廿三丁)に、多良志比賣、可美能美許等能、奈都良須等、美多々志世利志、伊志遠多礼美吉

と有れば、那都流と訓べきかと思へども、諸書かすべ、釋私記の訓に從ふ可きなり、和名抄漁獵具に、釣、唐韻云、釣以二
釣餌一取レ魚也（和名都理）と有りて、釣は器の名なるが、其釣を垂れて物獲るを津利須留とは云ふべし、古事記大御
饗段に、爲レ釣海人之口大之尾翼鱸佐和々々邇、又白檮原宮段に、爲レ釣乍打羽擧來人遇二于速吸門一など云ふ例を以て訓む
べきにこそ、下に注せり、(又字鏡に釣、伊乎豆留と有れば然訓て、次なる遊鳥に對へ見る可きかとも思ひしかども然
らざる可し、又古事記には此を取レ魚と作るを、記傳に須那杼理と訓まれたれども、其は何と無き漁にこそは云ふめ
れ、正しく釣を垂れ給へるに然は云ふべからず）〇爲レ樂を、和邪登須と訓めり、四神出生章に以二鼻涕一爲レ行と有て、
行ノ字を訓めるに等しく、平素の所行と爲て樂しませ給へるなり、萬葉二(十一丁)に、强作留行事乎、知跡言莫君二、
四(十四丁)に、今耳之、行事庭不有、七(三十五丁)に、見乳根乃、母之其業桑尙、八(五十一丁)に、吾妹見之、宣跡
造有、秋田、九(廿三丁)に、從來、不禁行事叙、十一(十七丁)に、凡乃、行者不思、十二(十七丁)に、擇擢之、會、
吾獨宿、十六(廿五丁)に、荒雄良者、妻子之産業乎婆、不念呂、十九(廿六丁)に、吉閑、有家流和射乃、久須婆
之伎、事跡言續、二十(五十六丁)に、伊射子等毛、多波和射奈世會など産業をも云ひ、何と無く其爲し行ふ事にも云
へり、若て此事代主神の釣魚を以て樂と爲させ給へるは、世に海幸と云ふ事を起し弘めさせ給ふ御在し坐しけるにて、本
より此神の神性に好ませ給ふ所なるを以て其德を成させ給へるなりけり、志摩風土記に答志郡伊佐都備賣神社、事代
主命也、命得二饋祭一之地と見えたる、此一事を以て萬に及ぼし考ふ可き事なり、伊佐都と云ふも漁の義な
る可くや、右の傳に就ての較略は傳廿八に已に注せるが如し、〈俗に戎大黑と云ふ神像を家毎に祭れる、其大黑と云ふ

は宿を負ひ俵を以て傳へとも云るなれば、此は國主神に奉する事甲すと見ゆり、書と云ふは釣漁を以て御饗を奉て百
を以て作と稱ふるなれば、事代主神の此の役事に依りて訪たる神徳たゞめり、二神共に奇しき御事とこそ稱申侍
たる事なりけれ、にくより然る習俗も有來るなゝめり）○又日本書紀集は、諸本共大字にて本行なるを、其諸本には小字
なるに從ひて今改めつ、備古事記には稱二鳥遊取魚一と二を並べたるを、此は釣魚を本にて遊鳥は一說なり、即二
書には射鳥遨遊と有りて漁の御事見えず、然して遊鳥は私記に比利乃阿曾比乎と有り、第二ノ一書に、又將二海濱
海之與二高橋浮橋及天鳥船一、亦將二供造一と有るを見るに、漁を爲る事をも阿曾夫とは云ふめり、又紀十四十四丁に、
一鳥遊は野山海川に出て鳥を狩て遊ぶを云ふなり、此は海邊なれば主と水鳥を狩るなる可し、萬葉十六大御歌に、宮
須比斯志、和賀意富伎美能、阿蘇婆志斯、志斯能夜美斯志云々と有るは、猪之狩獵之なり、其獵を游給へる事を
阿蘇婆志斯と詠み給へり、回狩をも遊びと云ふ言なり、又山城風土記に玉依比賣在二石川瀨見小川一之遊時と有る
は、女神なれば瀬川邊に逍遙する事なるとも聞ゆれども、猶魚釣を云ふなる可し（取要）と云はれたるは然る事なり、
右の大御歌は雄略天皇御紀に出でたるが、釋に阿蘇婆斯志を謂二射也又遊也と注し、萬葉十三（廿八丁）に、王
雪零（ユキフル）、冬朝者（フユノアシタハ）、刺楊（サスヤナギ）、根張（ネハル）梓矣（アヅサヲ）、御手二（ミテニ）所取（トラシ）、賜而所遊（タマヒテアソビシ）と有るも、梓弓を射させ給ふ事を所遊と云ひて御御獵の事を
云へるなり、（古より貴人の爲さるゝ事を遊ばすと云ふ事常なれども、鳥の遊びなど云には作者の辭にては叶はず、斯
る所に遊ぶと云ふは其事を成させ給ふを遊なる謂なり）○熊野諸手船は、熊野は出雲風土記に意宇郡熊野山、郡家正
南一十八里、（有二檜檀一也、所レ謂熊野大神之社坐）と見えて本此地に起れる名なるが、古は意宇郡の中より東にて、

今能美郡と云ふ邊へ係けて然云へりし事、倭廿七熊野之御碕の下に注せるが如し、諸手船は先づ垂仁天皇三年御紀に艇と有るを、欽明天皇十四年御紀に同船二隻と見えたる、共に波斯布爾と訓み、皇極天皇元年御紀に、仍賜大舶與同船三艘、と有て、同船は母慮紀舟と注されたり、其御大舶は和名抄に唐韻云舶(傍陌反、楊・漢語抄云、都具能布禰)海中大船也と有る、都具は都牟の轉たる可し、神功皇后元年御紀に帆舶を保都牟と訓みたるも、舶は物を積むるを以て名と爲るにて、倉は物を居收むる所なるに依りて庫を以て名くるに等し、諸て其同船を母慮紀舟と訓むは諸來船と云ふ事にて、小艇は聚合て携行く者なるが故に、今も諸國の船人共の云ふを聞くに、一艘の船の事を片船と云ひ其聚合の船をば諸船と云へる是なり、又波斯布爾と云ふは早く廻りて事を辨ふる由にて携船と云ふ意なるなり、和名抄に艇(游艇同)唐韻云艇(徒鼎反、上聲之重、漢語抄云、艇乎夫禰、游艇波之布禰)小船也、釋名云、二十人所乘也と見えたる是にて、此に熊野諸手船と云ふは、使者を急がせ遣し給へるなれば、此游艇の事を云ふと聞えたり、(但諸手船と云ふ義は其とは異なる由次に注せるが如し、又波斯布爾と云ふは走船にも有るべし、大舶は帆に任せて遣るを、小船は櫓を携て走する者なればなり)倩諸手船とは兩人して櫓を携渡る船の謂にて、右の同船を母慮紀舟と云ふとは等しからざるなり、先づ諸と云ふは兩手を諸手と云ひ兩足を諸足と云ひ兩肩を諸肩と云ふ其例なり、劔の兩刃なるを諸刃と云ひ、賀茂祭に葵のみなるを片鬘と云へるを、桂と合せて纏るを諸鬘と云へる類にて、非但と云ふは元來有二有る時に云ふ言なるを、其より多き事には母呂々々と云ふも、母呂は亦有の義なるを重ぬる時は有有々々にて、數知らず物を合する時にも云ふ詳とは成れるなり、諸商業人など云へる是なり、然して手と云ふは人を使に役てて使ふ時

に云ふ言にて、崇神天皇七年紀に物部八十手所レ作祭レ神之物と有るなども、物部八十人なるを祭神の物を作れるが故に八十手とは云へるなり、今も物を聞かする人を聞手と云ひ、物を見さする人を見手と云ふ類は人を云ふなるが、聞と云ふ使有り見ると云ふ使有るが故に手とは云へるなり、萬葉廿（十九丁）に、佐吉母利能、保里江己藝豆流、伊豆手夫禰、可治登流間奈久、戀波思氣家牟、又（四十九丁）保利江己具、伊豆手乃船乃、可治都久米、於等之婆多知奴、美乎波夜加母、夫木卅三に、五手船追風早く成りぬらし、三種の浦圖に寄する白波」と有るなどは、五手船にて五人して漕ぐを云ふなる可し、今も船者の船の大小を量るに二挺櫓三挺櫓と云ひて、水手の數を舉て其船の大小を云へる事なり、萬葉十一（三十八丁）に、味鎌之、鹽津乎射而、水手船之云々と有りて、船を揖と云ふに水手（カヂ）の字を用ひたるをも合せ見るべきなり、然れば兩手船と云ふは二挺櫓の端艇（ハシブネ）を云ふと知べし、古來の識者此事を注すと雖も、或は都下の人又は山林の客にて其事に疎きが故に、其辨悉く得る事能はざるを、予幸に四方濱中なる淡路國に生れたる故に、賤にも聞傳ちて今此説を得る事實に自然の任たるが如し、備伊豫風土記に野間郡熊野峯、所レ名二熊野一由者、昔時熊野止云船設レ此、至レ今石成在、因謂二熊野一本也と見えたる、此にては船の製様に熊野と云ふ一種なるが有りし趣なれども、世に謂ゆる熊野は出雲國の郷名なる事右に注せるが如し、（應神天皇十三年紀に凡水手日二鹿子一、蓋始起二于是時一也と有るは、水手を揖子と謂るなるが、其に水手の字を用ひたるを以ても、諸手は水手の數に因れる事を知るべし、和名抄に揖子水手附、文選江賦云、揖子於レ是搦レ棹、和名布奈古と見えたり）○天鳩船は、釋に引るは更たり、良蒐本舍澤本共に鳩を偽に作れり、本草和名に鵓鴿（頭短灰色、音古答反）鳩（頭細、蒲々鳩々、音夫有反）鵃

（頭大、足赤、音古豪反）鵠（頭長、脚短、音路頭反）鴇（頭短色五采可ㇾ愛、音東篭反）鵜（頭大、尾長、音代優反、如此之例不ㇾ少、鴇其摠名耳、出二賀爾一）和名波止と有て、一六字共に同じ事なり、然るに和名抄には、野王按、鴇（音丘、和名夜萬八止）此鳥有種類甚多、鴇其摠名也、又鴿、本草云、鴿（古沓反、和名以倍八止）頭短灰色者也、と有りて種類を分けたれども、此は何れの字にても拘らず唯波登と訓むべき所なるなり、借其音韻と云ひて鳩を以て船の名と為るは、波登は速飛（ハヤトブ）の義にて其船の行く事の速く利きを云ふなる可くや、第二ノ一書に、天鳩船と云ふも兼ねが如く速きを云へるに合せて、萬葉十六（廿五丁）に、與鳥、鴨云船之、還來者、也良乃埼守、早告許曾、又、奥鳥、鴨云舟者、也良乃埼、多未米持來跡、所聞禮許奴可聞と有て、鴨を以て號けたるも、水上にて行く事の利き物たるを借りて云へるなり、（西蕃にも鳥舟と云ふ事有り、穆天子傳に天子乘二鳥舟一、浮二于大沼一と有るを、郭璞注に舟爲二鳥形一制、今吳之靑雀舫、此其遺象也と云ひ、荊楚歲時記に五月五日競渡、謂舟取二其輕利一謂二之飛鳧一と見え、張景陽七命に摛人乘二采鷁之歡一、歡日、乘二鳧舟一分爲ㇾ水嬉と云ふ事有りて、彼にも上古には似たりし事の有りしなりけり、）又釋に兼方案二之、鳩船者速鳥之義、速迅之詞也と注せるは、意表に出でたる愛たき説なり、然る時は古の鳩に借字にて速鳥と謂ふを約めたりし者なりけり、其に就て引かれたる播磨風土記に明石驛駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生二於井上一、朝日蔭二淡路島一、夕日蔭二大倭島根一、仍伐二其楠一造ㇾ舟、其迅如ㇾ飛、一檝去二越七浪一、仍號二速鳥一、於ㇾ是朝夕乘二此舟一、爲ㇾ供二御食一汲二此井水一、一旦不ㇾ堪二御供一之時、故作ㇾ歌止、唱日、住吉之、大倉向而、飛者許曾、速鳥云、何速鳥と有り、下河邊長流が歌林良材に引けるには、天皇御宇明石の驛家に駒手の御井有り、井上に楠木有り、其長

西丈、而て舟に作りて奉る、其舟足の速き事鳥の飛ぶが如し、一旦岡江浦より發して中宵を以て住吉の津に至れり、時人速鳥と號く、歌に「住吉の大倉向て飛べばこそ、速鳥と云へ何ぞ速鳥」と有り、本書には右の如く有けるを、假字に直して引かれたる者と見ゆるが、少お異同あるにしも非ずかし、又續紀に天平寶字二年三月丁亥、船號播磨速鳥、並叙二從五位下一、其冠者各以二錦造一、入唐使所レ乘者也と見えたる速鳥は、右の如く其船足の速き事鳥の如しと云ふ義を取つて名を負はせ給へる者ならむが、其船の名の播磨は國名を取て用たるにて何とは異なりけるを思ふに、仁德天皇十六年御紀に「播磨國造祖速待」と有るは、播磨の速と續ける者にして、播磨と速の間に別れあるを以て其號けられたる意は速鳥と同じ意味なるを思ふ可くなむ有りける、（然れば此は書紀の諸書に面白く見ゆる事なり、緒の名を命る事は、右に引る古事記十一卷に、味鍬之、鞍浮字時而、火至字若之、名号調平向手不相付者有八方と有るが如く、古より有來れる事なりけり、但右の風土記の歌の意に因何速鳥を一に因名速鳥と有るに依りて有つるに、然しては其假字書に何速鳥と云へる一句足らはず、因何は何加剛と訓みて一句を成れるにや、此等の事は傳二十六卷淨寶の下に云へりきかし）○使者に、天皇の御使を以て直に事代主神に問に遣はし給へるにて、大己貴神のみかも私の御心を神在し坐さざる由を明らめ聞えさせ給へる所なり、然れば此の使者も第一／二書に使人と有るをも、共に御使とこそ訓むべき所には在りけれ、○稲背脛に、私記に伊奈世波岐と有り、古事記には天鳥船神と有り、即此に謂ゆる天背脛三熊之大人、神皇詞に謂ゆる天鳥船命に坐す事上に注せるが如し、即古事記の上文に亦天鳥船神謂之迷同書神而稚と見えたるを、記傳十四（七丁）に、鳥船は者馬を下上に誤れるにて、即速鳥と同言なる可し」と云はれたるは然る

說なる如くながら、此に謂ふ天鳥船神は右の天鴿船に乘て到らせ給ひ、此にては專大己貴神の御言を持行きて事代主神の諾否を問ひ給へりし御事を以て、天鳥船を以て御名に負し、諾否（イナセ）を以て御名に負し給へるなれば、天鳥船命と申すと天鳥船神と申すとは其義大に別なりける者なりけり、其稻背の意は右五十田狹之小汀、又當覆灘木の所に已に注せるを、脛は和名抄に脛、說文云、脛（胡定反、和名波岐）脚也、釋名云、脛（胡定反）莖也、言似ニ物莖ー也と有りて、人體を幹木（ミキ）に比べたるに對へて脛木（ハギ）と云ふ義なり、通證に景行天皇四十年御紀有ニ七掬脛、又仲哀天皇四年御紀有ニ八掬脛ー、越後風土記有レ人名ニ八掬脛ー、其脛長八掬、多力太强と見えたる、此も其と同じく脛を以て御名に負せるなる可きか、然れども諾否（イナセ）は事の是非を質（サダ）す謂なり、其より脛と續かむ事は如何なり、故試に云ふに脛は借字にて波使と清みて訓むべきにや、允恭天皇廿三年御紀歌に斯哆媚烏和之勢と有るを、釋に下樋也趍走也と注し、雄略天皇六年御紀大御歌に和斯里底能と有るを、釋に趍出也と注せる、其波と和と通ふにて波使は別の義ならむか、此は天神の御使として經津主神武甕槌神二神と共に天降り御在し坐して、大己貴神の諾否を別て其々に計らひ給ひ、又大己貴神の使を兼ねて事代主神の許に物言給ひて、亦其諾否を別給へる功を稱へたる御名なる可くぞ所思えたる、此謂れに依れりと見えて、神名式に出雲國出雲郡杵築大社（名神大）同社大穴持御子神社、同社大穴持伊那西波伎神社と有りて、事代主神に並ばせ給ひて大社の從神にて渡らせ給へる御事は更なり、同郡阿須伎神社同社神阿麻能比奈等理神社と有て、味耜高彦根神と並ばせ御在し坐せる、此御事共を合せても其異名同神にて渡らせ給ふ事更に疑を容るべき隈さへぞ無かりける、右に注せる如く同郡因佐神社は今經津主神武甕槌神に坐す由なるが、其異名とさへに成れるを思へば、

たまの此事を略きし坐するなゝめり、又古に云へる右の伊達正國神名引但（伊ホ知）と有るも此に由有るべくや、古よ見に確見真見ゆ、此度正國神名帳之神と有るに比び合すべし、三代實錄に仁和元年二月十日丙寅、授ニ紀伊國從五位上神名玖伎ト云有ゐ、此國ノ字の下に言名假字の字を脱せるか、此言ニ名神社と近く聞ゆるなり、（古へは多名とも云ふ）にや舊考ふ可き事なりかし、伯豆の國吉備の下に轉とも命とも見えては、大己貴神の使者の意に因て云ふ可けれども猶貞はしたらず、日跡に稲背脛者て己貴神之御神と有なども、深く考へざる言なり、若て右に引ける伊名式に大穴持伊勢西波夜神社と有りて大穴持と見えせたるは、其神の御使として事代主神の許に御在し坐して諾否を別給へるが上に、後に其御の舊地を宗らせ給へるなどに依れり（○高鳥座覧番の事ハ、諸本文に脱せるを、幸にして良孫本に有るに依りて今補ひつ、）○事代主神、日本紀本には事代主主神と有り、良孫本には事代主神之許商云と有るに依て、之許商云ノ四字を補ひつ、然るは事代主神遊鳥釣魚の事に進行て三穂之崎に御在しし坐せるには有れども、其所を行在所と為て其地に住ませ給へる靈なれば、若て其處の本所風土記に依りて求むるに得ず、御父大神と共に御在し坐せる状とも見えざれば、右の阿須伎神社の如きそれより其神の住處なりしたる可し。許は居登と訓みて上卷第三ノ一書に、奇稻ノ其處ニ奇御位ニとも、今作ニ奇稻神ニ居ニ也とも有るに等しくて、上に注せるが如く身の居在を云ふ語なりければ、此にも之許とは云ふべし、商云は言宗而と訓みて次に日間ニ將報之辭ニと云ふへの繰り言宜しかりければなり（然れば此に商云と有るは、古に商云と書て志都伊云と訓めるとは別にして、此は言宗而に在りてまへ言を宗すに云へり）○使は、使者と訓みて上に云ひ云と有る事と一事なり、良孫本には到ノ字を作たり、猶此に其上云皇臣命

敕於事代主神一と有る敕は、先に二神の問二大己貴神一曰、高皇産靈尊、欲下降二皇孫一君中臨此地上、故先遣二我二神一、驅除平定、汝意何如、當レ須レ避不と見え、古事記にも問二其大國主神一言、天照大御神高木神之命以問使之、汝之宇志波都流葦原中國者、我御子之所レ知國言依賜、故汝心奈何と有る天神の詔命を、其御使なる稻背脛命を以て事代主神の御許に在の任に御遣はする事を致とは告されたるなり、良海本に爾云と有は其天神より御下されたる任に違ふる由なるを合せ考ふ可し、古事記には故爾遣二天鳥船神一、徵二來八重事代主神一而問賜之と有て、天鳥船神を遣はして其父大神の御許にて二神より問せ給ふ狀なれ共、其にては稻背脛命の御功更に由無ければ、此は稻背脛命に其御言を令レ持て被レ遣たる趣なるなむ甚良はしくぞ所思えたる、○且問二將報之辭一は、右に云へる如く天神の御使稻背脛命を以て大己貴神の使者として遣はし給ひ、其御答申させ給はむ樣を令レ問給へるなり、已にも注せる狀にて大己貴神はしも天下の大國主神にて渡らせ御在し坐して、凡ての大御政はしも專事代主神ぞ萬の事務を執持し御在し坐しけるが故に、其事代主神の辭を以て復奏し奉らせ給はむとする事、右に古事記の使者不二得白一、我子八重言代主神是可レ白と有る、大己貴神の御言を注して云へる事共を合せ讀みて曉る可き者なりかし、(大己貴神に於ては已に避奉らせ給ふ可き御心にて御在し坐すが故に、己命より復奏させ給ひて後に御子神等に御入れさせ給ひては、始終の御情に宜しからまじき事を思ほせるにて、父神も父神たり子神も子神なり、云知らず妙なる味はひ有る所ある者ぞ)○事代主神謂二使者一曰は、其稻背脛命に語らせ給へるなり、此所の御言にも我父宜當レ奉レ避、吾亦不レ可レ違と申させ給へる由見え、古事記には其御父神の時に徵來給へる趣なるは別なる傳にては有れども、語二父大神一言、恐之此國者立二奉天神之御子一と有

は、二神の御使を御先導の使者として遣はされたるが故に、其[illegible]故に天皇には申さず又大御に聞えて、其より天皇に言上させ奉り給ふにて、右に日問[illegible]と云へるは此に當る事なり、○又天皇[illegible]此儀同之[illegible]の儀問は、私記に此說未審と有り、今字は右に[illegible]と有るも其に[illegible]なり、此儀問は上有に注せる件問はしきなりければ、宜しく故事と訓むべきかとも思へども、古[illegible]に[illegible]、斗比[illegible]問、[illegible]斗比[illegible]問と云ふ例も有れば、私記の訓にて在る可し。（佶問の字は古語に、文選[illegible]と有るにて在り、事訓にも在りしかと思ゆ）○吉矣[illegible]に、私記に四字引合せて左利志[illegible]と有に、又天皇大御に[illegible]給ふ可しや否やと又問返し奉らせ給ふ義に成りて此文意に叶はず、又官本には[illegible]と訓みたれども、其にては御文へ[illegible]拜給ふ事となりて此の状に叶へらず、唯今[illegible]本に[illegible]と訓みたる、其にては[illegible]の[illegible]上可く[illegible]云々と答し給ふ状に随ひて云々に[illegible]と成れば、今は其に從ひて[illegible]を立てゝ訓めり、[illegible]なるを以てなり、古事記には[illegible]、[illegible]云々と見えて[illegible]たし、[illegible]は上に注せるが如く[illegible]請ふ言と成りて、今[illegible]に[illegible]と云へる意なり、天[illegible]之[illegible]子は[illegible]にて御現事顯事を[illegible]らせ御在しまして[illegible]事を治めさせ給ふ可きを[illegible]め聞えさせ給へる事、此にて[illegible]させ給へる御行の御在しましけるにて[illegible]、[illegible]の上に二神の天神の[illegible]を[illegible]へて[illegible]と宣へるを、[illegible]代[illegible]に移し聞え給へる所なるを考合す可くなむ、（第二十一章には天神所レ求、何[illegible]と[illegible]も、古事記と同意なる可し、但所求と有るは如何にぞや聞ゆるなり）○吉事不レ可レ[illegible]は、私記に多加比[illegible]と有るは誤れる[illegible]なり、古[illegible]の[illegible]

御名方神より畏まりの言を述べ給へるに、亦不レ違二我父大國主神之命一、不レ違二八重事代主神之言一、此葦原中國者、隨二天神御子之命一獻と有りて、不違は隨と云ふ事の反なり、其下に大國主神の其言に畏まりを白させ給へるにも、僕子等二神隨レ白、僕之不レ違、此葦原中國者、隨レ命既獻也、(中略) 亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲二神之御尾前一而仕奉者、違神者非也、と有るも右に同じく、其明宮段に貢大雀命者勿レ違二天皇之命一也と有るなども、隨ひ守る意を加へて見る時は甚能く適ゆるなり、其本日宮段歌に斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻都都斗用、伊由岐多賀比、と有り、多賀比は手結と云ふ事にて、俗に手の裏を返すと云ふに當る言なり、萬葉二(廿九丁)に、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、十四(五丁)に、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、一云於夜爾多我比奴、又(二十四丁)四比乃被衣提能、安比波多我波自、十九(三十四丁)に、攜手、共將有等、念之、念之、大和物語に「行る御幸行し給ふき事なりとて、内より少將中將など此彼侍らへとて率給ひけれど、違ひつゝ步行給ふ」源氏桐壺(三十七丁)に「一言も如此打出聞えさせても狀を、違へ侍るまじくなむ」などと多き詞なり、(中治拾遺に「一條わとて見給の中違ひ果つべきに非ず云々、又故殿の御在し坐しに違はせ御在し坐しぬか哀れに思えて云々」とも見ゆ、大凡物に依賴と云ふ言有るに近かり) ○海中は、和多都那加と訓むべし、海宮遊行章第六ノ一書に、弟已失二兄鉤一、又は乃作二無目堅間小船一、載二火々出見尊一、推二放海中一、又第八ノ一書に、海中自有二可怜小汀一、神武天皇戊午年四月紀に海中卒遇二暴風一、欽明天皇十四年御紀に河內國言、泉郡茅渟海中有二梵音一、萬葉一(廿六丁)に、在根良、對馬乃渡、渡中爾、幣取向而、早還許年、と有るなど是なり、古事記の趣にては其神を徵來ての事なれども、此は自ら往座しける時の海中なるなり、○八重事代

籠（業比云二阿美一）者、私記には唯に青柴垣と有て、其にも同じく云二布斯一と有り、私記に曰借問云二布之解説一と有て、諸本共に然たりければ、八重垣八重葉などの例にて八重之とは云はざりけるにこそ、借字を府望と云ふは記傳十四（十七丁）に、青柴垣は青葉の柴の垣を云ふ、布斯は字の如く柴の事なり、中昔の歌には布斯志婆と重ねても云り、柴を水中に沈し置きて魚を捕るを布斯都氣と云ふも是なり、拾遺集冬平兼盛歌に、柴漬し淀の渡を今朝見れば、解む期も無く氷しにけり、と云はれたるが如し、續千載集冬に堀河院の御時百首の歌奉りける時、初冬の心をよみ侍りける藤原仲實朝臣、冬川氷の氷間の柴漬に、岩間の氷る冬は寒にけり、和名抄漁釣具に、罧、爾雅云、罧（蘇蔭反、字亦作レ槮）謂二之涔一（字鑒反、又音岑、和名布之都介）郭璞曰、積二柴於水中一、魚得レ寒入二其裏一、因以レ簿圍捕二取之一と有る是に二、集を府望と云ふ證なり、又今一には目柴と云ふ物有り、萬葉に謂ゆる射目と云ふ物是なり、其六（十四丁）に、野上者、跡見居置而、御山者、射目立渡、八（三十七丁）に、射目立而、跡見乃岳邊之、九（十一丁）に、射目人乃、伏見何田井爾、十三（十六丁）に、高山、峯之手折丹、射目立、十六待和と有るを、或說に此射目は今の目柴と云ふ物にて、鳥獸を伺ひ見る爲に小柴など折つみて身を隱すやうに爲たる者なり」と云へるは然る說にて、播磨風土記揖保郡伊刀嶋條に、品太天皇立二射目人於餝磨一、射目前爲二狩一之云々と有る射目人は右に同じく、射目前の地名は其目柴に依りて起れるにて、和名抄射獵具に、射翳文選射雉賦注云、翳（於計反、隱也障也、師說末布之）所三以隱二射一者也と有る是なり、千載集四仲實、目柴刺す獵男の身にも堪不得て鳴吹く秋の聲立つるなり」又夫木集十二卷源俊頼朝臣の歌に目柴と云ふ事を刺して庭前吹く所、目柴刺獵夫の宿の夢ぞとも、知らでや鹿の臥すらむ」と有など目柴は字

の如く柴を刺立て其透間より見る意なるにて、是も亦柴を府䡾と云ふ一證には備ふ可きなり、(然れば右の萬葉なる射目立而は射翳刺而にて、其蔭より鳥を伺ふと云ふ義を以て鳥見と續けたるなり、冠辭考に、射部と續けたるは非ず、又其射目人乃伏見と有るは、同考に鳥獸を射る時は日伏を刺て伏隱れ居て狙ひ射る故に代見とは續けしなり」と云はれたる此說實に云はれたり) 備八重蒼柴籬は柴垣を八重に圍みたるにて、第二ノ一書に謂ゆる天津神籬の類にて、今迄は顯身にて御在し坐しゝを、今は神と成らせ御在して其神籬の中に隱れさせ御在し坐す由を示し聞えさせ給へるなりけり、又記傳に、甕栗宮段歌に淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、又、意富岐美能、美古能志婆加岐と有と、此布斯垣と同物なり」と云れき、武烈天皇前御紀にも於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳と有を、釋に謂二八重一也、私記曰、師說耶賦謂八科ノ柴垣ヲ手結曾と有り、備垣は柴を以て圍ふが上代よりの製と見えて、和名抄墻壁類に籬(笆字附)釋名云、籬(音離、字亦作レ樆、和名末加岐、一云末世)以レ柴作レ之、言疎離也、說文云、𣏾(七見反、和名加久布)以レ柴壅レ之と有るに合せて崇神天皇の皇都を磯城瑞籬宮と申せるに、萬葉十三(十二丁)に、楉垣と書けるに就て冠辭考に、美豆と云ふ語は先は草木の若く美しく榮ゆるを云るより、萬の物を讚稱へて美豆云々とは云ひけらし、同卷に槻木に水枝指と詠み、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、若く健よかなる人を美豆々々斯など云ふを思へ、此に依ては崇神天皇の御時は未萬の事假初の如くなりければ、美豆々々しき若木などして籬爲させ給ふ事の有りつらむを、美稱へて宮號とは爲られしなる可し」と有り、又反正天皇の宮を柴籬宮と申せるを、古事記には柴垣宮と作るを、記傳三十八(三十七丁)に斯婆加岐と訓むべし、神名帳に伊勢國鈴鹿郡志婆加支神社と云ふも見ゆ、繼體天皇の宮をも倉橋柴垣

宮と云ひ、欽明天皇三十一年紀に「幸泊瀬柴籬宮」と有り」と註され、高宮の小柴垣とは宮にも云ふ事なり、又大舍宮に八重垣と云ふ有り、儀式に插ニ榮樹ノ垣、押ニ木八重ニ、垣末押ニ插榊枝ニ、在ニ南北門ニ、謂ニ之南面ノ柴垣ト見え、又にも挿レ柴爲ノ垣、押ニ拵八重垣末ニ、庭燎ニ挿ニ榊枝ニ（古語拾遺ニ比乃和惠）と有る、此等にて上古の八重垣の状を知るべし、備垣は右の如く其屋を圍ふ料なるに就て、擇に青柴垣中立屋とも云へるに、意表の謂なる古夜に心も留めざりつるを、此第六ノ一書に、其於ニ秀起浪穗之上ニ、起ニ八尋殿ニ而云々と云ふ事も有りければ、此も其類き状にて、八重青柴垣を指て其中には神籬を建てさせ御在し坐して鎭り坐るを云ふなりけり、記傳十一（六十五丁）に事代主神の御事を姓氏錄には積羽八重事代主命と有り、神名帳には都波八重と有り、其都波八重とは、彼青柴の垣を幾重に積備てゝ垣と成し給ふを云ふに（採要）と云はれたる實に如此く有べき説なりかし、延喜六年日本紀竟宴和歌に、事代主神、藤原博文佐高、頂在世萬國、也志末乎佐利天、奈美能宇倍乃、阿遠布麻加岐、と此當頂智可爲と見えたるも、此の八重青柴籬の事を詠れたるなり、（白井宗因説に、謂ニ之青柴垣ニ者、無レ間ニ而乃根ニ、故不レ待ニ其枯ニ也と云へるは、聞違の強言にて古義を知らざる者なり、谷重遠は、言ニ海島作ニ草舍ニ也と、海島ならでは爲る事の出來ざる者と思へるも違へり、又稗に八重側支神道之要概と云ひ、又口訣にも同ニ於海中ニ者有レ通ニ土地ニ之など云へるも然にて、此の事の狀を明らめざるに出でたり）（○造は、古事記に即蹈ニ傾其船ニ而、天逆手矣於ニ青柴垣ニ打成而隱也、と有る打成の詞に當りて、此天に蹈ニ船傾ニと見えたる、其船を蹈傾させ御在し坐して天逆手を拍たせ給へば、船に八重青柴垣と變れるが即其神の造り給へる意を以て云ふなり、記傳十四（十七丁）に打成の打は天逆手を拍なり、成は蹈傾けたる船を青柴垣に變化なり、

船を傾けたらむ狀は本より垣に似て由有るなり、上に於湯津爪櫛取成其童女、又此次に取成草木、取成母牝と有るも同じ格なり」と云はれたるにて心得べし、○船槽此云浮那能倍と云ふは船舷と同じからず、世に船棚と云ひ船端と云へる是なり、私記にも不奈乃倍と有り、萬葉十七（廿丁）に、伊勢許曾禮、布奈太那宇知底、安倍底許藝泥米と詠み、和名抄船具に栿、野王按、欈（音曳、字亦作枻、和名不奈太那）大船旁板也と有る是にて、俗に步行と云ひて船端に架たる板を云ふなり、其船棚無きを棚無小舟と云ふ、萬葉一（廿五丁）に、安禮乃崎、榜多味行之、棚無小舟、三（十九丁）に、笠縫之、島榜隱、棚無小舟、三（十五丁）海未通女、棚無小舟、榜出良之、古今大歌所歌に、四極山打出て見れば、笠結の、島榜隱る棚無小舟など有るを、袖中抄に、俗に舟𦨞とて舟の左右に副へて綴やうに板を打附けたるなり、其を步行きて櫓棹を使ひ活くたり、艫の方に著たるをば志太那と云ふ、尻の棚なり、小き舟には此舟棚無きなり」と云へるが如し、又漁父辭に鼓枻而去と有るには船端と訓めり、夫木八（四十八丁）鵜河、欈に棹打鳴し篝火の、如何なる淵を行敢るらむ」九（二十四丁）に菱、欈を叩くも寂し宵の間に、菱取る舟や江に返るらむ」卅三（四十六丁）に、浮寢して枕と賴む欈に、置並べたる裸も有りけりなど、此は船欈を船端とも云へるにて即船欈なる者なり、（口訣に欈梶也、邊之言と注せる、梶也と云ふ注當らざる可し、玉篇にも欈大船旁板也と云ひ、又梶の字をも布那婆多と訓めるを、淮南子注に船弦板也と有るをも考ふべし）○踏は、古事記には踏傾其船と有り、此は右に造八重蒼柴籬と先づ云て、此に踏船欈而避と有りて天逆手を打給ふと云ふ事も無ければ、彼記に合せては注し難き所の狀なりと雖も、此も踏船欈て天逆手を拍たせ給へば忽に八重蒼柴籬と變化る、其中に隱給ふと見る可きな

り、仁賢天皇前御世に到て始て聞ゆ、古事記には[illegible]人大中[illegible]と有るなどとは甚く違へる例なりけるをもて、記傳にも當國に入坐しし者の如く云はれ、又書紀に[illegible]と注させ給へるは、旣に夫[illegible]の意用を知らせ給はざる故なりかし、大神の天降の上に神籬を樹て御在しますなど云ふ事を疑ふは、師等の人の上にこそ有りけれ、右にも注せるが如く[illegible]して大山咋神に御問しの所た、古事記には我を十掬[illegible]、並に明立于倭青垣東山上[illegible]とも有りて、[illegible]の神上にはならしと[illegible]なり、[illegible]年[illegible]の神[illegible]を以ても、何の[illegible]は有るべきことを[illegible]大人の[illegible]に[illegible]し給ふ所に、[illegible]と有るを以ても、[illegible]の常に云ひ[illegible]られし如く、生覺しき淺[illegible]を[illegible]、[illegible]て見奉り何知る可き御事なりけれ）〇避之は、佐理[illegible]と訓むべし、御上なる二柱の神へ給へる[illegible]の御[illegible]に、汝意何如當須避不と有る其勅を事代主神の御許に致させ給へりし御言に、我父宜當奉避、吾亦不可違と申給ひて隱らせ給ふ所なるが故に、其言共を[illegible]て避之とは書されたるなり、古事記には此所に當りて隱也と有り、記傳十四[illegible]十九丁に、隱也は青柴垣の内に隱坐と云ふなり、近飛鳥宮段大御歌に、美夜[illegible]、推古天皇二十年御記歌に、[illegible]、[illegible]、[illegible]なと有り、（下略）と云れき、[illegible]の如く八重蒼柴籬を[illegible]に[illegible]と[illegible]の神の御座と見る時は、其中に住ませ給ふ事を隱坐と云ふなり、右の歌なるも[illegible]八十隈と云ふは御殿の事にて、其中に住ませ御在し坐すを隱坐とは云へるなり、若年山口神詞に瑞能御舍仕奉、[illegible]、[illegible]御舍仕奉、[illegible]之[illegible]日之御[illegible]坐など有る、此等の例なる可くや、此より後に大國主神の[illegible]百八十神者、[illegible]八重事代主神爲神之御尾前[illegible]

仕奉者、遣神者非也、と白させ給へる事古事記に見え、第二ノ一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天陳二其誠款之至一、と有るは右の續なるにても、事代主神の此を限と爲て水中に沒れさせ給へる者と思ふ說共の僻言なる由を知るべき者なり、(記傳に此は青柴垣に隱給ふと云ひながら、此次に父大神も八十坰手に隱りて侍はむと有る如く、此神も同じく、海底に入坐して顯御身は永く隱れ給ふ事を含めたり云々、」と云はれしは然る說ながら、海底に入坐すと云ふは非たる由右に辨へ云へるが如し)○古事記に謂ゆる天之逆手とは此國土を天神の御命の任に避奉らせ給ふ歡喜の御心を表はし奉らせ給ふ御所爲なりけり、古事記朝倉宮段一言主神に物を獻らせ給ふ所に、爾其一言主大神手打受二其捧物一と有るは、物を得させ給ひて悅ばせ給へる御態なるは更にて、顯宗天皇御紀室壽御詞に縮見屯倉首縱賞新室(中略)夜深酒酣、次第儛訖(中略)天皇次起、自整二衣帶一曰、(中略)手掌摎亮拍上賜吾常世等と有るを、釋に拍上賜者飲酒之義也と注して、御紀に宴又讌の字をウタゲと訓めるも是にて、手を拍て歡び樂しぶに出でたり、右等の事共を書して記傳四十二(十二丁)に、持統天皇四年御紀に皇后即二天皇位一、公卿百寮羅列匝拜而拍レ手焉、稱德天皇御紀に大嘗會、是日緇侶進退無二復法門之趣一、拍手歡喜一同二俗人一、三代實錄卅八に、大極殿成、右大臣設二宴於朝堂院含章堂一、賀レ落也、(中略)飛驒工等二十許人不レ任二喜悅一、起レ座拍レ手歡儛、令レ唯大爲二咲樂一、土佐日記歌に、追風の吹ぬる時は行船も、帆手拍てこそ嬉しかりけれ」と有るは、悅びて手拍つ事を船の帆手に云寄たり、此等皆樂しく悅ぶ意より拍なりし(採要下略)と有るが如し、大嘗祭儀に國栖奏二古風一五成、悠紀國奏二國風一四成、次語部奏二古詞一、次隼人司率二隼人一(中略)奏二風俗歌儛一、皇太子以下五位以上、就二庭中版一跪、拍レ手四度、

（度別八遍、神語所レ謂八開手是也、皇太子先拍レ手而退、次五位以上拍レ手）六位以下亦如レ是、（其小齋人不レ在ニ拍限一）諸視聽と見えたるを、之には唯だ拍手とのみ有れども、江次第にも踐拜ニ笏拍ニ手四度、（度別八遍、神語所謂八開手是也）拍レ手曰ニ小拜一と有れば、後に行はるゝ儀式なる由中臣壽詞講義（第三十二巻）に注せるが如し、此は神拜なるが故に古禮を用ひて八開手を旧の如く拍つ事にて在れども、右に引ける續紀の如くに謂ゆる拍レ手數ニ齣と有る事なり、又大嘗宮式に三日寮の式を被レ載たるに、皇太子親王并參議以下再拜拍ニ八開手一、次拍ニ短手一再拜、初レ此稱拍と有りて、儀式帳の讀も此に同じき由中臣壽詞講義十三に已に注せり、右の持統天皇御紀の如くは、即位は更なり朝賀以下年中の諸公事に就て王臣以下百官の人々手を拍つ事なりけむと思ゆるは、桓武天皇御紀に延暦十八年春正月丙午朔、皇帝御ニ大極殿一受レ朝、文武官九品以上蕃客等各陪レ位、減ニ四拜一爲ニ再拜一、不レ拍レ手、以レ有ニ渤海國使一也と有り、此にて拜は四度拜にして手は八開手なりし事知られたり、然るに斯る蕃客の有るが爲に我が古禮を除て西蕃の拜法を用ひさせ給へることぞ、當昔の人情とは云ひながら其有るまじかりける御政には御在し坐しけれ、抑天皇と申し奉るは天神御子に御在し坐して萬國に照臨まさせ給ふ天津日嗣にて渡らせ御在し坐せば、萬國に渡りて我が正朔を奉はらしめ我が禮典に從はしめ給ふ可き御事なりければ、斯る時にこそ古貫を考へ古式を正して行はしめ給ふ可き御事なるを、甚々淺ましたとも云へば更なり、西蕃にも我が拍手の拜法を聞て古之遺法とまへに記せりける者なるをや、其頃より廢れたりけるにや、儀式以下の書共にも皆旦には凡て其事亡なりて、唯神事にのみ其形の存はれることぞ切ての賜物には在りけれ、（周禮ニ春官大祝辨ニ九拜一、注ニ振動戰栗變動之拜也と注し、三國志に倭人の注を舉げて以ニ兩手一相擊而拜、今倭人拜

亦如レ此、古之遺法也と云ひ、魏志東夷傳に倭人見二大人一所レ敬、但搏レ手以當二跪拜一と有し、又傳レ辭說レ事、或蹲或跪、兩手據レ地爲二之恭敬一、對應聲曰レ噫比二如然諾一、と云へる噫は嗟なり、蹲は踞坐なり、兩手據レ地とは席に手を突くにて今の禮式に少か異なる事無し、此は王仁などの博士が彼より參給ふよりは上れる世の風俗と云ふ中にも、儀に須業などの狀を見て記せるならむか、我が禮法の彼を師と爲ざる證是なり）天之逆手と云ふ天は、上代の禮法凡て天上儀を擬行はせ給へるが故なり、右に注せるは進む時に手を拍て歡び樂しみ白ふなり、逆手は借字にて退手なり、退くにも歡び樂しびて退れるなり、貞觀儀式に嘗二宮内省一令レ賜二酒食一行酒三杯、以後拍二後手一退出と有る後手是なり」と云へるは然る說にて、記傳十四（十七丁）に引れたる皇太神宮儀式帳六月々次祭條に、續撃て人々直會殿に座に就き大直會を給はり畢る、時に後手一段拍と見え、建久行事記同祭條、齋内親王御拜の時一禰宜の詞に御拜四度御後手、又御拜四度御後手と有るなどは何れも退出の時の事なりければ、共に後手を退手と訓むべきなり、借此は事代主神の御言に我父宜當レ奉レ避、吾亦不レ可レ違と申給へるを、第一ノ一書に、天神所レ求何不レ奉歟と見え、古事記には語二其父大神一言、恐之此國者立二奉天神之御子一と申させ給ふと有るなど、此時の御應答に少か障る所御在し坐さず、御心の底際諾ひ奉らせ給ふ由見え奉らせ給はむと歡び樂しませ給ひつつも、此に天之逆手は拍成し給へるなりけり、今も賣買の事畢りぬれば互に手を拍て共に相背かぬ證と爲るも古の遺法なる事云ふも更なり、然るに中昔よりは物を呪しる事にも用ひしにも天之逆手と云ふ有り、伊勢物語（九十六段）に彼男は天之逆手を拍てなむ呪ひ居るなる、食つけき事人の呪事は負ふ物にや在らむ、負はぬ物にや在らむ、今こそ見めとぞ云ふなる」と有るは、逆手は退手に

て吾の総に為る事なる故に、其を人の悉る皆に取成して行ふにて、本は一なるにか別なるか、六百番歌合寄海士ニ戀、我頼は天之逆手を打返し、思ひ解てや世をも恨みむ、又寄船戀に、如何に為む天之逆手を打返し、恨みても猶恨有る世をと有るを、八雲御抄に猶き事を呪詛するを云ふなり、只深き恨を云ふと注させ給へり、拾遺愚草に如[illegible]、已のみぞ逆手を打たへに、降ぬる木葉跡だにも無し、と有るも、此逆手を拍て呪ふ時は木葉をさへに散らす許の事は有りけるなめり、但此の逆手は右の如く後手にて、呪詛の時に拍つ事にて、常の拍様に異りは無きを、呪詛には其名を偏れるのみにて、吉に逆手に拍つを云ふなるにて、此事代主神のとは異なる可し、今も拍手に忌むのみならず凡て手して物為るに逆手を嫌ふ事は、其呪詛の様に似るを以て慎しむ事なるも、事代主神の御事には叶はず、然れば右の伊勢物語以下のは凡て逆手にて本は一には非ざりけり、点々右の差別を正して天之逆手の同じ者にして、打様に順と逆との異り有る事をなむ明らめ知るべかりける、(記傳に天之逆手は船を青柴垣に變む為の呪術なり云々と注して、伊勢物語なるをも一に為られたるは、此に順と逆との差有る事を思ひ漏らされたるが故なり、且此は事代主神の國土を避け奉らせ給ふ悦びを聞えさせ給はむとて為させ給へるなれば、彼呪詛に逆手を打返すとは大に趣異なる者なり、思混ふる事勿れ、其呪術なるは後成恩寺殿の抄に、海神因て彦火々出見尊の兄の火闌降命の釣針を失ひ給ひて海中に行て取て歸り給ふ時、海神の教にて様々の呪々しき事を云含て此釣針を後手に擲返し給ふより、是よりして人を呪ふとて手を後に遣て拍く事有り、其事を天之逆手拍つと云ふ、と注させ給へり、實に呪術なるは其原を此に取れるなる可ければ、天之は海士之にて中古より海士の事を然云れば、右の六百番歌合なるも其義にて天之逆手を詠るには在るべから

す、海士の逆手なりけり、記傳に引れたる契沖顯昌二師の說も、大旨右に依れる者とは見えたれども、何れも事代主神の天之逆手と海神宮段なる後手とを一に爲る說なりければ共に叶はざる者なり）〇使者既還報命は次に說くべし、

古事記曰。故爾問二其大國主神一。今汝子事代主神如レ此白訖。亦有下可レ白子上乎。於レ是亦白之。亦我子有二建御名方神一。除レ此者無也。如レ此白之間。其建御名方神。千引石擎二手末一而來。言誰來二我國一而。忍忍如レ此物言。然欲レ爲二力競一。故我先欲レ取二其御手一。故令レ取二其御手一者。卽取二成立氷一。亦取二成劔刃一。故爾懼而退居。爾欲レ取二其建御名方神之手一。乞歸而取者。如レ取二若葦一。搤批而投離者。卽逃去。故追往而。迫到二科野之國之州羽海一。將レ殺時。建御名方神白。恐莫二殺我一。除二此地一者。不レ行二佗處一。亦不レ違二我父大國主神之命一。不レ違二八重事代主神之言一。此葦原中國者。隨二天神御子之命一獻。

此傳は御紀には凡て漏らされたりけるを、古事記に幸に遺存れるを、此にも抄出て注さずては此國避の件々の事共に大に盡さざる所有を以てなり、抑此建御名方神の御事はしも、持統天皇五年御紀に八月己亥朔辛酉、遣二使者一祭二龍田風神信濃須波水內等神一、と有る唯一所出でたるのみなれども、後の正史には其神社は就ての事共は傳はれゝども、如何なる由に依りて其國に鎭り坐せると云ふ事詳ならざりけるを、古事記に如此傳はれると天神本紀に其を抄錄せると此二のみ有るを、近頃鈴屋大人の記傳世に出でたるに依りて人も然は知る事と成れるを、猶神代紀のみを同く執る輩は今も異なる一傳に爲て措くめり、又紀記の二典を合せ讀む人も絕えて世に無きには非ざれども、此にて事代主神の如く速かに避け奉らせざりし故を以て、荒振神の列と爲す事には在れども、其は父兄の神等と諸共に國土を造固め

ますをへるを以て、謂れ無く奉ると思ほしゝなからの誤なるにて、其にも國造に深く考を坐せる功ありし程想像の謂ゆ可し、信濃風土記に信濃國者、信濃建御名方富命之所レ住之處也、治ニ天下一御神大穴持命、又少彦名命、建御名方命、置ニ在此國一給、爲ニ山野一給、此國者木草草如菓品々也、故云ニ品野一、今云ニ信濃一者音轉而然也と有見たるゝ此を以てもその大神にぞ在る可きなり、記傳十四（廿二丁）に、大國主神より亦我子有ニ建御名方神一と申給へるを以て見れば、此神も事代主神に亞て天下に功勞有りし事知られたり」と說は云はれしき、然るに世に此神の御逃失のみを傳へて御功績の事共を知らざる故に、止む事を得ずして今茲には注されぬ、實言なりと爲て見過す事勿れ、（此に就ては國造の神事に預らざりける此神の傳より說を及ぼすに非ざれば得難き事なるが故に、記傳の委しき說有るが、上に注す事の如此しも謂率れる者なり、日說に事代主神の國避を云ひて、次に建御名方刀美神避在信濃國」、言方七明神是也、と有るを見れば、古人も御國に其傳無きを不足ぬ事に思へりしなりけり）先づ此建御名方神の御生の事より明らめ奉る可きなり、出雲風土記に島根郡美保郷、郡家正東廿七里一百六十四步、所ニ造ニ天下一大神命、娶ニ高志國坐神意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命一而、令ニ產ニ神御穗須々美命一是神坐矣、故云ニ美保一、と見えたる是にて、其沼河比賣命の產坐の事を先づ明らむ可し、此に就て其神本記に大己貴神の御兒等を注せる中に、大妻ニ高志沼河姫一生ニ一男一、見建御名方神、（坐ニ信濃國諏訪郡ニ諏訪神社一）と見え、熱田社記に高志沼河姫、信濃國下諏訪神社是也と見えたる、此にて其御母子の說を得、又美保郷須々美命と建御名方神は一神なる說を得る事、巳に傳八、廿八卷に注せるが如し、然して御穗須々美命と申すは、此本書及一書共に謂ゆる木花開耶姫命の生み坐せる御子に火闌降命坐す、火明命

とも申せるに等しく、又火明命と申すも眞麗の意なるは別にて天火明命と申す由、傳廿八に注せる如くなれば、右の三名共に同一神の御名に坐せるに等しく、此も御心の火の如く進ませる状に健く雄々しく御在し坐せる由なりけり、故其穗は神功皇后元年御紀の神託に幡荻穗出吾也(ハタススキホニデシアレヤ)と有るを始として、其の外に表るゝ事を穗に出ると歌詞にも多く詠める是なり、須々美は進ノ字に當りて、素戔嗚尊の須佐又須勢理毘賣命の須も此に同じ、此神の此に然稱、爲ニ力量ヿと云ひて、天神の御使と申せども畏み給ふ事無く進用させ給へる御所爲共を以て、其御名の義をば悟りつ可し（右の火明命を火闌降命の亦名と爲る由は下に云ふべし。其天火明命と申すは此傳八ノ一書及び古事記に見えたる如くにて、天忍穗耳尊の御子に坐して本より別神なり）然して播磨風土記を見るに飾磨郡伊和里、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、即發去、於是火明命、汲水還來、見船發去、即大瞋怨、仍起風波、追迫其船、於是父神之船不能進行、遂打破、所以其波丘琴落處者、即號琴神丘、箱落處者即號箱丘、梳匣落處者、即號匣丘、箕落處者、仍號箕形丘、甕落處者、仍曰甕丘、稻落處者、即號稻牟禮丘、冑落處者、即號冑丘、沈石落處者、即號沈石丘、綱落處者、即號藤丘、鹿落處者、即號鹿丘、犬落處者、即號犬丘、蠶子落處者、即號日女道丘、爾時大汝神、謂妻弩都比賣曰、爲遁惡子、返遇風波、被太辛苦哉、所以號曰瞋鹽、曰苦濟と云ふ事見えたる、此火明命と申すなむ右の御穗須々美命と聞ゆると一神にて御在し坐しける、然るは火明と申すは右に心行甚強と云ひ、大瞋怨と云ひ、惡子と有るなど、何れも御心の進りかに御在し坐すよりの御荒びなりければ、火炎の直に照明る如く神性の敏捷に御在し坐せる由にて、御穗須々美

命と申す御名にもおはせ給へるを思ふに、沖つ國神にて渡らせ給へる狀なり、然て其御兒奴奈宜比賣命と聞えますは其沼河比賣命の御事なる由傳廿八に已にくはしく注せるが如し、（又其浪波を起し給へるなども建御名方神にして其に由有り、下に注せるが如く信濃國諏訪神社に坐すと云ふ有りて風を蔵るにも由有り）偖其奴奈宜比賣命と申す名義は奴奈川と云ふ事にて、沼河は奴奈之河たるを又奴奈宜波とも云へるなりけり、其神の御在處なる越後國頸城郡より直右に能登の國なる美穂に因りて通はるなる可し、但其國本は越前國の郡名なりしが後に一國の名に成れるなりければ、其郡名の起こりに係くべきなり、能登の國に在る國府に坐す能登比咩神社御在し坐すは、其女神の御在し坐し坐る所なるに依りて其地名と成り、且一郡の名にも成れるなりけり、今能登郡村と云ふに坐す由なるは、能登女と云ふ事にて能登比咩の略なる可し、又同郡能登生國玉比古神社は其沼河比賣命の故にて御在し坐すなる大己貴神にて渡らせ給へるに、其能登の古名を取らせ申す事舊に何以貴からしければ、然して其國某郡神目伊豆伎比古神社と申す有るを、舊傳に此神の御在し坐すと爲の淺云諏訪神と云ふ、明神此村にて産れ給へり、御産所の跡を小屋の間と云ふ、産屋の水有り、又同ノ宮とも有り云々、と云へるが、其諏訪神を鎮出草葺不合命たる由に語り傳ふる由なりけれども、其命の此に生出でさせ給ふ可き事の古より有るべくも非ざりければ、此所ぞ其沼河比賣命の建御名方神を産み給へりし地には有りける、其滑川の古處々々しと傳けるなりければ、傳は諸神と申して其亦名にて御在せらむも知るべからず、偖其御子を葺不合命と申すにも由は有りけり、其羽咋郡氣多神社（名神大）は傳廿八に注せるが如く大己貴神にて渡らせ給へるに、昔越に初年には能登生國玉比古神社へ御幸有りて二夜在りて還らせ給ふ、八幡村の内に捨子後と云ふ所にて往古御子

を捨て給ひし故に由りて御輿の鈴を鳴らすなり云々、十一月中巳日は鴨祭なり、鹿島郷鴨浦村より鶴を捕り、午日清祓して巳剋神前に放つ、其鶴自然本社の階を上る、戸帳の前にて羽叩して跪く所を捕へて海に放つ、此鶴越後國中山神社能生權現の磯に依りたる時其社の祭禮なり、傳云、北島の女神此島傳へ依り給ひて一宮神と夫婦に成り給ひしに、御中言はしうも非ざりければ、越後の能生へ飛び給ひて或社地を借りて住み給ふに因れり」と云へり、其北島の女神と云ふは此沼河比賣命の御事なる可し、又御子を捨てさせ給へるも右の播磨風土記に火明命、心行甚強、是以父神患之、欲レ遁二棄之一と有るに合へり、又其女神の鶴の磯に依り給ひし由を以て其御子を鵜葺草葺不合命とは云へるにて、此計の謀は必ずしも尤む可からざる事共なり、其鶴磯の事は名勝志に鴨川村の磯に依地と云ふ所有り、昔鴨川の天神の神體茎付の大根俵藻に乗て依り給ふ神地なり、今陸濱に成りて有り、此出崎を小倉ノ崎と云ひ、岡を櫻木岡と云ふ、木花開耶姫命なり云々」と云へり、木花開耶姫命由無し、其御子を御穂須々美命と申し、亦名を火明命とも申せるから、其御母なれば然る神と僻心得しつるなる可く、又大根俵藻と云ふも其御父大國主神を俗に大黒と云ひて、俵を敷き大根を傍に置きたる奇しき像の有るより思ひ寄れる俗傳にもや有らむ、此を以ても其女神は沼河比賣命に坐す事灼然き者なり、猶越後國頸城郡奴奈川神社黒姫山の末に在るを、三島郡鴨川神社も黒姫山と云ふに坐して黒姫大明神と申せるなど、右の鶴磯の事に就て考ふ可し、其事は傳二十八卷に注せりき、倍又此郷を鹿島と云ふは、和名抄に能登郡加島(加之萬)と云へる是なるが、萬葉十七卷に能登郡從二香島津一發レ船云々、香島欲里、久麻吉乎左之天、許久伎禰能、云々と詠るも此所なり、此香島若し常陸國の鹿島に由有りたらむには、建御名方神の出雲より逃れ給ふ時、其本

居なるを以て此にも行違りて遣れ給へるを遣はれ給へる趣と爲むか）但其建御名方神と申す名は下たり、此は誤なり、又神名式には健御名方富命と見えたる、實は此神に長させ給へる由と聞ゆ、此諏訪神社で實に云ふ程の事は非さらめども、物に書し附くる計の事の事なれば無からざる可き、常にも予が云へる如く大己貴神は天下の大國主神に渡らせ御坐し坐せば、謂ゆる國土の主宰にて御在し坐し、事代主神は其御前の事を執申し給へれば事に貢國□天下に當らせ給ふ可く、然して下照姫命にしも亦名大倉比賣命とも申して、天下の貢物を奉れる其大藏を主らせ給ふ御名なるを已に傳二十八之上に注せるが如し、其所に引ける古語拾遺朝倉宮段に、諸國貢調年々盈溢、更立大藏と有て、下に檢校三藏一と出納其物一と勘錄其簿一との三職有り、此に取りて攷ふるに其大藏の主神は大己貴神なり、檢校は事代主神なり、出納其物一は大倉比賣命なり、勘錄其簿一は建御名方神に配て、今試に證見るに、其件者にも此計の御傳御在し坐さずとは申すべからざるなり、但神代文字の事近代論者共に云ふ所なるが、如何にも作りと云ふが實論なりけり、釋に於二和字一者其起可レ在二神代一歟、龜卜之兼者起レ自二神代一、所レ謂此紀一書之說、陰陽二神生二蛭兒一、天神以二太占一而卜レ之、乃卜二定時日一而降之、無二文字一者豈可レ成レ卜哉、作者亦這補可レ在二神代一者、陶云而詞と云ひて、文字の起を神代に取るは實に謂れたる說なり、太荒即神代文字の始なる由は傳三十一に云ふべかりければ、其を俟播きて假名字例の後序に、倭國字謂二之假名一（中略）實曰大己貴命云々と云ひ、和漢三才圖會に、或者云、天照太神書二大己貴命其靈句一曰（中略）大己貴尊與二天八意一同レ意、以二此言一造二神代文字一、以二是四十七字一通達作二言言句一、今以二其字一代二於漢字一と云へり、其天照太神書二大己貴命其靈句一と云ふは、少彦名神などより大己貴神に天上の太古の傳

はれるを云ふたる可し、大己貴神の天八意神と同レ意以ニ此言一遺ニ神代文字一と云ふは、天上にても太古に依て一種の神字出來れるに合せて、國土にても其據る所同じくして神字の出來れるを云へりと聞ゆ、袖中抄に伊(イロハガナ)假字の事を出雲假名と云ひ、五十音韻圖を彼國に傳へて出雲音と云ふを以て、神代文字の製の事專大己貴神に係れるを知るべきたり、〔此御紀の如きも釋に今按、假名本世有ニ二部一、其一部者和漢之字相雜用レ之、其一部者專用ニ假名一有ニ古語之類一と有りて、謂ゆる假名日本紀是たり、又云はく師説大藏省御書中有ニ肥人之字六七枚許一、先帝於ニ御書所一令レ寫ニ給其字一、皆用ニ假名一、或其字未レ明、或乃川等ノ字明見レ之、若以レ彼可レ爲レ始歟と有りて、本朝書籍目錄に肥人書五卷と見えたり、或人の神代淸地傳に引けるは阿波國某社に傳はれる由なり、予が見たるは出雲國日御碕社に傳はれる是一種なり、鹿島社寶庫より出でたりと云へる是一種なり、神字日文傳と云ふ平田氏の集たる外に猶種々の神字在りと雖も、疑はしき物少からざれば、後人をして撰正さしめんとす）然して名と云ふは傳二、廿一に注せるが如く土地を云稱にて、其土地に就て爲業(ナスワザ)有り、其業(ナリ)をしも成すに依りて人に名有り、其名有るに依りて其事成るを以て物に名有る謂なり、文字を名(ナ)と云ふも其を記す所以の器(モノ)なればなり、偖中古に漢字渡參來りて以來神代の文字は悉く絶え果てたるが如く成りて、彼の文字を指して眞字(マナ)と云ひ、其に依りて此方にて作れる色葉を假字(カナ)と云ひ、又片假字(カタカムナ)と云ふ物出來れゝども、皆我が古名を襲ひたるなり、空穗物語藏開中（十八丁）に唐の色紙を中より押折りて大の草紙に作りて、厚さ三寸許にて一には例の女の手二行に一方書き、一には草行同じ如、一には迦多迦牟那、一は葦手、先づ例の手を書きさせ給ふ、堤中納言物語に、未假字は書き給はざれば迦多迦牟那に云々しと有は、俗に云ふ片假字の事にては有れども、其

昔已に作れゝども其名猶本の任なるにて、迦多は太古の町形を云ひ、迦牟那は神名なるに出でたりければ片假字の義なり、漢氏梅枝(十二丁)に、萬葉書には寄り様に淺く成行く世の末なれど、迦牟那のみなむ今世は其際無く成れたる、又(十三丁)、麻牟那の進みたる程に、迦牟那は亂次無き文字こそ交るめれとてと見えたる、麻牟那は古字にて、其町形より字形を成せる任なるは同じ神字と雖も聞く難きが故に其名を取りて唯の文字を眞字とは云ふなり、又迦牟那は神字にて神代の字を云ふが、色葉假字の體其に似たるを以て然云習はしたるにて　此を假字と云ふは言の略たる者なり、然れば漢字渡りて以降の如く押竝て世に此を用ふとこそは非ざらめ、物の目標と爲る計の事は神代にも必有りつらむ事何かは疑はしかる可き、(或説に科斗書の事を篤に摩那書と云ひ、伽那跋多書と云へり、然れば神代に摩牟那と云ふ事の有りしを彼に傳はれるにやと云へり、此漢字を此に摩那と云ふも我が古名を借りて用ひられたる者なりと云ふ一の證に充つべし、又彌を牟に牟を彌に通はし云ふ事常なりければ必摩彌那なり)方は畫なりと云ふは、寶鏡開始章第一ノ一書に、宜下圖二造彼神之象一而奉中招禱上也と見えたる、此を古語拾遺に日像之鏡と有り、已に神代に物に畫く事無からましかば何ぞ斯る傳は有りてましや、雄略天皇四年御紀大御歌に、儛我舸陁播於柯武、舸武陁柯斯麻野磨登と訓ませ給ひ、天武天皇御紀に圖字を迦多と二所に用ひられ、又太古の町形を云へるは萬葉十四(七丁)に、武藏野爾、宇良敝可多也伎、又(廿四丁)、能良奴伊毛我名、可多爾伊氐牟可母、十五(四十五丁)に由吉能安末能、保都手乃宇良敝乎、可多夜伎乎生など有りて、太古の象形の本なる事は云ふも更なり、口訣に神代文字象形也と云ふ事思ひ合す可し、傳廿四に注せる出雲風土記に、秋鹿郡恵曇郷、郡家東北九里卅歩、須佐能乎命御子磐坂日子命、國巡行坐時、至』

坐此處而詔、此處者國稚美好、有國形畫壁哉、吾之宮者是處造事者詔、故云惠伴、(神龜三年改字眞壁)と見え、又其壁畫(中略)即有彫鑿壁二所(一所厚三丈廣一丈高八尺、一所厚二丈二尺廣一丈高一丈)と有りて、當昔物に畫き形を彫る事は有りしたりけり、播磨風土記にも神島伊刀島等所以稱神島者、此島西邊有石神形似佛像云々と有るを始として、其外諸國の山岳に神像を石以て造れるが多きを、後に釋徒の有と偽る類皆佛造の遺物にして佛像にては非ざるを以て、神代に畫く事の盛に在りし事を知るべきなり、古今秋下に吹上濱の圖に云々、又仙宮に菊を分けて人の至れる圖を詠める、又菊花の許にて人の人待てる圖を詠めるなど見え、其後の歌物語に數知らず多在り、然して右の如く分ち云ふ時は名と方とは別なれども、其神字はしも太古の町形より出て象を成せる物なりければ、共に相離れざる所以有りて字(ナ)即畫(カタ)と成り畫(カタ)即字(ナ)と成りて共に其源を別に爲ざる者なりかし、(西戎の文字も然り、說文六書の法に象形と云ふ物有りて日月又は鳥馬の字共の如きは本象形なりしを、後に文字に成して用ひたるなり、漢も皇國の世の始は斯る事共にて、萬は簡易たる事にてこそは有けむ)倭建御名方神はしも神名式には健御名方富命と申して名と方とに富ませ給へる謂にて、右の如く名と方とに富み給ふ程の功しき神にて御在し坐しければ、高に甚く言痛き神社にこそは御在し坐したりけめ、此より以前に天穗日命の久しく天降らせ御在し坐して、御父大神と何れの御語らひ其の御在し坐しけるを、此神には示し聞えさせ給はざりけるにや、此に經津主神武甕槌神の天降り來給ひて大國主神に神問し給へりけるに、御兒事代主神の御許に天神の御使を兼ねて父大神より使者を遣して事代主神に命問られけるに、此神には未其事に及ばせ給はざりけらし、借事代主神の三穗に御在し坐しけるは、遊行の爲に其地

に鎮座せさせ給へるにこそ有けれ、其処は此神の本名御穗須々美命と聞えさせて、其御住居の由を以て美保の郷名は隠れる由なるに風土記を引て注せるが如し、其主神たる建御名方神には知らせずして事代主神と倶に議で在せ給へるを以て知らせ給ひ、此二神の御言に至らして謹奉ニ我國ニ忽々如ニ此御子等の言は出でさせ給へるなりけり、此に大國主神の亦我子有ニ建御名方神、除ニ此者無ニと申させ給へるは、先づ事代主神を顧みはしめ仕奉り、其後に此神を顧み給はせ仕奉らしめむと深慮の御在し坐しける状なるも、右等の事共有りて此神の速かに承伏ひ奉るまじき事の恐れ御在し坐すが故なめり、然して下に注せるが如く此神の降り給ひて伏罪の言を申給へるに、「亦不レ違ニ我父大國主神之命ニ、不レ違ニ八重事代主神之言ニ」と申給へるは、先に父兄二神の御議共有りしを聞出て申させ給へるなり、其に何れの時か有らむ、此に千引石を擎來坐せる時に事代主神の歸順の旨を以て御父大神より教示し給へるなりけり、其をも聞かずして天神の御使を拒みけるが故に、右の二神に追迫られ奉りて已に殺されむと為させ給ふに及ぼされ、御父大神より外々しく拾置かせ給へるは、如何にも為て此神を天神に歸順はせ仕奉らしめ給はむと思ほすが故なりけり、抑て此神の御名は御穗須々美命と申して南方の遠く僻り遁まさせ給へる意に坐すが故に、右に注せる如く其住所で給へりし諏訪國にて已に棄てられ給ひけり、又神日任臣侍比古神と申すも神目の使臣々たしき者の御名にて、如くより其討奏す神にこそは御在し坐しけらし、其後の事は諸國風土記に心行き讃賞ひ、父命息ニ然ヽ、後ニ道ニ然之と云ふ事も有りて、甚く御心とは作たりける状なりしかども、生長らせ給へるに随ひて國造の御事をも助け奉られし状なるに、弟神性の甚き事に生まれ給はずして此時の事に至れるを恨みとして、其神に歸順はせ奉らせ給ふと為ては其父兄の御命の命にも違はせ給

はざる由を明らめ申させ給へり、此よりして天神御子の守護神と為て天下に幸へ給ふ御思頼の大に御在し坐す事、下に注し奉れるを見て暁る可き者なりかし、(世の識者此神の一度の御過にて悪しき事の御在し坐せば何時迄も然る物と心得るこそ淺かりけれ、此神の御祖父にて渡らせ給へる素戔嗚尊と申せども、其始は神性の雄健が任に物為給ひて悪しき御行共の様々に御在し坐しけるが、天上にて千座置戸の解除に潔ひ奉りて天降らせ御在し坐しける後の御功業はしも天下に二無く甚も々々尊き御事にて御在し坐す事人の能く知れるが如し、其を始め悪事を取除て悪神なりと云ひて可らむや、否らずや、此神の御上に於ても然り、已に天神に歸順ひ奉らせ給へる上は、諸の天津国社の皇神等と倶しく皇御孫尊の大御守護の神にて渡らせ給へる物を、如何に思ひ成す者にか) ○故問二其大國主神一、今汝子事代主神、如レ此白訖は、二神より稲背脛命の復命せる事代主神の言を以て大國主神に問はせ給へるなり、但其上文に言二其父大神一言、恐之此國者、立二奉天神之御子一と有りて、此にも我父宜當レ奉レ避、吾亦不レ可レ違と有て、其果には事代主神より父大神へ申させ給へるなり、下に事代主神避け給へる後に、使者既還報命、故大己貴神則以二其子之辭一白二於二神一曰云々と有るが如く、其報告の辭を以て二神に申させ給へる其大己貴神の言を受けて、今汝子事代主神如レ此白訖云々と宣ひ入れて再神問の御事御在し坐せるにて、二神と大己貴神との御間合如此く懇切に御在し坐せるを、誰しも二神より大己貴神へ迫り給ひ、大己貴神よりは二神に拒める者の如く云ひもし思ひも為めるは何れの方に就ても其允當の說たらざる者なり、(二神の大己貴神に神問しの御事のみにして、其神避給ふに就ての御業共なり、然して二神の言向させ給はむと志し給へるは、殘賊强暴横悪之神の事なるを、一に見るが管に其差別の見え別れぬにこそ有ん

めれ）〔亦有₂可₁白子₁字は、紀傳十四（三十丁）に、白とは上に僕者不₂得白₁、又事代主神是可₂白なと有る白と同じく、」諾否の御答を申す事たり、事代主神の他にも諾否を宣命聞て其答を白す心を問聞くべき子有りやと問ふなり」と云に相たるが如し、〇於₂云亦白之か、記傳に云はく上に事代主神の事を白して又今一神有る事を云ふなればなり、借此引に亦我子云々と有る亦も其意なり、〇亦有₂建御名方神₁、此神の名義は記傳と異なり、右に注せるが如し、但記傳に此を見れば此神も事代主神に亞で天下に威勢有りし事知られたり」と云はれし如くにて、天神の御許より遣れて健く雄々しき神二柱を御使と爲て天降させ給へる、其方に從奉らせ給はずしと欲₂爲₁力競₁と申して相爭み戰はむと爲させ給ふ許に心の進み給へる神なりければ、大國主神事代主神より畏伏まりの御答を爲給へりとて、父兄二神の言に從ふ可くもあらざりければ、大國主神より天神二柱に委任奉りて其御子をして歸順はせ令め奉むとて、如此に抽出て申させ給へるなりけり」（其事代主神に直に聞問しめ給へるは、其神は少か違はせ給ふ御心坐さずと見れ、故の事を議擧たにせ御在し坐すが故にて其令₂聞₁らるゝ意味同じからず）〇又此若無₂復說₁は、上章第六ノ一書に、大國主神（中略）且子凡有₂一百八十一神₁と有り、其中に以₂手五柱₁爲₂子₁而天下悉に國人₂從令₁謹₂恩讓₁と云ふ意は既に見えたり、然るに其五柱と云ふは、紀本紀に所謂味鉏高彦根神、下照姫命、都味齒八重事代主命、高照光姫大神命、建御名方神の五神を云ふに傳甘も後及び上に委しく注せるが如し、此を能々討定する時は味鉏高彦根神と事代主神とは本體と和魂との差別のみにて實は別神に坐さず、下照姫命高照姫命は同神異名なり、然る時は此の御答にも下照姫命は有るべきを、其は同神に坐し、殊に事代主神の御同母妹にて讓らせ給へれば、異なる御心御在し坐すべきに非ず、斷りければ

此に其可否をも申給ふと云ふは實に此神のみぞ、御在し坐せりけらし、其餘の百八十神はしも下に注せるが如く其記に、卽八重事代主神爲ニ神之御尾前一而仕奉者、違神者非也と申給へる由見えたりければ、此に其建御名方神を擧出て其名を申給ひ、除レ此者無也と申給へるを以て、其御子神の正しきさへに得る事妙なりともなり、(記傳に云はく除レ此者無也とは、子は猶多に在れども此事を問ふ可きは此神を除て餘には無しとなり、餘の御子等には問はでも在りぬ可きなり」と云はれしは委からず)〇如此白之間は、記傳に大國主神の如此白給ふ時しも、建御名方神物より來坐せるなり」と云はれき、此來坐せる所以は右に注せるが如く、出雲國美保鄕は此神の佐坐せる處なり、然るに此濱に遊びに御在し坐しける事代主神の許へ稻背脛命の御在し坐しけるに、御兄事代主神はしも天之逆手を打成して八重蒼柴籬に隱り御在し坐しけるを、不審しみ伺居給へる其稻背脛命の復命し給へるに引續きて來坐せる故に、二神と大己貴神と備に御問答の御事の未竟も果て給はざりし程なる故に、如此白之間とは傳はりたるなりけり、〇千引石は、傳八に注せり、卽ち千人所レ引磐石是なり、〇手末は、傳十九に云へり、〇擎は、靈異記に佐々宜氐と訓り、記傳に擎は判擧の切たる言にて、此は手を高く伸て其末に擧るを云り、俗にも手を高く伸擧て物を持つを佐須と云へり、借如此して來坐せる所以は、天神の御使の來て在る事を已く聞き給へる故に、己が勝れたる力有る事を示せて其御使を令レ懼むとてなり、此所爲既に詔命に服從ざる心なり」と云はれき、右に引りし播磨風土記に、火明命心行甚頑、是以父神患レ之、欲レ遁ニ棄之一(中略)卽發レ船遁去、於レ是火明命汲レ水還來、見ニ船發去一、卽大瞋怨、仍起ニ風波一、追ニ迫其船一、於レ是父神之船不レ能ニ進行一、遂被ニ打破一(中略)爾時大汝神謂ニ妻弩都比賣一曰、爲レ遁ニ惡子一、返遇ニ風波一、太辛苦哉(下

路）と有て、此神の本幻の[illegible]にて御在し坐すなるに、[illegible]み給ふ時は大に[illegible]て退し退迴りて、即ち此二神の來り給へる御措を[illegible]し給ふ計の御力を[illegible]すが故に、千人所引磐石を手[illegible]に[illegible]て天神の御使と力争を爲たま[illegible]で御在し坐しけるなり、[illegible]國に[illegible]御名方神の[illegible]げて御在し坐ける岩とて[illegible]見たりしに、稍佐浦より日御碕に到る道中に礫島と云へる有り、記傳十四（七十三丁）に、今稍佐浦の濱に礫島と云有り、土人は宇都和作島とも云へり、此島甚大なる一の岩なり、是神代に建御名方神の手末に擎げ來坐せりし手引石なりと云傳へたり」と見えたる是なり、此を以て此神の御力の大なる事此を以て知るべしと雖も、亦二神の御力の雄えさせ給ふ御事は[illegible]給はむ、甚甚可畏き御事なりけむかし、次なる欲爲ニ力競一の所に云る事有り、合せ見る可きなり（記傳に、此所は[illegible]に[illegible]得ざる心なりと云はれしは然る事ながら、尤に忍え知と此物云ひ申し給へるを思へば、未だ[illegible]しき事は知らせ給はざりけらし、[illegible]以に力争を爲て[illegible]けむとはが力を恃み給へる意に見えて、然計り深き心の御在し坐さざる状に聞えたり）

（[illegible]は、記傳にも[illegible]倍と訓べし、多倍と云は古言に非ず、[illegible]合古[illegible]御歌に、多[illegible]倍[illegible]、萬葉十一（十五丁）に[illegible]此乃、[illegible]、是[illegible]、[illegible]、十四（廿丁）に、多[illegible]倍[illegible]、[illegible]奈[illegible]、[illegible]、伊波[illegible]、[illegible]に太[illegible]乃、[illegible]比[illegible]太夫ゝ、[illegible]比乃[illegible]、此[illegible]と有り、備此は天神の御使なる事は能く知りながら、故に[illegible]めきて[illegible]ぞとは云なり、[illegible]此云ふに[illegible]むる意有り、今世にも人の所為を咎むるに誰ぞと云ふなり」（補意）と見えたり」但多倍と云ふは古言に非ずと云はれつれども然らぬにや、黄昏を多[illegible]と云ふも、[illegible]ぞ彼と云ひて[illegible]の[illegible]

の見え難き時を云ふなり、又源氏花宴卷に、甚稚貴つけき、此は稚ぞと宣へば云々、後拾遺集二に、人の局を忍びて叩かれけるに誰ぞと問侍りければ、なども見えたれば多禮者の稱とこそ聞ゆれ）○來ニ我國ニ而は、我が主領を居る國に來てなり、御父大神は天神御子の所知食せ御在し坐さむ爲に此國を造圖めさせ給ひ、天神の大命には我御子の所知む國と事依し奉らせ給へる事の意を能も知り給はず、一向に我國と思ほしゝから斯る言を出し給へるにぞ有べき、○忍忍は、志奴見々々々と訓べし、紀傳には先づ志奴夫と云ふ言に無志奴夫と卑志奴夫と隱志奴夫と三の言有り、此の志奴夫は隱志奴夫にて窺ノ字隱ノ字など書く意なり、神武天皇戊午年御紀に道臣命於是奉ニ密旨、允恭天皇七年御紀に密食ニ懷中之糒一、安康天皇前御紀に密ニ被レ兵、雄略天皇十四年御紀に密遣ニ舍人一、繼體天皇元年御紀に密持遣使などと見え、萬葉十一（五丁）に、偲隱此有、戀不相、又（十丁）潮、核延子帯、不竊隱、又（十一丁）石積皆、偲隱者片念爲、又（四十一丁）隱庭、戀而死鞆、十二（八丁）に人目多見、眼社忍禮など、偲隱をも隱をも忍をも書て訓みたり、偕忍々と重ねたるは同卷（三丁）に、菅根之、偲隱々々、照日、乾哉吾袖、於妹不相有、神樂歌々に美知乃久乃、安達佐乃萬由美、王禰比可波、也宇也宇興里吉、志乃比志乃比仁、志乃比々々々仁、此歌古今集には陸奥の安達の眞弓我引かば、末さへ依來忍能備々々にと有り（補意取要）と云はれき、偕此に忍々と云ふは、無る事の有りもや爲むと大己貴神の用意し給ひて、始より此神には隱して忍びて神議らせ給ひけるが故なゝめり、故五十田狹之小汀の神問は更なり、三穗之碕にて事代主神の畏りを申給へるなどの事を知らせ給はず、今より打出でむと爲る所を來給へるが故に、我には聞かずして密事を謀るよと、父大神への恨をも兼ねて如此に云ひ咎められたるなりけ

り、(上傳に忍々と重ね云ふは一世のみならず再重ぬる意有り、此御使も記の如は此處に來坐せる事只一度なれども、又無き重き事なむる度なれば、幾度も相見て左右に謀りし事有ぬ可し云々」と云はれたるは叶はず、問云、右に謂ゆる隼志奴夫の方に傳ル命及上古歌の時に注せるが如し、其堪志奴夫の方は俗に許與間波又堪忍するなど云よ同意なり、又記傳に堪志奴夫と隱志奴夫とは近くして相通ひて聞ゆる事もし、志奴毘加泥など云ふは堪かぬる意にも隱かねる意にも通ふが如し、然れば隱す方は堪志奴夫より轉れる者なる可し、其は願には爲ま欲き事をも強て堪忍びて押へ隱しむ事にも成れるなり、借忍の字を用ふるも堪る意に因れり、忍は字書に能也と注せり、能音耐にて多布流たり、又令君等忍など云へるも皆堪志奴夫なり、又殘忍を修動少レ恩也とも安ニ於不仁一也とも注せるは、俗に氣強く牟與使なり、志奴夫を此意に用ひたる例は無し、然れど其も堪志奴夫より轉れる意なり、心有レ不レ安、强抑不レ發也と注せるは、殊に志奴夫と云ふ言に能く當りて隱す意にも近し、又古書に激志と云ふに此忍ノ字を用ひたるも平常意たり」と見えたり」○如此物言は、共五十田狹之小汀又三穗之崎にて事議御在し坐しける事を異しみ坐るに、今此に右の問答有るを併めて云ふなり、物言と云ふ例は穴穗宮段に爾侍ニ大長谷王之御許一人等白、宇多弖物云王子故應レ慎、萬葉三(三十一丁)に、言靜、物言爲者、十四(廿三丁)に、伊敝能伊母爾、毛乃伊波受伎爾氐、於毛比具流之母、又(二十九丁)伊母能良爾、毛乃伊波受伎爾氐、於毛比可禰都毛、二十(廿丁)に、父母爾、毛能波須價爾弖、已麻叙久夜志伎、拾遺雜秋に、此にしも何句ふらむ女郎花、人の物言ひ性惡くき世に、源氏帚木(二丁)に、忍び給ひける隱ろへ事をさへ語り傳へけむ人の物言ひ不祥さよ、夕顏(五十三丁)に、餘り物言ひ不祥き界去所無く、末摘花(二十二丁)に、物言ひ不

詳を様たれど、浮舟（七丁）に、人の隠し置き給へる人を物言ひ不詳く聞え出たらむにも、藻大三中（十八丁）に、阿那心憂の御物言ひぞや、四上（廿三丁）に、彼物言ひ悪かりし大納言此院の別當ぞかし、四下（廿三丁）に、只大宮院などの御膝の上に取替々々抜かひ聞えさせ給へる狀、實に世人の物言ひも叶ひぬ可きにやと見えたり、など有り、借今も俗に人と口論の事を物爲るを物言すると云へれば、此は建御名方神の父兄の神等共に天神の御使と問答の御事を爲させ給へるを如レ此物言と云咎めて、己命は其力強きを恃みて此言は出させ給へるにて、記傳に凡て此神は己が身力を頼みて詔命に從はじと思せるから、如此云へるなり」と有るが如くなる可し、〔又云はく物言とは是も實は此國を天神御子に讓むや不を問に來つとは能く知りながら、何事云ふとも知らぬ樣に故に咎めける言なり云々」と云はれき、然れども本より此の神に知らせ給はざりし事を思ひ滿らされたるから、然る強顏し作りし給へる事と思はれしなり〕○然は、記傳に志加良婆と訓べし、其は上を承て云ふ言なるに其事無くて云へるは、今世の俗語にも事を爲むと爲る際に佐良婆と云ふと同じ、佐良婆參らう、佐良婆始めうなど云ふ類なり、是も言以て行けば上を承くる意有り、然ぞ云々と云へるは咎めて故に不明めきたる者にて、其は我國を取らむとて來つることそ安からねと怒れるより云へるなれば、其心を以て然我國を取らむとたらばと云ふ意に落つめり」（採要）と有るが如し、○欲レ爲ニ力競ニは、記傳に知加良久良辨世奔と訓むべし、垂仁天皇七年御紀に當麻邑有ニ勇悍士ニ、曰ニ當麻蹶速ニ、其爲レ人也强力以能毀レ角申レ鉤、恒語ニ衆中ニ曰、於ニ四方ニ求レ之、豈有下比ニ我力ニ者上乎、何遇ニ强力者ニ而、不レ期ニ死生ニ、頓得ニ爭力ニ焉、字鏡に捔以レ力相爭也、知加良久良邊、又扛擧レ鼎也、知加良久良邊と有り、借今如此云ふは我國を取らむとたらば先づ力競をして其勝負を以

て事を定めむの意なり」と(補意)と見えたり、蓋力競の事は色葉字類抄又竹生島縁起等に、夷服岳神與ニ淺井比咩命ニ競レ勢
爭レ力、更其ニも遂ニ下ニ淺江中ニ、其下レ落者云ニ都布々々ニ、故云ニ都布夫島ニと有る、此事を寄ニ編年記に夷服岳與ニ淺井
岳ニ相ニ競其高ニ、淺井岳一夜增レ高、夷服怒拔ニ刀殺ニ淺井姬ニ、其頭墮ニ江中ニ而成ニ江島ニ、名ニ竹生島ニ、其頭乎と有り、
又播磨風土記に、揖保郡出水里(中略)伊和大神子石龍比古命與ニ石龍比賣命二神相ニ競川水ニ、妹神欲レ流ニ於北方越部
村ニ、妹神欲レ流ニ於南方泉村ニ、爾時妹神蹈ニ山岑ニ而流下之ニ、妹神見レ之以爲レ非レ理、即以ニ指櫛ニ塞ニ其流水ニ、從ニ岑邊ニ
闢レ溝流ニ於泉村ニ、爭レ爾、妹神復到ニ泉底之川流ニ、奪而將レ流ニ於西方桑原村ニ、於是妹神遂不レ許レ之而、作ニ密樋ニ、流ニ出
於泉村之田頭ニ、由レ此川水絕而不レ流、故號ニ无水川ニ、と有なども、手して爭ひこそはなざりつれ、同じく力競の例に充
つべき事なりかし、(又靈異記上卷雷見の事を云へるに、生長大年十有餘頃、聞ニ之朝廷有ニ力人ニ、念レ試レ之、來ニ大宮
邊ニ居、爾レ時王有ニ力、秀ニ當時ニ、住ニ大宮東北角之別院ニ、彼東北角有ニ方八尺石ニ、力王出ニ住處ニ取ニ其石ニ而投、即
入ニ住處ニ閉レ門、他人不レ令ニ出入ニ、小子視念名聞ニ力人ニ者是也、夜不レ見レ人取ニ其石ニ而投益ニ一尺ニ、力王見レ之、手拍攫
取レ石而投、猶不レ得ニ投益ニ、小子亦二尺投益、王見レ之、猶亦投、猶不レ得レ益、小子立投レ石處、小子之跡深三寸踐
入、其石亦三尺投益、王見レ跡念ニ是居、小子之投レ石也、將レ捉而依ニ小子逃云々、力王終不レ得レ捉、念自ニ貧益レ力
小子ハ、更不レ追云々、然後其童子作ニ優婆塞ニ、猶住ニ元興寺ニ、其寺作レ田引レ水、諸王等妨不レ入レ水、田燒亡、時優婆塞
言、吾引ニ田水ニ、衆僧聽レ之、故十餘人可レ荷、作ニ鋤柄ニ使レ持也、優婆塞荷ニ鋤柄ニ、持而往立ニ水門口ニ而居、諸王等鋤柄
引棄、塞ニ水門口ニ而不レ入ニ寺田ニ、優婆塞亦取ニ百餘人ニ、引レ石塞ニ於水門ニ、入ニ於寺田ニ、王等恐ニ優婆塞之力ニ而終不レ

見、と云へるも力競なるなり）故我先欲レ取ニ其御手一と有る我は、建御名方神にて、其欲レ取と乞給ひし御手は二柱神に在る可けれども、此應對は古事記は凡て武甕槌神にて傳へたれば、記傳に云はれし如く實に其神の御手たりけり、なに千引石を手末に擎げ來坐せる勢力を示せむとて、先づ其天神の御使の手を取りて打拉かむと違りふの物語なる者なり、○故令レ取ニ其御手一者は、其御手を建御名方神に取らせて如何に為るぞと試みさせ給へるなり、○立氷は、記傳に、多知比と訓れたるに從ふ可し、先づ氷を比と訓は記中に氷樣水未を訓み、又仁德天皇六十二年紀に額田大中彦皇子獵ニ于闘雞ニ時、皇子自ニ山上ニ望之（中略）問之曰、在ニ其野中ニ者何窟矣、啓之曰氷室也、（中略）皇子則將ニ來其氷ニ獻ニ於御所ニと見えたるなり、萬葉一（廿九丁）に、磐床等、川之氷凝と詠み、又[illegible]氷文[illegible]など云ふ歌有り、源氏末摘花（二十六丁）に、朝日指す軒の垂氷は解ながら、何どか冱の結ぼゝるらむ、浮舟（三十八丁）に、軒の末に雪持消つゝ、今も掻曇りつゝ降る、日指出て軒の垂氷の光合たるに、人の御形も勝る心ちす、など上より垂るゝ氷を云へり、俗に此を冱と一に云ふは誤なり、冱は地上に落ちたる水の凍えたる氷れるを云ひて別なり、和名抄に氷、四聲字苑云、水寒凍結也、（和名比、又古保利）と有るを、或説に比は冱の略、古保利は凝の義なり、と云へるは然る事にや、又記傳に物より垂有を多流比と云ふ如く、此は下より立而有氷なり、谷川の瀧つ瀬などに傾の樣へ流れる水などの、下へ落終へぬ間に凍れるが、劔を突植たらむが如くに立る事有る物なり、と云はれたり（此に就て異考れるもあり、文德天皇實錄に仁壽元年八月庚子朔壬寅、授ニ山城國[illegible]郡[illegible]神從五位下ニと有る、[illegible]に注し奉れるを、今又思ふに其首の本は地を指なり、氷都久は氷箸にて氷柱を以て物を突すてるなり、[illegible]

其名も別にて此場も術も別も皆神の御神威を以て稱申せるなるが、氷を以て物を突くと云ふ事の有りし事にも備ふ可きにや、此に立氷を云へるに由有て聞ゆめり、○追加、此事書竟たる後に出羽國野代人安濃園成の立氷の説有り、其説に園成出羽國の古傳どもこれかれと集め記さまく思ひ立ちて、草稿どもゝ何くれと出來にたるが、吾が野代の國中昔の村には村里郡とも稱へたりしを、阿仁肥内毛布に至るまで押なべての村立風なる當昔の狀なりけむからに、然る郡名も出來にたる物から、其肥内は火内とも比内とも書來りて名義いかにとも思ひ得難にして有りけるを、ナイとは澤と云ふ謂ゆる蝦夷詞たりければ、肥内は眞澤なるにて、支鄕の里名にも比立内檜木内宵山など有る共に檜原の郡名に及ぼしたる郡名なる事の考ども出來しより、彼古事記の國平段なる立氷の事の物に見當る事もなく、また彼古人たちの說に諸々しきも聞えざるが、年頃心に係りたる筋なりしが、ふと思ひよれるは立氷の氷は若しくは樹の假字にて立樹なる可くと思ひ取れるが、實に動くまじうなむ有ける、其は今世にも定めて及びがたう立樹ひがたかめる事に譬へては、立樹に蟬とか能く人のたとへ云ふわざなるが、天神の大御稜威は甚こかれど國神などの上とは甚く別なりける御異さなりけむも著明く、彼建御名方神の千引石を樣の如く手末に擎げ持來坐して、勢力を示せむとて先づ其天神の御使の手を取りて打挫がむと逮る所爲を打拂き、彼立樹に取成し亦劍刃に取成して、天神の行しびに神々しき御威德を可畏ましめ給へる事となむ伺ひ奉らるゝ事なりかし、大かた立氷と有るからに、字にすがりて氷の事にのみ說きなすなむいまだしかりける、立樹に取成は動きも搖がすも爲可からざる事、彼立樹に蟬の譬へたるむ能く叶ひて聞えたる、また劍刃に取成は其神の身實は劍にて御在し坐しけるが、其任に劍刃にて見えさせ給へるにて、立寄りては立樹の如

くゆるがすもえ得ず、近寄りては領の袖にも觸らる可くして、共に天神の別なる威德を震はせ給へりけむ御威儀の今も覗ひ見奉る可くなむ有る、然はいへ天語に語り傳へたる神語の儘なるにて、古文の妙事確實に有る事とこそ、丈に若葦を取るが如くと見えたる、則この立槍に對へたるにて槍といひ葦とある、是また自然なる前後の序たるものぞや、建御名方神の御力の大なる事千引石を擎げ給へるにて知る可しと雖も、天神の御稜威はた甚々可畏き御事なりけむとこそ、此は樽內の名義の事よりゆくりなく思ひ得るまゝに記し出づるになむ、と云へるは然る說にて、此は動く可からずなむ有りける、（備この立槍の考此の說に備へて動く可からずなむ有りければ、丈々氷によりての說どもは削去る可くは有れど、暫く見合せむ料にそのまゝあるのみ）○取成は、記傳に此物を彼物に變化して、其建御名方神の御手を握て、立氷に變化なりしと云は死たり、今思ふに其肥河段に遣速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良と有るを、御自取化させ給へるを申し、又枕草紙七（十四丁）に「何とも思はで云ひ出侍りしを、行成朝臣の取成したるにや侍らむと申せば、取成すとてもと打咲せ給へり、源氏末摘花（十丁）に「然やうなる住ひする人は物思ひ知たる氣しき遠なき木草容の氣しきに就ても取成などして、夫木卅六に、然しも非ぬ時雨なれども楢葉に取成す夜はの音哉」と有るなど其多き事なるが、此自執行ふ事を取成すと云へる例なるを思ふに、此の取は右に故令取其御手者と有るとは別にて、其建御名方神に令取給へりし御手を立氷に變化して、天神の御稜威を示し可畏ませ給へる者なり、（其立氷に取化て示し給へる狀は玲瓏しく透徹りて甚々奇異なる事にこそは有りけめ、莊子逍遙遊に藐姑射之山有神人居焉、肌膚若氷雪、淖約若處子、不食五穀吸風飲露、乘雲氣、御飛龍而遊於四海之外云

云と云ふ事あり、貴人の身體實に氷雪の如く清く鮮明なる事を見ゆ、其を立て捧げて其御手を令し奉仕へる上に御力を充せ給へりけむから、其状の實に立氷の如く見え奉りけるを見て言けるにやあらむ）〇取成御手は、先に立氷に變化(トリナ)して示せ給へる故に見せ居り、又二度と之を取れるを以て、今世に現實に變化(トリネ)して取可らしめ給へるなり、記傳に現實に成せるは手觸れ難からしめむ料なり、實體とのみは云て現と云へり、心を着くべし、立氷は冴(サエ)なからも凝固ては握る可きを、劔刃は更に手觸る可きに非ず、其前後の作なりしと云はれつるは予が見ると相違へり、其劔刃の御手にて今取給へるを、立氷に變化して握るに堪へざらしめ、次に劔刃に變化して今も其取奉れる建御名方神の手の裂に觸らる可く見えし故に懼れて退たるにとぞ有りけれ、備上に前段高木神の御事に就て注し奉るが如く、此の二神の御前と御在し坐す其神の御身固實にて御在し坐すのみならず、何れも頭に固れる御名ならぬは一柱だに御在し坐さざるを以ても、顯身とこそは成りて天降り御在し坐しけれ、其者は實にて御在し坐しける其本の御身に成らせ給へるが、其作に劔刃にて見えさせ給へるを、此方よりは其變化らせ給へる様に見奉るが故に取成とは傳へたりし者にて、立氷も劔刃も殊更に設けさせ給へるには非ずして、劔刃などの上とは甚く別なりける御實こさなりつらむかし、（記傳に此は建御雷神の御の奇しく靈しき徳を以て變化て建御名方を威する所爲なり、と云はれしは然る言なから、其天神の靈を以ても然る御有様なるにて、此方へ顯身にて降らせ給へるが御即りて變化とも云ふべき奇様なる事には考へ及ぼされざりし說なりけり、又谷川翁は立氷劔刃皆比喩其手堅者、乃御力之強也と云はれつれども、手書の名など云ふは後の事にして、神代に然る事を習ひ行ふ可きには非ざるぞかし）〇若葦摑而投離の御前に、本伴信友と

訓なり、神武天皇戊午年御紀に弟磯城懼然改容曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼と有る如く、彼より威されて我心に懼る所出來れるを云ふに出でたり、又長髓彥見ニ其天表ニ益懷ニ踧踖ニとも見え、景行天皇四十年御紀に大碓皇子愕然之逃ニ隱草中ニ、仲哀天皇八年御紀に則見ニ御船不ニ進、惶懼之、神功皇后前紀に新羅王於是戰々慄々厝レ身無レ所、中略）新羅王遙望以爲、非常之兵將ニ滅ニ己國ニ讋焉失レ志、又新羅國人莫レ不レ知レ所レ知、又逢土雷也、雄略天皇五年御紀に嗔猪從ニ草中ニ暴出逐レ人、獵徒緣レ樹大懼（中略）舍人失レ色五情無レ主、顯宗天皇前御紀に億計王遙望ニ迎兵ニ、懼然失レ色、仍遁ニ山中ニ、不レ知レ所レ當など有る於保も大倉流も同じ事なり、倭より有事にも於保用可良之夜とも有り、借此は先に千引石を手末に擎げて來給へりし勢力には引替りて、初めて天神の詔しびに恐しき威言の御在し坐す御事を知らして、仇なみ奉るまじき事を思ほして猝け給へる所なり、退居は其御許へは得進み寄らずして其御坐を退き給へるなり、（記傳に會伎は遠離る事なり、登能會伎とも有り、下卷同書當段に會伎退坐と有り、借後方へ會久を志理會久と云ふ故古より退の字を然訓めり云々」と云はれき、其退理の辭の事は上に云へり）○願欲レ取ニ其建御名方神之手ニは、彼神より然欲レ爲ニ力競ニと乞請せるに依りて令レ取給へりし返しに、此度は其神の手をと在り、○乞歸而取者は、記傳に初に建御名方神先づ建御雷神の御手を取らむと乞ひて取りつる如くに、建御雷神も亦建御名方神の手を取らむと乞歸ふを云ふ、歸とは凡て彼方より爲し如くに又此方よりも爲るを云ふなり」と云はれし如く、俗に云ふ仕返しを爲る事なり、○如レ取ニ若葦ニと云ふ若は、若松若竹若菜若草などの類にて、物の生立の未だ成長まざる間は莖葉共に甚脆き物なれはなり、但此は謂ゆる譬平の事と心得て有り可し、記傳に若葦は弱く脆る物の譬なり、

葦は竹などの如くは、從から放物なるに、若きは殊に脆ければなり、建御名方神の手は千引石を擎ぐ許りの力有るを、如
此云へる建御雷神の手力の程知るべし」と云はれたり、實に其千引石を礫の如く持たせる神の手を若葦を掬むが如く
取摧ぎ給へりし、天神の御力の程はしも幾許か勝らせ御在し坐しけむ、言に述べても申し難き程の御事なる可し、（備上
なる二の取成は武甕槌神の御自ら立氷劍刃などに取成し給へる例にて、此の取の字をば建御名方神に屬るは非なり、此
まま其取らせ給へる武甕槌神の取るにて在るなり）○投離は、記傳に那如其比志亦岐夜□と訓べし、如」投離」と傳へたれ
ば必志岐などと云ふべき所なり」（取要）と云はれたるに依るべし、其日代宮段にも朝睹入厠之時、持捕□□同事
咽其枝、與□投棄と云ふ事も有れば、此には其建御名方神の手を損傷つく計に在りしにぞ有るべかりける、凡て當事
は右の力量の例に引りし垂仁天皇七年御紀の捔力の所に、二人相對立、各擧足相蹶、則蹶折當麻蹶速之脇骨、亦蹈
折其腰而殺之、と有る事は異なれども、其極に於ては此には殺さぬのみにて外には相似たる事共なるが故に傍引出づ
るなり、記傳に強く提在都加牟と云はれし如く、萬葉四(四十五丁)に、何處□其、附見□有、十六(十六丁)に、□之
叔之、古見□南と有りて、剛しく握る事を云へり」比志久には掬をも握をも訓めるを、又□與比志久とも訓みて拠を
句會に手握也と注し、又史記には握の字をも然訓む事たるなり）○投離者は、記傳に並喪屋の事を蹶離遣と有と同じ
義なり」と云はれつるが如く、俗に捔力などに投出すと云ふに等しきなり、□の事は八洲起元□第一一章之の條五
に已に注せるが、遷却祟神詞に、射放物者弓矢、萬葉二（三十四丁）に、引放、箭繁計久など見え、又取放と云ふ事も
有り、枕草紙六(十七丁)に「此はと取放ちて聞かくべくも非ぬに、源氏少女(十五丁)に「取放ち聞え給ひて大宮にぞ

預け開え給へりける、初音（十五丁）に、取放ちては有識多く物し給ふ所なれど、鈴虫（十丁）に、北の御障子も取放ちて御几帳掛けたり、と云ひ、又見放と云ひ思放と云ふ事有るは見捨て思ひ捨つる事を云へり、又言放とも云へり、後撰雑三に、小山田の苗代水は絶えぬとも、心の池の云は放たじ」同五に、親の守りける女を否とも諾とも云放てと申しければ、拾遺雑戀に「左右も云放たれば池水の、深さ淺さを誰か知るべき」後拾遺雑五に、常ならぬ山の櫻に心入て、池の蓮を云な放ちそ」元眞集に、云放つ君にし過へる大澤の活くる由無き身をぞ恨むる」源氏松風（十丁）に、然らぬ別れに御心動かし給ふなど云放つ物から、など有は俗に云切るを云なり、右等皆用ひ様は異れども放は物を別ち棄つる意に云るなり、（又光を放つ身を放つ手を放つと云へるは更なり、鳥獸蟲魚の類凡て身に近く傍て有る物を他に物せさするをば放つとは云へり）〇即逃去は、記傳に爾宜由伎々と訓れたり、崇峻天皇前御紀に、萬便レ乃棄レ族向レ山逃去と、有る走去の字を然訓めればなり、又は爾宜佐理伎とも訓むべし、下章第四一書に、兄見之逃二去高山一、則潮亦沒レ山、兄緣二高樹一、則潮亦沒レ樹、兄既窮途無レ所二逃去一と有れど、何れも之と同じ状なる所なり、此言は傳八に注せればば今云ふ限に非ず、偖此は武甕槌神に其手を若葦の如く搤批がれさせ給へるに恐怖れ逃出て此方彼方へ逃回らしたるを云ふと見るべし、〇追往而は、其逃去したる後より追手を掛けさせ給へるなり、記傳に、建御名方神此御力に驚き懼れながらも、猶逃遁れて服従ざるが故に追往き給ふなり」と云れたるが如し、偖其神の逃出坐しゝを追係させ給へる事今知るべからざるが如しと雖も、唯一條口を見出でたるに依りて聊くに知れる法有り、神名式に謂ゆる周防國吉濃郡二俣神社の社殿に、建御名方神出雲國に坐しゝ頃、經津主神武甕槌神と戰ひ給ひしが、敗軍と成りける時須波と

云ひて島毗奉緒ひ、此二俣神社に奉移坐しと云へるは浮きたる說とは聞えず、今二俣村に在て其邊の字名を野と云へるも、宮野と思しきなど由有りて聞ゆるに、此國名を和名抄に周防（須波字）と出でたるが、其郡名に佐波周防と見えたれば其より起れるなる可からむを、本の名は須波なりつらむが字音に依りて字の音を添へて云ひはしたるには有らめども、御紀古事記萬葉などに周芳と有るが古書に波の假字に用ひたれば、古は須波なりしこと著かりけり、但し須波と云ふは佐波にして下に云へる針野間なると同じく其二神に奉遷られ給ひし由に因れる名なる可し、傳廿八に委しく注せるが如く、此國には大己貴命以下其御裔の神等の御在しけるが所多かりければ、其に依りて造奉らせ給へるなりけり、倍國造本紀を閲るに大島波久侶周防等數の國々にて在りける所たるが、大島は和名抄に大島郡有り、波久岐は與之岐を誤れるにて即吉敷郡なり、周芳は都濃郡有り、然る時に玖珂熊毛の二郡より都濃郡の中に係て古の周防國なりしなりけり、其後に二俣神社は八千戈神大物主神に坐すと云へり、古事記は文德天皇實錄に、天安二年三月己戊寅甲戌、在周防國二俣神授三位、三代實錄に、貞觀九年八月十六日壬午、周防國從五位上二俣神授正五位下とも見えたり、然れば神の御名の如くは玖珂郡の神名と申すのみにて此二に隱れ坐せるか、又は傳を失へるか、出雲より此に御在し坐しゝは本國より石見國を經て直に山傳に此に來坐しつるなる可し、又陸[illegible]都濃郡二俣神社[illegible]島神社有り、又熊毛郡二俣神社石城神社有り、國郡圖志に、[illegible]高一尺六寸長三尺、其形勢如[illegible]云々、實石[illegible]と有るなど、周防にて二俣の地に二俣神社有るに其の假字で聞ゆ）又記傳に阿波國に名方郡名方西郡と有る、本は名方郡なりしにて其名方東郡に名方（奈加多）郷有と云れたるが、神名式に名方郡多祁

御奈刀彌神社阿波郡建布都神社見えたるも由有げなるに就て思ふに、如此く名方と云ふ郡名とさへ成れるは、此神の來住坐る地なるから、海を渡て此所に遷れさせ給へるを、又須道を結ひしに依て建布都神をも其國に立たせ給へるなる可し、其名郡御奈刀彌神社今名西郡高志村と云に坐すと云り、又其に海を隔てゝ向へるに和名抄に、紀伊國日高郡吉備郷有り、然るに或書に今日高村の南に接きて名方と云ふ地有り、其に接きて名高と云ふ有て今は一村と成れり、倭姫命世記御巡幸の條に、遷ニ吉備國名方濱宮一、四年奉レ齋と有る國ノ字は、後に山陽道の吉備と心得て加へる者にして實は此地なり」と書せるは然も有べくして、此名方の地名建御名方神に由有れば此方へ渡り給へる道次にも有べし、其歌は萬葉九（八丁）太上天皇大行天皇幸ニ紀伊國一時歌十三首の中に、三名部乃浦、塩莫満、鹿島在、釣爲海人乎、見變將來と有て、鹿島と云ふ地の在る事大に關れ有と云ふ者なり、又神名式に山城國愛宕郡須波神社と申す御社ましませるも此時の鎭座などには非るにや（又攝津國八部郡生田神社、名神大、月次、相嘗新嘗の地主神として諏訪明神を祀れるは、其以前には此神の來領ける地なりしにや、其後に諏訪山と云ふも有り）又近江風土記に淺井郡濁須神社在田井丸東三毛田、安康天皇六年甲午十二月始所レ祭御名方多忠と有て此時の跡などにや、萬葉七（十五丁）に、高島之、香取乃浦從と有は、高島郡にて湖を隔てゝ相向へる地なるにも思合す可し、又伊勢風土記に神武天皇東征の御時の事として、「詔ニ天日別命一曰、國有ニ天津之方一、宜レ平ニ其國一、即賜ニ標劔一、天日別命奉レ勅東入ニ數百里一、其邑有レ神、名ニ伊勢津彦一、天日別命問曰、汝國獻ニ於天孫一哉、答曰、吾覓ニ此國一居住日久、不ニ敢聞レ命矣、天日別命發レ兵欲レ戮ニ其神一、于レ時畏伏啓曰、吾國悉獻ニ於天孫一、吾敢不レ居矣、天日別命令レ問云、汝之去時何以爲レ驗、啓云、吾以ニ今夜一起ニ八風一吹ニ海

水ニ乘ニ波浪ニ將ニ東入ニ、此則吾之却由也、天日別命整ㇾ兵窺ㇾ之、比ㇾ及ニ中夜ニ、大風四起、扇ニ擧波瀾ニ、光耀如ㇾ日、陸海共朗、遂乘ㇾ波而東焉、古語云、神風伊勢國・常世浪寄國者、蓋謂ㇾ此也、（伊勢津彦神近令ㇾ住ニ信濃國ニ）とあれば、神代の武甕槌神建御名方神の事と、神武天皇御世の天日別命伊勢津彦命の事と一に混ひつる傳たる可し、其建御名方神と伊勢津彦命とを一に傳られたることは良はしからざりければ、此文を引て記傳に此伊勢津彦と云は建御名方神の亦名にて、右の古事は建御雷神の建御名方神を攻追ひ給へる此段の事なるを、神武天皇御世の事と傳るは傳の誤たる可し、其は神武天皇御歌に神風の伊勢と云ふ事の見えたるよりの誤ためり、建御名方神の此國を主領き居給ひし由有を以て、先づ此に逃れ給ひしなる可し、高倉山の岩屋は伊勢津彦の住めりし処たりと神宮の傳共に記せるは、暫く隠居給ひしにもや有けむ、信濃には信濃へは去り給ひしたる可し、伊勢津彦神武天皇御世の神にて別ならば、信濃國に必其社は有べきに、古より其社は無して風祝の事は持有て、持統天皇五年紀に、遣ニ使者ニ祭ニ龍田風神信濃須波水内等神ニと有も此諏訪神の事也、又高倉山の岩を云ふ高倉山に窟有と云るは、建御名方神を記れりと云古き書に在り、又風土記の文に汝國獻ニ於天孫ニ哉、又は吾國悉獻ニ於天孫ニと有なども、此建御雷神と建御名方神との事に全く同じきを思ふ可し（取要）と云れしは實に獪らしき説也、其神武天皇大御歌に依詠ませ給へるも古き説の有に依て詠せ給へる者にして、伊勢津彦命と云も此建御名方神の事に依て伊勢と云ふ國名の出来れる後に、居地に依て成れる神名なるを以てか、前後の事の一に成れる傳なる事を知べき者也、然れば此も其國を去へる時の事に見て敢なむかし、（其伊勢津彦命と申すは、神武天皇御世の始に天日別命に攻られて此にて隠ひ去られしなる可し、國造本紀に相武國造、志

賀高穴穗朝、武藏國造同祖伊勢津彦命三世孫弟武彦命定二賜國造一」と有て、成務天皇御世より三四世以上の人なれば神武天皇より後へ係れるにて、是天穗日命の流にて出雲臣の支流なる由傳廿卷に云へるが如し、又播磨風土記揖保郡條に所三以名二伊勢野一者云々、在二山岑一神伊和大神子伊勢都比古命伊勢都比賣命矣云々、即號二伊勢野伊勢川一、因レ神爲レ名と有る伊和大神は大己貴神なり、其御子にも同名有りて異神有り、此も其國に御在し坐しけるなるべき由傳廿八卷に注せりき）〇科野國は、垂仁天皇四十年御紀武烈天皇三年御紀等には信濃國に作り、斉明天皇六年御紀及國造本紀等には古事記の如く科野國に作れり、和名抄には信濃（之奈乃）と出たり、諸此國名の起はしも信濃風土記に、信濃國者往昔建御名方命等之所レ住之境也、治二天下一御神大穴持命、又少彦名命建御名方命、巡二行此國一給、到二少阿羅野一詔、此國者木葉草垣葉品々也、故云二品野一、今云二信濃一者音之轉也と見えたる是にて、右に往昔建御名方命等所レ住之地也と云は、此後に諏訪に往坐せるを云て、右の三神巡行の御事は彼國造の古なりし事傳廿七に注せるが如し、其時は木葉草垣葉の種類多きに依りて品々野國と號けさせ給へるを、後に志那努と云ふ事に成れるは何樣昔の轉れるには有れども、其國は科と云ふ木の多在るに依りて其品々の義は廢り、其意替りて其科と云へる一種の物名に依て號るが如く成れるなりけり、諸其科と云ふは傳廿に注せるが如く、和名抄郡名の更級（佐良志奈）埴科（波爾志奈）、郷名には更級郡更級（左良之奈）當信、高井郡穗科（保之奈）埴科郡倉科（久良之奈）、神社には式に更科郡波閇科神社、佐良志奈神社、當信神社、水内郡妻科神社など見えたり、扨て科と云ふは穀の一種楮の事にて即木綿を云ふなり、萬葉歌木綿作に、由不門久留、志名乃波良仁也云々、と有るを以て知るべきなり、（記傳に、名義は山國にて級坂有る故の名

なりと云れき、其は冠辭考に見えたりと云はれたり、然れども今の風土記の傳は更なり、其科と云ふ名の由きて見て科の木の生立てる野と云ふ由に見てむ宜しかる可き、上野下野なども本は毛野國と云ひて木の生立てる野なる由を以て名を負ふに等し)〇渊羽後、風土記に諏方池後上諏方ニ至ニ下諏方ニ、周六十七里二歩と有り甚なる故、昔に甚大なる湖にこそは有りつらめ、若て續紀の和銅五年六月辛丑、割ニ信濃國一始置ニ諏方國一と有り、然るに國造本紀に須羽國造、纏向日代朝御代、建沼河別命孫大臣命定ニ賜國造一と有りて、次に科野國造、瑞籬朝御世、神八井耳命孫建五百建命定ニ賜國造一と有て、須羽國と科野國と相並べたるは、當昔二國にて在りけるを併せられたりけむを、又此にて本の如く二國に置かせ給へる者と所見たり、但其文本には須波を諏須に作れるが正しと思しければ、其國造の並は異なる可けれども、和銅以前にも何と無く諏訪國と云ひて別に一國の状なりし事此を證として知るべし、其後に天平三年三月乙巳、復ニ諏方國一并ニ信濃國一と有る、此より一部の名とは成れるなりけり、和名抄に謂ゆる諏方(須波)郡是なり、此傳に名義は旧史國號の書にもや有らむ、併此に渊羽とのみは云はずして湖としも云へるは、湖の有る故は是れ謂ひつるが、此湖の岸に至りて殊に道絶えて通るべき方無く窮れる由にて詣到と云る言なりと(或考)と云はれたる如くなる可し、海宮遊行章の一書に見ニ既窮途無ニ所ニ逃去ニ、崇峻天皇前紀捕鳥部萬が言に翻衣逆於此有ニ矣と有り、高又は途迫ノ字を當る説と調むと、須羽の言と其同じ意になお見る可き所なりける、然ればなに注せる周防國の名義も此と合せて心得べき者なるぞかし、(其所に云へる如く須波と云て逸出奔結と云々と云ふ須波は、物の起立る時の辭にて、更科日記に、打過りたる衣きり、御堂の方より須波衛門より賜はる円の形よミて、投出すや

うに侍るに、古今著聞集十に、轡を持て云々、高遠須波とて放捨つ、など云へる是也、此は其建御名方神の出雲を出給ふ時の辭には無しとは云ふべからざれども、洲羽(スハ)周防の名は其とは別なる者也）○迫到は、追手を掛て其逃回る神を追攻々々して此に迫逼(セツメ)させ給へるなり、神武天皇戊午年御紀に、時道臣命審知レ有二賊害之心一而、大怒詰嘖之曰、虜爾所レ造屋爾自居之、因案レ劍彎レ弓逼令二催入一、兄猾獲二罪於天一、事無レ所レ辭、乃自蹈レ機而壓死、又は同天皇將レ攻二磯城彥一（中略）至二此役一也、意欲二窮誅(セマリコロサムト)一と有る如く、此方より攻め行て其所を窮むる由なり、[illegible]卒と云ふ言は空穗國譲下（廿六丁）に、我にも知らせで、親兄弟一心にて我をや攻させむずる、源氏東屋（十丁）に、後少將契りし程を待著けて、同じくは疾くと攻ければ、若菜下（百二十丁）に、月々滯る事多くて如此年も攻つれば、得思ひの如くも爲亶で、又空穗國譲中（四十五丁）に、御前の柱に押て斬らむ人をば勘當し攻め、兄とも云はず攻逼(セツ)せよと宣ひて、初秋上（四十八丁）に、御前にて御琴賜りて攻退させ給へるにと有るは攻掛くるなり、又狭衣三（廿四丁）に、此後見さへ心に任せて甚荒々しう攻威し聞ゆれば云々と有るなど、何れも物に迫る義なり、記傳に、世牟留は狭むるなり、世廉留は狭まるにて自と他とを云ふ差のみなり」と有り、（物を強に爲る事を世米氏と云ふも右に同じ、源氏夕顏卷に、甚尋くて、世米て強く思し成る、柏木卷に、世米て永らへば自然有まじき名をも立ち、古今戀二に、甚世米て戀しき時は烏羽玉の、夜の衣を返してぞ著る」元眞集に、住吉の岸に寄すなる忘貝、世米て戀しき今日ぞ來ぬるに など多きも有と同じ意なり）○將レ殺時は、其迫り窮りて今誅なひ給はむと爲させ御在し坐す際を云ふ也、雄略天皇十二年御紀にも天皇（中略）自念レ將レ刑付二物部一と有り、○恐莫レ殺レ我より以下は代罪の言を申し給へるなり、景行天皇十二年御紀にも

百濟王が參來りて頓首下ㇾ兵、我之國者必不ㇾ有ㇾ違背ㇾ、今將ㇾ歸ㇾ從矣と有るなど此に同じ、然其後の言は上に注せる如く、但是は來り諾ひ奉る意にて、今は已に伏て見まつると云ふ是なるが、此にて伏罪の言を奉らせ給へるになりけり、猶此に引ける三韓竝四一書に、見既備至無ㇾ所ㇾ遺矣、乃伏罪曰、吾已詣矣、從ㇾ今以往、吾子孫八十連屬、恒當ㇾ爲ニ汝伴人ㇾ、爲ニ貢之（中略）於ㇾ是見知ニ必有ニ神德ㇾ、遂以伏ニ事其中ニと見え、又伊勢風土記に、天日別命奉ㇾ兵欲ㇾ獻ㇾ國、非時ニ手ㇾ降焉、將曰、吾國悉獻ニ於天孫ㇾ、吾敢不ㇾ居矣（中略）遂乘ㇾ波而東焉と傳へ、又崇神天皇十年御紀に其軍衆脅退、則追破ニ於河北ニ（中略）亦其卒怖走屎漏ニ于褌ㇾ、乃脫ㇾ甲而逃之、知ㇾ不ㇾ得ㇾ免、叩頭曰ニ我君ニと有るなどは、還負けて攻逼られし時に叩頭て伏罪の由を云ふ所なるにも、此狀を思及ぼして得る所有るべからむ者ぞとよ、（古事記朝倉宮段に伊勢國之三重婇が奉ニ有る所に、天皇打ニ伏其婇ㇾ、以ㇾ刀刺ニ充其頸ㇾ、將ㇾ斬之時、其婇白ニ天皇ニ曰、莫ㇾ殺ニ吾身ㇾ、有ニ應ㇾ白事ニ云々と有なども此に寄し）の除ニ此地ニ者不ㇾ行ニ他處ニは、此地を吾稱處と爲して他國には行かじと誓約の言を奉らせ給へるにて、又に此葦原中國者隨ニ天神御子之命ニ獻と申させ給へる如く、此諏方の地を我處と爲て國土の全をば天神御子に獻奉らせ給ふと見ゆ、然るに昔より此所の説を誤りて、此建御名方神とだに云へば其諏方の地を離れては其國身は更に他に移し給へらず、其御靈さへに祀られ給ふ事の無て止みぬる者と思ふは大なる僻事なり、此地まで已に逃到りて後さむと爲き給ふ時に臨みて然る誓の言を奉らせ給ひ、國土を悉に天神御子に避奉らせ給へる上は外に移する所も御座しなさざるが故に、其中させ給へるにこそ有りけれ、此國に本の如く取返し奉らむなど申さばこそは有らめ、又に其父兄の事代主命には逆ひ奉るまじき由を申させ給へるは、其父兄の事

と諸共に天神御子に歸順ひ奉り、天津日嗣を守護り奉らむ由の誓言をば申させ給へる者なりけり、此に就て諸國の宮社にても祀られ奉り給ひて神威の高く御在し坐す御事は申すも更なり、又其皇御孫命の大御守護の爲には、諸神よりも進みて一速く出向はし給ひて其御功の大に渡らせ給へる御事、次に其御社の傍下に著し奉る意共を以て知るべし、(然れば此時より後にも國主人民を守らせ給へる御事に御在し坐しけるなるを、不レ行ニ佗處一とは國を避け奉らせ給ふ由なりとは知らず、唯不レ行と有る字にのみ目移れるなりけり) ○亦不レ違ニ我父大國主神之命一、不レ違ニ八重事代主神之言一と云ふは、父大神に係ては國を避け奉らむ、御兄神に係ては天孫を守り奉らむと云ふ義に見るべし、大國主神の御言に亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲ニ神之御尾前一而仕奉者、違神者非也と申させ給へるに應へて、此第二ノ一書大物主神及事代主神の昇天の所に、宜下領ニ八十萬神一永爲ニ皇孫一奉レ護上と有るまでに引合せ見るべき件なり、然して此は先に千引石を擎げて天神の御使の御許に來給ひし時に、御父大神の御命以て事代主神の天神に歸順ひ仕奉り給へりし言をも傳へて、此神にも歸順ひ仕奉る可き由を宣ひ諭させ給へる事の御在し坐しつらむを、聞かずして背服從ひ奉らず、天神の御使に向ひ給へる故に如此く迫逼られ奉り給ひけるけり、此に至りて其父兄二神の共言の任に歸順ひ仕奉る可き由を畏まり申させ給へるなりけり、然れば上にも此と同意の文は必ず有べきに、其所にては其御名方神の天神の御使を拒防ぎ奉る事の續き有て、此事を載すべき所無きが故に漏らされたる者ならめども、此に父神の命を云ひ兄神の言を云ひて共に不違と有るからは、先に御父大神より數々の御言共は御在し坐しけるに違ひ無かる可き者ぞかし、(然らずは事代主神は已に避け奉らせ給へれども、御父大神は諾否とも未復命し給はざりし間なるに、然

でか不ンは命とは云はむ、上に合せ見むべし、舒明天皇前紀に是以雖レ有二私情一、忍以無レ怨、復我不レ能レ違二叔父一、罷自レ今以後、勿二復設レ禁一從二群臣一而死レ恐と有と、言意相似たり）〇此葦原中國者隨二天神御子之命一獻と云ふは、違事らず獻らむ由なる言にの條に此地ニ者不レ得ニ仕奉一の下に注せるが如し、猶此は天神の大命に依れる御事なるを、此に降ニ天神御子之命ニと有るは、其始めて天孫の天降らせ給へりし時に、皇祖天神より此葦を事依し奉らせ給へる上は、其頃た天下の大君にて御在しませば、其を以てなる事申すも宜なり、猶皇孫の御子孫神武天皇紀にも天孫降臨時、大伴主の一姓雄名方命、違レ命不レ順、於レ是經津主神を使誅レ之、健御名方命遷二信濃國諏訪郡一、而卒日、乞以二諏訪郡一爲二大物主之饗一、爲二我宥一、然則不レ違二天孫之命一、經津主神者二天孫一而者與、是今日方ハ所謂也（事見二舊事紀一）と有る、此は今本には見えざる事なれども、此文を載て下に、今按、此町者事代主之弟也と言ひければ、余は古書に取れる者なる可し、但大物主神と云ふは大國主神に坐せば此は猶く大國主神と心得べし、使二建御名方一遷レ之と云ふは此事二一書に取れるならむか、此に遷行き給ひしは武甕槌神に坐す事今云ふ謂に非ず、諏訪と云ふは此に謂ゆる者レ我云々の事なり、以二諏訪郡一云々は此に除二此地一者不レ行二他處一と有る是なり、然二大物主之饗一爲二我宥一は古に引ける信濃風土記の事を以ても、從來其間は此神の父大神より得て領給ふ地なりけむを、猶此國の二郡の地を我宥と賜はらむ由を白奉らしゝなる可し、昔二天事一とは此神の事記て二神天上に上らし給へりし時、天神の大命を以て許し賜へさせ給ふ由の御言を奉り坐して、其郡くなめさせ給へるなる事と知らるゝなり、然れば古の諏訪國と云ふ國の地をば此時に賜ひて其餘の地をば悉くに天孫に避け奉らしめ給へりしなりけり、然して此神の其地を賜りて我有と爲させ給

へる御心ばへに、出雲風土記意宇郡母理郷條、所造天下大穴持命(中略)來坐長江山而詔、我造坐而命國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、と有る様の御事にて鎭坐し坐すなる可し、(然る在世の識者悪き僻の有て、右の條ニ此又ニ者不レ行之國ニと云ふ事の意を右に見ゆる事をも省みずして、諏國に諏訪社とて多く有るは建御名方神をば祀る可き由無し、決めて阿須波神を祭れる者なりなど云ふめるは其々違なりける事なりけれ、其阿須波神の説も予初めて旦同講書に注し出でたる事にて舊説とは大なる違有る言なれ、凡て神祇の御上の事に放言する者のみ多きは甚可畏き事なるぞかし)〇神名式に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座(名神大)建御名方神(坐ニ信濃國諏方郡ニ南方神社ニ)と見えたり、記傳に云く、持統天皇五年紀に八月己亥朔辛酉、遣ニ使者ニ祭ニ龍田風神信濃須波水内等神ニと有る水内神は、既に水内郡建御名方富命彦神別神社(名神大)と有る是なり、諏訪に依れば此も同神なり、右に龍田風神と一度に御使を遣して祭らせ給ひしを思ふに、此信濃の二社も龍田と同じく風の御府にぞ有りけむ、此神に風をしも祈らせ給ひける由縁は、清輔卿の袋草子に「信濃なる岐曾路の櫻咲にけり、風祝に透間有らすな」と云ふ俊頼卿の歌に注して、是は信濃國は決めて風早き所なれば、諏訪明神の社に風祝と云ふ者を置きて、春の始に深く物に籠居て、祀して百日の間尊重するなり、偕其年凡風靜にて農業の爲吉なり、其に自透間も有り日光も見せつれば風治まらずして悪し、と云るは、何様にも風に由有る事は著く云傳へけむ、又水内郡に風間神社と云ふも有り、伊勢風土記に、伊勢津彦の其國を避ける時に大風を起し浪を立て東國に去り徃ける、神風の伊勢と云ふは此由なりと云ふ事有りし(取要)と云れしは然る言にて、右にも注せるが如く伊勢津彦命の事は

全く此時の建御名方神の東下にて、大臣内起、居れ共淡瀬、光建日ゝ、陸奥国府、遂取淡門と云、三事の有る、實に然もやと見ゆる由は、其功を時の御事を播磨風土記に、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、即發船遁去、於是火明命、汲水還来、見船發去、即大瞋怨、仍起風波、追迫其船、於是父神之船、不能進行、遂被打破と云ふ事も有て、其風招の術を得給ひし神なるが故に、風神を祭きて御心に和ぎめまゐらせの昔より傳はりて有りけるなる可し、(又夫木集に、信濃路や風の祝も心せよ、白木綿花に句ふ時頃、とも詠めり、一説に其を水内郡風間神社とす、然れども其事を十一書に載せたるにも諏訪明神と出でたれば然は云ひ難し、但彼風間神社も此社の別社にて、風祭の為に此を外にも置きたるか、諸國に風祭社とて有る類なるにこそ)神階の事は記傳に云く、續後紀に承和九年五月甲午朔丁未、奉レ授二信濃國諏方郡無位勳八等南方刀美神從五位下一、と有る、是諏訪社の主神にして上諏訪と云ふ社是なり、同十月辛酉朔壬戌、奉レ授二信濃國無位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下一と有る、此健御名方富命は水内郡の社なり、八坂刀賣神は諏訪社二座の内の一座にして即下社の御事なり、今下諏訪と云ふ是なり、文徳天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朔己未、信濃國建御名方富命神健御名方富命前八坂刀賣神並加二從五位上一と有るは、上諏訪と水内と下諏訪と三神の階なり、仁壽元年十月乙未朔乙丑、進二信濃國健御名方富命前八坂刀賣命等両大神階一、加二從三位一、此に水内神と下諏訪神とに位を進めて上諏訪神に進め給ふ事の見えざるは脱たる可し、必ず正三位を進らるゝ事此上に在るべし、同三年八月己未朔庚辰、從三位建御名方富命前八坂刀賣命神預二於祈禱一と見えたる、此にも上諏訪神の進の事の見えざるは、其は本より脱漏せしなる可し、

又三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位、從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位、此に從二位を授け給へるは上諏訪神なり、前期已に正三位を授けられたりけむを闕たる事此にて等し、次なるは例の水内神と下諏訪神なり、同二年十一月十一日丁酉、授信濃國從二位勳八等建御名方富命正二位、正三位健御名方富命前八坂刀賣命神從二位、同九年三月十一日辛亥、信濃國正二位勳八等建御名方富命神進階從一位、從二位建御名方富命前八坂刀賣命神正二位と見えたり、右の如く諏訪神と水内神と神號同じく、又諏訪の官社は何處にても水内神と引續けて擧げられたる故に、彼是混らはしくして位階をも僻心得せる人も有る故に、今ま明に辨へ明らめつ〻（取要）と有るは實に凄しきわざなりけり、然て大同類聚方六十九に、諏訪藥、信濃國諏訪郡南方刀美神社之大祝自書之家之方、元者健御名方神之御奇利、天下乃人乃偏九留所乃方也と有りて、此に大祝と云へれば其の内下諏訪神の祝は唯の祝なる故に仁壽に始めて把笏せしを、大祝は本よりの著姓なりし故に已く把笏せる實なりしなる可し、（貞觀に諏訪大祝は金刺舍人連の姓にて、古事記に神八井耳命者、科野國造之祖也、と見えたる其子孫なりと云へり、三代實錄貞觀五年に信濃國諏訪郡人金刺舍人貞長、賜姓大朝臣、貞長神八井耳命之苗裔也と見えたり、同社に七月廿七日三佐山祭と有り、其祭を玉宮に金刺氏次、尾花穗く積居の迺りの一村に、特異有る故の御射山と有る、此金刺氏疾く共なるなめり）右の如く慥なる證共有れば、上社は建御名方富命、下社は八坂刀賣命に渡らせ給へるを、信濃風土記に諏訪郷上諏訪下諏訪社、上社所祭八重事代主命也、下社建御名方命也と見えたるは違はしき事なり、然れども御兄弟の間に坐せば、其相殿などには御在し坐すまじきにも非ざる可し、下社の御事は古書にも下諏訪八坂

人臣命謂給へり傳へと見え、近代下諏訪千野池より出でたる銅印に、東國國印と有りと云ふなども、建御名方神の裔孫の主なる證なり、然るに此に守矢家有り、其書に其系記を引けるに、片倉辺命子手力男神、其子片倉辺命亦名諏訪明神也と云へる、此等諏訪の神事に一説云ふとて出でたり、又頭注にも下社は片倉辺命、其夫手力雄命男也と書したるは、諸史に云ふ所と異なり、故に傳中に注せるが如く古語拾遺に言はる長白羽神の御子天日和志命、其亦名八坂刀売命と云ふ諸説の系記に載せたれば、其の御同胞の由を以て八坂刀売命と申すと見しければ、片倉辺命は手力雄神の男と云ふには後の説も有りぬ可けれども、決めて八坂刀売命の亦名にて御在し坐すなるか、又は別と云ふは誤にて、片倉辺命の妻にて、此八坂刀売命の亦名にて御在し坐すらむも知るべからざるなり、何れにしても由有りて見ゆるは、其戸隠の地と聞ゆるは手力雄神の御事なるに、大同類聚方八十□に、片具久留薬、信濃国水内郡健御名方富命神社の伝ふと云ふ事などの有るも一の証には備ふ可き事なりけり、若て文徳実録に高志沼河姫、信濃国下諏訪南宮社也と云ふ事有り、此は書に注せるが如く建御名方神の御母にて渡らせ給へれば、相殿と成りて御在し坐すなどの傳有りて云へる者なるにこそ、(又云ふ元亨釈伝の巻に、諏訪南宮建御名方神上社、建御名方命也、下社健御名方富神下照姫也と云ふ事有り、此等に云へる下照姫に、有に引る風土記は上社所祭建御名方神也、下社八重事代主命也と有けるが其書は違ひあるにて、下社は八坂刀売命に坐すを誤れるか、又其八坂刀売命を主神にして八重事代主命は並せたり、下照姫命も同殿に沼河比売命なども相殿にて坐すが故に、右の如き異説なる傳は有るなる可くや)然も建御名方神は此時天神御子に服ひ仕へ奉らせ給ひて、国土を守護奉らせ御在し坐しける中に、殊に其霊験の著明く渡らせ給へるは神功皇后の征韓の御時と、後の元寇来襲の時なると世に

名高き御事なり、源平盛衰記四十三に神功皇后新羅御征の中、船中に天照太神より二人の荒御前を差添へ給へり、其一人は住吉大明神、一人は諏訪明神なり云々、其は信濃國諏訪の南宮なり云々、斯る貴人神なれば新羅征伐の時は天照太神も差添へられけるにこそ」（取意）と見えたるを、神名帳頭注に、「皇后歸座之後、一者留ニ攝津國住吉郡、今住吉大明神也、一神奉レ祟ニ信濃國諏訪郡、今諏訪大明神是也」と見えたるも、其時住吉大神と相共に守護奉らせ給へる事有を以て云へるなり、又神社考詳節にも神功皇后两征時天照太神託以ニ住吉諏訪ニ為ニ前佐一と書し、又今川了俊の道行振にも諏訪住吉の二の御神は軍の船の守護にて渡らせ給ふぞかし、と云へるも右の御事に就て云へるなり、又八幡愚童記にも諏訪熱田三島宗像厳島神達取合三百七十人、鹿島より四十八艘の舟に乗り給ひ、此三百七十五人の神達俱ニ一體ニ變レ身同レ姿云々」と云へる、凡ての趣こそは信られね、右の神等と共に此諏訪神の行向はせ給へる御事は實に御在し坐しけむと思ゆれば、正史に記されずと雖も古老の傳ふる所疑ふ可きに非ざる事、傳十三に注る如く、右の宗像大神の御助御在し坐しゝ御事など、御紀には漏れて三代實錄に其事の跡あるに例して思ふ可きなり、其上此建御名方神の故事は御紀には全に載せられざる程の御事なれば、猶更に其心して伺ひ知るべき者なるぞかし、又後に蒙古の襲來る時の事は太平記に、「都て六十餘州大小の神祇靈驗の佛閣に敕使を下され奉幣を捧られずと云ふ所無し、如此く御祈禱已に七日に滿じける日、諏訪の湖の上より五色の雲西に靡き、大蛇の形に所見たり云々、八月十七日長門に門司赤間の關を經て長門周防へ押渡る兵船已に渡中を指し時、然しも風止み雲閑たる天氣俄に變りて、黑雲一群艮の方より立覆ふと見えし、風烈しく吹て逆浪天に漲り、雷鳴霹靂きて雷光地に激烈す、大山も忽に崩れ高天も地に落つるかと怪

し、異賊も高麗國の兵船若干は慕海の岩に當りて微塵に打碎かれ、或は遠く浪に打返されて一人も不ㇾ殘失にけり云云」と有に、謂ゆる神風の御時なるが、此にても諏訪神一速く進ませ給へるなり、此事は弘安記にも、信濃國諏訪の湖より五色の雲立ち西に靡びき云々」と見えて全く同じ、然我神代より以降國家の大事と云ふは右の二件と元寇との二なり、其二件は天皇の神威を海外に輝かし高麗の貢長を順伏せしめ給ふ大御政の初なり、又元寇は其國を樹柵して諸夷と共に朝貢せしめむと爲て襲來れる者なれば、國家の存亡此一擧に在る事なり、此兩度の神威に依りて以來、外國より天朝を窺ひ來る事の無きを以ても神祇の御守護の御事は知らるゝ中に、此神の其一神にて坐らせ給へるを以て、神代に已に天神に歸順ひ奉らせ給へる後は、天神御子の御守護の爲には何國までも御在しまして其御儀を奉行給ひ御坐し坐す御事となむ見奉り知るべき者なりける、（此は右に注せる如く後の伏見の御代に至りて我、除ニ此地ニ者不ㇾ行ニ他處ニ云々と申し給へるに依て、其時より限て此諏訪の國より外には出でませ給はずなりぬる者と固陋に偏心得せる輩の爲に云ふ言ぞ、克々正し辨ふ可き事共なり）〇神名式に信濃國諏訪郡南方刀美神社（名神大）と有るは今諏訪郡なる洲社にて渡らせ給ふ也り、此には建八坂刀賣命の社とては別に祀給はざる状なり、右に擧げたる正史の文に記されたるに、生に位一等を進めて記せるは右の諏訪上社の御事にて、次に健御名方富命前八坂刀賣命と有るは此式内社と諏訪下社の御事とにて渡らせ給へるを、此二所の神階何れの時も同じ様に並べ進せられたる事なきを、其違れ見る所も在りければ右に就て能く見分くべきなり、後神別と申す事御社共に御名を擧られたるには何時も健御名方富命とのみ有り、大同類聚方八十門にも、出雲伏屋薬、信濃國水内郡健御名方富命社云々と見えたれば、

別神には御在し坐さず此神の亦名なる可からむを、如此く重ね云へる例は大物主櫛𤭖玉命などの例なる可し、持統天皇五年御紀に八月己亥朔辛酉、遣₂使者₁祭₂龍田風神信濃須羽水内等神₁と、見たる水内神是なりければ、上代は甚く崇えさせ給へりしなりけり、然るに今此御社絶えて考ふ可からざるを、追々に聞くに今善光寺と云へるぞ此水内社にて渡らせ給へるを、中頃佛に惑はざる人は世に非ざりしかば、神社にては祭事も薄く、神職にては活計も甚便無かりければ、其神社の拜殿を直に堂と成して佛を前に居ゑて、己等は頭を剃れりと云ふまでにて妻子を帶て祭りけるに、大に繁昌しける任に終に神社は隱れさせ給ふ如く成れりと雖も、猶佛前にて神供を備へ、幣帛を捧げて春秋の祭を爲す狀は神社と異る事無しと雖も、今は其佛の祭を何に依りて神に供ふる如く爲る事とも知らぬ成行きて、唯古傳に守りて異しき祭を爲る事と人皆思ふに至れりと云へり、江戸の淺草の觀音なども神社なるが故に、其湖海は表に立ちて寶物と成れ〻ども、内實の祭祀は神事なるを此と天下に二所のみぞ神を寶るに佛を以て物爲る所は有ける、神の御意の長閑に御在し坐す計り凡人の心に測り奉り及ばざる者は有りけり、(寄の因なれば云ふべし、淺草の觀音と云ふは少彦名命の龍に乘らせ給へる金像なりと云へり、又一說に神名式に謂ゆる埼玉郡前玉神社二座御在し坐す、其自隅淺水の時に流れ給へるを引上げ奉りて此に祀ると云へり、然る時は幸魂奇魂神に坐せば殊に尊し、猶此は名高き觀音なる事は人皆知る事なるを、人の參づる其間ばかり佛にて、中時よりは幣帛を捧げて神とし、又六月十五日には神事を爲し神事を行ふなど、本地は神にて垂跡は佛なるが如し、善光寺の狀も如此し、信濃善光寺にて妻帶の坊舍は三十六院有りて、若麻績連又は兒部など何れも名高き著姓の子孫なりと云へり、此頃世中の狀も大に異りて、皇國の例と云へ

ば人皆目蹟えて記はざるを、師匠の如其人情を知りて其國の物を往古より將來たりと云做むる時は信を全く賢人らしましとぞ、中に思ふも斯くにて名々外國に候る時は件人の信仰も深くなることそ痛ましき事なりけれ、誰か能く此を察しまさしめ、又式に更級郡武水別神社（今八幡）と有る水別を更に新宮と謂て、別宮を廢る事にて在れども、美濃國安と謂ふべし、和武御名方神と申す事なりければにや、三代實錄に貞觀八年六月甲戌朔、授信濃國無位武水別神社二位と有て、無位より却此く進ませ給へるは和名ならける神験の顯在しかしけるに依れるか、又伴信友の大社を諏訪水内より移らし給へるを思はし御在し坐しての御事なるにや、同九年三月廿六日丙申、加以信濃國正二位武水別神一列、於信濃國と有り、信濃國の名神と云ふ物に今昔歌用有り、其の神社の見在る可しと云へり、又一書に此社を八幡と申して姨捨山に經在たり、此より北一里許に更科川村と云ふ地を御名方に有りと云へりき、又水内の武南郡神社の名方に、今更佃村に移りて八幡と稱すと云へり、右に云へる社が武水別神社の事に於いて可し、又伴信友に武水別神社を更に建御名方神にて遷らせ給ふと云へり（右は信濃國にても名方の神を祀れる社に見えたる所）、其外にも式社にて共諏訪の知られ給はざる中にも有りて可ならず（云ふ）、今諏訪を名方神を祭れる國社に、近江國に出雲國を出雲の諏訪神社、此御事は右に記し奉れり、次が國の南郡甲賀の社諏訪（姓名宿夫、其大、細井宿者）と此國に建御名方神命高照命下照姫命と云へり、集れ代々下に御神を祀れる社にて其此事無きは高輪宮なりけり、當社の御事傳十三、廿八に詳しく奉れり、又前諸社故實書附録の中に、其所、信濃國諏方明神是れ、一名南宮、中に信濃國と有り、此事に就て右に云へる證共有り、若今さ可し、又今河國神名帳に從一位下建御名方明神と有り、一本に南方大に作

れりと、諏訪上社を南宮と申せる其號を此に用ひたるが、大宮と申しても非ならざる可し、今大宮村有座神社の末社に南宮明神有と云るは是なる可し、嘗て其社は上に注せるが如く天穂日命にて坐せば由有る御事なりけり、又從五位上須波天神坐二越前一と見えたるは、今諏方村諏方社是なりと云へり、又神名式に遠江國磐田郡須波若御子神社、今見附驛より中泉村に至る路傍に諏訪明神の小祠有を、和田子と申すと云へり、上野國神名帳に從三位諏訪若御子明神有り、又神名式に謂ゆる下野國河內郡二荒山神社（名神大）、社家の傳說に、祭二大己貴具二健御名方一、從二荒山若宮一と云ひ、式社考にも大己貴命に八重事代主命健御名方命を合せ祀ると云へり、此御事は傳卅八に委しく注せり、○神名式に越前國今立郡須波阿須疑神社三座と有る、須波は建御名方神阿須疑は味耜高彥根神に坐せり、今一座は何れの神か尋ぬ可き事なり、能登國鳳至郡神目伊豆伎比古神社は、右に注るが如く神目の稜威々々しき由を以て負せ奉れるが、御穂須々美命又は火明命と申せるに等しく御心の甚く進み健び給へる由にて、本より亦名に御在し坐すが上に、此所即其御産所なれば殊に御意を留めさせ給ふ可し、又此に春島と云ふ別名の有るにも所以有る事なる可きにや、○式に丹波國何鹿郡須波伎部神社、阿須々伎神社など並び給へれば此神にや、但三代實錄に貞觀十一年十二月八日辛卯、授丹波國正六位上物部簀撫神從五位下と所見たれば別神とも聞ゆ、又但馬國養父郡同名社は注に諏訪同と有て、今も諏訪明神と申せり、又出雲國島根郡美保神社は右に引ける風土記に御穂須々美命坐爲矣、故云二美保一と有る如く、始め此神の住ませ御在し坐しける處なるが故に神名を以て郷名とは爲るなり、即ち美保社と申て同じ殊御穂須々美命と左右に大己貴命又奈宜波比賣命坐と云へり、其來官知に美保社と有るぞ古代某の八十一嶋を知れると云ふにや、

但須佐に美保神社を積羽事代主命也、一座事代主神とも云へり、猶能く正す可き御事なるにこそ、又大社志を見るに杵築大社に客座五神と申す御在し坐せり、味耜高彦根神、下照姫命、事代主命、高照姫命、建御名方命と有りて、此神も其列に入らせ御在し坐すは然も有りぬ可き御事なり、其外諸國に諏訪神社と申すが多く立たせ御在し坐して何れも崇めさせ給へるは、國土の御守厚く御在し坐すが故なる事申すも更なり、其を或說の如く一々に阿須波神を祭り誤れる者と爲て然る可しやは、甚々心狹く頑愚なる私曲の妄說にして、實には阿須波神と諏訪神との神德をゐなしくは能くも擇り知る事を得ずして、天下の後生を愚弄かす者なり、愼まずは有るべからず、

故大己貴神、則以其子之辭、白於二神曰。我怙之子既避去矣。故吾亦當避。如吾防禦者。國內諸神。必當同禦。今我奉避。誰復敢有不順者。

是大己貴神の全く天神に歸順せ仕奉らせ給へる件なり、右に注せる古事記の文の續きに、故更且還來、問其大國主神、汝子等事代主神建御名方神二神者、隨天神御子之命勿違白訖、故汝心奈何と有るを、此には故大己貴神則以其子之辭白於二神曰云々と有るは、事代主神の覆奏を以て天神に白させ給へる所なるが故なり、此にも建御名方神の御事の傳はりたらむには、正に如此き文の必在るべき語勢なる者なり、此には其神の傳は漏らされたりと雖も、已に有りし事實なりければ、其事件を一應備へざる時は其結びに至て大に意の盡さゞる所なお有るべかりける、抑此は

經津主神武甕槌神二柱の建御名方神を追迫させ給ひて、信濃國の諏訪の湖に於て其神を歸順はせ給へる其辭を以て、又大己貴神に問聞えさせ給へるなり、何れも善はしき御中にて御在し坐しければ、此にて大己貴神にも問ひ給へる意の如く思ふは、此凡ての御問對の状を能くも心得ずして云ふ生覺しき說共なり、(其は此所に至ても汝心奈何と問ひに問聞えさせ給へるを以ても曉る可き事なり、然れば第二ノ一書なる大己貴神の言に、疑汝二神非是吾處來者、故不須許、と有る如きは本より合はざるなり) 又其記に爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者隨命既獻也、云々と有るは、右に舉げたる此の本文の趣にて即ち歸順の御辭と申す者なり、第一ノ一書には故大己貴神以其子之辭報乎二神、二神乃昇天復命云々と有て、此にて止みぬる書の如く書されたれども、此時に復命し給へるは其神より天神に乞奉らせ給ふ事有て、其御計らひの御事を伺ひに昇らせ給へるにて、此時は直に二神共に天降らせ給へり、其天神に白させ給へる御言と云は其記に、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原氷木多迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也、と申し給へる是なり、即第二ノ一書に於是經津主神則還昇報告時、高皇産靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當供造(下略)と見えたる、此天神の御答を以て大己貴神より乞奉れる趣の同じきをも知るべく、又此は二神の昇り給ひし其時なる事を明らむ可きなり、右は此に必無くては條理の貫徹らざる所なるに依りて、古事記の文をば下に引て注せるを以て見合す可き者なりかし(天神本紀に

同の記紀を一に合せて文に適するに非ずして、天三神の隠れて後に二神の復命し給へる際に寄せるは、大作せしふ可し。或今此を行じ玄ふ者なり」（以上其子之辭）とす。第一一書にも出たり。上に聞ゆ騒哀之辭」と有る所に、時事に至時聞、宿千日。今を議寄至、之時之間、我父宜當（辛）避、吾亦不可レ違」と見え、第二一書にも其時之所、求何不来歎」と有る中なり。古事記の事代主神の問答には詩三篇之大神言、恐之此國者並三等其前子云々と見え、又建御名方神の伏罪はせ給へる時に、此而不申國者請于大神御子之命、歟と有るなどは、二神の御方より天上に奏して仰へ入れらるゝ言にては有るべけれども、其まで言は語り聞ゆる事には見る可きなり。○白詩二騒一日は、第二一書に報三於二年一日と有て、先に汝意何如、當須辭下、時大己貴神對曰、當下問三我子二然後報上と有る報命を此に用ゐ申され給へるにや。○我怙之言の怙之は、よ詩來退斯と訓むべし。詩武英隻已未年即怙に其情三其可方、下、者、其性情則に怙而朝紀に親眞に怙言、紀等、後漢書耿恂日、我怙之我怙矣、と云へるも此の語等に似たり。文獄に手記偶那陂、此と賀天實言、萬葉三（廿八丁）に、大船之、思憑而、又（三十八丁）念有之、妹者雖有、憑有之、兒等言安有、三（五十七丁）に、其毛言て、知手歳、憑有来、又（五十五丁）憑有之、人乃某、又（五十九丁）萬代爾、如此毛待何間、憑有之、其子乃、御門乃、四（三十四丁）に、已充、其謂皆、不念待者、又（五十三丁）言乎谷事而、不相思時、十三（二十八丁）に、大船之、憑有時雨、十四（五丁）に、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、又（十五丁）奈何子よ詩來氏、佳詞之如能すと有る類にて、此の怙之は俗に力に為る又は頼みに思ふなど云ふに等しくして、當詞可始章第三一書に謂ゆる所恃も無し（ナシタノモシゲ）と有る其なり。日本紀に怙頼也（詩日、無父何怙無母何恃）と注し。

其父ニ則父亦情ニ其子ニ故日ニ我情之子ニと注させ給へり、（此所能く辨ずは大に義理を取違ふるに至る可し、此文の任にては大己貴神其自答へ奉らせ給ふ可き事を、事代主神を以て申さしめ給へる意は、容易に避け奉るまじきかの恃みも御在し坐しけむを、然外に速かに避け奉らせ給へる故に、御力を落して此言を申し給へる如く聞ゆるなり心得べし）

○既避去は、事代主神建御名方神等のなり、古事記には此所を僕子等二神隨白、僕之不違。此葦原中國者隨命既獻也と申し給へる所是なり、即大己貴神の先に避け奉ると申させ給へる後に御子神等を令避給ふ可き事なる者から、其にては他の從神等も共々に安からざる故を以て、直に天神の御使稻背脛命を遣して其報命の辭を問ひ給ひ、又建御名方神の如きは二神の追迫給ふ任にして其歸順ひ奉らる可き時を下待し御在し坐しけるに見ゆすが如く、不違我父大國主神之命、不違八重事代主神之言、此葦原中國者隨天神御子之命獻と申し給へりければ、其事共を相兼ねて我怙之子既避去と申させ給へる所なれば、右の子字を子等の如く訓べき所なるなりけらし、○吾亦當避は、古事記に此葦原中國者隨命既獻也と申し給へる是にて、謂ゆる現事顯事を事避け奉らせ給はむとなり、其は神賀詞に乃大穴持命乎云々、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天云々、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支と見えたる、此文に次て乃大穴持命乃申給久云々、八百丹杵築宮爾靜坐支と有るを、右に對へて八百丹杵築宮爾坐天、神事幽事所知食支と見るべき文なるなり、鈴屋大人の後釋に、現事は宇都志許登、顯事は阿羅波爾許登と訓べし、同意なる事を如此狀に二ツ重ねて云ふは古今の常なりしと注されたり、但式の舊訓現事は、阿良比許登、顯事は阿伎良米許登と有り、此事菅家名義抄にも出でたるに顯事の方は阿那良米許登と有り、先づ其訓ニより關らめ注す可き者な

り、先づ此現事は現人事と云ふは俗言に注せるが如く景行天皇四十年御紀に日本武尊の御名未坐せるに、吾是現人神之子也と詔給ひ、雄略天皇四年御紀に葛城一言主神より天皇を指して現人之神と申させ給へる御事見え、續後紀十九に、住吉等現人神と成給と見え、和名抄神靈類に現人神、日本紀云、現人神（和名安良比止加美等）と見えたる、現人は即今と云ふ事にて現在の世人を云ふが、其世には其現人を治めさせ給ふ神にて渡らせ給ふ由なり、又萬葉六（三十六丁）に、住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜、拾遺集四に、住吉の現人神に尋ひても、忘るゝ君が心とぞ聞く、又袖中抄に、天降る現人神の相生を、思へば久し住吉の松、などゝ詠て、此神を現人神と申せるは現形して往昔の御事を助け奉らせ給ひ、其後皇國來に天下を治らせ給へればなり、後拾遺集二十に、天皇も現人神も和むまし、鳴ける世の郭公哉、と有るは八幡大神を詠み奉り、續詞花に、思出や無名を立ては（一本無名立つ身は）憂かりきと、現人神も（一本に）有りし昔を、と有るは北野御靈を詠めるなり、共に現人に御在し坐しゝが神と成らせ御在し坐せるを云ふなり、但大己貴神はしも大國主神とも顯國玉神とも申し奉りて、此時現人神にて渡らせ給ひて天下を悉くに主領せ御在し坐しければ、其御職を指して現事とは申せるなり、即天下を治らせ御在し坐して國土を擁有たまふ御事業を申し奉れるなり、然れば事の言の如く心得べからず、其事業を云ひて其事業と云ふは常も予が云へる如く、此國在る國を修理固成の事を行はさせ給ふ御事を申し奉る事實に決き者なり、鈴屋大人の宇都志許登と訓まれたるも、此意を見て現身の事業と心得るに於ては少かも違ふ所無くなむ有りける）顯事を阿佗良米許登と訓めるは、此第二一書に、尊の勅に、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事と詔給へるを、大己貴神の御答に吾

所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治神事と有て、顯露此云阿羅幡貳と注せる是なり、借天皇の御事をしも出雲神賀詞に、明御神と大八島國所知食天皇命と有るを始として、續紀の宣命及中臣壽詞等には現御神と作るを、萬葉六(四十三丁)に、明津神、吾皇之と有て、但顯世の神と申し奉る御事なるに、孝德天皇大化元年に明神御宇日本天皇二年に、明神御宇日本根子天皇、又現爲明神御大八島國天皇、天武天皇十二年御紀に明神御大八洲日本根子天皇など見えたる、明神又現爲明神を阿良美都微又阿良美加微とも訓める阿良は皆顯露の謂にて、右に謂ゆる現人神の人を將ける稱にて、其意は明津神と申すに異ならざるなり、借其阿佐良米許登は明所見事なり、又名義抄に阿邪良米許登と有るは鮮所見事なり、萬葉十六(三十丁)に、明久、吾知事乎、十八(二十丁)に、御心乎、安吉良米多麻比、十九(廿九丁)に、見明良米、情也良米等、又(三十九丁)秋花之、我色々爾見賜、明米多麻比、二十(廿五丁)に、母能其等爾、佐可由流等伎爾、眞之多麻比、安伎良米多麻比、又(五十一丁)安伎良氣伎、名爾於布伴能乎などの阿伎良米是にて、天下の大御政を所聞食し明らめさせ給ふ御事を申し奉れるなり、又其阿邪良と云へる阿邪は鮮明にして隱るゝ所無きを云ふなり、先朝と云ふは物の隱れて見えざりしが、鮮明に成初むる時を云ひ、淺と云ふは物の顯はなる稱なり、字鏡集に札を阿邪波虛流と訓めるは淺張有なり、痒を阿邪、乳を阿邪加と云ふ外に鮮明に出たる謂なり、又淺を阿邪波夜加と訓めるは、新撰字鏡に璀を鮮盛之皃、阿佐夜加爾、と有るに等しかる可し、然れば阿邪良米許登と云ふ時、今日人の所作にしも相共に見たり知りたり、隱るゝ所無きを云ひて共に第二ノ卷に見えたる顯露事を云ひて、此時まで大已貴命の所知食して御在し坐しける御政を避聞えさせ給へる者になむ有りける、下に神事幽事を云

ふ所に在らず讀みて見る可き者なりかし（然れば防守は異人等にて天下に在らゆる夷人の寇する時の事を云ひて、又は人の傍事に預はる事にして、天皇の御上にては、諸國と申して天下の人民の守護を[illegible]に申しを申し申す、即ちと申せば天下の人民の事を[illegible]の衆を守らしめさせ御在しまして、各々其をを結び治め給ふ兵部に申し奉れるなり、日本に[illegible]之法令[illegible]事也と注し、令集に[illegible]之事人道也、[illegible]防之所[illegible]常主[illegible]之、[illegible]也、[illegible]と注させ給へる此なり）の如き防禦者の防禦者を、[illegible]守る軌記に不作久と訓める此等は依十四に注し、[illegible]第[illegible]、一書には[illegible]と訓めるに及て[illegible]に注するかかく、防禦は其道を[illegible]ぎて其中を合し何ずる由なり、此も[illegible]くにて夫已前の[illegible]の詔令に[illegible]を[illegible]で言へ寄らむには申給へるにて、其の時の大命を興させ給ふ由を[illegible]に申させ給へることゝ、[illegible]（十六丁）に、[illegible]防て下し[illegible]の[illegible]しより、小[illegible]（十六丁）に、[illegible]に[illegible]にて[illegible]々、[illegible]日々日を防ぎ[illegible]の[illegible]に[illegible]積りて、野分（十二丁）に、[illegible]を[illegible]ふ防ぎ給ふ可くやと、浮世（二十丁）に、防ぐ可き人の[illegible]ぬは、[illegible]二下（五十六丁）に、[illegible]ひたる[illegible]の[illegible]々、[illegible]るやめなるを防ぎ[illegible]へたて給はすれば、[illegible]の[illegible]ぐにて能く[illegible]ゆふなり、（令[illegible]も同じく[illegible]と訓めり、同じ[illegible]の如くな[illegible]其又[illegible]に[illegible]へる[illegible]には何れか[illegible]るべきなり、[illegible]ふに伏塞（フセセク）の[illegible]りたるなる可ければ[illegible]には在るべからずと雖も、[illegible]を失はむも惜しければ[illegible]の[illegible]なり）（國内に、久[illegible]と[illegible]べし、[illegible]に國中[illegible]

等手裘云々、國中當成哉天之益人等穢云々と有るぞ、後釋に此は俗に福神と云ふ意なり、久奴知と訓むべし、萬葉五（六丁）に、久夜斯可母、可久斯良摩世婆、阿乎爾与斯、久奴知許等其等、又世間斯良乃米、十七（三十九丁）に、安麻射可流、比奈爾名可加須、古之能奈可、久奴知許等其等と有るに依れり」（補意）と云はれたるが如し、○國中諸にて大己貴神の御治めを仰ぎ奉り居る國中の諸神なり、即上章第六一書に大己貴神の曰く、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一、遂因言、今理二此國一唯吾一身而已と有るが如く、凡天下に在らゆる諸神は一神として不伏神の非ざりければ如此は宣へるなり、然るは倭并七條に注るが如く天下に在らゆる國主神の主宰にて渡らせ給ふが故に大國主神と申し、諸國の地を主領る名持神の君長にて御在し坐すを以て大己貴神と申し、又其の幸魂奇魂の御上にても、諸の物主神諸の國魂神などを從へさせ給ふ主首長者にて渡らせ給へるを以て、大物主神大國魂神などと御名に負せ御在し坐すなり、此を以て第二一書には是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天、陳二其誠款之至一と有りて、此時の天神の大合に宜下領二八十萬神一永爲二皇孫一奉レ護、乃使レ還降之一と見えたり、然れば此に國内諸神と有は、其等を差して申させ給へるなる事照し合せて知るべき者になむ有りける、（但彼蛇賊與其横惡之神までには係らず、其等は二神に言向させ給ふ可き由を申して十國之廣矛を授けさせ給ひ、又岐神を嚮導として薦めさせ給へるを思ふ可し）○同案は、宜讀同案等而言二、一書に乃云、吾將去云々、衆神曰云々、如何乞詢於我一、遂問題之一と有るに依て、登比閑布世伎氏阿斯奈と訓むべし、○同に大己貴神大造二國家一、成澤日久、國内生類、惟命是聽、故曰如善時實、國内諸神必當同禦、其教式二神に奉告、と注されたるへ

る此等に然る書云り、文禄書は高麗十二（廿一丁）に、朝臣、安土首、夏寶九、南宮共黙、云國荒宮主、十六（廿一丁）に、更之有若、小治禰由九、石境共持、萱吉共師、夏見寺背、共和寺書に、かりにそに我家り云へ書云々の、前之共にと見り得て者、前六背に、有何に尚めるは云にと見る身の、何し其の合たらずは、なと有り、古今云ずに、然るにを何か其ふむ事中に、我身も共に在らむ者かは、我に、川良の涼しくも有るか打寄する、浪も共にや我且こふれ、金裏懐上に、昔垣に昔我見し梅花、共に老木と成りける哉、伊勢物語に、となに取で云に手て往けり、と有など何れも同じくにて、◯神代巻有至不同者哉、曾代主神の御者に我交曾で矣、汝、吾亦不可違と申して云に更故得るに、其後の事は古事記に、故問其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也と有けるに、共建御名方神は共に御覧ひ仕奉られしかば、自然の道理は光とても大己貴神は御身に云ひやり居て弱しきる有るべからざる由を明らめ申させ給ひけるにて、共に引けるに事記に、我子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と申させ給へるは、共御子神等の御上にして、此なるは上意第六一書に言はる吾此物、真不善順にと見えたる其據を言へるなり、大穴持神に、故何八千矛命者大己貴命以隱すと高し袋、命隱之手繫幣原中國、不有知、是時大己貴命與二ヶ人八千矛命とを同じかわく、爲石根木立草の片葉も言向しぬる荒御魂の御と聚ら、此共にに成代ら和奉りてより更に避び仕奉り居たりければ、共に大己貴神の御柴ありせ給へるかには共等も共に御ぎ行奉る事なれども、共共神の避け奉らせ給へる上は誰かは争ひ奉らむと申して、共に寺御に服ずるを奉って給へるは、まし御賢く其の事にむには、此を以て共味せ接をさせ給ふ可き由で否なて無えな

聞えさせ給へるには有りける、（然れば此の本文次なる廣矛の所へ續く可き所なる事灼然し、然れども此に次に屬ぐる文を補ひ見ずしては凡ての事に指支へて區々に成るが故に、今亦古事記を引出て注す者なり、不取の古事記に屬くべし）

古事記曰。爾答白之。僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者隨命既獻也。唯僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之。登陀流（此三字以音、下效此）天之御巢而。於底津石根宮柱布刀斯理。（此四字以音）於高天原氷木多迦斯理（多迦斯理四字以音）而。治賜者。僕者於百不足八十坰手隱而侍。亦僕子等百八十神者。即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者。違神者非也。

上にも注るが如く、第二一書に二神の天降り御在し坐して問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶以不、對曰、疑汝二神非是吾處來者、故不須許也、於是經津主神則還昇報告、時高皇産靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之（下略）と見えたりける、此御事の次第を深く探り遠く索めて明らかに爲すしては凡ての事實說くべからざるが如き所有に依て、今其條理を先づ此に注す可し、其間大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶以不と有て、此には其御答に當問我子、然後將報、第二一書にも吾兒事代主、射鳥遨遊在三津之碕、今當問以報之と見え、古事記には僕者不得白、我子八重事代主神是可白など有て、何れも其趣にして異なる所非ざるが上に、猶建御名方神の事故有て引續きて專其御事のみ御在し坐して、然後に大己貴神の御心をなむ問はせ給へりける、記傳十四（三十七丁）に、更還來は信濃より出雲になり、汝心奈何は初に問ひ給ひし時に、僕者不得白と有て、

自の事柄に未有らざる故に如此問給へる也」と書添へし、然るに其處で降り坐しし時に置給ひし言二三神も書出來云、故不須許也、と云に答へさせ給へることを心得れ、然に天穂日命大背飯三熊之大人の遣されて天降りまししかして質め賜ひの御言を以て請給へりければ、其言向を以て復命し給へるを、今更に天孫に降りまして是を經津主命を更に復命たる大神様にて降り居在しましてこ、其大神命を以て稲背（イナセ）に問はすに、其上は云ふ言にしも共にも並び出させ給ふまじき御事なり、亦誓言兼來者と云も如何、國魂の御事にしも大己貴神の御許に御在しまして問聞えさす可きに、何れの御の詳とまでか至らせ給ふ可き、故不須許也と言は何事ぞや、上に在る如く大己貴命の國土を獻奉らせ御在し坐して未領せ給ふ御事は、皇祖天神の詔命に未有を、天神御子の御為に大造之功績を建て給へ御在し坐しけるにこそ有けれ、所以に天穂日命三熊之大人等も其神を能和し聞ゆる方に力を盡して居たと云ふ事は御在し坐さず、其に二神の天降り坐せ給ひしも大己貴神を御使とは為さず給はざりけり、然るを於是經津主武甕槌神と言ふ何れも、稜威の神にして盛る不逞の假言を聞かしに其言を持て復命申さる可き事かは、故此を以て思ふに古事記に、使者不合自云ふの類で、此に天神の言は聞せ給はずして其自然ら御言を出させ給へる者の如く言を持て、其一度に傳へたりし以言たこそ取し見えたりけれ、一書に受彼者出雲之國一而已大己貴命上言と云ひ、更に云命、不須許三神、自己意與以此也、と云へるは如何に、以子此言是以不と奏給へる其御天神の御命にて御在しまさずや、又後世の征討使に節刀を賜ふは其味方の人に征伐の事をして不背為たるにこそ有けれ、何ぞ神に示す為に節刀を授け給ふ事の有むや、一書に其二神の事來るを以て私とすと云ふなども甚だに任せた

る趣旨なり）皆二神の舞昇らして復奏させ給ふ時に、二神の大命を奉たして復奏して大己貴神に詔らさせ給へるに、

今者聞汝所言、深有其理、更條々而勅之と見えたる、汝所言と云ふ者の其二神に吾皇御孫命に奉て申し、故不須、吾也の言に同負て何ぞ深有其理とは詔給ふ可からむ、凡理と云ふは言問の趣にして其云ふ所に道て言の条理を謂なりければ、其条理に言断つ程の言も無きに何ぞか深有其理とは詔下さる可き、故大に條々而勅之と有を以て大己貴神より天神の御許に申させ給へる御事に條々の有けむを知て、其申し給ふ所に因て行下させ給ふ大詔意旨在し坐しける御事を見奉り知るべき也、今其條々を計へ見るに、第一條には夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事と有る是也、第二條には又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、と有る是にて、右に挙げたる古事記の文に有る天之御子の天津日繼所知之登陀流天之御巣而治賜者云々と見えたる同大上にて、天照大御神の天津日繼所知食し御在し坐す宮殿の如く作て治めさせ給はる可き由を請申らせ給へるにて、此第二條は其大旨の状を以て大己貴神の天日隅宮を作令て造給ふ可き由の御返事なり、第三條には又當主汝祭祀者天穂日命是也と見えたる是なり、此三條を以て治めさせ給はらむ事を皇祖天神の御許に請奉らせ給ふ其旨く、制可し詔下させ給へるを以て、右に挙たる古事記の文の所在を知るべく、且は二神の大己貴神の言を奉て天上に還昇らせ給へる時をも知るべく、又右の是汝二神非是吾處來者、故不須也と云ふ文の有條には非ざる事を知るべき也、是此に古事記を抄出て少か愚見を述ぶる所以なる者なり、（天神の大詔に以右の十六字を書かずして文

を行ひたるは佳し、平田思には其文を取て文を成せるさへ有るに、直に復命せる事を書して、かく其遣はれたる事の事
避をしも其後の事と爲るは其見解の能く立たざるが爲なり、口訣に深有二其理一者以爲二不儀一以背レ之と云て、大己貴
神をしも不儀の神と爲る説をば若に斷えたる旨謬なり、又纂疏にも凡有二人久保二非分之地一、一旦主者物與、理當レ收
焉、則必爲二之爭一、當今二被退避遜讓、是可矣、不レ能レ然、擁レ權起二其擁奪之心一、彼亦損レ命相拒、是招レ亂之道也、天
孫惡有レ餘二此地一、故日開二汝所レ治、深有二其理一、而殊下二制誠一、爲二被計盡慇懃一、丁寧如レ此、則雖人道二天命一、坐取レ敗
乎、大己貴神避二國其聽、誠有二由故と注し給へれども、大己貴神の深意を本より委しくも探らせ給はざりければ、還
事たらざる事を得ず）（使子等二神隨レ白、僕之不レ違云々は、右に注せる我皆之子既遜、故吾亦當レ避と云に當れり、
（此葦原中國吾兩汝子旣獻也は、其二言より汝子等事代主神並建御名方神二神の、隨二天神御子之命一勿レ違白言、故汝心
奈何と有る御答なれば、此も此葦原中國吾隨二天神御子之命一旣獻也と云ふ意なる事申すも更なり、此は天忍穗耳尊は
天神の大命を受けて已に天下の在主にて渡らせ給へるに依りて、此尊間の御言には御子尊に係けて問も答も有りしを
にて、上にも已に注せるが如し、備此上ては二神の天降來せる所に問二其大國主神一言、天照太御神高木神之命以問
使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所レ知國、言依賜、故汝心奈何と見えたるを、其時には使者不レ得レ白言と申
し給ひて、直に天神の御使天鳥船神亦名稻背脛命を以て其複命を所聞食し、次には建御名方神も二神に追迫られて天
神の大命を畏み仕奉らせ給へれば、其餘の諸神は大己貴神たに從ひ奉らせ給へる上は、防禦する者なお有るべからざ
りけると悉くに見給し給ひて、此に其御答を聞え奉らせ給へる所に、謂ゆる其事をも遣け奉らせ給ふ謂なる事、右

に委しく注せるが如し、記傳十四（三十七丁）に、既は常に云ふとは異にして此は皆悉と云ふ義なり」と云れたるは然る言なり、伊勢風土記に吾國悉獻二於天孫一と有る悉は此既ノ字の用ひ所に在り、四神出生章第十ノ一書に、此二門潮既太燥、瑞珠盟約章に神功既畢、其第三ノ一書に、其素戔嗚尊所レ生之兒皆已男矣と有るなど皆悉の意たる事、傳十一、十三、十六に注せるが如し、（又記傳に、此記序に已因レ訓述者詞不レ逮レ心と云ひ、萬葉十七卷に、天下須泥爾於保比底、布流雪乃と詠るなども皆同意なり、繼體天皇御紀に全ノ字を須傳爾と訓みつ、既ノ字は盡也と注せり、崇紀に日有レ食レ之既と云へる類なり、然れば須傳爾と云ふ言に此字を當たるも本は盡の義に因れるにや」と云れき）○唯は記傳に、天下は悉く獻らむ、其中にて唯なり」、と注されたり、故思ふに彼天下の現事顯事は悉に避け奉り、今よりは八十隈手に退居り、神事幽事を治め給はむ爲に唯吾住所而已者と顯世より齋かれさせ給ふ神宮を請申させ給へるなれば、唯住所のみはの義にて、上へは係らざるなり、四神出生章第六ノ一書に唯有二朝霧一と有る、朝霧而已と訓添ふる例に傚ふ可し、允恭天皇八年御紀大御歌に阿麻多絆泥受迹、多儾比等用能未、續紀廿五詔に大保乎波多太仁乃味波など多き格にて、是のみと一向に云ふ時の辭なり（記傳に、後世の文に多陀志と云ふ意に自然通へり」と云れたれども、但は上に云る事を戻く義有るを、此は唯に神住所の事のみを申させ給へるなれば違ふ可し、平田史に此を多陀と訓るは其說を妄に取れり）○吾住所者は、唯ノ字に引合せて住所而已者と訓べき事有に注せるが如し、然して住所を記傳に、師の須美加と訓れたる宜し、所ノ字[illegible]の意なり」と有り、儀式大儺の祭文に、穢々惡疫鬼能所々村々爾藏里隱留乎波、千里之外四方之堺、東方陸奧、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡與里乎知能所乎、奈牟多知、疫鬼之住加止定賜

此行賜ヨと有る住如即ち萬葉なり、持統天皇下に、出立らむ住居處をと問く人の、時代に移る底にける哉、何様か、今はとて
しが住居を絶えじとて、本居の下に寫著を書くなり、萬葉何巻(十七丁)に、亡き人の住居を出でたりけむ、萬葉(三
丁)に、右の大伴の家は倭に住給ふ住居は、其跡も猶うべくしてと、萬葉(三十一丁)に、其の御住居を尋ねて、時々の御消息
など有り、萬葉(四丁)に、行幸けたる住居に居奉りて、夕暮(八丁)に、御有様さ一日に御心留りて、如何なる人の
住居ならむとは、往来に御目留り給ひけり、蓬生(四丁)に、此の御返事まゐりたる心ち心あ、古き住居と云ふに異ふて、
など有り、(字には何それも須美加と訓るを、字書に漏へ給せ、今も其に依、世間に通じと注し、萬葉集也、以
此と云へり、住家と書くは借なり、又住所をば字の如く須美加許と訓む有けり、伊勢物語八段に、昔男有りけり、
京や住憂かりけむ、東の方に行きて住所求むとて、友とする人一人二人して行きけり、末尾二十丁に、其院は住付給に
ず、時々渡り給ふ御住所にして、浮舟巻三丁に、借家時は人の知まじき住所して云々ともあれば、然も云ふ可き所
なるなり)○天神御子、此は書紀神代巻第一ノ一書に出でたるを始めとして何處にも天孫と書かれたり、且諸本に
は皇の状に讀むで天御孫とも天神御孫とも有るを、共に其は皆御子なる可き事傳十四に既に注し奉るが如し、但
此は國神の御方より崇め申す稱なる事今云ふ如くに有す、○天津日繼と申し奉る御事は、書紀第一ノ一書に謂ゆる寶祚之隆
當與天壤無窮、寶祚當治と云ふに當てむ得べく、又下に僕者於百不足八十坰手隱而侍と有るは、右に寶祚興隆之事と有
るに當れる事下に云へる處に合せ見る可し、借此天津日嗣と申し奉る御事は、此第一ノ一書に、寶祚之隆當與天壤
無窮者矣と有る所に出て傳三十に委しく注し奉る可きなり、其大抵は傳十四、十六にも注し奉るが如く、璽珠曰約盡

第一ノ一書に、以二日神所レ生三女神一、令レ降二於筑紫洲一、因教之曰、汝三神宜下降二居道中一、奉レ助二天孫一而爲中天孫上所レ祭也と有りて、此は素戔嗚大神の後度に天降らせ御在し坐しける御事にて、此よりは遙に以前の事なれども、已に天降して天津日繼を所知食しめ奉らせ給ふ可き機此に已に御在し坐しけるに合せて、其第三ノ一書に日神より素戔嗚尊に汝若不レ有二奸賊之心一者、汝所レ生子必男矣、予以爲レ子而令レ治二天原一也と有て、其神の男御子を生出させ給へらむには、御子と爲て令レ治二天原一とは詔給へるにて、是天上に於て天津日繼とは定めさせ奉り給らむとなり、然して其神の赤心此に表はれさせ給ひて男御子を成し出させ給ひけるに、其物根の方に主と爲奉らせ給ふ可き由有るが故に、以爲二日神之子一令レ治二天原一と所見たる、是天上に於て天津日繼所知食させ御在し坐せる狀は、後に國司の任國に赴かざる以前より在京して其國司なるが如くなりけり、殊に此天忍穗耳尊は天神の御事依を蒙り奉らせ給ひて、其始天降らせ給ふ時、此國は未レ平るに依て天上には還上らせ給へれども、已に其大命を受け奉らせ給へる上は、主宰たる天津日繼にて渡らせ給へる御事申すも更なる者なりけり、此に大國主神の唯僕住所者、如二天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢一云々、而治賜者と有は、天上に於て天忍穗耳尊の天津日繼所知食し御在し坐す其宮の如く造らしめ賜る可き由を請奉らせ給へるにて、下に於二出雲國之多藝志之小濱一造二天之御舍一と有る是也、出雲國造神賀詞に所謂二天上儀一と云ふに當れり、玉垣宮段なる其出雲大神の復二理我宮如二天皇之御舍一と請奉らせ給ふ御事の御在し坐せるも、先づ天皇の御舍と云ふ物の有る其制に擬ひて修理らせ給ふ可き由の願言なるに思合せて悟る可きなり、然れば右の所知之を假訓に斯佐志米佐牟なれども、然未來へ係けて云ふべき所には非ず、此御天降以前已に天上に在る現在なるを

薄せるなれば、斯は未來と見むに至りては論はざる所なる者なり（此神天降より以前にも其まゝ伊勢の御事を未だ申し奉る事、其記に明見たり、其北靈能賣合と讀み奉る可き所なるも天津日嗣の謂なり）○登陀流に、三輪に二義に通れたれども予が見とは異なり、先づ其義を舉へて後に云ふべし、其一に云く登陀流は富足の意なりとなり、富は其を得く例有り、其故は先づ古も今も人の家の富める事には其家の繁く起つ由を云ひ、貧しき事には其家の衰微由を云ふ事下卷高津宮段に、其國中に烟不發、國皆貧窮云々、於是國滿烟、故爲人民富」など有が如くなれば、其烟の繁く發つ事を祝て即ち富足と云ひしけむ、然れば此は炊烟の繁く立登る天之御巣と云ふ事なるか、上代には此炊烟の騰る處を重く爲ける故に然富足てふ言も有り、又今此にも由と云ふなる可し、明宮御宇天皇の大御歌に、毛々知陀流、夜邇波母美由と有る御歌詞は、此の登陀流と同くて此は富を知めて知と云ふならむ、百千足の義には非ず、然れば繁く烟の立騰る百の家庭の見ゆる由なり、又烟の繁く立つを見給ひて富足れりと思ほす意と爲むも同じ（中略）又神武天皇御紀に細戈千足國と有る千足も同じ事にて、炊烟の繁く起て富足國なり、備令大國主神の己命の御命の樓を如此くも造ふは、其御神の事に就て云る故に其御財の擧をしも乞給ふなり、然れば天津日嗣所知と有も復の日嗣の稱以て只き料理ふる御膳を所聞食す其御財の如くにと云ふ意に續けける事明らけし、又其御財の中にも炊烟の騰る所重く爲る故に、分て天之御巣を云ふなり」（下略）と云はれたる富足の說は然も有るべし、然れども富と云ふ事は傳三に注せる如く本は御饌の事を云へりければ、炊烟の事に見られたるは後に云ふ貧富の富と同じ意に見て云ふ說なるが故に此には叶はずや有らむ、其上此は其遺言の制を乞給へるにて御財の事に非ざれば、其時如何なる可き

事次に云ふ、如ニ天之御巢一の說を見て知るべし、且又千足國は萬に物の足ひたる由、又毛々知陀流は百千足にて、彌庭と續けるは國の秀とも云ふべき庭なる地を見行し給へるなる可かりければ、此の引合には在べからざりける者なるをや、(且千足國をば富足國、毛々知陀流をば百富足とは如何しても云ふまじかりける如く思え、又知を炊烟の事には迂遠くして古意とは見えず、此は次なる櫛八玉神の件を思はれて、此を第二ノ一書に引合せて說くべき所なる事を思ひ漏らされたりけるが故なるべし)其一には大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根波府蟲能禍無久、高天原青雲乃靄久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久と有る血垂も同じ、但此は即彼烟の騰る處の名にして云へるなれば知陀理と訓むべし、彼の登陀流天之御巢と云ふを切めて直に天之知陀理と云るなり、飛鳥乃禍とは此血垂の處は屋を蓋通して開きたる故に、虛空高く飛ぶ鳥の或は穢物に在れ何に在れ啄持來、又は糞などに在れ備上に墮しなど爲る事の有らむを云ふなる可し(下略)と云はれたるも甚しき强說なり、右の天乃血垂は下津綱根に對ふる所にして、謂ゆる簀子は綱を以て結縛る物なりければ、其には這蟲の禍非せじとなり、天乃血垂とは血は茅の借字にて神武天皇戊午年御紀の茅渟を古事記に血沼と作るも此例なり、然して其下に引結閇留葛目能緩比、取葺計留草乃噪久事無久と有るは、右の下津綱根は蟲に食るれば緩び、天乃血垂は鳥に啄るゝ時は壞くる者なる由なり、此を以て見れば天乃血垂とは屋を云ふ也、其茅を下に草と云へるを萬葉十六(三十一丁)に、茅草苅草苅叢可爾と有る如く、今も俗には茅草と云ふ事なるが、凡屋を造るには木と草との用のみ有て、木神を句々迺智神と申し、草神を草野姫神と申せるに、草の用の最大なるは屋に葺けるなりければ、血垂は茅垂にて草之葺垂したるにて垂木など云ふと同例なり、顯宗天皇御紀室壽御詞に、取葺草

豊葦原千五百秋之瑞穂國と有も、其の外までは神裔なる者なるを以て、子孫の國をも授る可し、然れば上古の國を治くには矛を用ひたりし故に此れをも矛と云へるなりければ、其の矛は本より日本を國にうしひて有る可からざる物の類になむ有りける、其は後にも實に在せるを、今は私出で少なき事に與ふるのみ、又記傳に云く、天津日子根乃命と云ふ天平の國は甚しき物なり、意を能く見よ、御國の下りと上方とで附會へて書れるなりにして、高天原云々の神とぞ有へたれば、其の下津綱根に有へたるも、必ず此實の上に居る所をうる事明らけき者ぞや」と云はれしは實に然る說なり）借此には登勢流天之御巣と有るを、今には神産巣日御祖命之天之御巣と見えたるを、出雲風土記楯縫郡條に、所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱横之御量、千尋と有る五十足を、古語に百千足の義なる由に云るは推量の說にて取るに足らず、内山眞龍が解に五を付として十足と云ふも然なり、其の闕と謂ふるに、神魂命詔之、十足天日栖宮と有けむが、之を五に誤りて下に置たりし者にて、實に天日栖宮の正字は右の十足なる可し、然して神武天皇三十一年紀に謂ゆる細戈千足國、孝徳天皇六年紀大郡賦の、甚々豊國難波宮瑞穂、又は古事記朝倉宮段歌に、毛々陀流都紀賀延波など有て、百足千足百千足などと物の足ひ備はへる狀を然云ふなりければ、此の十足も其例にて天神御子の天津日嗣所知食し御坐す天上の宮造の制を乞奉らせ給へる所なるものにて、萬葉十（廿九丁）に、安治村十依等と有るは、國語には非ず、魚のゝく集ふ事を云るにて、十は數の極めて宮殿のるの事有り、又古今集に、此殿は諸も富けり三枝の、三つ葉四つ葉に殿造りせり、と詠めるなどと同じ心にて、御殿を多く敷かせ給へる其數をば幾百千などとは云ふべからざるが故に十足とは申させ給へるなり、推古天皇二十年紀

紀歌に夜須瀰志斯、和餓於朋耆瀰能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇河礙を詠るは、安見知し我大君の隱坐す天之八十蔭と云ふ事にて、言意は天之八十御蔭と申して皇宮の御盛なる状を詠るなり、又古事記日代宮大御歌に、毛々志紀能、淤富美夜比登波と有りて、大宮の美稱に百敷と云へる事は宮柱太敷立などの意にて、其を下る詞と見る説を云はむか如く、其宮はしも群卿百官の舍宅を多く敷く謂にて、冠辭考に百磯城の意と爲られたるは非なり、斯りければ此も其等の意味を含みて十足とは云るにて、此は炊烟の發る謂に非ざる事は下に、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原氷木多迦斯理而と有に照し應せても、其宮の造制たる事は知らるゝなり、(斯れば大殿祭詞に謂ゆる天之血垂と此の登陀流とは本より別事にして一には云ふまじき事共なり、但此を十足と云ふは、十は數へ歌に依るに多理の切れる者にして、自然に物の足整ふ事を云ふ稱には成れるなれば、又其心して見るべき事云ふも更なり、然れば富足と云はれたるにて其意味有り)○天之御巢は、下に造天之御舍と有は其乞奉らせ給ふ任に治め給へる宮なる由下に注るが如し、其次に謂ゆる於高天原神産巢日御祖命之登陀流天之新巢は、十足天之新宮と云ふ事なり、借此等の巢は其住所の事を云にて、古事記に顯宗天皇の大御名を袁祁之石巢別命と申し奉るを、御紀に播磨國縮見石室に隱れさせ御在し坐しける事の有るを、風土記には隱於縮見村石室と有り、然れば當時にても其石室を住所と爲させ御在しけるを以て石巢別命とは申し奉れるなりけり、丹後風土記に加佐郡有道郷(本字蟻道)所以號有道者、往昔天火明命、但到于此地之時、隨往乎求食、所以遣行蟻蟻、則見土神在穴巢國、天火明命請食于土神云々、今有神同云穴巢、今稱阿良須者訛也と有も、穴を住處と爲る故に巢と云ひて有と一事なり、和名抄[illegible]に淵、[illegible]云、水中有[illegible]

居者曰レ洲、釋名曰、四方皆有レ水也、齊州（和名須）と有は、栖巢等の義たり、又羽族體に巢、孫愐切韻云、鳥巢在レ穴曰レ窠（音科）在レ樹曰レ巢（音曹、訓須、一云二須久不一）字レ垣レ樹レ業曰レ塒（音時、和名止久良）と有る、須久不は巢ふとして棲む所を咬持來て成せる由なり、枕草紙八（五十三丁）に、鼠の末毛も生えぬを巢の内より數多拾ひ出たる、と云るなど、鳥ならでも蟲にも何にも云ふ語なり、借有に注せる住所は更たり、人の所を得て其に在着く事に頃卒と云ふも同語の義にて、御人の住所を巢と云ふ是なり、斯りければ天之御巢と云ふ事はしも天之御舍と申さむに違ひ有るまじき者なりけり、（但天日隅宮をば日隅を御巢と同じ事に言しも思ふ事たれども然らず、此は日は潜む義、隅は住にて潜み隱れ住ませ給へる義なれば一には爲べからざるなり、西蕃にても古は穴居野處せるを有巢氏と云ふ有りて、始構宮室を造る事を敎ふ、此に因りて有巢氏の名有り、是巢は鳥蟲に限らず人の居宅をも巢とは云へりしなり、魏略記下作に、庶持レ之其生二西方一、傾レ巢同住二天上一言二者矣と有して、地と巢と對へ云るも、巢は御宅舍を云るなり）○又を、記傳に蒲見氏と訓れたれども、巢登久志氏と訓べし、垂仁天皇の大御世に於大御代の御巢り御在しませし時にも、傳に見我宮而二天皇之御舍一者、御子必眞二言々と喩し賜ひ給へる御夢に皆宮上に所見たり、其如と此なると同じくて、造宮の制をも神皇子の天上にて天津日嗣知食し御住しませず御舍の様にと乞ひ給へるなり、然るに其御舍宮殿に等二天神皇一、宮二山上一、皇二内國一者、有二上一堅魚一作二舍屋一之家ぶ、天皇令レ問二其家一云、其上二堅魚一作レ舍者誰家、答曰、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家、似二天皇之御舍一而造、卽遣レ人、令レ燒二其家一之時、其大縣主懼畏、稽首白、奴有者、隨レ奴不レ覺而過作、甚畏、と有るは始ちて造れりし事も、天皇の御舍の如くなるを

以て如此く治めさせ給へるなり、此事は下に注す可し、又皇極天皇三年御紀に蘇我の奴が天宮を謀して日位を傾けむと爲し謀の事に、蘇我大臣蝦夷入鹿臣、雙起家於甘梼岡、稱大臣家曰上宮門、入鹿家曰谷宮門、(谷此云波佐麻)稱男女曰王子、云々と有るは、上朝廷と云ふ事にて、朝廷の名を僭まひ王子の名を用ふるを以て、其製様全く天皇の御舍の如くなりし事を知るべし、然れば神代に已に皇祖天神の定めさせ給へる法則の有て、漫に犯し造る可からざる御定共已に御在しけるなりけり、(此御舍の已に御在し坐しけるを思へば、上古より天皇の御舍臣民の家とは甚く製様に異り有りける事を知るべし、然るは上章第五ノ一書に素戔嗚尊の有可以爲瑞宮之材、と有は皇宮の御事なり、次に被可以爲顯見蒼生奥津棄戸將臥之具、と有は、即民庶の家屋を云ふなる事、傳廿六巻に注せる事共を考合す可き者なり) 偖此大國主大神の住ませ御在し坐しける宮都は、古事記に所見たる御父大神の御事依しに其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原氷椽多迦斯理而居是奴也、と所見たるが如く、宇迦之山本宮になむ渡らせ給へるを、其造宮の制はしも然許の御勢にては御在し坐しまから、猶天神御子の御舍の如くは爲させ御在し坐さざりしなりけり、然して此時に至りて今まで現人身にて渡らせ給ひし間に所知食し御在し坐しける現事顯事をしも、天神御子に避け奉らせ御在し坐して、御身目は八十隈手に隱れませ御在し坐して神事幽事を所知食させ給ふと爲ては、其鎭まり御在し坐す宮の制をば此前の状に易へて、天上にても始ませ御在し坐して天神御子の住ませ給ふ十足天之御舍の如く造らしめ給ふ可きを乞奉らせ給へるにて、此時に至る

まで天下造らしし大神を供して、國土に在りゆる諸神を和へさせ給ひ前神國言之八百重を悉くに言向け奉らせ歸在して
と申す、其時に申しつりては甚計り己命の申したを復しまさず御座し坐しけるなりけり、今は天穂日命子に相並ばし御在
し坐して神事國事を斉何食さず御在し坐すが故に、萬は天皇の如くに命任け賜へらず御事を天神に如此な命を奉ら
せ給へるには有りける、第二ノ一書に見えたる天神の共に對へさせ給へる大命の中に、又當主主祭祀者、天穂日
命是也、と詔ひ下し給へるを以ても、此より以後の狀はしも凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなむ見奉り知るべか
りける、然れば此を唯に道官の制のみを乞奉らせ給へる狀に心得むは、甚古實の事至らざる所有るが故なり、萬の事
をしも皆がらに天皇に仕へ奉るが如く治めさせ給ふべき由を天神に申させ給へる者なりけらし、但此道官の制はしも
傳十七に注る如く、古語拾遺に、令二手置帆負彦狹知二神、以二天御量一、(大小斤雜器等)伐二大峽小峽之材一、而造二瑞
殿一、(古語、美豆能美阿良可)兼作二御笠及矛盾一と見えたる、是ぞ照大神の日宮の御事にして其制有る故なり、若
て第二ノ一書に見えたる天神の大命に、又汝應住天日隅宮者今當供造、即以二千尋栲繩一結爲二百八十紐、其造レ宮之制
者、柱則高大、板則廣厚、又將レ田供佃、又爲レ汝往來遊レ海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將二供造一、又於二天安河一亦造
打橋、又供二造百八十縫之白楯一と有は、悉く天穂日子の宮制の法なるを共に准らへて今此に命じ給ふとなり、柱則高
大板則廣厚は、此に謂ゆる於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一氷木多迦斯理て有たり、又將二田供佃一は傳十七に注
するが如く天皇の供御の料の營田に准らへ給へるにて、出雲風土記に天御領田と云る是なり、又爲二汝往來遊レ海之具一
は何にて、次に高橋浮橋天鳥船の如きは内國外國の御經營に橋を架し船を浮べさせ給へるにて、其天鳥船は古に通ば

せ給ふ用に充て給へる者と見えたり、又於二天安河一云々と有る天安河は天上の河名なり、此天日隅宮の側の河をしも其に准らへさせ給へるを以て、其天之御舎を移して天上の儀式の任に行はせ給へる御事を見奉り知べきなり、百八十縫之白楯の事は出雲風土記に、所三以號二楯縫一者、神魂命詔之、十足天日栖宮之縦横御量、千尋栲縄持而、百結々八十結々下而、此天御量持而、所レ造二天下一大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而、天降下給之、爾レ時退下来坐而、大神宮御装束楯造始給所是也、仍至レ今楯造而奉二於皇神等一、故云二楯縫一と見えたる是なり、此を以て上天に在りし天忍穂耳尊の皇宮の御有状を想像り奉る可く、又大國主神の其造営の制の如く治めさせ給へらむ御事を仰ひ奉らせ給へる御旨をも推量り奉る可き者なりかし（此の如と云ふ一字の爲に思ほえず長說せる事を不用なる事の如く思ふ輩の爲には甚何ましき事ながら、予が心には如レ此云々ても猶云ひ足はぬ心ちの有るに、記傳の說とは甚く異る故なり）

○於二底津石根一は、此記には何れにも如レ此有り、下にも掘下者於二底津石根一とも見ゆ、神武天皇元年御紀には、於二底磐之根一、古語拾遺同段にも底津石根に作れるを、今本に底を斯多と訓めるは誤なり、二共に字の如く曾許と訓べき事云ふも更なり、祝詞式には大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津石根乃極美云々と有るのみにして、外は何れなるにも下津磐根爾と有り、古は天皇の御殿は更にも云はず、凡人の屋に至るまで柱を立つるには地の中を掘すゑて、其底に在る所の磐石を柱の居所にして建つる故に如此は云へるなり、故に又大殿祭詞に齋鉏乎以二齋柱立一と有るなり、記傳十（五十九丁）に、凡て上代には神宮も人の舎宅も伊勢神宮などの製の如く地を掘て柱を立つる此[illegible]石根は有るなり、石根は故に礎を爲すには非ず、地底に本より有る石根まで深く掘りて立つると云ふ事なり、今世にも田舎家には

其有り、掘立と云ふなり、地上に礎をしして立るは後の事なり」と有るが如し、猶此事予已に詳に注せれば就て見るべし、（先づ合宮を造るには其初に假に掘ち柱立を堅固にして後に屋を覆ひ外の構をも作爲ふる者たる故に、其柱の事に就て於底津石根云々と云ふ言の稱辭なり）○宮柱布刀斯理は、神武天皇元年紀には太立宮柱、祈年祭祝詞には宮柱布刀斯理と見え、祝詞には何れの所たるにも宮柱太敷立と有り、宮柱の宮は御屋にて御屋の柱と云ふ事なり、布刀斯理は右に引る第二ノ一書に柱則高大板則廣厚と云へるをなり、萬葉二（三十丁）に、眞木柱太心者と有るも此に據て謂ふるにて、柱の太きを云へば其相應に屋の廣く大なる謂なり、斯理は斯陀にて布刀斯理とも布刀理とも、山邊を山邊理とも山邊理とも通はし云ふに同じく知たり、記傳十（六十丁）に、布刀斯理は以同書に太知立とも太敷立とも高知立とも廣敷立とも有り、其は同義に、萬葉二（廿七丁）に天皇之敷坐國等と云ひ、若年會詞に天神御敷坐島と八十島者なと知坐を敷坐と云たれば知と敷と同じと見ゆ、皆此布刀斯理を古來唯柱の上とのみ心得たれど然に非ず、今考ふるに萬葉一（廿一丁）に、太敷為、東乎置而、二（廿七丁）に、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、又（二十五丁）宮之、水穗國乎、神隨、太敷座而、など有る例を思ふに、宮柱布刀斯理も其主の其宮を知坐を云なり、布刀も右の萬葉に柱ならで國を知坐にも云れば、唯廣く大きにと云ふ稱辭なり、布刀御幣、布刀詔戸、太占なども云へり、故廣知とも云るぞかし、斯れば此詞は宮柱に係るには非ず其宮の主に係れる詞なるを、布刀と云ふが柱に縁有るから宮柱太とは云ひ係けて、重ねて其宮をも現はせる者なり、借此神爵は萬葉一（十八丁）に、御心乎、吉野乃國之、花散相、底津乃磐根、宮柱、太敷座深、二（廿八丁）に、由縁將無、眞弓乃岡爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、六（十

四丁）に、續麻成、長柄之宮爾、眞木柱、太高敷而、又（四十三丁）山代乃、鹿背山際爾、宮柱、太敷奉、高知爲、布當乃宮者、二十（五十丁）に、可之婆良能、宇禰備乃宮爾、美也婆之良、布刀之利多弖々など有り、（採攷）と注されたるにて通えたり、（其五卷鎭懷石歌に、阿米都知能、等母爾比佐斯久、伊比都夏等、許能久斯美多麻、志可志家良斯母、と有る志可志も右の例にて知爲なるが、其長歌に美弖豆可良、意可志多麻比弖と有れば、此は置く事を志可須と云ふなりけり、然れば知をも敷をも柱を居置く事にて、其即其宮の主の知らす義なるなり）○於二高天原一は、記傳十（六十一丁）に、深くと云はむとて於二底津石根一と云に對へて唯高き事を言ふ古言なり、大祓詞に高天原爾耳振立聞物止馬牽立弖と有も、唯馬の耳高く振立と云ふ事なり、此を高天原に坐す神等の耳振立と心得るは古言を知らぬ僻事なりと云はれたるが如く、常に高天原爾神留坐などと上天を指して云ふとは別にて、此は冰木の虚空に聳えたるを云ふなり、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美云々と云る其に對へて、高天原波青雲乃靄久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久と有るも、鳥などの飛度る虚空を高天原とは云るなり、○冰木は、其國作段には氷椽と作き、御天降段には冰木と作り、祝詞一式には何れも千木と有り、神武天皇元年御紀及拾遺には博風の字を用ひられたり、記傳十（六十二丁）に、和名抄古本に搏風、辨色立成云、搏風板比宜、楊氏漢語抄義同と有り、流布の板本には比宜と云ふ事無くて和名知岐と有り、太神宮延暦儀式帳にも、正殿一區云々、上搏風（ウハバフ）肆枚（長二丈八尺弘八寸厚四寸）讀二搏比木一、外宮儀式帳にも比疑高知天と所見たり、名義は氷木千木共に肱木にて、其比知の下を省けると上を省けるとの差のみなれば、上一の名なる故に通はし云へるなり、和名抄に栱、比知岐、功程式云肱木と有るは別物なり、凡て物の形の如此なるを

比智と云ふ、手の肱も此意以て號けたり、又陰莖を比折などと云ふも同じ、其比に二布理の有りたるにて、布理とは[illegible]の義の如くなるは一にて其に左右へ末の分れたる所を云ふ言なり、和名抄に[illegible]、[illegible]云、[illegible]、和名布利布世などと云ふ名是なり、又[illegible]と云ふも頭上より左右へ分れたる状を云ひ、[illegible]などに[illegible]との[illegible]たる所を布理分とも云ふも此れより出で、又物の正直からぬを布理の有ると云ふも此れより出でたり、偖此比木と云ふ物は上代の宮造に屋の左右の端に在りて、其末は前後の軒よりして上りて棟にて行合ふを[illegible]へて其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處を氷木とは云ふなり、貞和假名[illegible]に、[illegible]上[illegible]千木、[illegible]下[illegible]風と有るが如く、伊勢神宮にては今に博風の末を切らずて直に千木に用ゐるたり、棟より下にては[illegible]木と云て同じ形なる故に、[illegible]字を此記には當て、又屋の左右の妻にては博風と云ふ物なる故に書紀には其字を當てられたり、然れども其名は棟より下にての名なれば共に氷木には叶はぬ事ぞ(所要)と云はれたる、此にて氷木を千木と同物又博風と[illegible]と一物にて、其棟に在ると下に在るとの差有るのみなる事も知らるめり、(和名抄に[illegible]、[illegible]名云、[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]云、波[illegible]、[illegible]下垂也、俗名[illegible]云、一名[illegible]、音[illegible]、一名[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]云、[illegible]木と有り、[illegible]に、[illegible]、[illegible]、字[illegible]云、[illegible]四屋之[illegible]也、故名[illegible]と有る如く[illegible]の[illegible]なり、又波[illegible]木と云ふは[illegible]木にて、屋上に延たる木の由なり、[illegible]に[illegible]の中に[illegible]て[illegible]の[illegible]を得たる[illegible]には[illegible]らず)又氷木千木の名義に今一の考有り、其は貞觀儀式大嘗宮儀に[illegible]、[illegible]以[illegible]、[illegible]、[illegible]以[illegible]結[illegible]之と見えたる形状は、姓氏錄に謂ゆる圓形の事にして木を組交へて[illegible]る事にて、[illegible]に謂ゆる[illegible]木の[illegible]たるに就て

の說なり、先づ和名抄織機具に、縢（音騰）織レ縢ヒ經之木也、唐韻註云、縢（知岐利）と有る
は中細くして両の間ぎたる狀物を組交へたる如くなれば知岐利とは云ふなるべく、物の輕重を知すに秤杆と云ふ物有
りて、其量る物を權衡と相半等しう行る狀此千木の組交へたる上の平等しく其べるに比べつ可し、又人と物を契約す
ることを知岐流と云ふも物を組交へたるに等しかりければなゝめり、斯る時は知の一言に物の行き合ひ組交ふ意有と見
えたりければ、千木を交木の義と見むに僻事ならじかし、此に准ひて此木は合木の略ならむと見ゆる事は、全書に、住
吉の千木の片そぎ行も違で、霜置違ふるは寒にけり、新古今に、夜や寒き衣や薄き片そぎの、行合の間より霜や置くらむ、
又我衆や千木の片そぎ圓くのみ、行違て年の積りぬる哉、など有を、瑠璃集に、千木とは神社の棟に在る木なり、片そぎ
とは棟上に打違て刃の様にて在る木なりと云へるが、刃の様にてと云へは僻事なれども片方つゝ挨ぎて組交ふる事
なり、右に引ける歌共の何れにも片そぎに行合ふ事を云へるに、下より差續けたる破風の行合ひて棟上にて千木と云ふ
名に成る所の狀なるを云ふなり、竹取物語（丸丁）に、大炊寮の飯炊く屋の棟に、つくの穴毎に燕の巣を作る云々 と
有る物具に知岐の轉かとも思ひしかども、今考ふれば榴積布の何れるにて種の交ひ合たるを云ひて、即千木の風穴を
云ふたりけり、此を以て千木は交木、交木は合木にて同物にして異名有りし事を、其前の篇なく所は一なりければ、
然る意ならむと今試に云ふたり。（然るは右に云はれたる布理木の說は何とか言意かざるもの見る方有るのみなら
ず、比知木の下略は比木、上略は千木なれども、別に稱を比知岐と云ふ事の有りては正しく其稱れりとも思しからざ
ればなり、但此に取らざるは其名義の說のみにて、凡ては甚々委くして此大人ならぬ人の得言擬まじき名說なり）因

云、上代の宮造には千木と並びて堅魚木と云ふ物有り、古事記朝倉宮段に、有下上二堅魚一作二舍屋一之家上、天皇令レ問二其家一云、其上二堅魚一作レ舍者誰家、答白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家似二天皇之御舍一而造、令レ燒二其家一と見えたる堅魚は、皇大神宮儀式帳に、正殿一宇と有る下に、堅魚木八枝、著二搏風一と有る、大嘗祭式には堅搏風一と見えて、高搏風と云ふは古に注せるが如く組目より下の屋に列びたる所は搏風なるを、其組目より上を比に高搏風とは云ふなり、然して著二搏風一とも著二高搏風一とも有は、其組目より上なる所に著て千木の形を為し、其束の押へとも為る料の物なる可し、以二堅魚木一為二町形一、以二黒葛一結レ之と云へるは、其堅魚木を並べて棟に括著くる由なる可し、然れば上二堅魚一作二舍屋一と云へるは、其相離れぬ物なるが故に片方を取出て詔給へるにて、其上たる堅魚には千木をば請著くる物なりければ、此を以て似二天皇之御舍一とは咎めさせ給へるなりけり、其は上代の屋は何れも棟を根に合せて謂ゆる千木の状なりつらむ事は論無きを、其組目の所に堅魚木を著るは神武天皇元年紀に、峻峙搏風於高天之原一と有るが如く、虚空に高く聳だつ計に物するなりければ、神宮の制は別にして其大宮の外は恐憚りて然物為まじき御定などの御有しけむから、此には其千木を以ては咎めさせ給はず堅魚を上げたるを以て咎めし給へるなりけらし、此を以て見れば古事記に、其居、仁徳天皇八年庚辰二月、宮制二準家一之、衆二博士學士遣官王仁之筆、木宮制殿之畫圖也と云ふ事は有れども、猶上代の状の宮造なりける事を知るべし、此制の改りて神社と皇宮と別に成れるは欽明天皇の御世などにや、然して其堅魚木と書くは借字にして、本は小木の義にして其搏風を請著る料なるにて甚々上代より有來る者なりけり、記傳四十一（十一丁）に、其形の鰹節に似たる故の名なり」と云れたれども、

後に出來れる搏兩に其形と云ひ名も似たるにこそ有りけれ、上代の太古に然る巧なる事に未及ぶ可くも非ず、且右の儀式をも搏風萱著と訓れて搏風兩著と云ふ事とは未心著れざる説なれば凡て叶ひ難き故に、今も事の因に説かし置くなり、(又記傳に云く、或人云ふ山城國愛宕郡雲畑村と云ふ村の民の家に、今も棟に加都宇木と云ふ有りて風の防ぎと爲り、其外凡て田舍の草葺に棟に?羅と云ふ物有るも同じ事なりと云へり、此説實に然る可し」と云はれき、但上世のは千木を持堅る料なるを、此は其と同じき物なる故に其名を借用ひたるにこそ有けれ、堅魚木とは似て其用ふる狀異なる者なり)〇多迦斯理は、記傳十(六十四丁)に、此も唯氷木の事のみに非ず、主の其宮を知坐すを云ふ、多迦も上の布刀と同じく稱言なり、續紀九聖武天皇即位時の詔に、天下乃政乎聞高御座爾坐而云々、萬葉六(十七丁)に、八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流、稻見野能、大海乃原笑、又(三十二丁)自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、山河乎吉三と有る、此歌以て意得べし、宮爾と云へれば宮の高きを云ふに非ず、天皇の此宮を高知坐すなる事明らけし、借氷木は棟上へ高く上ぐる物なるが故に、其に云係けて餘て其宮をも謂ひたる事、專宮柱布刀斯理と云ふに同じ、又萬葉一(十九丁)に、芳野川、多藝津河內爾、高殿乎、高知座而、又(二十二丁)荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知等、六(十三丁)に、八隅知之、和期大王乃、高知爲、芳野離宮者、又(四十三丁)宮柱、太敷奉、高知爲、布當乃宮者、又(四十四丁)吾皇神乃命乃、高所知、布當乃宮者と有るなど、是等も皆天皇に係作りて云へるを合せて思へ、借此宮柱云々冰木云々と云ふは甚々上代より定まれる宮造の構様にして甚も雄びたる詞なり」(下略)と注されたるが如くなむ有りける、(若て此冰木の高く峙てる事を云へば、其釣合にて宮の大にして廣き

眼見るが如くなむ有るは、甚々上れる代の事にして、人智の及ばざる所になむ）○浮漂云々は、今までは只人郷にて遠
らせ給へれば其神言ら何ら知目せまず御在しまして任まさせ給へるを、此よりは八十隈手に隠り給ひに神去し坐しぬ
宮を、天の御蔭の如くして御殿に仕奉る可き由を先づ言ふ給へるにて、此詣と云ふは垂仁天皇二十五年紀
紀に載れる倭大神の御言に、大初之時期日、天照大神悉治天原、皇御孫尊専治葦原中国之八十魂神、我親治大地
官者（下略）と見えたる是なり、倭神を斯く崇め祭ると云へる事は、倭は大和に坐せる如く上古神代ノ一書に幸魂奇魂
神の宮処定むは其在し坐して、吾欲住於日本国之三諸山、と有る云々の事にて、吾欲是に其事の由、[illegible]、故即営宮彼処、
使就而居、此大三輪之神也、（中略）神代紀に[illegible]、宮ヲ作る山上に[illegible]、言ひ吉野宮之山上、
此者坐大和国山上云々と有て、此に宮柱を太に仕奉る由と見えたる是を以て明る可し、○百不足八十隈手の事は、
前に百不足之八十隈と有る所に就て下に注す可し、○隠は、加久理と訓べし、此も下に云ふべし、○侍に、侍十七
に古語拾遺なる大宮賣神侍於御前の事を注し、又廿二に清之御山主三名賣留御八島篠神の下に注せり、出雲風土記
に但八雲立出雲国者、乳野国、意宇山備脚園、言禰賀賀賀守命、と有るや此の侍と相同じ、又卷十四（四十三丁）
に云は、侍は佐毛良比の意に伏の字、比と字に同じく此に伏を佐毛良布と云ふは、何なる事に在れ心
を著て伺ひ考へ居るを云ふ、常に物を守ると云ふも又人目を守るなど云ふも此意なり、又目を著て物を伺ふと見るを
守ると云ふも同じ、又侯〈カゼサモラフ〉など云ふも泊港の停で風を待ち居るを云ひて同意なり、然れば御許に坐など有らば称ら
むと伺居る意にて、凡て君の御前に在るを佐毛良布と云ふなり、此より轉りて後には侍居る人を指しても侍と云ひ、

又其候らふ所を指しても侍と云へり、借又君の御前に在を云ふより轉りて唯對ふ人を敬ひて云ふ詞にも己が上の事には凡て添言ふ事と成れり、譬へば見るを見侍らふ、聞を聞侍らふと云ふが如し、借今此神の如此白し給ふは、遠き黄泉國に隱ながらも猶天神御子の大御前に伺候ひ居る意味にて遂に守衛奉らむの意なり、續紀十七卷詔に御世御世當天、天下奏賜比、國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃侍所爾置賜比、與天地共人爾不令侮、不令穢治賜止宣と有る侍所は、其墓を云ふにて此も意味同じ」(取要)と云はれし、其侍の說は然る事なれども、大國主神は今まで現人神にて御在し坐しけるを、唯隱身と成らせ給ふのみにて身罷らせ給へるにも非ず、其御身其侭に八十隈手に隱り御在し坐せるなれば、殊更に黄泉國の事などは此には其味氣無き者なり、(又右の宣命なる侍所の事も更に由無し、凡て墓所に寶を措むと云ふ事の絕て無きにしは非ざれども、實には其幽宮と云ふ物有て、其に留まる事此の瑞珠盟約章に懐たる意有と、已に傳十三卷に委しく注せるが如くなれば此には叶はず、墓所に留まると云ふは外國の沙汰なり) 又記傳に云く、書紀に時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、云々、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、云云、於是大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、と有る幽事も、此侍てふ言の中に含れり、幽事は此上文に神事と有と一事にて、神事は古の任に書ける字幽事は意を以て書ける字なり、故共に[illegible]と訓むべし、舒明天皇元年御紀に幽顯と有り、此を以て然謂べき事を思ひ定めよ、借今より皇孫の所知食べき顯露事とは即朝廷の萬の御政にて、現人の顯はに行ふ事なり、幽事は其に對ひて顯はに目にも見えず、誰が爲とも無く神の爲し給ふ政なり、凡て此世は在らゆる事は皆神の御心以て爲給ふなれども、其中にも姑く現人の爲す事に對へて分て神事と

は云ふなり、借令此大神の其御事を寄り治めする朝廷の大政を陰かに助け奉り給ふなれば、得らにむこ有るに其意は合れりと云ふなり、然れば此世間に在りと有る幽事は悉に此大神の所知食す事ぞかし、借如此隱坐す法は顯身の事上に使住所者と有るは、此國に留り坐て御靈の鎭り坐む處を云ふなり、此差別能く辨ずは混れぬ可し、凡て神代の書は此顯身と御靈との事を只一樣に云傳へたる故に混らはしき事多かり（以上）と云はれたるにて、神事幽事の狀たむ甚々明らけきを、予が見る所其とは少か異なる所有るに依て此序に注す可きなり、右に注せるが如く神賀詞に、國作之大神乎も媚鎭天、大八島國現事顯事令事避と有る次に、乃大穴持命乃申給く、云々、八百丹杵築宮爾靜坐支と有るは、即此宮に御在し坐して神事幽事を所治す御事にて、實に此の於二百不足八十隈手一隱而侍と有る所に當れるが、神事は右に現事と書て現人事と云へる對なり、幽事は右の顯事と書て明所見事又隱所見事の對なり、[illegible]の幽宮を迦久理能宮と訓み、又此にも隱而侍と有るに依て迦久理事とたむ訓むべきなる、（古史徵に、神賀詞にも現事顯事と有り、以て同じ事を如此二樣に云へる事知るべし、現事と顯明事、神事と幽冥事と事は一なれども、宇都志事に可微事、阿良波事に加久理事と相對ふ語なり」と云へり、但此詞には何れも古言ならざるもなく、又私に字を改めたるなどは取るべからず）借神事と云ふは現事の對にて、現事とは現人尊の為し行ひ給ひて天下を知持たせ給ふ事業を云へるが、神事と云ふも神の為行ひ給ふ事業を云ひて、現人尊を輔相奉らせ給ふ御所為を申せり、即垂仁天皇二十五年紀に見えたる倭大神の我親治二大地官一と有る事にて、國造の御事を陰より成し行はせ給ふ由なるにて、生島御巫詞に生島御巫乃辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國登御名者白氐、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能

晉限、韓國者廣々、陸國者平々、島能八十島隨事無、皇神等能依志奉、故皇御孫命能宇豆能幣帛を稱辭竟奉々を宣と有る、如レ此き御事にしも現人神の御力にも及ばせ給はざるにて、此大巳貴神の主どらせ御在し坐すに因れる所由巳に祝詞講義及傳廿七に注せる如くなる、此等をや神事とは云ふべき、又崇神天皇七年御紀に夢ニ有一貴人一、對ニ立殿戸一自稱ニ大物主神一曰、天皇勿ニ復爲レ愁ニ國之不レ治、是吾意也、若以ニ吾兒大田々根子一令レ祭レ吾則、立平矣、亦有ニ海外之國一自當ニ歸伏一と見えたる、此神靈驗有りて海外の國此御世より歸化ひ來る事と成りて、次第に多く成以行つゝ、往々は萬國の悉をも歸化へ仕奉らしめ給ふ可く有ば、此大神の神事に因れる事申すも更なる者なりかし、其後の事を一二舉げ記さむには、續紀に天平寶字八年十二月是月西方有レ聲似レ雷、時當ニ大隅薩摩兩國之堺一、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於ニ鹿兒島信爾村之海一、沙石自聚化成ニ三島一、炎氣露見、有レ如ニ冶鑄之爲ニ形勢一、相連望似ニ四阿之屋一(下略)と見え、又神護二年六月己丑大隅國神造ニ新島一、震動不レ息(下略)と有り、又寶龜九年十二月甲申、去神護中海中有ニ神造島一、其名曰ニ大穴持神一、至レ是爲ニ官社一と云事の有る類は凡て神事なる者なりけり、然して其も幽事の一には在れども、此に云ふ神事は其神の成し給ふ事業を申せるにて、現人神の御世に成りて國土經營の現事御在し坐すを、神より輔相け奉らせ給へる由にて、此神事は瑞珠盟約章に見えたる伊弉諾尊神功既畢云々と有る神功は、其大神の御功業を申せる其と同じ御事なるにこそ、(右に注せる現事に引合せて見る可き也、先達の現事幽事を一にし神事幽事を一に爲る說は、且て予が取らざる所是なり)然して幽事と云ふは右に注せるが如く顯事を明所見事、又幽事を所見事と訓める其對にて、此は天神御子の現人神と御在し坐して所知食す大御政に並びて、大國主大神の天日隅宮に御在し

坐して行はせ御坐します大神の意なり、世中の治亂興廢は更にも云はず、人身の吉凶禍福の何事が爲すとも無くして自然に然る事と辨べからずして其御に率ゐらるなり、もとより此大神の御心にて御在し坐しける、其は崇神天皇七年紀に詔曰（中略）今當朕世、數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原而、會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹々日百襲姫命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、教如此者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲大物主神、時得神語、隨教祭祀、然猶於事無驗（下略）と所見たる、此大物主神と共に大己貴神の御在し坐す由は前にも大三輪三社鎮座次第を引て已に注せるが如し、抑世中の治亂興廢はしも御事に因れる所なり、又其四十八年紀に天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而祈寐、各得夢也、會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩絙四方、逐食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國、弟是悉臨四方、宜繼朕位、と見えたる、此二皇子共に御諸山に登らせ給へる夢を以て日嗣を定め給へるは即ち大神に祈らせ給へるなり、此御夢を以て天津日嗣を定め奉らせ給へる事は所謂る幽事の神徳に因らせ給へる者にして、是人身の吉凶禍福共に其大神の御心に因る事を見奉り知るべき證跡になむ、若て古事記垂仁段に品牟都和氣命の御事を、其御子八拳鬚至于心前、眞事登波受（中略）於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮（中略）故到於出雲、拜訖大神、還上之時、

故挙上案、故天皇崩葬、問過豊上王、令造祠宮、と見え、同天皇二十五年御紀御大神御言に、然先皇彌留之間天皇、譬之保祀神祇、後繼來之罷、其源根以有福於枝葉、故其天皇宣命也、今以汝國將守作、先皇之不可違同其則、汝能著命延長、復天下太平矣と見えたる、是人の病と命と共に幽事の方より治さし給へる証文にて、天神御子の所知食す顕露事とは反対なる御事を見奉り知るべき件なりかし（右の如くにて幽事と云ふは今日我々が身上に在る事共なるを、悪しく心得る時は死て後に往べき億の上の事などと思ふなどは、古書を能くも明らめざる説なり）借其幽事を天神本紀には幽神之事と作て、須久礼多留許登と訓みたり、源氏帚木（二十丁）に、忍び給ひける隠ろへ事をさへ語り伝へけむ云々、と有る隠ろへ事をば、隠れて人に知られまじき事なりと注せるも此の事を借て書る言なり、借此書の古書は迦久理たるが、其用例は先づ顕宗天皇二年御紀大御歌に、置野嗚我何利底、置目阿羅羅と見えたる如く、中古より迦久礼と云ぞ、古には然云ふ例は下に委しく書せるが如し、又中古の例は伝廿一に注せるが如く、帚木（三十六丁）に、然る可き隈には能くこそ隠行き給ふなれ、末摘花（六丁）に、少し折残りたる隈の方に立寄り給ひ、其隈に就て隠れ給へば、若菜上（七十五丁）に、此方は隠れの方にて唯気近き程なるに、柏木（四十二丁）に、格子様き隈の方に立所得貌なり、総角（九十一丁）に、中納言は隠ろへたる方に入給ひて、忍びて御座す、蓬生（十七丁）に、北面などやうの隠れぞかし、又（二十五丁）隠れの方より寝殿へ渡り給ふ御後手を見奉るに、東屋（十九丁）に、昔覚ひて侍らひ給ひぬ可き隠れの方の候はゞ、甚もゝゝ嬉しうなむ、又（二十丁）然らば彼西方に隠ろへたる廊の間にて、御消息かしげなゝめれど、然ても過い給ふ可くは、手習（七丁）に、人騒がしからぬ隠れの方になむ休せたりける、など有て甚

と隠と相通ふ言なりければ、古事記の此に於ニ百不足八十坰手一隠而侍と有る、幽國事を所知看し御在し坐すに當れり、侍とは古に往するが如く幽の世より伺ひ居る事にしありければ、人の目に見えぬ所業の善悪に就て各治めさせ給ふ大國主神在し坐す謂なるにて、一書大陽明說に顯露之事人道也、幽冥之事鬼道也、猶ニ晝夜陰陽一、二而爲レ一、人有ニ善惡一、顯明之地、則有ニ人誅レ之、有ニ隠於幽冥之中一、則鬼神罰レ之、爲レ善獲レ福、亦同レ之、神事則冥府之事、非ニ祭祀雜舊之謂一也、祭祀猶篤ニ顯露事一と注させ給へるは、實に見顯し給へる御說にて、古來此に勝れるは無くなむ有りける、此事の事共は第二ノ一書に就て注す可き事にては有れども、古はでは得有らず思ゆる所なるを以て驚かし置くになむ、莊傳卅一に委しく云てむを此にて盡せる者と思ふ可からず、（右の御文は莊子庚桑楚に、爲ニ不善乎顯明之中一者、人得而誅レ之、爲ニ不善乎幽闇之中一者、鬼得而誅レ之、明ニ乎人一明ニ乎鬼一者、然後獨行と有るに依りて文を成させ給へる者なり、又千金翼方なる莊子の語に、人生ニ天地之間一、動作喘息皆應ニ乎天地一、爲レ善爲レ惡、天皆鑒レ之、勿レ謂ニ小惡一、里間ニ我懼一、人爲ニ陽善一、人自報レ之、人爲ニ陰善一、鬼神報レ之、人爲ニ陽惡一、人自治レ之、人爲ニ陰惡一、鬼神治レ之、故天不レ欺ニ人一、示レ之以レ影、天不レ欺ニ人一、示レ之以レ響、此皆自然之符也、又抱朴子にも還運符受ニ其罰一、天網難レ疎雖不レ漏也、不レ以ニ天高而聽レ卑、善惡必受ニ其殃一也、苟有ニ以ニ此默然一爾於ニ幽隱之間一乎、人自不レ能ニ聞見一、而高明之間は見る者有之、其何不レ作ニ行其事一外、不レ能レ寡ニ其罰之内一、肆ニ其備慢一謂ニ人不レ見レ己、此亦如ニ獨宿者一有、冥無有レ應、其ニ他人神一也、四目若ニ其耳一當之類也、と云へる事の有などは、實に此の幽冥の事を注せるが中を者なりかし）○侯子等は、上にある侯子と三神、國レ白、侯を不レ違と見え、須佐之男命之御所段にも、其子有者其子等皆

喫也など有る、子等を皆記傳に古杼抒とあり、明宮段大御歌に伊邪古杼抒と詠せ給ひ、萬葉一（廿六丁）に、去來子等、早日本邊などに依られたる者なり、○百八十神は、記傳十四（四十六丁）に、毛々夜曾と訓べし、此大神の御子等百柱に餘りて猶數十柱坐しけるなる可し、書紀には大國主神其子凡有ニ一百八十一神ーと見えたり、出雲風土記に出雲郡佐香郷條に百八十神等集ひ坐すと有は、只多くの神等と云ふ事なり、又雄略天皇十五年御紀に百八十種勝部、欽明天皇十三年御紀に天地社稷百八十神、推古天皇廿八年御紀に臣連伴造國造百八十部、皇極天皇元年御紀に百八十ニ部曲など有り、此等百八十と云へる例なり」と云はれたり、此百八十神の事は次に注す可し、○神之御尾前に、記傳に神は天神御子に歸順ひ奉仕る諸神を汎て指て云へり、上の百八十神を指せる如くなれども・若し然らば其神之と有るべきに唯に神之と有は然には非ず、尾前は前後にて俗に跡先と云むが如し、後世の軍陣などにも先鋒後殿と云ふ事をば重き任と爲るが如く、此事代主神渠師として諸神の前に立ち後に立て、天神御子を守護り奉仕らむとなり、天武天皇元年御紀に高市社に坐事代主神と牟狹社に坐生靈神と二柱、高市縣主許梅に著りて、吾者立ニ皇御孫命之前後一、以送ニ奉于不破ニ而還焉、今且立ニ官軍中ニ守ニ護之ーと詔給へる事をも思ひ合す可し、是に立ニ皇御孫命之前後ーと有るに依らば、此の神之御尾前も即天神御子の前後かとも見ゆれども然には非ず、彼前後は事代主神と生靈神と二柱、前と後とに立ち給ふ由なる可し」（下略）と云れたり、但上に百八十神者と有るを承たる狀に見ゆれば、爲ニ其神之御尾前ーと見る可くや、然して此時の諸者の御答には父大神よりも先づ進みて事代主神仕奉らせ給ひけるに、建御名方神始は爭ひ奉りしかども、後に歸順ひ仕奉れらし故に、二神より大國主神に汝心奈何と問ひ給ひけるに、僕子等二神隨レ白、僕之

不輕と申さず給ひて、此の百八十神の神をば此より以前に亦其子有と神名有等、除き此者は其名を申さず給ひける事にて、同じ大國主神の御子とは申せども百八十神の御子等の列には列在しまさざる故に、事代主神は百八十神の御尻前と作て御爲め仕奉れしかば其事をば仕奉る神は同じとにて、此には其道順ふと得らざるとの事に聞て申さず給へるなりけり、其實二ノ一書に是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至と有るは此の語とも云ふべきを文たるを以て皆はふ可き者ぞかし、（但右に八十萬神と云へば此とは別なるが如くなれども、此の百八十神は其御子等を云ひ、八十萬神とは御子等を始として凡ての從神を申せるにて其數を云へる也けり）然して此は其神の御尻前と作てて事代主神の御尻前に仕奉らしめ給ふと云ふ事なる謂は、右の高市社の事代主神率の社の位置神武天皇の前後に立たして不宥に忌奉らせ給へるにて好き御事なるを、其皇御孫命の近守神と爲て大和國高市郡に鎭在し坐すべき御國與の起ほしも、出雲國造神賀詞に皇御孫命乃静坐牟大倭國申天、己命乃御子阿遅須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨乃神奈備爾坐、事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神登貢置天云々と有る、是其皇御孫命の近守神の御尻前にて仕奉らせ給へる也、然て此後天神御子の天降らせ御在しましける時に、天八衢に參迎へ奉り給ひし猿田彦神と申すは、實は此事代主神にて渡らせ給へる御事、傳廿八、既に論注せるが如し、是其尻前に仕奉らせ給へる故なり、然して神武天皇東征の御時にも此大神其御尻前と爲て仕奉らせ給ひけむと思ゆる事は、同時國高市縣主等の祖傳に、賀茂大神として其天皇と申傳へたるが上に、山城國綴喜郡天神社に此天皇を御祭在し坐す事は、神武天皇紀に見えたる事傳廿八に注せるが如し、加之其天皇の大后は此神の御女媛蹈鞴五十鈴媛

命に渡らせ給ひ、其御子天日方奇日方命はしも此御世に申食國政大夫として仕奉られ、綏靖天皇の大后五十依媛命も此御女に坐して、顯には後宮を補け幽には其御尾前に仕奉り守らせ給へる御事御在し坐すが故也、其より後の御世の御事は姑く置て、桓武天皇の大御世に至て今の平安宮に四國所知食て百王不易の都と定めさせ御在し坐しけるに、已く其御幽契の渡らせ給ひて、神名式に謂ゆる山城國愛宕郡賀茂別雷神社(名神大、月次、相嘗新嘗)は事代主神に御在坐し、賀茂御祖神社二座(並名神大、月次、相嘗新嘗)は大己貴神玉依姫命御夫婦にて領り給ひ、葛野郡松尾神社二座は胸形中都大神事代主神御母子にて渡らせ給ひ、近江國滋賀郡日吉神社(名神大)は大比叡神と小比叡神と申して大己貴神事代主神御父子にて御在し坐して、其宮を取圍めるが如く配分ちて神代より領り御在し坐して、此遷都の御擧を待奉らせ給へるが如く御在し坐す事、予一人常に驚しみ奇しみ奉る御事なり、大國主神の其に天神に聞え奉らせ給へる御事の天地の共動かせ御在し坐ざるなむ、仰ぎ奉るにも餘有りて言ふも更にも及び絶えたる御契には坐々ける、(記傳に、此神後世まで神祇官の八神の列にも祭られ奉給ふも、全く天皇の大御身を守護奉り給ふ由縁なりと云々にと云れたるは、式に謂ゆる神祇官西院坐御巫祭神八座の中の事代主神の御事なる可し、實に理に於て然も有りぬ可き事ながら、其神は天宮に坐して別なる由は傳廿巻に注せるが如く、此は御巫に齋て祭らせ給へる神に坐せば一に離レ爲し)○進御者未也は、悉に歸順ひ仕奉むとなり。記傳に、此は僕子等百八十神の中に一柱も違ひて背き奉るは有じたり、百八十神等と云を此に係て見るべし、非は不レ有の意なり、此まで大國主神の白給へる詞なり(下略)と有るが如し、然れば右にも注せるが如く此第一ノ一書に、於是經津主神、則還昇報告、時高皇産靈尊乃還遣二神、勅大

已其神ニ曰、今者聞ニ汝所ニ言、深有ニ其理ニ、故更條々而勅之と有るは、此大國主神の申させ給へる御言を得しても上に還昇らせ給ひて、皇祖天神の御處分には伺ひ奉らせ給ひ、更に其大命を得奉らして還降らせ給ひ、其より其大神の行ひ下させ給へる大御賞を行はせ給へるにて、其八十隈手に隠給へるは其事成畢へる後の御事なるを、古事記に古の建神命弥世より如ニ此之白ニ而於ニ出雲國之ニ伊那志之小濱ニ之御合ニ云々の事に續けて、其二神の中に一度復命し給へる事を漏らされたり、然して此は少しく言の足らざる所の状なる、故に記傳に、如ニ此之白ニ而の下に、乃隠也故闕と自自の七字を補はれたれども、右の如く大國主神より天神に御立らるるは其天日隅宮の御事にし有ければ、如ニ此之白ニ而の次に二神の天に還上らして天神の御處分を奉はり、又更に還降らして其大國主神の乞奉らせ給へるに任せて治め奉れる事の無くては叶はず、然して茲に隠坐せるなりければ、其間の文此に一枚計も古より脱て傳はらざる者なるにや、又は其二神の復命の御事は此には本より無くして、如ニ此之白ニ而は此之白賜比志如久而と訓て、次に其之はせ給へる天の御合を造る所へ移る文なる可し、下に此文を注すに就て云を見るべき者なり、然れば古事記の傳共に對へ致ふ可き物は唯此第二ノ一書のみぞ有ける、上に其復理を云へる事共を合せ見て論る可き者なりかし、記傳に、此七字を補ふ所以は先づ此ニ如之白ニ而と云までは大國主神の上より云へる詞、次に於出雲國之云々よりは轉りて天神御子の詔命以て此神を祭らしめ給ふ方より云へる詞なり、凡て然此と彼との事の轉る際には必詞の界限有る事なるに、此は本の任にては此間に其界限無きが故に、如ニ此之白ニ而於ニ出雲國ニ云々と、隠ニ於八十坰手ニ也と云るまでを一續に成て、皆大國主神の白給ふ事に成て理叶はざれば、如此之白而の下に必此より彼へ轉る界限無くては有るべから

されば也なり、依て卽隱也の三字を加へて大國主神の上より云ふ詞を終めて界限とは爲つ云々」と云はれたるは、此文に當りて實然る說ながら、其にても言の足らざる事にて有に云へる狀ならでは聞えず」

乃以平國時所杖之廣矛。授二神曰、吾以此矛。卒有治功。天孫若用此矛治國者必當平安。今我當於百不足之八十隈。將隱去矣。〔隈、此云矩磨𨗉。〕言訖遂隱。

此は所造天下大神の今八十隈手に隱らし御在し坐さむと爲て、隱見の御言を奉らせ給へる件なり、右の古事記の文を舉げ第二ノ一書を以徵して注し奉るが如く、大己貴神より條々にして皇祖天神の御許に順奉らせ給へる御事三條在し坐しき、其第一には天神御子には現事顯事を所知食しめ奉り、御自は神事幽事を治らせ給はむとなり、第二には其造宮の制を天神御子の天之御舍の如く爲させ給はる可き由を乞奉らせ給へる也、第三には天穗日命を以て其天日隅宮の祭祀を治させ賜はる可き由を乞奉らせ給へる也、此に經津主神武甕槌神の二柱、其言を持て天上に復命らせ給ひ、皇祖天神の御前に奏させ給ひけるに、深く其理有りと所聞看て條々にして御命詔せさせ給ひけるを載き持ち御在し坐して、一に其乞ふ所に依りて治趣させ御在し坐す由を宣ひ入れさせ給へけるに、天神勅教慇懃如此、敢不從命乎と申して、其畏まりをなむ聞えさせ給へりければ、直に其大己貴神はしも隱れさせ給へる者の如く見ゆる物から、然には非

ぞりける。上に注せるが如く出雲風土記に天神より天日栖宮を仕奉る可き由の御命を令し持て、諸神の宮を天降らせ給へる事の見えたるを以ても、其造営の事は未だ果れさせ御在し坐さざりし状に見えたり、其故なるは同記に、意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十歩、所造天下大神大穴持命越八口平賜而還坐時、来坐長江山而詔、我造坐而命国者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲国者我静坐国、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理（神亀三年改字母理）と有は、其国譲の御契約御在し坐して後に、更に猶はざりし首の事なりけり、其我造坐而命国者、皇御孫命平世所知依奉と云は、此上文に我静坐国と見え、古事記に僕子等二神随白、僕之不違、此葦原中国者随レ命献旨と申させ給へる是に當り、又に但八雲立出雲国者我静坐国云々は、同記の続きに、唯僕住所者如天神御子之天津日継所知之登陀流天之御巣而云々治賜者と申して、其天之御舎を出雲国内に卜させ御在し坐す由にて其宮造の功を云ふたり、玉珍置賜而守詔は御霊を留置せ給ふ由なり、守は其記に僕者於百不足八十坰手に隠れ侍ふより以前に給へる件は夏等にて、右の守と同じき由上に注るを以て知る可きなり、然りければ其八十坰手に隠れ給ふより以前に右の如き御事共の御在し坐して、其間に斯く時有りける御事明き有なりかし、（然れば右に言ふ天神より天降し給へる二神を始て、其諸百神は造営の事を承任奉らせ御在し坐しける内に、大己貴神に仕へ奉る八神をも国さ せ給へりと見るなむ宜しかる可かりける、上に注るが如く同記に、出雲郡云々、所造天下大神御子和加布都努志命云々と所見たる其神は、経津主神の御子なりけむを、大己貴神の御子と為させ給へる所由もぞ御在し坐しけむ、此を以ても二神と大己貴神との御交際は甚深き御事にこそと思ゆる事なり）然して此に乃以二平国時所杖之広矛一授二

遠一日、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者、必當二平安一と有は、下に於レ是二神誅二諸不順鬼神等一と有る其半に進らせ給へるにて、第二ノ一書に乃薦二岐神於二神一曰、是當二代レ我而奉レ從也と見えて、其下に經津主神以二岐神一爲二郷導一、周流削平、有二逆命者一卽加二斬戮一、歸順者仍加二褒美一と有て、此二共に相對へる文なり、抑此廣矛はしも大倭神社注進狀に、傳聞八千戈神者、大己貴命以二廣矛一爲レ杖、令レ攘二平豐葦原中國之邪鬼一、其時大己貴命、號曰八千戈尊一(下略)と有て、卽上云第六ノ一書に夫葦原中國者、本自荒芒、至二及磐石草木一、咸能强暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一と有る、其時專用ひさせ給へりし兵器なり、然るを此國避の時に當りて奉らせ給へるは、右等の荒振神共はしも大己貴神の此廣矛にこそは摧伏られて從奉りては有りけれ、此大神の國避らし給へる後に背逆ひ奉る事の有りたらむには、天神御子の御尊と雖も容易く治めさせ給ひ難き御事にし在りけれ、其事を危ぶみ奉らせ給ひて此廣矛をば奉らせ給へるにて、此卽岐神の御靈を託させ給へる神物なるに、其神をも相副て薦めさせ給へる事上に已に注し奉るが如し、然るを昔より右の廣矛と岐神とを別事なりと見るが故に、上文に復卽今有二殘火光神及蠅聲邪神一、復有二草木咸言語一と見え、第一ノ一書に謂ゆる殘賊强暴橫惡之神をば如何にして歸向させ給へる者とも知れる人無かりしを、唯記傳十三(九丁)に、此時葦原中國は猶如此荒振神多くして未不平るは黄泉の汙穢の餘波有るが故なりと(取意)と云れしは然る說にて、此に大己貴神の岐神を薦め奉らせ給へるは、其神をして祓め奉らせ給ふ可き御旨に御在し坐して、卽廣矛を奉らせ給へる所以此に因りて著明くなむ有ければ、實に鈴屋大人の卓見と云ふべき者なりかし、(卽ち其道饗祭の起なる由は已に傳八卷に委しく注せるを合せ讀て曉る可き者なり、若て此矛其八十戈神の御體たりと雖

る、其持ちたる所以にて彼草の劍璽の三隨し御在し坐す事右の議にて知るべし）扨て其大己貴神より天神御子に奉らせ給へるは、右の璽字のみならず鏡と劍との二字をも奉らせ給へる御事にて、天照大神より天孫御天降の御時に鏡劍璽の三種を天璽と爲て奉らせ給へるに少かも異ならせ給ふ所なく御在し坐さゞりける、出雲神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神登貢置天云々と見えたる、其鏡を奉らせ給へるなり、然して此第二ノ一書に躬披二瑞之八坂瓊一而長隱者矣と見えたる、其披ノ字を被に作れる本有るが、被ノ字にては負而の義にて其瓊を持去給へる事と成り、披ノ字と爲る時は開而にて其瓊を遺し留めさせ給へる御事と成れるなり、今何れに依べしと云ふに、披ノ字の方其正しきを得たる可く思ゆるは、傳廿七にも注るが如く大倭神社注進状に、傳聞倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、與二和魂一戮レ力一レ心、經二營天下之地一、建二得大造之績一、在二大倭豐秋津國一、守二國家一、因以號二日倭大國魂神一、亦日二大地主神一、以二八尺瓊一爲二神體一奉レ崇焉と所見たる、是其時に置かせ給へるならむと思ゆるに、崇神天皇六年御紀に、先レ是天照大神倭大國魂二神、並祭二於天皇大殿之内一と見えて、天璽と共に傳はらせ給へるは、其置せ給へりし瑞八尺瓊に非ずして何とか云てまし、偖出雲神賀詞に其大神の意り坐しゝ故に、其高御魂神魂命乃命宣久、汝天穗比命波天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志能御世爾佐伎波閉奉止仰賜志次乃隨爾、供齋仕奉天、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久止奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八嶋國所知食天皇命能、手長大御世乎、御横刀廣誅爾誅堅米云々、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己登久、明御神能大八嶋國乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟事能志

志大米ニ、[illegible]と見えたる神乃禮白利と云は、
大己貴神の國讓の御時に奉置かせ給へる禮質の物たるを、天穗日命の取傳へて天神御子に奉らせ給へる例を遂ひて歷
朝に必奉る習と成れるに就て、其天津次の隨に物奉る由なるを以て、此を臣の禮白と云て、實は今は其れ大己貴神より
奉らせ給ふ意味なり、然して其鏡は大己貴神の自鎭めさせ給ひ、天上に奉上れるはすと玉との二種なるにて、古語拾
遺に鏡劔を天降し給へる所に、矛玉自從と有は是なる由、下に注るが如し、備其神賀の時々後に時以有りて奉れる物
も有れども、右に舉ぐる所は即玉と劔と鏡の三種のみなり、然して其白玉赤玉青玉は緒に連ねたる狀にて右に謂ゆる
瑞八尺瓊を貫ぬれるなり、御横刀廣誅堅米と云ふは、右の臣事に比らへつ可し、[illegible]比乃大御鏡は右に謂ゆる八咫鏡の
御事なるが、此と其と事の打合へるを以て、此時に大己貴神の奉らせ給へるなむ、此三種なりけると照し觀すて曉る可
き者なりかし、（彼天神御子に授奉らせ給へる天璽は申すも更なり、右は右の三種を以て禮質と爲る事にて、景行天皇
十二年御紀に神夏磯媛が其徒衆を帥て歸順ふ所に、則拔二磯津山賢木一以、上枝挂二八握劔一、中枝挂二八咫鏡一、下枝挂二八
尺瓊一と見え、仲哀天皇八年御紀に、岡縣主祖熊鰐、聞二天皇車駕一、豫拔二取百枝賢木一、以立二九尋船之舳一、而、上枝掛二
白銅鏡一、中枝掛二十握劔一、下枝掛二八尺瓊一と云ひ、次に又筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞二天皇之行一、拔二取五百枝賢木一、
立二于船之舳艫一、上枝掛二八尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握劔一と有て、其奏詞に、天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙御
宇、且如二白銅鏡一、以分明看二行山川海原一、乃提二是十握劔一、平二天下一矣と見えたる、即上代の風儀なり）若て其に今
我當二於百不足之八十隈一、將二隱去一矣、吾能逸隱と有るを、大倭神宮注進狀に引るには、今我當二於百不足之八十隈一

時に奏て、古史、御封は凡そ八十餘國の前にぞ有りけるに又た所見たるは、當昔然る古來の有るを以て引ける事なる可くして、大臣等の御門が如く行へたるは、名前八百丹杵築宮に坐す大國主の隱れまさむ事の大方[illegible]に依て、名前は[illegible]御心を[illegible]らむ時は、[illegible]に隱るゝ[illegible]に注るが如し、[illegible]の事は[illegible]に[illegible]の大[illegible]大八島國[illegible]

[illegible]まゐて[illegible]をさむべき[illegible]へたりて、[illegible]に[illegible]大八島國[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]大[illegible]國[illegible]、[illegible]八百丹杵築

[illegible]て、右の八十國に[illegible]るぞ、[illegible]に[illegible]りませるにて、[illegible]へるにも[illegible]の

御所在に[illegible]りける、[illegible]に[illegible]て、[illegible]々に[illegible]して、[illegible]に[illegible]

へりと申すにて、[illegible]の[illegible]えさせ給はず[illegible]かし　[illegible]の[illegible]へるにも非らず、

[illegible]しゝなどには本よりして[illegible]、[illegible]國に[illegible]して[illegible]しゝ[illegible]

十二に注しつれるを、猶此に大神の八百[illegible]に[illegible]するに[illegible]下に注す可きを、此には[illegible]を

國に云へるのみなり、(其の[illegible]に[illegible]せざれども、人[illegible]に[illegible]なるが故に、[illegible]に如

此く云へるなり、[illegible]とぞ)[illegible]の[illegible]に大[illegible]の[illegible]なら[illegible]べからず、大[illegible]に引る

には[illegible]見えたり、[illegible]時は、[illegible]に[illegible]と有り、[illegible]へるな

り、其時國作よりに[illegible]八に[illegible]如し、○所[illegible]たり、此御事を注

進状に以ニ皇矛ヲ一衝レ杖ニと見えたれば、古は矛をば御杖の如くして其矛かき給へるなりけり、神功皇后元年御紀に即以ニ皇后所レ杖矛ヲ一、樹ニ於新羅王門ニ一、為ニ後葉之印ニ一、故其矛今猶樹ニ于新羅王之門一也と有て、其矛を杖ぶかせ御杖となしける例なり、然して倭国の国中之柱の下に注せるが如く、私記に古説云、天御柱ト謂ヘ矛、経ニ于倭国ノ中島一耳、即以ニ其矛ヲ一衝ニ立此島ニ一為ニ国柱一也、即其矛化為ニ小山一也と見えたるに、出雲風土記国引文に、今者国引訖詔而、意宇杜爾御杖衝立而意恵ト詔、故云ニ意宇ト一と有て、細書に所レ謂意宇杜者郡家東北辺田中在レ塾（ヤマ）是也、圍八歩許、其上有レ木、以茂と有も御矛を衝立る国なるが、此には御杖と有り、但其物名は異れるは矛は古許、杖は都恵にて別なれども、其物全く状の同じきに依て杖とも云ふにこそ有りけれ、其物の等しからざる事木より云ふまでもなき事なり、古事記日代宮段に、衝ニ御杖ヲ一稍歩、故号ニ其地ヲ一謂ニ杖衝坂ト一也、萬葉三（四十六丁）に、杖策毛、不衝毛吾者、十三（廿七丁）に、杖衝毛、不衝毛吾者、行目友などは、杖に衝と云ふなり、（凡て附と云ひ盡と云ひ突と云ひ着と云ひ筆と云ひ吐と云ふなど、何れも物に行當る意なれば、矛杖などに云ふも土に著くるを云ふにて同じきなり）○衝矛と云ふは、其矛の[illegible]なる可し、古語拾遺には此に仍以ニ平国矛一と有て衝字無し、但此は先づ上代に八尋矛と云ふ物有る、此より説明む可きなり、出雲風土記島根郡生馬郷條に神魂命御子八尋鉾長依日子命と申す神名有り、此は八尋鉾は長大にして長依と云はむ料なるが、萬葉二（四十丁）に、奈用竹乃、騰遠依子等者、三（四十五丁）に、名湯竹乃、十遠依子とあるに等しく、竹にての稍の長さは末は撓み寄る物なるを思ひ合す可し、又古事記日代宮段倭建命に言向せしめ給ふ所に、給ニ比々羅木之八尋矛ヲ一と有り、此御事を倭姫命世記に纒向日代宮御宇、日本健尊比々羅木乃其八尋鉾根ヲ一て平ニ撥ニ皇太

皇宮一座、御倭姫命宮坐、以鋪根造、例式等具上、皇大神乃御財比等、八尋桙殿(同方尋殿是也)纔供奉、皇大神御殿造奉土左奉仕、と所見たれ、儀式帳に延功比枝穢沢の御祭に下らず御在し度する時の事記に、比々良木八尋桙根木不陸國ト見えたり、右等の事共を延喜式に得廿七(三十九丁)に、嘉祥二年に六年二年正月廿日朔丙子、遣宮職杜谷樹八尋桙、(禰宜比々良木之)同月丁卯、従七位下某某某麻呂、獻杜谷樹八尋桙根、遣使者奉幣于伊勢太神宮と見えたり、猶上代の事は書に有る物のみにて、杜谷木の根なるも有りし、此比々羅木の事も然なり、若し桙の有ては其桙の比々羅木なるべけれは、桙の事の名を今の名に負ふべき由無きを思へ、續紀十八に梓削と云ふ工も見えたり、此も柄を削る者ならは梓削とこそ云ふべけれ、柄と云はで梓削と云へるは木の梓なればなり、又古書共に桙ノ字を多く木偏に作へて桙と書けるも木をもて作りし故と思はる、桙ノ字には古辞書の義は無し、古辞書には此方にて用ふる字なり、漢國にても桙殳など云ふは刃は無くして木以て作れる物なり、然れば古の木杖は今世に棒と云ふ物の類なりけむ、但桙殳の有るも木の限なるも種々有りつと思しくて、属杖など云ふ名も見えたり、近世に夜遊と云ふ物も同事なり、八尋とに其長き由なり(頭注)と云はれたり、其木梓の事は傳十七に注るが如く、舒明天皇前御紀に謂ゆる黄牙此云伊何之保虚と有は、比々羅木と云ふ事にて、其も今世の柊なる事其葉の有りて木末を傾けざる物と有るを以て知るべく、又葉邊に本に本は金鉾、末は木鉾と云ふ事などの有るを以て証す可きなり、右の如く比々羅木と云ふは其杜谷樹を以て造れる木矛なる事云ふも更なるが、此の属杖は本より金鉾なる事次に注せるを見て知る可し、(右の播磨風土記に謂ゆる比々良木八尋桙根底不附國と云ふは、金鉾はしも杖の如く有く物なるに、八尋桙は属杖と同じく木桙なりければ、中執持て本

末を傾けざる謂なるが如くして、鐏などを挿ぐるが如く持つ事なる故に底不附と云ふ證語に置ける物なり、是柱は樹以て作成せる梓なる證なり）借廣矛をば尋矛なりと云ふは、傳十七、廿一及び上に注るが如く、上代の事物器械其に其身の度を以て造る事なりしにて、八咫鏡の八咫は彌咫にて、私記に一手之廣四寸、兩手相加正是八寸也と有が如くなる可く、八尺瓊と云ふは身丈を一丈に取て其を十に割たるを一尺と云へるを、八尺に續けたる瓊の謂なる可く、八握劍九握劍十握劍と云ふ握は、四指を横たへて掴む量にて、其を重ねて八掬み九掬み十掬みにて身の長さを云へる者なり、此を以て大己貴神の御長に比べ作らせ給へる一尋矛ならむとは思成し奉るなり、借矛にても彼にても其身の長に則りて造る物なるが故に、丈尺の一丈も此に起れるが故に、萬葉十三（三十四丁）に、杖不足、八尺之嘆なども詠る事なり、又彼八洲起元章第一ノ一書に謂ゆる化作八尋之殿と申すなども、上古の屋は其家長の身を量りて建てさせ給ふ例にて、此も彌尋にて大御身の尋を以て定めさせ給へる大殿なり、然して又化竪天柱と有る其天柱は、傳五に注せる如く陰陽本紀に、則以天瓊矛指立於磤馭盧島之上、以爲國中之天柱也と有て、私記の古説も右に同じきを、其八尋之殿の天柱即天瓊矛なる時は其も御鋒刄の着たる八尋矛なりしなりけり、此御柱の御事を心御柱とも齋柱とも天御柱とも天御量柱などとも云ふ御量は、大御身の度を以て幾尋と量り立つる古法と所見たりければ、八尋之殿には八尋之柱を建てさせ給ふ可き御事なり、然れば此二柱神の住ませ給ひ御在し坐すのみの宮にし在りければ、高廣其に八尋にて二尋なる謂と見えたり、此を以て見れば二柱御祖神の杖せ給へりしは二尋有る矛、此に大己貴神の杖せ給へりしは一尋有る矛なりし御事此を以て知らる、然れば上代の矛の制は御身の長を量りて用ひさせ給へりし故に、此

を一ヒトツとして凡ての物を量る時にも用ひさせ給へりしが、柱と爲ても諸物を量る器の如く高を此に指定ふ事なりし故に同じ柱と云ふ稱は有るなりけり、（但此の八尋矛は一尋の矛なりし故に柱に用ふる限には非ざるを、今は衡天柱の譯事に從て云へるなり、因云、神代紀に右の比々羅木之八尋矛は、記傳の説の如き鋒刃無き木矛なりしなる可し、然るに此矛の稍も其本を用ひたりし者ならむが、其は今世俗に用ふる算盤の杖に限りて杜谷を用ふるは、其は前説の如く身を以て造作れる物なるが、其矛出來りては矛を以て物を量る事なりし名殘有て、數量を量る時にも其本を用ふる事ならむと云るは實に然る言なり）○授二一神一日は、注進狀には獻二皇孫一日と有り、其如くにて古には天神御子に獻らせ給ふなれども、經津主神武甕槌神より傳進らせ給ふ故に、此には授二一神一日と有て共に一の傳なりしなる可し、（舊は、此書なり、其を太平に作るは誤なり、○有二治功一の治功を、諸本及天神本紀なる共に治功と有るを、を、今釋文及古語拾遺に同文有には、勲功治功と調り、例を推ふるに垂仁天皇五年紀に天皇美二八綱田功一、於レ是天皇美一、成二其功一曰、是主所レ謀適遇其時也、（中略）欲二見志一者適遇、是時不レ得三以成レ功乎と言る成レ事、又成レ功、に據るに、許曾貴登宜を那布と訓べき所なるが、又許曾貴那布とも訓て違はざる所なり、然るは勲功者有己を、於是皇后詔之曰、朕內欲レ求二許圖一、若有レ成レ事者阿魚式鉤云々と見え、又其下に因以詔二群臣一曰、是、國之安危、成敗必在二於斯一、今有二所レ征伐一以レ事付二群臣一、若事不レ成者罪有二于群臣一、群臣共有アラムイサヲ功、事不コトズ就ナラ者、有レ罪と有る成事は、許と那須なり、事就は許と那留なり、此二共に成事の字を一には事を成遂ぐる方に用ゐ、一には事の成就ふ義に訓ふ、共に其成功を云へるにて、此の治功も亦こそは然なりけれ、許

る義も一なりければ、猶本の任に許登那世流許登とぞ訓べきなる、(同じ言ながら萬葉四卷十七丁に、彼呂呂爾、人之吾乎事將成、七卷三十丁に、上取吾者、事將成鴨、又三十一丁に、引者吾人之、吾乎言將成、又三十七丁に、會時人之、吾乎言將成、十四卷十九丁に、安良米比可多氐、安乎許登奈須奈、など有る事は借字にて言なり、凶言を成すにて俗より咎を得るを云ふ、然れば此の治功の訓には協ふべからず)故此治功は此大神の御功を後に成給さず開き坐しける御事を申させ給へるにて、崇神紀四年に是以伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷と有る神功にて、之には天日神神功既至矣、德亦大矣、と有る功德是なり、即ち其神功と云は之に云る如く修理固成の大業を申せるなり、而して此に吾以此矛、卒有治功、と申させ給へるは、大倭神社注進狀に、傳聞八千戈神者、大己貴命、以此矛平國、平豐葦原中國之邪鬼、因號大己貴命、號曰八千戈神、と有て、即傳廿七に注るが如く大神の御世に成此矛の威德に依て荒振る邪鬼を追攘はせ給へる御事の、實に八千々の戈を佩かせ御在し坐して、其向はせ給ふ所悉くに擁伏させ給はざる所なき御在し坐さざりしかば、其平國坐し、時の御名を稱へて八千戈神とは稱奉れるなり、然して上文第六ノ一書に自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎と宣へる計に功成し坐せれば、其御事を含ませられて吾以此矛卒有治功と申して、實には此大神御子此矛を以て荒振神等を攝伏させ御在し坐して、功成し御在し坐して國土を治めさせ給ふ可き由を此神に傳へ奉させ給へるにぞ有ける、是即道饗祭の祝元なる事傳八及び上に委しく注せるが如し、(然るに舊事紀に、平國矛乃可寄之矣、此天世、以此矛卒有治

治功、此一句、王法成立之本也、人各以ニ此智子一而不ㇾ知ㇾ用ㇾ之之耳、若能用ニ之於天下一、則萬物得ニ其所一、而無爲之化可ㇾ致焉、故曰、天孫用ニ此矛一治ㇾ國、必當ニ平安一と注させ給へれども、然る比喩の意には非ざるなり、天孫注進狀に引ふには皇孫に作れり　○用ニ此矛一とは、此廣矛を用ひさせ給はむ時には聞え奉らせ給へるなり、古事記に須佐之男大神の大穴牟遲神に詔ひて、其汝所ㇾ持之生大刀弓矢以而、汝庶兄弟者追ニ伏坂之御尾一、亦追ニ撥河之瀨一而、意禮爲ニ大國主神一、亦爲ニ宇都志國玉神一而云々と詔給へる事の御在し坐すは、其生大刀生弓矢を賜ふに就て其用を教へ聞えさせ給へる也、此も大己貴神の廣矛を杖步かせ御在し坐して、葦原中國の邪鬼を撥平させ御在し坐して、八千矛神とも御名に負せるが如く功成し給へるが如く、天神御子にも先づ此矛を用て不順はぬ荒振神等を事向させ御在し坐すを專務と爲させ御在し坐して、國土人民を治めさせ給ふ可き由を聞え奉らせ給へるなり、此に大己貴神の隱れ給へる後に、於是二神誅ニ諸不順鬼神等一と云は、世は已に顯世と成れる上は、二神の諸不順鬼神等を誅なはせ給へるも天神御子の御子に代りて其廣矛を以て國土を平げさせ給へるにぞ有ける、(仲哀天皇八年御紀伊覩縣主祖五十迹手が鏡劍を奉りて啓申せる中に、乃提ニ十握劍一平ニ天下一矣と有る提も、此の用と同じきか、其平ニ天下一と云は劍を用ひさせ給ふ可き用を云へり)　○治ㇾ國者は、國袁々佐米給波婆と訓り、古語拾遺古本の訓には國袁斯良佐婆と有るに從ふ可し、萬葉二(廿八丁)に、高光、我日皇子乃、萬代爾、國所知麻之、島宮婆母、十九(四十二丁)に、青丹吉、奈良能京師爾、萬代爾、國所知等、又(四十四丁)に天爾波知、五百都綱波布、萬代爾、國所知等、五百都都奈波布、などと有るは此に能く合へり、但此治國と云ふはなほ後の事には非ずなむ有ける、然るは八洲起元章第一ノ一書に、天神詔ニ

伊弉諾尊伊弉冉尊ニ曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜ニ汝往脩一レ之と有るは、四神出生章に謂ゆる君ニ臨宇宙一、又其第一ノ一書に汝治ニ此國一、第六ノ一書に可ニ以治ニ天下一也と有るなどに同じく文にて、右の循も治も皆良須と訓む言なり、然るに古事記には於是天神諸命以詔ニ伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一、修ニ理固ニ成是多陀用幣流之國一、賜ニ天沼矛一而言依賜ひと所見て、右の循の一言を修理固成と詳別させ給へり、其修は利用厚生の事に係りて神事に對ひたる顯事是なり、理は仁義忠孝の事に係りて幽事に對ひたる神事是なり、固は固く執り成に成は務むる謂にて、掛まくも畏き天神御子の天下に君臨して食國所知食す大御業を始奉りて、凡天下國土に生とし活る人皆の身上に於て、一日片時も離る可からざる大道是にて、天神より天瓊矛を賜ひて二柱御祖神に事依し授け奉らせ御在し坐ける御言ぞ、上世代より直授を傳らせ給ひて天神御子に現事顯事を事避り仕奉らせ給へるも同一致の如くなむ有ける、委しくは傳册に注す可し、此は甚々妙に奇しき深き理の御在し坐す御事とこそ甚可畏く思成し奉らるゝ事なりけれ、(然れば此を以て右に有ニ治國一と申させ給へるも其平國の御事のみに限らず、其神の現人神と御在し坐して天下を經營らせ御在し坐して、國土の現事顯事を所知食し御在し坐しける其御成功を申し奉る御事なるを知るべし)(必當ニ平安一は、私記に當ニ平安一を本比良介久牟と有り、金澤本も右に同じきを、宮本以下拾遺の古本等に至るまで佐伎久麻斯麻佐牟と訓み、傳書に注るが如く寶鏡開始章第二ノ一書に、可ニ平安一を佐伎久麻斯麻世とも訓る例有れば宮本の訓に從ひつ、此第二ノ一書には當與壤に對へて當無窮と有を以て其長壽の義を思分くべき也、借此矛の言を奉らせ給へるは、此矛を用て國を治めさせ給へらむには必幸く御在し坐すべき由を勝へ奉らせ御在し坐ける御事申すも更なるが、此度奉に御璽を託奉ら

せ給ひて自ら天皇と申さず御座しましきと也、大倭國栗栖郡に、此子天上吉野に天皇大宮の内、其…八千矛神を崇祭ると見えて、宮城の内に祭祀をせ御座しませる由なるは、此時に二神の事並て大上に複合まし給ひける時には御二神の神祭に手ら奉給へりけむを、天皇御子の天降らせ御座しましける時の天皇に勘へて見はせたりと見ゆ、古語拾遺に右の御子の事を云て、下に御以八咫鏡及草薙劍二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽、所謂神璽劍鏡是也）と正田に有るに、八坂瓊之五百箇御統を捧て二柱の神と同る(?)は齋部氏の私説なるが、其は于今日の云ふ古語の有りけるに依て、ことさら其を心得て私に補へるかと見ゆ、右に予言(?)と云ふは是も古事の正説の遊(?)給へりし神璽之ゆえ、傳二ノ一首に謂ゆる鏡と劍を八咫鏡と有るまで二つにて、此は天璽と代別なるが故に予言自候と云分てる事なりつらむ其傳に依りつる皆になる可し、然るに崇神天皇六年紀に、先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內」と見えたる、此神の霊になさる事より移りしなり(中略)以て八尺瓊勾玉と有る事と、此に謂ゆる八千矛の神の御子との二つある事合せ考へて知る可きなり、然して其社は大国魂神に祭して、日吉(?)二座は八千矛の神御魂の二柱にて復らせ給へるか、猶より二神の御靈を一に御在しまし、同年今世に移ふるまでにも在すざる可し、其御世の御事の説を…にて祭る八千矛神の大后(?)二十年二本神とも申しまる由は、彼社八にまして(?)なれば今其月十三日なるに、右の皇子は本社に御在しませる由なり、然るに中右記に承久六年六月云々、是大和國大和社、去二月九日戌刻有火、寶殿已下并神寶悉燒亡也と有るは不審しき事なり、燒亡せ給ふからざらむには其をも記す可

きに、然らざるには御正體の御箱などたりけむを字の脫たりけるにこそ、偖今下總國香取神宮の舊殿に此匣子の正しく御在し坐すなるは其後の僞世に私に迎へ奉れるにや、予去年嘗元年六月に詣で奉りて神主に聞くに、三匣の御體を一に籠て納め奉る御箱有るを、中に玉を納め奉れる由云傳ふと云へり、御藏神の御體は其中に御在し坐も有べけれども、御箱の狀を聞くに匣子などの納まらせ給ふとは思めかしからざりければ、甚悲しくて涙は湧さへぞ止まらざりけるを、假令何たる由にて納奉りたるにも在れ、香取神宮に御在し坐せらむには本より此經津主神に授けさせ給へりし所由も有れば、我大君の同じ食國の中に御在し坐だに殆給へらむには斯計の幸は非じかしと、嘗に貴く尊く思ひ直して止める事にて有き、（又後に石上神宮に御在し坐す布都の御魂にしも今鹿島神宮に御在し坐す由なるを、其と此と同じ狀なる可し、予一度思へらく、大和社の廣矛石上社の布都共に天尊御子の御守として今に神在し坐すべき御事なるに、如此く香取鹿島の兩神宮に鎮まらせ御在し坐す御事と成りぬるは、天照神とも聞えさせ御在し坐しける大御稜威の然なむ衰へさせ御在し坐して、鎌倉以來武臣に世を奪はれさせ給へる者の如く成らせ御在し坐せる事なるにこそと思ひしは甚小き心なりけり、後世に至て外寇の中に尤も大たる者は東荒夷に在て、此八九年以來其賊の寇に東陲の國々の危き事少緣ならざるを見て、神代に香取鹿島兩大神の此東國に神鎮を留めさせ給へりし御意の今日に徴有を以て見れば、其御力を合せさせ給ひて、其御孫尊の大御食國を寸尺も犯さしめ給ふまじき御守の爲に、其の御心として御在し坐したるにも有べし。左右に神の御心計り世に測り難き者は非ずてなむ）○百不足は舊く、私記に云百不足須と有り、此を古事記には百不足と有て之ノ字無し、私記に百不足音欲以上八十之度音也と言亦同し、即十足

百足千足百千足ラズ、何の滿足へる意に云ふとは其反なりと知るべし、仁德天皇三十年御紀の天皇御歌に、さゝら隈作
陽茂等能紀等に有れも、卽に百不足也、欲しむ八十之隈手也と見えたり、萬葉三（四十七丁）に、百不足、八十隅
坂手、十六（十三丁）に、百不足、八十乃衢に有を、舊解等に百に足らぬ八十と續くのみにて、三（四十六丁）に、百
傳、村余良、七（四十丁）に、百傳、八十之島廻乎、九（十三丁）に、百傳之、八十之島廻乎など云に似たる語なり
（細目）と云れき、又一（廿二丁）に、百不足、五十日太爾作、十三（二丁）に、百不足、三十槻枝丹、又十五丁に、
百不足、山田道乎と有て、五十とも三十とも八とも續けたり、殊に三十槻は五十槻を誤れる由に云れたるは然る事
たからし、元暦本に三十を卅と作れば古く誤れるか、本より並べる數を云ふか、何れにしても古より以下の事には
百不足黄御と續け云べき語の狀なり、（十足は上に注せる古事記の登陀流て、曲實玉は紀に十足と作る是なり、百足は
共門石宿禰か歌に、モゝ陀流、紀に毛々陀流と見え、千足は神武天皇三十一年御紀に、細戈千足國の類有り、百千足
は履中天皇六年御紀大御歌に、茂々智陀流、夜碁波比能狀は坐給へる事なり、此詞を以て百不足と云は音數にて
すと云ふ意なるを思ふ可し）○八十隈は、下に隈此云矩磨と注され、私記には也會久萬と有り、古事記には八
十坰手に隱侍り、神代紀書第四ノ一書に遠隈は至る境を八重之隈と有など此に同じ、記傳十四（四十三丁）
に、隈は道の曲り目を云て、字は道の假字と爲て訓は非なり、傳の假字なり、然して手は道なり、萬葉に多く道之隈手と詠ると
道之長乳齒神と申す御名とを合せて隈手は隈道なる事を知り、又坰手も隈道なる事を悟る可し、萬葉一（廿九丁）に
川隈之、八十阿不落、二（十九丁）に、此道之、八十隈每、十三（七丁）に、道前、八十阿每など見ゆ、又三（四十

七丁）に、百不足、八十隅坂爾、手向爲者、過去人爾、蓋相牟鴨と有る隈路の謂なりと師は云れし、信に然ぞ有らむ（取要）と云れたり、但隅坂は字の任に久麻佐加と訓べし、其二十（廿六丁）に、作日之隈回乎と有る隈回は久麻回と訓む所なるを思ふ可し、又二十（廿二丁）に、毛母久麻能、美知波紀爾志乎、麻多佐良爾、夜蘇志麻須疑提、和加禮加由可牟と有る百隈も、八十隈と同じくして、道の隈を多く経る間を云へり、信其久麻の言は傳昔一に注せるが如く隠りかなる由なるが、須磨道を云ふ時は隈道にて、又其一（十三丁）に、山隈、伊隠萬代、道隈、伊積流萬代爾、又（十五丁）隈毛不落、思乍叙來、其山道乎、二（十五丁）に、道及武、道之阿回爾、標結吾勢、十五（廿八丁）に、玉梓乃、道乃久麻尾爾、六（十八丁）に、許枝乃多武流、浦乃隈、往隈、嶋乃埼々、隈毛不置、憶曾吾來など有て、道の曲れる所を云へれば、八十隈道を八十道隈と心得てむに僻事ならじかし、借上に注せる古事記に唯僕住所者云々而治賜者とあるは、其住所を乞求めさせ給ふ所なり、然るに其宮に住み給ふ可き神を申させ給はずして、僕者於百不足八十坰手隠而侍と申し給へる續きを以て思ふに、此は其下に造天之御舍と有る宮に潜まり鎮らせ給ふ旨を申させ給へるなりけり、八十隈有る道を経行く時は其形の見えず成行くが如くに、現身を隠して其大日隅宮に籠り侍らはせ給はむと云ふ事なるを、若し然らずと爲ば其乞求めさせ給へる宮を除きて、別なる所に隠り侍はらむと申させ給ふ可き謂れ無き事と知るべし、（記伝に、八十坰手は八十と多くの隈々を経行て甚遠き處と云るにて、其心ざし給ふ處は黄泉國なり云々、言代主神の海底に隠れ給ふも其とは云はざれども、同じく黄泉國に隠れ給ふ者なり」と云はれしは、上より此に續きたる意を深くも考へられずして、別なる境に御在し坐しぬる者と思ひ成されたりし誤なり、釋に百不足

之八十隈者、猶云曲處、大己貴神謙去之辭也、今之所謂之隈者とは、甚々先見有る意なる者なり）信此百不足之八十隈を天日隅宮に隠れ籠らせ御在し坐す御事たるが、其現身を顯はし給はざる御事は、八十隈に隠れきせ給へるに無しこそありふ然る意の性なるに就て又思ひ寄れらくは、古語拾遺に云く、[illegible]始て言寄し給ふ言に、故自於出雲ノ拝於大己貴神、遂上之時、於河之中、作高橋浮橋、亦出雲ニ國造之祖、名建比良鳥命、[illegible]由ニ而立ニ於河下ニ、[illegible]大刀[illegible]之時、其御子[illegible]、[illegible]河下ニ[illegible]由ニ者、是[illegible]由、[illegible]色許男大神[illegible]之者大姫[illegible]田賜也、[illegible]、[illegible]（中略）[illegible]使、と見えたる文を讀下して考ふるに、拝出大神とは[illegible]大神なり、[illegible]旨とは、其神は其國に鎮在し坐すなどの御事なるに、出雲の[illegible]へるは、此出雲大社の神を[illegible]御在し坐して、此に[illegible]とは申さず者へるなり、然る時は石[illegible]宮と申すは其神宮の御事なるにて[illegible]して[illegible]なり、然して[illegible]と見えたるが、彼の八十隈の如く大宮の御身を隠しして御在し坐す、又と同じ御事を[illegible]遠く曲々たる隈に入坐せる如く、其故に[illegible]作り給ふべからざる言になりけり、然して宮[illegible]宮と申す事にて、此宮に[illegible]る天日隅宮と申し奉ふ意味にはあらずなむ所見たりける、於其言は別なりたから、百不足之八十隈と云ふ[illegible]に其御身を隠らし給へる状を云に一言にしければ、相照らして其意を見す可き皆なるぞかし。（[illegible]一十に、[illegible]人の[illegible]に[illegible]の事なりと云て、[illegible]などの[illegible]にも[illegible]と云へど[illegible]しと云て、內山[illegible]が[illegible]に[illegible]る[illegible]猿郷、[illegible]八里、[illegible]子[illegible]比[illegible]合[illegible]、[illegible]時[illegible]天下[illegible]時、[illegible]

石、其上甚滑也、即詔ニ滑磐石哉ニ故云ニ南佐一と有る、此事實佐神社ならむと云へるに依られたるは甚じき誤なり、其滑磐石は今も小川の水底に在て、實に石坪と云ふ物も有れども、石隈と云ふべき状に非ず、且石刺之に八十隈などの謂なるを未考へ及ばれざりしたり）○前ニ隠去ニ矣、私記に加久禮萬加禮奴と見え、今釋本にはカクレマカリヌと有に當れる所にて、神代記と訓みたれど、今は古本に從ひて加久理麻加利弖と訓むべし、即上に注せる古事記に隠而侍と有に當れる所にて、古事記に八百丹杵築宮ニ鎮坐ますと見えたる、其宮に現身を隠して侍居りて、神事を所知食し御在し坐さむとの御事にて、此は其天日隅宮の内に鎮らせ御在し坐さむ事を申させ給へるなる事、古事記には此大神の御身の御造の事を乞求め給ひせ給ひて、其々の如く治め賜はゞ我は八十坰手に隠るゝ如く隠り侍らせ給はむとにて、其宮殿甚高く造らるを、此には其造宮の御事を略かれたる故に、其を後に述ばせ給ふ物の如く見ゆれば、後の記と第二ノ一書とを併せて考へき所なるなり、先づ推古天皇二十年御紀歌に、夜須美斯志、和我於朋耆彌能、訶久理摩須、阿摩能椰蘇河礙と有は、吾見知し我大君の隠坐す天之八十蔭にて、其御殿の中に住ませ御在し坐す御事を隠坐とは申せるなり、祈年出日神祭詞に、皇御孫命ノ瑞御舍、今仕奉ブ天御蔭日御蔭ト隠坐シ、四方國ヲ安國ト平ケク知食ス故、大殿祭詞に皇御孫之命乃天之御蔭日之御蔭ト隠坐テ、安國ト平ケク所知食スと見えたるも合に同じ、後世に隠とは御殿の蔭に隠はれて其内に坐すを云へり、人に見えじと隠るゝには非ず、中昔までも、前に依り田舎の高を今日付けど、名には隠れぬ物にぞ有ける、我門に千歳有る蔭を植ゑつれば、夏冬誰か隠れざる可き、などぞある、皆其蔭に隠はるゝ由なりと、有るが如し、（私記の訓は隠れ罷去むと云ふ事なれども、此は其天日隅宮に隠り坐らせ御在し坐す御事をこそは云へるなりけれ、別

處に移らせ給ふ御事を申させ給へるならざれば當らず、又古事記の文に穢れ往むと云ふも其と同じ、凡て此亞書には其黄泉の事を依略かれたりし故に、一書にさへ至然る傳は無かりける）○又古史傳、古語拾遺には離縁と書して云々と書たれど、其は古言間氏と謂べし、即大己貴神の此神上を請けまりて、天津御子に顕事を令レ治奉り、己命は天日隅宮に隠身を隠して鎮まり給ひ、幽事國事を治せ給はむと言ふ時にて、實に幽と顕との界此に始て分るゝ隠なるが故に、其天神御子の御行に聞え奉らせ給ふ可き限の御事をば迎も無く申し置き給ひ辭りぬる由なり、○逢瀬には、第二ノ一書に即躬披瑞之八坂瓊而長隠者矣と有るに當れる所なり、即比前迎久理麻志佐と謂べし、即天日隅宮に入らせ御在しませる、此より其顕御身を隠れさせ給へる御事なり、偖中古よりは斯る所を迎久禮と云ふぞ、古言には迦久禮と云ぞ當たりける、古事記沼河比賣の歌に阿遠夜麻爾、比賀迦久良婆、顕宗天皇二年紀に阿豆用利□、□野比我俱利底、推古天皇二十年紀に訶句理摩須、阿摩能夜蘇訶礙、萬葉五（十六丁）に、波流佐禮婆、許奴禮我久利弖、十四（九丁）に、□□□□、□□可久里能、十五（九丁）に、宇奈原乎、夜蘇之麻我久里、又（十二丁）由布佐禮波、久毛爲可久里奴、十七（四十五丁）に、久母我久理、可氣理伊爾禰奈、又二（廿丁）に、□情、麻比來者と有るは、迦久禮を延へたるなり、又（廿八丁）夜渡月之、隱良久惜毛と有に、迦久流を延べたるなり、十五（六丁）に、安麻乎等女等我、□□我久禮見由、又其（廿五丁）に、□都良□□□□、之麻我久禮伎奴と有る、此一は中古よりの格なれば、若く□□□に利を表れるにや、偕右に云ふ古事記之八十隈手と、宣へる隈と此の隱と合せ見て大に得る事なむ有べき、其は高宮一（十三丁）に、山隈、催国時代、道隈、催造萬代隈、六（十八丁）に、伎世□、高方隈々、隈毛不落、隈會

吾來、又古今律書に、思ふてふ人の心の隈毎に、立隱れつゝ見る由もがなと見え、湖傳廿一に引る源氏帚木(三十六丁)に、然る可き隈には能くこそ隱れ行き給ふなれ、紅葉賀(廿一丁)に、如何なる物の隈にや隱れ行きて、明石(十一丁)に、彼浦に靜やかに隱らふ可き隈侍りなむやと宣ふ、匂宮(十丁)に、打忍び立寄らむも物の隈ゝ昔き彷彿(ホノカ)の隈れあるまじきに、橋姫(十九丁)に、少し立隱れて聞くべき物の隈有りや、總角(三十五丁)に、指籠り隱ろへ給ふ可き物の隈だに無き御住ひなれば云々と有が如く、隈と云ふは顯ならぬ所を云ひ、隱と云は其身を潜むるを云て、共に體用の如く相離つまじき語共なるに心を得て此の文の照應をも徴し見る可くなむ有ける、(此を以て御紀の謂に遂隱を都比爾麻加理麻斯奴と訓み、古語拾遺に都比爾佐理麻斯奴など訓るは共に誤れる者たる事を知るべきなり、右の如く此は天日隅宮に鎭らせ給へる御事なるを、口訣に八十隈ハ道路之曲角、言就遂隱不ㇾ見ニ身體一也と注し、纂疏に隱去者隱レ形息レ化之謂と宣ひ、鈴屋翁の黄泉國に往坐しゝ者の如く謂れたるは、共に安しからざる者なり)備大使中社注進狀に引るには、此を言訖即躬被ニ瑞之八坂瓊ニ而、長隱ニ常世郷ニ矣と見えたるは、然る古本の有を取れる者にて是愛たき傳なり、其披ニ瑞八坂瓊ニの說は右に注せるが如し、然して隱ニ常世郷ニ矣と云は幽に入らせ御在し坐しける傳なる者なり、紀伊國伊都郡丹生津比女神社、延應六年官符に恩ニ垂跡ニ者乾道七世の風子、爲ニ八荒鎭守ニ武導、是以ニ地神第三代天津彥々火瓊々杵尊ニ始祖ニ丹生關國ニ分、稱ニ常世宮ニと有るも、其神社を指して常世宮と稱せるなり、然る時は右に隱ニ常世郷ニ矣と云も、天日隅宮に大神の鎭り御在し坐す御事を申せるなりけり、然る時は常世と云ふは顯世に對へて幽冥(カクレヨ)を云へる古名なりと聞ゆ、備常世郷と云ふは常夜の義にて人の目に見えぬ境を云事にて、傳廿七

に注するが如く、古に外國の京國を云ふも、其遠く行至るまじき絶遠き所なるを以て常夜の國に云へるなり、垂仁天皇[illegible]に[illegible]と有るは、[illegible]して往在します常世方は目にも見ゆる[illegible]に常世國とは云ひ給へるなり、又[illegible]に河内國大縣郡[illegible]神社にて、[illegible]常世國と云ふなり、然して又二十二年[illegible]に入て[illegible]出、[illegible]と有るは、[illegible]常世國とも云へるなるが、皆に准らへて此國よに在りと有らゆる皆の國に見ゆるにて、[illegible]常世國なるが如き事を常世とは云へるなり、皆るに顯世には人の死生など種々の事共有るを、其常在なる[illegible]の御上には其然など云ふ事の御在しまさずして常になる者にし在りければ、總じて常世とは云へるにて、其本を云ふ時は常夜の言に出たる事にぞ有るなり、此に[illegible]と有るも、上に注する古事記の文に[illegible]と有る時は、大穴持命に[illegible]せ給ひ、天日隅宮に隱れ坐り御在し坐して、幽事を治知しめし坐す[illegible]なるが、此大神の御子を[illegible]べからず成りぬる由を以て、常世郷に隱れ御在し坐す由に申せるにこそ有りけれ、[illegible]此に[illegible]給へる上に、[illegible]常世郷とは云ふぞ遠くたる所には有りける、然れば[illegible]幽河は[illegible]在れ、[illegible]在す所在は[illegible]と心得てむこむ事の正實を知ると云ふ者には有るべき、（然るを[illegible]とは云ふ字に[illegible]しく古べき古に知らざるが故に、[illegible]古言を引附けて[illegible]など、同じ事にては有れども、然も有らぬ者には[illegible]へ云はずしては相應はざるが如し、其は心の[illegible]しとやいひてまし、又[illegible]れたるも正しく當らざるなり）然して同じ大神御子の統御し御在し坐す幽國の内なりとは雖も、國土八島の本國にしも、人皆と成ても此方より往來ふ事は稀

にして唯其のみぞ往來はし御在し坐ける、所以に韓境を常世郷と云へる其名を直に用ひ來れる言にぞ有べかるらし、俗傳廿四、廿七に注せるが如く、大倭注進狀に韓神者大已貴命少彥名命也と有り、其下に釋記曰、昔造二葦原中國一之、共往二東海一今ニ爲レ濟レ民更亦來歸因、以謂二韓神一云二韓神一歟、古語外國云レ韓也と見えたる、此釋記と云ふは神祇官の記なる可きが、其事に文德天皇實錄齊衡三年條に謂ゆる、常陸國上言、鹿島郡大洗礒前有レ神新降（中略）時神憑レ人云、我是大奈持知少比古奈命也、昔造二此國一訖去往二東海一、今爲レ濟レ民更亦來歸也と所レ見たる是なり、然るに少彥名神の渡り御在し坐しゝ御事は、上章第六ノ一書に、其後少彥名命行至二熊野之御碕一、遂適二於常世郷一矣と見えたるに、此大已貴神の御事は此に隱二常世郷一矣と所見たる是ぞ定に正しき證なりける、常世と云物に通潤の故事を陳べ一名王 奉る、大神雑狀云古より傳へ云ふ昔韓川神術を渡りて弖羅國を領らせ給ひし形を象どりし者なりと云々と所見たるは、大物主神大國魂神等の御事にて渡らせ給へる由已に徵し奉るが如くなりければ、此に大已貴神此國を天神御子に避け奉らせ給ひ、其天日隅宮に鎮らせ御在し坐しける後に外國にも渡らせ御在し坐しける者とこそは見えたりけれ、但其御本體は此に留まらせ御在し坐して神事幽事を所知食し御在し坐せれば、今は其分魂の方にて御在し坐すべき御事申すも更なりかし（師丙寳に謂ゆる大是伏羲氏と聞ゆるは大已貴神にて渡らせ給ひ、女媧氏と申すは其妻神貴神にて坐す由、平田翁の三五本國考に云へるは然も有なむを、其に就て種々の臆度を交へ云へる事共のまたるゝ其々味氣無き事なりければ、其取捨有りて見つべきなり）○神名式に出雲國出雲郡杵築大社（名神大）と所見たる、是ぞ上に注せるが如く唯使住所者、如二天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢一而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、

於高天原氷木多迦斯理而、僕者於百不足八十坰手隱而侍と申させ給ひて、天神御子の天宮の如く造宮の制を請ひ奉らせ給へる任に造らせ給へりし事は、正に斯く御在しましける、即ち下文に於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍と有るこれなり、第二ノ一書に於ては、經津主神則還昇報告、時高皇産靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者今當供造、即以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者天穗日命是也と見えたる、是即大己貴神の奏請せ給へりし御旨に就て、皇祖天神の行ひ下させ御在しましける大御政なるにて、其造宮の制の状態は上に注せるが如し、先づ出雲風土記に出雲郡杵築郷、郡家西北廿八里六十歩、八束水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉與諸皇神等參集宮處杵築、故云寸付（神龜三年改字杵築）と有るは、先に引る古事記に右の文より云て、於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍と有る多藝志之小濱と云ひし所にて、常陸風土記に所謂有由道深淺、云之馬路之義、謂之當耶（今日多支多支比）と有りて、深淺なる多支々々比と云へる其由なゝめり、此處の御埼山の麓にて地の深淺しき處なりければ、諸皇神等の八百土を取來て此宮を作らせ給へるに依りて八百丹杵築宮とは云ふなり、下に云ふべし、さて古事記に須賀宮段に三重縦ばかりに、夜久毛多都伊豆毛夜と有るも、其宮室に土を積重ねて杵にて搗堅めて築けるを云ふ由、記傳四十二（三十一丁）に見えたるが如し、顯宗天皇御紀室壽詞に、築立稚室葛根、築立柱者此家長御心之鎮也と有て、稚室に築立と云ふは其地を築堅めて其上に建る事

にて倭直命世記に荒草木根刈掃比大石小石造平ルと有る類なり、柱に竪立と云ふは大殿祭詞に斎鋤乎以斎柱立氐と有が如く、地を掘穿ちて柱を立て即其上を築堅むる由なるにて、其は何れも杵を以て搗堅むる事なれば何れにも云ふべきを、此にては多藝志之小濱を埋みて宮處と成したる事の名高きに依て、杵築を以て宮號とも成り且地名とも成れる者なり、(其國引の文に八穗米支豆支乃御埼也と有るは、八百米と云ひて多くの米を杵以て舂く由の續けなり、和名抄木器類に杵昌與反、岐禰、舂擣也と有て杵は岐禰なるを、略きて伎豆伎とは云へるなり、大社志に杵那都岐ニ有レ埼無レ社、諸神等ニ大社ニ時會集之地と有りて、大社の御垣の外に在るも決めて其時の神集なりし地の狀なり)右に引ける第二ノ一書に又將ニ田供佃一と云ふは、天神御子より大己貴神の耕田を進らせ御在し坐しける御事なる由は、傳十七に注せるが如く、風土記に出雲郡美談郷、郡家正北九里二百四十歩、所レ造ニ天下一大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐ニ郷中一、故云ニ三太三一(神龜三年改ニ字美談一) 即有ニ正倉一、と見えたる和加布都努志命の御事は即經津主神の御子にて、大己貴神の天御領田の長と爲て仕奉らせ給ひし故に、此には其神の御子と爲給へる由上巳に注せり、天地初判之後とは幽顯の此に初めて判れし事を大らかに世の始の事に語り傳へたりし者なる可し、天御領田と云ふは此時に天日隅宮に屬させ給へる神田にて、中古に謂ゆる佃田是なり、崇神天皇七年御紀に仍定ニ天社國社及神地神戶一、垂仁天皇廿七年御紀にも仍更定ニ神地神戶一、神功皇后元年御紀に更依ニ神祇一、躬欲ニ西征一爰定ニ神田一而佃之と有る神地は廻幸行宮、神田は美發斯旧と有て共に同じ事なり、顯宗天皇三年御紀に月神著レ人謂レ之曰、我祖高皇産靈有下預鎔ニ造天地一之功上、宜下以ニ民地一奉上(中略) 由レ是還レ京具奏、奉以ニ歌荒樔田一と有るは

たよりの神田なり、持統天皇四年紀に[illegible]神祇[illegible]及[illegible]戸田[illegible]大嘗祭[illegible]に[illegible]御刀代[illegible]と有る是なり、[illegible]神田[illegible]の[illegible]して仕へ奉らせ給へる[illegible]に[illegible]と有るは、[illegible]命と[illegible]となる可きが、[illegible]と見えたりければ、[illegible]の事を以て大神の[illegible]などを仕へ奉り給ひし神にて[illegible]坐すなる可し、又美談に[illegible]社[illegible]和加布都努志[illegible]神社も同じ[illegible]村の[illegible]神社の事なるが、[illegible]は廿二社[illegible]社[illegible]に、[illegible]天穂日命と有る是なる可く、此にも[illegible]して和加布都努志命の御作し坐すは、其御[illegible]を走らせ給へるに因れるなる可し、然て其神にも風土記に官知社に[illegible]社、同社、同社同社同社同社同社同社同社なと凡て十二社坐すは、其天御領田の長と御作し坐す和加布都努志命の御[illegible]き[illegible]給へる時にて、謂ゆる御[illegible]と云ふべき神事と見えたり、（又同記に出雲郡美談郷、郡家正北九里二百四十歩、所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐郷中、故云三太三、神龜三年改字美談一と有るは、大神の御自作らせる御田にて此とは別時なり）然して又供造百八十縫之白楯一と有るは、同記に楯縫郡所三以號二楯縫一者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縦横御量千尋栲紲持而、百結結八十結々下而、此天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所、是也、仍至今楯桙造而奉於皇神等、故云楯縫一と見えたり、此天御鳥命の事を引合するに、第二ノ一書なる其下文に、即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神一定爲作笠者一、彦狭知神爲作盾者一、天目一箇神爲作金者一、天日鷲神爲作木綿者一、櫛明玉神爲作玉者一、乃使太玉命以弱肩被太手繦一而、代御手一以祭此神一者、始起於此一矣、且

天兒屋命主ニ神事一之宗源一者也、故俾下以ニ太占之卜事一奉上仕焉と所見たる其職掌なる可きに就て思ふに、此件の事共に此天日鷲命之令作奉給ふ物に天降り來坐せる生神等の御事なりけり、下に注る事共を見て考ふ可し、其手置帆負命の御事も古語拾遺に、令下手置帆負彦狹知二神、以ニ天御量一（大小斤雜器等之名）伐ニ大峽小峽之材一而、造中瑞殿上（古語、美豆能美阿良可）兼作ニ御笠及矛盾一と有るに、右に引る件天御量……所造ニ天下ニ……と見る
に、此二神そしては天日鷲命及……矛盾をも此に令レ作給へるなりけり、其……の御……は同……作……とは見えて、其橿原朝段に高明主命之孫造ニ御殿一（古語、美依伎主、云ニ御殿一也）其裔今在ニ……、……玉ニと有て、神名式に意宇郡玉作湯神社と見えたる是なり、太玉命の御事は風土記に謂ゆる出雲郡伊波夜、式には伊波夜社と所見たるを、抄に天太玉命と云へるは符延と云ふ意にて、此神の御事にも叶ひ、又出雲郡木宮村に神田社と申す有るを、今大宮村と云ふに坐して天太玉命大宮比賣命を祀れる由に云へるは、此の所以には有るまじかる可けれども謂無しとは云ふべからず、其其の事は如何にも在れ、拾遺に太玉命所レ率神名曰ニ天日鷲命、手置帆負命、彦狹知命、天目一箇命ニと有りて、其古屋段に宜レ令ニ天富命率ニ諸部神一造中和幣上と見えたるが如く、天富命を遣らせ給ひ、天富神子の御爲に此神を祭らせ給へる由なり、備其天兒屋命は式の意宇郡熊利刀神社風土記に部門社と見えたりけれは、其は詭を誤れるにて此御神を忌れる者なり、其太古の卜事を以て仕奉らせ給へるは、此時……にて……、今まで現人神にて御在し坐しゝ大己貴神には坐せども、隱身と成らせ御在し坐せるに依りて直に御言語の御事を得させ給はず成りぬるに依りて、神の御心をば卜問せ給ひて高に啓でたせ給へる由にて、右件の神々は天神御子の御伴とし

て仕奉らせ給へる神に仕坐せども、其より以前に此天日隅宮の御事に仕奉らせ給ひに天降らせ御在し坐して、復命し給へるにぞ有べき、其天神の顯現り給へる後の事と見えて、風土記に出雲郡佐香郷、郡家正東四里一百六十步、佐香河内百八十神等集坐、御厨立給而、令レ釀レ酒給之、即百八十日喜讌解散坐、故云二佐香一と有り、此解散坐サカリマスと有ぞ其復命の御事なる可からむかし、（右の中に天日一箇神と天日鷲神との御事は見えざれども、風土記神名式に載すと雖も其神名の伝られさせ給はざるなる可し、此天日一箇神の御父天津彦根命の此國に天降らせ給へる事は傳十三の傳及上に注せり、又天日鷲神は傳廿卷に注せるが如く手力雄命の御子なり、其神の島根郡に出有る事は其卷に島根見命と申す亦名の御事を注せるに思合す可き事なり）偖造宮の御設け整成れりしかば、右に注せるが如く此に今我當下於二百不足之八十隈一將中隱去上矣、吾我造隱と有るは、即天日隅宮の御身を隱させ御在し坐しける由なるが、其事の本文は出雲神賀詞に國作之大神乎媚鎭天、大八嶋國現事顯事令レ事避一と、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命乃和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命止名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、云々、皇御孫命能近守神止貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と見えたる、其大御和神の御事は傳廿七に注し、其御子神等の御事をも又其卷に注せれば今云ふ限に非ず、偖此は上に現事顯事令二事避一とも有るに對ひて、八百丹杵築宮爾靜坐支と有は即幽事所知食すと見るべき文なる事上に委しく明らめ有る如くにし、所以に天日隅宮と申すも、天は天上の如に仕へる由にて日隅は潛住カクスミにて、右の幽事を此宮に御在し坐して治めさせ御在し坐す所以を以て號け奉る名號なる事申すも更なる御事なり、如此く幽界の事を所知食し御在し坐す大神の宮なるが故に、齊明天皇五年紀には嚴神之宮と書されたるを、嚴ノ字、神祇訓に伊都加斯又伊都久斯と訓み、

延喜に據者嚴重之義也と注したり、伊勢風土記に員辨郡式賀爾神社在圭田四十五束二字田、欽明天皇二年始祭二此神一、大己貴命也と見え、傳廿四に注せるが如く賀茂御祖社には此大神と玉依姫命の御在し坐すに依りて、書紀に東有二嚴神一と申せるは此御社の御事なり、是即大神の御名を指さずして啻に可畏神と申し奉るなる可し、傳十三に注せるが如く瑞珠盟約章に但父母有二嚴勅一、古語拾遺に奉承二皇天之嚴命一など有るは更なり、萬葉五（三十一丁）に、虚見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國と有も、神の御守の嚴重にして可畏き國なる由なり、靈異記に儼然を伊都久斯久志氏と訓み、空穂樓上（廿八丁）に、四月祭の日裝飾嚴くしう麗はしき狀にて云々、源氏葵（廿八丁）に、齋宮の左衞門の府に入給ひにければ、甚々嚴くしき御淸まはりに託づけて、澪標（廿二丁）に、出給ふ人の氣はひ漏に漏れて嚴くしき神寶を持續けたり、少女（四十六丁）に、節會の日は內の儀式を擬して、昔の例よりも事添て嚴かしき御有狀なり、玉葛（三十四丁）に、今は天下を御心に掛け給へる大臣にて、嚴かしき御中に、胡蝶（七丁）に、多くは大臣の御事に持成され奉りて嚴くしき御有狀なり、行幸（十四丁）に、太政大臣渡り御在し坐したる由聞き給ひて、如何に嚴しげにて嚴くしき御狀を待受け聞え給ふらむ、藤裏葉（十丁）に、男君は夢かと思え給ふにも、我身甚々嚴かしうぞ思え給ひけむかし、又（廿丁）昔の例を改めて院司どもなどなり、狀嚴くしく成添ひ給へば、又（廿四丁）顯はなる可き所には軟障を引き嚴くしう爲成させ給へり、若菜（九丁）に、嚴くしく鮮明かに目も及ばぬ心ちするを、又（廿二丁）來し方行く先難有げなるまで嚴くしく署る、又（七十丁）內春宮一院后宮次々の御所縁嚴くしき程云知らず見え渡る、若菜下（六十二丁）に侍所の想像は嚴くしく物馴れて見え奉らむも恥かしく、又（八十二丁）內々の志引く方よりも嚴

くしく〳〵き物に有まむ人を除きて、同書（十六丁）に、見奉る人も[illegible]かしき御身なと、神の心[illegible]下までへ治かね[illegible]けり、包宮（二丁）に、其立腹り給へる[illegible]からむ神は此上無う[illegible]しかりける、又（十五丁）[illegible]くしうは[illegible]し給はず、今めかしく覚しきやうに御好み[illegible]させて、[illegible]（五十一丁）に、[illegible]き所たる[illegible]も所詮にこそは[illegible]す可からぬ、[illegible]しの我方[illegible]の[illegible]くしきぞかし、又（五十九丁）[illegible]人の[illegible]を[illegible]つき[illegible]る[illegible]、[illegible]此[illegible]へる[illegible]にも[illegible]に[illegible]くしき[illegible]ふにも、[illegible]（十一丁）に、天下[illegible]きて[illegible]くしく見えつる[illegible]に[illegible]、何れにも[illegible]の[illegible]を以て[illegible]し[illegible]り、此[illegible]を[illegible]と[illegible]て[illegible]し考ふるに、[illegible]と申し奉るは[illegible]を以ては[illegible]の[illegible]を助け[illegible]させ給ひ、[illegible]を以ては人民の[illegible]を[illegible]し[illegible]ごたせ御座し坐す由にて、打任せて[illegible]に可[illegible]と申し奉るに[illegible]等しき者なり、今更に申すまでも非ざる事なから、[illegible]の天皇は[illegible]人[illegible]にて渡らせ御座し坐せる[illegible]故に、[illegible]の大[illegible]はしも此大[illegible]に渡らせ給ひて、世中に生きとし活ける人は更なり、[illegible]に在らゆる[illegible]はしも何れも[illegible]二の御[illegible]ぞ、[illegible]より受け給はる御事にし在ければ、仰ぎ[illegible]び[illegible]み仕奉る可き御事なり、此一[illegible]に[illegible]のみと思ふ可からず）[illegible]て此[illegible]の[illegible]はしも上に[illegible]せるが如く、出雲大神の[illegible]在し坐して、天皇の御舎の如くに治め仕奉らせ給ふ可き[illegible]なり、所以に古事記[illegible]宮段に、天皇[illegible]の[illegible]を、是御子八拳鬚至于心前、真事登波受（中略）於是天皇患賜而御寝之時、覚于御夢曰、修理我宮如天皇之御舎者、御子必真事登波牟、如此覚時、布斗麻邇邇卜相而、求何神之心、爾祟、出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮将遣之（中略）故到於出雲、拜訖大神還上之（中略）於是覆奏言、因拜大神、大御子物詔故、参上来、故天皇歓喜、即返菟上王令造神宮と

見えたる、此程の御事を見渡り奉るに、已に崇神天皇御世に大物主大神大國魂大神等の祭典は神の御喩言の御在しましける際に治め奉らせ給ひしかども、其六十年御紀に詔二群臣一曰、武日照命（一云二武夷鳥一、一云二天夷鳥一）從レ天將來神寶、藏二于出雲大神宮一、是欲レ見焉、則遣二矢田部造遠祖武諸隅一（一書云、一名大母隅也）而使レ獻と有る、此事に依りて出雲臣の親屬に内々の亂次出來りしかば、征役の御使を指向られて令レ誅給へり、故出雲臣等畏二是事一、不レ祭二大神一而有レ間、時丹波氷上人名氷香戸邊、啓二于皇太子活目尊一曰、己子有二小兒一而自然言之、玉萎鎭石出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振甘美御神、底寶御寶主、山河之水泳、御魂靜挂甘美御神、底寶御寶主也、是非レ似二小兒之言一、若レ有レ託言一乎、於レ是皇太子奏二于天皇一、則勅之使レ祭と有が如く、其神託に依て祭らせ給ふと雖も、猶苦しみたる事にこそは有りけめ、其後八年を經て其六十八年に天皇は崩御らせ御在し坐しけり、垂仁天皇廿五年御紀に載れる倭大神の御言に、然先皇御間城天皇、雖レ祭二祀神祇一、微細未レ探二其源根一、以粗留二於枝葉一、故其天皇短命也、是以今汝御孫尊、悔二先皇之不レ及而愼祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣と有は、此に當れる事には非るか、實は垂仁天皇の御世に崇神詔二曰、譽津別王是生年既三十、八掬髯鬚、猶泣如レ兒、常不レ言、何由矣、因有司而議之と有て、皇子當時三十歳にて坐せらるには先皇の六十二年乙酉に生れさせ給へるが、此御祟御在し坐せる程の御事なるを見るに、崇神六十年は皇子を得て幾らせ給ふと雖も心行く計の御事には御在し坐さざりける故に、尚其我皆知二先皇之御命一と云ふ神代の故事に不審せ給へる御託は御在し坐しけるにて、其出雲大神宮に詣でさせ給ひ、其神の御寶を獻らせ給ひ、其寶を更に其神宮に還らせ給へるも廿五六年の頃に在るべかりければ、右の倭大神の御喩言は此事に就きて言ひ給へるなりけり、此

程は萬に神實の虚なる御事にては御在し坐しけれども、京よりは甚く離在れる國なりし故に、殊に尊ませ給ふとは御在し坐さざれども、其和魂荒魂の社々よりは異有り狀なりしを以て如此き御事は御在し坐しける御事にこそ、(已る今迄に右の崇神天皇六十年の御紀の傳は其限の事にて誉津別王の啞の件とは別々たりと思ひ、又傳大神の御慮言の此事に係れりとは思も寄らざりける事なるを、此說を得るに及びては數年の惑を一時に解くに至れるこそ、實に此社上に祟有りて害ぐる異を成す事なりけれ)如此く神宮を修理て治め奉らせ給へる故に大御神は榮えさせ御在し坐し來れるを、右にも引る齊明天皇五年紀に、是歲命二出雲國造一(闕レ名)修二嚴神之宮一と有るを、釋紀義に杵築神宮也、嚴者嚴重之義也と見えたるが如し、然るに大日本志に齊明天皇以前從二天神之制一、齊明天皇之時定二正儀式一、後世以不レ法二其制一而用二殿度一と所見たれば、其は天神の定めさせ御在し坐して、天神御子の大宮の如く仕奉らせ給ふ上古の制度を改易させ御在し坐して、古制の名殘は有なれども殿屋造の神宮に住まらせ給へるは、現人神の大御稜威も漸漸の時に衰へさせ御在し坐しぬる事となり、甚悲しく歎かはしく思成し奉る御事には有けれ、已に上古の宮造の狀も此間は異國の風に移らせ給ふ御世頃にて、萬は古の如く非ざりけめども、此神宮などの御有狀は殊に天神の定めさせ給へる御事なるを、轉々しき御政とこそ其御時に生れ逢たらむには、命に係ても諫止め奉らむ所欲を御政には御在し坐しけれ、右等の御事にもや依れりけむ、右の續きに「狐嚙二斷於友郡役丁所レ執葛末一而去、又狗嚙二置死人手臂於言屋社一」と有て、「天子崩兆」と注されたり、然して其七年正月に御船西征始就二於海路一と有て、五年乙未朔癸卯、天皇遷二居于朝倉橘廣庭宮一、是時斮二除朝倉社木一而作二此宮一之、故神忿壞レ殿、亦見レ中、由レ是大舍人及諸近侍病死者衆、秋七月甲午

朔丁巳、天皇崩于朝倉宮、八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上有鬼、着大笠臨視喪儀、衆皆嗟怪と見えたる、此は朝倉神の御祟に依と聞ゆ、已に寺院宮を作らせ給へる時に二の推考の有る其を天子崩光と有る上は、右の樣意の御心にて謂ゆる幽事の御計らひたりければ、今にも遺制に上古の如くし、宮殿門樓の有狀をば現人神の大朝廷の如く仕奉らせ給へらむには、大御世は御堂に御在し坐せらむと　神と君との御代に時の至れらむを待ち奉る者なり（此に其理らせ御在し坐すは此御世頃より朝廷は其大きにして、唐漢の風俗に成らせ御在し坐すに引易へさせ給ひて、神宮をば佛殿の狀に造らせ給へるを然らせ給へるならじか、前朝孝德天皇の御世に改新の御政を行はせ御在し坐して國造を廢らして、郡領と爲させ給ひ、京より國司を下されて政令を布き行給ふが故に、然る古實に疎かりし故に、其在す所に從ひて造改させ給へるには有りけめども、御道にて御在し坐すが上に、其元年に於小墾田造起宮闕、將擬瓦覆云々と有は、謂ゆる大內裏の始にて、皇宮を寺院の如く爲させ給ひ、其二年に岡本宮を造らせ給へるにも、廼使水工穿渠、自香山西至石上山、以舟二百隻載石上山石、順流控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰、狂心渠損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫七萬餘矣、宮材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石丘山、隨作自破と有るが如く、天下の謗を得させ給ふ計に、土木の功を盡させ給ひたるから、神宮の祟　は甚く荒ぶかせ給へる神の祟らせ給へりし者なめり）其後の御造營にしも行成記に、後一條天皇長元四年八月十三日出雲作崇社轉倒、十月十七日出雲國言上云、八月十一日子刻、杵築社無風顚倒之由、或曰、閏十月三日有御卜、正殿六者、寶殿中奉納御正體、寶殿出自寶殿、顚倒之寶殿上云々と見え、左經記に長元四年十月十七日辛卯、出雲國杵築

杣無之被仰之由承ニ聞候一、守役之御上使ニ者、早同ニ年寄共ニ被レ仰候、村木一向日ニ中條以、喫較有社一本不為ニ也、
社中以ニ古儀ニ作ニ仕候、雖ニ去年右ニ御建具ニ付ニ御造替ニ之、而共年番所調候村木上ニ、仍納宜造ニ申ニ渡ニ候旨ニ奉レ
得、仕置五寸許不ニ足、仍構レ路五寸許遠、當五寸許不ニ及、仍同宜年寄ニ々衆並治置、漆共種ニ申レ添、重ニ御沙汰被ニ
下、同十月一五日巳未俟ニ出、杜御宮ニ、於レ陣衆レ進ニ御府使ニ、（先レ是御造営ニ今レ之可レ被ニ仰付ニ）、右使於縣衆、
書云、右合其、於ニ左衛門尉外ニ書ニ侍等ニ進、其旨承ニ、并其社十八社等ニ書も時見たる、此時の御造替は往大臣忠に依
るに寛元九年に當れり、其後に寄木の遺信といふ事有り、該稿宸と云へる大臣の書に、國司の御中宿ニ注進日記曰、島
羽院天皇天仁三年七月四日、大木宮より着浜辺に寄る、件の木御示現有りて方尺寄来れり、所以何者、因幡の上
宮御造営此十五丈日一丈五尺大木一本寄来る、然るに在地の人民是を疑しく思ひて其を侵さんとせす時に、大社の
木を掘ひ侍る者に人崇れて退く、又伐取らむと謀りし者は皆病悩なり、故に種々の祈禱を致す所に、御示現に云は
く、此度大社の造営の時諸国の御用大材木と成る、此度寄木付事と相當る、已に御材木搬運しめ畢ぬ、仍材木一
本は杵築社令為なり、急ぎ此木を以て杵築社に寄す可しと示し給ふ、件の寄木在浜造作は永久三年十月廿六日寸を遂時の造
營なり、是を寄木の造營と申すなり」と見えたる如く、大社の造營は皆悉く寄木を以て作事して給ふ事、
存に引ける如く更に諸国の木材を寄合ふにより其を合せられて、大人神より造らせ給ふ御事の恐れ多き事なる時
は、斯る神徳に御座しまず御座たれば、諸代の大社を宇ねさせ御在し坐して、其の大營造の初には先づ此大營の營
營を造り奉り給ふ可き御貴たる者なり、其後に其所の依宜とい ふ事有り、同書に引ける國司注進門勘解由日記曰、

建久元年出雲國造孝房の時ニ亡國史一兼若任ニ國造職不許、仍[illegible]宣文曰、居大領、判、職ニ
兼職、並入歸レ任補ニ高木一見、仍永元の頃、在國門掌出雲[illegible]補ニ可ニ兼領公文に申し式部に訴へければ、延暦十七年ニ正
國造等には郡司の課役を止められ、國東より米ニ一萬石[illegible]下し給はりければ、其月宣旨にして[illegible]云々
りとぞ」と有るに大たる僞たり、上件の如く神代に唯[illegible]、[illegible]天皇之御宣
國治國家」と天下國中の大なるにちへて此神賀を乞ひ奉らせ給へるなり、たゞには一[illegible]天皇之御命
とも記させ給ひて、其古例に違へるまだに成させ給はざりし事なるを、[illegible]に在らしめてむには、然る天皇の
御命に富ニ計り給大なる事を先に乞ひあきさせ給ふ可きに非ざりける者なるをや、當時は桓武天皇の御世にして、
當時[illegible]の國司[illegible]時が天下に[illegible]ならる時世に在りければ、國に[illegible]を作らしめ、米錢を出し課役を許して天下の
人心を取り、然る課役に違ひたる當造をして國に天罰を[illegible]け大風を薄くし、[illegible]に寄せて永久の役を天下に生じ
ける人心を得むと得へたる大盛事なるを、誰かは此を思はざらむや、([illegible]開[illegible]に在の[illegible]を擧げて云はく、此事
國造の家記に書せりと出雲宿禰俊信が物語なり、實に此事を聞きて云はく、北條が課役を止めて一國の物を出して造
り奉るに甚々宜し、素より然有べき事なり、然れど此事は後世人の淺意にして神の御心には非ず、古事記上
倭又垂仁天皇御時などに此大神の申し給へる御言の意と其件の相違なれば、然れば此記は古記に從へ[illegible]ひて
造れる事とこそ思はれ、凡て神の御心を如此く[illegible]人と同じ如爲成さむと爲るに後世人の心にて、又此大神賀をも
斯計り作り給ふ程ならむには、勝ノ字の非ノ字の上に在る摺こそ甚々笑止しけれ」と云はれたる事に然る在にて、

逆賊たる諸國の政を執行ふ世には如此く浅ましき事共を物為て人心を惑はすが故に朝廷の御憂へと成り、終に天下の亂を起す端緒と成れる者なり）偖此天日隅宮の稱は御紀及風土記に所見て皇祖天神より賜けさせ給へるなり、又八百丹杵築宮の事は神賀詞に出で、崇神天皇六十年御紀には出雲大神宮と書され、古事記垂仁段にも出雲大神と書して其大神宮と見え、齊明天皇五年御紀には嚴神之宮と有りて、本より宮號を以て稱へ奉らせ給へる御事なるを、風土記には熊野大社杵築大社と書し、神名式の趣も唯名神大社にて渡らせ給ひて、天下の諸社の神等と同じ際に仕奉らせ給へるは甚々可畏きを申辭ながら、正史に載られて天皇の御舍の如くして治め奉らせ給ふ可き古の制度を忘れさせ給へるにて、國家の闕典此に過ぎさせ給ふ御事なむ御在し坐さざりける、傳廿一にも注るが如く熱田神宮は天皇の草薙劍にて渡らせ給ひ、熊野神宮は素戔嗚大神に御在し坐して、天神御子の御外祖の如く渡らせ給へば、其にも宮號を進らる可きは本よりにて、此天日隅宮にも宮號を以て稱へ奉らせ給ひ、現事顯事を所知食す現人神に並びて神事幽事を所知食させ給ふ大神にて渡らせ給へば、其御持成の御在し坐さむこそは神にも君にも御威光の加はらせ給ふ可き御事にて、天下の幸福此に勝れる御事は御在し坐さじかし、神階の御事は文徳天皇實錄に、仁壽元年九月庚午朔乙酉、特進出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授出雲國從三位熊野神、勳八等杵築神、並正三位、同五月廿八日癸未、授出雲國正三位勳七等熊野神、正三位勳八等杵築神、並從二位、同九年四月八日丁亥、出雲國正二位勳七等熊野神、從二位勳八等杵築神、並授正二位と見ゆ、大倭神社注進状に出雲國史曰、寛平九年冬十月丙寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社、各位一階と見えたれば此時從一位なり、其後の事は國大

時に畿内近江國小社社の請文に依るに、天下諸神に奉レ增二一階一の宣旨の始は天慶三年庚子正月六日なりければ、此時にぞ正一位の極位には進ませ給へりける、然れども右件の所由に依りて社號を止められ宮號に進め奉らせ給ひ、天下の人心の思ふ所正に現人神に並び奉りて、可畏き神威を仰ぎ尊み慎み敬ひ奉らる可き御政の行はれむ御事をこそ希はしき者なりけれ、記傳十四（五十三丁）に、行成記に長徳元年十月六日、出雲國言上云、杵築兩神致奇異之間、不レ能レ糺二定犯人等一云々と有る、此は杵築の上に熊野の二字脫たるか」と云れたるは然る事にて、古は朝廷より高に挂させ給ふ御政は熊野杵築の兩大神を並て會釋はせ奉り給へりければ、甚謂れたる說になむ有りける、（然るに熊野大神は天神御子にも御祖神にて渡らせ給ひ、大己貴神の御爲には御父神にて御在し坐して、凡ては杵築大社の上に立たせ御在し坐す御事なるを、今は杵築大社の屬社の如く衰へさせ給へるぞ、神慮の程も如何御在し坐さむ、甚々可畏き御事には有りける、右の如く杵築大社を古に復させ給へらむには、猶其上にも心行く計に仕奉り給はま欲き御事にこそ）故此天日隅宮には大國主大神と大后須勢理毘賣命と二柱にて鎭まらせ御在し坐す御事は、傳廿八に古事記を引て注せるが如く、如此歌即爲二宇伎由比一而、宇那賀氣理弖至レ今鎭坐也、と有る宇迦之山本宮より此天日隅宮に遷らせ御在し坐しても、然並ばせ御在し坐す御事は至レ今の證有るにて灼然し、即式に杵築大社（名神大）同社大神大后神社と見えたり、風土記に謂ゆる御向社是なり、然るに大社志に御向社の次に筑紫社田心姬命湍津姬命市島姬命と云ふ有るは、其大后の本體彼の宗像三女神にて御在し坐すを混りたるか又は他神か、此考は次に云ふ可し、又天前社と申す有るを天后と云ふ事にて三穗津姬命なる由社說なれど、其は大物主神の后神に坐せば、其和魂神も此本宮に御在し坐すに因

れるか、大社志には御井神氣乎良乎二神なりと云へる、其は出雲國出雲郡に都良乎自神社乳母、故聞食菩薩二神一日、和田宮主神、と有れば然も有るべき御事なれど、御言のさまに神名式に猶らさる可き謂無ければ、同社宇伎能知比賣神社同社神魂御子神社として三座なるを、其の名を云ひて伎能知比賣神社を筑紫社と申し、神魂御子神社を天前社とは申せるならむか、其伎能知比賣神と聞ゆるは古事記に八十神の妻に大穴牟遲神の宗縁へるを、其神社は古事記にも子六、娶胸形奥津宮坐多紀理毘賣之命、亦名奥津嶋比賣命、と有る、此に依て其女神二柱に坐くは神屋楯比賣命と云神に坐すに依て、筑紫の三神と心得て社名を爲へたりしなどにこそ、又は神魂御子神社は此大神と同心を幷せ給ひ御力を一に爲させ御在し坐して、國土を經營らせ御在し坐しける御由緣に依りて、何處にても此大神と共に齋はせ御在し坐す例にこそは依れりけめ、何を以て天前社と申すとならば御祖神の御指圖よりて經營させ御在し坐しける所以を以て天御前とも申せるにや（其は式の丹後國加佐郡奈具神社因幡國法美郡と云ふ類に、天御前とも天前社とも申すと云へるは、出雲風土記に見えたる御祖命の御舍を經營給へる由に依れるならむと思ひしを、今此に思へば其は奈佐を大神の許を還らせ給へるを以て天前社とも申すと見ゆれば式に云ふなり、猶又右の御向社を大社志に三穗津姫命と云へるは本より當らず、又右の伎能知比賣神社は大に違せる同社神魂伎能知叡志神社と云へる別社なるにて、御前社筑紫社天前社の三社は本宮の瑞垣の中に坐せるなり）備後者式に大穴持神社御坐大社（名帳式）と云へるなるを、風土記には杵築大社御魂社と有り、此二社を合せて大穴持御魂社と御魂社と一なる事知らる、然るに杵築大社は大己貴大神にて渡らせ給へるに、何を以て殊更に御魂社は御在し坐すぞと云ふに、伊勢神宮に荒祭宮、廣瀬宮に高宮、又は賀茂御祖社

に式外御魂社を別に祭らせ給ふ例にて、此も大神の荒魂を別に祀ひ奉れるなりけり、此大神の荒魂を大名持御魂神と聞えさする由は傳廿七に委しく注せるが如し、此御社の御事を大社志に素鵞宮同出雲社合二祭素盞嗚尊奇稲田姫命大已貴命三神一と云ふ事なれども、風土記大原郡來官郷に須我社と云ふ有りて、此は書紀一書出雲章に謂ゆる稲田宮にて、古事記には須賀宮と書して素戔嗚大神奇稲田姫命と御合坐して大已貴神を令レ生給ひ、外祖脚摩乳手摩乳二神を吾見宮首と稱て傳づき日足し奉らせ給へりし所にて、甚止事無き所由は御在し坐せども、其後に御父大神の御命を以て宇迦之山本宮へ御在し坐したれば、唯舊迹と云ふのみにて更に此には由も無き事なるに、今も此地に素鵞里素鵞川等の名を設けて神代の清地は此所なりなど云ふは、其國に居ながら其風土記の意をだに知らざるは傳痛き事なり、此社正しく大國主神に渡らせ給へる御事、下に注す所を見合せて知るべきなり、又即出雲社と云ふも心得ず、其は神名式に出雲郡出雲神社同社韓國伊太氏神社と有る是にて、風土記に出雲郷即屬二郡家一（說レ名如レ國）と云ひて、此大社の御在し坐す杵築郷を郡家西北廿八里六十歩と見えたれば、此より東南にて今の道程凡二三里も隔在れる地に立たせ給ふ社なり、[illegible]見社と云ふは其出雲神社と云へり、然も有るにや、若て其風土記に出雲御魂社と有るぞ古の二には合へるを、杵築大社の御魂を打混らして出雲神社と心得僻めたりし者にて餘りに亂かはしき事共なり、然れば此は右に云へる如く大已貴神の荒魂社にて渡らせ給へるを、彼大社志の如くに素戔嗚尊稲田姫命も御在し坐すと見て、素鵞社出雲社等の說をば悉くに取べからざる者なり、其須賀宮の御事は傳廿一に已に注せるが如し、（但其出雲神社は大已貴神に御在し坐すべし、意宇郡條に出雲神戸云々、伊非奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命、與二五百津鉏々猶所二取々一而、所レ造二天下一

大穴持命二所大神等依奉、故云二神戸一、他郡等神戸且如レ之と見えたればなり、此出雲神戸の意は傳廿一巻に注せる如くなるを、八百丈の神殿なる此大社の外にての事と云成るは、云ふにも足らざる事共なり〕備考に注せる同社坐伊能知比賣神社同社神魂御子神社ぞも、風土記には支豆伎社同社と有て神名を載せず、式に同社同社同社同社と四社有る中に、神名式に同社神魂伊能知奴志神社々註には伊能知比賣命と云へれど其據を知らず、此は右にも注せる如く大己貴神を作給ひし出給へる神魂を仰ぎ奉らせ給ひて、其神の祀らせ御在し坐しけるにて、是は神皇産靈尊を稱ひ奉れるなる可し、此御社は大社の東南一町餘に山傍の地に立たせ御在しませり、同社神大穴持御子神社は事代主神にて渡らせ給ふ可く、同社大穴持伊那西波伎神社は此に所見たる稻背脛命の御事にて、其所以は上に注せるが如し、同社大穴持御子玉江神社は更に考ふ可からざるを、強て思ふに玉江は玉映にて、下照姫命を高照光姫命と申せるも光儀の照徹り天國しく御在し坐しければ、若くは此御神にて御在しますなる可し、此御社は共に所在を大社志に書さずして本社の東に客座五神と有て、味耜高彦根神、下照姫命、事代主命、高照光姫命、建御名方命と書せるは、國理神本紀に載る所の大己貴神の御子神等の條に合るは、後に其說に依て云へる者なるにや、此五神の御事は上に注せるが如く實には味耜高彦根神は本體にて事代主神は和魂に坐し、下照姫命高照光姫命は同神異名にし在りければ、建御名方神共に合せて三神なる中に、其神は此國造の御時に信濃國に遷はれさせ給へば、天神より此に合し祭らる可きに非されば、除きて事代主神下照姫命の二柱のみたれば、此と其稻背脛命凡て三神なりつらむを、其阿須伎神社に坐す味耜高彦根神と右の建御名方神とを、式の御世より後に加へて客座五神とは申せるにて、三神は式内二神は式外なるにこそは有けめ、其來由知

に支豆支社とて有る一座は是なるにこそ、(然るに今の社説を聞くに、客座五神は古事記に謂ゆる天之御中主神以下五柱の別天神に坐して、此五神は元來大國主神の祭り給へる神に坐すを、大國主神の皇御孫命に此國土を避奉らせ給へりし時に、其神に代りて天穂日命に祭る可しと有りし故に祀れるなり、所以に客神五座は正面にて大國主神は西面にて脇座なり、神代紀一書に當レ主二汝祭祀一者天穂日命是也と有るは、大國主神に代りて主二祭祀一者は天穂日命なりと云ふ事なり云々」と云へるは、何たる狂礼心の説たるぞや、外より向ふ所は正面なれども端方にて、大國主神は奥座に御在し坐せれば申す迄も無く上席なり、其天穂日命の祭祀らせ給へるを別天神と爲る時は、正史は更なり諸賀詞などの趣とは甚く別たる事と成るに非ずや、思ふに古學と云ふ事起りてより以降、大國主神の幽神之事を所知食と云ふは別天神に並ばせ給ひて物爲給ふ者と僻心得せる所爲なり、其上其は天神より大國主神を指して當レ主二汝祭祀一とは詔給へるにて、尋常の祭祀の事には非ざりける者なるをや)右に引ける左經記に杵築社并其社十八社と有るは、此大社と御魂社とを一に爲て同社と有る即七社なり、其に阿須伎神社同社共に十一を加へて都て十八社なり、故其阿須伎神社は傳廿八に少か注せるが、大社誌に阿式社祭二味耜高彦根命一と云ひて、大社小簾趾に當社第一ノ王子阿式大明神者、山城國一宮賀茂大明神是也と見え、文德天皇實錄に仁壽元年九月庚午朔乙酉、出雲國阿遲須伎高孫命授二從五位下一と見えて、杵築大社の御爲には甚止事無き神にてぞ御在し坐しける、同社神韓國伊太氐神社は五十猛神に坐して御伯父なり、同社天若日子神社、上に注せるが如く此に天稚彦往二於葦原中國一也、與二味耜高彦根神一友善、と有る其親善に因れるなる可し、同社須佐袁神社同社神魂意富刀日神社は素戔嗚大神と稻田比賣命とにて、一は御祖父に坐し一は御

佐太神の社に鎮坐て坐り給ひし神なり、同社中阿須伎神社同社神伊佐那伎命社并坐すは、上に引ける延喜神名帳の傳に皇代を神務事よりて寛位へ通は寄給へる時出雲に通はせ給へるに、伊弉諾大神に於ら寄給へる由たりければ、斯る時に出雲を見らず給へるにこそ、同社神阿遅須枳比古乃、其神が同社社伊佐我神社は、出雲国造に天穂日命子天夷鳥命子伊佐我命と有り、同社阿遅須枳高日子命社も有て同じ神を二に祭るは、彼の出雲給ひし時の御儀を見れるにこそは有りけめ、其を官帳に阿受伎社と申す廿八社者と此十一社と合せて三十九社なるを、式社志には十八社と有るは其本社一神を除きて餘の神々を申せるにこそ、此御社今遙堪村と云ふに坐すを、其社邊に戸谷の山に淺治の足跡と云ふ有り、長凡二十間許なりと云へるは、傳廿八に播磨風土記を引て注せる大人の足跡なるが、其治と云ふに當時稱高井根神の御名を片言に云へるなる可し、又此は式外にて作業の御山に伊弉諾命、伊弉冊命、大國主命、三女神、刺國彦智神、叛長津彦神を祭り奉る、其より辰巳方六町許下りて岩屋有り、此中に御戌社有り、其神は伊弉冊命ごを根神武夷鳥命二神の荒魂を祭ると云ふは、大社志に謂ゆる御魂社なる可きか、其外大森社乙見社出雲井社など見えたりと云も式社には非ず、右件件等六社の御事を甚々しく注し奉れるは、中昔より以降當今と雖も然る由緒を寺院などの事と云へば古例を違ひて天下の寶を費りて土木の功を盡して造營るゝ事にて、其甚だしきに至ては天皇の御舎には何層か勝て廣大なる事にては有れども、人此を見て難しと思ざるを、此神宮の御事など如此く古の實々に明かに成以行くに就ては、今にも天皇の御舎の如く作成し奉らせ給ふ可き復古の御政に及ばせ給ふ度たきて神事に勤奉るまじきに非りければ、切ては天下の憂ひをただに歎き讀むとて、前に背して予が果はざる所を述る者なり、(自餘の小事は予が述る限に

非ず、又神異の御事などは古より諸書に見ゆる所少からずと雖も、思ふ所有て今此に載せず、然るは顯人神の現世顯事の御政を並ばし給ひて、此御官にては神事幽事の御政を布かせ御在し坐せれば、天下萬國に亙りと有らゆる人民の上に一日片時の間と雖も漏るゝ事能はざる御事にし在りければ、其一二を注し奉るは却て大神の廣大なる御上を狭むるに似たりければ、其等は別冊一巻に至て幽事の御事を委曲に注し奉りてむ因みにとて此には注さゞるなり）

古事記曰、如二此之白一而、於二出雲國之多藝志之小濱一、造二天之御舎一（多藝志三字以レ音）而、水戸神之孫櫛八玉神、爲二膳夫一、獻二天御饗一之時、禱白而、櫛八玉神化レ鵜、入二海底一、咋二出底之波邇一（此二字以レ音）作二天八十毘良迦一（此三字以レ音）而、鎌二海布之柄一、作二燧臼一、以二海蓴之柄一作二燧杵一而、鑽二出火一云、是我所レ燧火者、於二高天原一者、神産巣日御祖命之、登陀流天之新巣之、凝烟（訓二凝烟一云二州須一）之、八拳垂摩弖燒擧（麻弖二字以レ音）地下者、於二底津石根一燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲レ釣海人之、口大之尾翼鱸（訓レ鱸云二須受岐一）佐和佐和邇（此五字以レ音）控依騰而、打竹之登遠遠登遠遠邇（此七字以レ音）獻二天之眞魚咋一也。

此は上に擧げたる續きなるが、右に唯僕住所者如二天神御子之天津日繼所レ知之登陀流天之御巣一云々而治賜者と有るに、其大神の鎭定らせ御在し坐す御在所を天神に乞奉らせ給へるにて、此に於二出雲國之多藝志之小濱一造二天之御舎一と有るは、即ち其登陀流天之御巣を、天神より令レ造給へるなりければ、上に注せるが如く此第二ノ一書に皇祖天神より又、汝應レ住天日隅宮者今當二供造一云々、と有るに當れる所なり、然る時は此より以前に經津主神武甕槌神の天上へ還上らせ御在し坐して、皇祖天神の御許に其大國主神の乞奉らせ給へりし事共を聞え上げ、又其御誥けを承り

還降らせ給へる後に、此天之御舍は造り奉らせ給へるなりければ、此にも二神の中頃に天上に參り通はし御在し坐して、此に天神と國神との御中を執持たせ奉り給へる御事の無くては得有るべからぬを、傳はらぬに泥れたる者と所見たり、其例は玉垣宮段に、本牟智和氣命の物言はせ給はざりしかば、是天皇患賜而御寢之時、覺二于御夢一曰、修二理我宮一如二天皇之御舍一者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而求二何神之心一、爾祟出雲大神之御心、故其御子令レ拜二其大神宮一、將レ遣レ之（中略）於レ是覆奏言、因レ拜二大神一、大御子物詔故參上來、故天皇歡喜、即返二菟上王一令レ造二神宮一と有るに似たり、此は幽顯境を異に爲る世の事ながら、事の實に於ては少か違ふ可からざるなり、修二理我宮一如二天皇之御舍一とは、右の唯僕住所者云々と乞奉らせ給へるに等しく、如此覺時云云は此に知二此之白一而と有るに當り、返二菟上王一は二神の其皇大神の大命を負持たして天日隅宮を造り奉りて天降らせ給へる事、第二ノ一書の如くなるに當る可く、然して令レ造二神宮一と有は、此の造二天之御舍一と云ふと事の趣相同じきを以て、此に二神の天上に往來して其御中を執持たせ給へりし傳の古事記には脱たりと云ふ事を明らむ可し（予も始には多藝志之小濱と云ふは神代の古名なりし事を知らざりし故に、此天之御舍と云ふは別に其處に御殿を建てられたる事と見ひし故に、此事には然計り力をも入れざりしを、況て其餘の人等の說に至ては云ふ限に非ざる解事なゝめり）然ればは知二此之白一而は、如此とは讀むべからず、此之白賜比志而久而と訓べき所なり、記傳十四（四十八丁）に、如二此之白而の讀樣、或は白而と文を成して云々と云、此を字に合て論へたるなり、然論ふる所以は先如此之白而と云ふまでは大國主神の上より云へる語、次に於二此國一と云々よりは轉りて天神御子の詔命以て此神を令レ然給ふ方よりな

へる語なり、凡て其此と後との事の轉る際には必ず語の界限有る事なるに、此は本の任にては此間に其界限無きが故に、如此之白而於出雲國云々と獻天之眞魚咋也と云へるまで一續に成りて、大國主神の獻給ふ事に成て理叶はざれば、如此之白而の下に此より後へ轉る界限無くては有るべからざればなり(下略)と云れたるは實に委しく見られたり、然るに上件二神の故汝心奈何と問ひ給へるに、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者隨命既獻也、唯僕住所者云々より即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と云ふまでは、大國主神の答へ奉らせ給へる文なり、此に如此之白而と有るは其を承けたる所にて、此に大國主神の仰立てらるゝ如くしてと云ふ義なるにて、此より直に其治め奉らせ給へる天神の御使の方に係れる語なるを、如と此とを續け讀まれしが故に大國主神の如此白させ給ふ義には取成されたるならめども甚じき僻事なり、其補はれたる乃隱也の言甚々心得ず、其上に注せるが如く此上文に唯僕住所者云々而治賜者と有りて、其住み給ふ可き宮を乞ひ奉らせ給ひて、其に僕者於百不足八十坰手隱而侍と申し給へるは、其申乞はせ給へる宮に鎭まり在し坐すべき御事にて、此に謂ゆる天之御舍の御事なりければ、其天之御舍の成りて後にこそは其宮に隱れさせ給へるなりけれ、右の説の如くは其言を奉らせ給ひて直に隱れさせ給へる者の如くなれども、上に注せるが如く此言を奉らせ給ひて、天神の御返言を待奉り其行ひ下させ給へる大御事を待ち奉らせ給へるなりければ、其言を申記させ給ひて直に隱れさせ給ふと云ふ事は曾有るまじき御事にぞ有りける、然れば此を如此之白而と訓むと如此之白而と訓むとに依て大に意理の別なる所なるを、師翁大人は之を僻とは見られず度字と爲られし故に大に説を誤られたりし者なりけり、(乃隱也と云ふ時は其天日隅宮の出來れるより以前に已に

何れにか遁き給に御座し坐して、後に其御體を隱らせ給ふ時に天之御舍を作らせ給ふ御事と成りて、之に要言を謂る者なりかし。是にて水戸神之孫櫛八玉神膳夫と云々は、右に謂ゆる天之御舍の中に大己貴神の隱まらせ御座し坐しける時に其御饌仕奉り初めさせ給へる御事なるにて、此第一ノ一書に天神の大己貴神へ御下されし大詔言に、又當主汝祭祀者天穗日命是也と見えたるは、其神の御子孫をして令ㇾ祭給ふ由にて、當時に其神を始めて齋め坐らせ給ひて諸皇神と共に天上に復命させ給へりしなる可し。神賀詞に八百丹杵築宮爾靜坐支、是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉止仰賜志次乃隨爾、朝日乃豐榮登爾、伊波比乃返事乃神賀吉詞奏賜波久登奏と有るは、天穗日命の[illegible]を請ひ[illegible]めて[illegible]を擧けて天上に復奏し給ひて、その國に出雲臣の仕奉る由なるが、古事記にも天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造云々等之祖と所見たりければ、此國に留坐せるは其天夷鳥命と聞なる趣なり、崇神天皇六十年の條にも武日照命（一云武夷鳥、又云天夷鳥）從天將來神寶藏于出雲大神宮と見えて、此國にての天穗日命を云ざるは、其神はしも天上に留まらせ御座し坐せるが故なりけり。其天穗日命の御神の御事は傳八、十三に論せるが如く水戸神にして、[illegible]せ給へるが、其御子は天夷鳥命にして此に謂ゆる[illegible]命の御事に御在し坐せり。出雲臣等に依るに天穗日命其子天夷鳥命其子伊佐我命なる由、[illegible]の四に註せるが有し。然して其水戸神の孫と云ふ時は右の伊佐我命に當れば、櫛八玉神と共に[illegible]なる可し。其[illegible]は次に云るが如く、[illegible]の式は今に傳へて[illegible]の行はるゝ式なるを以て知られたり。但此に天穗比命之孫とこそ云ふべきに、水戸神之孫の外方を以て傳へたるは、水底に潛入

る事は其水戸神の孫(?)たるを以ての事なる可し、其伊佐我命と申せるも伊佐理宿禰（イサリノスミ）と云ふ事の時にて、此漁の事を以て天御饗奉られし功に依れるならむ事は、次に申す八十神の時に合せ説くを見て知べきなり（然れば上より以下の事共は其等の職共として其御膳に仕奉らせ給へる事と思へりしは種々紕を説にてぞ有りける、上文より續け見る時は、日隅宮にて天上の様の御饗を奉らせ給へる御膳たる者なり）○扨、此を日向の事は右に已に云へり、○さて其地小濱に、上に注るが如く作田郷の古名なる由は、上にも已に此は作竹(?)の地の舊名と聞えたる由に云はれつるは千古の卓見たり、先づ多藝志の古より明らむ可し、履中天皇前御紀に自二大坂一向レ倭、至二于飛鳥山一、遇二少女於山口一、問之曰、此山有レ人乎、對曰、執レ兵者多滿二山中一、宜三廻自二當麻徑一踰二之一、太子於レ是以爲、聆二少女言一而得レ免レ難、則歌之曰、於朋佐箇珥、阿布夜烏等謎烏、瀰知度沛麼、哆駄珥破能邏孺、哆耆摩知烏能流と有るを、古事記にも日二當岐麻道一廻越幸一と見えたり、此御歌に依て考ふるに、道路の直ならずして迂曲れるを多藝麻知と詠ませ給へるが、次に當麻徑と有るを以て當藝の義く、且險き事知らる、常陸國風土記行方郡條に自レ郡東北十五里、當麻郷、古老曰、倭武天皇巡行過二于此郷一（中略）因幸二□□野之頓宮一、車駕所レ經之道狹、深淺（ナギノハシ）、取二惡路之義一謂二之當麻一（俗曰二多支多支斯一）と有りて、此は道路の狭く坂の深く淺くして謂ゆる凸凹有るを以て多支々々斯とは云へるなり、此二を合せて道の屈曲有ると地の凸凹有とを以て當藝麻と云ふ、事知られたり、古事記伊那河宮段に當麻勾君と云ふ姓有るをも思ひ合す可し、其日代宮段倭建命の御言に吾心恒念二自レ虚翔行一、然今吾足不レ得レ歩、成二當藝斯形一と見えたる當藝斯は、和名抄舟具に釋名云、柁（字亦作レ舵）正レ船木也、楊氏漢語抄云、柁船尾也、或作レ柂、和語云二多伊之一、今按、舟人呼二挾杪一爲二柁師一是と

有り、其住吉ヶ岡で回向ヶ岡也と云へる所に無り(平野)と有るが如く、昔に每造と云へる物にて古にも無りけむ、今も龍ニ柱柄を書て押へ物たりければ御足の勾れる狀に堪へさせ給へる御事とこそは所見させ給へりけれ、猶此の[illegible]も小濱に今の御里御舘の間は本より[illegible]たりしにて、御山の麓まで[illegible]の[illegible]する汀濱にて、昔には常に[illegible]濤で云ふと海にて常に海石の崎立ち並れる小濱なりつらむからに然る古名は有りしにて、其濱の濱などを連つる磯の端に赤ずいける古俳に、諸の皇孫等の神集ひ御在し坐して此地を常宮とさせ給へるに依りて濱宮とは云へるなり、予此に詣で其宮に去年も詣で其邊を見るに、東西南方より山に挾まれて御宮の地は其懷に在りて、其前邊を離れては廣く沙濱の地にして、今神宮の宮地より往來の町家の地に係て笠沙浦に至る迄凡て古は海なりし所の、次第に埋れたりし狀なりければ、今笠志之小濱と云ひけむ地は今も猶其跡く見えつれてなむ有りける。記傳に、內山眞龍云、今謂る吾小濱は今は田地に成て武志村と云ふ、此村今は長門郡蒲生郷の內なり、と有り、其抄に武志村に鹽土老翁と申す有て播八十命を祭ると云へれども、其は此古事記の文を眞眼相照し成せて見る時は然は云ひ難し、其は後に播八十能の村を祭せるなどより[illegible]に二程人の命等に成る可くや、先に云を見合す可し)〇天之御舍は、上に注るが如く此上文に、唯僕住所者、如ニ天神御子之天津日繼所ニ知之登陀流天之御巣ニ而、於ニ底津石根ニ宮柱布刀斯理、於ニ高天原ニ氷木多迦斯理而治賜者とを作らせ給へる天之御巣是なり、天之と云ふは天上の宮造に擬に傚はせ給ひて造てさせ給へるを以て云ふにて、第二ノ一書に謂ゆる天日隅宮の御事にて、即所謂杵築大社是なり、延喜式神名帳に出雲國出雲郡杵築大社[illegible]等是云々と有る天御舍は、すなはち天上の儀式を用ひて造らせ給ふが故なるにて此と同じ例なるなり、神代紀十四（五十

一丁）に御舍は美阿良可と訓む、平田古段又朝倉宮段に知ニ天皇之御舍一とも見え、祈年祭詞に皇御孫命の瑞の御舍仕奉て、大殿祭詞にも皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉て、大殿祭詞に皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造仕奉礼留瑞之御殿（古語云ニ阿良可一）古語拾遺に瑞殿（古語、美豆能美阿良可）と見え、橿原大宮造の所に仍令ニ天富命（太玉命之孫）率ニ手置帆負彦狭知二神之孫、以ニ斎斧斎鉏一始採ニ山材一構ニ立正殿一、故其裔今在ニ紀伊国名草郡御木麁香二郷一（古語、正殿謂ニ之麁香一）採ㇾ材斎部所ㇾ居謂ニ之御木一、造ㇾ殿斎部所ㇾ居謂ニ之麁香一、是其証也と有るを、和名抄に荒香郷と云ふ有りて、御木郷と云ふは見えず、萬葉一（廿二丁）に、荒妙乃、藤原我宇倍爾、食国乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等（二十八丁）に、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而など有り、名香は在所か又は在波詞にても有るべし、波詞は何所を波詞など云ふ波詞にて、惟に其處と定まりたる處を云ふ、（補意）と云はれたり、今按ふに在所の意の方勝れるにや、四時祭式に鎮ニ御在所一祭と有るも字音にて訓むべきならめども、前後を考ふるに此も御殿を鎮むる祭と聞え、又中昔の書共に阿理訶と云ふ事多く見え、上に注せる住所などの詞は凡て人の住著く處を云へるなれば、此も其に准らへて思ふ可き者なりかし」、菅家萬葉集に、荒金之土之下丹手、又古今集序に阿良詞混の地にしては、など云ふ貴有れ、是傳の細書に云はく、地の枕詞に阿良詞尼能と云ふも舍根なり、地は舍を立つる根なればなり、底津石根に宮柱布刀斯理と云ふを見ㇾ可しと云はれ、又主膳間橋巻にも、地の枕詞に阿良詞混能と云ふは殿舍根のなり、古殿舍を美阿良可と云ひしは常なり、其を御と云はば唯阿良可とのみも云ひしにて知るべし、倍古の殿舍は伊勢の大神宮の如くして柱を地に掘入て立てたりしかば、地は殿舍の根なる由なり」とも云はれき、其は阿良可より続ける言葉も有べき事な

から、其意詳は傳十八卷に注せるが如く未竟言名に、其、高皇産靈尊と有て、此は漢字は上より分る丶言なる故に云ふと見ゆ）○造は、其神の治賜ふを宣し給へるが如くして、天之御量を出て注すれる由なり、其造作の事は上に注せるが如く傳二ノ二卷に、即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神、定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者と云々と有る、其神等をして此天日隅宮をば令作給へるなり、其出雲風土記に神魂命詔、五十足天日栖宮之縱横御量千尋栲紲持而百結々、八十結々下而、此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天下給之と見えたり、循此の造は其宮を造りて治め奉る事を云ふなり、然る例古言には多き事にて、萬葉二（廿八丁）に、由縁母無、眞弓乃岡爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、明言爾、御言不御問、日月之、數多成塗と有るは、其（二十五丁）に、朝毛青、木上宮乎、常宮等、高之奉而、神隨、安定座と有るが如く、其宮に領り坐す事を云はずしては云足はざる心らすれども、然らずして領り坐す由に通ゆるは古文の妙なる所なり、已に此をも上文には底津石根二宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而治賜者と有るは、彼の玉垣宮段に作二理我宮一如二天皇之御舎一と有るに等しき所なるを、其造と云ふ事を云はずして、治賜者と其顯露事を治め給ふ可き由を申させ給へれども、自然に令レ造の意を含めるに相當しき者なるをや、（然れば右に引ける上文には、造と云ふ事を略きて領べさむ事のみを宣ひ、此には其天之御舎を造らせ給ふと云ひて其領奉る事を略かれたるながら、互に相照して其義理少か漏る所無くして甚能く通ゆる者なり、此を以ても上に謂ゆる天之御巣と此天之御舎とは等しき事なるを知るべし）○水戸神は、同記に生二水戸神一、名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神と有りて二柱なり、書紀には四神出生章第六ノ一書に、水門神等號二速秋津日命一と有れども、其御

實段なる伊豆能賣神はしも正しく其大戸道に當る可き由、已に其大直日神段に委しき考説の有るが上に、其詞に出たるも其直毘之御乃八百萬乃八百萬之神乃八百會神座ぞ、諸國神名帳等に云々とのみ有て、此神の事を云はざりければ、此は女神一柱なるに違有るまじき由傳八に已に辨へたるが如し、然して此神にしも天穗日命の后神と成らせ給ひししける由に、先づ彼五男神の中に天穗日命熊野大隅命と一神と爲て聞くべし、傳十三及上に注せるが如く、出雲風土記に出雲郡伊努郷、郡家西北八里七十二歩、國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣能命之社即坐、郷中、故云二伊農一（神龜三年改字伊努）と見えたる意美豆努命は、[illegible]美意鴨大神に坐し、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣能命は天穗日命にて渡らせ給へるに、神名式を見れば伊努神社同社神魂伊豆乃賣神社と見えたる此にて、其后神にしも大戸神にて御在し坐す由は明らめ奉る可きなり、（亦名を天甕津日女命とも申して、其御子伊努比賣命の名を[illegible]命と申すは大國神の后神にて渡らせ給ふ事、委しくは傳廿四に注せるが如し、而天夷鳥命の御兄弟にて御在し坐せり、又此に神魂の名を負らせ奉れるは、神魂命の御命以て開せ奉らせ給へるに依れる可き事なり）（伊努は、比古と同じかるべし、神名式に山城國綴喜郡棚倉孫神社（名神大）大和國高市郡巨勢山坐石椋孫神社、攝津孫神社、河内國大縣郡由孫神社、尾張國愛智郡孫若御子神社（名神大）、出雲國出雲郡阿須伎神社同社阿遲須伎高孫根乃命と有るなど、其孫ノ字を比古と訓める同例なり、記傳十四（五十四丁）に、孫は和名抄に爾雅云子之子爲レ孫、和名無麻古、一云比古と有る中に比古と云ふぞ正しかる可き、孫ノ字古くは皆然訓あり、又曾孫を比々古と云ふも比古の子と云ふ意にこそあれはなり、今俗に曾孫を比古と云ふは比々古の訛れるなり、借孫を無萬古と云ふは馬孫などまをす後には宇萬牟米と云ふ例にて、本は宇萬古なり、其は

玄孫子にて子等の父子等の次々に生息れる意の稱なり、是も古き稱とは聞えたり、備此の孫は遠く子孫の意に云へるかとも見ゆれども、彌子の子を云へるなる可し と云はれたり、其は右にも云へる如く天穗日命其子天夷鳥命其子伊佐我命を正しく孫八重事に當れると思しければ、子孫を遠く云ふ方には非ず、但此をば天穗日命之孫とこそは云ふべけれ、其方神の方より孫と云ふ事は如何なる事ながら、此は天御饗を奉る料の天平瓮の埴を海中に求に入る事を云ふ件なりければ、御祖神の御助に依らせ給ふ事なるが故に、其職の方に就て此は水戸神之孫と傳へたりし者なるにこそ、(此孫ノ字を俗に萬古と訓むなるは、右の字萬古の略なる事、比々古を略きて比古と云ふに同じかる可し、備比古比賣と對へる比古の事は別なる由有て、傳三卷大戸摩彦尊大戸摩姫尊の所に注せるが如くなるを、孫を比古と云ふは彌子と云ふにて子を經て子なる謂なり、上にも少か云へり)○櫛八玉神、記傳十四(五十四丁)に、櫛は奇にて八は彌玉は布刀玉命の玉と同じくて手向の約りたるなる可し云々(下略)と云はれたれど、御饗を奉る事を手向とは云ふまじければ、玉は多末と同じくして其膳夫として多米都物を調へて奉り給ふ由なる可し、記傳九(七丁)に、味物は多米都母能と訓むべし、明宮段に種々之珍味と有るも如此訓むべし、其證は大嘗祭儀に主基兩國所獻多米都物色目と有て、其詞に御神酒倉代雜物多米都物。菓子飯などの色目見え、又大多米津酒、大多米酒、波多米御酒、多米米、大多米院と見え、大嘗祭式にも多明米、多明酒、多明酒屋、多明料理屋などと見えたればなり、古に凡て美味き飲食を云へるなり、姓氏錄多米連條に成務天皇御世仕奉大炊寮、賜多米連也、又多米宿禰條に成務天皇御世仕奉大炊寮、御飯香美、特賜名と有るを以て知るべし、(取意)と見えたる是なり、予又傳十二、二十に注せれば其で見るべきなり、此神の膳夫

と爲て仕奉られし由を思ふに、玉をば右の多米と同じく見るより外無きを、傳八に注せる如く倭姫命世記皇太神御遷幸の所に、出雲神子出雲建子命一名伊勢都彥神一名櫛玉命云々、五十鈴川後江仁天奉二御饗一と有る、後江の其川の水門なるに、櫛玉命と櫛八玉神とは彌の意の八の言の添れるのみなるが、其御饗を奉られし所以に合せ見る時は、其玉も多米なる事灼然き者なるかし、（但櫛玉命は神代の神なり、御遷幸は垂仁天皇御世なり、其神の此に出られて皇太神に御饗を奉られし事疑ふ可しと雖も、杜撰とも見えざりければ今抄しつ、此櫛玉命は其櫛八玉命の子か又は亦名か未考へ得ずと雖も、天夷鳥命の子孫たるに疑無ければ、此の古事を取りて其時の事を成せるにや）偖其伊佐我命も櫛八玉神と同神なりと云ふ上は其名義を說かざる事を得ず、故右に伊佐理長（イサリカミ）なる可しと云へるは、次に栲縄之千尋縄打延、爲レ釣海人之口大之尾翼鱸、佐和々々邇控依騰而云々と有は、即其伊佐理を爲る事にて、此神は其漁者の長（カミ）とし云ふ義なる可し、此事は萬葉三（十五丁）に、荒栲、藤江之浦爾、鈴寸釣、白水郎跡香將見、旅去吾乎と有を、一本云白栲乃、藤江能浦爾、伊射利爲流と見え、六（十七丁）長歌に、荒妙、藤井乃浦爾、鮪釣等、海人船散動、鹽燒等、人會佐波爾有、浦乎吉美、宇倍毛釣者爲、濱乎吉美、諸毛鹽燒と云ふ句有て、反歌に奧浪、邊波安美、射去爲登、藤江乃浦爾、船會動流、十二（三十六丁）に、能登海爾、釣爲海部之、射去火之、光爾伊座、又思香乃白水郎乃、釣爲燭有、射去火之、髣髴妹乎、十五（十一丁）に、伊射里須々、安麻能登毛之備、又（十三丁）伊射理爲流、安麻能乎等女波、小船乘、都良々爾宇家里、又（十七丁）伊射流火波、安可之弖登母世、又（十九丁）伊射里須流、安麻乎等女良我、十七（八丁）に、海未通女、伊射里多久火能、十九（廿九丁）に、鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、二十（廿五丁）に、波麻

爾伊泥弖、海原見禮婆、之良奈美乃、夜敝乎流我宇倍爾、安麻乎夫禰、波良々爾宇伎弖、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理など、後の歌にも多く詠みて魚釣り網曳きなど凡て海中にて漁する事を云へり、猶右の如く同言異名なる中に伊佐我命とは其大御饗を奉る料に漁する方に因り、膳八王神とは其膳夫として御饗に奉らせ給ふに因れるにて、各其職を以て名とは成れるなり、(蜻蛉日記中下に、胸の外には鵜舟なりけるなど思えて、猶見ればこ此方には引替へて伊佐理と云ふ物をぞ爲る云々と云へれば、川なるをも然云ふなりと見ゆ、又鴨長明無名抄に、或人云はく阿佐理と云ひ伊佐理と云ふは同事なり、是に就て朝に爲るをば阿佐理と號け、夕に爲るをば伊佐理と云へり、此東の海人の口號なり云々」と有れども心得ず、夫木集五卷に、朝和の海人の伊佐理ぞ思ひ遣る、春の長らに日は成にけり」と詠るは朝に爲るを云へるならずや、此事傳三十卷阿佐流の注に云ふべし)○膳夫は、加志波傳と訓むなり、大殿祭詞別に皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流、比禮懸伴緒、襁襷懸伴緒、大祓詞に天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手襁挂伴男と有るは、後に謂ゆる膳夫と采女とにて、上代には殊に重職なりし事其詞義に就て注せるが如し、斯以て天神御子天津日嗣所知食す大御世の始には大嘗の大御祭を行はせ給ひ、年毎には六月十二月の神今食と十一月の新嘗の御神事御修し坐すを、公事根源に伊勢天照大神を勸請申されて天子御自神饌を供せさせ給ふにや」と有るが如く、其二の伴緒を率させ御在し坐して朝夕の大御饌を進らせ給へる大御政に御在し坐して神饌を奉らせ給へるは、其祭主となりて仕奉らせ給ふ所以なり、此にも膳八王神の爲に膳夫と云ふは其祭主と爲て仕奉らるゝ義なるを知るべきなり、其重職なる由は景行天皇御紀十八年に天皇西征の御時に到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處曰

浮羽一と有て、其供御の器を忘れたるを以て地名とも成る程の事なるを以て其重き事を知るべし、其四十年日本武尊東征の所に亦以二七掬脛一爲二膳夫一と有る、此事を古事記には凡此倭建命平レ國廻行之時、久米直之祖名七拳脛、恒爲二膳夫一以從仕奉也と有りて、自餘の侍臣の事を云はざるを見るべし、其五十三年天皇東國巡狩の御時に、於レ是膳臣遠祖名磐鹿六雁、以レ蒲爲二手襁一、白蛤爲レ膾而進之、故美二六雁臣之功一而賜二膳大伴部一と有る、此事に就て高橋氏文に其命の甍坐しゝを令レ弔給ひて、若之膳臣等乃不二絶在一、朕王子等乎志天佗氏乃人等乎相交天波劒良志女事と云ふ勅命さへ御在し坐しき、是其重任なる故なるに非ずや、記傳十四(五十五丁)に、膳夫は加志波傳と訓て書紀にも多し、繼體天皇御卷には供膳をも訓めり、和名抄に大膳職於保加之波天乃豆加佐、内膳司宇知乃加之波天乃官、主膳監美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐と有り、名義は先づ甚上代には凡て饌を木葉に盛りける、其葉をば何木に在れ摠て加志波と云へり、故饌の事をば執行ふ人を加志波傳とは云ふなり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人と云ひ、今世にも事を行ふ人を某手と云ふ類多し、出雲風土記抄に神門郡武志村に膳夫大明神として有るは此神なりと云へり」と見えたり、此武志は右にも注せるが如く多藝志之小濱の地に非ず、後此櫛八玉神を祀祭れるに因て號けたる者なる可し、又大社志に湊社と申す有り、此は櫛八玉神にて大社より神事を執行ふ社なるが、此をも今多藝志神社と申すなり、又湊社と申すは水戸神之孫にて渡らせ給ふ故に其義を以て稱せるなる可きにこそ、(記傳追考に、今世に杵築に櫛八玉神の子孫とて有り、姓は財氏にて別火と云ふ、此別火毎年の七月四日に身逃の神事と云ふ事有り、海底の塵砂を苞に包み、鹽を燒て明日五日の大社の神事に獻るなり、身逃と云ふ由は彼別火國造の宅に行て此神事を行ふ、其日は國造は宅を出て他

所に居る、此を以て云ふとぞ、偖大社の末社に湊神社と云ふ有り、是櫛八玉命を祀ると云へり」と見えたる、此財氏と云ふは出雲臣の支流などにて此神事を受繼ぎ傳へたりし者なる可き事・上件櫛八玉神ノ所に云へる事と、なる化レ鵜の所に注せる事とを互に考合す可し）○爲は記傳十四（五十五丁）に、爲ノ字は志氐と訓むべし、此事天照太御神高木神の詔命以て任し賜ふ事なればなり」と云れしは、此第二ノ一書なる天神の詔命に又當レ主ニ汝祭祀一者天穗日命是也と有を思はれたる可くして實に然る言なり、然るは右件注るが如く此櫛八玉神はしも其天穗日命の孫にし在ければ、此に大に貴大神の祭主と爲て仕奉らるゝが其即天神の詔命に依れゝばなり、右に引る景行天皇四十年御紀に、天皇則命ニ吉備武彥與ニ大伴武日連一、令レ從ニ日本武尊一、亦以ニ七掬脛一爲ニ膳夫一と有る亦ノ字は、上なる命ノ字と令レ從との字を受けたるにて、天皇の大命を以て七掬脛を膳夫と爲て令レ從給へるにて此の爲字と同じく、又應神天皇二十二年御紀に天皇吉備國に行幸て葉田葦守宮に御在し坐す所に、時御友別參赴之、則以ニ其兄弟子孫一爲ニ膳夫一而奉レ饗焉と有るも、其御友別より兄弟子孫をして膳夫に仕奉らしむる所なる故に志氐とは訓めるなり、（又記傳に云く、那理弖と訓む時は櫛八玉神の自爲る意に成れゝば其義に非ず」と云はれし如くにて、此は天神より令レ行給へる所なり）○天御饗は、此上文に如ニ此之白一而遣ニ天之御舍一而と有るに引合せて讀べし、然るは天神の詔命を以て天神御子の天津日繼所知食す天之御舍の如くして叢め奉らせ給ひ、此よりは天神御子の方より令レ祭給へるなりければ、此には天上の儀を以て仕奉らるる事なるを以て天御饗とは云へるにて、下に謂ゆる天之眞魚咋の天ノ字も此に同じ、大嘗祭詞に天津御食乃長御食能遠御食登、中臣壽詞に天都御膳乃長御膳乃遠御膳止と見え、此第三ノ一書に天甜酒と有る類是なり、右等の文を引て記傳

十四（五十五丁）に、天ノ字は天上にて行ふ御饗の式を用らるゝ故に云ふなる可し、借此に獻＝天御饗＝之時と云ふは、總てを括りて先づ言置て次に其細なる件々をば云ふなり、是文の一格にして中昔の物語書などにも多し、次に禱白而と云ふより獻＝天之眞魚咋＝也と云ふまで即此御饗の件々たり」と云はれたるが如く此は大綱の文、次は小目の文なる者なり、（其天御饗の事に就て傳十七卷に云へる如く、新嘗に庭饗と云ふ一の義有り、又雄略天皇二年御紀に欲下與＝群臣＝割＝鮮野饗＝と所見て、野饗と云ふ語有に依て、天御饗も天之御舍の御饗なるに就て天ノ字を冠らせたるかと思ひしかども、其は甚々粗き說にて有りけり）○禱白而は、大巳貴大神はしも天日隅宮に鎭まらせ御在し坐して幽と顯と世は已に相分れたりければ、其神宮に仕奉りて願辭爲るにて、神事幽事の御政を仰ぎ奉る始なる者なり、斯くして其禱り給ふは何事ぞと云ふに、次に謂ゆる天平瓮造る料の埴を海底に取りて天八十毘良迦を作り仕奉しめ給はる可き由を願ひ奉れるにて、大神の爲に齋まはりの心を盡し竟めさせ給ふ義なれば、此をば唯に櫛八玉神の化＝鵜入＝海底＝の事と、其次なる燧臼燧杵を纔かなる水草にて造るなどは意表なる事なるを、大神の爲に仕奉るが故に其事を係て禱言せる者と見る可きなり、祝詞考に此の文を引て云はく、此は甚々上代には大社に稱へ申す文なり」と云はれ、記傳十四（五十六丁）に、禱白は石屋之段に天兒屋命布刀詔戸言禱白而と有ると同じ事にて、御饗奉る祝詞なり」と云はれしは尤にもと聞ゆる事ながら、此は鵜と化て埴を咋出む爲に水中に入るべき由の願言と燧臼燧杵の事のみにして、此下に鑽＝出火＝云と云ふよりは、其天御饗を料理へて大神に供へ奉る此時を始として、長く遠く仕奉る可き由を誓ひ申せる種辭にて、常に云ふ祝詞の例とは大に趣の異なりける事共なり、此禱白而と云ふ義は傳十七に已に注せりき、（又記傳

に此鷹白す詞は下文に是我育鷹者云々と有る是なり、然るに鷹白と云ふ事を漢書に云ずして此に先づ云へるは、即
鷹を贈る時と云ふに言漏れたり、云々にと云れしは然る言なれど、此鷹白詞を下に云と云へるとは一ならざる事を能
くも分たれざりしなり。○鵠八王神、此傳十四(五十六丁)に 此に存在者は異ぐるは、上は都合にて作し明ふを云ひ、
此は其任を承はりてより下の種々の事を此神の行ふ由に云ふなり と有るが如し、○鵠は未審和名に鵠鶚(和名
鼓二音)一名雎鳩、一名鶚(出玉篇名苑)和名字と有る亦如く、御紀には多く鵠鶚の字を用ひられたり、萬葉二(二十
九丁)に、上國崎、鵜川手立、三(三十三丁)に、阿倍乃島、字乃住石嶋、六(十八丁)に、自國島等、衣見二国も布良、
十七(三十六丁)に、宇奈比河波、伎欲吉瀬毎爾、宇加波多知、又(四十七丁)夜藝波乎毛乎[illegible]波、宇加波多都[illegible]、
十九(十二丁)[illegible]歌に、鵜津島、[illegible]、又(廿一丁)[illegible]、和我[illegible]、宇河波多々佐[illegible]、又、鵜河
立、取左牟安由[illegible]など見ゆ、記傳十四(五十六丁)に、[illegible]、[illegible]色[illegible]、大宗[illegible](日本紀通證云志高豆
止利)小[illegible]云、[illegible]水鳥也、[illegible]、好食魚者也と有り、志高豆止利と字とを大小に分
たるは非なり、[illegible]鳥[illegible]、野津島[illegible]と云ふ俗にて、島津島[illegible]と云ふは一なり、又字を倍云し云へるも如何ぞや、字て
ふ名は[illegible]に[illegible]、字[illegible]比[illegible]とも見えたるぞや(下略)と云はれたり、(右の[illegible]を一本
に水鳥と有るを、右の[illegible]に依る時は水鳥なりと[illegible]も、其鳥に似たるを以て此方にて水鳥の二字を合せて字とは訓
ませたるなる可し、字鏡には[illegible]の字と見え、[illegible]と見えたり、[illegible]代[illegible]の[illegible]と云へる者なり)○化
は[illegible]なり、凡て神の御上は甚奇異なる者にて、其行ひ給ふ事の状に依ては、物に形を變化て其物其事を[illegible]く成

し給ふ者なり、其一二を云はゞ神武天皇戊午年御紀の頭八咫烏の御事を、姓氏録（山城国神別ノ部）に鴨県主（中略）
神日本磐余彦天皇（謚神武）欲レ向ニ中洲ニ之時、山中嶮絶跋渉失レ路、於是神魂命孫鴨建津身命、化ニ如大烏ニ、翔飛奉レ
導、遂達ニ中洲ニ（下略）と有も、空より翔りて道を導るに非ずしては、其路を求めさせ給ふべき由なきに大烏には化らせ
給へるなり、又出雲風土記に島根郡法吉郷（中略）神魂命御子宇武賀比売命、法吉鳥化而飛度、静ニ坐此処ニ、故云ニ法吉ニ
と有るも、古事記八十神段大穴牟遅神の焼殺給ひし時には、蚶貝と化て其母乳汁を塗て作活し給へりしを、又此等其
りて地を易へ給ふには法吉鳥と作て飛度らせ給へるなど、各其例と化りて何ぞ給はずしては事の済び難き所以の有り
ければなめり、記伝十四（五十六丁）に、櫛八玉神の今此鳥に化れるは、勝れて水底に善く潜り入る者なる故なり、と云
はれたるが如く、浪を分入りて海底に物為し、可き事有るには、鵜に化て物為る時は便宜しきが故に、其海底に潜
入らせ給へる間暇に其鵜の形とは化り給へるにて、右に櫛自面と有る事の験有る由を此には記されたるなり、右に注
るが如く此神はしも、天穂日命と水戸神と二柱神の孫なりければ出雲国造の祖なり、然して崇神天皇六十年御紀に鵜
濡渟と云ふ人の所見たるは、同録（右京神別、上天神）出雲臣天穂日命十二世孫鵜濡渟命之後也と有る其名も此に由有
り、此時などは已に人世なれば然る化レ鵜と云ふ事こそは出来ざらめ、然れども其業を伝て海底の埴を取て平瓮を造り
大神を祀れりけむより負へる名にて、鵜濡渟の業ならむと思ゆ、（然れば右に注せる財氏の職は元来出雲国造の家に係
へたりし業なるを、財氏の別れし里より其家に限る職とは成れりし事決き者なり、此を以て財氏は本出雲国造の支流
なる事を明らむ可し）○海底は、和多能曾許なり、此に経緯の差有て経とは水底を云ふなり、緯とは海を云ふにて海

世の毒なる事傳八に注せるが如し、〇入は、潜入て底の塡を咋出る事なり、右に引ける崇神天皇六十年紀に鸕濡渟命は更なり、萬葉にも十三(三十丁)に、上瀨爾鵜矣八頭漬、下瀨爾鵜矣八頭漬、十九(十二丁)に、佐伎多河、鵜八頭可頭氣氐、又(二十一丁)早湍爾波、水鳥乎潜都追など有る意に、潜くと云は水に入る事なれば、此も其心に見るべきなり、〇底之は、記傳十四(五十七丁)に、上に已に海底と云て又如此云ふは、海の底と云ふは唯海水の下方と大凡に云ふ言、此底は正しく底を云ふなり」と有るが如し、萬葉十九(廿三丁)に、藤奈美能、影成海之、底清美、之都久石乎毛、珠等曾吾見流、又、多祜乃浦能、底左倍爾保布、藤奈美乎、云々、古今春下に、吉野河岸の山吹吹く風に、底の影さへ移ろひにけり」同戀二に、「冬池に住む鳰の連も無く、底に通ふと人に知らるな」後撰哀傷に、亡人の影だに見えぬ遣水の、底に涙を流してぞ來し、」源氏若紫(七丁)に、何心有て海の底まで思入らむ、底の見る目も慣かしうなど言ひて云々」など其他にも擧ぐるに遑非ず(凡て底と云ふは物の行至る極みを云ふ事にて、夫木集十四に、「叢雲居の鷹の何と云ひて、壁の底より鶯の音すらむ」又、御室山麓の尾花霜枯れて、嵐の底に弱る虫の音」十八に、「連なさは現とも無き心ちして、谷の底より年ぞ暮れぬる」など壁ノ底と云ひ嵐ノ底と云ひ夢の底と云ふなど皆右の意なり、今昔物語廿六に、近來和歌の道殊に持成されしかば、内裏仙洞攝政家何れも取々に底を極めさせ給へり云々」と有るも、其事の至る極めを盡すを云るなり)〇波瀰は、塡なり、傳七、八、埴山姫神の下に注るが如し、記傳十四(五十七丁)に、和名抄に塡、釋名云土黃細密曰塡、和名波爾、字鏡に塡黏土也、波爾と有り、萬葉には一(廿七丁)に岸之塡布爾、仁寶播散麻思乎、六(十五丁)に、住吉乃、岸乃黃土粉、又(三十一丁)住吉之、岸乃黃土、七(三十七丁)に、山跡之、

宇陀之眞赤土なども作り、埴なる地を埴生と云へり、此土は陶器類を作る土なり」（補章下略）と云はれたるにて明らけし、若て此に海底の埴を取出で給へるは、其天八十毘良迦はしも大神に奉る天御饗を盛る料なりければ、殊に人などの踏荒さゞる清土を用ひさせ給はむとあるにこそ、神武天皇戊午年御紀に夢有二天神一訓之曰、宜下取二天香山社中土一、以造二天平瓮八十枚一、幷造二嚴瓮一而敬二祭天神地祇一、亦爲中嚴呪詛上と云ふ御訓の御在し坐けるに依りて、椎根津彦と弟猾とを遣して其土を令レ取給ひ、其土物を令レ造て天神地祇を祭らせ御在し坐しけるに、果して其驗の御在し坐しけるを以て此物に造る埴をば古は甚じき物に爲させ給へる御事を知るべし、其下に天皇以二前年秋九月一潛取二天香山之埴土一、以造二八十平瓮一、躬自齋戒祭二諸神一、遂得レ安二定區宇一、故號二取レ土之處一、曰二埴安一と見えたる是なり、又倭姫命世記にも又隨二天神之訓一土師物忌乎定置取二宇仁之波迩一造二天平瓮八十枚一天敬二祭諸宮一とも有り、（如此く右の二共に天神より其埴を取るべき所を指示させ給へるを以て、此に海底の埴を取り給へるも大神の御心にして、彼嚝目而と有る事の信驗なる由を見奉り知るべきなり）〇咋出は鵜の魚を咋る如くに海底の埴を咋持ち來給へるたり、若て此一事のみ鵜に化て物爲給へる業にて、此より以下は其本の身に立復らせ給ひての所爲なり、能く此界を讀る可からず、〇天八十毘良迦の天は、天上の御物に擬へるを云ひ、八十とは物數の多きを云ふ事例の如く、下に火を燒く事を云れば天平瓮及嚴瓮なども有りけむを大らかに云へるなり、偖毘良迦は記傳十四（五十八丁）に、神武天皇戊午年御紀造二天平瓮八十枚一の下に平瓮此云二毗邏介一と注され、又次に乃以二此埴一造二作八十平瓮、天手抉八十枚嚴瓮一而、陟二于丹生川上一、用祭二天神地祇一と見え、水垣宮段に又仰二伊迦賀色許男命一、作二天之八十毘羅訶一、定二奉天神地祇之社一と所見たり、

和名抄瓦器類に云、[illegible]、唐韻云、盆瓦器也、爾雅云、[illegible]之缶、[illegible]、盆一名缶、辨色立成云、盆、比良加、今云保止岐ノ[illegible]と有り、盆と瓮と缶同字にて今云ふ盥鉢の類なる者なり、俗に云ふ盆には非ず、字鏡に[illegible]比良加と有り、此は字書に見えず、又[illegible]は字の[illegible]に聞ゆれば比良加には如何、諸陵[illegible]は今の皿又土器などの如くなる物と聞えたり、但[illegible]式に径一尺三寸深一尺四寸と見え、大嘗祭式に比良加二百口各受二一斗一なども有れば大なるも有るなる可し、名[illegible]比良は書紀に平瓮と書る如く深からず平たる形を云ふ、式に多加須伎比良須伎と云ふ器も見え、又今世の酒具に比良有り都類有り是等形に因れる名なり、[illegible]平瓮など云ふも淺在の義なる可し、[illegible]大嘗祭儀式には[illegible]と有り、俗言に器の淺きを佐良伎と云ふ、迦は此類の器の總名と聞えて、式に由加又多志良加など有り、土器の類も迦音あれば本は一なゝめり、大嘗祭式に凡應レ供二神御一雜器者と有る下に齋部曰二由加物一と見え、又由加十口など見ゆ、忌瓮の意なる可し、又太神宮儀式帳に天平瓮十二口など見ゆ、今用ふる比良迦俗に盆瓦と云ひて形は丸き盆の如く、径八寸許深一寸許にて、尋常の土器の如き焼なる物にて、伊勢宇治郷より貢すとなり（取意）と有にて心得べし、桑家漢語抄に平瓮比良加、又八十平瓮八十毛比良賀、[illegible]用二相[illegible]、[illegible]之義也、[illegible]相通也、四面用二土器一之大、[illegible]代々學レ之と云ひて、比良迦を[illegible]の意に云へるは杜撰なり、又[illegible]と云ふは心得ぬ事ながら、右に引る如く比良を取らせ給ふ事を重く[illegible]へば然る意味は有るべし、[illegible]と云ふは其神より始れりと云ふ義なるにや、[illegible]記傳に云く、釋に大同元年太神宮本記曰、[illegible]八十枝[illegible]伊波比戸爾仕奉支、[illegible]方祭之、平賀[illegible]之土器也、今世伊勢大神宮[illegible]以安置之、[illegible]

神座云と云へり、諸神參候之座と云ふは心得ぬ事なり、後の附會なる可し、百錬抄に承安二年九月六日、諸卿參申、豐受大神宮爲ニ洪水ー流損事、正殿下天平賀流損事と見えたり」と云はれき）〇作は、其土器を造らせらるゝ事にて、此より以下は櫛八玉神の本身に成り給ひての所作なり、〇海布は、記傳十四(五十九丁)に、米と訓むべし、米は海藻滑海藻昆布などの類の捴名なり、和名抄に海藻、和名爾木米、俗用ニ和布ー、滑海藻、阿良女、俗用ニ荒布ーと云へり、萬葉十四(三十四丁)に、比多我多能、伊蘇乃和可米乃、十六(廿七丁)に、角嶋之迫門乃稚海藻者、人之共、荒有之可杼、吾共者和海藻、と有る此一首の歌に、如此字を更へて書ければ、和海藻の方は爾岐米と訓むべきか、借和名抄には和布と荒布とを出して若布と云ふをば出さず、又名の一の如く思はるれども、延喜式に和海藻稚海藻滑海藻、又和布滑海藻荒布と之を並べて擧げたる所々有れば別なり、借此に海布と書るは聞ゆれば唯に米と訓べくて、何れの米とも無し定き中に、稚海藻滑海藻などの米に海藻の字を當て、又萬葉七(廿一丁)に、海藻苅舟、海人榜出良之と書ければ、海藻は米の捴名なるに、此字を又爾岐米に用ひたるを思へば、種々の米の中に爾岐米を主と爲るにや云々(取要)と云れたり、右件和布荒布と云ひて一種の名なるに、式に和布を訓みたるは若布とて別に一種たるには非ず、其和布の若き芽を採取て用ふる事なる故に字も同じきを用ふるなり、草木の稚きを若草若木などと云ふに異ならず、借出雲風土記を見るに北海の島々に生ニ海藻ー又は生ニ紫菜海藻ーと云て、荒布の事一所も見えざりければ、此海布は云れたる如くに和布と見て大に味有る事、次に云ふ燧臼の條に考合す可し、(萬葉三卷廿丁に、然之海人者、軍布苅鹽燒云々と有る軍布を米と訓るは、和名抄に昆布、和名比呂米　一名衣須須女と有る其昆ノ字通はして軍ノ字を用ひたるにや、然れども昆布は夷布

ともいひて其海には絶えて無き者なりけれに、其字を用ひたるのみにて猶和布の方たる可し）○柄は、道辭本に此なるを加良、次なるを久佐と訓たり、萬葉十七（三十八丁）に、之良奈美能、與世久流多麻毛、余能安比太爾と有は、白浪の寄來る玉藻の節間と云事にて、十九（廿七丁）に、八隔浪間、所珠藻乃節間毛と有に同じく、凡て藻の莖にて莖有りて其に竹の如く節有る者なり、記傳十四（六十丁）に、和名抄に大枝曰レ幹、和名加良と有る是なり、幹ノ字注に艸木莖也と有り、柄ノ字は斧の類又斧などの柄の事にて意異なれども、其を同じく加良と云ふ故に通はして書けるなり、物の柄を云ふも草木の莖を云ふも加良てふ名は一なる可し、漢國にても木枝の大なるをも云ひ、又斧柄をも云ひて通へる事有り」と注され、又其廿九（六丁）に、多能伎那賀良邇は田之稻幹になり、神代紀に葉莖、字鏡に秆稈、阿波加良と見えて、說文に稈禾莖也と云へり、萬葉十一（三十九丁）に、吾屋戸之、穗蓼古幹、採生之、實生左右二、君乎志將待と見え、字書に草木莖、曰レ幹と云へりと云はれたり、又伊勢物語（六十二段）に、古の匂は何ら櫻花、扱ける幹とも成にける哉」とも見ゆ、借此は海藻の幹なる所を云ふなり、（記傳に出雲風土記に、出雲郡腦島の產物に藻柄と云ふ有り、此は何物にか」と云れき、然れども今在る本には腦島と有る細書に生二紫菜海藻一有二松柏一と云ふ八字有るのみなれば測るなりしにこそ）○鎌は、道辭本には鎌に作れり、記傳十四（六十丁）に、鎌は加麻と訓べし、苅なり、鎌ノ字に苅る意は無けれども假名に其用に用ひたる事、天若日子段に帝に擁ノ字を書ける、是用て以て其體に用ひたると相似たり」と云はれたるが如し、萬葉一（十五丁）に、射等籠荷四間乃、珠藻苅麻須、二（十六丁）に、住吉乃、濱香乃浦爾、玉藻苅守名と有るなど、玉藻にも海藻にも苅ると云ふ事常に多し、○海蓴は道辭本に海蓴と作り、其事は

次に云ふべし本草和名に石蒓（常倫反、性至滑々）一名海蓴（出二崔禹一）和名古毛と有り、記傳十四（六十一丁）に、和名抄海菜類に石蒓、唐韻云蒓水葵也、漢語抄云石蒓、古毛、一云水葵菜、辨色立成云、海蓴和名上同と見ゆ、此石蒓と海蓴と一物にて海に生る物と見ゆ、水草の蓴とは別なり、字書を考ふるに蒓は蓴と同じくて、本草にも蓴一名水葵と有り、海草に非ず池澤などに生ふる物なり、然れば蒓と石蒓とは別なるを、和名抄に一にして唐韻を引きたるは誤なり、又漢語抄に石蒓の一名を水葵菜と云も違へり、大嘗祭式に紀伊國所レ獻云々、都志毛古毛各六籠、令二買多潜女十人一、量レ程採レ備と有る古毛も是なる可し、谷川氏云く、海草に古毛と云ふ物有り、小藻の意なる可し、穗俵に似て丸き物多く著けりと云り」（取要）と云はれき、偖道祥本に以二海藻之柄一と作て海藻を阿斯と訓めり、燧杵に作るには然滑らかにして軟き海藻の方よりは草の葉は莖も詳かに在る物にし在りければ此方尤に似たりと雖も、凡て此時の事共は櫛八玉神の鑽臼し給へるの應へて神異の始めて見はれさせ給ふ所にし在りければ、常には燧臼燧杵などの如きは火に縁有る檜木を以て物爲る事なるに、此には水底に在りて火は更に由無きが上に、然も其海菜の中にても殊に軟弱なる和布を以て臼に作り、又滑在かなる海蓴を以て杵には作れるにて、如何にしても今日の道理の上にては成るまじかりける、難き中にも難き事を物爲るにて、右の鑽臼されし驗とは云ひながら大神に仕奉らるゝ所爲の厚き事を如此く示し奉れる者とも見えたり、（此は尋常なる小賢しき凡人等の得しも信用くまじき事なるにて、奇しとも神しとも云知らぬ深き味はひ有る所なる者なり、偖水菜の蓴はしも本より滑々と爲て軟らかなる物なるを、此の海蓴も其如くにして滑らかにして手にも採り難き程の物なるなり）○柄を、此にては道祥本に久伎と訓るは、海蓴を海藻に作れるに

臣へるならめども、右に注る如く幹と葉とは同じ物なり、和名抄木具に云、玉篇云橥（戸替反、和名久木）柱之串也と有る是なり、○釋日紀、記傳に肥伎理宇須と讀まれたり、大嘗祭儀悠紀主基行列の中に火木燧一荷（納ニ筥二合一、以竹代レ枝、覆以ニ緋綱一、結以ニ木綿一、以ニ布綱ニ繋レ之、其上挿ニ賢木一、擔丁一人、書領左右一人相夾）と有る此木燧ぞ、肥伎須と訓めり、大嘗祭式には火燧に作れれども其訓同じ事なり、靈異記中（廿六丁）に、借ニ燧鑽一乘ニ縁、燃火焼ニ西夜一と有りて、燧を比岐利倩乎と訓み鑽を岐里又毎三と所見たるも是にて、上古は並べて用ひたりし者と見ゆ、然して王業に神宮之習不レ用ニ火打一用ニ火切一と有りて、後には僅に神宮などに殘るのみなりしと見えたり、此を臼と云ふは記傳十四（六十三丁）に、火切を以て鑽り揉む状物を舂くに似たる故に臼杵とは云ふなる可し、今も太神宮忌火屋殿にて神供を炊く火は皆切火なり、其法は能く枯れたる檜の木口を切り、其小口の中央に少し凹みを付けて又錐の柄の如くなる木を以て力を入れて彼木口を強く揉て火を出すなり、右の木は檜にても又は山椿葉と云ふ木にても作るとなり」と所見たり、（又云はく燧ノ字注に取レ火具也と云ひ、禮記内則篇に左佩ニ金燧一、右佩ニ木燧一、注に金燧取ニ火於日一、木燧鑽レ火也と云へり、木燧にて火を打出す可き由無ければ是火切なる事明らけし」と云れき、備行の儀式に木燧と有るは宜しきを、式には火燧と作る、其木ノ字を誤れるならむか、其阿波國貢物の中に、火鑽三枚又神服を織る所の具に火鑽三枚巳上持鑽二徒と見えたる、其は火打にて火燧とは別なる可し）○燧杵は、記傳十四（六十二丁）に肥伎須袁岐と訓べし、和名抄に臼（和名宇須）舂レ穀器也、杵（岐禰）舂稈也と有り、和名抄に火鑽和名比岐利、燧和名比字知と有り、凡て火を出すに打と切との異有り、日代宮倭建命段に以ニ其火打一而打ニ出火一と有る、是打火にて尋常の如し、

又上代より忌て清く爲る火は擣鑽出す事にて、火打をば用ひず火切を用ふ、今に至るまで大神宮の御饌炊く火などは然なり、故に伊勢國にては必しも切出さねども別に忌清めたる火をば切火と云ふなり、借伎留と云ふは鑽ると本同言なる可し、今俗に毛美火とも云へり、靈異記に鑽岐里又揉牟と有れば、古より毛牟とも云ひしなり、錐にて穴を穿を俗に伎理毛置と云ふ、錐と云ふ名は伎留具なる故に其伎留を毛牟とも云る此も同言なり、借右の和名抄又景行天皇四十年御紀日本武尊段に以燧出火、と有るなどに依れば燧は火打なるに、此燧臼燧杵の燧を肥伎理と訓むは如何と思ふ人も有るべけれど、燧は火打にも火切にも通はし用ふ可き字なり、和名抄に鑽を比岐利、燧を比宇知と分けたるは漸後の事なり、借火を切出す法は先づ鑽の字を所以穿也とも穿器也とも注せると、錐ノ字の注に穿器之鋭者似鑽而小と云ふを合せて思ふに、漢國にては鑽は錐の如くに鋭からねども穴を可る器の名なり、然るに鑽燧と云ふ事古き漢籍に見えたれば、火を取るにも彼の鑽と云ふ器に似たる物を以て、穴を穿る如くに碾り揉て出せしと見えたり、謂ゆる燧是なり、必しも金に限らず木なるも有り、木燧是なり、今此に燧臼燧、と有を共に思合すれば、御國にても火を切るには然爲し事知られたり、」(採要)と云はれき、右に引る儀式の木燧は臼にも杵にも渡る名には有れども、鑽ノ字は岐里とも揉牟とも訓を思へば、專此燧杵に能く當れる字にてぞ有りける、(軍防令に凡兵士云々、火鑽一具熟艾一斤云々、皆令自備と見えたるは、右の和名抄に謂ゆる火鑽和名比岐利と有る物ながら、實は後の火打の事と見えたれば何れにも通はし云へりと見えたり、我上古に燧臼燧杵と云ふ如くに委しく分けては云はざりし者と見えたり、右件は次なる鑽出火の注なりしかども、此の二事に取りて注せるは次には其器の事を辨へずても有るべければなり)

（鑽ニ出火一）と、記傳十四（六十一丁）に見宴伎理伊傳氏と訓むべし、倭姫命世記に此問給久、汝等我阿佐留物有米爾曾止問給支等白久、皇太神之御饗之爲奈止、伎佐宇阿佐留止白支、予ニ時日率志止詔而、其伎佐支令レ進ニ太神大贄一而、佐々牟乃木枝乎引取而、作比伎理宇氣比伎理良支給時留、其火伎理出而采女忽比賣我作之天平賀八十枚持而、伊波比戸爾仕奉支と見え、高橋氏文に磐鹿六雁命の膳夫と爲て仕奉給ふ所に、是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖意富賣布乃太子豐日遠乎命ニ火鑽一て、此乎忌火止爲天、伊波比由庭閑天供ニ御食、幷大八洲爾像天八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等供奉始き、（但云安房大神者ニ御食津神一者、今大膳職祭神也、今令レ鑽ニ忌火ニ大伴造者、物部豐日遠之後也）とも有り、大嘗祭式に伴造鑽レ火、伴炊ニ御飯一、安曇宿禰吹レ火と有るは右の例によれる者なり」（取要）と有るが如く、此は櫛八玉神已に天八十毘良迦成就ひて御饗の物共を仕奉らるゝ爲に忌火を鑽出し給へるなり、（又云く、內山眞龍が出雲風土記の考に、神門郡の宇比多伎山は鵜火燒山にて、櫛八玉神の事を云ふ御屋と云ふは此御火炬屋なりと云へり」と有り、今考ふるに、同記に宇比多伎山、郡家東南五里五十六步、大神之御屋也と有るは、朝山郷郡家東南五里五十六步、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所レ造ニ天下一大神大穴持命娶給而、每レ朝通坐、故云ニ朝山一と有ると同じ地にて、式に謂ゆる朝山神社の所在地に在れば、大神之御屋とは其をぞ云ふなる可き、且櫛八玉神の鵜に化給へるは海底の埴を咋出る爲にこそ有りけれ、鵜に化て火を燒給ふと云ふは心得ぬ事なり）又其退考に云はく、出雲國造義孝弘安記に、自ニ天照太神一至ニ意宇足奴命一神々相續十八代也、第十九代宮向宿禰之時、自レ賜ニ出雲姓一以來、至ニ義孝一子々相承廿八代也、雖レ然鑽ニ神火一、飲ニ神水一、未レ甚ニ流俗一と有る由大社の說なり、自ニ天照太神一と云へるは心

得ず、此は自ら天穂日命と有るべき事なり、國造代々神火相續とて第一の大事とす、今世に至るまでも國造家に世を繼がむと爲る時には、先づ意宇郡なる大庭社に行きて神火神水を受繼ぐ式有り、其は神代の火切臼火切杵と云て天照太神より天穂日命に授け給ひしより、國造家に代々第一の神寶と爲て傳へ來る寶物有るを、始め大庭社に行く時此を袋ながら首頭に懸けて持行き、此火切臼火切杵を以て神火を續ぐ、此を火繼と云へり、然る故に國造の世替りを火繼と云ふなり、偖火繼竟りて國造と成りぬれば、食膳を調ふるにも常に此神火を用ひて其を愼しむ事甚々嚴重にして假にも他火を用ふる事無し、偖又正月元日に火祭と云ひて彼神代の火切臼火切杵と云ふを祭る所爲有り、又毎年十一月中卯日に國造彼大庭社に行きて新嘗會と云ふ事有りて國造初て新穀を食はる、此時は熊野社より火切板火切杵を彼の社人持來りて火を鑽出て饌を調へて國造に奉る式有り、其熊野の社人の持來る火切板は長三尺許廣五六寸厚一寸許なる檜の板なり、火切杵は長二尺五六寸許なる細き空木の丸木にて、是は板杵共に毎年に新に作れる物にて此を以て火を採出すなり、偖又此神水と云ふは意宇郡山代村に天眞名井と云ふ有り、式なる眞名井神社是なり、彼大庭社より十四五丁東北の方に在り、國造新嘗の時に此井ノ水を用ふる事とぞ」と見えたり、(此中に其火切臼火切杵を天照太神より天穂日命に授け給ひしと云ふ事心得ず、抑檜は上章第五ノ一書に見えたる如く、素戔嗚尊の御胸毛より化出たる者にて天上の木に非ず、且燧臼燧杵の事は櫛八玉神の始めて物爲給ふ時は、異なる所由の有て海藻を以て造り給ひしを、其は其時限の事たりしにて、其より以後は檜を以て當用に充てられし物の有りけむが、神代より傳はり來て寶と成れるにや)○云は、記傳に廣葉行部良久と訓れたり、此より以下は其奉る可き天御饗を料理ふるに就ての稱辭なり、其は自

佐の字は有れども西宮記文に[illegible]の大殿祭に仕奉らるゝ事を[illegible]て、[illegible]此[illegible]
[illegible]天皇[illegible]給[illegible]、[illegible]、子孫乃八十連屬[illegible]
久[illegible]天[illegible]、云々、由[illegible]、[illegible]、波多
乃[illegible]物[illegible]和[illegible]、[illegible]、[illegible]心[illegible]、[illegible]乃命
等、云々、[illegible]仕[illegible]賜[illegible]と有る、此は其大[illegible]間食さ[illegible]方より[illegible]へるを、此は其大[illegible]を
聞食すを此方より御饌を奉るたる事から其[illegible]は同じ[illegible]、[illegible]天皇[illegible]と有る
類に、此に於ては天原に者[illegible]日御[illegible]と云々と云ふ、其[illegible]ふる[illegible]の相違へるをも見る可き者なり、斯る例は猶にも
多く有る事にて、萬葉十九(四十四丁)[illegible]何れも[illegible]なる中にも、[illegible]、久[illegible]、[illegible]代[illegible]、[illegible]
可[illegible]良[illegible]、[illegible]と有などは、殊に此の歌に相似たり、(記傳に、上の[illegible]と有る言を此云事の上に移して
心得べし」と云はれしかども、其は右に注るが如く此間に[illegible]されし由は化て[illegible]に入り、其頭を[illegible]て[illegible]に作
る神にあむ事と、海布[illegible]を以て燧臼燧杵と[illegible]して其より火を鑽て其御饌の[illegible]に用ひむ事とを顧[illegible]されしにて、此
説には係らざる者なり)〇是我所[illegible]火者は、上に「[illegible]出火」と云ひて、已に鑽れる火に[illegible]て[illegible]ふたり、右に注る
が如く上に「作[illegible]八十[illegible]」と云ふは火らかに云へる事にして、此に合せ見れば[illegible]も其中に在て作らせるなり、然
るは此火[illegible]出[illegible]へる事を云ふは、右にも引る[illegible]其文に、[illegible]火鑽[illegible]此[illegible]火[illegible]
と見え、大嘗祭儀に[illegible]、云々、[illegible]、[illegible]、内[illegible]諸氏

伴造、各供二其職一科二其御膳一」と有るが如く、火を鑽ると云ふは其天御饗に奉る物を煮炊く爲なるが、其とは云はずして天之新巢之凝烟之八拳垂麻弖燒擧、地下者於底津石根燒凝而、と申し給へるは古文の奇しく妙なる所なり、已に神賀詞に伊豆能眞屋爾麁草乎伊豆能席登苅敷弖、伊都閇黒益之と有も、國造の神事に久しく忌籠る事を伊都閇黒益之の一句にて云取りたるに同じ事なり、(後釋に、伊都閇は書紀神武天皇御卷に嚴瓮、此云二怡途背一と見え、紀記傳などに忌瓮とも有る是なり」と云はれ、「黒益之は祝詞考に、煤にて燒けば黒くなる故に瓮など燒く事を如此云るなり、田舍人などの鍋の尻黒ますと云ふ是なり」と有にて通えたり、是火を燒く事を云はずして物を煮炊くを云ふと聞え、此なるは火を鑽く事のみを云ひて物を煮炊く事を云はずして其と知らせたる、古文の妙用なる者ぞかし)○於二高天原一は、下に地下者と如此状に對へ云ふ格は、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、云々、高天原乃青雲乃靄久極美、云々と並べたるに同じき者なり、借此の押揚に甚々妙なる事こそ有けれ、此於二高天原一と地下者と云ふは火を燒く事の甚じき由にて、其意は天御饗を許多奉れる謂なり、然るに上に燧臼燧杵と云へば淺濃の微かにして小き物を用ひるより、次第に末太りに如此く天地を究めたる事を云ふ詞等に至ては人力の及ばざる所にして、注者と雖も心の及ぶまじき妙應は此に在るなりけり、○神產巢日御祖命は、此御天降段に至て高皇產靈尊を其記に高木神と申せるに等しく、此も皇產靈尊の亦御名に御在し坐して御祖命は女祖命と申奉る義なり、其例を擧てなには、古事記八十神段に御祖命と聞ゆるは大穴牟遲神の御母神を申し、白檮原宮段に其御祖伊須氣余理比賣と有は、其御子等に對へて申せるなり、訶志比宮段に其御祖息長帶日賣命と有るは其太子品陀和氣命に對へるなり、 其明宮段の末なる伊豆志袁登賣神條に御祖

皇祖母二之時、御祖祭日と有て、此は先に祖母と云ひ後には御祖と云ひて其同じき由を聞かせたる者なり、又御紀の文法は綏靖天皇元年御紀に皇后を皇太后と有るを始めとして歴朝其例なるは、新帝の御世始に前朝の皇后を尊崇めて皇太后と申させ給ふ御事なるが、其皇太后は大御祖と訓むべき事下に辨有り、皇極天皇二年御紀に吉備嶋皇祖母命と有るは天皇の大御母にて渡らせ給ひ、孝徳天皇前御紀に天皇即位の御時御在し坐して、是日奉ニ號於豐財天皇一曰ニ皇祖母尊一と有は、右の尊ニ皇后一曰ニ皇太后一と云ふ例に同じ、其よりは皇祖母尊を以て御紀に書させ給へり、天智天皇三年御紀に嶋皇祖母命と有るは舒明天皇の大御母に御在し坐して、當今よりは大御祖母にて渡らせ給へるなり、此等の皇祖母を須賣美於夜と訓るは、御祖命の上に皇の言の添れるなり、賀茂舊記及び本朝文集に御祖多々須玉依媛命と有るは、其丹塗矢に通ひて生み奉らしゝ天神御子に對へて云へり、出雲風土記仁多郡三津郷の下に大神大穴持命御子阿遲須枳高日子命、御須髮八握于レ生、晝夜哭坐之、辭不レ通爾時御祖命御子乘レ船而率ニ巡八十嶋一云々と有る御祖命は、次には御祖と有て即其御母田心姫命の御事なり、神名式に山城國愛宕郡賀茂御祖神社（並名神大、月次、相嘗新嘗）と有るは、賀茂別雷神の御母玉依姫命にて渡らせ給へる事傳十三、十五、廿八に注るが如く、河内國讃良郡高宮大社御祖神社は高宮神社（大、月次、新嘗）の御祖神と聞え、阿波國麻植郡建嶋女祖命神社と有などは殊に目易く書れたりし者なり、客棲忠社（二丁）に、少さき時は女親の事を云々、大和物語に、若き時に女親に失せ給ひにけり、母持の子に在すかりければ、源氏葵（三十六丁）に、唯女親無き子を置きたらむ心ちして、注に母無き子なりと有り、澪標（廿九丁）に、女親に離れぬるは甚哀れなる事にこそ侍るめれ、螢（八丁）に、甚女親だちて繕ひ給ひし御氣にひを、常夏

(三十丁)に、此帯刀が女親は左大将と聞えける、御息左近少将にて御在しけるをなむ養ひ奉りける、又(五十丁)に父母の御在せぬに幸無き身を知て、何で死むと思ふ心深し、食補集に、女親無き兒の云々と有など何れも女親と云へりければ、御祖命は實に女祖命なるに違有まじき者なり、此に就て男の方なるにも御祖と云ふ事も有は眞親にて、其交際を受くる謂なる可からむ事傳八及び上に云へる共を合せ考ふ可き者なり、(記傳十卷十八丁に、記中凡て御祖とは母を云へる例なり、抑父の於夜なるは本よりの事なるに、母をしも殊に云へる所以は、子は母の許に生長しなれば父よりも親睦じく、同家に在る故に朝暮の事に觸れても御祖とは先づ母を云ひしなり云々」と云はれたれども、父を措きて母を親睦じく有ると云ふも當の理にも叶はざれば、女親の義に見てなむ穩しかる可き）○登陀流は上に注せり　○天之新巣は上に注るが如く天之新宮と云ふ事にて、此は大國主神の天之御舍にて燒奉る火高天原に於て神皇産靈尊の新宮を燎垂す計に仕奉らむと申給へるにて、此大神に天御饗奉る由を天神の所知食す程にと云ふ事なり、さたる八拳垂摩氏の所見合す可し　○凝烟は、記傳十四(六十四丁)に、和名抄に焔煤、唐韻云焔煤、灰集ㇾ屋也、和名須々と有り、萬葉九(三十九丁)に、廬八燎、須々陶燒と有を、冠辭考に廬屋に燒く火の煤と受たり」と云れたり、同十一(廿七丁)に、雖波人、葦火燎屋之、酢四手雖有と有る酢四は、煤びの訓りたるか、此も凝烟の事たり」と見えたるが如し、(此哥萬葉には讀人不知なるを、拾遺集四には人丸と爲り、古今六帖人丸集共に出でたるを、一句を煤垂れどと有り）○八拳垂摩氏は、家は煤垂るは古く成に從ひて、八拳にも十拳にも成る者にし在りければ、遠く長く仕奉る可き由を係て申給へり、記傳十四(六十四丁)に、火を鑽く煤を且凝烟の多き由の祝言なり、皆於高天原者と云へるは、燧に燒て烟の

高く知立る事を掌とく云へる詞にて、古語の宮柱太知り高天原に氷木高知りてと云ふと同意なり、次に地下者と云ふに対ひたれば地上者と云ふ事も具く言へるなり（下略）と云はれたるが如し、偖右に述ぶ神名と吉から註、其神等の御事もこそ云ふべけれ、然るに高天原に御座しませる神産巣日神命の天之御子を以て称へ申せるは、此天日神言は出雲風土記に神魂命の御命以て造らしめ給へる趣なりければ、此を以て云へるにて、其大御業仕奉らせ給ふに古の大国主神の為に仕奉れる神等の同事にし作りければ、其有にて燃上ぐる火の烟の大空に御見せ上りて、高天原なる神産巣日御祖命の天之御巣までも係りて、其御量の深くる所に天御饗を捧げ供奉る可き由を申給へるにて、云ふ天御饗に注せるが如く此膳夫と為て仕奉る事は天神の御命を奉はれる事なれば、此大神に勤しみ仕奉る旨を天神にも所知食す許にと云ふ意を含めて称へ申させ給へるなり、然らずは此燧火の事に就て其神の御名を殊更に如此く申立て申すまじきふ可くも非ざりける者なるをや、（記傳に、此神は神産巣日御祖命の御子とは於高天原者と云ふに因て殊に言ひ立てるのみなり、實に此神は隠れる大國主神の寄して言の御意を云ふなり」と有れども、然る無用の言を添て文を成せる上古の風ならず、且云ふ御意の言は意に畏られたる事、上に注せる如くなれば更に由無くなむ）○燧挙は、火を推じく燧立る事なり、凡て賢き事物ともく貢状を仕奉る由にて、右に其列臣の天上まで貴備で天神の寄託をも使承す許に其の火を火に云るも、此燧立る火の大たるを燧と称て云へるなり、偖上古には其燧の立へる事を甚じく貴賞へる事には有つるなり、先づ神武天皇戊午年御紀原に「せさせ御在し坐して、其土の賊を征奉らせ給ふ時に、又火名日」厳香来雷」其名焼二厳山罹」と所見たるは、火を焼く事を甚く忌慎まず御在し坐しける御有状なる事、右其二拾火一の所に合せ

て見えり知べきなり、其得天皇十二年御記内律の所に、昨天皇南宮に吾も出御ニ日、於ニ南門一望氣を見ると云ひ、雲の起はへる状を望見なし〻由なり、其書は仁徳天皇御記四年に詔ニ群臣一曰、朕登ニ高臺一以遠望レ之、烟氣不レ起ニ於國中一以爲百姓既貧、而家無ニ炊者一（中略）詔曰、自レ今之後至ニ于三年一、悉除ニ課役一、以息ニ百姓之苦一（中略）三年之間百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁と見え、其七年に天皇居ニ臺上一而遠望之、烟氣多起、是日語ニ皇后一曰、朕既富矣、皇后對諮す、其后對諮、何謂レ富焉、天皇曰、烟氣滿レ國、百姓自富歟と見えたる是にて、炊烟の盛に起るを以て國の富饒なる證に取らせ給へるなり、萬葉一（八丁）に、天皇登ニ香具山一望レ國之時御製歌に、國原波、煙立龍、海原波、加萬目立多都、怜悧國曾、蜻嶋、八間跡能國者、とある其意をも思ほして詠ませ給へるなり、又（三十丁）貧窮問答歌に、可麻度柔播、火氣布伎多弖受、許之伎爾波、久毛能須可伎弖、伎叙米、事を和須良布留と有るは、右の民を詠める者なり、備此には火を焼ゅと煙の八束穗と云ひて、烟の事をは其中に合せ知らせたる者なりければ、右等の事共にも引合せて心得ずは有るべからざる者なり、（新古今賀に、高き屋に昇りて見れば烟立つ、民の竈は賑ひにけり」と詠れば、其高津宮の御事なるに、有六帖に、改まる今日を今年の始とて、民の竈も烟立添ふ」と有なども同じ意味なる者なり、此等の事共は傳世國史等の下に云へりき）○地下者於ニ底津石根一は、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地底津石根乃極美と有る是にて、御竈を居る地底の石根を云ふ、右に於ニ高天原一と云ふに依りて此の地底の事をも准じく云るなり、但右常磐遷に、勿遷化合ニ根苅下一と有は黄泉國の事に當たるなれば、其國までに係て高天原に對はせたるかとも見ゆめれども然に非ず、此は唯其上面の底下たる事を大らかに云へる者なゝめり、底津石根の事は上に注せり、○總て此御歌は、多くは

良將進字の、道路未には手使追等の底と訓めり、記傳十四（六十五丁）に、燒着面は竈の下の土は燒て石の如く堅固さる者なり、其を甚しく底津石根までと云ふは、上へ登る事を高天原云々と云へるに同じ、出雲神賀詞にも自御[illegible]足爪も見爪鳴言亦き、大宮柱門神柱宮門柱等上津石根爾踏凝米、下津石根爾踏凝之と有り」（下略）と有が如し、然れ共此に云ふ神は鑽火を鑽て天御饗の物を煮炊く由の稱なるが、此にて修めたる者には非ず、此次をも放ちて見る可からず、其儀は此に拝奉へて煮も燒もして奉れるたる可ければなり、高橋氏文に磐鹿六獦命申久、六獦命ニ料理一供奉、伊波比由白天、遣レ喚ニ云々人等一、爲レ膾及煮燒雜造盛天云々仍ニ供奉一と有りて、下に堅日遵季令火鑽天、此乎忌火止爲天、伊波比由此門天供ニ御食一と見えて、煮るにも燒くにも忌火を穢レ用たる状なるに合せ考ふ可くなむ、（記傳に、此御饗を奉る事を云ふとて、其火を鑽出づる事を如此委曲しく云ひて、其祝詞までを載せたる所以は、上に大國主神の御舍の事を白給へるにも御巣の事を主と白申し給へる故なり、云々」と云れしは然る言ながら、御舍と御巣とを別に爲られたるは例の非なり）○栲繩は、第二ノ一書に四以ニ千尋栲繩一結爲ニ百八十紐一、出雲風土記に千尋栲繩持而結々八十結々下而と見え、又記傳に引れたる齊明天皇二年紀に、佐伯連栲繩と云ふ人名見え、萬葉二（四十丁）に、栲繩之、長命乎、五（三十八丁）に、水沫奈須、微命者、栲繩能、千尋爾何等、慕久良志都、中務集に、栲繩の夏の日くらし暮雨て、何ど如此長き命なるらむ」千五百番に、背屈せし千尋栲繩打はへ、長き命を結び置けむ」夫木三十三に、千早振る千尋栲繩百結び、打解て見よ長き心を」など有り、又夜寝集一に、伊勢の海に經ても餘る栲繩の、長き心は我ぞ勝れる」新千載雜三に、伊勢の海の釣の栲繩我方に、ふ引かねば來る夜はも無し」夫木十五に、栲繩を千尋の濱の繩延し、是に

や蜑の世を盡すらむ」卅一に、蜑の住む里に乾すてふ栲繩の、長き恨みは今日ぞ苦しき」と有など、漁の事に用ふる延繩（ハヘナハ）と云ふ物なる由次なる打延の下に注るが如し、此栲の事は已に傳十七、廿に云へりき、○千尋繩は、夫木卅三に、得ぞ知らぬ千尋の繩を沈めても、及ばぬ海の底の心を、と有を始として、右に引る共に千尋栲繩など云へる是なり、凡て物の長き事に千尋と云ふは萬葉十九（十四丁）に、投矢毛知、千尋射和多之、夫木二十に、萬智の山霞居に見ゆる岩根より、千尋に懸る瀧の白糸、拾玉に、中々に百に九つ足らぬこそ、千尋に餘る情なりけれ」壬二集に、君が代は千尋の底の細礫の、鵜の居る程に顯るゝまで」など見えて、千尋は唯長き事を云ふ也、○打延は、古今類一に、伊勢の海の蜑の釣繩打延て、苦しとのみや思渡らむ、拾遺長歌に蜑の釣繩打延て、引とし聞かば物は思はじ、新六帖に、海原や底の心も知らるやと、蜑の栲繩打延て見む、など見えたる是にて、釣繩を打延へたる事を云ふ也、借此は古今雜下に、思ひきや鄙の長路に衰へて、蜑の繩繰（タ）ぎ漁爲（イサリ）むとは、と有は、繩を繰（タグ）り寄せて漁を爲る事にて、今も延繩（ハヘナハ）と云て繩に鉤を多く垂れ置きて魚の悉に餌を喰て懸りたらむと思ふ程に繰（タグ）り寄せ上るを云ふ也、頭書術勘に多具とは多具流と云ふなり、栲繩など云も此意なり、即多具繩と云は多具流繩と云ふを略したりと云ふは、續繩と栲繩とを一に爲たる誤なり、又右の綴一ノ二の句を蜑の栲繩と作て其說に云く、蜑の栲繩とは網に著たる大繩なり、日本紀には栲繩と作り、多具流繩と云ふなり、綱は十廿町許きを延置て其大繩を引けば苦しと寄たるなり、萬葉には綱手繩と背り、但陸御本には蜑の釣繩と有り、此を魚の鉤を喰ひつれば鉤の緒の繩を繰寄せて魚を取る云々、唯蜑の釣繩打延て繰る物なれば打延て來ると云ふ由に比へて詠るとぞ侍りし」と注せる、栲繩の說は誤なれども、次なる釣繩の事は實に爾

れたり、三代格十四（七十五丁）延暦に、此は千尋の大綱を海中へ遠く引延へ置て一度に許多の魚を捕る網にて、今世にての寄人の住にある事なり、[illegible]の中に網を海底に沈る事を釣には非ず、然れば[illegible]と云ふも、此打延置きたる大綱を[illegible]海に延へ引き許多の魚を引寄せて取るを云へるなり」と云はれしは、古に網綱と云ひ今世には延縄と云へる是なり、（但し縄には[illegible]を用ふる故に延縄とも云ふなり）萬葉に網手綱と云へるは六卷三十丁に、[illegible]手網綱を有る此を云ふなる可きか、其は網に[illegible]たる綱なれば此の釣綱には網に由なし、[illegible]なる網手綱の手綱は萬葉九卷十一丁に、[illegible]と有る手網を操り行く事なり、又は長縄とも云ふ、[illegible]と見えつるは、[illegible]手綱なりけり」[illegible]に、[illegible]の浦の引網の綱の[illegible]、其[illegible]の一目なりけり」など有る、[illegible]

[illegible]に釣は[illegible]にして叶はざるを、釣縄と一に言ふは大なる事なりけり、〇釣網は、[illegible]と云べし、上に云るが如く此に以て釣縄と云ひ、[illegible]を合せて[illegible]を云ひ、[illegible]四[illegible]日本紀[illegible]、十七（廿丁）に、[illegible]に釣をし人も今日よりや、千年を[illegible]の江に流るらむ」など有り、[illegible]べし、釣縄（ツルル）の原なり」と云はれしかども然に非ず、上に[illegible]

率る可き由を申給へるなるに合せて、此も海人が釣する體を以て言に其を眞魚等に讀らむと申給へるなれば、更に釣育の義に非るなり、（又記傳に、海人が釣れる體と續く意には非ず、其意ならば海人之釣、釣云々と有らでは聞えずとも云れたり、思ふに此は上に持緒より云々の詠にて直に爲釣と云ひて、海人を此下上に說けるのみにて更に意に拘はる程には非ざる可し、此御文の意を傳す所なればなり、○海人爲釣海人と續きたる例は、萬葉三（八丁）に、鹿島在、釣爲海人乎、又湯羅前、釣爲海人之、又（十三丁）釣爲海人之、棋楫丹身、十二（卅六丁）に、花鳥海部、釣爲海部乃、古今集一に、伊勢の海に釣爲る海人の浮なれや、心一つを定め兼つる、など有り、和名抄に、白水郎、辨色立成云白水郎（和名阿麻）今按云、日本紀云用漁人二字、一云用海人二字、と見えたり、此事は[illegible]の傳に注す可し、○口大は、記傳十四（六十七丁）に、大口を寫し誤れるなる可し、萬葉に眞乎も大口乃眞神と續けたへり、借字ならば漢籍共に巨口細鱗と云へりと（取要）と有に依て大口之の如く訓べし、（又云く、又久知岐登とも訓むべけれども、此記に大は皆借字にて用ひたるのみ有ける例に違へり、又延佳本師本には久知見智と有り、若此音ならむには廣ノ字を書くべし、大と書きて比者と訓む例は無き事なりと云はれつるに、平田史には例を外して久知大尾と訓ゐるは妄なり）○尾翼は、記傳十四（六十七丁）に、尾翼は小鰭の意にて尾は借字なり、借小翼と對へ云ゐを以ても上の口大は大口の誤なる可き事を思定む可し、皆て從魚に比ぶるに此魚小翼と云ふ計り淺ゝの様に小き物にも非ずれども、大口に對へて言の文に然も云ふべしと（取要）と云れたるが如し、淺ゝの言は傳十四（六十二丁）に、已に注せり、又思ふに尾翼を大口と對へずとも有り以可きか、文選（上林賦）に、揵鰭擢尾 と云ふに、其なる意々にの意に通へる

音なりければ、此に字の如く居ゝ貝ゝ三にてその佐和々々魚へ係るにこそは有なめ、其は此魚はしも田などに入るゝ時は鮭を以て遠国で起る許り稀しき物なりければ、是魚を誘かして稀に見ましを得たる由の意などにもや、[illegible]に、さし魚を云ひて[illegible]合ふ時は[illegible]云々を其形を云ふ[illegible]無くて其[illegible]見えず、是も其も[illegible]魚に[illegible]ふ物なれば[illegible]實とも云ふ云ひては何れか又とすべし、云々」と云れしは然る物から、其の佐和々々魚を是鯉に並て云々と云ふ意なり）（○[illegible]に、志摩風土記に、[illegible]大[illegible]祇[illegible]之頁と云ふ事有るを見るに、此魚はしも殊に清く鮮かなる物にし在りければ、神の御饌には専此物をば供奉れりしなる可し、本草和名に鰷（[illegible]音[illegible]）[illegible]爲）和名須々岐と有見たり、[illegible]十四（六十八丁）に、和名抄に鰷、[illegible]食經云、[illegible]云、似[illegible]而[illegible]、青色、[illegible]名須々木と有り、萬葉集（十五丁）に、[illegible]江之[illegible]、[illegible]寸[illegible]、日本[illegible]見、十一（三十五丁）に、[illegible]寸取、海神之篝火など詠めり、[illegible]魚は[illegible]在る中に[illegible]しも云るに、出雲國に此魚[illegible]にあく[illegible]作[illegible]で[illegible]の御饌に奉りしにや、風土記には[illegible]郡[illegible]郡[illegible]門郡などの内に[illegible]須々[illegible]も見えたれども、[illegible]事などは見えず」と云れたり、（今も[illegible]江の[illegible]水に在る[illegible]の[illegible]くて美味なる事[illegible]も食ひて見え有りと[illegible]る由とも見えず、此は[illegible]に云へる[illegible]風土記の[illegible]有りて[illegible]る[illegible]なる可し）○佐[illegible]々々通は[illegible]三十年[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]於[illegible]、佐和々々[illegible]、[illegible]出雲、[illegible]と有る、此大[illegible]にも[illegible]見たるか、[illegible]二は[illegible]生[illegible]なり、三は[illegible]なり、四は打し大根にて、打とは[illegible]を打つを云ふ、五は噪々（サワサワ）に在り、六は[illegible]見とぞ、七八九は打

濱す彌木蘗如す來入參來れと云ふ事なるを、佐和々々耳は彌木蘗如す來入參來れと云ふへ係れるを對へ效ふるに、此の佐和々々邇は次なる拔竒騰る形狀を云へるなり、倩此は其拔竒る濱人の騒ぐは木よりの事なるに、其拔竒らるる鱸の騒ぎも別時の事ならざりければ、鱸の事にも係れる事云ふも更なり、今も物の動きの喧しきを邪和々々とも邪和都久とも云へる類是なり、記傳十四(六十八丁)に、佐和々々邇は噪々になり、萬葉四(十五丁)に、珠衣乃、狹藍左謂沈、十四(廿四丁)に、安利伎奴乃、佐惠々々之豆美と有も、皆通音にて同言なり」(取要)と見えたり、其八(三十七丁)に、相佐和仁、誰人可毛、手爾將卷知布、十一(三丁)に、相狹丸、吾欲云、開木代來背と有る、相佐和の相は逢にて、佐和は此の噪に同じく、物に逢て眞に噪ぎ物爲と卒爾なる義なるが、此と言は同じ、(右の御紀の佐和々々耳を私記に師說左波也加爾也、と清爽の義に注るは誤なるを、記傳卅六卷に其說をば立て云はれしは當らざるなり)○拔依は、記傳に濱より渚へ掩令ㇾ寄るなり、祈年祭詞に八十綱打掛弖引寄如事と有りしと見えたるが如しは○騰而は、其濱より渚へ掩寄せたる釣縄を魚と共に引擧る事なり、今も綱又は釣などに引擧ると云ふ是なり、○打竹、道祥本に折竹と作り、記傳十四(七十丁)に、打字舊事紀に折竹と作るに從て思ふに、拆を誤れる者にて佐伎陀氣なる可し、其紀は木より此記などを取て書る者なれば、古本に拆と有りしを取れるが、後に彼は折に此は打に誤れるなり、萬葉七(四十一丁)に、吾背子乎、何處行目跡、辟竹之、背向爾宿之久、今思悔裳と見えたる、此に辟竹と有て破れる竹を云ふなり」、(捕意)と有るが如く、實に此は拆竹を誤れるなりけり、然して此は破れたる竹は能く撓る物なる故に登遠々登遠々邇の枕詞となり、又其辟竹を前に爲れば其背有るが故に背向と云はむ枕詞にも成れるなり、又其に引ける記傳

の露に依る時は、實へも係れるなるを何にも云へるなる可きにこそ、○「[illegible]、竹[illegible]の如くし、實上に引寓たる說ども[illegible]に[illegible]、[illegible]、竹[illegible]る由なり、[illegible]（[illegible]十丁）に、[illegible]は[illegible]同じくて[illegible]の[illegible]む趣を云ふ、[illegible]八（四十六丁）に、[illegible]、[illegible]七十五[illegible]、[illegible]乃、十（十三丁）に、[illegible]、十編、[illegible]、[illegible]、又（四十二丁）[illegible]、[illegible]、又（[illegible]十[illegible]丁）[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、又（五十[illegible]丁）[illegible]、[illegible]、十三（三十丁）に、[illegible]、[illegible]文十[illegible]に、[illegible]手折[illegible]と有り、又二（四十丁）に、[illegible]、[illegible]（四十五丁）に、[illegible]、[illegible]す、[illegible]（廿九丁）に[illegible]、十[illegible]と有るも[illegible]く[illegible]を云へり、[illegible]の實上に[illegible]の[illegible]の[illegible]くに[illegible]たるか、[illegible]に[illegible]を云ふに[illegible]山[illegible]、[illegible]（[illegible]）と云れたるに[illegible]を[illegible]く事は、[illegible]、[illegible]に[illegible]る事にて、[illegible]云ふ物は今も[illegible]の上に[illegible]みて[illegible]る[illegible]上に[illegible]く[illegible]の[illegible]にて、[illegible]れは[illegible]の[illegible]く[illegible]なれば、[illegible]に[illegible]なる可し、[illegible]、[illegible]に[illegible]、（[illegible]）[illegible]に[illegible]、[illegible]く[illegible]なるに、此は[illegible]に[illegible]く[illegible]に[illegible]に[illegible]ふ[illegible]れども[illegible]たる[illegible]なり、（[illegible]に[illegible]上に、[illegible]は[illegible]を[illegible]可き[illegible]の、[illegible]に[illegible]ける[illegible]に、[illegible]の[illegible]も[illegible]らず[illegible]の、[illegible]も[illegible]に[illegible]の[illegible]れゝば、[illegible]一に、[illegible]の下[illegible]に[illegible]く[illegible]の、今[illegible]は[illegible]けれ[illegible]出るや」[illegible]に、[illegible]に[illegible]き[illegible]すは[illegible]す[illegible]の、[illegible]

樹に懸ける白幣、古經古今集下に、讃岐に事ありなむとか神宮の、多和々に懸けたる白幣の料、などと云る是なり、又登遠々には伊勢物語十八段に、紅に匂ふは何ら白雪の、枝も登遠々に降るかとも見ゆ、後撰集序に、秋萩の枝も登遠々に成行くは、白露重く置けばなりけり、など有り、多和々は本にて登遠々は其の末なる可きを、古くは黒登遠々と云るは何ぞる由にか、)の天之眞魚咋は、記傳十四(七十一丁)に、眞魚咋は麻那具比と訓べし、魚を那と云ふは饌に用ふる時の名なり、唯何と無く海川に在るなどをば宇乎と云ひて那とは云はず、此の別を心得置くべし、特に續紀天平三年紀に八釣魚てふ魚の名の訓註に、魚此云儺と見え、萬葉五(廿三丁)に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、一云阿由都流等と有る、此は釣魚は饌の料なる故に那と云へり、今世にも鯨に付る魚を須志那と云ひ、魚を嗅ぐ屋を那屋と云ふ、肴菜も本は同音にて魚に在れ菜に在れ飯に副て食ふ物を凡て那と云たり、菜と魚とを別の言の如く思ふは字に泥める後の僻なり、今世にも菜字音にて佐伊と云ふ時は魚にも亙る如く、古に那と云は魚にも菜にも亙れり、又古の那も魚と菜とに亙る事なり、萬葉十一(四十二丁)に、伊勢乃白水郎之、朝魚夕菜と有る、是等も夕も那は一なるに魚と菜と字を換て書るは、魚菜に渉る名なるが故なり、皆其中に魚をば殊に賞て美き物と為る故に取て眞那とは云へり、故麻那は魚に限て菜には亙らぬ名なり、今世にも麻那箸麻那板など云ふも魚を料理する具に限れる名なり、咋と云ふ名目は古昔の記錄書に魚味と云ひ、今俗に魚類の料理と云ふ種の事と聞ゆ、(補註)と有るが如し、其咋は古語拾遺に擣味滴造(ツクリテ)欲レ供ニ御食ニ云々とも有て、御食に料理(ツクリトヽノヘ)て供御(キコシメサ)しむる種に成れるを云ふめり、(眞魚を眞那と云ふのみには限らず、傳十二卷に注るが如く眞名鹿は眞麻鹿なり、猶之魚那と云ふも肴菜と云ふ事にて、古に食物に副へて其と爲し由なる

可し、倭名抄調度具に俎、史記云刀俎、俎音阻、和名末奈以太と有るを、谷川士清倭訓栞卷四十六丁に、俎とも立てゝ魚作る、故上下俗云十一丁、に刃立て魚鳥作る云々と云ひ、宇治拾遺二卷九丁に、庖丁持てり鞘なる刀抜て云れたと有る、實に魚をば庖丁と云ふ語なり）の類也を記傳十四（七十一丁）に、多氐麻都良牟登麻袁志弖と訓べし、今甚しく盛る時に當りて、腹に富むと云ふ事は新巣の凝烟の八拳垂までと云へる如く、後までを保て云ふ言辭なればなり」（下略）と云はれしは然る言にて、右に注るが如く此櫛八玉神はしも水戸神之孫と有れども、實には天穗日命の孫に當らせ給ひ、天夷鳥命の子に坐して、此大己貴神の天日隅宮に鎮まらせ御在し坐すに當りて、其大神の祭祀を此に始めて行はせ給ふに就ては長く遠く仕奉らせ給はむ事を天之新巣の凝烟に寄せて申し、其天御饗奉る事の壽なる由をば、其魚を海中より取ふ事の勞しきを以て稱へ申されしにて、得も云知らざる妙なる意の有る神語になむ有りける、（記傳に、上に是我所燧火者と云へるより此までは白せる祝詞なり云々」と云はれしかども、右に注せるが如く其より以下は其作事を當宮に仕奉る可き由の稱辭にして、上に稱白而と有ると事は別なる事を更書されたり）

於是二神。誅諸不順鬼神等。一云、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了。其所不服者、唯星神香香背男耳。故加遣倭文神建葉槌命者、則服。故二神登天也。倭文神、此云斯圖梨俄未。果以復命。

經津主神武甕槌神は、既に是天神の詔命を奉はり降在し坐して、大己貴神をしも天日隅宮に鎮め奉らせ御在し坐して後、

直に復命させ給へる如く見ゆめれども然にて非ざりけり、第一ノ一書に故大己貴神、以二其子之辭一白二於二神一、二神乃昇レ天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟と有れども、此は上に注せるが如く初度に復命し給へるにて、其は大己貴神より其住み給ふ可き御舍の御事と祭祀の御事と神事幽事を治らす可き御事と、此三の御願有御在し坐しけるを執申して復命し給へる度の事なりければ事足はざるなり、古事記には大國主神の服坐せる後に、故建御雷神返參上、復二奏言二向和平葦原中國一之狀上と有りて、此頃に其昇り給ひし御事を漏らせるに、此第二ノ一書には二神の初めて天降り坐して大己貴神と諸否の御問對御在し坐して後に、其白し給ふ言を持して天に還上らせ給ひけるに、皇祖天神の行下し給へる大御命を負持たし御在し坐して、此二神ぞ主と爲て更に來でたせ給へる狀なるは著明たし、然して其大己貴神の今巳に避奉らせ給ふ際に至りて、乃薦二岐神於二神一曰、是當三代レ我而奉二從一也、吾將三自レ此避去一、卽躬二被瑞之八坂瓊一而長隱者矣、故經津主神以二岐神一爲二鄕導一、周流削平、有二逆命一者卽加二斬戮一と所見たり、如此くして二神の荒振神共を言向させ給へるは大己貴神の隱れさせ御在し坐しける後の事なるを、直に復命し給へる者と見ゆるは深く探索めざる謬說と云ふ者になむ有ける、然るは上に注せるが如く、皇祖天神より二神に命令せて天降し給へるは大己貴神の奉仕なるには非ず、荒振る邪神の言向に遣し給ひける御事なるが、上文に所見たる其神の白言に如吾防禦者國內諸神必當二同禦一、今我奉レ避、誰復敢有二不レ順者一と有が如く、此大神だに避け奉らせ給ふ上は國內に在らゆる諸神は皆有りて順ひ奉る可き事云ふも更なるが、是は其神に從ひ奉れる善神の限にて、其餘の荒振神に於ては大己貴神にも安むせさせ給ふ所に非ざりけるが故に、廣矛を奉り岐神を導めさせ給ひて悉くに言向させ給ふ可き由を申させ給へるなりければ、

是を以て二神の國平けは其後に在りとは云へるなり、（但第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神云々と上む
たけて歸けたるに如何、其大物主神はしも大己貴神の和魂神にて從らせ給へれば、其歸順の國事神と共に其神等を歸
れさせ給ふ可きに非ず、且此神に異議有りて二神の事同を待ちて歸へはせ給ふと云ふ事の有るべきにもあらず、又事代主
神は一早く天神に順ひ奉らせ給へれば、此二神の御事と云にあらで、上には既に齋主神號齋之大人と有て、是時歸順之首渠
者と云はむ事甚疑ふ可きを交たり）故今は此二神の御事の古書に所見たる一二を注して會に其疑を解む可し、先ず出雲
風土記に意宇郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十歩、布都努志命之天石楯縫直給之、故云二楯縫一と見えたるは、此國に
御在し坐しける間其兵器を造り直させ給ひける御事の御在し坐しけるなる可し、其天石楯は神武天皇即位前紀に進
遂越二狹野一到二熊野神邑一、且登二天磐盾一、仍引ㇾ軍漸進と有て、神武天皇なりし古に在りて後に傳はらざる事なれども、此第
四ノ一書に、磐盾の名見え、肥前風土記に天角折けなど云ふも有れば、實に石を以て斯る兵器をも作れりしにて、豐
國なるを略へて云ふなどの訓には非ざるなり、（此磐の名義には豐後郡に入りて再盤盾と見えたり、神名式に大和國添上
郡宇奈足天乃石立命神社、又天乃石立神社有るを、春日小社記に石立神社云々、釋龍石立明神と有は、石盾に就ては非
たか、筑後風土記に實の國磐井が墓に石人石盾各六十枚と有るは、其時石盾を用ひたりしには非ざれども、事に模つる
故に石にて作れるのみなるにこそ）又同記に同郡山國郷、郡家東南卅二里二百卅歩、布都努志命之國廻坐時、來ㇾ坐此
處一詔、此土者不ㇾ止欲ㇾ見詔、故云二山國一也、即有二正倉一と有る、國廻坐時とは右に引ける第二ノ一書に周流削平と
有る是に當れるは、大己貴神の隱れさせ給へりし後に其事神を巡る間に御在し坐せる時の御事なる可し、其主者不ㇾ止

欲レ見と宣へるも此國に已くより御在し坐しけるが故に今去り給はむと爲るに臨みて偲ばせ給へる御言と所見たり、萬葉二（三十八丁）に、吾妹子之、不止出見之、四（廿二丁）に、常不止、通之君我、六（廿丁）に、山守、居守云山爾、不入者不止、又、石隱、加我欲布珠乎、不取不止、七（十六丁）に、朝霞、不止懸引、九（廿丁）に、山高、風之不息者、十（十四丁）に、吾戀不止、本之繁家波、又（廿九丁）妹之家道、不止通、時不待友、十一（廿三丁）に、我妹子我、家當乎、不止振四二、十九（廿丁）に、念者不止、戀志繁母、又念者不止、戀己曾益禮などの不止にて、不絶と云ふに同じ、欲見は仁德天皇三十年御紀に皇后過二那羅山一望二葛城一歌之曰と有る中に、和餓彌餓朋斯區珥波と有るを、釋に吾見欲國也と注し、又顯宗天皇前御紀に、野麻登陛爾、彌我保指母能婆と有る下にも見欲物也と注せり、萬葉三（二十九丁）に、春日者、山四見容之、又（三十八丁）隱立乃、見果有山跡、六（四十三丁）に、山見者、山裳見貌石、十一（十四丁）に、立月之、見我欲君我、十七（三十四丁）に、夜麻可良夜、見我保之加良武、十八（廿八丁）に、此大照爾、伊夜見我保之久、又移夜時自久爾、奈保之見我保之、又十九（十六丁）に、眞珠乃、見我保之御面、など有る如く見將欲き由なり、今吉田村と云ふに光前大明神と申す御社御在し坐すを、此經津主神にて渡らせ給ふ由土人の說なり、右の如く此處に御心を留めさせ御在しける趣なるに式社には載らせ給はざれば、風土記未官知の中なる何れの社にか御在し坐すらむ、甚可惜しき御事なるにこそ。（其式社に收らせ給はざる謂は此山國郷も和名抄には猪俣部の郷と成れるに、式社は天穗日命神社一社を限りて外に非ざればなり）倩此二神の神迹に於ては正しく傳はらざれば今知る由無きを、姑く神社と鄕名に就て考ふ可きなり、其は神名式に謂ゆる出雲國出雲郡內佐神社は此二神を祀れるに、風土記

島根郡未佐加の比津と云ふ今津なる社を申して所以は出雲[illegible]に坐せる、此を合せて伯國にあるは上に擧る名社の郡に就て注せるが如く、神名式には[illegible]、[illegible]名方郡[illegible]奈刀[illegible]神社なし、又此伊豆國[illegible]二名有の同名有るに、[illegible](八丁)[illegible]伊豆國[illegible]歌十三首の中に、[illegible]乃神、[illegible]、[illegible]、[illegible]、見安太久と有るも由有るべし、又神名式に河内國若江郡弓削神社二座(並大、月次、相嘗、新嘗)と見えたる、是三代實錄に貞觀二年七月十日戊午、進河内國從三位[illegible]弓削[illegible]命神、比古佐[illegible]布都命神[illegible]從二位と見えたる神社なる也、而名抄に弓削(由介)郷と有る地に因れる名にて、今若江郡弓削村に稱三帝都大明神、今一座は志紀郡弓削村、一座は志紀郡同弓削村と云へり、又(十五丁)に、何[illegible]可、[illegible]、高島之、[illegible]乃浦[illegible]、[illegible]と有るは、近江國高島郡なり、神名式に同郡弓削神社見えたるに、淺井[illegible]神社を風土記に弓削[illegible]地と有にも由無からじや、又加賀國江沼[illegible]、風土記に[illegible]田八十三町三段[illegible]田、所[illegible]也、又[illegible]年[illegible]田[illegible]と見え、又[illegible]名に能登國能登郡加島(香之島)と云ふ有り、萬葉十七(四十七丁)に、能登郡從香島津發船[illegible]と有て、香島[illegible]、[illegible]を[illegible]るも[illegible]なるに、上に注せるが如く[illegible]は此郡なるを思ふに、[illegible]なと[illegible]し事[illegible]し[illegible]けるかと思ひ合す事なり、[illegible]郡も[illegible]國[illegible]の[illegible]とて[illegible]しを[illegible]へるも[illegible]の[illegible]なり、又駿河風土記に[illegible]郡[illegible]神社(一座)[illegible]之神也と有る、此[illegible]の弓削神社に思ひ合すべし、又[illegible]津[illegible]と有る、此は[illegible]名に[illegible](比[illegible]止[illegible])と有る是にて、萬葉七(四丁)に、[illegible]大伴[illegible]と有るが如く、此大神の[illegible]と[illegible]て[illegible]させ給ふ[illegible]

勳の甚く大なるを稱へ奉れる者なる可し、又郡中其羅神社、所ㇾ祭經津主神也、活目入彥五十狹茅天皇三年甲午八月祭ㇾ之と有る、中其羅の義思ひ得ずと雖も、已に垂仁天皇大御世に神階を加へさせ給へる上は本より著社ならむに、式に倭文神社の有るをも思ひ合す可き者なり、又上に注せるが如く神名式に伊豆國加茂郡多祁美加々命神社は武甕槌命に渡らせ給ひ、穗都佐和氣命神社は經津主神にて御在し坐す趣なり、那賀郡布刀主若玉命神社と有るにて、此國に御在し坐しゝ間に生れ坐せる御子なるにや、陸奧國牡鹿郡香取伊豆乃御子神社と有るをも證と爲べし、(當國には殊に由緒有る神等多く坐せり、田方郡火牟須比命神社は右の二尊の大社に御在し坐し、加理波夜須多祁比波預命神社は武甕槌神の御父神に坐す事上に注せるが如し、又此に就て思ふに、同郡劔刀石床別命神社、此は經津主神の祖と坐す磐裂神根裂神を祀れるには非ざるか、今磯谷村と云ふに立たせ給へるが此地より多く石を出すと云へり、其事上に云へり、又同郡劔刄乎夜氣命神社は、上に云る如く稜威雄走神に坐すなど少縁の由緒とは見えず)又武藏風土記に荏原郡甲胄神社在田三十六束六毛田、所ㇾ祭經津主神也、天智天皇三年三月甲子始行ニ神禮ーと見えたる甲胄は、之に據ぐる常陸風土記香島郡大神の御身に隨へさせ給へる御物の中にも甲戈楯劔と所見たり、和名抄征戰具に甲、唐韻云鎧(苦亥反)、和名與路比)甲也、釋名云、甲者似ニ物之有ニ鱗甲ー也と有り、若くは邪神を背向させ御在し坐すとて、此にて甲冑などを取飾らせ御在し坐しけるに依て然る名の傳はれるたる可きにこそ、又足立郡殖田神社、孝安天皇諱日本足彥國押人天皇御宇庚寅三月、所ㇾ祭經津主神也と有り、和名抄郷名に殖田(宇惠太)と有る此地なり、其庚寅は御位六十二年に當る可し、又神名式に上野國甘樂郡貫前神社(名神大)名神祭式に或作ニ拔鋒ーと有り、本國神名帳には正一位拔鋒

大明神と見えたるを、和名抄に拔鋒郷と有り、一宮記に經津主命と見えたる、此拔鋒の郷名は上に則拔十握劍云云倒植於地踞其鋒端と有る御功に依て號け奉れるにて神代よりの舊號なる可し、同帳に正四位下拔鋒若御子明神、群馬西郡從五位上拔鋒若御子明神、群馬郡正五位上賀茂若御子明神など見え、碓氷郡正五位上鹿島明神、群馬西郡從三位鹿島明神など有り、又諸國にも陸奥國黒川郡鹿島天足別神社、亘理郡鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社、信夫郡鹿島神社、常陸國鹿島神社、牡鹿郡香取伊豆乃御子神社、鹿島御兒神社、行方郡鹿島御子神社、栗原郡香取御兒神社など有て、兩神の御裔のあまた御座しませば、神代には決めて此國にて御治め有し御事の多く御在しけむを、今知るに便なき事を惜む可し、三代實録貞觀八年正月廿日丁酉の所に、常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社在陸奥國、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、亘理郡二、宮城郡三、黑川郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一と見えたれど、右に載る所僅に八社に過ぎず、此に准らへて香取神宮の苗裔神神等をも思へ合すに就ても、久しく此國に留らせ御在しなして然後に復命申させ給ひけむ御事を明らめ奉る可も數多なりけむを、右の如く唯二社のみならでは傳はらぬ事甚々惜はしき御事共なり、如此く東國には其二神の御子きたり、然れば此に二神を並て相殿に祭れる有るも甚稀有る事には御在し坐さざりけらし（中にも其上野國には神名式に那波郡火雷神社從五位上有り、其火雷神は二神の祖神にて渡らせ給ひて既に從一位火雷大明神と有り、群馬西郡に從五位上火雷若御子明神と申すも見えたり、倭文神は此に謂ゆる倭文神建葉槌命にて御在し坐せば殊に由有り、帳に從一位倭文大明神と有るなり、群馬西郡從五位上倭文若御子明神と申すも有り、先には此をも下照姫命ならむ

と云へりしは甚々宜なりしぞかし）○不順をば麻都呂波奴と訓めり、即上章第六ノ一書に吾已平訖、莫レ不ニ和順一、と有りて上なる大己貴神の御言に、如吾防禦者、國内必當ニ同禦一、今我當レ避、誰復敢有ニ不順者一と申し給へるぞ、今は其神の御趣に違ひて猶異ぞ拒み奉る如きを云ふなり、上の誰復有ニ不順者一の所に引合せ見る可し、此言の例は古事記白檮原宮段に言ニ向平ニ和荒夫琉神等一、退ニ撥不レ伏之人等一と有るには不伏を訓み、次垣宮段には令レ和ニ平其麻都漏波奴人等一、日代宮段に小碓命者平ニ東西之荒神及不伏人等一也又詔云、西方有ニ熊曾建二人一、是不レ伏无レ禮人等、意富熊曾建二人不レ伏无レ禮聞看而、又同天皇頻詔ニ倭建命一、言ニ向ニ和ニ平東方十二道之荒振神及摩都樓波奴人等一、又何撃ニ遣西方之惡人等一而（中略）今更平ニ遣東方十二道之惡人等一、又幸ニ于東國一、悉言ニ向ニ和ニ平山河荒神及不ニ伏人等一なども有て、中には惡ノ字をも訓めるなり、萬葉二（三十四丁）に、不奉仕立向之毛、廿（五十丁）に、伊波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之など有りて、何れも荒振神又は道速振神に對へられたり、又此第二の一書に有ニ逆命者一、即加ニ斬戮一、歸順者仍加ニ褒美一と有て、逆命に對へて歸順と云へり、神武天皇戊午年御紀に有ニ道臣命（中略）帥ニ其衆一而歸順焉、神功皇后元年御紀韓征の所に、新羅王（中略）豈可ニ擧レ兵以拒一乎、即素旆而自服と有て、書には服ノ字を訓めり、雄略天皇四年御紀に蛇疾飛來噛ニ天皇臂一、於是蜻蛉忽然飛來嚙ニ虻將去一と有る、其時の大御歌に、波賦武志謀、飫裒枳瀰儞磨都羅符と有るを、書に[illegible]謂レ仕也と注せり、安閑天皇元年御紀に笠原直小杵性阻有ニ逆心一、高無レ順と有り、又萬葉十八（廿一丁）に、毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃、牟氣乃麻爾麻爾と有は、令歸服の向の隨にと云ふ義、十九（廿七丁）に、宇都曾美等、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾在者、

天皇之、命以上宣るも、大井に御住ふ可き事と定めさせ給へりとなり、後の物たがら寄宿樓下（十九丁）に、若君の此殿を出でぞとて臨まじう嘆きはし給ひ給ふ、源氏柏木（四丁）罪無く[illegible]はさせ給ふ餘りに、然る可き御遊の時々何事にも疎有る事の節々には、まづ召し上せ給ふ、注に纏なり、例の大臣さす召せずかる事なり、とあり、紅梅（七丁）に、世に在る状形にて何心もなく睦れ纏はし給ふ、注に親しみ纏はるゝ心なり、と有り、紅梅（四丁）に、此君達を内にてなど見付け給ふ時は、召し寄せはし戯れ相手に為給ふ、など有る此と同言にて、麻都呂布と云ふは隨び近者き侍來て纏ふ意なるを、麻都呂波奴は其とは反にて、侍來る事無くして疎々しく放れたる者を云ふ也、（然して其此方は侍來ずながら、疎々しき者には悪しき事も有るを以て、悪しき者の稱とも成れるなり、彼荒振神と云ふも、我に侍來ずして疎々しきを云ふかたたるにも同ひ合す可きなり）○皇代に、上に彼[illegible]有に葦原火光神及蠅聲邪神と有るを注て、次には葦原中國之邪鬼、良遊本に邪鬼神と見えたる其事なるに、私記に鬼神加牟太知と見え、古語拾遺、天神本紀等にも此と同文有るを、其訓同じけれども其は常の事なれはこそ有らめ、天尊の詔命を[illegible]ぎ掠める者等を云ふ良はしからず、古今集序に[illegible]と云ふ古言有れば然も訓むべきにかと思へども、此詞書の邪神を良遊本に邪鬼神と作き、又同二ノ一書に天[illegible]神と有るなどと一意なる所なりければ、阿志夫知と訓むべきなり、猶傳十二に云へる詞[illegible]出雲篇第十ノ一書に、月夜見尊の保食神の御稱に荒き御行の御在し坐しけるに依て、天照大神の汝是惡神不須相見とて詐めさせ給ひ坐しけるは、常は善神にて渡らせ給へるを其事に限りての御言なるを、此たるは其とは異にて、上に注せる如見にて、此第一ノ一書に謂ゆる葦原中國之邪惡神と云ふ是なり、故出雲國造神賀詞に豐葦原乃水穗國者、晝者如

五月蠅水沸き、夜者如火瓮光神在利、石根木株立、青水沫も事問天、荒國在利と有て、下に荒ぶる神等を撥平けと有るは、右を承けたるにて、此の鬼神と云ふ所に同じきを以て、右等の凡てを此に一に約めたるに心を着けて見る可き事なる者なり、(其悪神と荒振神と同意なる由は、伊豫風土記に[illegible]天皇御宇、悪神往不加理[illegible]、人民火[illegible]而天下不安、佐習仁云々、此世不レ堪二火氣一伊勢多賀佐山横仁遣二石宅一住居矣、天日別神[illegible]荒振神一同二不レ違と見えたる、是にて知べきなり)倍上に注せるが如く大己貴命の乃以二平レ國時所レ杖之廣矛一授二二神一曰、吾以二此矛一卒有レ治功、天孫若用二此矛一治レ國者、必當二平安一と有るは、第二十ノ一巻に乃薦二岐神於二神一曰、是當二代レ我而可レ從也と有ると一事にて、實には其神の御自從ひ奉らせ給ふ可きなれども、今隠れさせ給ふとしては廣矛を奉り、岐神を郷導と為て從ひ奉らしめ給へるも己命の仕奉らせ給ふ御意なる事、右に代レ我而と申させ給へるを以て見奉り知るべし、扨て二神の岐神を郷導と為て言向させ御在し坐しける其語句は、常陸風土記信太郡條に古老曰、天地權輿、草木言語之時、自レ天降來神、名稱二普都大神一、巡二行葦原中津之國一、和二平山河荒梗之類一(下略)と有る此普都大神と聞ゆるは、即經津主神に坐す事申すも更なり、此草木言語之時と云ふは、上に注せる此に復有二草木咸能言語一と云へる是にて、此一を指して住と崇ける者なりければ、其心して見るべきなり、巡行は右に引ける出雲風土記に布都努志命之國巡坐時と有るにて、此第二ノ一巻に故經津主神以二岐神一為二郷導一、周流削平と有るに當れり、萬葉二十(廿丁)に、久爾米具留、阿多利可波氣利、由伎米具利と有る事の状なり、山河荒梗之類は、古事記日代宮段に山河荒神と有るに依て知むべし、上に注せる此は螢火光神及蠅聲邪神の類には本文に甚て妖を成せる鬼神にして、又山河に依りて妖を成せる者と

所見たるに、伊勢風土記に天日別命討二伊勢荒振神一、罰二不レ遵一、堺二山川一、定二地邑一者也と有るも同くにて、實に山河の荒振神を服せさせ給へるのみならず、其地を定めさせ給ふなりけり、故此に二神の國土に在ゆる荒振神を言向させ御在して更に復命し給ふには有べからず、山川の堺を定め群神の居処まで定置させ御在し坐して、天孫御子の天降り御坐し坐して、初國所知食む御下検をも委曲に差させ御在し坐しけりとまで此を見奉り明らむ可くなむ有りける、（然る意を承けて悟るゝ法は、崇神天皇十年御紀に詔二群卿一曰、云々、今既禮二神祇一、災害皆耗、然遠荒人等、猶不レ受二正朔一、是未レ習二王化一耳、其選二群卿一、遣二于四方一、令レ知二朕意一と有て、四道將軍を差し給ひ、同紀に曰二其有レ不レ受レ教者一、乃擧レ兵伐レ之、既而共授二印綬一、爲二將軍一と見え、其翌十一年の所に四道將軍以二平二戎夷一之状一奏焉、是歳異俗多歸、國内安寧と有を照し見みて知らるめり）若て武甕槌神の御事にしも、其常陸風土記に、清濁得糺、天地草昧以前、諸祖天神（俗云二賀味留彌賀味留岐一）會二集八百萬神於高天之原一時、諸祖神告曰、今我御孫命、光二宅豊葦原水穂之國一、自二高天原一降來大神、名稱二香島天之大神一、天則號二日香島之宮一、地則名二豊香島之宮一と有りて、其細書に俗曰、豊葦原水穂國、所レ依將レ奉詔者、荒振神等、又石根木立草乃片葉辭語之、晝者狭蝿音聲、夜者火光明國、此乎事向平定大神、從二上天一降、供二奉之一と見えたり、此に天地草昧以前と有は、古に天地開闢草昧未有言語之時と有ると同じくして、世の初め天地未だ成らざる時の有し世を云へるにて甚古き世の事なるを、俗曰以下は古老の傳ふる所を云へる者なり、其荒振神と云へるは此に謂す所の事にて、石根木立草の片葉をも言語しめ、狭蝿音聲火光明なども共に皆荒振神の外ならざれども、其等とは別にして上に荒振神と云へるは其木石水火に憑て妖を爲す所以の者有るを明せ

るなり、是上天の香島宮に御在し坐しける神の天降り事向させ給ひて、豐香島宮に鎭り坐す所以を云るなり、次に其後至ニ初國所知美麻貴天皇之世一奉幣云々の細書に、俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、白細乃大御服坐而、白桙御杖取坐、識賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國乎ニ大國小國一事依給等識賜伎、于レ時追集ニ八十伴緒一擧ニ此事一而訪問、於レ是大中臣神聞勝命答曰、大八島國汝所知食國止事向賜之、香島國坐天津大御神乃擧教事者、天皇聞ニ諸即恐驚、奉レ納ニ前件幣帛於神宮一也と所見たる、此は崇神天皇の大御世に諭し聞えさせ給へる神託なりけるが、其神託の旨を承りて神聞勝命の申されし言に、汝所知食國止事向給ひしと有るは此千國の御時の御事にて、其汝の言は天神御子の御事を申させ給ひ、事向賜之と云ふは右に引けるに此平事向平定と有る是にて、即此に謂ゆる不順鬼神等を誅除爲させ給ひし御事たる事申すも更なりかし、是亦荒振神を言向させ御在し坐して、天神御子の食國と定め奉らせ給へるにて、其鬼神等を言向給へるは、幽と顯との界を際やかに立てさせ給へる御政なる趣を見奉り知るべき所以なるに非ずや、殊に東國の境に香取鹿島二御の齋神等の御在し坐すも、其鬼神等を誅除させ給ひ其押へと爲て其境を守護しめ給ひ、然後に復命し給へる者と云ふ事まで、予が見る所にては灼然き事にこそは思えたりけれ、(然して天神御子の筑紫日向國に天降り御在し坐して後も、東國の方に供奉神等を遣されて鎭させ給へる趣にも見えざるは、右の如き所以有る御事なる可きを、此二神とだに申せば其鬼神等を誅ひ給ふのみにて止みぬる者の如く淺々しく人の思へる亦心苦しうて、今此言に及べる者なり)○誅は、都美那布と訓て、上に誅除平定と有に對へり、古語拾遺も此に同じきを誅伏と書て古本には都美那閉布須、今本には都美那布と訓めり、第二ノ一書にも天神遣ニ經津主神武甕槌神一使レ平ニ定葦

四中國と言せし、二諸神等の事に有先ツミナヒテ誅ニ此神ニ、然後下撥葦原中國ニと見えたるは、其有て其法の任に注し治めさせ給ふにて單に管轄するのみを云ふには非ざるなり、續日本紀陸奥國の解文に從來東夷所々村々動以逃去、今里之外國方に歸云々と見え、何其所不從者を言、又東北之住夷賊與行賊も云々、彼賊何由所々方々有、今更相從率姦宄者、共命一公等久良伎、大伴公小伴公等率其兵以逃走、刑殺物等闘争一と有る刑ノ字も字鏡に刑を訓み、或本書記にも法律ヵ作ㇾ刑と見えたるをも所見たる者たり、（私記には如何見たりけむ、此時ノ字をトコヒと訓れたり、然るに邪二ノ一書には有ニ違レ命者一、卽加ニ誅戮一、歸順者、仍加ニ褒美一と有て、然々に治させ給ひし趣有るを以て見れば、此を殺戮の事とのみは見るべからざるなり、殺すも褒ふも共に其治平邪布の中の一たりける者たるをや、〇邪神は、右の東鄙等の事なり、其所本には邪甲神と作り、〇草木石類は、上文に復有ニ草木咸能言語ニと有る所に注るが如く、此も六ノ一書に云頃中國者彼根木株草葉猶能言語と有る此等の事共を合せて云るなり、〇皆已平了は、上文の平の事なり、其趣上に注たり、〇不服は、古本に麻都呂波奴と有るを、今本には麻都呂波奴と有るを、今訓に麻都呂波麻流と訓めるに從ふ可し、私記に所レ不レ服者云ニ麻都呂波奴と有るより誤れり、下なる服ノ字を麻都呂比と訓み、神功皇后元年紀に麻都呂比と云にも、於レ是天皇聞之、又遣ニ大己貴一、欽明天皇紀に（中略）是時新羅國人大獲不レ知所レ向、則相集共議之、彼王麻都呂比以ニ服大海、崇神天皇十年紀に四道將軍以ニ戎夷未服ニ、由是百濟王以歸之、雄略天皇十四年紀に其事も言ひければ、天皇側焉大怒深責ニ根使主一と、詞をも死罪をも以て行天皇の大御心に服ひ奉れる由なり、若て此は神武紀に不ㇾ服不ㇾ服不也と注して、其引かれ

たる神武天皇戊午年御紀に謂此云二于舜邪利一と見え、淡路天皇御紀詔に然其人ヵ天地乃宇倍奈毛由須と授賜ヵ人にも不在など有る語と一に爲て、本位の言を轉き來るゝ由に起れる言なるにて、罪に伏する事を云ふも同に同じ、(然るを此の不服又服ノ字共に近頃の人の引けるには服部母布と訓を改めたるは非事なり、古凡服部母布又志多賀布と共に於ては然しも異らざりけれども、然己が心の引く任に訓ては古言を亡なふ事にて大に害有る者なゝめり、)○星神は、本志能迦微と訓べし、借御紀には日御月御の御事は詳なれども、星に神在りと云ふ事は古書に見えざるが、其星の成れる傳も且て無き事なるが故に未其說有るを聞かず、此に於て天象を云ふ時は誰しも其說に困む事なる故に、先づ其名義より明らかに爲て借其始を說くべきなり、先づ和名抄に星、說文云、星萬物精上爲二列星一也、和名保之と有て、古今其名同異る事無し、借本志の本には火産靈神火雷神など申す神名の火と同じ事なり、志は風神志那都比古神級長戸邊命など申す志にて氣の事なり、嵐と云ひ颶と云ひ虹と云ふ志是なり、然る時は本志と云ひて火氣の言と成れり、但此火氣なる星は謂ゆる恆星を云へるが、又緯星と云ひて天日の周緯を廻れる有り、此は何れなるも皆圓にて光輝の類なるが、其に此地球の如く山岳河海を具へたる物にて、其質を云ふ時は闇體なるが故に天日の光を受けて光有る物なれども、遠く此を望む時は恆星の唯火氣のみなるも、緯星の光輝あるも、然して差異も見分く可からざる理に彷彿たるが言に、此方よりは其をも此をも共に星とは云ふめり、故其恆星の始の事は傳一、二に注せる事を今抄出て云はむには、神世七代章に其清陽者薄靡而爲レ天と云ふは、彼の一物より如葦芽して萌騰れる物の天と成れるにて天日を云ふ、次に故天先而地後定と云ふは已に天體の成就ひたる由にて、此は恆星の限までも悉に成竟たるを云へれば、此天日の成れる

伴の気相結りて出来れるが故に、彼大柱と云ひ雄鎭と立てたる北極をば日之少宮と云ふも日之御宮と云ふ事なるに、斯年夫神官司に天御柱立稲と云るは、天日を御柱として御北辰を鎭すと云るにて、是ぞ天の正北なるが故に其北極下と云へる神を天皇支持と崇申せるなる、僧肩天の中にて日之少宮の一のみ国にて日宮は共くに火気の盛りたらむと見ゆるに、我皇国の四季は其気に寒温相兼れるが故に斯る火気の強に出来ざらめども、天日の光の行及ばざる国天と云ふ限に至りては、唯寒気のみ有りて充盈れるなる可からむに、彼南極れりし火気の却て反て寒閉れるが、此は北天の北の極に導き出むと為る気勢有るべき事本よりなるに、其の極めて寒気の方よりに此を征調むと為る御神の南部処に、寒気は奇相し火気は借伸ぶ、彼此の約合に依て天極北を以て陰国を構と所見たり、（但此は北斗々の神名と紀記に依はる非事實共を約め、且其星と云ふは火気なりと云ふ事を知ては、其国の間を構て水気と云ふより外無りければ、信なる証実なながら如此注すより外に云ふ事ぞ無き、播磨風土記揖保郡條に、阿豆村、昔天有二星一、落二於地一、化為レ石、於レ是人衆集來談論、故名二阿豆一と有るは、天智天皇三年御紀に有二星殞二于東北一、天武天皇十三年御紀に七星俱流二東北一則殞二之と有るに同じく流星の精なりければ、正しき星と混別なりけり）借旨の星後定と有る此時に当りて国常立尊と申す大神御在し坐しき、此は凡ての国土を主らせ給へる神、第一、二、三に注るが如く凡て国と云ふは大地を本として五星及月までを伝て云ふ稱なるにて、其亦名を国狭立尊と申すは国の表立と申す意なり、但天地より分れて右の国々の立ちし所以に由れる御名たるが、亦国底立尊と申すは天日に向ひて国の底と云ふは本星土星を以て底と有る事にて、地後定と云ふは是までに係る可き事申すも更なり、借此星将各々背現の事を第二ノ一書には天常立尊、各日天之常立

と有て、競星庭星と云ふ事にて、其星中の主神の德く輝きを以て云ふ稱なる故、香々背男と云ふは煌瀬男（カヽスセヲ）と云ふ言なるに就て考るに、其五星の中に謂ゆる火星の神を云ふなる可し、然して其星神は惡神なりとて此大地に拘る可き事なきに、二神の奏し請て倭文神を遣して令レ服給へるは、此地より云ふ時は他国の事の如くなれども然には非ず、我天津御子はしも在らゆる國土の大君主に渡らせ給へれば、然る星ノ神と雖も背かせ給ふまじき天神の御定御在し坐す御事をなむ見奉り知るべかりける、又其星中に惡神の在て害と成るを以ても諍ひ歸服ひ奉る時は人知らぬ事なれども此大地の爲に輔翼と成て有る事をも知るべき者なり、口訣に香々背男者惡星之名と有れども星の惡なるに非ず、其星中の神の善からぬなるに非ずや、凡月の夜を持ちて國土を照す事は誰しも知れる事なれども、五星の如きは何の爲何の用と云ふ事の傳無ければ知るに由無しと雖も、天日と恒星との如き謂れなどの有て、大地の造固の如くして五星を立てさせ給ふ事、亦皇國の藩籬と爲りて四表八隅の萬國を治めさせ給へると同日の談なるにこそ、（又口訣に天津甕星光形似レ甕、非星也と注せれども、其星に香々背男と云ふ事は如何、又纂疏には人之在二世間一、爲レ善乃得レ福、爲レ惡乃得レ災、皆屬二星卦主掌一、今以二星神一掌二禁生一、其理深矣と注させ給へれども、何の深き事かは有らむ、此を星卦の主掌を以て注させ給へるなど殊に甘ひ難き者なり、又通證に香々背男謂二小成一之邪神、其惡通レ天、妖星見、故爲二星神一と云れしは此説にも似合しからざる邪説なり、正しく天に在りて星中の神なればこそ星神とは云へるなりけれ、何ぞ此喩を以て書し傳へさせ給ふ事の御在し坐さむ）〇香々背男の香々は炫なり、記傳五（五十四丁）に、火之炫毘古神、炫は迦賀と訓むべし、靈異記に炫を加々也計利と訓めり、字書にも耀光也とも火光也とも明也とも注せり、又火之迦具

土神、淡其は稀と云ふ意、其は淡貴とも淡賀とも淡其とも通ふ言にて同言なり、淡其と云へる例は古語拾遺の大祓歌に火を淡賀流と訓み給へり、淡字は彩と云へる是なり、」（二十四紙裏）と有るが如し、猶上に注せるが如く螢火を淡の光ノ字を淡賀夜久と訓み、常陸風土記には火を明眩と有る明ノ字を訓めるは、字書に熒ハ明也と有るに合ひ、神武天皇戊午年紀に其光曄煜状如流電、神功皇后元年紀に金銀多之眩炎國、此事を古事記には金銀爲本、目之炎耀種々珍寶多在其國、雄略天皇七年紀に其雷虺虺、目精赫々、欽明天皇十四年紀に光彩晃曜如日色など所見なり、然るに出雲風土記島根郡加賀郷に支佐加比比賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時光加々明也、故云加々と見えたる、是淡賀と云ひて淡賀夜久と云ふ義なる同語たる者なり、猶傳七に火之炫毘古神の御名を說ける所に考合す可し、背男は姓氏錄宮高造、今來連の下、天背男命と申す神名の見えたる、其は雄武の意と聞えたるが、垂仁天皇二年紀の註五十狹芹命（亦名吉備津彦命）を古事記の其段に比古伊佐勢理毘古命と有るは然る事なるに、其前朝の御子等の中に大吉備諸進命と出でたるは其亦名の混れたる由記傳の說の如し、其伊佐勢理は勇進の意なると諸進と其言用ひ進を以て思ふに、此の香々背男又天背男命などの勢毘は勢理の略にて進男の意とぞ所思えたる、（其記傳廿一卷四十六丁に、勢理は火須勢理命の須勢理と同くて進む意なり、彼神名を書紀の一書に火進命とも有を以て知べきなり」云れしは實に然る說なり）○故知、書紀に萬々と有り、第二ノ一書に因而誅之云々、仍用宿天」と有る二つの知ノ字をも然訓り、（倭文神此云二斯圖梨俄未一は、傳十七に注るが如く天武天皇十三年紀倭文連の下に倭文此云二之頭於利一と見えたるを以ても、荒衣の文布を織り給へる由に因れる事今更に云ふまでも非ざる事なり、然るに此年紀の御東

に布帛を織る事更に由無し、故思ふに天智天皇二年御紀に前將軍中將軍後將軍の目有り、其前將軍は即大將軍の事にて此には經津主神是に當り、中將軍の中ノ字を令比能と訓たれば即副將軍にして、此には武甕槌神是に當る可き由上に注せるが如し、其後將軍と云へるぞ謂ゆる後殿(ミシリ)にて此にては[illegible]神に正しく當らせ給へりける、然れば[illegible]は後取(シリドリ)にて其後將軍にて渡らせ給ふ謂なる可くぞ所思えたる、然るは垂仁天皇三十九年御紀に是時楯部倭文部神弓削部神矢作部大穴磯部泊橿部玉作部神刑部日置部大刀佩部并十箇品部賜五十瓊敷皇子と有るは、何れも兵器に預り仕奉る部たる中に倭文部と云へる一群有り、此は後取部にて其事に使はれ奉る部なる可からむ事は、安閑天皇元年御紀に[illegible]行幸於三島、大伴大連金村從焉、天皇使大伴金村問良田於縣主飯粒(中略)於是縣主飯粒[illegible]以其子鳥樹獻大連爲僮豎(シトリワラハ)焉と有る僮豎を志度閇和良波と訓めるは後取部童豎(シトリベワラハ)と云ふ事にて、此は大連の資人と成るを云ふなり、又皇極天皇三年御紀蘇我父子の館立ける時の事に更起家於畝火山東、穿池爲城、起庫儲箭、恆將五十兵士、繞身出入、名健人、曰東方儐從者と有る儐從者を、志度理倍と訓るも後取部にて、其身に從へる兵士の限を云へるなり、姓氏錄未定雜姓に後部高高麗國人正六位上後部之高千金之後者、又後部高高麗國人後部乙牟之後者と有るも、後部に仕奉る高氏の人にて兵士に使はれ奉れる部の有りしにて、右に謂ゆる垂仁天皇御紀の倭文部と一なる可きをも思ふ可し、又和名抄郷名に越前國丹生郡從者を之止無と有るも後取部の轉にて其部の居地なる可し、天武本紀にも割五十戸人爲從者、天降供奉と有る從の字をも志度理倍と訓める同じ事なり、又儀式四時祭式等の御禊儀に宮主披麻供奉授中臣、中臣取授中臣女、即執持御贖奉五度、訖宮主取麻、訖授後取卜部と見えたる宮主も同じ

ト部より出づる事にて一なれども、其は其上なりければ其下官に使ふト部を後取とは云へるなり、如此く其其上有りて其下に使はるゝ者を後取と云ふを思へば、此たる建葉槌命はしも古語拾遺に令ニ天羽槌雄神(倭文遠祖也)織ニ文布ニと有るが如く、本より文布を織らせ給ふ神には坐せども、此御軍功には後取神にて右に謂ゆる後背軍の状にて降らせ給へるなるが、天武天皇御紀に謂ゆる倭文此云ニ之頭於利ニの切れる斯圖梨と、後取を斯圖梨と云ふと音の同じきに、其神も亦別ならざるが故に古より一向に倭文の方のみを取りて後取の義をば此に失へる者とぞ所見たりける、鹿島神宮にも香取神宮にも静神社にも其社に高房神社有るを何れにも所レ祭建葉槌神と云へるに、香取表社記には佐軍神所レ祭建葉槌命云々有に合せて、春日社記小社記等に佐軍神所謂天夜叉神是也と云へり、天夜叉神は天羽雷神の武勇の神に渡らせ給へるを以て、釋氏に夜叉を暴悪又勇健又神鬼類と譯せるに依て妄に其神に當てたる者なる可き事論無し、然して其佐軍神と云へるは皆に後殿神として二神に從ひ其神を佐け給へるに依て然る名を負せ奉れる者なるにこそ、(又後殿と云ふも古き事と見ゆ、神名式に陸奥國斯波郡志賀理和氣神社と申す有るも由有りげなり、若くは此神などにて坐さざるか、即後國の義なるなり、殿ノ字太平御覽に殿軍後也、師古云殿之言填也、謂ニ鎮ニ軍後ニ以扞ニ敵也と見え、語法に軍前曰レ啓、軍後曰レ殿と有り)〇建葉槌命は右に引ける古語拾遺には天羽槌雄神と見え、續日本紀にも復令ニ倭文遠祖天羽槌雄神織ニ文布ニと有り、神名式には天羽雷命と見えたるが、姓氏錄には當麻造の下に葛木猪石岡天降神天羽雷命と有るにも雷ノ字を脱せるにて天羽雷命なりけむも知るべからざるなり、名義建は武甕槌神建布都神などの御名に稱らせ申せると一事にて何の如く健く雄偉しく渡らせ給ふ由なり、羽槌は石槌の借の言の略かりたるにて、上の

努賀男努賀女二神の所に注るが如く彼の御名の努賀と一にて、神武天皇戊午年御紀の歌に所見たる句努賀々伊異志都都伊是なり、右は後取神の義を以て説けるなり、又倭文神の方にては弥は傳十七に注せるが如く古語拾遺長白羽神の下に衣服謂之白羽と有て、布帛衣服にも亙る惣名なりければ其交布を織成させ給ふに因れり、總は津持にて其幣帛を持知せる義と聞けるなり、如此く兵事と衣服と二の事を兼ね給ひ、其御職に於ても後取と倭文と二の義を兼ねさせ給へる事外に例無しと雖も、此御神の事實に於て更に間然(ケミ)す可からざる者なりけるをや、（唯此に神名の然るのみに非ず、右に注せる倭文部などは正しく武官たるを思ふに、事無き時は内に在りて倭文を織りて貢奉り、事有るに及びては後取部と爲て仕奉れるなるにこそ、萬葉二十卷常陸國防人に倭文部可良麻呂と云ふ有り）姓氏録（大和國神別天神）に委文宿禰、出ㇾ自二神魂命之後大味宿禰一也、又（攝津國神別天神）委文連、角凝魂命男伊佐布魂命之後也と有りて、次に竹原同上又額田部宿禰、同神男五十狹經魂命之後也、又額田部、額田部宿禰同祖同日名田命之後也と見え、又（河内國神別天神）委文宿禰、角凝魂命之後也と見えたり、此系譜の事は次に云へるが、其出自は右の如く額田部宿禰の同流なるに本著て推求むる道有り、其は傳廿に注せるが如く其角凝魂命と聞ゆるは可美葦牙彦舅尊にて潰らせ給ひ、其次に天壁立之命坐し、其は伊佐布魂命に御在し坐して此は伊弉諾尊の御事なり、其次に天背神と申す御在し坐す、此は其大神の御子軻遇突智神を殺し給へるに依りて其御體より化坐せる雷神の御事なり、其御子は手力男命に坐して亦名を天背男命とも明日名門命とも申せるに、此天羽槌雄神も正しく其手力雄神の御子と見ゆる由は、傳十七に注せるが如く神名式に謂ゆる常陸國久慈郡靜神社（名神大）を讀書に手力雄神を祀る由見えたるに、高房明神在ニ

社陸、所レ築二建御雷命一と有るにても其御父子の由なむ著かりけるを、姓氏錄（左京神別下天神）に宮部造、天壁立命子天背男命之後也と有るに、又（山城國神別天神）に宮部造、葛城猪石岡天降神天背命之後也（下略）と有るは天背男なる可き由有るに合せて、天背男命即手力雄神なる時は此なる其御父子と云ふ稱謂には備ふ可き著なるぞかし、（然して其下に綏靖天皇御世の事にて天下有レ災、因レ之吉見日命、令レ祷二祭大物主神一、從異國來、天皇詔曰、滿二天下災一、百姓得レ福、自レ今以後、可レ爲二宮能賣神一、仍賜二姓宮能賣公一云々と有るは吉見日命の事なるが、其大物主神の裔を宮能賣公と號けられて御許に侍らはるゝ由なるに合せて、常陸國[illegible]一名倭文神、又謂二之二香取神一又名天羽槌雄命此倭文遠祖一と見えたる此に天香神と云ふ事は、其子孫に宮部造有るに似たるなど思ひ以有るべし、神名式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷命神社（大、月次新嘗）と有て此にては又と有るからは異名なるにて、垂仁天皇三十九年紀に謂ゆる倭文部を置かせ給へりし如などにや、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二大和國從五位下葛木倭文天羽雷命神從五位上一と有見えたり、大和志に在二加守村一、今稱二加守明神一と見え、和名抄に葛下郡神戸郷有るは此なる可し、又伊勢國鈴鹿郡倭文神社今[illegible]山の西野尻村に在りと云へり、駿河國富士郡倭文神社主計寮式に駿河國倭文三十一端と有り、今星山と云ふ所に星山觀音と云ふ有る其地内に坐すを、祭神香々背男なりと云傳ふる由なるは[illegible]を誤れるにて、此天羽雷神に御在し坐すべし、上に註せるが如く風土記に當郡中[illegible]神社、所レ其[illegible]也と有るにも由有り、伊豆國田方郡倭文神社、當國に[illegible]の御在し坐す[illegible]をも其所に云へり、甲斐國巨麻郡倭文神社、近江國滋賀倭文（シドリ）神社見え、和名抄上野國那波郡倭文（之土利）郷有るを、

神名式に同郡倭文神社見えたり、三代實錄に貞觀元年八月十七日庚子、上野國正六位倭文神列ニ于官社一、同廿日癸卯、授ニ上野國正六位上倭文神從五位下一と有る是なり、本國神名帳に從一位倭文大明神と見え、群馬西郡從五位上倭文神御子明神と申すも有り、丹後國加佐郡倭文神社、丹後舊事記に倭文八所大明神坐ニ今田村一と云へり、與謝郡倭文神社、同書に祭神春日大明神、浦島五社大明神坐ニ筒川莊日置本城村一と云へり、其春日大明神と云へるは武葉槌神と建葉槌命と御名の同じきより然云習はしたる可し、浦島五社は其相殿に合せ祀れるたる可し、但馬國朝來郡倭文神社、續風土記に在ニ山口鄕丸山村一、稱ニ鯱宮一と云へり、又和名抄に因幡國高草郡委文(之土利)鄕、味野(安知乃)鄕有るに、式に同郡倭文神社見えたるは右に引ける姓氏錄(大和國神別天神)に、委文宿禰、出レ自ニ神魂命之後大味宿禰一也と有るに合へる狀なり、然るに因幡志と云ふに倭文鄕倭文村の山上に在り、一宮大明神と稱する是なり、社傳云、祭神大己貴命云々と有るは、志豆と七とを混にして其神に七名御在し坐す事の名高きに依りて、終に大己貴神を祀る者と傳へ誤りて倭文神の御名は紛れさせ給へる者なるにこそ、又伯耆國川村郡倭文神社、久米郡倭文神社など見えて、此も其倭神を祀れる社都て十二社なり、又和名抄に淡路國三原郡倭文(之土利)と有れども其來由詳ならず、若くは國造本紀に淡路國造、難波高津朝御世神皇産靈尊九世孫矢口宿禰定ニ賜國造一と見えたるは、右の委文宿禰と出自同じかりければ其同族の謂に因れるなどにも有るべからむ、但右の中に因幡伯耆二國なる倭文神社の事には異論有りて、上の下照姫の所に注せるが如く其川村郡なるを一宮記に下照姫命と書し、大同類聚方にも然る趣なるに、下照を訓めて志屋理と云へるを字の同じきを任に倭文と作る者と思しければ此に擧ぐべき限に非ざれども、然りとて右に擧げたるは何れた

あるは建葉槌神なるを思ふに、其は右の同じき社に後に合せ祀れるならむも知るべからず）常陸國風土記に倭文神の御事を式出ず、此神在何處一哉、未聞申、久之神也哉、依之聊考、常陸國内倭文者常陸國之所出者也、古聞云、倭文者天羽槌雄神、今世申云、古語拾遺文布云々賤一綾布之類、既久諸國貢之時、大嘗會貢進麁布一青筋文之布云々と所見たる、此事は傳十七に注せるが如く常陸風土記に久慈郡々西○里靜織里、上古之時未知織綾之機、未在知人、于時此村初織因名之と有る是にて、和名抄に常陸國倭文部と見えたるに、萬葉二十(二十八丁)當國防人の中に倭文部可良麻呂と云ふ見え、主計寮式に常陸國倭文卅一端、自餘輸調布、又積藁記に常陸倭布など有て、此布を此國より織出せる事なるに、神名式に當郡靜神社（名神大）見えたり、然るに此に建葉槌命を主神とは祀らずして、神社考に載たる神名帳考に多力雄命今常州志津明神也と云ひ、西山遺事に靜社手力雄命、那珂郡靜村、常陸志に今屬那珂郡、傳云手力雄神と見え、廿八社考略記にも今屬那珂郡、在靜村、舊名靜織里、在久慈郡以西、上古之時初織綾於此里、因名焉、（中略）今呼爲靜者連綾字耳、同山上祀手力雄命也（中略）高房神社、在社院、所祭建葉槌命と見えたれば、靜神社も本は靜織神社なりつらむを然申し習へるなる可し、備此には建葉槌命なむ主とは御在し坐すべかりけるを、却りて従神と成らせ御在し坐すは不審しき事ながら、此は御父神にて渡らせ給へるからに其従神と坐さむも知れ有るに似たり、三代實錄に仁和元年五月廿二日丙午、常陸國從五位下靜神授從五位上と所見たり（然して此建葉槌命を鹿島神宮にては天香香背男神と申し、香取奉日等にては從東神と申して謂ゆる儀取神なる由右に注せるが如し、因云、右の主計寮式に自餘輸調布と有るは國內郡にて謂ゆる白打物なり、其は傳十七卷に注せるが如く常郡夫之志良波等

社御在し坐せる其神社に係れる事にて別なり）〇此建葉槌命の說成りて後に長幡部の系圖一本を得たり、其傳に云はく、神魂命其子角凝命其子伊佐布魂命と有りて此御子四柱坐せる、其長をば明日名門命と申して二子有り、兄天萬梓命と云ふ有り、此は額田部宿禰服部連伊豆國造生玉部等の祖なり、弟天底立命亦天萬立命、此は根木神主伊勢朝臣等の祖なり、但天底立命を明日名門命の子と云ふ事物の混れたる事、次に引ける姓氏錄伊勢朝臣の狀に正して知るべきなり、其子の天波與命をば祖に係て然る可からむ、其次男長白羽命其子天物知命亦名八坂彥命是神麻續連の祖なり、三男天羽槌命、是委文宿禰長幡部等の祖なり、四男天乳魂命其子天湯河桁命此は美努連鳥取連等の祖なり、今訂正して初祖を神魂命と立て、二世角凝命、三世天底立命、四世伊佐布魂命、五世天雷神、六世天手力雄神亦名明日名門命なる可からむ事右に注せるが如し、然る時は明日名門命を此長男に置くは誤にて、長白羽命天羽槌命天乳魂命等は其神の子なるにこそは有りなめ、今悉く此を辨ふ可し、其明日名門命其子天櫛梓命其子天御雲命其子天村雲命を額田部宿禰祖と有り、姓氏錄（右京神別上天神）に、額田部宿禰、明日名門命三世孫天村雲命之後也と有るに合へり、又額田部頸玉、額田部宿禰同祖明日名命十一世孫御支宿禰之後也、又（山城國神別天神）額田部宿禰、明日名門命六世孫天由久富命之後也、又（攝津國神別天神）額田部宿禰、角凝魂命男五十狹經魂命之後也、又額田部、額田部宿禰同祖明日名田命之後也と有る一部の祖なり、其天村雲命の弟天御梓命を服部連伊豆國造玉部祖と見えたるは、同錄（大和國神別天神）に服部連天御中主命十一世孫天御梓命之後也と有る是にて、攝津國の服部連とは別なり、伊豆國造は國造本紀に神功皇后御代服部連祖天萬梓命八世孫若建命定賜國造と有り、生玉部は萬葉二十（十六丁）に遠江國佐野郡

佐佐布都見國と云ふ人見ゆ、次に天鹿兒命と有に而りて明日名門命の女子天波與命其子天日別命弟建日別命、其天日別命四子有り、日桂屋…命淺國見切岐…命…前…命…なり、其建與東命二子有り、其を…由都久…命弟…乙彥神…命と云ふ、其…由都久…命子彥…命其子…久良…命其子大若子命弟之若子命と有りて、大若子命を…を…して…子命を伊勢朝臣…と云へり、姓氏錄(左京神別下天神)に伊勢朝臣天高立命六世孫天日別命之後也と見えたるにも相合へり、(但度會系圖に神皇產靈尊其子…頁乳…命其子天曾己多智命其子天嗣…命天…命天…命其子天波與命より次々は右に引けるに同じく、其乙若子命子爾佐布命其子彥和志理命其子阿波良波命…云々と見えたる事なれども、度會…の出自は大に其とは別なり、其眞系を得て見るに天火明命初…にて、其子天香語山命其子天村雲命其子二人有り、兄を天忍人命弟天忍男命と云ふ、其天忍男命は尾張連等の祖なり、其天忍人命其子天戶目命其子建斗米命其子建田背命其子建佐布命國波國造と成る、其子彥和志理命其子阿波良直其子佐倍支直其子大佐々古直の時に、雄略天皇廿一年供=奉豐受大神-、遷=坐伊勢國度會郡山田原-と所見たり、右の御田…宿禰の祖に天村雲命と云ふ同名の人有るが有に混らして、建佐布命を爾佐布命と替て其系記に附會したる者にして、後人の所爲著明き事はれば度會系圖に作れる者なり)備此天羽槌命の兄に當る長白羽命其子天物知命亦名八坂彥命を神麻續連祖と云へるに就ても正し辨ふ可き事なむ有りける、其は此長白羽神の事を類聚神祇本源に載せたる古語に、麻續神…彥命…長白羽命也と有りて、其神の事を未…に、和琴(…也…止古登)上古天津…加奈止美命…也(中略)加奈止美者是天…與…神皇產靈之子也と云ふ事見えて、其…命を神皇產靈尊の子と為る事なれども、其は何代の後にも係云

へれば強て拘るまじきを、其に爲ても右に擧げたる世次の中に何れに當て可なりや否やを今知るべからざるが如し、然るに其長白羽神の神麻續連の祖たるより祖系を索ぬるに、其父は天日鷲命祖は天石門別命に坐せれば、金鵄命を天日鷲命の別號と見るより外無きが故に、古人も已に其定有るが故に、其に從ふ時は金鵄命子長白羽神と有るべくして右に謂ゆる明日名門命の孫なりければ、此系記に長白羽命天羽槌命と兄弟に列ねたるは違ふ可し、其は若しくは傳十七に注せれば今云ふ限に非ざるなり、但古語拾遺に長白羽神伊勢國麻續祖と見え、其子天物知命は姓氏錄(右京神別上天神)に神麻續連、天物知命之後也と有り、又天神本紀供奉三十二神の中に天乳速日命廣湍神麻續連等祖、天八坂彥命伊勢神麻續連等祖と有るは其に天物知命の子にて、一は京に留り一は神宮に奉られたるにこそ有るべかりけれ、又其天羽槌命の弟に當る天乳魂命は、乳は借字にて天千魂命と申す義なるにや、此より外に古書には見えざる名なり、其子天湯河桁命は美努連鳥取連の祖と云ふ事は、姓氏錄(河內國神別天神)に委文宿禰と並びて美努連、角凝魂命三世孫天湯川田奈命之後也と見え、又(右京神別上天神)鳥取部連、角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也(下略)又(山城國神別天神)鳥取連、天角己利命三世孫天湯河板擧命之後也、又(河內國神別天神)鳥取角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也、又(和泉國神別天神)鳥取角凝命三世孫天湯河桁命之後也と有るに克く合へる者なり、(但此に一不審しき事有り、垂仁天皇二十三年御紀に鳥取造祖天湯河板擧と云ふ人出名でたり、右に引ける鳥取部連の下にも垂仁天皇皇子譽津別命、年向三十一不二言語一、云々、天皇悅之、遣二天湯河桁一云々と有て、祖神の名と子孫の名と相も異らず等しきは如何なる故にか有らむ、若くは當時の人名逸れて其祖先神の名にて傳はれるか)但天羽槌命の統脈を書せる狀

は、此神を第一として二世には綺日女命と有りて、其譜に天降坐之後、自二宮崇一至二三野國引津根之丘一と有る此事は、に注す可し、三世禮倍伊命、四世大羽刀見命、五世比古羽刀見命、六世久爾豆知命、七世乎止利命、八世乎々良支利命、（而）大倭宿禰と有る、此流を委文宿禰と見えたり、右に引ける姓氏錄（大和國神別天神）に委文宿禰、出レ自二角凝魂命男伊佐布魂命一也と有るに合へる者なり、備後國世天羽刀見命に二子有り、兄比古羽刀見命は右の如く委文宿禰の流なり、弟比古根見命は長幡部祖なり、其子古建見命其子宮持命、是に止二住美乃國不破郡綾野邑一と有りて其子に古津と云ふ有り、其綾野邑の事詳ならずと雖も和名抄郷名に安八郡服部と云ふ有り、又甚太と云ふ有る、此は長幡部を初めたる邑名なる可くして、其不破と安八とは實に相隣れる郡なれば由有るべし、常陸國風土記に久慈郡々東七里、太田郷長幡部之社、古老曰、珠賣美萬命自レ天降時、爲レ織二御服一從而降之神、名綺日女命、本自二筑紫國日向二神之峰一至二三野國引當之丘一（下略）と有り、此を以て見れば健葉槌命は此に星神香々背男を服ろへて復命し給ひし後に天上に留りて、其御女綺日女命ぞ天降らせ給へりける、但其神の御存しなさずして御子の有るべきならずと思ふも一應の論ながら、神の御上は尋常の理を以て推すべからざりければ何かは疑はむ、右の傳に就て美濃國不破郡を聞るに不破郡に五位上天二上明神、從五位上引常明神と有るを以て、其引當之丘の所在を知る時は右に謂ゆる綾野邑も亦其國に實て近き道必出來べき事なりかし、又厚見郡に正五位下手力雄明神、同若福明神、同息長明神と有るも、一に建葉槌命の御父に坐し、又は其の服部の事に因れりと思しき神等に坐せれば必所以有るべきなり、此は延喜式に美濃國綺日十疋絲絹二十疋、廣絁十疋、帛三百疋、長絹百疋と有るは、其宮持命の子孫なる長幡部の供奉れるなり、猶上に注せるが如

く古事記伊邪河宮段日子坐王の御子等十一王坐せる中に、神大根王者三野國本巣國造長幡部連等之祖と有るを見れば、此王其國造に任され給ひし時より長幡部の群の長と爲し仕奉られしなりけり、（此を以て其富侍命の流は美濃國の長幡部にて其部の多在りし事を見るに足れりと云ふべし、常陸國なるは其弟多弖命よりの事にして、此より別に成れる事を先づ心得置く可き者なりかし）故其富侍命の多弖命と云ふ有り、其譜に移二常陸國久慈郡太田郷一と有り、此事亦に云ふべし、其子麻奈其子堅陀其子田狹其子佐自古其子竹道其子努忘古其子小倉其子荒金と有て、其譜に小治田朝賜二長幡部一と所見たれば、此は推古天皇の御代の人なり、其荒金の子二十八有りけり、其兄に意古と云ふ有りて譜に子孫在二太田郷一と見えて、此は常陸國の長幡氏の祖なり、其弟に古佐自と云ふ有て、譜に岡本朝遷二住武藏國賀美郷一と所見たれば、舒明天皇の御代より支れて武藏國に長幡部の一流出來りしなり、神名式に賀美郡長幡部神社有るは其祖神を祀れるなる可き事云ふも更なり、今下郷長濱村に御在し坐すとぞ、其常陸國なるは右に引ける風土記の續きに、後及二美麻貴天皇之世一、長幡部遠祖多氏命、避レ自二三野一遷二于久慈一、造二立機殿一初織レ之、其所レ織服自成二衣裳一、更無二裁縫一、謂二之内幡一、或曰、當二織レ絁時一、輙爲二人見一、故閉二屋扉一、闇レ内而織、因名二烏織一、强兵利劔不レ得二裁斷一、今毎年別爲二神調一而獻二納之一と所見たる、此多氏命ぞ美濃より分れて常陸國の長幡部の祖とは成られし趣なりける、主計寮式常陸國輸調に常陸國長幡部絁七疋（長六丈廣一尺九寸）と有るは此機殿に織奉るなる可き由、委しくは傳十七に注せるが如し、神名式に常陸國久慈郡長幡部神社有る是なり、類史五十四節婦の中に、常陸國人[illegible]其夫小田[illegible]位上二云々と有も此氏人なり、然して其輙く人の見る爲に機屋の扉を閉て織る由に、綺日女命より以降世々家に傳へた

る秘義有りて、裁縫の事を用ひずして自然に衣裳と成る織方有りし故に、濫りに人の見る事を許さゞりし故に傳より此を鳥織とは云ひしなり、然るに過ぎて世中の状も漸に移りて唐我の衣服の制と我が古制とを合せて中古以來の官服の状に成れりしより、其法漸く廢れたりしは惜しむ可き事なりかし、思ふに公家にて今も神事に服させ給ふは上代の官服の遺制なりと云へり、若右の如くならむには今も其巧に依りては然る織方の出來じと限れる事にも非ざる可し、強兵利劔不レ得二裁斷一とは絁は薄き者なり何ぞ裁斷たざる事を得べからむ、此は斎服は傳十七に注せるが如く神代より斎服殿と云ひて深く神事を爲して齋清はり仕奉る事にし有りければ、實に強兵利劔をも避くる計の威德有りし事を云ふなり、今毎年別レ爲二神調一獻二納之一と有る今は、此記を進れる和銅の頃を云ふなり、別爲二神調一と云ふは其神社より調奉れるを云ふなるべし、二十八社鎭座記に在二太田郷東幡村一、祭神多弖命、元長幡部始祖と所見たり、(右の如くは建葉槌命はしも倭文宿禰のみの遠祖にては御在し坐さず、長幡部にも其祖神と御在し坐しけるなり、然る時は其五世天羽刀□命までは倭文と長幡とを相兼て仕奉れるを、其子二人有りて一は倭文宿禰一は長幡部と別れしより各持別けて仕奉る事には成れりしなり、○則服は、服ノ字中倍比奉理使と訓べき説右の如し、惟此不服ざりし星神香々背男を誅はせ給ふ御故は、此にては國土の荒振神を言向させ給ひ畢て後の事と傳はりたれども、此は已に上に論つらへるが如く第二ノ一書の始に、天神遣二經津主神武甕槌神一、使レ平二定葦原中國一、時二神曰、天有二惡神一、名曰二天津甕星一、亦名天香香背男、請先誅二此神一、然後下撥二葦原中國一と有が如く、其始に非ずしては心行かぬ事なむ有りける、然るは右の二神は大將軍副將軍にて建葉槌命は後取神と爲て天降らせ給へるを、二神の申請はせ給ふ任に此神を遣して其星神の事

を取めしめ給ひ、二神は直に國土を斥て天降らせ給ひける故に、此にも二神於ゝ是降ニ到出雲國五十田狹之小汀一と有り
て後武神の事を載せられず、第一第二ノ一書共にも此事に於て異説無きは、二神の大己貴神と御應答の時は其神の星
神を誅たはせ給へりし理にて、其星神を天神の御謀に服はしめて其神の天降り書かせ給へるは、右の國避の御政畢て
後に二神の彼不順る鬼神等を誅なはせ給ふ間中に在りし故に、其香々背男を殘へ給へる事の此の事實と一に混れ候は
れる者と所見たりければ、始に在るを尊と爲て後に置けるをば傳の混れならむとは云ふなり、（此故に出雲風土記など
には少かも此建葉槌命に由有りと思しき事は凡て無くして、多くは直國に右の如く事跡多在るを以ても其前後に考有
るべき者なるなり）〇二神登ㇾ天也は、常陸風土記志太郡高來里條に、古老曰、天地權輿、草木言語之時、自ㇾ天降來神、
名稱ニ普都大神一、巡ニ行葦原中津之國一、和ニ平山河荒梗之類一、大神化道已畢、心存ㇾ歸ㇾ天、即時隨ㇾ身器仗（俗曰ニ伊川
乃川惠二）甲戈楯劔及所ㇾ執玉珪、悉皆脱履、留ニ置茲地一、即乘ニ白雲一還ニ昇蒼天一と所見たる是なり、此にては經津主神
一柱の状なれども、互に片方のみを擧ぐる古書の例なりければ二神の御事と見る可し、化道は許葦牟氣と訓みて右の
和ニ平山河荒梗之類一と有るを擧げたるなり、已畢は悉誌の義なり、心存ㇾ歸ㇾ天は復命し給はむと所思せる由なり、隨ㇾ
身は御身に著させ給へる限りの物を云ふ、器仗の下に俗曰伊川乃と有て二字を脱せるを、訂正本に川真の字を補ひた
る其宜し、右に引ける同記香島大神の現れさせ給へる所にも白桙御杖取坐と有るも此に同じきを、伊川乃川真とは和
名抄刑罰具に杖、唐令云諸杖（音仗、和名都惠）と有る是にて、世に謂ふ棒の事にて、常に杖つくと同訓なるが故に
嚴杖と云へるなる可し、甲戈楯劔は和名抄征戰具に甲（ヨロヒ）、唐韻云鎧（丹盖反、和名與路比）甲也、釋名云、甲者似ニ物有ニ

有ニ精甲ニ也、又戟、楊雄方言云、戟（九劇反、和名保古）或謂ニ之干ニ、或謂ニ之戈ニ、（古禾反）又矛、兼名苑云鉾（音牟反、上戟之矛也、和名太天）一名槍（音倉）又弩、四聲字苑云、似レ刀而兩刃曰レ劔（擧欠反）と有る是なり、玉璋は玉と璋との二なるにや、名義抄に璋を古圭字鎭安也と注されたり、然る時は玉字通に圭之爲ニ古璽せと有る意にて、玉を鎭むるにたり、素皆盾屋は芝振神を鎮護させ給へる器なるか故に其地に留置せ給ひて其鎭めと爲させ給ふなる可し、猶ニ以ニ鎭ニ之丸ニは土中に埋めさせ給へるなめり、天孫本紀に饒速日命の薨坐と云ふてそは信られぬ、天羽々弓天羽々矢復神衣帶手貫三物葬ニ歛於登美白庭邑ニ、以レ此爲レ墓也と有るも、御身に隨へさせ給ふ物を埋め置て天上に昇らせ給ひし事とは此を以ても知らるめり、其留め置かせ給ひし高來里は和名抄の郷名にも出たれども、今所在詳ならずと云へり、思ふに神名式に信太郡楯縫神社右に引ける常陸國風土記の例を思ふに此も經津主神に御在し坐すべし、二十八韓鎭座記に在ニ木原村ニ、祭神彦猿知命（是爲ニ作盾者ニ、見ニ于日本紀ニ）相傳、信田郡第一宮也、社側有ニ大杉樹ニ、周圍四丈五尺餘、爲ニ神木ニ、見者皆以爲レ奇と云へり、若くは高來の地名も木原と成れるにて其神木の下は其を埋置かせ給へる処なる可し、乘ニ白雲ニ還ニ昇蒼天ニは、姓氏錄吉野連條に自レ天降來白雲別神と云ふ神名も有るを見ふに、斯る時等の天上より昇降らせ給ふには白雲に乘らせ給へるにて、是日八洲起元記の天浮橋を其第二ノ一書には天雲と有ると一物とぞ所見たりける、還ニ昇蒼天ニの蒼は虚字にて、此に登レ天也、第一ノ一書にも乃昇レ天復命と有るも同じ一なる者なり、（右に注せる玉璋は如何にしても語者かざる心ちす、訂正本には二字を合せて多麻と訓みたれども璋字當ならず、但玉にて作れる圭なるにや、周禮大司徒に以ニ土圭之法ニ測ニ土深ニ、正ニ日景ニ以求ニ地中ニと有る鄭注に、土圭尺有五寸、以ニ夏至日ニ立ニ八尺

之長、其景適正與二土圭一等、謂二之地中一、と有れども、神代の虚たる上古に然る器などを設けらる可きに非ざれば、玉を稱美る義を以て珪字は置きたるにや）〇果以復命は、良瀬本には此下に以言の二字有り、第一ノ一書に二神乃昇レ天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟と有る是なり、古事記にも故建御雷神返參上、復二奏言向和平葦原中國一之状上と有る、此には經津主神の御事は凡て漏れて傳はらざれども　意味は二神と見るべき事、右の一書に合せ讀て曉る可き者なり、〇時此は上に是後高皇産靈尊更會二諸神一選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰（中略）經津主神是將佳也、時（中略）武甕槌神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一而吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、故以即配二經津主神一、令レ平二葦原中國一と有りし事の都ての結と成れる所なりければ、其意を得て思ふに、其始出雲國五十田狹之小汀に天降り著して大己貴神に神問し給へる事（其一）、然して大己貴神より其子の辭を以て對へ奉らむと申せりし事（其二）、其より稻背脛命を遣して事代主神の對を令レ聞給へりし事（其三）、此に事代主神速に國を避け奉る由を申して天逆手を拍て隱坐しゝ事（其四）、此に大己貴神に猶申すべき事有りやと問ひ給へる言も記ざるに、建御名方神の千引石を擎げて出來りし事（其五）、次に其神を追迫て信濃國諏訪にて令レ順給へりし事（其六）、若て大己貴神に問ひ給へるに、我子二神の白せる隨に、僕も不レ違、此葦原中國は命の隨に悉に獻らせと申し給へる事（其七）、其大己貴神の僕が住處をば天神御子の御舍の如く治め賜ふ可き由の願言に依りて、中間二神の天に復命し給へる事（其八）、此に就て天神の治めさせ給へる大命を持ちて天降り坐しゝ事（其九）、若て大己貴神其大命の畏まりを申して現事顯事を天神御子に所治奉り、己命は神事幽事を治めさせ給ふ可き由を對へ奉らしゝ事（其十）、天日隅宮を造り奉る種々の事（其十一）、其間に越八國を平に御在し坐

しゝ事（其十二）、然して大倭國の三輪の山に坐さしむるに、眞子を奉り故神を崇めらしし事（其十三）、大己貴神の和魂大物主神及御子神等を皇御孫命の近守神と鎮め置かしゝ事（其十四）、其荒魂大國魂神の御鎮座八坂瓊を置かし給へる事（其十五）、大己貴神の八百丹杵築宮に隱れさせ給ひて幽と顯と其の別に爲る事（其十六）、天穗日命の子天夷鳥命其鎮魂を主り、諸神も此事仕奉らるゝ事（其十七）、即八十萬神を帥ゐて御誓を奉らるゝ事（其十八）、高皇産靈尊を奉りて以て國土を平けり、荒振神を悉く言向和平しゝ事（其十九）、其先に星神香々背男を誅へて遂に天に歸り國平給ひしし事、（其二十）など右等の事共を合せて申させ給へるを、此に初めて果以復命とは書されたる者なり、（然るを日訣に果以復命者、以大己貴神之辭也と有るは浅々しき説なり、此上文にも彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木能言語と見え、其を第一ノ一書には邪鬼強暴横惡之神と有り、皇祖天神の二神を遣し給へるは大己貴神には國土の現事顯事をば避らせ給ふ可き事をこそは計らしめ給へりけれ、主とは其殘賊強暴横惡之神を撥平させ給ひて國土を平らかに爲させ給はむとの御事なるを、昔より其事をば傳にして大己貴神をば當の敵の如く申し成しきる事甚可異ことなり）故此二神の天に歸らせ給へる時大物主神大國魂神及事代主神等、此に八百萬神等を聚て皇祖天神の御許に其國避の異なりを申させ給ふ爲に天上に參昇らしさせ給へる由、已に上に注るが如し、第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇産靈尊勅大物主神汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姫配汝爲妻、宜領八十萬神永爲皇孫奉護、乃使還降之（下略）と有る是なり、此時の御事なりけらし、本朝事始に天萬國文武天皇乃御宇止之、但積循代之、事代主神異之、思ふ

天孫瓊々杵尊ニ(出ニ斎部私記ニ) 以ㇾ磐名也、以ㇾ呪ニ天孫ー託ニ其形ー、似ニ胡笳ー云々と見えたる、磐を以て笛に製りて天孫を祝奉る由に託(コト)へさせ給へるなり、大社志[illegible]品目に瑪瑙笛と云ふ物有るが床しくて、去年予が参詣し時国造[illegible]某宿禰に就て拝見を許されたるを見奉るに、大抵は横笛の状にて微妙なる物なれば此類の物にこそと想像り奉らるる御事なりけれ、又云はく楯(伊達手) 本朝無ニ此製ー、但有ニ天押楯ー、蓋代主命以ニ天押楯與ニ天狭弓ー進ニ天孫ー、此則非ニ後世之楯ー焉、成務御宇始製也と有る、天押楯天狭弓の製今知るべからずと雖も、名義を以て考ふるに天押楯と云ふは神武天皇戊午年御紀に天皇の大御稜威を畏みて天壓神と称へ奉るが如き意味を以て號け、天狭弓の狭は進む心にて大御号を四方に張らせ御在し坐すべき豫事(カネゴト)を託(コト)へて奉らせ給へるたる可き事、右の天磐笛の例を推して知るべき者なり、但右に本朝無ニ此製ーと云ふは古に暗き事なり、已に此一書に天神の命を以て又供ニ造百八十縫之白楯ー、又彦狭知神爲ニ作盾者ーなど見え、出雲風土記に布都怒志命の天石楯又天御鳥命爲ニ楯部ーと有る事に依て意宇楯縫の二郡に各楯[illegible]有り、右に引ける常陸風土記に普都大神の楯見え、神武天皇御紀に植ㇾ盾而爲ニ雄誥ー焉、又は登ニ天石盾ー、又崇神天皇御紀に赤盾黒盾の稱有り、何ぞ成務天皇の大御代を以て起らむや、此は甚々古より有来る物なれども、蓋代主神の此に誠款の至を申させ給ふ餘りに右の物共に比べて天神御子を祝ひ奉らせ給へる御事の御在し坐すが爲なる事申すも更なりかし、(其天磐笛の胡笳の形に似たりと云ふを以て考ふるに、其物の事は勾端に羌人捲ニ蘆葉ー吹ㇾ之、故曰ニ胡笳ーと云ひ、又は羌胡樂器、李伯陽入ニ西戎ー所ㇾ作者とも云へり、和名抄に横笛、律書楽図云、横笛本出ニ於羌ー云々と有りて、羌と云ふは西蕃にても西戎と云ふ地なるが、横笛と胡笳とは同類の物なりければ、天磐笛と云ふは玉石を以て作

れる猿田たりしたる可し、備考に引ける大倭の事實を木朝臣書考吉川氏安房と有るに、其間に今在る物ならざれば、右の文武天皇の慶雲中止之を有る以前に伊勢土の往來絶えざりし頃、其頃より後に隠れありし物の其にありしか、然は公の社國家行れし時を得て大神の御許に歸來れるにや、如何にも大野宿と云間後きたり、此頃此中よりよく出づる本郡に謂ゆる石楔と云ふ物を得て、其形宿など云ひて已を抜き人を数く其のみ在るは宣む可く、且古書に力を用ひざる拙き所偽をば謗む可き者にこそ）備考仁天皇二十五年御紀に是時倭大神（注進状倭大國魂神）著二穂積臣遠祖大水口宿禰一（注進状五字无）而誨之曰、太初之時期曰、天照大神悉治二天原一、皇御孫尊專治二葦原中國之八十魂神一、我親治二大地官一者、言已訖焉、云々、木地主神之謂也云々是時一矣、（云々以下注進状）と有る、此御紀に太初之時と云ふは此國に在る神の地の已に定め云へるが如し、其親治二大地官一と云ふ由は備二十七に注せり、大地主神と云ふ名は此時に天照大神より賜はらせ給へる御名にて、其大地官を令二治給へる御名にて、古に大物主神に三種神寶命を神妻に賜はせたるに等しく、其時より特に親しみ聞えさせ給へる御實に顯てさせ給ひたる可し、其大物主神の天降らせ御在し坐しける御事は、出雲風土記伊頭比郡に御穂社、所レ坐大己貴命、天下御穂須美命御穂須比神坐也と有りて、又に同郡美保郷社に見えて、大己貴命天孫降臨之時御領、此時大己貴命答二天上二使言一、俄遣二御子天日鷲大射飛射須一、住二御穂御崎一と見えたる、此大己貴命と云へるは實には大物主神にて寶らせ給ふ事申す由なり、但右の文の事に依る時は大己貴神にも大物主神大國魂神其事代主神を領て參上らせ御在し坐しけむも有るべからざれば、其心を得て見るも可しかりなむ、備考大國魂神の天降らせ給へる御事は、出雲風土記に意宇郡條の、郡家東南三十二里、

大國魂命天降坐時、當二此處一而御膳食給、故云二飯成一（神龜三年改二字飯梨一）と所見たる如く、此は出雲國に落著かせ給へる處なり、其來宮知に食師社とて有るは其神の御膳を聞食しゝ跡たるにこそ、此郷後に和名抄には能儀郡に屬て其食師社は今も飯成郷飯成村に立たせ御在し坐すと云へり、此大國魂神の其時に鎮まらせ御在し坐しゝ社は同記出雲郡條に杵築大社御魂社と有るを、神名式に杵築神社（名神大）と有て、其大穴持神社と有るぞ右の御魂社の御事たるを、上に注せるが如く此は大己貴神の荒魂を祀ひ奉れる御社なりければ、決めて大國魂神にぞ渡らせ給ふ可き御事なりける、其證は神賀詞に、乃大穴持乃命乃申給久云々、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐と云ふ事は有れども、其荒魂を他處に鎮め聞えさせ給ふ事の御在し坐さざるは、右の如く大神の御許に御魂社とて殊に鎮め置かせさせ給へるが故なる事申すも更なるに、大倭神社注進狀に著記曰、大倭神社在二大和國山邊郡大倭邑一、蓋出雲杵築大社之別宮也と有るに就ても、其此思合す可き事なむ多かりける、（但其社の御正體の瑞八尺瓊は、大己貴神の八十隈に隱坐す時に置し給へるが天神の御許に依はり、其より皇御孫尊に授進らせられて、崇神天皇の大御代までは其同殿の内に御在し坐しけるを、右の大倭神社に遷し鎮め奉らせ給へる由、已に傳二十七卷に委しく注せるが如し、然れば此は其神體に係はらずして、其神の御上を以て杵築大社の別宮とは申せるなり、思ひ混ふ可からず）

于時高皇產靈尊。以眞床追衾。覆二於皇孫一。天津彥彥火瓊瓊杵尊

使降之。皇孫乃離天磐座、天磐座、此云阿麻能以簸矩羅。且排分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峯矣。

下國の大御政に所知看せむ為と坐して今天皇御子を天降し奉らせ給ふ事の大節をしも、此には例の甚く事略てなむ書き給へるを、此正書一書とを一にして古事記に取りて其違ひを正し知らずは不得なむ有るまじかりける、猶上に注せる如く此時に天降し奉らせ給はむと為て神々の大御議を行はせ給へるは天忍穗耳尊の御事にして、猶其時は未出生させ御在し坐さざる間なるを、此正書には凡て皇孫と書して瓊々杵尊の御事と為る由は、天忍穗耳尊は天降り坐す御在し坐さずて止みぬるが故なれども、實には其に大神より天忍穗耳尊に天津日嗣を授け奉らせ給ひ、然して其天忍穗耳命より更に瓊々杵尊に傳讓らせ奉り給へる儘なる事を有て次々に語ふるが正しく、然れば此御天降の件を讀むべき状は然し、第一ノ一書に天照太神勅曰、若然者方當降吾兒矣、且將降間、皇孫已生、號曰天津彦々火瓊々杵尊、時有奏曰、欲以此皇孫代降、と有るを、古事記には天照大御神高木神之命以詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜降坐而知者、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答白、僕者將降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應降也、此御子者御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子、天火明命、次日子番能邇々藝命（二柱）也と有りて、此瓊々杵尊を以て代て降し給はむと云ふ事は、其天忍穗耳命の申し請はせ給ふ所に依るが、如此く二柱御在し坐せる中に其兄子の天火明命を除て弟子の瓊々杵尊をと撰ばせ給へるも其義

の御業なりければ、萬は其御計らひたりし御事申すも更なり、然して第二ノ一書には皇祖天神より天忍穂耳尊に種々の御事依の御事共記て其天降らせ給へる御事を記されたるに、時居二於虚天一而生兒、號二天津彦火瓊々杵尊一、因欲下以二此皇孫一代レ親而降上、故以二天兒屋命太玉命及諸部神等一、悉皆相授、且服御之物、一依レ前授、然後天忍穂耳尊復還二於天一と所見たる、此虚天にて御子の生れ坐しゝ事は然も有るべし、然りとて其私に代て天降し給はむ事の御在し坐すべきに非ず、皇祖天神に奏して其御許を請ひ奉らせ給はずては出來させ給ひ難き御事なりければ、此も虚天より還上らせ御在し坐して後の事にて、共に皇祖天神の御計ひを仰ぎ奉らせ給へるなりけり、(此事一段にては定め難き事共有りければ次に云ふべし、此は唯天忍穂耳尊を天降させ給ふ御爲に皇祖天神の高の事共をば定め行はせ給へるのみを擧ふる事と見る可し) 併第一ノ一書古事記には此平國の以前に天忍穂耳尊の天降らせ御在し坐しける御事有りき、然るに第二ノ一書には其平國より以上の事は凡て略かれたりければ、右に引ける文は其先の御天降と後の御天降との事の一に成れる傳にて、則以二高皇産靈尊之女號萬幡姫一、配二天忍穂耳尊一爲レ妃、降之、故時居二於虚天一而生兒、號二天津彦火瓊々杵尊一と有るは先度の事にて、第一ノ一書に既而天照太神以二思兼神妹萬幡豐秋津媛命一、配二正哉吾勝々速日天忍穂耳尊一爲レ妃、令レ降二之於葦原中國一、是時勝速日天忍穂耳尊立二于天浮橋一而臨睨之曰(中略)乃更還登、具陳下不二降之状上と有て、古事記の文も此趣に同じ、然れば居二於虚天一而生兒と有るは決めて其時の御事にて、生坐せる御子は天火明命かと思ふに、其は書紀の時の天饒日命の御事にし有りければ混ひたる傳へりけらし、然るを其第一ノ一書に且將レ降間皇孫已生と書され、古事記にも僕者將レ降裝束之間子生出と有る將降とは、先度に此國の未平る状を臨睨坐

して還ならせ給ひし故に葦原中國の御事御在し坐しければ、其だに事竟たらむには何時にても天降りなさむと白させ給へる故に、此御天降りの時に當りてと云ふにも非ず、最く其程の事を申させ給へるなる可ければ然のみ損ふまじきに生れたり、其天火明命は虚空よりして直に降らせ給ひしかども、天統をば受けさせ給はざる以前の御子なるが故に皇太子には立たせ給はず、天に生坐しゝ瓊々杵尊ぞ其後に生出させ御在し坐しゝかば正しき天胤には御坐し坐しける、若て日嗣、其子虚空誕ニ代レ親而降サムと有るは、此御天降の時に當りて生れませるが故に然まし請はせ給ふ可き御事なり、然れば彼以ニ天兒屋命太玉命及諸部神等ニ悉皆相授、且服御之物、一依レ前授と云ふは、第二ノ一書古事記等に其降臨ニ天神より皆に瓊々杵尊に種々の御事依の御事御在し坐しける趣なるに、古事記に天忍穗耳尊より皇子降臨也と有るに對へて皇太神の大命に、此豐葦原水穗國者汝所知國言依賜、故隨ニ命以可ニ天降ニと有るも、熟見るに其言依賜は御父天忍穗耳尊より瓊々杵尊に御事依の御在し坐しけるなるを、皇太神より其御父の命の隨に可ニ天降ニと詔給へる事なる事傳三十に注せるが如し、又第二ノ一書の如きも天忍穗耳尊より御讓位の奏上たる御故御在し坐しけるなりけり、(其文に然後天忍穗耳尊復還ニ於天ニと云ふは、右に云へる如く此事は先後二度の事の一に成れるなりければ、其文勢に引かれて此く結めざる時は、其文辭穩かざるが故に其より書けるなれば拘らず) 然れば立復りて天忍穗耳尊の先に天降らせ御在しなしける御時の御事を思ふに、後の瓊々杵尊の御事は皆已に其時に在りし事、日服御之物一依レ前授と有るにて知られたり、故古事記神代卷の初に天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言依賜而天降也と有る、此御時に其天兒屋命太玉命及諸部神等をば受けさせ給ひ、服御の御物をも皆

具させ給へるは、其時は虚天より還上らせ給へる故に、古書何れにも瓊々杵尊の御天降の時の事にのみ傳はれりし者なり、今引上げて試るに右の文に續きては皆天照太神、乃賜天津彦々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒三種寶物、(第一ノ一書)是時天照太神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡、(第二ノ一書)因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、(第一ノ一書後)又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉祖命、凡五部神使配侍焉、(同書前)高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉(中略)惟爾二神亦同侍殿內、善爲防護、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒、(第二ノ一書)宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀(古語拾遺)と有るなど、如此く後度に有る大抵の御事共は、其先度に已に天忍穗耳尊の皇祖天神より受奉らせ給へりし御事なりければ、後に其御子を代て天降らせ給ふと爲ては、其尊より瓊々杵尊に授け奉らせ給ふ可き事由に於て違ふ可からざる者なりかし、(右は第二ノ一書に因欲以此皇孫代親而降、故以天兒屋命太玉命及諸部神等悉皆相授、且服御之物、一依前授と有を立て、其始天忍穗耳尊の天降らせ御在し坐しける時の較略をば如此有るべき者と明らめ奉れる說なり)若て右に引ける古事記に其天忍穗耳尊の御子を天火明命次日子番能邇々藝命と有て、其御兄なる天火明命に天津日嗣を授け奉らせ給はずして、其御弟の瓊々杵尊を以て天津高御座に令坐奉らせ給へるは如何と云ふに、此天火明命は其時に御父天忍穗耳尊と共に還上らせ給はずして直に天降らせ給へ

る者と見ゆめり、天孫本紀に此命の御天降に供奉ゞ三十二神五部人五部造天物部等部長などを副て降り給へる由に云へるは、其天忍穂耳尊の供奉と此饒速日命の供奉とを分たず混同にして傳へたりし者と所見たり、其は上に注せるが如く丹後風土記に當國者往昔天火明命等降臨之地也（下略）と見え、其國佐那志郷の下に往昔少彦名命大穴持命當二巡覽所レ治天下一時而、參行二於此國一畢、更到二伴手高志國一之時、召二天火明神一詔、汝命宜可レ領二知此國一、火明命大歡喜と所見たれば、其天忍穂耳尊の始めて天降らせ給はむと爲しは、未少彦名神の常世國に渡り御在し坐ざりし以前の御事にて在したりけり、然るに十種瑞寶の御事に由有る事の其記には所見ざる所以有る事なり、唯此時には彼齋庭之穂を齎へ豐宇氣大神の御靈を供奉らせ給ひ、其后天道日女命と共に五穀及桑蠶の種を天下に弘めさせ給ふ御爲にて、其後に亦々神寶の御天降に引替らせ給へるを、今度は亦天祖の詔命を以て十種神寶を令レ持て天降させ給へるなる可し、古事記白檮原段なる饒速日命の御言に聞二天神御子天降坐一、故追參降來、即以二天津瑞一以仕奉也と有るを以て曉る可し、其天神本紀に饒速日命稟二天神御祖詔一、乘二天磐船一而、天二降坐於河内國河上哮峯一、則遷二坐於大倭國鳥見白庭山一と有るは此時の御事なり、是亦々神寶の御見には坐せども天津日嗣を受け奉らせ給はざる所以なり、然れども天神御子にて渡らせ給へるが故に中洲にて大君の如く傳かれて御在し坐しゝなりけり、故神武天皇戊午年紀に、時長髓彦乃遣二行人一、言二於天皇一曰、嘗有二天神之子一、乘二天磐船一自レ天降止、號曰二櫛玉饒速日命一、是娶二吾妹三炊屋媛一、遂有二兒息一、名曰二可美眞手命一、故吾以二饒速日命一爲レ君而奉焉など云ふ程の事にては有しなり、（其長髓彦の冊日今此を知るべからずと雖も、饒速日命其妹三炊屋媛を娶らせ給へるを思へば實々の人には非じかし、故考ふるに陸奥話記と云ふ

物に云へらくは、宇摩志麻治命神武天皇と十餘年相戰ふ安日長髓の兄弟宇摩志麻治命に從ふ、終に天皇勝ち給ふ、長髓は天皇の御兄を討ちたる故に誅せらる、安日は東北に追放たれ率陸奧安東浦を領す云々」と有に就て考有り、其宇度濱と云ふは齊明天皇四年御紀に謂ゆる渟代なり、然して其時の道臣命の歌に愛瀰詩烏と詠み給へるは蝦夷と云ふ事なれば、其放たれし所以を以て其名を稱せらる可し、併出雲臣家譜に天穗日命子天夷鳥命子伊佐我命子津狹命と有り、然るに此御世に天日別命の征伐として向ひ給へる伊勢津彥も上の櫛八玉神の傳に云へるが如く其伊佐我命の子なる可きなどと思しきに合せて見れば、安日と云ふは津狹命の事なる可きか、津輕の地名大に相關るまじき心ちす、然る時は長髓彥王欽屈讓等は天穗日命には曾孫に當る可くや、又右の安東浦と云ふも天孫本紀に宇摩志麻治命の子味饒田命阿刀連等祖と有るは、此阿刀は大和河内共に在る地名なれども由有り、(又其弟彥湯支命條に出雲色多利姬爲ㇾ妻と見え、其子に出雲醜大臣命と云ふ有り、又神名式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社、名神大月次相嘗新嘗と有るに、出雲建雄神社と云ふ有りて其攝社と有るなど、物部氏と出雲臣とは甚近き緣有る狀なる是なり) 右の如く天忍穗耳尊の先に天降らせ給へりし御時に、紀記共に在らゆる瓊々杵尊の御天降の度に在りつる故事を係けて見て、今度其瓊々杵尊の御天降の御事に就て事實を正し考へて云はく、第一には三種神寶を進らせ給へる御事なり、第一ノ一書に故天照太神乃賜二天津彥々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍一と有る、是其始に在るべき事なり、如何とこれは古語拾遺に曰皇御孫命乎天津高御座爾坐氐、天津璽乃鏡劍乎捧持賜天、言壽宣久、皇我宇都御子皇御孫命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾云々と有りて、國家の大命を聞給はむとて先づ天津璽を奉らせ給へれはなり、凡のみな

らずなの作法凡て如此にて、其は古事記日神の御依の所に、御其頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と見え、又同作の御依の件に遥望呼謂大穴牟遅神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦毎河之瀬而撥而、為大國主神、亦為宇都志國玉神而、云云と所見たるなど、何れも其其物を先づ渡し奉りて後に其御事依の御事を仰傳へさせ給ふ定格なるを以てなり、但右の大段奏詞に鏡劔と有るは故有る事にて、義は下方に回して瑞八尺瓊之御吹伎乃五百箇御統乃玉甫と云ふ文有るは此時の玉なる事、予已に其講書に注せるが如し、然る時は右の同文有ると共に其も三種神寶の説なるを、古語拾遺に即以八咫鏡及草薙劔二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽(所謂神璽劔鏡是也) 矛玉自從と有るは忌部氏の私記にて、右の文を讀み損ひたりし者なりけり、(其正三種なる可き謂は已に傳十七卷に委しく注せれば今云ふ限に非ず、就中此紀に此に依りて誤らせ給へるを、平田史にも其任に取れるは何に甚ても奇僻を好む例の心に出でたり) 然して其鏡は天照太神、親ら其實體の御靈にて、義は天下を所知食させ給ふ御璽と詔て授け奉らせ給へるなりけり、其儀に就ての大命は第二ノ一書に是時天照太神手持寶鏡、授天忍穂耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡と有る是なり、但此に天忍穂耳尊と有るは右に注せるが如く、先の御天降の時に已く有りし傳の此に雑たるなれば然のみ泥む可きに非ず、古語拾遺には彼々作者の此時の事と傳て右の文を擧げたるを以て知るべきなり、然して古事記には於是副賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劔、亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者、此之鏡者專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉(下略) と見え、其鏡劔の御事はしも傳二十一に注せるが如く此は速須佐之男大神より天照太神に奉

らせ給へれば、本より皇太神の御物には有れども、天神御子に御璽と有て賜はしむ可き御心を含ませ給へる御物なり
ければ、專素戔嗚大神の御寶に坐せり、故に遣はしゝ天下所知食す可き大御璽に賜はせたる可き由傳三十條に委曲に
注せるが如し、神皇系圖と云ふ物に此時の御事とて天照太神詔曰、吾日太子知ニ八坂瓊之勾一、以自御字且知ニ白銅鏡一、
以分明看ニ行山川海原一、乃提ニ神劍一平ニ天下一焉と所見たるは、仲哀天皇八年紀に所見たる伊覩縣主五十迹手が此三種
の寶をば獻れる時に奏せりし語に依て杜撰せる者と先には思ひ捨てたりしかども、今思へば此時の御言依に起りて、
右の大嘗には此三種寶物を擎げて祭禱へ申せる例とは所見たり、(此異說に駿河風土記に載せたる香具山日記に、天照
太神以ニ天孫瓊々杵尊一欲レ降ニ豐葦原中津國神寶一、既伏ニ天璽一之時、左御手持ニ捧八坂瓊之曲玉一、右御手捧ニ天叢雲劍一、
胸與レ腹之間中ニ八咫鏡一、見日、天孫視レ吾如レ視ニ此三種之寶器一、俱止、又同レ床共ニ大殿一兵馬志止、自レ此天開不レ絕、
以ニ三種之璽一被レ奉レ持レ之云々と云ふ事見えたり、此鏡をば御祀古語拾遺等には御手に捧持たせ給へる趣なるを、胸腹
の間に中させ給へる事珍らし）備其大御鏡は凡て三面鑄其外にも供奉りし御鏡御在し坐し、又日子も出にせ給へり、
古語拾遺に才王日往と有る事は、八千戈神の御にて上に謂ゆる同事是なり、王は大國主神の御にて第二ノ一書に大己
貴神の枝ニ鍋之八坂瓊一而長隱者矣と有る此事なるを、古語拾遺に天照太神の八坂瓊之曲玉を一にし、大殿祭詞の文意
に抄有るを知らざりし故に此三種神寶をも二種神寶に改めなど爲し耶、天璽に對ひ奉りて禱可賜き御事たふ故に、予
常に其を忌部氏の私記なりとは云ふなり、備其三面の御鏡と申すは傳十七、十八に注せるが如く、一鏡は天照太神と
申す御名に謂ゆる者鏡是にて伊勢神宮の御なり、一鏡は國懸太神と申す紀伊國日前宮の御實なり、一鏡は此を以伎禰津

鏡と云ふ、即伊勢外宮の御たる由大倭本紀に所見たる亦由し、此外にも麻蘇古御寶の御も眞經津鏡に御座し坐して、共に此時に副て天降さ奉り御座しませる事にて、凡て五面の大御鏡なりし事を然しけむ、又に寶鏡開始の書第一ノ一書に謂ゆる日矛は其正體に手繦之劔と云ひ、古語拾遺には此を謂御之矛と云へる同物なるが、其は國懸宮の御體なる事、傳十八に注せるが如し、然して其子に授けたる鏡は大倭本紀に子命と有りて、神名其に大日國懸上神宗同坐大神御魂神社（大月と、（相殿神書）の御にて渡らせ給ふ者なり、然れば天照神子に授け奉らせ給へる御鏡の御名の其々しかし本宮の前にて、前此外にも石戸開の時の御物は先に此御時に授け奉らせ給ひし御事と所見たり、（然るは神宮の寶其に坐す內宮の相殿神二座の天手力男神の御鏡と弓座と有し、萬幡豐秋津姫命を劍座と有り、然して此に存はる所其の鏡は其時に在る事なるに、神籬の鏡にも有り且有り、又日前宮の相殿神三座の大一座天津彥々火瓊々杵尊形鏡坐と有るに、未其時に生坐ざりければ、此のみに非ず後に語り奉るとも見奉る可し、次に天兒屋命を侍座と云ふは神籬の侍衛子なる可く、未王命を下賜ふと云へるなども其時の御詞ならむを、然のみは表記しければ傳三十卷に委しく注し奉りてむとす）第二には寶祚を日嗣しらせ給へる大御命を、右の三種の寶を奉らせ給へるに並て仰給へるなり、此第一ノ一書に同時ニ其條ニ日、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、宜下爾皇孫就而治上焉、行矣、寶祚之隆、當下與二天壤一無上窮者矣と所見たる是なり、釋に今此文者、天照大神授二三種寶物於皇孫天津彥々火瓊々杵尊一、奉レ天降之時寶也と見え、其寶祚之皆云々の下に、如二大倭本紀引天見本紀等文一者、子々孫々千々萬々云々と有り、然れば吾子孫云々の文在の一書には其吾子々孫々千々萬々可レ王之地也と有したる可し、神皇正統記に天照も昔に不レ異、日月も光を不レ改、況や三種神

器見在し給へり、窮り不レ可レ有は我國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて尊み奉る可きは日嗣を承り賜ふ君にます御在し坐す
と書し給へるは、右の大命の義を説し奉られたるが如し、故大殿祭の詞に高天原爾神留坐須、皇親神漏岐神漏美之命以氐、
皇御孫之命乎天津高御座爾坐氐云々、宣久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋
爾、大八洲豐葦原瑞穂之國乎安國止平氣久所知食止、言依奉賜比氐と有るも右の御意味なるに、其には天津日嗣所知食す
皇太宮の御事を係けて言壽宣給へるなり、續紀第一ノ詔に高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻弖爾、天皇御子之阿禮
坐牟、彌繼々爾大八島國所知次止、天津神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨聞看來、此天津日嗣高御座之業止云々、第五ノ詔に
皇親神魯岐神魯美命、吾孫將知食國天下止與佐斯奉志麻爾麻爾、高天原爾事波自米而、四方食國天下乃政乎、第十四詔に
皇親神魯岐神魯美命以、吾孫乃命乃所知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世御世聞看來食國、天つ日
嗣高御座乃業止奈母隨神所念行佐久止勅、第十九詔に皇親神魯岐神魯彌命乃定賜來流、天日嗣高御座次乎、第二十三詔に皇
親神魯弃神魯美命、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾云々など有るも、右の天壤無窮の神勅の御旨を述べさせ給へる者
なり、（萬葉二卷柿本人丸作哥に、天地、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之
時爾、天照日女之命、天乎波、所知食登、葦原乃、水穂之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等云々、と有る
も右の意味を述べたる者なり）第三には供奉の神等を副奉らせ給へるなり、第一ノ一書に又以二中臣上祖天兒屋命、忌
部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神一使二配侍一焉と有る、此御事古事記
にも爾天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒矣支加而天降也（中略）故其天兒屋命者（中臣連

命之祖)、布刀玉命者(忌部首等之祖)、天宇受賣命者(猿女君等之祖)、伊斯許理度賣命者(鏡作連等之祖)、玉祖命者(玉作連等之祖)と所見たる、何れも石戸開の時に御功有りし神等を除て、更に此神等を撰給ひて所以有るべし、又別に天思金神者取持前事爲政と有る此御事は、此第二ノ一書に故以天兒屋命太玉命及諸部神等、悉皆相授と見え、又古語拾遺に宜以太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀と有るも此時に已に在りし大命にて、右等の事共は先に天忍穗耳尊に令侍奉給ふ伴緒の神等に就ての御事なりしを、此より更に皇孫の御供に令侍奉給へる由なり、然れば此御伴部と云ふは右の五伴緒は更なり、天孫本紀に饒速日命の供奉と爲るは異なれども、其御天降の時に令三十二神前後防衛、天降供奉と有る中には右の五伴緒なども共に取り、且心得ぬ神名も交れるは其神名を訛して傳はらぬにこそは有らめ、倭姫命世記にも作神天兒屋命令神籬云々、太玉命率諸部神伴緒云々、天太玉命率三十二神前後相副云々と所見たれば、然る御事も御在し坐しゝなりけり、其次に副五部人令從、天降供奉云々、更同其事、天降供奉と有るなどは、何れも天忍穗耳尊の御天降に在りし御事と所見たり、(但右の五部人の次に五部造爲伴領、率天物部、天降供奉云々、天物部等二十五部人、同帶兵仗天降供奉云々と有るなどは、如何にも饒速日命の供奉なる可くして、其は此度は無かりしたる可し、其は神武天皇八年の條に饒速日命の御事共委に而有ると有る其事は、天物部なる由は古事記に古事記有り) 第四には天津饌の御事なり、第二ノ一書に高皇産靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉と見えたる、

是等の事共古語拾遺には于レ時天祖天照大神高皇産靈尊の詔命に係て其擬原則段に、爰仰從二皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所謂高皇産靈神皇産靈魂留産靈生産靈足産靈大宮賣神事代主神御膳神（已上今御巫所レ奉レ齋也）櫛磐間戸神豐磐間戸神（已上今御門巫所レ奉レ齋也）生島（是大八洲之靈、今生島巫所レ奉レ齋也）坐摩（是大宮地之靈、今坐摩巫所レ奉レ齋也）と所見たり、是即神名式に神祇官西院坐御巫等祭神廿三座（並大、月次新嘗）と有る神社を皇宮の内に齋奉る始なるが、獨右等の神等に限るに非ず、天神地祇の社々を定めて祀ひ奉らせ給ふ、正しく其起なる證に祈年月次等祭詞に高天原爾神留坐、皇睦神漏伎命神漏彌命以、天社國社登稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、云々と有るは、右の皇天二祖の詔命を奉て謂ゆる神籬を建樹て天神を齋鎭めさせ給へる御事是なり、其辭別に大御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、云々、故皇吾睦、神漏伎命神漏彌命以、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有は、其本文の語と爲る所にて、皇祖天神の詔命を奉て今皇御孫尊より其祈年月次祭の大御祭を仕奉らせ給ふ由なり、又其太神宮詞にも故皇吾睦、神漏伎命神漏彌命以、宇事物頸根衝拔天、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有るも右に同じき事、續史に右の第二ノ一書の文を伊勢太神宮條の首に收られたるは然る事にて、崇神天皇六年御紀に故以二天照太神一、託二豐鍬入姫命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一、（神籬此云二比莽呂岐一）と有る、此を以て右の天津神籬の御事はしも謂ゆる皇祖天神を始め奉り、天社國社と皇神等を齋奉らせ給ふ事の起り、祈年月次新嘗等の祭事の始なる事を知るべき者なり、又第二ノ一書に即以二紀伊國忌部遠祖手置帆負神一、定爲二作笠者一、彥狹知神爲二作盾者一、天目一箇神爲二作金者一、天日鷲神爲二作木綿者一、櫛明玉神爲二作玉者一、乃使下太玉命以二弱肩被二太手繦一而、代二御手一以祭上レ此神者始起二於此一矣、且天兒屋命主二神

事之宗源ニ者也、故俾ニ以ニ太占之卜事ニ而奉ニ仕焉と所見たる、此文右の天津神籬の件より上方に在て大物主神のみに係れる事の如きを、上に注せるが如く其とは天目一箇神を大日靈宮に鎮め奉りし時の事なれども、崇神天皇の御時よりの例と爲て朱鳥職掌の神等に仕せば、此神等の御事に就て上件の其神等は見なり、大己貴神大物主神大國魂神を時と爲に、謂ゆる天社國社の神等に仕奉しめ給へる由なり、大嘗御門大戚等火至神等の祭事も皆此時に定て行ひ給へる御事なるが、中にも重きは四箇の大祭なるにて、四時祭式を見るに二月祈年、六月十二月々次、十一月新嘗等の祭見のまに當りて神祇以下の幣物を諸社に奉らるゝ時に、中臣は祝詞を宣り忌部は幣帛を頒つなど、神代の古儀を傳へさせ給へるなど然しとも何とも申さむは中々なる御事にこそ、（此は神社を建て天神地祇を齋鎮めさせ給ふ大御政にして、天下の大事此に過ぎたるは無くなむ有りける、令義解祈年の條に二月祈年、六月十二月々次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、欲レ令ニ歳災不一レ起、時令順レ度云々と有るが如く、天下を統御めさせ給ふ御上に此上の重事御在しまさざりけり）第五には齋庭之穗の御事是なり、第二ノ一書に天照太神又勅曰、以ニ吾高天原所御齋庭之穗一、亦當レ御ニ於吾兒一と所見たり、古語拾遺にも此文有るを、齋庭之穗の下に是稻穗也と云ふに注有り、古事記には右の稻穗の事無して然登由宇氣神、此者坐ニ外宮之度相ニ神者也と見えて、御饌の御事を尊されたるが、其尊称は右に注し奉れる豊受宮の御靈の中に一所長さ六寸許と大神宮儀式帳に見えて謂ゆる御船代に鎮坐ませり、然れば神記には御形の傳を漏されし、彼記には稻穗を漏されたりと雖も、共に一事なるなりけり、故此稻穗の事を中臣壽詞には高天原に事始て、皇親神漏岐神漏美乃命以、持天云々、皇孫尊者高天原に事始て、豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平久所知食天、天津日嗣乃天津高御座に御坐天、天

郡御降牟天御降乃道御降止、千秋乃五百秋仁、瑞穂乎平久安久由庭仁所知食止、事依奉志 云々と見えて、此齋庭と云へるは傳十七に注せるが如く新嘗の齋場を云ひて、其御天降の元年に始めて天上の稲穂をば聞食と爲て齋庭を此土に遷て天神地祇を祭祀らせ御在し坐しけるなりけり、大嘗祭詞に高天原爾神留坐、皇睦神漏伎神漏彌命以、天社國社登敷坐皇神等前爾白久、今年十一月中卯日爾、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾、皇神等相宇豆乃比奉弖、堅磐爾常磐爾齋比奉利、茂御世爾幸閇奉牟爾依弖、千秋五百秋爾平久安久聞食弖云々と有る、此御文を讀味ふるに右に引ける祈年月次祭詞には天津神籬を建樹て齋ひ奉れる趣なるを、此は其神籬に祀られ給へる御上を申す故に天社國社登敷坐留とは云ふなり、皇神等相宇豆乃比奉弖云々、茂御世爾幸閇奉牟爾依弖と有るは、此の稲穂を奉依し奉らせ給へる御事より係けて當年の新穀の成熟へる上を神に申させ給へる者なり、此を以て御天降の即刻國所知食し御在し坐しける大御政の始に、先づ此齋庭之穂を當御す御事をば行はせ給へる者とこそは所見たりけれ、下に注せる高千穂峯の名義を合せ考ふ可き者なり、(但右に注せるが如く、天忍穂耳尊はしも先度に虚天より引返して天上に昇らせ御在し坐ししかども、天火明命は其御時に丹後國に天降らせ御在し坐しけるなりけり、其時の稲穂の御事に就て丹後風土記に、往昔豐宇氣大神天ニ降于當國之伊去奈子嶽ニ坐之時、天道日女命等、請ニ申大神五穀及桑蠶等之種ニ矣、便[illegible]其嶽ニ掘ニ眞名井ヽ灌ニ其水ニ以定ニ水田陸田ニ云々、然後復大神者登ニ高天原ニ也と有るを見るに、初度には其[illegible]稲穂とは丹後國に天降らせ給ひ、稲穂を遺して御靈實は天上に昇らせ給ひ、後度には高千穂宮に天降らせ給へる御事と思しきを、人は如何見るらむかし、下に云へる事共を見合す可し)第六には先祖の神等の直降たり、此紀四ノ一書に于時大伴連

遣祖天忍日命、帥二來目部遠祖天槵津大來目一、背負二天磐靫一、臂著二稜威高鞆一、手捉二天梔弓天羽々矢一、及副二持八目鳴鏑一、又帶二頭槌劍一、而立二天孫之前一、遊行降來と有る、此事古語拾遺も同文にて天槵津大來目の下に帥二使前驅一と四字に約めたり、右の趣にては天忍日命の天槵津大來目を帥て天降らせ給ふ由なるを、古事記は然らず、故爾天忍日命天津久米命二人、取二負天之石靫一、取二佩頭椎之大刀一、取二持天之波士弓一、手二挾天之眞鹿兒矢一、立二御前一而仕奉、故其天忍日命（此者大伴連等之祖）天津久米命（此者久米直等之祖也）と所見たるが如く、中古の左右近衛府の如く相並びて前驅し仕奉られしなり、然れども天忍日命は其上に立ち給へる故に自然に帥うる狀なりしにや、記傳十五（七十六丁）に久米直は白檮原御世大久米命など迄は大伴と相並びたる氏なりしを、其子孫に至ては大伴氏のみ榮えたりし程に久米は其下に屬る者なりしを、書紀は神代卷をも神武天皇御卷をも後に其子孫の衰へたる時の趣を以て記されたる者と所見たり、萬葉十八（廿一丁）家持卿歌に、大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比持知弖、都加倍之官と詠まれたるも、大伴の祖神の大久米を帥まれる由にて書紀の趣なり」（取要）と所見たる、大に此意味は有るべき事なり、（大伴と云は萬葉七卷四丁に、靱懸流、伴雄廣伎、大伴爾云々など有りて、其部の大なる由なり、久米は國造本紀に久味と有て、後世に云ゆる与子の事なり、姓氏錄大伴宿禰の下にも天押日命大來目部立二御前一降二于日向高千穗峯一、然後以二大來目部一爲二天靫負部一、天靫負之號起二於此一也と云ふ事見えたり） 第七には猿田彦神の御迎に出させ給在し事しける一件なり、此第二ノ一書に已而且降之間、先驅者還白、有二一神一居二天八達之衢一、其鼻長七咫、背長七尺餘（當レ言二七尋一）且口尻明耀、眼如二八咫鏡一而赩然、似二赤酸醬一也、即遣二從神一往問時有二八十萬神一、皆不レ得二目勝相問一、

故特勅二天鈿女一曰、汝是目勝二於人一者、宜二往問一レ之、天鈿女乃露二其胸乳一、抑二裳帶於臍下一而咲噱向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲レ之何故耶、對曰天照大神之子所レ幸道路有二如此居一之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞二天照大神之子今當二降行一、故奉レ迎相待、吾名是猨田彥大神、時天鈿女復問曰、汝將二先レ我行一乎、將二抑我先レ汝行一乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一、吾則當レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一、因曰發二顯我一者汝也、故汝可二以送レ我而致一レ之矣、天鈿女還詣報レ狀と所見たり、古事記にも爾日子番能邇々藝命將二天降一之時、居二天之八衢一而、上光二高天原一、下光二葦原中國一之神、於レ是有、故爾天照大御神高木神之命以詔二天宇受賣神一、汝者雖レ有二手弱女人一、與二伊牟迦布神一面勝神、故專汝往將レ問者、吾御子爲二天降一之道、誰如レ此而居、故問賜之時、答白、僕者國神名猨田毘古神也、所二以出居一者、聞二天神御子天降坐一、故仕二奉御前一、參向之侍と所見たる、此猨田彥神と聞えさするは傳二十八に注せるが如く味耜高彥根神に渡らせ給へるが、天孫御子を天八衢に待迎へ奉らせ給へるは、古事記に謂ゆる亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲二神之御尾前一而仕奉者、違神非也と御父大神より奏し聞えさせ給へる御言の信此に初て御在し坐しけるなり、此意味少かは上にも注せりき（但上に已に注るが如く此第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天、陳二其誠款之至一云々と有る、此時に其御事を申させ給ふ可からむを、然計り皇祖天神より問はせ給ふ程に出立たせ給へるは如何と思ふらむ人も有ためども、其時は宜レ領二八十萬神一、永爲二皇孫一奉レ護、乃使二還降一之と仰せ給へるは、一神に係りて詔給へるにて、凡てに渡れる詔命なりければ、此時に奉迎らせ給ふ事などを取立てさせ給ふ可きならざる事を曉

る可し、是はむ寄しく妙なる所なる）第八には日神と猿田彦神と御問答の梗略なり、然るは傳三十に至りて委しく明らむ可き事なるが一通り云ではむに、右の第二ノ一書の趣を熟見るに、此に猿田彦神は皇御孫尊の御先降に仰行き申す爲に出でさせ給へるなり、然るに其天鈿女命の問に汝何處到耶、皇孫何處到耶と有る、當にぞ深き所以は有るべかりける、如何と云ふに天降行に用意れる神に對はせては皇孫尊の御行方をこそ問ふ可かりけれ、然るを其神の落着く處を問はせ給ふは、全く皇太神の御心の儘まり御在し坐さむ地の事を天鈿女の言させ給へるに道て、其御行方の事を先づ問はせ給へるなりけり、此時の猿田彦神の御對にも天神之子則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯、と申させ給へるは、皇御孫尊を御在し坐さしめ奉る地なれば然も宥たまして、次に吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、と有て、己命の御上を申さるゝ時は如何しき固きなり、然るに古語拾遺卷向玉城朝段に、令皇女倭姫命奉齋天照太神、仍隨神教、立其祠於伊勢國五十鈴川上、因興齋宮、令倭姫命居焉、始在天上、預結幽契、衢神先降、深有以矣と所見たる、此に國家を云ふ事決めて深き所以有るべし、其廿五年御紀皇太神の御鎭座の御事を書されたる處に、則天照太神始自天降之處也とも有り、此を以て見るに其始天鈿女命の問にも皇御孫尊は何處に御在し坐し、皇太神は何處に御在し坐さむと問聞えさせ給へるなるが、其に對へて猿田彦神の皇御孫尊は筑紫日向の高千穗峯に天降らせ給ひ、吾は皇太神の大御供仕奉りて伊勢の狹長田五十鈴川上に到り着かむとは答させ給へるにて、天八達より道を二に分け其處々に導き奉らせ御在し坐して、然後に猿田彦神は其本國より高千穗峯に參せ仕奉らせ給ひし者なりけり、此傳十五（三十五丁）に、先初に猿田彦神の答に吾先啓行云々、天神之子則當到筑紫日向、吾則應到伊勢と申給へる、排卑德

孫命の日向國に降り坐さむに、其啓行の神の伊勢にしも降り給ふ事深き所以有り、豐受宮儀式帳に天照坐皇太神始巻向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上爾、大宮供奉、爾時大[illegible]々、昔高天原坐弖見貴賜志處乃志都眞利坐奴止云々と有り、斯れば此御鏡座處を後遂に此地に定め坐さしめむ[illegible]自高天原にして豫てより所念し設けたる事なり、然れば猿田彦神の啓行なから、此伊勢に到り給ふも、古昔[illegible]に始在天上、結幽契、衢神先降、深有以矣と所見たる如く、本より此由縁有る故に此御鏡を終に鎭坐すべき處へ先導造り奉らむ爲なり、故其御天降の時に皇御孫命に附副ひて此御鏡を載齋奉れる神從神は、彼啓行神の導の任に自然先づ此伊勢國に降着きしなり、始自天降とは此時の事なりけり、若然らずは日向へ降り給ふ皇御孫命の啓行神の伊勢へ降り給はむ事何の由も無く徒ならずや、皆右の如く此御鏡は先づ伊勢に降着き給ひしを、日向に着き給へる皇御孫命の御許に送り奉り置て、猿田彦神は御暇を賜りて又伊勢に還り給ひしなり」と云はれたるは、實に見徹したる如き說になむ有りける、(但其御紀の文を良英本には、則天照太神始自天降、經二十餘萬歳、今在此宮」と有れども、諸本に有の如く有るに從ふ可きなり、諸本には御天降の御事を書して其二十餘處を經て此に鎭坐す御事を略き、良英本には御鎭坐の御事のみを書して御天降の始の御事を略ける者なり、右の降と鎭との間に之國也の字を脫せるにて、正しくは則天照太神始自天降之處也、經二十餘萬歳、今在此宮」と有りなましかば調へる文ならまし[illegible]、此正書の例には有れども、實には天照太御神高皇産靈尊二柱の太御神の御言ひに御任し坐す御事上に注し奉るが如し、○眞床追衾、第四ノ一書には以眞床覆衾、第六ノ一書には用眞床覆衾と有り、[illegible]第六ノ一書に[illegible]

火々出見尊の御在しましたる時に、乃設二三床一請入、於二邊床一則拭二其兩足一、於二中床一則據二其兩手一、於二内床一則寛二坐於眞床覆衾之上一と所見、又其豐玉姫命の産殿の時にも室戸に眞床覆衾を以二其兒一裹て、置二之波瀲一とも見えたり、其兩足を拭はせ給ひ其兩手を據させ給へるは、其邊床中床にも各眞床覆衾の設有りしなりけり、然れば其内床の上に坐ひける御事にて、其れなどの可畏き大御面を臣下に見えさせ給ふまじく裹ひ坐る御料とは所見たり、口訣に眞床追衾者御衾也、追讀也と注し、釋に私記曰、問、此衾之名其義如何、答、今世人謂二床之時覆一之物也、眞床覆衾之類也、皇孫ハ眞床追衾ヲ一時裹ノ字作レ覆也、古語拾遺之祓詞用、今世大嘗會以下諸祭神事ニ寢ニ神衾ヽ是緣牀と所見たり、此に就て思ふに眞床は御牀にて、大嘗會御座に設て奉り、眞床追衾を覆ひ坐れるながらに降し奉らせ給へる、儀式天皇御位儀に、皇帝出二御于高座一云々、二九女嬬執レ翳、左右分レ進、命婦二人褰二御帳一と有る、御帳と眞床追衾はり、夫木廿一に　高御座天の御帳を褰ぐとて、昇る御諸の言も有るかな、と詠める是なり、其御床を置くに御輿か御車か御船かの上に御在しまさずば叶ふべからざるなり、萬葉十九(三十九丁)に、蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氐、安母里麻之、掃平千代累、彌嗣繼爾、所知來流、天之日嗣等、神奈我良、我皇乃、云々と有るは、此時の御事を詠める者なりければ、此を以て天磐船なる事著きを、倭姫命世記に皇太神の御遷行の所に、大若子命御船一隻、捧持者天之會者矣、[illegible]日向止々と有る、此言詞に捧げたる船は天之磐座と上天の磐座の如く星の座ふを云ひ、抱きたる船は天之御戸籠と云ふは其船に坐せ奉りて御戸張を垂れたるを天皇の覆御れるに見立てたる者にして、此に由有りて伊勢口訣に、眞床追衾者御帳也と云ふ事大に

供奉はし奉る事なり、古事記明宮段に宇遲能和紀郎子の御事をば、亦其山之上張二絁垣一、立二帷幕一、詐以二舎人一爲レ王、露坐二呉床一、百官恭敬、往來之状、既如二王子之坐所一而と有るが如く、君の御幸には絁垣を張り帷幕を立つる上世の習なりし事にて、皇太神儀式帳新宮遷奉儀式行事に人垣立衣垣曳蓋刺羽等捧ヶ幸行と有るは、共に今世に云ふ絹垣(キヌガイ)の事にして、絁を長く引延て垣の如く立隔つる事にて、御舎の内にては御帳を垂るゝに同じ状なる者なり、(但し呉床御食は御床の上に覆ふ物、絹垣は御幸の外を圍める物、御帳は御殿の内に隔て成す料の物にして其物各一なるには非ざれども、口訣の註に本書て共用ひさせ給ふ意味の類たる事を此に明す者なり)然れば太神宮式造備雜物條に太神宮船代一具樋代一具、度會宮船代四具樋代一具と見えて、其より以前に造二船代一祭と云ふも有りて、正殿の心御柱と共に最重き物に爲なるは、船代は字の如くに船の代なる由にて、皇太神の大御體をも天磐船に載せ奉りし古例を傳へたりし物と見ゆ、其皇太神宮御装束の中に生絁絹被二條(長九尺廣四幅、納二綿廿屯一、一條無レ綿)小紫錦被一條、著二緋裏一(長九尺廣四幅、納二綿二十屯一)小文紫被一條(長五尺廣二幅、納二綿八屯一)小文緋被一條(長廣如レ上)屋形錦被一條(長廣如レ上)小文緋絹一疋(折棊文料)帛被三條(二條長一丈廣四幅、納レ綿各二十屯、一條長九尺廣四幅、無レ綿)五窠錦被一條(長一丈廣五幅、著二緋裏一、納二綿二十屯一)と有は、皆其御船代に覆ひ奉る料なり、荒祭宮條に絹被一條帛被一條(各長七尺廣三幅、納 綿八屯一)と有りて、其餘別宮の御装束なるも右に同じく、度會宮御装束に帛被一條(長八尺四幅)刺車錦被二條(長各八尺廣四幅)錦 内敷小綾帛被二條(各長八尺二幅)上蓋帛被一條(長八尺四幅)小綾紫被一條(長八尺四幅)と見え、相殿神三座装束にも帛被三條絹被三條(已上各長三尺五寸廣二幅、納二綿五斤一)

と有て、多賀宮の御も亦之一束の、是則上代に謂ゆる眞床覆衾の遺制なるにて、甚も可畏も御調度なる[illegible]御裝束なりければ、後世の俗意を以て見るべからざるなり、猶太神宮御裝束に錦代綿帳三條（一條長六丈廣六幅、二條長九尺廣二幅）又帛上當絹帷一條（長三丈六尺三寸廣九幅）內敷屋絹襲二領（高一丈三寸廣十二幅）襪一條（長七尺三寸廣四幅）と有るなども皆其由なり、大嘗祭式大嘗宮儀に席上敷二白端御帖一、帖上施二坂枕一、帖枕共掃部寮所レ設、其具在二後條一也）尸[illegible]二布幌一（內藏寮所レ設）と有て、其御服に衾三條敷衾三條と見え、建武年中行事神今食儀に掃部頭參りて神座を敷く云々、坂枕八重疊の下に敷く、內侍參りて御衾を八重疊の上に奉る云々と有るも右に同じ御設なり、建曆御記に清涼殿御帳間の御事を、四面有二几帳一、帷夏生以二胡粉一畫二藤雀一（一本鳥、又一本鶴）冬朽木形疊三帖、其上繧御座數（東上）西住角鏡二（東面）濱床如レ恒と所見たるは、謂ゆる御帳臺の御裝束なるが、取も直さず眞床覆衾なる者にて輿車に用ふるも御殿に用ふるも其儀各別には非ざる者なり、（天書第三に是後以二天祚尊一爲二中國主一賜二玄龍車追二眞床一之綠錦衾八尺流火鏡[illegible]と云ふ事有て、釋にも引きたれども其束無き事共なり、其玄龍車は何と謂むべきにや、駿河風土記に云、已貴尊の天降らしゝ時に乘り給へる天日鷲天羽鷹羽車と云ふ物は見えたれども、其とは事違ひて甚く漢[illegible]たる者なり、又綠錦衾と云へるも神代の古の狀には非ず、大なる誤にて[illegible]の御衾の異説ならにこそ）○皇孫と此にて句を切るべし、良龍本には覆二於皇孫一果天津彦火々瓊々杵尊使レ降レ之と有りて、理甚能く聞ゆる故に、其果の字を補ひて覆二於皇孫一までを一句と爲しつ、備皇孫と申し奉るは皇子皇孫などの謂には非ず、皇御身と申奉る義にて天下を統御し給ふ尊號に渡らせ給ひて天皇と申奉るも同じ意味なる由、且此御天降の御時より始めて天

皇と聞え初ける所以共已に上に注し奉れゝば、合せ讀て明らめ奉る可し、○覆は、於保比麻都理氐と訓むべし、此第四ノ一書第六ノ一書等に此と同じ所に裹の字を用ひられて伎都麻都理氐と訓めるを、私記には於保比弖と訓める是なり、眞床追衾の追ノ字を佗には覆ノ字に作る其義にて、皇御孫尊の玉體を覆ひ奉らせ給ひて凡賤を遠ざけさせ給ふ御𦆅構(シツラヒ)なり、祝詞式に多く皇御孫命乃美頭乃御舍仕奉氐、天之御蔭日之御蔭止隱坐氐と有る隱坐は、御殿の内に往ませ給ふ御事を申し奉るなれども、其も顯に玉體の見えさせ御在し坐ざる由なるに等しく、此も眞床追衾を以て覆ひ奉らせ給へるは天書にも以二眞床錦衾一覆レ之、令二葉蓋一、大御蔭日御蔭秘二藏之一矣とも有りて、彼天津高御座の御事と竝びて皇位の重く辱く可畏く御在し坐す御事を示させ給へる者にして、皇祖大神の深く遠く思慮らせ御在し坐して大に御心用ひ爲させ給へるになむ有りける、借於保布と於布と同義なる由は傳三に注るが如く、神世七代章の大戸之道尊大戸之邊尊と申し奉る戸之は殿にて、大は其屋を覆ふ事を云ひて、凡て大と云ふ言は物の上より覆ふ義有るは更にて、直ノ字を於布と訓めるも其追及(オヒシク)と覆と同じければなり、古事記朝倉宮段三重婇歌に、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理と有るを、記傳四十二(三十二丁)に、淤幣理は覆有なり」と注されたるは然る言にて、於保比於保布と云ふべきを於比於布と云へる即古言の例常なる言なりかし、(或說に皇御孫尊の御幼少に渡らせ給へるに就て御衾を裹み奉らせ給へる者の如く云へる有、凡ての事實に疎き說なれば取るに足らず、已にも引ける如く海宮遊行章第六ノ一書に火々出見尊の玉座の御事に眞床覆衾の御事有りて、其は御床の御裝束たるを何とか見られけむ、又通證に此肥衣之像也と云へることも推當の理屈と云ふ者にして何の據も

無き事なり、因云、延暦御記に可レ遣ニ几帳一事、天子着座可レ被レ出ニ御身一者ハ、是雖レ非ニ常例一事也云云、内々宜レ奏云、白地中上不レ絶ニ覆下一云々、無ニ左右一出ニ簾外一見ニ萬人一事、能々不可レ然云々、但下官等退々可レ有ニ用意一無レ何異御直先不レ可レ然云々、白地渡ニ御座一ハ、柔錦大井行幸用ニ倚子一云々と有て、殿中の御座と雖も猶倚子を用ひ給へり）○其床縁は布と訓むべし、良澤本に依て補へる事右に注るが如し、○天津彦々火瓊々杵尊、良澤本に依彦々火を補ひて云々に作れり、其説上に注せり、○使降之也、阿麻久陀理麻佐志牟と訓み奉れり、第一ノ一書に曰、天照太神以ニ思兼神妹萬幡豐秋津媛命一、配ニ正哉吾勝々速日天忍穂耳尊一、為レ妃、令レ降ニ之於葦原中國一、第二ノ一書にも則以ニ高皇産靈尊之女天萬栲幡千幡姫一、配ニ天忍穂耳尊一、為レ妃降レ之と有と同例にて、此は大命令せて天降し遣し給ふ皇祖天尊の御方に係る所なるなり、同じ事など第六ノ一書に是時高皇産靈尊乃用ニ眞床覆衾一云々而、排ニ披天八重雲一以奉レ降と有ると、大祓詞に國中爾荒振神等乎波、神問志爾問賜比、神掃爾掃賜比氐、語問志磐根樹立草乃垣葉乎毛語止氐、天之磐座放、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氐、天降依志奉支と有るなどは、凡ての御事を其天降し遣はさるゝ方に係て申せるにて自他の差有る事なるを、此は使レ降之までを天神に係て申せるなり、此より以下は其大命を奉て天降り給ふ皇御孫尊の御事と為て記し分たせ給へり、（金澤本には使レ降ニ天之皇孫一と有れども天ノ字は決く衍なり、其上皇孫は上へ屬べきに非ず、皇孫乃云々と續く所なるなり）○皇孫、良澤本には天皇御孫と作て下なるも然り、御紀の御撰有し頃は實に然書されけむと所思ゆるは、祝詞式などに皇孫命又は皇御孫之命など御ノ字を副て書かれたりければ、此天皇御孫と作く事有りて古風なりつらむを、後に皇孫の二字に改められたる者なる可し、上に注せるが如く孝徳天皇大化二年御紀に自ニ始治レ國皇祖之時一

と有は、此瓊々杵尊を指奉らせ給へるにて、續紀第一ノ詔に高天原事始而、遠天皇御世々々、第十四詔に高天原事積坐云々、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、第二十三詔に吾孫知食國天下止、事依奉乃任尓、遠皇祖御世始而と有る遠天皇是なり、又其第四詔に高天原與利天降坐志、天皇御世乎始而、第六詔に高天原由天降坐之、天皇御世始而、第十三詔に高天原由天降坐之、天皇御世乎始天と見え、大倭本紀に天皇之始天降來之時と有るなども、瓊瓊杵尊を指して天皇とは申し奉らせ給へるなり、又古事記山津見神の御言に、此令レ返二石長比賣一而、獨留二木花之佐久夜毘賣一、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、故是以至レ于レ今、天皇等之御命不レ長也と有るも、瓊々杵尊を始として當今までを天皇等とは申し奉れるなり）〇天磐座、此云二阿麻能以簸矩羅一、第一ノ一書にも見ゆ、神武天皇甲寅年御紀に於是火瓊々杵尊闢二天關一披二雲路一と有るを、良海本には開二天關一と作り、古事記には天之石位、大祓詞遷二却祟神一詞には天之磐座と作れし、天書には離二高御倉一と見えたり、但此字を古より堅固き由の稱言なる故に諸書にを成せり、此に差別有るべし、彼天石窟天磐船天磐靫天磐盾等の磐石ノ字は實字にして、其實石を以て造れる物をいふなり、又此天磐座の如きも大三輪神三社鎭座次第に、當社古來無二寶倉一、唯有二三箇鳥居一而已、凡津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彥名命など有る磐座は、即是も實の磐石を居て神の御座とはなる由なり、猶に[illegible]申云、天者天上之儀、磐座者寄二磐石一者也と有る説大に近くして、磐は借字にして高座の義なり、古語拾遺高座などは磐座に見請まりたる由なるに思合す可し、大殿祭詞に皇親神漏岐神漏美之命以氏、皇御孫之命乎天津高御座尓坐氏、天津璽乃鏡劔乎捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座尓坐氏、天津日嗣乎萬千秋乃長秋尓、大八洲豊

吾皇御孫之尊乎安國止平久所知食止、天都日嗣乃高御座止、上なる天津高御座に坐ませと有は今坐ませにて、天神の御詔命

持て此御座に令坐奉り給ふ由なるなり、然なるに坐すと詔めるは縁居者の御座に、此乃と降り上に天津高御座に坐せと

有る御座を指して詔ふなり、其は上文を味ふに其高御座を高天原より降して、此御國にても同其天より降れる高御

座を坐せ給ふ由なり、彼天磐座を離れと有とは事の趣異にして、此は持て降り給ふ可き御座にて定められたる御座と聞え

たり、故此乃天津高御座に坐せとは詔へるなり」と注されき、其下文に高御座の御事を御床と有るに就て思ふに、以上

眞床追衾に覆ひ皇孫を、と有るは、其時降らせ給ふ天津高御座に載せ奉らせ給ひ、其天津高御座ながら天降し奉らせ給ふ由

なる事を注し奉るが如し、備此の天磐座も本より高御座の御事なるが、此は皇祖天神の御座を離れさせ給ふ由なり、

[illegible]御詔詞衍一(十四丁)に、高御座に天磐座と云はむが如し、高とは天を云ふ、唯高き由には非ず、天上の御座は即高

天原にして、天照大御神の坐ます御座を受傳へ坐す由を以て高御座とは申すなり」と云はれたり、斯下に高御座の御

事に就て注し奉れる事共をも合せ味ふ可き者なりかし、(但此には皇祖天神の高御座を離れさせ御在し坐して、其皇孫天

神より授奉らせ給ひける高御座に御かせ御在し坐しけるを、又皇祖天神の御手以て眞床追衾を覆はせ給ひて、天皇の

御事に悉くに備へさせ御在し坐せる任に天降らせ給へる御事を見奉りて知るべきなり)〇書に、[illegible]と云はれたへし、

第一ノ一書には於是降[illegible]天孫[illegible]、古事記にも離天之石位と有た、記傳十五(六十七丁)に、離は波那禮と訓むべし、

波那禮は日に離るゝを云ふ言なり、波那知と訓む時は太御神の御命を以て令離を云ふ言なり、書紀に(八ノ一葉に)[illegible]時高

皇産靈尊、乃用眞床覆衾、裹皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊而、排披天八重雲以奉降、又天磐戸[illegible]引開[illegible]に、天之

磐座放(ハナチ)など有るも然なり、然れども此等は下に奉レ降或は天降依さし奉りなど有る故に其意に訓みて宜しきを、此は下に然る言は無くして天降坐と有れば、其まで皆皇御孫命の御自の御上より云へる語にて、大御神の詔命を以て令レ降を云ふ語には非ざるが故に波那禮と訓みつ」(取要補意)と云はれたるが如く、此も右に使レ降之と云ふまでは其天降し給ふ皇祖天神に係れる所にて、皇孫乃云々よりは其天降らせ給ふ皇御孫尊の大御自の御上より云ふ所になりければ、波那禮と訓まずしては語脈通らざる所なる者なり、(然るを今有る諸本の訓共に於志波那知氐と訓めるは大に自他の差別を過てる者と云ふべし、竹取物語に我國の内を離れて罷歩きしに、拾遺雜秋に物始みしける男離れ侍りて後云々など、自離るゝ方より云へるなり、又殊に離二天磐座一と云ふに似著しきは、伊勢物語十六段に年頃逢馴たる女漸々床離れて云々、頓政集に相語らひ侍りし女の漸々床離るゝ契と成りて、本住み侍りける山里へ迯遣はすとて」など有るも、自離るゝを云へるなり)○天八重雲、第一ノ一書第四ノ一書第六ノ一書等に有るを、其は常の如く夜弊其毛と訓めるを、此は如何してか古事記に天之八重多那雲と有ると等しく訓来れるは甚々愛たき事なり、八重は釋に數重之雲路と有るが如し、萬葉二(三十七丁)に、天雲之、五百重之下爾、五(廿三丁)に、志良久毛能、智弊仁邊多天留、十一(廿七丁)に、白雲、五百重隱、十一(廿八丁)に、天雲之、八重雲隱など有て、八重五百千重など云ふ皆同じ意なり、多那雲は記傳十四(六十七丁)に、多那は棚引にて虛空に覆ひ亘るを云ふ、萬葉四(五十九丁)に、春霞、棚引時二、六(三十二丁)に由高、雲會輕引、七(十六丁)に、朝霞、不止輕引、八(廿二丁)に、春霞、輕引山乃、十(八丁)に、澤瀉能山爾、霞輕引など有る輕ノ字は、虛空に浮べる意以て書るなり、薄き意には非ず、二(廿五丁)に、向南山、陣雲之、

七(廿丁)に、大葉山、霞蒙(タナビク)、九(十二丁)に、高屋於、霏微麻天爾、十一(七丁)に、遠山、霞被(タナビキ)、十二(三十八丁)に朝霞、蒙山乎(タナビクヤマヲ)など作る、何れも虚空に横く靡ひ亘る意なり、又其八(五十五丁)に、棚霧合、雪毛零奴可、十三(二十四丁)に、棚雲利、雪者零来奴など有る、此等を三(三十九丁)に、雨不零、殿雲流夜之、十二(十九丁)に、登能雲入、雨零河之、十三(十三丁)に、登能陰、雨者落来奴、十七(四十五丁)に、等乃具毛利、安米能布流日乎、十八(三十三丁)に、許能美由流、久毛保妣許里弖、等能具毛理、安米毛布良奴可など詠みて、多那と登能と通ふ音にて同じ、右等の棚と多那と一なり、棚と書けるは本より借字ながら、此棚と云ふ称も雲霧の空に覆へると同じ状にて、空に構ふる故に設けたるなれば、本は同意なり(補意)と云はれたるにて甚能く通えたり、但右に云ふ棚は僅に白雲の往来ふ許際と云ふ邊までの事なりければ、此に排分させ御在し坐しける天八重雲は、纂疏に天八重雲言蒼路悠遠也、直指に八重不高之義也と有るが如く、高天原より此顕国に降らせ給ふ間の凡てに亘る御事なるに就て思ふに、祈年月次祭祝詞に天能壁立極、国能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限と有る是にて、天能壁立極と云ふは上天の極を云ひ、青雲ノ靄極と云ふは其天中に積気の充在る限を云へる事にし有りければ、其青雲の中に幾層にも界を成して五百重にも千重にも成れらむ事は、天八重など云ふ称の有るにても知られたり、然れば此多那雲は満天に亘れる事と知るべきなり、右の詞に白雲能墜坐向伏限と云ふは国能退立限と有るに対へて、其をば天上と云はざるは、白雲の棚曳く空は其降際より内の事にし有りければ、此を国土の事と為させたる上古の文法に妙趣有る事を察らむ可し)〇排分は、第二第四ノ一書も如此書き、唯第六ノ一書には排披(オシワケ)と作れたり、神武天皇甲寅年御紀には披(オシワケ)雲路と披ノ一字をも訓み、

古事記には押分と有り、出雲神賀詞に天穗比命乎國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氐、天翔國翔氐、天下乎見廻氐、萬葉二（廿七丁）に、天雲之、八重搔別而、（一云天雲之八重雲別而）十七（四十丁）に、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻曾々理、多可吉多知夜麻など見えたり、併此言は神武天皇戊午年御紀に亦有下尾而披ニ磐石一而出者上、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子（排別此云飫時和句二）と有る、排別は戸などを押開くと云ふに等しくして甚く力を入れて物を穿ち拔く事と聞ゆるは、右に謂ゆる天八重雲の稠滿たる大虛の大氣にしも甚々健剛き有ゑるが故に、八重の浪間を別て水底に潜入るが如く爲て天降らせ給へるなりけり、稜威之道別道別而と有るを以ても其容易からざりけむ御狀を想像り奉る可くなむ有りける、其天雲之八重搔別而と有るも、萬葉十（四十九丁）に、每年覺、稻葉搔別、家居者、日本紀竟宴歌に、佛すら朝廷可畏み荒磯海の浪搔別て任せる者を、後撰雜五に、伊勢海に遊ぶ海士とも成にしか浪搔別て海松藻潜がむ、千載春上に、淺やまし生の下草搔別て誰を飛火の若菜なるらむ、右京大夫集に、若き人々臺盤所に在りし中を搔別搔別後方に寄て云ふなど有りて、搔の言大に重くして排と云ふに異ならぬ狀なり、（又日本紀竟宴得ニ猿田彥神一、紀朝臣淑望、久方の天八重雲搔分て降りし君を我ぞ迎へしと有る、此には右の排分又搔別と云ふ所を推別と云へり、其も押別と云ふ事にて、何れにしても其分させ給ふ狀の甚しかりけむ狀は同じ）〇稜威之道別道別、第一ノ一書に出でたるは之ノ字無し、古事記には伊都能知和岐知和岐氐と書けり、大祓詞に天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別弖、天降依左志奉支云々、天津神波天磐門乎押披弖、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別弖所聞食武、遷却崇神詞に天之八重雲乎伊頭之千別爾千別氐と有り、其稜威は釋に可畏之義と注せる然る言にて、例傳十三に注せる亦如し、道別は字の

如くにて、書紀天皇甲寅年御紀に謂ゆる彼土一路に臨ニ山路ニと云ふ是なり、萬葉十五（六十八丁）に、布都波は許比に道別と言かれたるが如く、道を排行なり、上なるは借字下なるは用言なり」と云はれしは然る言なり、備日隣に千敏道別道別を書紀神代紀に開闢と注され、纂疏に、稜威可畏之意、天孫行幸、警蹕前導、行路日呵、故日ニ道別道別ニと注させ給へる、共に其意らしき說なるに就て思ふに大に異聞有り、此部図ノ一書に則引ニ開天磐戸ニ、排ニ分天八重雲ニ以奉ニ降ニ、于時大伴連遠祖天忍日命、帥ニ來目部遠祖天槵津大來目ニ、背負ニ天磐靫ニ、臂著ニ稜威高鞆ニ、手捉ニ天梔弓天羽々矢ニ、及副ニ持八目鳴鏑ニ、又帶ニ頭槌劍ニ而立ニ天孫之前ニ、遊行降來と有る、此事古事記にも載たるが、此に謂ゆる千敏之道別道別而と云ふ是なり、唯に雲路を排分させ給ふのみならむには稜威云々とは云ふべからざるを、此は警蹕の聲なるが故に實に其話は有るなりけり、萬葉二十（五十丁）に、比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多気爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍弖、於保久米能、麻須良多祁乎乎、佐吉爾多弖、由伎登利於保世、山河乎、伊波禰左久美弖、布美等保利、久爾麻藝之都都、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里弖と、是即稜威之道別道別と云ふ狀なる者なり、（又三付に云はく、大嘗詞などに天之八重雲乎と有るに依らば四雲を分くるなれども、此は雲字の下に而ノ字も有れば雲を分くると云ふには非ず、雲のみならず何事にまれ凡て分通るを云ふなり」と有は然る言なるが、警蹕の義を思識されたり、書には八重雲路可見一里、此別降之心也と云へるは誰々捕き說なる言なり）○日向襲之高千穗峯は日向國臼杵郡と大隅國噌於郡とに相跨れる霧島山是なり、然るに日向風土記に臼杵郡知鋪郷にも高千穗二上峯と云ふ名

所見えたれども、其は次に辨ふるが如く後人の所行にて爲なる由は、第一ノ一書に猿田彥神の天神之子則當到筑紫日向國高千穗槵觸之峯一と申し給ひて、正しく其地を指して啓行き奉らせ給へるに、非ぬ所に天降り御在し坐し著きて、其より後に其志し給ふ眞の高千穗峯に到り御在し坐さむ事は有るまじき御事になむ、曾之茅霧島山なる說を云はむには、此に日向襲之高千穗峯と有て、次に自槵日二上天浮橋一云々と書され、第一ノ一書には筑紫日向高千穗槵觸之峯と有り、此には襲の言を略かれたれども、右の槵日を槵觸と書かせたるにて其一なる事疑無く、第二ノ一書に日向槵日高千穗之峯と有るは右の槵觸を槵日に云換たるのみ、第四ノ一書には日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋と見え、第六ノ一書には日向襲之高千穗添山峯と有りて、下に添山此云二曾褒里能耶麻一と有て、何れも臼杵郡には更に由無し、古事記には竺紫日向之高千穗之久士布流多氣、古語拾遺に筑紫日向高千穗槵觸之峯と有るも共に右の第一ノ一書の格なり、塵添壒囊抄二（六十六條）に引ける風土記に、皇祖裒能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗槵生峯に天降坐天、是與利薩摩國閼駝郡竹屋村仁移給天云々と有る、此には正しく郡名を云へる事愈以て臼杵郡に非ざる證なり、古事記序に書仁岐命初降二于高千嶺一、神倭天皇經二歷于秋津島一と云ふ事を姓氏錄序に書けるには、天孫降レ襲、西化之時、神武東征之年と見え、懷風藻序に襲山降蹕之世、橿原建邦之時と有るも同意の文にて、共に天津御子の天降り坐せる地を以て襲國といふ古說なり、（然れは姓氏錄大伴宿禰條に、初天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也云々、降二于日向高千穗峯一と見え、萬葉廿卷五十丁に比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之云々、又常陸國風土記に珠實是萬命自レ天降時、云々、綺日女命、本自二筑紫國日向二神之峯一至二三野國引津根之丘一云々と有るなど何れも更に尚つ

らふに及ばず、右に云ふ所に同じ、此二上の事は下に委しく云ふべきなり）薩摩人八田知紀が著ける霧島山一覽と云ふを見るに、白尾國柱の説を載せて云はく、高千穗峯、此峯今日向大隅兩國之界、在二山中一、東屬二日向諸縣郡一、西屬二大隅國噌唹郡一、云云、二上者此山二峰之謂、東號二矛峯一（屬二諸縣郡一）絶頂建レ矛、西號二火氣布峰一（屬二噌唹郡一）即二上之一峰也、火常炎、後世經險阻、今俗呼二其火坑一稱二御鉢一、其狀窪窟窪深、口下數百丈、人從二其上一如二馬背一行、足甚危懼、既又歷二數險一則矛峰矣と有りて、又此西峰と東峰との間を瀬田尾と云ふ、昔時に霧島神社茲に在りしかども、度々炎上して峰崩れ岡陷りたれば神社をば今の地に遷坐成し奉りしと云ふ、倍瀬田尾は瀬戸丘と書きたれば迫門丘の意なる可し、又霧島西峰炎上の事、續紀に桓武天皇延暦七年七月己酉、大宰府言、去三月四日戌時、當二大隅國贈於郡曾乃峰上一、火炎大熾、響如二雷動一、及二亥時一、火光稍止、唯見二黑烟一、然後雨二沙峰下五六里一、沙石委積、可二二尺一、其色黑焉と有る是始なり、其神社傳に記す所は六條天皇仁安二丁亥年より起れり、其後四條天皇文暦元年甲午十二月二十八日の炎より大なるは無し、此時神社悉皆燒盡すと見えたり、此後久しく熄みて又後奈良天皇天文二十三年甲寅より弘治元乙卯年まで炎ゆ、此年加賀國白山又炎えたり、其より正親町天皇永祿九年丙子九月九日炎え人多く燒死す、此年天下大に亂る、同天皇天正四年丙子より同六戊寅年まで又炎ゆ、此年鎮西大亂なり、又後陽成天皇慶長三年戊戌より五年庚子まで炎ゆ、其三年に豐臣は薨ぜられ、五年に關ケ原の亂有り、後水尾天皇慶長十八年癸丑より翌年まで又炎ゆ、此年諸國大地震なり、同天皇元和三年丁巳より翌年まで炎ゆ、明正天皇寛永十四年丁丑より翌年に至りて炎えたるに此年島原の兵亂有り、後西天皇萬治二年己亥正月より寛文元年に至りて炎ゆ、此年廿度許皆炎上す、同二年

壬寅より四年三月に至るまで炎ゆ、和漢合運云、寛文二年十月大隅國大地震、灌成レ陸北レ之と有り、中御門天皇享保元年丙申九月廿六日炎ゆ、此時東霧島社狹野社瀬戸尾社華徳院及高原高崎小林郷等民屋山林皆焚けたり、同二年丁酉正月三日炎、俗に新燃と云ふ、此時錫杖院及管下民居凡諸縣郡諸邑田園前後被レ災者十三萬六千三百區云々後櫻町天皇明和八年辛卯七月より翌年壬辰に至りて炎ゆ、又享保元年より此年に至り大に火を發して連日熄まず、岩石化して灰と成り、虚空より隕ち、沙石稃(スカ)を簸(ヒ)るが如く、灰燼雨を降すに似たり、又晝にして夜の如く、行客路を失ひ人々相比ひて莚席を戴きて撃傷を遮防げり、數里の間田疇を埋沒し草木焦枯る、皆今人の親しく視る所なり、其往昔の火勢擬して祭す可し」(取要)と云へり、其瀬田尾に在りし霧島神社と云へるは謂ゆる西霧島宮の事にして、下に注し奉れる大隅國贈於郡式外高千穗神社是なり、知紀云はく霧島炎上は右の如く數十度に及べるならむを、其度々のをば見て後火氣布峯なりと思取れしは誤なり、然るは山中炎址多在る中に、火氣布峯は予が文政五年に登りし時までは噴火の名殘有りければ、上古に燃えしは此峯には非ざる可し、其は山中に在る池共は皆炎址と見ゆるを、今は湮塞して湖水と成りたれば、此等の炎えしは何れの代なりけむも知るべからず」と云へるは然も有りぬ可き理になむ、(又云はく、右に此西峯と東峯との間を瀬田尾と云へり云々と有る、此は即矛峯と御鉢との中間を云へるなるを、今俗瀬田尾越とて西霧島より高原郷へ越ゆる所は、矛峯と韓國嶽との中間に新燃嶽と云ふ低き峯有る、其新燃嶽と矛峯との間を云ふなり、土人の言に山の撓みて低き所を多袁と云ふを思ふに皆多袁理の義ならむか云々、と云へるは然る言にて、古事記玉垣宮段に山之多和と有る其にて萬葉に謂ゆる多袁理是なり、今も中洲の方言に山の多和なる所を其多袁と云へる類

是なり）同書に伊地知季安と云ふ人の曽山考を抄録せるに、此曽於峯山の事を[illegible]考へ[illegible]（同月、曽於）旦、和名鈔、薩國人常呼二曽於郡一、多略二曽字一、單以二於郡呼一、[illegible]諸島人今呼二其郡一只日二[illegible]一、可二以證一也、但和名鈔志摩郷及續日本紀曽乃峯、皆只訓二曽於一、則在二西曽島郡一、亦可二以知一矣、而曽乃峯則二[illegible]一也、[illegible]諸國一[illegible]郡縣一各爲二二字一時、[illegible]之間、昔日二曽於一、[illegible]二[illegible]一、而今曽於郡也、至二今[illegible]曽於一、[illegible]日二曽乃一、而不[illegible]昔時一日二神古時一、大隅隼人[illegible]二其地一、因以二曽乃峯一[illegible]二其[illegible]一、則續日本紀二十三年（閏三月乙巳）授二外從六位上曽乃君[illegible]志佐外從五位下一、云又十五年（七月）賜二[illegible]隼人等一、授二外從五位下曽乃君[illegible]志佐外從五位上一、云、又二年（八月壬午）大隅薩摩兩國隼人等貢二[illegible]一、[illegible]二[illegible]風俗歌舞一（癸未）叙二授外正五位上曽乃君[illegible]外從五位下一云、而天平寶字元年（十月辛丑）天下諸姓著二君字一者、換以二公字一云、由[illegible]多利[illegible]曽乃[illegible]、則[illegible]三年（十一月庚寅）大隅國言、大隅隼人[illegible]、授二曽乃公[illegible]外從五位下一云、是其證也、而今曽乃郡[illegible]有二[illegible]社一、[illegible]隼人[illegible]、在二[illegible]之止上神社西[illegible]二、[illegible]其[illegible]大隅降命於[illegible]、日二大隅[illegible]一、又[illegible]、[illegible]有二隼人[illegible]一、在二其要害所一、[illegible]大隅降命以來、[illegible]隼人所二[illegible]居一也、（今云大隅隼人[illegible]二其地一、因以二曽之君一爲二其姓號一は、國造本紀に大隅國造纒向日代朝御世治二平隼人同祖伊利小一、仁徳帝代者代市爲二日佐一賜二國造一と有る、是右の曽乃君の祖たる可し、其大隅隼人の[illegible]下に注す可し、又其謂ゆる止上神社は本書に止上六所大權現、在二[illegible]郡[illegible]久村一、志宜[illegible]の社と云ふ、[illegible]出見尊[illegible]命、[illegible]不[illegible]主依[illegible]、[illegible]云、[illegible]熊襲を討ち給ひし時の[illegible]威を[illegible]ひ給ひし故に[illegible]なり、往古は當社より東の尾[illegible]山の頂に在りしを、[illegible]の昔今の[illegible]に遷宮すと

云ふ、社の西方數百步に直魚板と云ふ田中に小き叢林有り、俗に隼人塚と云ふ、本社に大宮神社三ツの社とも云ふ、
本社鳥居の脇に在り、昔此大隅國降伏、上人大隅國の鎮守神と稱す云々と云へり、其地も同書にて其の主神の謂な
どにこそ）正長二年（十月廿五日）日置伊季者、記上小河里山野等云、西境隼人塚、乾闕弟子丸名之間、皆
是以證其當時焉、上小河里、舊名曾小川、而所謂集爾居其川上、故曰川上集爾云、其云曾小、則曾於郡、後
分上下、今爲村名、隸國分鄕、弟子丸亦爲村名、隸清水鄕、詳見下文、而隼人城、後大永五年（九月二日）清
水城主本田親安（稱三河守）攻而取之、事見樺山玄佐自記、遂以清水爲居城、以隼人城、所謂座城、遂
名新城（一說、慶長十年貴明公徙都於此、名新城云、恐誤）或有巖穴、日置某云、此隼人所居、稱云、因記隼人
（爲天文五年事）今尙存焉、又曾乃守則天福二年（三月十六日）重枝某譲曾乃郡司職文、或作曾野、文治三年
（四月十一日）檢前二年日先邑秩原在曾野（自天福下皆清水鄕、臺明寺文書、下清泰亦同之）或建久九年（三月
注進）大隅國圖田帳亦書曾野郡司鶴十、或作曾乃、見貞應二年（二月十日）曾國屢之沽券、字雖異、皆是積
紀合、而神代所謂襲之國、及曾乃郡、無可疑、如上所論、而今鹽之西南有境、名陶副塚、在曾於郡佐山野、
進陵其阪、四野曠敞、南倚東北刺天高、爲高千穗峯、又秀西南吐青者、爲霧島峯、今野間）以其覽、
國行之神蹤焉、但高千穗、中古土人呼之亦當日智尾、遂爲地名、亦在曾於郡、見某年（某月二十日）
居公（本藩六世）賜弟子丸若德書、日曾於郡智尾名事者、可以爲也、若德姓建部氏、領弟子丸、因以爲氏、
建久八年圖田帳、載弟子丸五町田所建部宗房所知者、蓋若德之先也、弟子丸既見上文、同弟子丸村、今有乳母

皆、弟子丸氏世主祭之、無復智尾名地、則知為後轉寫矣、其名之轉、於是乎古之傳風土記者、亦載是事、曰皇
祖高皇産靈尊命、天孫降于日向國臨大隅國千穗槵生峯云々、皆可謂其神所實史、亦讀矣、而其風土記天文以前尚
傳于世、文安三年(五月)曾根寺僧行盛書、寫以其書抄(凡五百三十六集)其爲古文書、以文字問、天文元年(二月)
寫神皇正統記、寫已三十餘(凡七百三十七條)更日向國諸其書抄、其第二卷六十六條、引此古典、以也竹刀事據是
說之、風土記原本則曰高千穗峯在贈於郡、亦是以智尾、(今云、右に西境年人號、乾隆鏡弟子丸名と云へる
は、名は何名某名と云ひて田の字を云ふなり、其智尾名と云ふも右に同じ、此地を當昔智尾と云ひけむは如何にも千
穗の訛れる者なる可し、其乳神社も本より千穗神社なる可き事云ふも更なり、右の川上神社は下に引ける隼人系圖に
大隅降命十世孫武吹如と云ふ者有るを、國分日代官朝臣某役者と有る是なり、其胸副殿に第二ノ一書に天穗胸副目ニ
臨丘覓國行去云々と有る是なり、其神社と云ふは河邊郡に在り)然逆其後見文中、通行聯系合命、補寫
所存、應證所據風土記之文、無見其文、必須神書天日別有天文前其本矣、惜乎、當時只得弘治中所寫風土記
本、寫以爲上、而今其本卷行于世、則載日向郡知鋪郷之所引以爲知鋪之證、雖然、至知贈於郡高千穗之事、皆缺
而亡矣、最故不居民之以傳焉、亦可惜不逸焉、無異於其間、然於國史既者天降於日向襲之高千穗峯矣、襲者日
向國之高千穗添山峯矣、但其事字下闕矣字、亦被省則知其所決定者、明可以證也、故提其要、則只曹襲
山峯也、或者天孫降臨、或言高山降臨、自古言之、至弘仁中、既有明文、以傳于世、故積其則載會乃寫矣
贈於郡、風土記(天文寫古本)載大隅贈於郡、大八洲記以襲國為大隅國贈唹郡、千栗物語日本其到高嶺記云、臨

既二西方二四隣ニ焉、則曷更可下要求ニ諸附於郡之外ニ而得上高千穂乎哉、但遙曆時、省ニ高千穂字ニ、只書ニ曾乃峯ニ、（□□□載ニ高千穂添山峯ニ、至レ是則省ニ上字ニ云爾）而後更名ニ霧島ニ、亦見ニ上文ニ、自レ時厥後、日向高千穂峯ニ遂至下与二□□別一日高千穂上者、且古之所レ謂槵之二高千穂、亦至ニ康曆中ニ、略ニ智尾ニ而僅存、其名於曾於郡之□則於ニ臼杵方ニ、□□□者□ニ其□ニ、□□□□高智保峯神ニ、而古記等記ニ其天降ニ、多謂レ日ニ日向高千穂峯ニ、所レ謂二上峯ニ、是其火所レ須□□落ニ、而后亦国□、加ニ□ニ可レ當ニ於日向一者歟、後人妄称ニ天孫降レ臨之古蹟ニ、以名ニ其郷ニ、謂ニ之智鋪ニ、□□□是名ニ□□曰ニ、日 高千穂山ニ、而后□□山谷命ニ之名一曰ニ德間峯ニ、曰ニ速日峯ニ、皆在ニ郡之三田井村ニ（中略）或曰、智尾者當ニ今八幡ニ、見ニ延喜式ニ、高尾神ニ、在下云、則恐非ニ高千穂之通名ニ也、季安對曰、穂與レ尾之訛亦久矣、建久八年日向國圖田帳、於ニ臼杵郡ニ有ニ高智尾社八町ニ、且文保元年（十二月廿一日）幕府政所以ニ我道鑑公ニ（薩侯四世）爲ニ諸所地頭ニ、下文亦書ニ日向國高知尾莊ニ、襲レ此既訛、以行ニ于世ニ、如レ是也矣、可レ不レ證乎、聞者乃服、今云臼杵郡高千穂の説は本居翁より已に先に在り、口訣に高千穂峯臼杵郡知鋪郷也と注して日向風土記を引きたる、此を始として釋紀又同説にて其記を引て證せるのみにて薩國の事を云はず、通證も記傳に同じきは古くより右の風土記の文に依りて惑ひたる者なり、殊に平田史には其に依りて痛く諍彦火瓊々杵命於ニ高千穂二上峯ニ天降云々、既而□□□□高千穂槵日二上峯ニ矣と書けるは徒なる杜撰と云ふべし、八田知紀説に右の風土記は即我霧島に就ての古事なりけむを、臼杵郡の方に取り傳へしなる可し、右の文に後人改□□習鋪ニと有るは如何なる上に、彼天暗冥晝夜不レ別と有るは霧島の霧深きに因有りて聞え、又暗冥の□も正しく高千穂に合り云々、と云へるは然る言なり、猶右の風土記の文は次に注す可し、其平家物語の文は長門本四□丹波少將成經□の

薩摩國の沖小島に遷されけるを、霧島山に移られしと、或書に云はく、たより霧島引大山とて月影日影も漏らぬ深山の峰々にある石體に遷ぎて趙果日向國西諸縣郡に有りと云ふ、其社の内に高千穂野と云ふ所に一の峯立聳えて鉾を建せぬ所有り、日本最初の峯霧島嶽と號す、今峯山權現と云ひて此山より東南の麓の宮を云ふ、六所權現の舊跡なり云々と有り、其六所權現と申すは、神名式に謂ゆる日向國諸縣郡霧島神社、今東霧島宮と云ふは高原郷の霧島村に在り、西霧島宮と云ふは大隅國贈於郡田口村に在りと云ふ、是なる可し）又我霧島山南麓有下地名二宮丸都島一等處上、道二天授元年一、島津貴久築二城于都島一、故曰二都城一、其後屬二宗家一、平野浩蕩、方餘二十里一、四繞二峯巒一、恰如二城郭一、而有三地名二都島宮丸高城高原郷侍道興宮一、亦古事記所レ謂高千穂宮之遺址云、是以、我藩自レ古相傳、以二霧島嶽一爲二高千穂峯一、而言二天孫所レ降臨一者、可レ謂レ有レ所レ承矣、近至二本居氏古事記傳行二于世一、讀者往々疑二贈於郡霧島嶽、與臼杵郡高千穂山一、有レ所レ可レ言多焉、僕懼レ之、故使三史臼尾國柱、探二勝因幹一、以前無レ非、有レ所レ著書一、今也未レ安、竊依二伴氏書一由レ撰二史傳一、以闢二天忍日命降二臨高千穂峯一之事上、粗有レ所レ考、故書二于此一、以俟二來哲一耳、天保元年庚寅月日と云へるは、古書に徴を取り、其現に臨みて論らへる說にして、實に他なる定めにし有りければ、此高千穂の古傳は違く此に過ぎたるは有るべからず、謂ゆる任に、今此峯に係れる全文を此に引出でたるなり、予此傳を書にすに就ては右に謂ゆる臼杵郡なると贈於郡なるとの眞實を正し見ま欲く思ひて薩摩國に物ありたりつるに、八田知紀が此考を見せたるに、地勢の如きは他國より行見たりとて容易く知らるる者に非ざりければ、此考を讀見て大に其說の間然する所無きに服ひて、其山に登る事をも止めて歸れるなり、然して右に本居翁一人を譏するなれども、已に[illegible]より以來何れも

其實地を知らずして唯高千穗の名にのみ徴して書かれたりし者なれば、此諸家の誤れるを以て何ぞ各の咎とは云ふべからむ、凡古書に依りて地理を說くに、親しく行見ずして云ふ說は何れの傳も同一國の事と云へば專に引付くる者多く、又其國人をして地理を探らしむるは大に宜しと雖も、其自國に黨して他國の故事までをも取入れて我有と爲る者少からざれば、其撰は傍より公正たる定めを爲るには如かずなむ有りける、(殊に神世三御代の御事蹟は右の外にも日向全國に亙りて有るべき事なり、然るに二百年以來日向國の半は諸家此を領せらる、此を關外と云ふ、其半は薩摩宗家より領せらる、此を關內と云ふ、此に依りて關內と關外とは同じ一國の內なりと雖も互に相往來ふ事無かりければ、他國よりも疎々しき故を以て多くは關內に引付、又は關外の有と爲る類少からざれば、他よりは其用心有るべき事本よりなり、但右の伊地知季安の說は然る私有に非ざる故に悉く此を諾なふ者なり)○日向風土記の辨を立つべし、曰杵郡內知鋪鄉、天津彥火瓊々杵尊、天降於日向之高千穗二上峯一時、天暗冥晝夜不ㇾ別、人物失ㇾ道、物色難ㇾ別、於ㇾ茲有ニ土蜘蛛一、名曰ニ大鉗小鉗一、二人奏言、皇孫尊、以ニ御手一拔ニ稻千穗一爲ㇾ籾、投ニ散四方一、必得ニ開晴一、于ㇾ時如ニ大鉗等所ㇾ奏、搓ニ千穗稻一爲ㇾ籾投散、即天開晴、日月照光、因曰ニ高千穗二上峯一、後人改號ニ智鋪一と見えたるは、[illegible]杵に臼杵郡智保鄉と云有る其に就ての古說なり、然るに古風土記は何れも今字を書けるに右の[illegible]の誤なり、已に襲之高千穗二上峯の傳有る上は、此知保鄉を高千穗二上峯と云ふには非ず、其實は高千穗に在りし事を此に語る文なる事著明し、天降時と云は其猿田彥神の啓行して襲之高千穗を指して天降り御在し坐しける御時の事なりけり、天暗冥、晝夜不ㇾ別、人物失ㇾ道、物色難ㇾ別と云ふは、天上より天降り御在し坐して今其高千穗峯に御在し坐し、

峯かせ給はむと為さず給ふに當りて、此土の未く成るに随ひて雲霧の深く立重なるを云ひて右の事共は其二路にての事なれば、此に就ての考は其土人の說とて里俗十五（七十三丁）に、此山を霧山とも霧島山とも云ひて東西二つ有り、傳云、伊弉那岐伊弉那美二命天浮橋の上より霧の海を見下し給ふに、島の如く見ゆる物有るを天沼矛を以て探り給ひ、其處に天降り給ひて其矛を逆様に下し給へるなり、霧島山と云ふも此由なりと云ふなるは、此[illegible]々尊命の御古事を彼二柱神の御事に混へたる傳たる可し、昔此山常に詣る人多きを、暴に霧の起りて大風吹出で[illegible]動ろき、騒々しき音して闇夜の如く暗がりて路も見え別ぬ計に成る事有りて、左右も霧れば此霧に噎はれ風に吹放れて亡たる者も有り、然るに神代の故實と云ひて、謂ゆる先達なる者人に教へて手毎に稲穂を持たせ行て、若此霧起りぬれば其を以て拂ひつゝ行けば、暫時が間に天明りて事故無しとぞ」（取要）と有り、其臼杵郡なる高千穂と云ふ擧りて其事無くして、此霧島山に正しく其所傳を傳へて正しく驗を見る事、右の風土記の故事は費之高千穂峯なる諸此計り慥なる事は有るべからず、翁も已く此事に心著かれたりしかば、御天降の處は臼杵郡ならざる事に思定めて後生の非は受ざらましを、甚惜らしき事なりけり、（但二柱御祖神の此霧島山に由無しとは云ふべからず、六國類聚方五十五に日月藥、日向國諸縣郡霧島神社傳方、元者伊弉諾命傳方云々と有りて、西霧島宮の相殿に左右に二柱御祖神御在し坐し、東霧島宮は奉祀伊弉諾尊に坐し、霧島峯神社は本二柱御祖神なりと云へり、但逆矛の事は八田知紀說に、日向の伊東氏の此地を領せし時建立せしとも云へり、度々後世に上りて其矛の狀を見るに逆様に立ちたる者に非ず、眞吉家に云ふ三鈷と云ふ物の狀なりしが、炎上の時に折れ損はれて今は柄のみ立てるなりけり云々と云へれば、神代に係けて云ふべき物には非

ず）有ニ土蜘蛛一は風土記の狀にて、正史には多く有ニ國神一と云ふ事を然云へれば、此は姑く字を離れて國神と見るべし、大鉗小鉗は大神小神と云ふ事なり、借有の人物失レ道と云ふは虛空より降り坐せる天降を云ふなれば、國神の其所に出づべくも非ず、故思ふに傳二十八甘茂君條に注せるが如く、天孫降臨以前に打任せて大神とは大己貴神と申し、唯に神とは事代主神を申せる定の如くにて有ければ、何れにても神と申し鴨と聞ゆるは事代主神の御事なるを、此御天降の啓行仕奉らせ給はむと爲て天八衢に出迎へ奉らせ給へる彼猿田彦神は、正しく其事代主神に渡らせ給へれば、大鉗をば姑く其神と見る可し、儲地神本紀に事代主神兒天日方奇日方（亦名阿田都久志尼命）此命娶ニ日向賀牟度美良姫一と有て、此に大に由有るなり、其亦名の阿田は和名抄に薩摩國阿多郡阿多郷有り、然るに下に注せるが如く此君に到ニ於吾田長屋笠狹之碕一、其地有ニ一人一、自號ニ事勝國勝長狹一と有る、此神の事を第四ノ一書に伊弉諾尊之子也と有るを知りながら、口訣に長狹者岐神也と云へるは受くる所有りて猿田彦神と爲るなり、然る時は小鉗は其吾田都久志尼命にて、此御父子共に其吾田の地を皇御孫尊に奉りて退き給ひしなり、其時父の猿田彦神は伊勢に御在し坐し、其子の吾田都久志尼命は臼杵郡に退かせ給ひしにや、和名抄に臼杵郡に智保郷英多郷相並べる事證と爲べし、然して平家物語源平盛衰記等に祖母岳明神の事を云ふ事崇神天皇十年御紀に謂ゆる三輪の故事に似たりけるは、全く右の事代主神の御末の大神朝臣に緒形氏有るが、其事に係けて傳へたりし者ながら、其神の事跡に就ては是即高知尾明神也と云へるは、其高千穗の神をば大神氏の祖と云ふ傳にて有りしなり、古より大神氏代々豐後國大野郡の大領たりしが、其祖母岳神の子と云ふ大神惟基の子惟盛は臼杵郡に移り、其末子政季を高知尾五郎と云へれば、高千穗神と云ふは今

く、強々許容なる可からざる事の[illegible]可し、其大神氏の事は大友[illegible]に、桓武天皇[illegible]、[illegible]
小田在宇田村に配流有りし、其女に[illegible]の神通ひ、弘仁二年辛卯年正月廿日男子出生す、是大神[illegible]なりと云々と
云へるなど其由事ながら、其高千穂と云ふ[illegible]に係けて大神氏の事を[illegible]せるも、此に取りて又其歳には取るべ
きに非り、既れば大鋒小鋒は[illegible]など疑しき者には非ずして、正しき國[illegible]にして[illegible]の御事なるを、其故
事に霧島に在りて神は此に住せるに依りて、其之高千穂峰の事を此に在りし事の如く其[illegible]にて傳へたりし者なるにこ
そ、(此大鋒小鋒と云ふ神の正しき先に立る事は其故事の正僞を定むる階梯なりければ、[illegible]にしては[illegible]に[illegible]る[illegible]
むなぞ、能々辨ふ可き事なり、其日[illegible]高千穂[illegible]の東に猿伏山と云ふ有りて、土人猿田彦神の[illegible]ひし山なりと云
ひて、古より樵夫と雖も入る事を許さず、[illegible]なりと雖も犯す時は忽に祟を受くと云ひて畏む由なるは、右の大鋒小鋒
の神の坐す時の間にこそ)以て[illegible]云々は其天降り着かせざりし以前の事なりければ、天上より携へ御在
しなしける[illegible]の穂にぞ有るべき、是霧島山中に今も自然生の陸稲有る謂なり、國人の遍く云ふを聞くに、今に至り
不苗稲と云ひて此霧島山中[illegible]の中などに自然生の稲産る事有り、皆陸稲なり、今俗に霧島稲など云ふは此峯より出
でし物なりと云へるにても霧島山の故事なるを知るべきなり、又其[illegible]に即天[illegible]、日月照光、四日高千穂二上
峯二上有るも心得ず、其[illegible]千穂[illegible]の事に依りて高千穂とは云ふべし、二上と云ふは[illegible]山[illegible]山相對立てるに云ふ稱なる
に、[illegible]國を見又両者に[illegible]ふるに更に然る名稱に合へるは非ざるを以ても、二上は[illegible]之高千穂峯に[illegible]りたる[illegible]なるを
知るべし、日尾[illegible]か言に、彼日[illegible]たる高千穂の方は夫々の名こそ[illegible]けたれ、其山[illegible]下に凡山にして更に霧島の[illegible]

山なると同日に論ふ可きに非ず、然るは先づ五箇所村と云ふ所に祖母嶽と云ふ有り、其次なるを黒嶽と云ひ、其邊を天狗岩窟山と唱へ、其次なるを嵐ガ岩と云ひ、又筒ノ嶽とも云ふ、其下を鹿ガ鼻其次は同郡三田井村にて爰に穂觸嶽又連日峯と云ふ有り、其次なるを白髪子嶽、其次なるを四王子峯高天原など云ふ、爰にも穂觸峯と云ふ有り、其次は同郡押方村と云ふにて、爰を日本第一の舊跡二上峯と稱し二神明神社を祀ふ、如此連れる峯嶺共皆小にて聳立たるにて、一も高嶽らしき峯山を見えず、況て同じ所に穂觸と云ふも兩所に在りて、又二上峯など別所に分ち傳ふ事、全く後世僞稱の證にして、殊更其地僻陋土人水田無く唯蕎麥を植て生活を成せり、借此説に伊弉諾尊誕生の瓊々杵尊火々出見尊の山陵など云傳へしが有るは言ふにも足らざる者なり、此は己殊更に彼地に見に往て、初めて其山丘顰の如き小き茂山なるに驚きて、決く古の高千穂峯に非ざる事を見得つるなり」と云へるは然る言なる可し、此に次ては橘東逸が北窻瑣談に、日向國高千穂山と云ふは彼國に二座有り、一は霧島山と云ひ又一は高千穂と云ふなり、肥後より日向に越ゆる道々余考ふるに、神代より云ふ所の高千穂峯は今の霧島なり、諸書に多く霧島に非ずと云へども、是は彼地に至らずして臆斷する故なり、今の霧島山は東西に峯有りて相對す、此山九州第一の高山にして、他山の比す可きに非ず、今高千穂と云ふ山は衆山の中に在りて是と秀でたる山に非ず、殊に二峯有る所にも非ず、彼地に至り見む人は高千穂の霧島なる事は論を待たずして知るべし」と云ふに、誰が心にも諾はざる所は一にて有るなりけり、（天保の頃伊勢國なる或者の著ける西海雜志に、日向國高千穂莊は西方肥後國の[illegible]町に[illegible]り、南は那[illegible]山に[illegible]、北方は竹田の山中に接す、莊内十八里四方にして村邑僅に十七村、各山の中腹又は谷間に一二軒づつ住居を成し、隣家

と雖ども三四町を隔て、向ひと雖ども谷川を中に置て、僻地と云ふとも又僅に頗多からぬ迄なり、山中田無く畑のみにて、南蠻黍を作り、米は少か軒下の畑地に植えて、年中の食物は其黍にて、米は晴日又は祭日ならでは食ふ事無し、又同宿にて高三千八百石なれども、畑稗粟ならでは口に入るべき物も非ずと云へり、高千穗と云ふ名の有りながら米一粒をだに作り出でぬ地なるにても神代の眞の高千穗ならぬ事は著かりける者なり）然れば臼杵郡に高千穗の名有るは、此は天神御子を奉迎に參向はれし大鉏小鉏二神の在處なるが故に、後に其御天降の御事も此と云ふ異說も出來、其に就ては高千穗とも云ひ略きては智鋪とも云ふ事に成れりしかども、其を以て從に御天降の地とは定むまじかりける由有り、又和名抄に肥後國阿蘇郡知保郷有り、此も肥國と云ひ高千穗の事に緣有る神の住まれたる事、右の臼杵郡なると同じ趣なるに因れるならずは起るまじき地名なるに就ても、天孫降臨の由緒に有べし、其迹とは云ふべからざるを以て知るべし、右に引ける靈山考に、延久八年圖田帳に高千尾莊、文保元年文書に高知尾莊と有りし由なれせ、和名抄に智保の郷名有るを、豐國風土記に曰臼杵郡高千穗郷、此地卽有二高千穗峯一、皇孫瓊瓊杵尊始此國天降之所也、高千穗者貴二稻穗一之謂也、土地中居、其用不レ少云々と有れども、其は高千穗と云ふ名に依りて模之高千穗峯の故事以て此事と爲るのみ、又高千穗は天千穗と云はむが如く、天上の齋庭の稻穗を散し給へるに起れる名にこそ有りけれ、豐富の義を取れるに非ず、土地中肥長用不レ少と有れども、其用に其卑き稻穀の庭出さるは瘠地と云ふ者ならずや、其上兒湯郡に都萬島鄕又末島鄕と云ふ者二有る事を載せたり、此も諸縣郡贈於郡に有れる眞の高千穗の霧島の地名をしも、其近きに取りて神代の故事を引附けむと爲る好事の者の手に始まれりと爲べし、又右に連日峯と云ふ名有るは、

同記に曰杵郡連日郷、此處有レ山、言二連日峯一、往昔日神御孫瓊々杵尊見健連日命、到二來此山峯一、故云二連日一と有る是なり、此邊は凡て天孫降臨の御事に係け云ふ地なるに、健連日命の御事を云ふ條以て僞なる事知らる、此命の後にて降らせ給へるは河内國哮峯にこそ有りけれ、何ぞ此に故事を傳へ云ふ事の有るべきかは、又高日郷高日者日神之縣也、皇孫御神始宮居之地故曰二日高一と有に、右に云へる高天原など云ふに當てたる説ならめど、釋に引ける古風土記に宮崎郡高日村、昔時自レ天降神、以二御劔柄一置二於此地一、因曰二劔柄村一、後人改曰二高日村一と見え、大同類聚方卅七に日高見藥、日向國宮崎郡島延氣早之家之方と有りて、高日又日高の地名は宮崎郡に在るを稱して皇御孫尊の宮都なりし由に杜撰せる者なり、又臼杵郡の説に、古老傳云、往昔於二此所一神等集居、始掘レ地爲レ臼、以二木枝一爲レ杵、故云二臼杵一と有る如きは然も有るべき事ながら、高千穗鄕連日郷高日郷等は和名抄にも合はず、悉に後人の撰之高千穗峯の故事を取りて其名を設作れる事著かりければ悉に云ふにも足らざる者なり、其三田井村の山を二上峯と云ふは、此邊に猿伏山と云ふ有りて猿田彦神の遺址と傳ふれば、大鉗小鉗二神の住まれし謂を以て二神峯とは云ふなるにや、其谷間に一畝許の田有りて三四年の程に自然に苗を生じ稻の實る事有る、此を苅取りて十社明神の御供に奉る故に御供田と云ふと云へり、其神に就て然る自然生の稻の成出でむ事は然も有るべし、此を以て高千穗二上峯と云はむは甚謂れ無き事になむ、(越後國魚沼郡に苗葉山と云ふ大山有り、時々自然に苗を生じ稻の實る事有りと云へり、斯る例諸國にも有るべき事なれば高千穗の證とは成し難かる可し、其高千穗莊内に怪しき地名此彼有り、一に眞名井、二に高天原と號けたる小山有り、三に槵觸明神社有り、神代の昔諸國の神等各其守り給ふ時剛を振り給ひし所なりと云ふは殊に

答ふ可し、四に高山末、五に短山末、六に草川の瀬、七に[illegible]など、此國は清幼なき事なり、八に天岩戸、九に神
等[illegible]、右等の[illegible]は何れも大祓詞又は神代の古傳などに依りて、其の名共を[illegible]けたるにて、實に其此事にては無く、神
に古代の古址たりけむを、襲之高千穗峯の事共を皆がら此[illegible]部の方に取成さむとて、果に[illegible]りて其僞なる事を旨
壇に並りし者になむ)○日向は傳四に注せり、○襲の事も同書に述きたりき、○高千穗峯の事は上に注せる如く日
向國諸縣郡と大隅國贈於郡と二郡に亙れる霧島山を云ふなり、然るに其山を高千穗峯と云ふより其傍にて[illegible]二
郡に亙りて高千穗と云ふ地名にて有りし如くなむ思えたる、其は古事記に[illegible]日子穗々手見命者、坐高千穗宮、伍百八
拾歳、御陵者即在其高千穗山之西也と所見たる、先づ御陵の御事より申す可し、書紀傳十七(八十二丁)に、此高千穗は
霧島山を云ふなり、在其高千穗山西也とは舊紀には彦火火出見尊崩、葬日向高屋山上陵と有り、日向に高
屋山[illegible]也と注し、延喜諸陵式には日向高屋山上陵、彦火々出見尊、在日向國、無陵戸と見え、高屋は郡名に[illegible]
[illegible]高屋と有り、[illegible]此高千穗山は右の霧島山なる可ければ其西は大隅國なり、然るを日向と有るは上代に日大
隅國をまで總て日向國と云ひし事有ればなり、[illegible]國人の云はく高屋山陵は大隅國[illegible]郡内[illegible]北方村高屋山の頂に
在り、此山上を今俗に國見山と云ひて國中を見渡す所なり、[illegible]に高屋神社有り、彦火火出見尊を祭れりと云へりに兼
襲ことを有り、然る時は此高千穗宮も其高千穗山の麓に在りしが故に同じく[illegible]を用ひさせ給へるなり、此宮の事、通
傳に薩摩國人の云はく彦火火出見尊の宮は大隅國[illegible]郡宮内と云ふ處是なる、[illegible]に鹿兒島神社も此[illegible]を
祀れり、今は正八幡宮と申すと云へりに見えたる、其宮内村は國分郡なる由なりければ此邊まで古は高千穗の郷な

りしなりけり、(名に注せるが如く贈於郡に智居と云ふ地名有り、乳母神社と申すも御在し坐す由なりければ、其高千穗峰を取圍みたる地をば凡て然云へりしを、其地に高千穗神社を訛りて乳母神社と云けより千穗と云ふ地名は其所に遺りつらむ)又古事記白檮原宮段に神倭伊波禮毘古命、與二其伊呂兄五瀨命一二柱坐二高千穗宮一而議云と有る高千穗宮は又右の彥火火出見尊のとは別なり、神皇紹運錄第一ノ一葉に、次狹野尊亦號二神日本磐余彥尊一、所‐稱二狹野一者是年少時之號也、後撥二平天下一、奄二有八洲一、故復加レ號曰二神日本磐余彥尊一と有りて、年少に御在し坐しける御時の大御名を狹野尊と稱へ奉れるは地名を以て號け奉れる者なり、白尾國柱云はく狹野神社、日向國諸縣郡高原鄉蒲牟田村佐野原の東に在り、奉祀瓊々杵尊、合祀木花開耶姫命、彥火火出見尊、豐玉姫命、葺不合尊、玉依姫命、東宮神武天皇、吾平津媛、西披宮經津主命、武甕槌命、各神像を安置す、神武天皇此地にて降誕有りし故に狹野とは云ふなる可し、然して當宮は神武天皇の御時に其皇祖王父たる瓊々杵尊を奉崇給ひしなる可し、所以に神武天皇は今東宮に奉祀せるにて後の從祭なる事を知るべきなり、社傳には孝昭天皇の當宮を創建し給ひし由記せり、傳云、四條天皇文曆元年甲午十二月二十八日霧島炎上、祠宇並燒失に及ぶ、此時神輿を奉じて同郡高城鄉東霧島に遷し奉り、行宮を營みて神人社僧皆焉に從ふ、其後國中亂世と成りて久しく古に復らず、然るを天文十二年癸卯、先君始めて社僧に命じて狹野權現の神輿を高城より還して高原の麓に遷し奉りて行宮を構ふ、後慶長十五年庚戌、先君狹野の故迹荒く廢せむ事を悲れ、特旨有りて悉く狹野原の舊地を復興して祠壇を改建し封戶を增加し給ふ、同十七年壬子十一月二十八日、其神像を奉じて高原の麓より舊地に遷宮有り、時の地頭島津大膳亮忠俊命を奉け公に代りて謁廟の事を執すと云へり」と見

えたり、八田知紀翁に神武天皇の降臨坐しゝ所は高原狭野の辺にて、日向神徳陵の南に當りて小高き所にて眞直く平らなるを大宮の址なりと云傳へたりと云へり、然る時は無其神武天皇の御在し坐しける高千穗宮はしも狭く此野神社の辺なる可き事申すも更なりければ、古に高千穗と云ひける地の方境廣大なりし事此を以て知るべき者になむ有りける、（後の日向風土記に宮崎郡、古老傳云、此地自二皇孫降臨一至二神日本磐余彦天皇一之宮所也、故云二宮崎一と有るは、日誌に日向々杵尊二至レ此坐二日向國御所之宮一、第四御子神日本磐余彦尊神武天皇也、於二此御子一、都遷二大和國橿原宮一と有るも、其記に依りて謾に書せる者なる可し、然れども神代の都は大隅薩摩の二國なりければ此に在る事心得ずと謂も、久しき神代の間の事なりければ御在し坐さずとも限りて云ふべきに非ず、今宮崎郡中村の北一里に隼人山の森寺と云ふ有り、其八町東に半里四方の廣野有りて、青松の森立たる森の中に神武天皇の御社有るを、相傳へて其宮の古址なりと云ひて田畑の字に種々の古名遺れりと云へり、又姿は天皇の御遊に御さ世給ひし所なりとも云へりとぞ、何れにしても此を以て高千穗宮とは云ふべからず）此第一ノ一書に、天神之子則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一、吾則應レ到二伊勢之狭長田五十鈴川上一と、伊勢の事は上に注せるが如く皇太神の往往坐まり御在し坐すべき宮所を定め奉らせ給へるなり、然して此高千穗峯を定めて此に皇御孫尊を降行奉らせ給へるは、已く其初國所知食す大宮所を擇め見立させ給ひて其處に進め申させ給ひけむ御事申すも更なり、然るに紀記の傳共を見るに此處には御在し坐し著かせ給へるのみにて、直に吾田長屋笠狭之碕に行幸て其處に留まらせ御在し坐す趣はるは其始終を括り書されたりし者にて、實には其猿田彦神の言傳られし任に其高千穗宮に住ませ御在し坐しけむか、

思ふ由有り、其は中臣壽詞に皇孫尊波高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天、天都日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御膳遠長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久、安介久由庭仁所知食止事依志奉弖天降坐之後仁、中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕弖、天忍雲根神遠天乃二上仁奉上弖、神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水仁天都水遠加弖奉牟止申世止事教給志仁依弖、天忍雲根神天乃浮雲仁乘弖、天乃二上仁上坐弖、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉弖、此玉櫛遠刺立弖、自夕日至朝日照萬天、天都詔戸乃太詔戸言遠以弖告禮、如此告良波麻知波弱韮仁由都五百篁生出牟、自其下天乃八井出牟、此遠持天天都水止所聞食止事依奉支と有る、此水取の御政はしも、天降り著かせ御在し坐して直に天上の御水を乞ひ奉らせ給へる狀に聞えたるに、大同本記に一傳を書して其終に即時日向高千穗宮乃御井崇居坊と有るは右の天乃八井の事に當る可し、然る時は皇御孫尊の天降り御在し坐して、高天原より授からせ御在し坐させ給へる齋庭の瑞穗を初めて所聞食て、大嘗の大御典を行はせ御在し坐しけるは、其高千穗宮なりし事鏡に係けて見るが如し、然れば山に高千穗と云ふは右に注せるが如く大鉗小鉗が故事に起り、里に高千穗と云ふは此皇宮に御在し坐して、初めて天上の瑞穗を蒔植ゑて齋庭に所聞食させ給へるに起りて、共に高千穗と云ふは天千穗と云ふ事にして、瑞穗國と云ふ國號の大八洲に行渡る基本此に在りて實に少縁の御事共に値御在し坐さずむ有りける、上及下に注せる天津神籬天津磐境の御事をも克々此に合せ考ふ可き者なりかし、自是國社云はく日向國諸縣郡高原鄉霧島岑神社、今東御在所兩所權現と號く、東とは西霧島に對へ云ふ、御在所とは御坐所にて、此卽高千穗宮の舊跡に係るを以てなり、此麓に御井川と稱ふ靈泉有るを忍穗井の址と云傳ふ、卽鍋村齋田の庭に當れり」と云へ

るは猶も有るにや、（但右の高原鄕は和名抄に諸縣郡財部鄕有る此たるにや、古の霧島岑神社と云ふは今に謂ゆる霧島神社の御事なるを、別に一社有る事心得ずと雖も、神名式の何某神社何座と有る其必一所には非ざるも有れば、本は霧島神社には二座を祀れるを其片方を云ふなるにや、又同人說に高千穗宮の舊址は即霧島嶽の麓にて皆諸縣郡都城と云ふ所なり、此は本は島津莊の地にて南鄕中鄕北鄕と云ひて三方に分れて、中鄕の内に昔宮丸村都島と唱來し所の在りしを、永正年中鄕を築きて即都城と號けしより遂に一鄕の名とは成しなりと云々」と云へり、此事右に擧げたる伊知地季安と云ふ人の說にも然有り」神名式に日向國諸縣郡霧島神社、日向國誌云はく高原鄕[illegible]村に在り、此地は高原鄕と都島鄕との界なり、本紀伊弉諾尊、相殿瓊々杵尊木花開耶姬命彥火々出見尊鸕鷀草葺不合尊玉依姬命神武天皇六座を從祀とす、此に伊弉諾尊を主神と爲る事年頃不審しく思へりしかども、大同類聚方五十五に日月神、日向國諸縣郡霧島神社傳方、並者伊弉諾尊傳方云々と所見たるに、常陸風土記には筑波國日向二神之峰とも有るを以て思ふに、此に限らず諸國共に雌山雄山相對ひて二上なる山には此二柱御祖神を祀る事と所見たり、續後紀に承和四年八月壬辰、日向國諸縣郡霧島岑神、預官社、三代實錄に天安二年十月二十二日己酉、授日向國從五位下霧島岑神從四位下」と有るは共に當社の御事なり、然るに右にも注せる如く別に霧島岑神社と申す有り、同人說に本社伊弉諾尊伊弉冊尊、相殿六座天照大神忍穗耳尊瓊々杵尊彥火々出見尊葺不合尊磐余彥尊、攝宮菊理媛命、續後紀に謂ゆる霧島岑神是なり、按に霧島岑とは即今の東方の矛峰にて是南所權現社の境内なり、今權現同社所高原鄕麓より二里山上にして石磴三百六十餘級、是より絕頂に至るも亦遠からず、續後紀に岑と有るは爲ゝ此なり、又兩所權現と稱するは伊弉諾伊弉冊二尊

を祀れるを以てなり、社僧を錫杖院と云ふ、舊號東光坊云々と有り、今思ふに霧島神社と霧島岑神社と二社御在し坐すは、右の承和と天安との記され狀の別なるに依りて別に一社を設けたりし者の如くも見ゆめり、然れども其祭神を考ふるに本記伊弉諾尊にして相殿神には異說も有れども各六座なるを思ふに、本宮と別宮との二か、又は片方は伊弉冊尊の主と祀れるかにて、古より二社有るが爲に然社號を云別てるにも有るべくぞ思えたる、(右の脇宮は菊理媛神なるを思ふに、此は伊弉冊尊の主と爲る御社なるにや、加賀國石川郡白山比咩神社は菊理媛神なるを、大鏡に伊弉冊尊と有りて、此媛神は其大神に屬奉らせ給ふ神なる事傳十一卷に注せる如くなればなり、國社云はく脇宮菊理媛神、號二白山明神一、本社在二加賀白山一、故名、速玉之男事解之男、白山三所之中、中宮菊理媛神、南脇爲二速玉事解一者、寺記以爲二兩童行者一以レ此也と云へり、久末社何人社、左火明命、右火闌降命、其之外支社數十所皆有レ之と有り、又大隅國式外高千穗神社は、國社云く此社賜於部郷田口村に在り、今西霧島宮と云ふ、西とは諸縣郡高城郷に東霧島宮有るに對へ云ふなり、本記正殿瓊々杵尊彥火火出見尊鸕鷀草葺不合尊神武天皇(以上四神合爲二一座一)東少宮右殿、國常立尊高皇產靈尊伊弉諾尊天照太神(以上四神合爲二一座一)西由玉左殿、大己貴命國狹槌尊豐斟渟尊神皇產靈尊伊弉冊尊素盞嗚尊正哉吾勝尊(以上七神合爲二一座一)以上六社權現と稱して本宮內陣に神像奉安の神殿六基有り、瓊々杵尊より神武天皇まで各一基宛有りて、其少宮山王社は左右に各一基合せて六なり、例祭年中數十度、就中正月元日寅前の神庭に三の椿を敷き神人等此を立つ、各手に眞榊を以て四方に向ひ米を散すを以て神代の故事とす、祝詞有り、社記云、上古は今の宮地より東一里十町瀬戸尾に在り、延曆中山上炎上の後に村上天皇御宇今の地に遷座有りと云へり、按に瀬戸

邑に在りし時は高千穗宮とも云ひしにや、凡此神等を祀りて高千穗と號せし例は、日向國兒湯郡都萬神社の内に高千穗宮有りて皇御孫命を祀れるにても知るべし、續後紀に承和十年九月甲辰、日向國無位高智保皇神奉授從五位下、三代實錄に天安二年十月廿二日己酉、授日向國從五位上高智保神從四位上と有り、此に郡名を記さゞれば詳ならずと雖も、瀬戸川の東岸と西岸との間に在りし社は日向の國内にありければ、其にぞ有りつらむ（取意）と云へるは實に然るべきなり、今縣に東小倉の國府村邊は凡此等を吉屋之稱の事に就て某れしならむ其社の例に取れるなる可く、西山王の七座は大己貴命のみ御在し坐しけむを由ある社の例に成し奉れるにて、左右共に本は一座なりけむも亦知るべからず、兒湯郡の神等は別に野神六社大權現（在二木宮坤字其計一）奉祀天御中主尊高皇產靈尊天照大神天忍穗耳尊瓊瓊杵尊天忍穗耳尊天津彦火瓊瓊杵尊以上六座、雖何誌不合神道哉と云れば、此を合せ祀れるにも有べし、又社記に左少將正五位下藤原賞朝、後一條天皇御代之勝島判官職、治安元年辛酉三月廿一日（一本作二十日）下向大隅國、因奉神說云、謂其官符一曰、從所一ニ云へれば、古に盛えさせ給へる事見えたり知るべし、又別社に天子明神（在二木宮坤一里田口村）奉祀瓊瓊杵尊天忍日命天穗津大來目命（以上三座）と有る趣見は、專代主神を混へたる可し、大國主命東方に日向榮（私注云、高千穗宮、其宮是也、大伴神族等神其宮也）云々と有は、此神に由有るべく見ゆ、又稱世神社（在二同村一）奉祀木花開耶姫命合奉祀吾田產神、社記云木花開耶姫命、竹立于榮卜之居田之稻穗一以奉之、依之其名謂、某別日中橋大戸依之神幸卜之河端之里、其時田子取之、今此田稻穗、每年八月廿五日苻之某宮之供奉、又二月初酉日祭、某偏千穗二穗之御田神一と有るなども、何れも高千穗に由有る事共なりければ、此兩勝島宮を以て高智保神と云ふ事甚々謂れ有

る事になむ有りける（然れば同じ高千穗峯の神には御在し坐せども、一所は霧島峯とし一所は高千穗峯と有て上古より記し來れるたらむを、八田知紀は右の同注が說を諾はずして、倚高智保神は臼杵郡智保郷に有るからは然たらむと云へるは、右に擧げたる伊勢貞丈が文にも建久八年日向國圖田帳、於臼杵郡高知尾莊八町と有るに據きたる說なり、彼にも此の地名を各移せるからは、高千穗神社と云ふも何とか無からざる可き、已に臼杵郡の内に智保郷と云ふは千穗名を訛りたる可く、其地の乳母神社は千穗宮社なる可き者なるをや）〇天降に阿麻久陀理麻佐と訓むべし、大殿祭詞に天降利賜比志食國天下と有る如く、皇御孫尊の御自物爲させ給へる由に係けて申せるなり、大祓詞に天降依奉と有るは同じ御事なれども、其天降し奉給ふ皇祖天神の御方に係て申す所なるが故に、阿麻久陀志と訓むべき事、上に注せる離天磐座の離字を波那禮と訓むと波那智と訓むとの差別の如し、（此の御事を萬葉廿卷五十丁に比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利と訓めれば、阿毛理坐使と訓むも悪からざれども、倚此方宜し）

既而皇孫遊行之狀也者。則自槵日二上天浮橋。立於浮渚在平處。〔立於浮渚在平處。此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志。〕而膂宍之空國。自頓丘覓國行去。〔頓丘、此云毗陀烏。覓國、此云矩你磨儀。行去、此云騰褒屢。〕到於吾田長屋笠狹之碕矣。其地有一人。自號事勝國勝長狹。皇孫問曰國在耶

以不。對曰。此焉有國。請任意遊之。故皇孫就而留住。

天自詔子天降らせ御在し坐して高千穂宮に御在し坐して、斎庭の稲穂を所聞食し初めさせ給ひ、大嘗の大御式を執行はせ御在し坐しけるに依りて高千穂の名此に起り、其より弘りて瑞穂國の大號の起る所以も亦此に始まれる由有に注せるが如し、偖此件は其より後に始終住ませ御在し坐さむ宮都を定めさせ御在し坐せる事跡なりけるが、紀記共に此間に余事を載せられざるが為に、高千穂峰は天降り着かせ給ふと申すまでにて、直に笠狹の方に御在し坐したる状に見ゆめれども、此に既有と云ふは其事已に終り此事茲に初まれる語なるを思ふにも、高天原より行ひ下させ給へる大御政は其高千穂宮の斎庭にてこそ行はせ御在し坐しけらし、此瓊々杵尊御一世の凡ての御有状及御伴神等の各其國々に別れて其國所知食し坐す宮に仕奉られし凡ての御事共は、次に久之と有る所に委て下に委しく注し奉る可き事なり、(然れば天上より傳はれる大御政を高千穂宮にて行はし初めさせ給へるも、笠狹宮にて始めさせ給へるも有るべからむを、其事やかには未でかも定め申さる可き、唯其御一世に係けて見奉る外は無き者なり) ○遊行之状とは高千穂峯より笠狹の方に其國に御在し坐せるは、天浮橋に御立たし御在し坐して千葉の幸行とは甚く異なりしが其に、御消息を申すたてまに記し出でたる語なり、口訣に遊行之状也者、自高千穂峯至笠狹之碕道と有るが如し、遊行を伊傳麻須と訓める事、第一ノ一書 所幸、第二ノ一書に遊幸、景行天皇御紀七年に幸、同八年に幸行、景行天皇御紀十二年に巡幸など有れたる、共に其意同じ、委しくは傳八に注せるを見合す可きなり、○徳日は第二ノ一書に日向穂日高

千穂之峯、第四ノ一書に日向襲之高千穂槵日二上峯と有るを、第一ノ一書には猿田彦神の詞言にも神天降の時には亦古語拾遺にも筑紫日向高千穂槵觸之峯と見え、古事記にも日向之高千穂之久士布流多氣と有りて、槵日には槵觸とも語らける語なり、今此を分ち云ふ時は筑紫は大名にして日向は其山の所在の國を云ひ、高千穂は[illegible]國の稲穂に因りて別に稱ふる名、二上とは第六ノ一書に日向襲之高千穂添山峯と有る添に同じく、南山相並て二並たるを云ひ、槵日又槵觸は其山の靈異有るを云ふ稱なり、古事記國生段に日向國謂豐久士比泥別と有るも豐槵日稲別にて、此靈山に據れる亦名なる可き事傳四に注せるが如し、備久志備と云へる例は四神出生章日神の御生坐しゝ時の御事に、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒と詔給へる由見え、又此第五ノ一書に吾田鹿葦津姫命の御子生坐しゝ所に、亦欲明下汝有靈異之威、子等復有超倫之氣上と有り、又清寧天皇前御紀に大泊瀬天皇、於諸子中特所靈異と見え、古語拾遺に大宮賣神を是太玉命久志備所生など有るは更なり、瑞珠盟約章に謂ゆる熊野櫲樟日命の御事に就て注せるが如く、此も其御誓に依りて生坐せる由にて天穂日命の亦名なるが、其神の鎮まり坐せる近江國蒲生郡馬見岡の舊名苛日嶽と云ふも、其神に依りて山にも靈異有る謂なるにも思ひ合す可し、又丹後風土記に與謝郡々家東北隅方、有速石里、（中略）先名天椅立、後名久志濱、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲通行而椅作立、故云天椅立、神御寢坐間、仆伏、仍恠久志備坐、故云久志備濱と有る久志備も本より此と同じきを、此峯にも天椅立有る所以にも言へれば、然る似通ひたる故事の有るを以て槵日又は槵觸とも云ふ稱は、二神の古より有りけむを上に注せるが如く、此填島神社の奉祀は其伊弉諾伊弉冊二神にて渡らせ給へるになむ思ひ合す可き御事なりける、（但[illegible]抄九卷に日向國

蟾樓生村、昔の習式別と云ひける人唯國に渡り、此葉を取りて歸りて殖ゑたり、此故に樓生村とは云ふ、其十五云、俗舍用い惠命等質別、鎌倉時態生村と云ふ、ゑ云々惟葉林一贈云々と有る樓生は久志布にて別なり、日讀に德と具用の事子由と有るは其梓葉と云ふ事なる可きが、他に然る同名有りと通えたり、昔て此樓日は樓歸とよけるなれば一に思ふ可からず、同記に此等の事を窩学樓佳等と有るは先と同じく久志比と讀みつ可し）○二上は舊國ノ一書にも出でたり、常陸風土記には筑紫國日向二神之峯と有るを以て二上の詞を知る可し、先づ中臣壽詞に天乃二上に上り坐して、皇御孫尊乃前に云々と有る天乃二上は、高皇産靈神皇産靈二神の御在し坐す山なる由其壽詞考に注せるが如し、又淡路國の磤馭盧島を見るに、今現に磯崖二山在りて海中に並立てるは更なり、神名式に謂ゆる大和國葛下郡葛木二上神社二座（大月次新嘗）の地は、萬葉二（廿六丁）に、宇都曾見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見、七（六丁）に、鳥上、二上山者、妹許曾者、十一（廿九丁）に、二上爾、隱經月之、雖惜云々と有る是にて、今二上嶽とも二子山とも云ひて二嶽なり、又同式に常陸國筑波郡筑波山神社二座（一名神大、一小）を史共に筑波男神筑波女神と有るを、萬葉三（三十八丁）に、聞未之、登山乃、妹立乃、見杲石山跡、神代從、人之言嗣、九（二十一丁）に、衣手、常陸國、二並、筑波乃山乎、云云、男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而云々と見え、同國廿八の風土記に所祭二座、伊弉諾尊在ニ西峯一、伊弉冊尊在ニ東峯一と云ひて即二上の謂なり、又下野國河内郡二荒山神社（名神大）の二荒山を、後に其音を取りて日光山と云ふ事に成れども、本も男體山女體山とて二山並立てるを以て二荒とは云へるにて、二上と云ふに其義異ならずなむ有りける、又越中國射水郡射水神社（名神大）は傳二十八に注せるが如く、二十二社

延式與人に今二上宮と云へるは、萬葉十七(四十五丁)に二上、山登妣古要底、久母我久禮、可氣理伊麻使等、又(四十七丁)二上能、乎底母許能母爾など有て、此も二並の山なるを云ふなり、但此二上はしも郡六ノ一書には森山、此云ニ會集里能耶麻一と有るを、口訣に添山峯者二上峯云々と有が如く、雌山雄山相副へるを以て云ふ稱なる事、右に舉げたる例共に准らへ思ふ可き者なり、(然るを平田史に二上を布多能須理と訓めるは、上件の如き例共を弁知らざるに依れる者なり、右にも引ける常陸風土記に、珠賣美萬命、自レ天降時、爲レ織ニ御服一、從而降之神、名綺日女命、本自ニ筑紫國日向二神之峰一至ニ三野國引津根之丘一と云ふ事有るに、其引常之丘は美濃國神名記に不破郡從五位上引常明神と有る是なり、其二神之峰より移られし故にや有りけむ、同郡從五位上天二上明神と申すも有るなど證と爲べきなり、又同郡正二位隼人大明神と申す有り、其二上峯は襲國なるを、古は隼人國とも云へりしかば此も亦由有り、又大同本記に天村雲命を天二上命と有り、此は丹後風土記に依りて天孫降臨以前に已に天火明命と共に降り居給ひしを、一度天上に參りて其供奉神と爲て天降り給ひ、又其水取の事に就て二度天上に參上給へる趣なりければ、此は天二登命の義にて此に預らざる事なり) 八田知紀云はく、記傳十五(七十四丁)に、霧島山は正しく峯二有りて二上なり、凡て古に二上山と云へるは皆峯二有る山なり」と有るは然る事なり、但高千穗の二山と云ふ物古今の違有る事なれど、實地を踏まぬ人は難レ知きなり、然るは白尾翁の二上者、此山上二峯矣崎、東號ニ矛峯一、絶頂建レ矛、西號ニ火氣布峯一、即二上之一峯也、火常炎、後世移陷凹、今俗呼ニ其火坑一稱ニ御鉢一と有る、是古の二上なり、然るを其二上の一峯炎陷て火坑と成りし後は、彼矛峯(東嶽なり)と韓國嶽(西嶽なり)との二峯相對ひて二上とは成りしなり、此東西二上間直往登

里計なり、備及韓國嶽の中腹邊りに大波池と云ふ有り、東西三百間南北二百間計なり、此大波池も本は一ノ峯にて噴ゆる窪地なり、上古の炎焰なれば未だ治らざりし間には韓國嶽と並立ちて二十丈なりけむを決し、然れば太古の時には二上と云ふ物東西二所に在りて殊更に作立てたらむ狀に二峯聳立てりしなりけり、此に依りて思ふに、韓山とは其二峯聳立てるより付けし二の山てふ意なる可く思ゆ、」(下略)と云へるは甚宜しき說なり、其韓國嶽は贈於郡踊郷と云ふ地方に在りて、一名雪嶽又西嶽とも云ふなり、同注云く、此嶽極めて高し、中嶺より上は草木無く、百有餘丈許にて遠く望めば積雪の如し、嶺の中腹は深谷の地にて大波池と稱す、湖水洪々として洪濤を起す故に名とす、土俗云く、是神龍の蟠潜せる所なり、此池に登る者喧嘩を成し或は赤色の手拭を以て應を煽す事を戒しむ、若犯す者有る時は忽を侵ひて風雨暴疾しきに及ぶ、愕然きて山下に下れば卽りて白日青天と成る事往々有りと云へり」と有り、神名式に大隅國贈於郡韓國宇豆峯神社見えたるは此韓國嶽の神を祀れるにこそ、(韓國と云ふは全く韓國に由有る事なる可し、其は傳の五卷に注せるが如く、丹波國桑田郡伊達神社式に見えたる其神は五十猛命に御在し坐すを、韓國伊太氐神とも申す事なるに、今宇津根村と云ふに御在し坐す由なるが、其宇豆峯と宇津根と言の等しきを思ふにも、若くは其神の韓國より渡り御在し坐しける古地などにも有るべくや、右に引ける風土記の韓德生村の事をも思ふ可くなむ)○天浮橋は、第四ノ一書には日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋と有て、此二の傳の如くは其高千穗峯より筑紫之島に渡らせ御在し坐す道に架れる橋なるが如し、然るに古事記の隨にては離天之石位、押分天之八重多那雲、伊都能知和岐知和岐弖、於天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯弖、天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣と有りて、天浮橋

云々と天上より高千穗峯に天降らせ給へる間の御事と傳はれり、萬葉十九（三十九丁）に、靖島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氐、安母理麻之云々と有りて、天磐船と云ふも天浮橋と云ふも、其御在し坐して通はせ給ふ御料を云へるなれば何れにしても同じきを、續後紀嘉祥二年三月奉レ賀ニ天皇寶算ー滿ニ于四十ー獻に、萬刺志、天照國乃、日高能、聖之御子曾、箕葛、天能梯建、踐歩美、天降利坐志々と詠めるに、[illegible]臨に天浮橋を天梯山と注させ給へるも必來くる所有る說にて、天神御子の天降らせ給へる樣の此高千穗峯に現れるにて、此より笠狹之碕に遊幸るにも此樣より御在しつらむを、古事記には天上より二上までの事のみに係り、御紀には二上より笠狹までの事のみに係れるは、互に其片方を略かれし者にて、實は兩度共に同じ御出立なりとこそは見えたりけれ、借大同本記に皇御孫命詔久、從ニ何道ー曾參上志止問給申久、大橋波須賣大神並皇御孫命乃天降坐乎恐天、從ニ小橋ー參上志止申時詔久、後爾毛恐仕奉事勇乎志止詔天、天牟羅雲命天二上命後小橋命止三名賜也と有るを思ふに、此二上に天浮橋と云ふは謂ゆる大橋にて、供奉神の降られし小橋は又別なる地に在りしなりけり、其大橋小橋の岐は謂ゆる天八達之衢なる事は傳卅に云へり、借海宮遊行章に其火闌降命卽吾田君小橋等之本祖也と見え、古事記白梼原宮段に阿多之小椅君など有るを、口訣にも吾田小橋者其姓也云云、小橋者彼所レ居之名とも見えたれば、小橋と云ふ地は吾田の中に在るべくして、其吾田は和名抄に謂ゆる薩摩國阿多郡阿多鄕と有る此地に、決めて小橋は架りて在しならむを、其神名に後小橋命と有るも其二上なる大橋を前とし、其に對へて阿多なりしを後小橋と云ふにこそは有なめ、此等を以ても天浮橋は天上より御往來の時に架れりし樣なるを、後に笠狹に遊幸る時に此橋を仕して其地に御在し坐しけるより、

天上の往來は絶たりけむとぞ伺ひ奉らるゝ御事には有りける、（記傳十五卷六十九丁に云はく、此記と後紀と異なる事多くして互に疑しき事有り、其は先づ天浮橋は天上より往來ふ道の橋なるを、書紀には立二於天浮橋一と有るは心得ず、此記の趣は聞えたり云々」と云はれたりと雖も、古事記の宜しきにも非ず、此御紀の悪しきにも非ず、共に其一は略かりて傳はりたる事を思ひ漏されたりける者なり）○浮渚在、此云二羽企爾磨梨一は、第二ノ一書第四ノ一書等も此と同文にて、平處に立たせ給ふ由に續け給へる故に、口訣に浮渚海濱之平地と注せるを始として何れも其意味に云ふ事なれども、古事記には天上よりの御事に宇岐士摩理蘇理多々斯弖と有るを、然る虛空に浮渚と云ふ物の有るべかしくも非ず、其上蘇理多々斯弖は反立而と云ふ事にて、馬駕などに乘るにも平坦なる地にては身を尋常に置く事なるを、山坂などを上下するには必其體をば反して其釣合を取る者にし在りければ、此に立二平處一とは反對の意有り、然して其宇岐士摩理の言は同じかりければ不審しきに就て思ふに、恐けれども御紀の浮渚在は元本には借字なりつらむを、正字の心にて書させ給へるなる可ければ、若くは浮結在と作て當れる字なるにや、浮は萬葉十九（三十九丁）に、天雲爾磐船浮と有る是なり、結在は神武天皇三十一年御紀に饒速日命、乘二天磐船一而、翔二行大虛一也、睨二是郷一而降之と有るが如く、天八衢とて樣々に道は有るを、一途に此高千穗峯を的當として其御船の行着かせ給ふ方を定めさせ給へる由にて、地を吉居處と定むるを卜ると云ひ、船などに乘りて座を吉着くる事を乘志率流と云ふも此と同意なる可し、今も俗言に物を取りて堅く廢らさゞる事を志麻流と云へる是なり、其例は續紀第一詔に緩怠事無久、務結而仕奉侍詔と有る結ノ字を、鈴屋翁の解に志麻理と訓むべし、第三詔に彌務爾結而、第卅二詔に當與利毛益須益須勤結奉侍

など見え、類史弘仁十四年十一月詔に日夜忘事無久、爾米志麻理、伊佐乎志久奉仕事爾依弖、文德天皇實錄三に日夜無怠事久久、爾結利、勤之久仕奉爾依弖、三代實錄卅二に爾志萬利伊佐乎之久など有り、志麻理は志婆理と同じくて、卽の手上取志婆理など云ふ如く堅く透間無く執持て弛緩べぬ意たり、俗言に放逸なる者の行ひの直りて忠實に成るを志麻流と云ふも同言なり、古事記清寧天皇段の歌に、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理斯登本斯と有も、大君の御子の柴垣八節結々廻ほしにて、柴垣を結堅め廻らしたるを云なり、萬葉十二(三十四丁)に玉勝間、安倍島山之、又(三十九丁)玉勝間、島熊山之と云へるも共に玉勝間は島に係れる枕詞にて、結り目を堅く結へる由の續きたり」と云はれたる志麻理と、此の士麻理とは專一なる者なり(但此は予が說ならず、記傳十五卷七十丁に、宇岐士摩理は下卷なる平群鮪臣の哥に、大君の御子の柴垣夜布士摩理、斯摩理母登本斯と有る斯摩理と同じからむかと思はるゝ由も有り云々」と云れて其說を殘されたる故に、今予が思ひ得つる事を書けるのみ、通證に浮渚出二相如大人賦、漢書音義流沙中渚也と有るにも此字を用ひられたる撰者の御心も著明き事ながら、宇岐士摩理は浮島在の義に非ず)○自槵日二上峯に天上より降らせ給へる天浮橋の有るを、又其天浮橋より笠狹之碕に乘りて移らせ御在し坐す由なり、○平處此云二陀比邏而一に、第二ノ一書には降二到於日向槵日高千穗之峯一而、膂宍胸副國自二頓丘一覓國行去、立二於浮渚在平地一と有る其には、天浮橋の事を載られざる故に、其幸行る御道なる海中に浮渚の有る其平坦なる處に御立たせる如く見え、第四ノ一書には到二於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋一而、立二於浮渚在之平地一と有るは此と同じきなれども、何れにしても浮島在る其島上の平地に立たせ給へる趣にして、自二天浮橋一と云ふには練無き事なるを、古事

記に天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯弖と有は、古にも注せる如く浮渚在平處と云ふ事にて、虚空より降らせ給ふには必ず御身を反せ御在し坐さずしては天頭あさせ給ひし事由なる可し、此蘇理は枕草子三（卅九丁）に、思ふ事無き物無に、物言はぬ子の反顧へりて人にも慣れず泣たる」など云ふと同じ事なり、又古今集十五（七十丁）の一首に更記、馬木記に混行乗桁と見え、堀河院後百首に「御幸降にけらしな荒乳山、越の旅人橋に乗るまで」夫木十八に時雨ゆる雲乳の山の雪道に、橇の綱手を引ぞ煩らふ」と有る橇も、雪中に山坂などを乗る物にし在りければ身を反す義を以て負けたる事、右の蘇理多々斯弖の詞に等しかる可し、然るを此には其とは反復にて、立於浮渚在平處と云ふは天上より此二上に降らせ給へる義なる故に、大御身を反して降させ給へるを、今時其天浮橋より乗りて降行ると云ふも、同じ地上にての事にて縦なりければ陀毘邇麻とは云へるにて、反も平も其幸行の時天浮橋に御させ御在し坐しける御有様を申し作れる者なり、故此陀毘邇は後撰集三に押並て峯も平に成らむ、山の端無くは月も入らじを」と有る平にて、常に云ふ平安なる義には非ず平坦の字の意なり、（今も人の座を敷くに倚らず散ずして安定に居る事を平に座す又は平に居るなどの平にて、此は其天浮橋に御座を平坦に敷かせ御在し坐す義なれば、平庭平地の字に就て思ふ可からず）○立此云ふ陀々志は古事記にも多く多々斯弖と有り、八洲起元章に伊邪那岐伊邪那美命、立於天浮橋之上、其事一ノ一章に於是二神、立於天上浮橋」と見え、古事記に故二柱神、立天（訓立云多々志）天浮橋」と有る立と一にて、此も天浮橋の上に平坦に立たせ御在し坐して、其浮橋ながら笠狭の方に御在し坐せる意なり、（記傳に多々斯弖は萬葉三に和良庭山、御輿立之節など有る立之に同じくて、橋に乗りて渡し行く意なり云々、と云ふ賀茂翁の説を定めて、多々斯に云

浮橋の上に立たす事の如く聞ゆれば定め難し」と云はれたるは實に然る事にもなむ有りける、此書實事たる時は人の評より日本紀私記の異本を見せたりけるに、神世七代尊天先成而地後定の間に記きて、古語云、阿高乃天支之天阿高乃天支利、又阿高乃伊波多知曾利多知之天、此語可存と云ふ事有り、此は釋紀訓にも出でたる事なるが、其の謂は其の書給立反立してと云ふ事なるを、布開の古を脱して其に入れたるなれど、實に二柱神の天浮橋に御立たし御在し坐せる所に在るべくして、右の伊利多知之天は古事記の蘇理多々斯弖と全く同じ事なるを以て、其上よりには反と云ひ、地上の幸行には平(ヒツ)と云ひて、共に其御させ給ふ状を云ふなる事を正し明らむるに至れるは甚々尊き神の賜物なり、此は壬戌年正月十七日〇膂宍之空國と云ふ事は、第二ノ一書には膂宍胸副國、第四ノ一書には膂宍空國と有り、神武天皇八年御紀に詔二群臣一、以議レ討二熊襲一、時有レ神、託二皇后一而誨曰、天皇何憂二熊襲之不一レ服、是膂宍之空國也、豈足二擧レ兵伐一乎とも有りて、是其高千穗峯の所在なる襲國を以て膂宍之空國とは詔給へるにて、此の御語を以て託命らせ給へるなり、此御事を神功皇后元年御紀には於レ是神託二皇后一以誨之曰、今御孫尊所レ望之國、譬如二鹿角一、以無實國也と有りて、此鹿角を以て譬へさせ給へるは、外は堅固くして潤澤有る物なれども中心の空虚なるを以て、其不毛の地の事に比らべさせ給へる御託なり、借膂宍之と云ふは傳四にも注せるが、此邊を襲國と云ふ事はしも高千穗山を以て此を中として、其東面をば日向國と云ひて此をば正面とし、其に反對ひて大隅國は其背向(ソガヒ)に當れるを以て背國(ソノクニ)と云ひ、釋に山嶽襲重之義也とも注せるが如くして隈々しき地なるを以て熊襲國とは云へるなり、古く日本紀に膂宍背也、膂レ肉、以譬二不毛之地一と注され、纂疏に膂脊上少レ肉、故稱二空國一、曰二膂宍空國一、則言二不毛之地一と有るが如く、此膂宍

千穂峯より西方薩摩國の笠狹に至る迄、山脈相續きて頓丘なる地は今現に打見たる狀を以ても背肉の如く無實(ムナザネ)たる地の多くして、國の質さには似合しからず山嶺重りて田地の少きを以て、其草昧なる太古の狀を想像る可し、斯て膂宍之を私記に太奈之々乃と有りて、金澤本には脊を背に誤れゝども其訓の同じきは、膂は肉の少き物なるを以て膂肉(ソシヽ)とも訓める一說の當昔有りし者と見えたり、(但膂肉と見るは惡かりなむ、和名抄肌肉類に孫愐切韻云、膂音與レ呂同、和名太奈之々、肉內薄皮也と云ひ、字書にも膜肉內薄皮也と有て、謂ゆる骨膜と云ふ物にて骨の外に覆へる薄皮の事なれば、不毛の地を以て其に譬へさせ給ふ可き事ながら、然る事までを穿ち云ふ神代ならざれば、須曾士斯と訓む方や然る可からむ、薩摩人の言ふ獸の背肉を曾士斯と云ふと云ひ、庭訓往來に鯨荒割と有るも鯨の背割と云ふ事なれば、背を脊と云ふなりけり)○空國は、私記に牟奈久爾と訓て諸本此には異說無し、第二ノ一書に胸副國と有は空副國にて禽國の無實(ムナ)たる由なゝめり、猶空手と云る例は海宮遊行章第五ノ一書に弟取二兄鉤一入レ海釣レ魚、俱不レ得レ利、空手(ムナデ)來歸と有る空手(ムナデ)は、得べき物を獲させ給はずして御手を空しく爲るせ給ふ由なり、景行天皇四十年御紀に日本武尊の於是聞二近江國膽吹山有二荒神一、卽解レ劍置二於宮簀媛家一而徒行之、と有る徒ノ字を一に多牟那傳と訓るを、古事記には茲山神者徒(タヽ)手直取而と有り、又天武天皇元年御紀に何無二一人兵一、徒(タヽ)手入レ東、と有るをも多牟那傳と訓めるは、記傳卄八(卄四丁)に、手空手か、刀才なども執らず空しき手にてなり」と云はれたるが如し、又其討志比宮段に興レ軍待向之時、赴二喪船一、將レ攻二空船一と有る空船は、中古に人の乘らざるを空車と云ふが如く、兵士の無き儘に仕立てたるなり、萬葉卄(五十一丁)に、於煩呂加爾、己許呂於母比弖、牟奈許等母、於夜乃名多都奈と有る牟奈許等母は、空

子共と云ふ事にて、先祖の功名を失ふを云へり、倩牟奈と云ふは右に引ける神功皇后御紀に宇都都奈流と云ふに用ひさせ給へる無實の字の義に克く合へりければ、古人の荒芒地或は不發之地又不毛之地を以て注されたる實に然る言なり、倩古事記には於是詔之、此地者向二韓國一、眞二來一通笠沙之御前一と有るを、記傳十五(八十三丁)に、此處の文は必於是膂肉韓國眞來通笠沙之御前而詔之云々と有りけむを、詔之此地者の五字錯れて上に移り、膂ノ字脱ち肉の字は向に誤れる者なり、故今は其如く訓みつ(取意)と有りて、其訓を改られしは然る言にて、此は必しも其如くならざれば、高千穗峯に直に大宮敷かせ給ふ御事と成りて、笠狹之碕に在る故事は無きが如く成れゝばなり、然して其韓國の事をば記傳に韓は借字にして空虚國の義、即書紀に謂ゆる空國なり、凡て物の内の空虚くして實の無きを加良と云ふ、殼なども其意なり」と云はれし此も然る言にて、傳廿四にも注せるが如く海外諸蕃を凡て加良と云ふも右の意なり、草木の生氣の亡たれるを枯と云ひ、水などの絶ゆるを涸と云ふも此に同じく、此海宮遊行章第一ノ書に入レ山覓レ獸、終不レ見二獸之乾迹一と有る乾迹は、空迹と云ふに異ならざるをも思ひ合す可し、然れば右に注る今二上と云ふ東嶽す峯に對ひて、西嶽なる韓國嶽は背肉に當る所なれば此を云ふか、倩又古事記大年神の御子等に韓神曾富理神と申す神在し坐すに就て、傳廿四に注せる如く韓神は大己貴神少彥名神に坐し、曾富理神は國神にて、大物主神の御事なるに、此に韓國嶽と云ふ有り、又此第六ノ一書に日向襲之高千穗添山峯と有るに、添山此云二曾褒里能耶麻一と見えたるを思ふに、猿田彥神を啓行に奉らして、此神山に天神御子を天降し奉らせ給へる御事はしも、實には大國主神の御心に御在し坐すらむと、此に至りて明らめ奉るに至れるも甚心鈍き事なるにや、(右に注せるが如く神名式に謂ゆる大隅國噌於

鄙韓國宇豆峯神社は宜しく五十猛命にますべく、とあるに、同郡大穴持神社有り、又同神名帳に見ゆる事代主神の子天日方奇日方命を始め高市郡久志比命を申す御世に、出雲國造の大名持を申す名なるなど大に由有る事共なり、猶上に往せる日向國上の國の大鉗小鉗と云ふ二神は必ず代主命の妻なる事なるべけれど、其本縁に寄しき聞え有ることとなむ）

（○頓丘此云二毛比陀烏一、一書曰、一書本に作る、古事記にも此文見えず有り、古語拾遺之韓伝の事を云ふとて上に往せるが如く、一向に依て當へ殺すにて其上を云ふにも其由あるなり、丘は土の高くなるべき由にて頓は一に乘しく云へるが、和名抄山谷類に丘、四聲字苑云、土高曰丘、（音鳩、和名乎加）又同上云、丘即岡也と見えたれば岡と云ふに同じ事なり、師高千穂峰に上る事より山の尾の行きて西方韓國に至るまで凡て高く見ゆるを言ひ北にしける故に目に頓丘とは云ふなり、此字の事に就て紀傳十三（六十五丁）に、又其に比多々の頓丘と書けるは、毛詩衛風に至于頓丘、は毛萇傳に丘一成為頓丘と云ひ、前漢地理志に頓丘屬東郡、顔師古註に以丘名、一成爲頓丘、謂一頓而成也、と云へるに依に漢に成れる由の名と聞ゆれば小丘を云ふなり、然れば彼頓丘に比多々の意有る事無し、若は一成と云ふ注に依りて取れるかとも云ふべけれど、其一成の一は一重の意、比多は純一に偏る意なれば同じからず、且御國の上代には一度にして成れりと云ふが如き意を以て比多々と號けむ事有るべくも非ず、小き丘ならば直に小丘とこそ云ふべけれ、御此上の頭に小丘と云ふ事有るなり、故思ふに書紀の頓丘は師翁の字を取れるに非ぞ、頓は嗟比多で云ふ言に用ふる字と奇撰ふる名の有るなり、然れば書紀の注に是を小丘なりとも小山なりとも云へるは前注に因れる者にて非なり」（下略）と云はれしは然る言にて、頓丘は何にも云へる如く山林

の續きて一向に岡なるを云ひ、膂宍之空國と云ふは其頓丘と云ふべき地の本より無實たる山を云へる者になむ有りける」(又記傳に此ゟ辭は片岡片山などと同意にて片寄れる岡なる可し」と云はれたれども、其ならむには唯に片丘とこそは書さる可かりけれ、殊更に迂遠なる頓丘の字を何ぞ用ひさせ給はむ、口訣に頓丘小丘也と有るは右の如く非なるに、釋には頓早也、早嶮也、言嶮岡也と云へるなどは猶當らず)〇覓國此云矩貳磨儀」は第一第四等ノ一書も然り、古事記には眞ニ來ニ通笠沙之御前ニ而と見え、萬葉廿(五十丁)に、於保久米能、麻須良多都乎々、佐吉爾多弖、由伎登利於保世、山河乎、伊波爾左久美弖、布美等保利、久爾麻藝之都々と有るは此御事を詠めるなり、寶鑑に覓國者求覓可レ都之邑一也と注させ給へるが如し、此覓の事は傳廿一に云へり、攝津風土記に住吉大神現出而巡二行天下一覓二可レ住國一と有るなどは、唯に覓國と云ふよりは一等委しき者なり(伊勢物語第九段に、昔男有りけり云々、京には在らじ東の方に住べき國求めにとて行けり云々」と有る其意も亦此に同じ)〇行去此云騰褒屢一には、右に引る如く古事記には通ノ字を被レ用たり、即右の山河乎、伊波爾左久美弖、布美等保利、久爾麻藝之都々と有る是なり、古事記遠飛鳥宮段に志多々爾埃、余理泥氐登富禮と有るを、其傳卅九(四十八丁)に下々にゐ倚偃而行去れなり」と注され、又阿加野も抒富禮と有を令明行去れたり」と云はれたり、又皇極天皇二年御紀に渠梅多爾母、多礙底騰褒羅栖なども見え、萬葉十一(五丁)に、行而行應通、建男と有り、又九(十八丁)に、釣船之、得乎良布見者と有る字は、假字に云へりと聞ゆる皆の類例なり、新六帖四に、荒山の通り路は泣苦傳ひ、手向の神に任せてぞ行く」夫木四に、風に靡み葦の蓮を通る日も岸の裡に目靡やは傷る」拾玉四に、朝暮日頃や高根の山路より通らぬ峯に出づる月の暮」源氏[illegible](七丁)に、物も見て

歸らむ方結へど、通り出む際も無きに、野分(十丁)に、中の廊より通りて參給ふ、花散里(八丁)に、四方に結構よ
り通りて云々、六(十七丁)局に行く程も人の居處び結へるを通り行けば、丸(廿丁)に、遥き程は得もいふまじう
見ゆる、行先を近う行以て行けば、然しも非ざりつることそ可愛しけれ、宇治拾遺二(三十丁)に、今日は通らで明日通
らむと思ふなり、又(三十三丁)唯通りに通らむと侍るを云々など云へり、詞傳十五(八十七丁)に、通は其社に行去
此云騰擧屋と有る字の如く通り過ぎて往くなり、借此語の言の意ての意は、其處に宮居す可き國と見め給ふとて、暫内
の宮に處々を通過て倭姫之御時に到り坐せるなり」と云はれたる、實に然る言なり、(又共卅九卷四十五丁に、從吉流は
神代卷に行去と書かれたる如く行過ぐる言にて、今は其處を行くと云ふ事を其處を從吉流と云へども、唯行くと
は異なりと云はれき)○吾田は、此に故皇孫幸之而留住時、其國有美人、名曰鹿葦津姫と有て、細書に一名神吾田津姫
と所見たりければ、此神名はしも此地に因みて負坐せるなるを、後國と云ひしは右に吾田國と云ひしにこそは有りけ
め、此神名第二第三第五等ノ一書には吾田鹿葦津姫と有り、吾田は國名を冠したるにて神名は鹿葦津姫なり、又第六
ノ一書にも到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉(中略)又問曰、其於秀起浪穗之
上、起八尋殿而、手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、
亦號豐吾田津姫と所見たる、此海中まで係て吾田國と云ひし事を知る可し、海宮遊行章に其火闌降命、即吾田君小
橋等之本祖也、古事記にも隼人阿多君之祖と有り、又神武天皇甲寅年即位前紀に、吾田邑吾平津媛と有るを、記には阿多
之小椅君妹、名阿比良比賣と見えたる、和名抄郡名に大隅國姶羅(阿比良)郷名に同國大隅郡姶羅、能毛郡阿枚と有

る地なる可きが、吾田邑は其住み坐せる地の事にて、右の給黎までを係けて吾田國の地には非ざる可し、薩摩國日置郡に合良鄕有る是を云ふか、但安閑天皇二年御紀の婀娜國をば薩摩國阿多郡と云ふ注も有れども、其は別の事にて此の例には引くべからずと雖も、天武天皇朱鳥元年御紀に大隅阿多隼人と有るを見るに、此時未だ薩摩國の名は無くして阿多と云ひし狀にて、持統天皇御紀元年に隼人大隅阿多魁帥と有る隼人は衆の名なり、大隅と阿多とは二國の名を竝べ云ふ事は其六年閏五月に詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多可傳佛教と有る、此にて著き事なり、然るに續紀大寶二年に先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等（今薩摩國也）言云々と有りて、此時は唱更國と云ひしを、其紀を撰ばるゝ頃に至りて薩摩國と云ふ名に定まりたるなり、御紀に所見たる所右の如くなるに、古尾國花說に吾田國と云へるは今の薩摩の舊名にて、後に大隅阿多と竝べ云ひしは今の谿山日置給黎頴娃の南邊までの地方にて、皆安閑天皇御紀の婀娜國の舊墟と思はる、南浦文集に琉球鄂嶽本是川邊郡と書せしも管闕し所有りと見えたり、然らば又七島以南の海島も皆其管轄に係りしにや、和名抄に川邊郡甕屋を阿多郡に收入たるにて、古の阿多と云ふ郡は甚大なりしを知るべし、東鑑建久三年條に、薩摩國阿多四郎宣澄所領谿山郡伊作郡日置南鄕北鄕とも見え、又伊作莊日置北鄕南鄕日置山野河浦檢斷所務の事有り、又阿多平四郎忠景、依蒙勅勘、逐電于貴海島と見えたり、阿多と稱せしは此等の地に住址せしが故なれば、後々までも大名をば阿多と稱せしなりけり、と云へるは宜なる說なり、此吾田は和名抄に阿多郡阿多鄕有る即其國名の起なる可き事云ふも更なり、此名義は次に詳しく註す可し（但安閑天皇二年御紀の婀娜國を此吾田國と云は古き說なれども非なり、其文は備後國[illegible]

河音屯倉、婀娜國膽殖屯倉膽年部屯倉と有れ、小寺清之が老牛餘喘と云ふ書に、右の備後國は備中國を誤れるなり、備後は國造本紀に吉備穴國吉備品治國と云へれば、此に備後と婀娜とを重ね云ふべきにあらず、後城屯倉は備中國後月郡高屋村後月谷に在り、多禰屯倉は同郡神代村に在り、來履屯倉は同郡出部村吉屋に在り、葉稚屯倉は小田郡大江村に在り、今波臭加と云ふ河音屯倉は後月郡江原村に在り今加夫登と云ふ、婀娜國は備後國安那郡なり、和名抄に夜須奈と訓めるは音を訓に轉へて後に唱へたるなり、此郡は右の後月郡小田郡に接せる地なるが故に、膽殖屯倉は小田郡大江村に伊夜と云有る是なる可し、膽年部屯倉は古事記玉垣宮段に、大伴登志和氣王者、因無子而爲子代、定伊登志部と有る是なるが、此は小田郡出部村の事なれども、各境を接する地なり、此小田郡に今も其名の殘りしと云へれば、右の婀娜國をば葦田郡と一に得まじきなり、靈異記下卷備後國の事を云ふに葦田郡屋穴國郷穴君弟公出と有れば、古に穴國と云しは今の安那郡より葦田郡までに係れることぞ）〇長屋は前に出、一書にも在り、此にては郷名の如くなるを、第六ノ一書には到於吾田長屋笠狹之御碕、遂登長屋之竹島と有り、然れば吾田は國名、長屋は其地名の總名、笠狹又竹島は其小名なる如く見ゆれ、今も同國川邊郡に長屋山(チャウニイザン)と云へる是なり、此山は川邊郡加世田郷大浦村にて甚く秀たる高山なるが、加世田の御崎に横たはり、辰巳方は頴娃郡開聞嶽など見えて眺有るべき地方なり、偖此長永と俗長屋を長江(ナガエ)と訛まり、間長永(ナガエ)とも書成しゝより今は字音に轉り呼ぶ事と思ゆ、此山は笠狹の崎に横たはり、同じ地なるを以て長屋の笠狹と云ひしなる可し、其は譬へば彼襲之高千穂峯などの例にて、今の俗に加世田の笠上と云ふが如し」と云へるは、國人の説なれば慥なる事なる可し、(竹島の事は下に云へるが如く後の竹刀の事に依て高屋の名

隠れるより山にも高島と負せたるなる可し、謂ゆる笠狹碕の事なりければ、其笠狹之御碕の内なる山の謂なる可し）○笠狹之碕は、第四ノ一書第六ノ一書に笠狹之御碕と有るに依て訓むべし、古事記にも笠沙之御前と有り、口訣に笠狹之碕宮崎也と見ゆ、白尾國柱翁に笠狹之碕は河邊郡加世田郷有る是なり、其加世田てふ村名は即笠狹より轉りし名にて佐々の反て世と成れるなり、下に田を附けたるは笠狹の埼を後世に田所に開きしより笠狹の田とは呼びしなり、笠狹は古事記に笠沙と作る其本義にて重る沙の省略なる可し、然云ふ所以は此邊吹上てふ處は限無き西海の大洋より白沙を吹上げつゝ、歳々積り重りて然ながら丘陵を成しぬるは重沙(カサ)の名に當れり、物の積重なるを今も居(コ)の上る又は層(カサ)有など云ふなりと云々」と云へるに、八田知紀其を諾ひて笠沙を重沙なりと說れしは、彼名立る吹上の狀より思ひ寄られしなりけり、橘東邊が西遊記に日本第一の吹上なりと稱美せしなり、此吹上の廣大なる事は加世田郷より北ざまへ伊作郷田布施郷永吉郷日置郷伊集院郷市來郷串木野郷まで八郷に係りて凡十里餘一目に見渡され、廣さも一里に過ぐる所有るべく、高き所は山の如くして松樹隈り無く生ひたり、是太古の時より然有りけむ狀なり」と云へるは然る言にて、予も先年彼國に罷行たりし時に、其地には得到らざりしかども、市來と云ふより海を隔て見渡したる狀實に其云へるが如くして、恰も白雪の積るかと忘れては見ふ計に在りき、（能因歌枕に加佐々野と有は、此笠狹の野を云へるなり、印本加邪志野と有るは後の誤寫なる由云へり、記傳十五卷八十五丁に、國人云今阿田郡に加世田之御崎と云ふ處有り、其前に接きて宮崎と云ふ所も有り云々と書は、國柱の說なゝめり）○其碕は第四ノ一書には御碕と見え、第六ノ一書に彼と有るは、上に乃巡覓其地」と有る爲なり、此は曾能久濔爾と訓むべし、右に謂ゆる吾田國の事にし

て、第二ノ一書に國作事勝國勝長狹と有るを以て、古に其違を區別て殊に國と云ひし事を覺る可し、○有ニ一云ニは、第六ノ一書に有ニ人と有て此と同じからず、第一ノ一書第四ノ一書に、有ニ一神ニと有に取りて一柱の神名と讀むべき也、瑞珠盃の書に時有ニ一神ニ、號ニ猿田毘古ニの例の如し、○事勝國勝長狹は良海本には之命の二字有り、第四ノ一書に事勝國勝長狹ニ伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁と有りて實に混ふ方無きを得とは見えたりけるか、此に異なる説ぞ有りける、御鎮座本縁に猿長田（號ニ事勝國勝長狹ニ也）之猨田彦大神と見え、今一所には猿長田之猨田彦大神と有りて、細書に宇治土公氏人遠祖神也、號ニ事勝國勝長狹ニ亦是也と注し、傳記の古本等人にも此事を皆せり、此のみならず神宮の舊記の説皆然るは此御紀有りての上の異説なりければ、此には必承くる所有るべくなむ有りける、此のみならず口訣に長狹者岐神也と有るも彼道祖神の謂には非ず、此第一ノ一書に猿田彦神の皇御孫尊を天八衢に待迎へ奉らせ給ひし事以に依りて衢神と稱申せると其謂意共に相同じき共なりかし、此に就て疑三有り、一には此に此神名の始めて出でたる所に、伊弉諾尊の御子の由を注さる可きに當國ノ一書に至りて不意く出づる事疑ふ可し、二には若其御子たらむには先に生坐せる傳有るべきに、然らざる事疑ふ可し、三には鹽土老翁は良海本には神武天皇甲寅年御紀に此を住吉大神ニと有るに、此を鹽ニと爲給へる事疑ふ可し、若くは是古傳とは云ひながら一家の私説なりし者なりしに其非ざりけるや、卿猿田彦神と申すは傳廿八及上に注せるが如く味耜高彦根神にて渡らせ給へるに、當段と爲すべきは傳廿八に注せる神名式に陸奥國白河郡都々古和氣神社（名神大）を頭注に味耜高彦根命と有り、白河故事考と云ニ書に、都々古和氣神社、南郷八槻村一宮記日、高彦根命、當社別當大善院、所ニ傳緣起日、大日本武尊東夷征伐の時、八溝山

の戰場へ出現し給ふ加夢の三神面足惶根事勝國勝長狹命三柱なりけり、日本武尊此に都詩成し給ひぬ」と見えたる、面足惶根は道反神の事を東語に道陸神と申すから第六天神と謬りたるよりの提當なりければ、若くは事勝國勝神は右にも云へる如く鹽神の御事なる故に、後に添り加へたらむも知るべからず、式の一座なる時は右の事勝國勝長狹命ぞ正しく味耜高彦根神に坐す事更に言を待たずして明らかなる者なり、然して此神同郡有都々古和氣神社にして始めて炭を燒き給ひ、宮城郡志波彦神社（名神大）は謂ゆる鹽竈神社の御事なるに、風土記には鹽土翁と有るを、和漢三才圖會には當社を祭神一座味耜高彦根命、相傳當社明神始燒炭と有れば、住吉大神に鹽土老翁とは同體別神なる事此れを以て曉る可し、然る時は第四ノ一書の傳へは却りて異なる説なる可きものになむ有りける、（然る時は風土記に鹽土翁と云へるは、本は鹽彦神と有りしを、其都々古和氣神と申すとを一にして住吉大神の鹽土老翁に思ひ誤へたりし者なる可く、右の一書は事勝國勝神を鹽彦神と申すより混へて伊弉諾尊の御子の鹽土老翁と専一に傳られし者なり、白井宗因說に、其事勝より老翁に至まで廿一字、古本の神代卷及元々集に所レ載共に上の名目「事勝國勝長狹」の下に細書分注す、近來の本後に加へて大書す」と云へり、若然も有りなむには後人の注書なりけむが混ひて終に本文と成れるも知るべからず）偖此事勝國勝長狹神の正しく猿田彦神なる可き說は右の如くなるに、上に注ふが如く其神の皇御孫尊を御迎に御在し坐して、已に筑紫日向高千穗槵觸之峰と指して降行奉り給へるに、其御在し坐所を必設け奉らる可き理なれば、高千穗宮は其時に在るべく、然して其吾田長屋笠狹之碕に退かせ給へる後に皇御孫尊の御在し坐しければ、此地を宮所に奉置して伊勢に還らせ御在し坐したる可く、然れば上に注せる事なるか、第一ノ一書に果而先

閉二中國則到ラ宮崎ノ日向高千穗槵觸之峯一と有るは其天降の時を云ひ、次に其猿田彦神者、則到二伊勢之狹長田五十鈴川上一、云云、乃使二天鈿女命一、隨二猿田彦命一言之、遂以侍送焉と有るは傳卅に注るが如く、此は伊勢へ其神の皈り給ふ所なるを、古事記に然而、天宇受賣命、其猿田毘古神所二仕奉一、猿田毘古大神者、專所二顯申一之汝送奉と有るぞ此にて、皇御孫尊の大命なるにて御見にし在りければ、此は其事の始終の括なるにて、此宮所を奉らせ給ひて遷を坐せる時の御事と所見たり、日北た第二ノ一書とには吾勝國勝長狹神有りて、猿田彦神の名無く、第一ノ一書と古事記には猿田彦神の名有りて吾勝國勝神の名無きは、此二神は同神に坐すが故なる事傳卅猿田彦神の下に注せるが如し、御味耜高彦根神と事代主神とは本體と和魂に坐せば別神には御在し坐さざるを、舊事本紀に依りて稱ふるに素戔鳥命孫都味齒八重事代主尊三世孫大日方貴日方命（亦名阿田都久志尼命）此命娶二日向賀牟度美良姫一、生二一男一女一と有る、此阿田都久志尼命と申す阿田は、此に謂ゆる吾田國なる事、上の大鋤小鋤の事に就て委しく注すが如し、然して古は妻を娶るに女の家に住む習なりしかば、其命も尚此處に御在し坐しけむ事論を待たず、又大田命とも申すなるに、和名抄に日向國諸縣郡大田郷有など共に由有る事なり、又其八世孫阿田賀田須命と申すも、後に其祖先の縁に因て此吾田國を以て名に負れし者と聞えたり、此等の所以尠々しからざるを以て、吾勝國勝長狹神は御猿田彦神にして御味耜高彦根神に御在し坐して、先に國土を獻け奉らせ給へども、其皇御孫尊の御國所知食む大宮處を奉らせ給ける時に、豫め此處を卜て御在し坐しける御事になむ有ける（其日向賀牟度美良姫と云ふ名心得ずと雖も、今試に云ふべく、日向は古大隅薩摩までを懸けて云へる國名なり、賀牟度は神門にて、出雲國の神門郡は上に風土記を引て注せる如く後に出來れる郡名な

るを始に及して記せるにも有るべし、其子國世孫健飯勝命を此命娶ニ出雲臣女子沙麻奈姫ニと有るを、一本出雲臣諸に仕ふるに伊佐我命の女なり、其九世孫大田田禰古命は此命娶ニ出雲神門臣女美氣姫ニと有る、出雲積淳命其子伊賀曾熊命其子意富美都禰命と見えて、大神氏は世々出雲臣の近族なり、然る時は右の意良姫は大物主命の女伊佐我命の妹などにて、出雲より日向に嫁がれたりし者なる可し、又三代實錄に仁和元年十二月十日丙申、授ニ伊豫國正六位上神門島神從五位下ニと有れば神門島と云有り、日向と對へる國なれば由有るにや）看て事勝國勝長狹と申す名は、事は事代主神と申す御名の事なり、國とは御父大國主神と御名に申す國にて、勝とは云ふに通ふ事、其和魂を大物主神と申すを以て知るべきなり、勝とは事にも物にも眞幸さ給ふ謂なり、第一ノ一書猨田彦神の所に時有ニ八十萬神、皆不レ得ニ目勝相問ニ、故特勅ニ天鈿女ニ曰、汝是目ニ勝於人ニ者、宜ニ往問ニ之、古事記には汝者雖ニ有ニ手弱女人、與ニ伊牟迦布神ニ面勝神と有り、此目勝面勝共に眼光の人に勝れ面貌の人に超え給へる謂なるに合せて、事にも物にも勝れたる德の御在し坐す由なれば、誰神かは御在し坐さむ、天下所造しゝ大神の珍御子事代主神の御上に奇異しきまで思ひ合へりける、古事記に所見たる大國主神の御言に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲ニ神之御尾前ニ而仕奉者、違神者非也と申し給ひ、此第二ノ一書に大物主神事代主神の諸神を帥て天上に昇り給へる所の天神御言に、宜ニ領ニ八十萬神ニ永爲ニ皇孫ニ奉護、乃使ニ還降ニ之と有る大御命に合せて、御天降の將行は更なり此都會の御事に至るまで殊に御心の盡る所御在し坐さずして、此仕奉らせ給へる御所爲の程を仰ぎ奉り知るべき者なり、抑其長狹と申す名も未詳ならず、故强て攷ふるに長と高と古相通ひ、狹と俠とは本より同行の音なり、高に長し短しと云ふに同じ短しとも云ふ例も有り

ければ高見と云ふ事にて、其を事代主神の同じ名を味耜高彦根神と申し、又出雲風土記には此の名を略きて阿遲須枳高日子命とも聞ゆる、高日子と同じ名の吉にもや有らむ、曾大國主神の御子にも渡らせ給へれば、御日御名を負坐せるにも然申させ御在し坐さむ事實に異有る御事になむ有りける、若て此に皇御孫尊の妃神と召され奉り給ふ木花開耶姫命はしも、大山祇神の御女に渡らせ給ひて此の吾田と云ふ地名をさへに御名に負せ給へるに、傳八、廿八に注せるが如く、事代主神の后三島溝橛姫命はしも、御父は大山祇神御母は闇龗神に御在し坐して、五十鈴媛命と天日方奇日方命は生坐せるに、其亦名を吾田都久志尼命と申すは此吾田國にて生坐せるなる可きを、志摩風土記に天日方奇日方命、至此界云豐志摩魚見三國哉、後號爲國名と有り、父事代主神と共に伊勢に御在し坐したる趣なり、又五十鈴姫命と聞ゆるは其長田五十鈴之川上にて生坐せるなる可きなど、其に就ても此に就ても甚々得まじき事のみぞ多在りける、（記傳十五巻八十四丁に云はく、管浦と云ふは書紀に此處の國主と有る人名長狹の切りたるなどにや、勝長狹を切れば加多佐にて多と佐と横に通ふ」と云はれ、白尾國柱は長狹とは長田狹田の廣狹きを以て稱へしか、伊勢の狹長田又和名抄安房國郡名長狹奈加佐と云ふも此例ならむと云へり、猶此神の御事は傳廿八巻に已に注し置ける者なり）○國在耶以不は、第四ノ一書には國在耶とのみ在り、即右に覓國と有るに應ふる言なり、此に國在や否らざるやと問ひ給へるは、此まで經て御在し坐しける國は皆其の空虚地にして大宮を敷かせ御在し坐すべきに非ざりければ、事勝國勝長狹命の來會給へりし任に問賜みさせ給へるにて、倭姫命世記に其時大若子命、從大河御船御向參相支、于時倭姫大悦給支、大若子命問給々、吉宮所在哉白々、佐古久志呂宇遲之五十鈴河上在吉御宮所在白支云々と有ると語勢の

相競たる所なり、○此嶋有ㇾ國は、第二ノ二書に是有ㇾ國也と有に其訓同じ、第四ノ一書には時日在也とのみ有り、即大宮處定めさせ給ふ可き地有りと御對を奉らせ給へるにて、此吾田長屋笠狹之碕に降行を奉りて遊ぶる言と所見たり、(是焉は第二ノ一書にも許許爾と訓めり、通證に今按此焉小雅白駒詩於焉、春秋傳晋鄭焉依、國語焉作ㇾ此と見えたり)○任意は、御心能麻爾麻爾と訓べし、第二ノ一書に取捨隨ㇾ勅と有る是なり、私記に此二字を引合せて麻爾々々と訓たり、其は萬葉二(十一丁)に、梓弓、引者隨意、依目友、三(三十五丁)に、大王、任乃隨意、九(廿九丁)に、死毛生毛、君之隨意など見えたれば、然訓むまじきに非ずと雖も、此は其にては言足らざるなり、實錄開結章第三ノ一書に隨ニ衆神之意一、又は後紀大同二年九月詔に己々呂能麻丹眞と有る例を立て訓むべき所なる者なり、○遊之は美多勢登麻呉斯伎と訓むべし、海宮遊行章第二ノ一書に言ニ來意一と有る來ノ字を美多勢流と訓み、其第四ノ一書に問ニ來意一と有るには來ノ字を伊傳麻勢流と訓みたるにて其意知らるゝに、天武天皇元年御紀に到ニ大野一以日落也、山暗不ㇾ能ニ進行一と有る進行を美多須流と訓みたり、此等を合せ見る時は美多須は御到良須と云ふ意の古言なる者なり、其言勝國勝長狹神の主領る此吾田國に御意の隨に到らせ御在し坐すべしと申せるにて、即其國を奉らせ給へるなり、第四ノ一書に隨ㇾ勅奉矣と見え、第六ノ一書に對曰、是長狹所ㇾ住之國也、然今乃奉ニ上天孫一矣と有る是なり、若て此猿田彦神はしも右に注せるが如く此時に其住ませ御在し坐しゝ國を皇御孫尊の大宮處に奉り置かして伊勢國に赴かせ給ひ、此に就ては天鈿女命ぞ其處に送聞えさせ給へりける、其事委しくは、傳卅に注す可し、(是神宮の古書共に其事勝國勝長狹神と聞ゆるは正しく猿田彦神に坐すと云ふ傳の遺れる所以なる者なり、然れ但第四ノ一書に此神をしも伊勢

瑞穗之子也、亦名國主彥者と有るは後の書人の本文と成れる事何疑し、神名式に近江國高島郡大水別神社二座（並名神大）
日女尊と有るを、頭注に濃田彥天照大御神二神なる由書てり、其高島郡と云ふは第六ノ一書に謂ゆる長屋之竹島の
地名を移せるに非ざるか考ふ可し）〇鏡所は、口訣に甚キ長狹之中ニ御座也と有るが如し、〇書紀に、他より到て其地
を得て住むを云へる由上に例を擧げて註るが如し、借此をば第二ノ一書には降到於吾田笠狹之御碕、一書
に宜故天孫留住彼處などと見え、古事記には朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱
布斗斯理、於高天原氷椽多迦斯理而坐也と見えたる、是古書の任にして殊に委しき故に注す可し、其朝日之直刺夕
日之云々と云ふは、上古より宮殿を造らせ給ふには日影の物に障られずして刺す處を覚させ給ふ常なるが、此は殊に
天上より天降り御在し坐しゝ故に、其御直國を撰集び作らせ給へるを以て其賞させ給ふ御心許深く御在し坐しける者
なり、然して傳十三、廿に注せるが如く世中に現とし在れ、活とし生る人と云ふ限はしも、皇祖天神の產靈に依て產
生る者にしあれば、生の始死の終共に其高天原より顯國に參給する者なる故に、人の身に取りては日計り親しく慕
はしき物はあらざりけり、其證は家居なども作構ふる事は更にも云はず、假初にも外へ出づる時は何の用と云ふ事も無
くして不知不知天日に打向ふ事親しも常なるは、右に云へる如く生の始死の終る所なる故有なり、但此は正しき人の
上のみにて、稍時にもとりて夜見國に通はる可き者は忌嫌にして、日光を嫌ひ幽闇を好む者にして右とは等しからず
なむ有りける、大祓詞に自此々は四方之國中に、大倭日高見之國乎安國止定奉天、下津磐根爾宮柱太敷立、高天
原爾千木高知天、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉天、天之御蔭日之御蔭止隱坐天、安國止平久知食武と有は、本より此時の

御宮造の御事なるを、中洲に都し給ふ後にも此詞を被レ用る故に大倭の字を加へられたるにて、本は唯日高見國にて朝日夕日の直刺す事を稱へたる者なり、記傳十五（八十六丁）に引れたる朝倉宮段に、麻岐牟久槻、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、太神宮儀式帳に朝日來向國、夕日來向國、龍田風神祭詞に吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處など、如此く朝夕天日の刺入る事を賞るは上古よりの例にて、右に注る如き謂れ有るを以てなり、（右に粗云へりし如く禍神に相交これる輩は、死の終は黄泉國に神逐ひに逐はれ往る者なるが故に、天日の御照し坐す所を厭ひ、幽闇の處に避けて物爲る事共の多きは更なり、夜陰人の知らざるを待ちて邪悪の事を行ふ、是已に天上に復命して神と成る事を已に離れ、正に黄泉國に泥らむと爲る機を得るが故なり）朝日之直刺國とは山端などの阻障る者無くして直に朝日の刺來る地を云ふなり、直は神武天皇戊午年御紀に遡レ流而上、徑至ニ河内國草香邑青雲白肩之津一、古事記同段歌に夷登賣爾、多陀爾阿波牟登、景行天皇四十年御紀日本武尊御歌に烏渡利珥、多陀珥霧儒箇流、履中天皇前御紀大御歌に彌知虔沛磨、多陀珥破能邏摩、古事記朝倉宮段に自ニ日下之直越道一幸ニ行河内一、天智天皇十年御紀童謠に奈爾能都底璞騰、多拖尼之曳雖武など云ふ多陀爾にて、俗に字音に直にと云ふ事なり、刺は萬葉十（八丁）に、朝鳥指、淳鹿能山爾、十二（廿二丁）に、朝日指、春日能小野爾、十四（十二丁）に、安佐日左指、麻伎良濃之指奈、十七（四十丁）に、阿佐比左之、曾我比爾見由流など有て、日影の匂來るを云ふなり、（記傳には東方に向ひて朝日影を直に正向ひに受くる地を云ふ」と云はれたり、即朝日の物に障らずして直に刺來る謂なり）夕日之日照國と云ふ日照の例は、中臣壽詞に自ニ夕日一至ニ朝日照國一（萬ヲ）と有る是なり、記傳に夕日之日照國とは西方も打晴れて夕日

影も障らず射す地を云ふなる可し、萬葉二（廿九丁）に、朝日弖流、佐太乃岡邊爾、又（三十丁）且日照、嶋乃御門爾、又（三十二丁）朝日照、佐太乃岡邊爾、十六（十五丁）に、夕陽日、指哉河邊爾、構屋之など、皆日影の射すを以て其地を美めたり、即の萬葉等に朝日射す宮とは麗しき日の射す宮と續けたるなりと云て、此記の此歌又萬葉の歌等を引て此外にも日影を以て宮を美めたるあまたを見ふ可し」と有り、又物の美麗なる事を美むるにも日影を以て言に云へり、萬葉十三（五丁）に、内日刺、大宮都可倍、朝日奈須、目細毛、暮日奈須、浦細毛、云々、百磯城之、大宮人者云々、此は女官等の五十師原行宮の官仕する状を美めて云へるなり、借地を美むるに日影と云ふ事は其方日影の射さぬ地は暗湿無き者なれども、高く打晴れて殊に能く射す地を賞するなる可し」と云はれたるが如し、（又云はく朝日夕日共に賞する中に殊に朝日の射す地を賞する事は、古に引ける祝詞に夕日の日隠處とも云ひて、夕日には視らぬ事有るを以て知るべし、萬葉十六なる夕陽日云々は夕日の射す地なるに就て賞たるなり」と有り）故此地は若青垣詔爾は朝日の直刺し夕日の日照り美麗しき地の状を賞給へて、此處を行させ給へる御意を表はせ給在し坐しける由の大殿合に坐せり、吉地と云ふ例は神武天皇即位前紀に、又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周云々と有は、中洲の地を賞て美地とは申させ給へる是なり、借其祖天神より皇御孫命を天降し奉らせ給へるは、葦原中國の大八洲を寄し奉らせ給へるなり、然るに猿田毘古神の御迎へ奉らせ給ひて、其國の内にても殊に美麗なる國にしも皇孫を率りて其地に住ませ奉り給へるに甚々心得ぬ事なり、已に天照大神の國土を避け奉らせ給へりし後に、經津主神武甕槌神の悉くに國平の御政を行はせ給へる上は、何ノ國何ノ處の何か指み奉る事の有らむ、然るに其天下萬國の中にて最美地と有る中洲に

都敷かせ御在し坐さざるは不穩しとも何とも云はむ方無き御事になむ有りける、故傳へ云ふに、傳四に注せるが如く凶事には日を背に負ひて東より西に向ひ、吉事には日を前に成して西より東に向はせ給ふ謂れなどの有るを以て然定め奉らせ給ふなどにや、其神武天皇御紀に自天祖降跡以逮云々、而遼邈之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躒と有る事なれども、其は御三代過して後の事にて、然計り神氣の盛穴に御在し坐しける當昔にして其亂を靜めて皇威を張らせ御在し坐さむに何の難き事かは御在し坐すべき、又然る亂の有りなむには猿田彥神天鈿女命などの伊勢に通はせ給はむにも難かる可きを、少滯る所御在し坐さざる謂なるに就ても、道々杵築の當時未皇化の及ばせ給はざると云ふのみにして海内は平穩しかりし狀なりければ、右に謂へる如き國に御在し坐す御事となむ所見させ給へりける、(若し然らずと爲る時は然る中洲の美地を置て、此西偏に降行し仕奉らると云ひ、又其事を甘なはせ御在し坐して然る僻遠の地を以て足れりと所思して、此地甚吉地と詔給へりし大御意の知られ奉らぬが爲に試に云ふなり)

時彼國有美人。名曰鹿葦津姬。〔亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬。〕皇孫問此美人曰。汝誰之女子耶。對曰。妾是天神娶大山祇神所生兒也。皇孫因而幸之。卽一夜而有娠。皇孫未之信曰。雖復天神何能一夜之間。令人有娠乎。汝所懷者。必非我子歟。故鹿葦

津媛忿恨。乃作無戸室、入居其内而誓之曰。妾所娠若非天孫之胤、必當焦滅。如實天孫之胤、火不能害。卽放火燒室。始起烟末生出之兒號火闌降命。是隼人等始祖也。火闌降、此云褒能須素里。次避熱而居、生出之兒號彦火火出見尊。次生出之兒號火明命。是尾張連等始祖也。凡三子矣。

ハリノムラジラガトホツオヤナリ　アハセテミハシラノミコマス

天神御子吾田笠狭宮に天下を所知食させ給ふ始に、後の大御政を治めさせ給ふ御代に后神を定めさせ御在し坐す御事の運びに至らせ御在しなしける其事の趣實はしも、實に是ぞ天神の御定めにて御在し坐す御事は今更に申し奉るまでも非ず、其國主神の御事も此に微ならる始にて甚々少縁なるまじき御事とこそ伺ひ奉らるゝ事なりけれ、先づ此始に其少女に逢せさせ給へる御事は、此に詳其國有ニ美人一と有は、此國に留り住ませ御在し坐して後の御事なる由なり、第二ノ一書にも時ニ彼國有ニ美人一、後遊ニ幸海濱一、見ニ一美人一と有る、此海濱は日向國に於て、是天津日高日子番能邇々藝命、於ニ笠沙御前一遇ニ麗美人一と有りて、笠狭之碕に御に遊幸の御事御在し坐せる其時なるにて、此上書の狀上旨に於て違ふ所無くなむ有りける、然るに第六ノ一書にては、到ニ于吾田笠狭之御碕一、遂登ニ長屋之竹島一、乃巡ニ覧其地一者、彼有ニ人焉一、名曰ニ事勝國勝長狭一、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是長狭所ニ住之國也、然今乃奉ニ上天孫一矣、天孫又問曰、其於ニ秀起浪穂之上一、起ニ八尋殿一而手玉玲瓏織紝之少女者是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大

號二磐長姫一、少號二木花開耶姫一云々と有り、此に又開日と有るに、先に宮處を覓に御在し坐して事勝國勝長狹神に[illegible]國覓と問はせ給へる因に在りし御事にて、別時には非ざる故に又ノ字を置かれたるにて、其二女の御事を答へ奉られしは即其神の言にて從傳々の趣とは異なりと雖も、此ぞ信に然も有けむと所思ゆるなり、而して其長屋之竹島と云ふは白尾國柱八田知紀共に云へらくは今野間嶽と云へる是なり、土俗今に傳へて笠沙峯とも云ふと云へり、然る時は古事記に於二笠沙御前一遇二麗美人一と有も其時の御事なりけむを、事の別たるが故に更に又後に出せる者と所見えたり、若て笠沙嶽を竹島と云ふは彼の竹刀の事に依りて高屋と云ふ名の出來れるを、其名の弘ごりて山をば竹島とは云へるにて、彼海中ならぬにも霧島など云ふが如く、一區の地を局りて島とは云へるなゝめり、（但孝德天皇白雉四年紀に薩摩之曲竹島之門と有るとは別なり、其竹島は通證に在二薩摩之西一別島也、距二薩州一百里、與二硫黃島一相去十八里許、浙兵制錄日本風土記曰、竹島佗計謀庶と有る是なり、思混ふる事勿れ、右の門ノ字釋には間と作れり）若て皇孫問二此美人一曰、誰之女子耶、對曰、妾是天神娶二大山祇神一所レ生兒也、皇孫因而幸之と有るを、第二ノ一書には皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白、亦吾姉磐長姫在、皇孫曰、吾欲二以レ汝爲一レ妻、如之何、對曰、妾父大山祇神在、請垂問、皇孫因謂二大山祇神一曰、吾見二汝之女子一、欲三以爲レ妻、於レ是大山祇神、乃使二二女持二百机飲食一奉進、時皇孫謂姉爲レ醜、不レ御而罷、妹有二國色一、引而幸レ之（下略）と有て、破に委しきを、古事記にも於二笠沙御前一遇二麗美人一、爾問二誰女一、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣、亦名謂二木花之佐久夜毘賣一、又問レ有二汝之兄弟一乎、答白、我姉石長比賣在也、爾詔、吾欲レ目二合汝一奈何、答白、僕不レ得白、僕

父大山津見神に白す、故乞に遣其父大山津見神之時、大歡喜而、副其姉石長比賣、令持百取机代之物奉出、故爾其姉者因甚凶醜、見畏而返送、唯留其弟木花之佐久夜毘賣、以一宿爲婚(下略)と有りて其意同じ事なり、然るに此に天神の子大山祇神と有るは、天神は男にして大山祇神は女神なる如く見えて、右に依父大山津見神とも有る又大山津見神とも有るに合はず、遠祖に有之曰、天神名字不聞、以其女嫁大山祇神而生此美人也、今案、此說則、婆ノ字皆同と米登臣之米也、興之或點、天皇前御紀所謂彌彌讀曾許羅鳥大臣男娘文媛同と云はれしは然る言なり、但婆ノ字皆羽枝氏と讀むべし、此天神は何れの神に御在し坐すか知らざれども、傳九、十七、十九、二十に注せるが如く其大山祇神はしも天上にて香具山の神にて御在し坐しければ、其時にぞ天神の御女をば娶らせ御在し坐しけらし、傳頭合駒巳迦倉比賣神社の下に、讓大刀自神花木坐、若出雲在坐、大山祇神在坐と見え、御靈座傳記に據大刀子神二座靈草木生也、又八湖得國始登云上降居也云々と有るを見れば、此二柱の御女等も御父大山祇神と共に天上より巨く天降り御在し坐しゝなりけり、然して此に天神御子に合はせ奉られしは即ち事勝國勝長狹神の御計に依たる可き事、右に引ける第六ノ一書に照らして味はふ可き事共になむ有りける、(又延喜式に言曰、伊那邪神、乃伊古奈比咩命也、日本後紀曰、伊豆國言上、三島神伊古奈比咩神預名神、續日本後紀曰、伊豆國言上、阿波神是三島大社本后也と有るは大たる傳事なり、又三島社に大山祇神も本より御在し坐すと雖も、此主神は事代主神に御在し坐して、其伊古奈比咩命は後妻の后、阿波神は天津羽々神に坐して、大山祇神の后神に坐さず事代主神の當后と本后とにて渡らせ給ふ由、已に傳八卷廿八葉に委しく注るが如し)若て此二女はしも共事勝國勝長狹神の御計らひと有て此に住ませ奉らせ給ひ

けむと所思ゆるは、其神を第二ノ一書には國主と有り、然るを上に注せるが如く此鹿葦津姫命をば亦名神吾田津姫と見え、次々の一書共には吾田鹿葦津姫と出て此國名を以て御名に負せる事所以無からじやは、若くて其御父大山祇神の當昔の御所在より先づ明らめ申さでは其實通え難かりぬ可ければ、今探索るに神名式に謂ゆる伊豆國賀茂郡大山積神社（名神大）是其御座所たりしなる可し、然云ふ所以は右に注せる竹島をしも從渉島とも野間嶽とも云へるを、白尾國柱說には野間權現祠、在二野間嶽絶頂一、東宮一坐、伊弉諾尊伊弉冊尊（其木像長七寸餘）西宮五坐、瓊々杵尊木花開耶姫命火々出見尊火闌降命火明命（並木像）と有て、瓊々杵尊を主神と祀て齋奉れる狀なるに合せて、神名式に伊豫國野間郡野間社（名神大）御在し坐すを、三代實錄に野間神天皇神と所見たるは、上に注せるが如く天皇と申す尊號はしも此瓊々杵尊に始めて稱奉り初めたる御事にし在りければ、是ぞ右に謂ゆる野間權現と御同體には御在し坐すなる可き、然して和名抄郷名に野間郡英多と云ふ有り、吾田鹿葦津姫命又は神吾田津姫命と申す吾田と其唱一なる事寄しきまでぞ克く合へりける、右に擧たる第二ノ一書及古事記を見るに、御父大山祇神も其吾田國の近傍に御在し坐しゝ狀なりけれども、斯る貴じき皇神等の御上にては千里五百里の隔は隔たるが如く、又其御往來も甚容易き御有狀なりければ、何かは人の上を以て比らべ奉らむ、然して其大山積神社に事代主神も並御在し坐す事は傳廿八に已に注るに、其猿田彥神と聞えさせて鎭り坐せる伊勢國五十鈴川上の縁にて、右に云へる如く同島神社に大山祇命御父子三神共に御在し坐すは更なり、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社（名神大、月次新嘗）は大山祇神事代主神等に坐すを、同郡伊波乃比咩命神社は磐長姫命に坐し、式外富士淺間神社は瓊々杵尊に渡らせ給へるに、駿河國富士郡淺間神社（名神大）

は木花之開耶姫命に寄りて給へるを以て、此に其二磐長比賣神の名の二女を並申されし如き趣有るなど、猶委るまじき書れ有る事共になむ有ける、然るを日見國作者に、阿多郷に座山神の長國九三四府堂に葉三大山祇命、主此阿多の吾田鹿葦津姫命の領邑にして至に是て始て號で主と成れるにや」と云へれど、吾田の事は上に注るが如く事勝國勝長狹神の國主と為て主宰れし地なるにこそ有りけれ、大山祇神に係て領邑など云ふべきに非ざれば、其神吾田津姫命の御父神に坐すを以て後に其御靈を祀れる実にて、此地を以て大山祇神の所居と申さむ事は実説に暗き論なるにこそ、（又記傳十六卷廿三丁には、大山津見神之女と云ふは、何處に在れ此神の領り坐す社の御靈の現世に化て幕人に婚ひて生給へる息女なる可し云々」と云はれたるも心得ず、若然なりと云はゞ其女神の使不言自、使父大山津見神言白と有り、又は貢乞之遣其父大山津見神なども、其御靈をして答奉らしめ又乞求めしめ給ふ事と成れゝば、其時々に現形し給ふ如く見えて如何なり）若て第二ノ一書の右の續の文に、則一夜有身、故吾見娶大恥而白之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木花之移落、一云、磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木花之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之緣也と見えたる如く、其詛言はしも磐長姫命の御事と傳はれるを、古事記の如くは亦大山津見神因返石長比賣而大恥、白送言、我之女二並立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常堅不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮榮坐宇氣比弖貢進、此令返石長比賣而、獨留木花之佐久夜毘賣、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、故是以至于今、天皇命等之御命不長也と有て、此には大山祇神の言と傳るなり、但此は各其片方を脱せる傳共にて、實に其父大神

の誓言を二柱の女御子共に承りて御在し坐しけるが、偶に磐長姫命の返され奉り給ひし故に其女神のみ詛言し給ひし如くなれども、木花之開耶姫命の若返され奉り給はむにも然る詛言は云出させ給ふ可く、此事を得給はざる時勢とは所見たり、借人の壽命の長短はしも皇祖天神の大御心に在るべくして、大山祇神御父子の預らせ給ふ可きに非ざるか如きを、此詛言の驗有りて天皇尊等の大御壽長くは坐まさず、又世人の命短く成定まるを以見れば、此の二神の皇祖天尊の萬物を産靈ばし給ふ御所爲に對し奉りては大なる罪人と云ふべし、然れども幽顯始めて界を別にして此に顯世の立てる初なりければ、萬の物も事も今新に定まる時にて、此詛言の無からむにも神は始有りて天地と共に終無く、人は天地の内に死生して世々を續行くべき皇祖天神の御定共御在し坐す頃ほひに當りて、此に常陸國勝長神の其二女を嫉し給ひ、其成行を試みさせ給ふ幽事の此に御在し坐しけるにぞ有るべき、(斯る詛言の例は常陸風土記筑波郡條に古老曰、昔祖神尊巡二行諸神之處一、到二駿河國福慈岳一、卒遇二日暮一、請二欲遇宿一、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之間、冀許不レ堪、於レ是祖神尊恨泣詈告曰、云々、更登二筑波岳一、亦請二容止一、此時筑波神答曰、今夜雖二新粟嘗一、不三敢不レ奉二尊旨一、爰設二飲食一、敬拜祗承、於レ是祖神尊歡然謌曰云々と有て、富士は其祖神の恨に依りて神代より人の登る事少く、筑波は其悦びに依りて後世に榮ゆるなど皆信驗有る事共なり)借此に即一夜而有レ娠、皇孫未二之信一曰、雖二復天神一、何能一夜之間、令二人有娠一乎、汝所レ懷者、必非二我子一歟、故鹿葦津姫忿恨、乃作二無戸室一入居其内一而誓之曰、妾所レ娠若非二天孫之胤一、必當二焦滅一、如實天孫之胤、火不レ能レ害、即放レ火燒レ室と所見たる、其を第二ノ一書には是後神吾田鹿葦津姫見二皇孫一曰、妾孕二天孫之子一、不レ可二私以生一也、皇孫曰、雖二復天神之子一、如何一

夜使二人護一乎、抑亦二吾之見一歟、木花開耶姫甚以慚恨、乃作二無戸室一而誓之曰、吾所レ娠是若他神之子者、必不レ幸矣、是實天孫之子者、必當二全生一、則入二其室中一以レ火焚レ室と有て、次に引ける古事記の說に同じかるを、紀五ノ一書には天孫幸二大山祇神之女子吾田鹿葦津姫一、則一夜有レ身、遂生二四子一、故吾田鹿葦津姫抱レ子而來進曰、天神之子寧可二以私養一乎、故告レ狀知聞、是時天孫見二其子等一嘲之曰、妍哉、吾皇子者聞喜而生之歟云々と見えて、其御子を生坐して後に其御孕坐の疑はせ給ひ、此に就て例の無戸室を作りて其室中に入り、火を放て焼せ給へる狀なれど甚く異なる傳なり、其一夜の間に娠ませる由を以て疑はれも爲つ可し、其生坐せる後に至るまで其御事を申させ給はずして、疑を受け奉らむ事は有べくも非ざりける者なるをや、備古事記には故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身今臨二產時一、是天神之御子、私不レ可レ產、故請、爾詔、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非二我子一、必國神之子、爾答白、吾妊之子若國神之子者、產不レ幸、若天神之御子者幸、即作二無レ戸八尋殿一、入二其殿內一、以レ土塗塞而方二產時一以火二著其殿一而產也と所見たり、此御說に必國神之子と有るに就て思ひ寄られらくは、播磨風土記に宍禾郡雲箇里（土下々）大神之妻許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗、故曰二宇留加一と有る大神とは、伊和大神を睹云へるにて即大己貴神の御事なり、其形美麗と有るも世の美人を良婦と云ふに本に宇留波志女人と有り、第二ノ一書に雖有二國色一、古事記に麗美人と所見たると一事なりければ、先に大己貴神の妻にて御在し坐しけるが得嫁ぎせ給へる者の如くも見ゆるを、猶思ふに大己貴神より天神御子に奉らせ給ふ可く、其御許に奏し奉らせ給へりし御事などの御在し坐しけむを妻とは傳れるなる可きか、其御子等代主神の事も事勝國勝長狹神の此二女子の御事を顯はし聞えさせ給へるなど如何にも由有るべくぞ所思えたる、（是世人の命定めの

御事なりければ、專大己貴神事代主神の事抱はらせ給へるを明らむ可き證文なり、但此時は已に大己貴神はしも八十隈に隱れ坐しての後にて、萬は事代主神の御計らひとぞ所見たりける）然して此時生坐せる御子等は火闌降命彦火火出見尊合せて二柱神にて御在し坐せり、然るに此に始起烟末生出之兒、號ニ火闌降命一（是隼人等始祖也、火闌降此云ニ褒能須里こ）次避ㇾ熱而居、生出之兒、號ニ彦火火出見尊一、次生出之兒、號ニ火明命一（是尾張連等始祖也）凡三子矣と有て、此には火明命一柱衍物なり、其事次に說くべし、第二ノ一書には于ㇾ時熘初起時共生兒、號ニ火酢芹命一、次火盛時生兒號ニ火明命一、次生兒、號ニ彦火火出見尊一、亦號ニ火折尊一と有る、此を第三ノ一書に初火熖明時生兒、火明命、次火炎盛時生兒、火進命、又曰ニ火酢芹命一、次避ニ火炎一時生兒、火折彦火火出見尊、凡此三子、火不ㇾ能ㇾ害、及母亦無ㇾ所ニ少損一と有るを合せて思ふに、熘初起時と初火熖明時とは一事なり、此に依て火酢芹命火明命の一なる事を知るべく、次に火盛時と火炎盛時とは同事なり、此を以て火明命火進命同神なる事を明らむる時は、此火明命は火闌降命の亦名にて、尾張連の祖天火明命とは本より別神なる事を知るべし、第五ノ一書には其火初明時、躋誥出兒、自言、吾是天神之子火明命（中略）次火炎盛時、躋誥出兒、亦言、吾是天神之子、名火進命（中略）次火炎衰時、躋誥出兒、亦言、吾是天神之子、名火折尊（中略）次避ニ火熱一時、躋誥出兒、亦言、吾是天神之子、名彦火火出見尊と有て、此にては四柱なるが如くなれども、火明命火進命と同神なる事右に注せるが如く、又火折尊彦火火出見尊一神に坐せば此も二柱の傳なるを、其亦名を以て後に別神の如く誤れる事殊に著明き者なりかし、第六ノ一書には遂生ニ火酢芹命一、次生ニ火折尊一、亦號ニ彦火火出見尊一と有て、上に天忍穗根尊（中略）生ニ兒天火明命一、次生ニ天津彦根火瓊瓊杵根尊一、其天火明

命兒天香山命、是尾張連等遠祖也と見え、第八ノ一書には正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶高皇産靈尊之女天萬幡千幡姫爲妃、而生兒、號天照國照彦火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊、此神娶大山祇神女子木花開耶姫命爲妃、而生兒、號火酢芹命、次彦火火出見尊と有て、尾張連の遠祖たる天火明命は天忍穗耳尊の御子にして瓊々杵尊の御兄に坐す御事を書し、次に此瓊瓊杵尊の御子は此に二柱にて成らせ給へる御事を書されたれば、此二傳ぞ實に混亂無き古說とは見えたりける、古事記も然り、其御天降段に此御子等、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命、生御子天火明命、次日子番能邇邇藝命と書され、此段に至りて故其火盛燒時所生之子、名火照命(此者隼人阿多君之祖)次生子、名火須勢理命、次生御子、御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗手見命(三柱)と有り、然るに火照命に此者隼人阿多君之祖と見えて、火須勢理命に其裔孫を云ざるは亦名より二柱と混ひたるにて、此には火闌降命を是隼人等始祖也と有り、海宮遊行章に其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也と有るに照らし合する時は、火闌降命は火明命火照命と申す二の亦名御在し坐すにて、此に鹿葦津姫命の生みまつらせ給へるは唯火闌降命と彦火火出見尊と二所のみぞ御在し坐しける、(其火明命と有に云へる天火明命とは別神にて御在し坐すべき謂有りけり、第七ノ一書に一云、天杵瀨命、娶吾田津姫、生兒火明命、次火夜織命、次彦火火出見尊は、火折尊を述べたるにて、彦火火出見尊と別神に出だせるは誤たれども、此には火闌降命の御名は無くして火明命と出たる、是同神の故を以て其亦名を以て傳はれるなり、此を以て尾張連の祖なる天火明命とは本より別なる事を知るべし、猶天火明の御事は上に已に注せりき)此御子生坐せる後の御事共は第三ノ一書に時以竹刀截其子臍、其所棄竹刀

成竹林、故號其地曰竹屋と所見たる、是其產所の地は和名抄に謂ゆる薩摩國阿多郡鷹屋郷なりし事著きなり、但此次に續きて卜定田の御事を載せられたれども、其は此よりは後の事たりけむを此に因に擧られたるなる可ければ、此次に云ふべし、若て第五ノ一書に然後、母吾田鹿葦津姫自火燼中出來、就而稱之曰、妾所生兒及妾身、自當火難無所少損、天孫豈見之乎、報曰、我知本是吾兒、但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知是吾兒、幷亦天神能令一夜有娠、亦欲明汝有靈異之威、子等復有超倫之氣、故有前日之嘲辭也と有は、實に疑ひ給ひしには非ず、天神御子とは申せども一夜の間に有娠坐と云ひては、衆人の承引奉るまじき事を遠く慮らせ御在し坐して皆は計らはれ給へりし狀なり、餘りに言痛くて古意には非じかとも思めかる﹅事なれども、右に註るが如く此ぞ神はしも因神に所以御在し坐すを以て然る神策の御事を行はせ給へりと申さむも强言には非ざる可し、次には第六ノ一書に曰誓已驗、方知實是皇孫之胤、然豐吾田津姫恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌曰、憶企都茂播、陛爾播譽戻耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽と有れば此に當る可き事なり、其故は先に嘲辭を以て詰給へるに、果して誓言驗有りけるに就て其御本心を表はし聞えさせ給へれども、猶打解け奉り給はざりし故に此御歌を以て其御心を取り給へる趣に所見たり、（然る時は不與共言と云は、第五ノ一書の如く我知本是吾兒云々の御言を詔給へれども、其御應答をば聞え奉らせざると見る可し、是其御責を賜はる所以なゝめり）若て其第六ノ一書に時神吾田鹿葦津姫、以卜定田、號曰狹名田、以其田稻、釀天甜酒、嘗之、又用渟浪田稻、爲飯嘗之と所見たる、是は其御子生の御時の事には非ずして、其產養の爲に新嘗の御事を御子等の御爲に行はせ御在し坐しけるなる可し、日決に以卜定

田ニ者、悉ク卜取レ稲、大嘗會國郡卜定レ之、其名田者拔田之稱、其齋田者拔穗稲也、浮浪田ニ者割レ之所、實成レ日也、凡
郡國者大嘗會年代之例也、但践祚大嘗以前之事也、始ニ於神嘗祭小月數ニ、大嘗國郡卜定ニ次女ニ出見亞除悠之時、
大嘗會者神祇從以後也、即在ニ七月以前ニ者、當年行事、在ニ八月以後ニ者、明年行事、卜定前ニ於神祇官齋ニ之國ニ、悠紀之
方齋場也、主基之方次也、以ニ齋郡ニ出者、即ニ齋庭之稱ニ、行事ニ神祇官ニ遣ニ次米之使ニ、而其ニ天神ニ以テ悠
紀、後方齋場供奉ニ神事ニ以テ主基ニ也、卜定十二月也、八月上旬ニ遣ニ南國稲實卜部ニ、各別ニ奉ニ大嘗ニ、卜定田者六段也、
祭ニ木綿四方ニ立ニ賢木ニ、悠紀國近江、主基國丹波、抜穗擇居、十月下ニ勅使ニ取ニ稲、以テ云ニ抜穗使ニ、十一月中卯日、天子手
備ニ神供ニ、其ニ以ニ悠紀御膳ニ（進ニ四割ニ）實ニ以ニ主基御膳ニ（進ニ四割ニ）以ニ卜定田稲ニ備ニ神供ニ也と注して、大嘗
の事に係て云へるは非なるを、新嘗祭は何も稲に當は神に供するなり、此兒を生み給ひて天に置けて神を祭り給へり。
と有て、師眞の事に爲させ給へるに就て、此注に、今按平氏太子傳日、三日夕天皇於大殿ニ饗ニ賜ニ群臣ニ、七日夕亦饗
賜ニ物從官ニ、大臣已下相次獻レ饌、稱之ニ産屋ニ、李部王記日、天暦四年七月七日、皇子誕生、廣屋寄ニ産屋ニ、宴式諸日記
載ニ是事ニ、拾遺集云、産屋乃七夜書歡可利生、君我於年八百萬代乎歡布良曼、且々今日在七日夜と云はれしは
皆に然る者なり、然る時は上世には産屋などにも田を卜へ物なす者はしたりつるにこそ、（然れども其如く産屋なる時
は産後僅に七夜計にして行ふ事なりければ、田を卜定むるには至らざる可くや侍らむ、其卜事を行はせ給ふと云ふは
猶大嘗などの状なる神事なりしにや、其は神卅□卷に注す可し）○狭田とは、書紀日録其狭田の主旨を見られし其者
田圃を云ふなり、○美人は美美那と訓めり、第二ノ一書には美蚕賈と訓るを、其は第六ノ一書に分女とさへ作るに合

せて然る事には在れども、此なるを金澤本には加木余佐比登と訓み、私記にも加木余之乎美奈と注し、且異本には容顔美女人と作るは殊に委しければ、此意を得て私記の訓を用ふ可きなり、古事記にも此を麗美人と有るを、加木余伎袁登賣と訓れたり、第二ノ一書及景行天皇四年御紀有二國色一と有る三字を引合せて加木余斯と訓み、又海宮遊行章第三ノ一書に麗神、又第四ノ一書に顔色甚美、容貌且閑、其第六ノ一書に我王妍麗など有り、續紀中に美麗又艶妙又容止麗美をも皆同じく訓みたり、萬葉十四（十三丁）に阿爾久夜斯豆之、曾能可抱與吉爾と有るは正しき訓例なる者なり、(毛詩に姝を加木余志と訓みて注に美色也と有り、又白氏文集二に惟日得姝と見え、又妍の字をも訓む事なるに、字書に美好也と注せり、八州起元章第一ノ一書に謂ゆる妍哉可愛少女歟、妍哉可愛少男歟、妍哉此云二阿那而惠夜一、又此第五ノ一書に妍哉吾皇子者云々と見え、雄略天皇二年御紀に妍咲を余佐具惠美と云ふ訓有る文字用ひをも此に思ひ合す可き者ぞかし)〇有ノ字は、第二ノ一書に遊二幸海濱一、見二一美人一、又古事記に於二笠沙御前一、遇二麗美人一など有るに意を得て阿備須と訓むべきにや、記傳十六（二十二丁）に云く、遇二麗美人一は其美人の方より過ぐるなり、加木余佐比登能阿備須流爾と訓むべし、萬葉十三（廿三丁）に、直向、妻者有登、人皆言鶴と有る妻者と云ふも妻之會なり、古今集詞書に、志賀の山越に女の多く遇へりけるに、伊勢物語（九段）に宇都山に至りて云々、修行者遇たり、拾遺又六帖に、散々らず聞かま欲きを故郷の花見て還る人も遇はなむ、忠見集に、行道に知りたる人遇ひて、兼盛集に、旅人行く間に登人遇ひたり、赤染衛門集に、同じ道に知かしげなる人の行過たりしかば、後の方から宇治拾遺に、道に狐の遇ひたりけるを、又具佐の山に白髪の武士一時に遇ひたり、徒然草に、細道にて馬に乘りたる女の

行過ひけるがなど有り、凡て道などにして行過ひたる事をば皆如此云へり、中卷明宮段大御歌に許波多能美知邇、阿波志斯袁登賣、下卷若櫻宮段大御歌に淤富佐迦邇、阿布夜袁登賣、此等の過も袁登賣の方より過にて、同じ袁登賣に遇ひ給ふと云ふ意には非ず」(取意)と云れたる是なり、(本の任にては彼吾田國に美人の有けるを聞食て召させ給ふ事と成れるなり、右にも條々に注るが如く此は事勝國勝長狹神の其美人を指出て過はせ奉れる狀なれば其意して讀みつ可し) ○應草津姫、第二第三第五第ノ一書には吾田鹿葦津姫と有り、吾田は上に注せるが如く其御在し坐しける地名なりければ吾田之と訓むべきなり、此神の名義詳ならずと雖も強て說を成してむに、鹿は借字にて發語に置けるなり、神武天皇戊午年御紀大御歌に介瀰羅毗苦茂苦と有る介は發語にて、韮一莖(ミラヒトモト)と云ふ事なり、萬葉二(十八丁)に、香青生、玉藻息津藻、又(廿丁)或本歌に、香青生、玉藻息都藻など有も、青と云ふに加の發語を置けるなりければ、此も其例なる事云ふも更なるが、吉志は香氣など云ふ香ノ字の意にして、物より香の薫(ニホ)ひ出づる計りめでたき狀は非ざりければ、此女神の容止の美麗に御在し坐す其御氣韻(ニホヒ)の、比無く美好く御在し坐すを以て稱奉れる者とこそ所見たりけれ、葦津は字の如く葦の生ひたる津と云ふ事にて、第六ノ一書に其於ニ秀起浪穗之上一、起ニ八尋殿一云云と所見たる其御事に思ひ合す可き御事なるにこそ、同第二ノ一書に遊ニ幸海濱一と書され、古事記に於ニ笠沙御前一と有る事に葦津と申す稱なる可し、(但此名には非ず、葦の多く生繁れり津濟にて、其秀起る浪穗の上と云は其津の邊を云ふなる可し、先には葦津は葦出にて此豐葦原の總名に係れる事と思ひしは非ぬ僻說なり) ○神吾田津姫、第五ノ一書には豐吾田津姫と有り、神も豐も神皇產靈命又は豐雲命など申す如く稱言をしも上に冠るなり、第七ノ一書には唯に吾田津姫とのみ

有り、斯て此吾田は上に注せるが如く此吾田国に御在し坐せる負名なる事申すも更なり、紀には鹿葦津姫を本ノ
と為て其餘は亦名の例なるを、古事記には神阿多都比賣を本と為られたり、〇木花之開耶姫は、第二ノ一書に一には
木花開耶姫、一には木華開耶姫と作て共に之ノ字を略かれたり、第六ノ一書にも木花開耶姫、第八ノ一書には木花開耶
姫命と書され、古事記には木花之佐久夜毘賣と作れたり、然るを播磨風土記に許乃波奈佐久夜比賣命と有りて之ノ字
を略けり、木花と御名に負ひ坐せる所以は、第二ノ一書なる磐長姫命の詛言に今既不ㇾ然、唯弟獨見御、故其生兒、
必如ニ木華ニ之移落、又は顯見蒼生者、如ニ木華ニ之俄遷轉當ニ衰去ニ矣と見え、古事記には大山津見神の我之女二並立奉
由者、使ニ石長比賣ニ者、天神御子之命、雖ニ雪零風吹ト、恒如ㇾ石而常堅不ㇾ動坐、亦使ニ木花之佐久夜毘賣ニ者、如ニ木花
之榮ニ々坐、宇氣比弖貢進、此令ㇾ返ニ石長比賣ニ而、獨留ニ木花之佐久夜毘賣ト、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微
坐と有るが如く、天神御子の大御壽を試み奉らせ給へらむ爲に、一は堅石に比へ一は木花に寄せて誓言を奉らせ給へ
るが、即其御名に定らせ給へるなり、偖木花と云は何木に在れ咲く花と云ふ事なる中に、右倭姫命世記朝熊神社條に
櫻大刀自神花木坐、苔虫神石坐、大山祇神石坐と有る花ノ木の正しく櫻なる可き證は、御鎮座傳記に櫻大刀子尊二座
靈華木坐也、大八洲櫻樹、始従ニ天上ニ降居也と有るにて灼然くなむ有りけるを、偖古より櫻を花ノ木と云ひしにこそ、
古今春下に、花の木も今は掘植ゑじ春立てば、移(うつろ)ろふ色に人習ひけり、又同書に、鶯の花の木にて鳴くを詠ると有も
も蒔花の歌の中に收たり、八雲御抄三下櫻の所に、花の木とは凡ての名なり、櫻をも云ふべし、見ニ源氏ニ と注させ給
へるが如くして、源氏梅枝(九丁)に、心有りて風の避(よ)める花の木に、取敢ぬまで吹や寄る可き、と有は、正月の歌なれ

ば梅を云ふべし、書紀上(百丁)に、色々の種使讀ふ花の木共、使たる原木の樣に云々、御時の間に寓れる櫻の枝に寄りて云々と有るは櫻なり、幻(廿丁)に、春の御前の紅梅夏冬を賞翫に付給へるを、其見れと見参り給ふ、二月に成れば春の木共の中に咲るも未しきも云々と有るも梅を云へり、又古今集序に難波津の歌は御門の御始なり、と有る其注に、木花は梅を云ふなる可しと見え、又眞名序に此歌の御事を木花書謂梅花、作百花之魁、故稱此名と有るは片倚たる御說なる者から、櫻を木花と專ふたる本と今で梅をも云ひ、又櫻を花木と云ふより宜しくて櫻をも云ふ稱とは成れる者と見る可し、(然るに右の如く櫻大刀自神と申す神名御在し坐す上は、此の木花は櫻を云ふ事論ひ無し、然れども文に注せるが如く山城國葛野郡梅宮坐神社は酒神にも梅津と云へるに、此女神を祀れゝば、梅にも亘りて木花とは云へるなりけり)開耶は右に引ける古事記に如木花之榮々榮坐と有る榮と同じ言の引延ふ語たり、花に咲と云ふは榮ふる義なれば事は一になむ歸べかりける、但記傳十六(廿四丁)に、佐久夜は開光映の佐遠を切めて加なるを通はして久と云ふなり、猶是後を波夜と云ふは上なる下照比賣の歌に阿那陀麻波夜と有る波夜の如し、書て高の木花の中に取ぞ勝れて見たき故に特に開光映ても名を負て佐久夜とは云へり、夜と良は通ふ言なり、然れば此の御名も何の花とは無く唯木花の開き映えから由来と櫻花に因りて然云ふなる可し、良花には木花と云ひて櫻に有るも有り、古今集序には難波津に咲くや木花と有る是なり、是も何の花と無く唯木花とも有べけれど然には非ず、梅花と有るは由無し、萬葉八(廿丁)に、藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌一首、此花乃、一與能內爾、百種乃、言曾隱有、於保呂可爾爲莫、娘子和歌一首、此花乃、一與能裏波、百種乃、言持不勝而、所折家良受也と詠める、此は專ら櫻花を指して字の如く此

花と云へる物たから、櫻を木花と云ふから其を兼ねたりげに聞ゆ、借個々後には唯花と云へば專櫻の事と成れり、其も自然上代の意に叶へりし（取要）と云れて、難波津に咲くや木花を梅と云ふ古説を取られざるは偏屈なる説なりと雖も、凡ては實に然る言にて木花を以て稱へるは萬葉三（三十丁）に、青丹吉、寧樂乃京師者、咲花乃、薫如、今盛有と詠るが如く、實に木花の開光映て榮ゆるが如く隆えさせ給ふ意の御名なる者なりけり、（借古事記大國主神の出自の所に八島士奴美神、娶二大山津見神之女名木花知流比賣一、生子布波能母遲久奴須奴神云々と有るは、傳廿一に委しく辨へたるが如く大なる誤なり、其八島士奴美神と申すは大國主神の亦名の混れたるなりければ、此は右に引ける書紀風土記に許乃波奈佐久夜比賣命を大神之妻と有る類の誤傳なる可くして、木花知流比賣とは言忌はしき名にて何を以て其德に充べくとも思えざる程の綻はしき名なり、又備前國神名帳に見島郡從四位下木華佐久耶比咩明神と申す有るに、華を其に咲た時に誤れるにて木華佐久耶比咩明神なるか、今天城村に櫻山と云へる有りと云へり）○皇孫問二此美人一日、汝誰之女子耶、第二ノ一書に皇孫問日、汝是誰之子耶と見え、古事記にも爾問二誰女一と有て、直に問はせ給へる趣なり、第六ノ一書には天孫又問日、其於二秀起浪穗之上一起二八尋殿一而手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶と見えて、此は其事勝國勝長狹神に天孫因問之日、此誰國歟と問はせ給へる因に在りし事にて、此は其神に對ひて其二女子の事を問食しゝ由なり、（白井宗因説に誰之女子耶、先正二其氏族一也と云へるを引ける通證に、是撰娶之法耳と注せるは然る言なり）○妾は吾輩吉と訓めり、此を始として二書共にも此女神の申し給へるには妾をも吾とも無訓る事常なり、安康天皇前御紀に當二是時一、大泊瀬皇子欲レ聘二瑞齒別天皇之女等一、於レ是皇女等對日（中略）今妾等顔色不レ秀、加

以信往積之なと有りて、奴婢の稱なり、但し古くから武烈天皇八年御紀に倭君ノ祖、稚ワカサノヤツコト孝德天皇大化二年御紀に管ニ寄聚之奴、と有は、奴婢の身なるが故に女之奴ともいふなり、又萬葉十六(十八丁)に古奴、等美伎、川原乃、国鬼奴、痛奴と有るは、人を卑しめ下して奴とは云へるにて、是は奴ならぬ者を謂れるなる可し、然るを和名抄に引、說文云奴、和名夜豆古、女之卑稱也、と打任せて女を夜豆古と云へるは、古の誤謬の言に云へる例に依りて不意く書きれつるなる可し、女之奴とか女奴とか云はずして、正しき古の例には當らざる可くこそ、鴨長明方丈記に人を頼めば身他の奴と爲り云々」と有るが如く人の下に屬る謂是なり）〇大神娶大山祇神は、古に有るが如く大山祇神はしもまより男神にて渡らせ給へるに、此の如くは大神は夫にて大山祇神は妻の如く見えて何れの古書にも正見れる者なり、通證に武烈天皇前御紀に影媛會於海柘榴市ミマサレタリ平群ノ大臣眞鳥と有る文法に同じきを以て、米登誉之米と訓むべく、云れたるは然る言には在れども、當登都岐氐とぞ訓むべきなる、然れども此大神の御女は何れの神と云ふ事傳無ければ今知るべからざるを如何に爲む、此木花之開耶姫命も其御父神二神共に天上より天降らせ御在し坐しき、謹に、古に引ける書の古傳にて八洲標樹始從天上降居也と有るにて灼然きなり、娶ノ字を登都具と訓む事は傳五に委しく注せり、〇又日本紀に下第二ノ一書曰、娶大山祇神女、大神娶大山祇神之子と有るは然も有るべきに、通釋に今按一說、高皇産靈尊之女大山祇神之女也と有るは誤り有けむ、定め推量の說にして云ふにも足らず）〇幸之は、貴賓前比使と訓べし、古記には女之律又夷刀阿多波之津又以豆具の三の訓有り、其女之律と云ふ例は傳廿四に注せるが如く上卷第三ノ一書に素戔嗚尊、欲メサムト幸奇稻田媛而乞之と有る是にて、婚合には至らずして妃と云ふ程より以下に

云ふ事なり、此第二ノ一書に姉爲レ醜不御而罷、妹有ニ國色一、引而幸之、第五ノ一書に天孫幸ニ大山祇神之女子吾田鹿葦津姫一、第六ノ一書に皇孫因幸ニ豐吾田津姫一と所見たれば、第七ノ一書に天杵瀬命娶ニ吾田津姫一と有る妻ノ字をも然訓むべきなり、又其美刀阿多波之津と訓める例は傳廿一に已に注せり、但右の第二ノ一書なる幸之を此に美刀阿多閇麻須と訓み、金澤本には女之津と訓みて傍に阿多波須と訓みたり、第六ノ一書に豐吾田津姫恨ニ皇孫一不ニ與共言一、皇孫憂之乃爲歌曰、憶企都茂播、陛爾播譽戻耐母、佐爾耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽と有る阿黨播怒は、不レ與にて喚れ奉らぬ事なり、雄略天皇元年御紀に然朕與ニ一宵一而娠産レ女、殊レ常、由レ是生レ疑、大連曰、然則一宵喚ニ幾廻一乎、天皇曰七廻喚之、大連曰此娘子以ニ淸身意一奉レ與ニ一宵一、安輙生レ疑と有る與字と一たりければ、幸之を阿多波須と訓みてむにも義理相合へる者なりかし、次に以豆以萬須と云ふ事心得ず、若くは上の以は止の誤字、下の以は伎の音便にて登都具なるにや、（中昔の物に多く齋女など云ふ事有り、容穗利秋下に、仁壽殿は然る大將殿の齋女と云ふ所なむ然云へど取らせ給ひける、源氏若紫に、海龍王の后に成るべき齋女なゝめり、心高き苦しやとて笑ふ、少女に限無き御門の御齋女も云々と有るなどは傳づく事に云ふなれば此の幸す事には叶はず）○一夜而有娠の有娠を、私記に波良美奴と訓たり、第二ノ一書第五ノ一書等に一夜有身と有るも其訓同じ、第六ノ一書にも一夜而有身と有り、古事記には唯留ニ其弟木花之佐久夜毘賣一、以ニ一宿一爲レ婚と有り、此を以て見奉る時は大神御子其夜唯一夜御合坐しゝ任にして、其産時の日に及ぶまで如何してか二度とは召す事も御在し坐さざりけるにこそ有つらめ、雄略天皇元年御紀に臺女君本是采女、天皇與ニ一夜一而娠と有るも此の狀に同じ、允恭天皇八年御紀大御歌に、佐瑳羅餓多、邇之枳能臂毛弘、

等根合實有、固非我神謗者、少儀比等用能来と有るは一夜と云ふ例なり、有娠の事は傳の三に委しく註せりき、○纂疏に一夜而有娠、天地陰陽、自然合力也と註させ給へるは、天皇の御生坐せるなれば、然も有べき御説なり、口訣にも已く一夜而有レ娠者神異也と云はれき）○未之信ば、私記に以三神巴旦奈良奉止於保之天一、又云、未巳止奈良岐止之乎と有て、今讀本にも此二訓有るは、其一夜にして孕み坐せる事を容易ならむと疑はせ御在しませるなり、即此に記紀に天孫之胤一云々、如何天孫之胤云々、第二ノ一書に是吾他神之子云々、是實天神之子者云々在む、女神より此實の事を以て誓ひ給へるは、右の傳ならむ實ならじの御言に對し奉れる者にて、此第五ノ一書に天孫曰、心之疑矣、故嘲之、第六ノ一書に皇孫疑之など有て、此を傳ならむと所思せるも實に非じと詔給へるも、共に怪しませ給ふ御心御在し坐すが故なるに、纂疏に皇孫未レ信者、世間常情、又欲レ發三神異一故也と注させ給へる、其世間常情と云ふは雄略天皇元年紀に、天皇與二一夜一而娠、遂生二女子一、天皇疑不レ養と有る類を斥て云ひ、欲レ發二神異一とは此無戸室に火を放ちて生給へる事を、第五ノ一書には其生坐しゝ後に天孫見二其子等一、嘲之曰、妍哉、吾皇子、聞喜而生之歟と有る、此御嘲に依りて女神の憤らせ給ひ、其御孫子共に室に入御在し坐して火を放たせ給ひけるに、害無くて出させ御在し坐しければ、其母親に我知二本是吾兒一、但一夜而有レ身、慮レ有二疑者一、欲レ使二衆人皆知二是吾兒一、并亦天神能令二一夜有娠一、亦欲レ明三汝有二靈異之威一、子等復有二超レ倫之氣一、故有二前日之嘲辭一也と有る、此御事に於ては神意なる可きに實に然こそは有りつらめ、（但其素戔嗚尊の御事御在し坐しける其始日神の意に疑はせ御在し坐しけるを、其男御子を生み奉らせ給へるに及びて、其日神も知二其素戔嗚尊元有二赤心一と瑞珠盟約章第一ノ一書に所見たり、此御意味なりしにこそ、

此事次に古事記を引て注るに考合す可し）〇雖ニ復天神ハ、第二ノ一書第五ノ一書には雖ニ復天神之子ニと有りて、此は瓊瓊杵尊の己尊の御事を詔給へるなるが、凡ては皇孫天尊の御上にては御兒神等を生み奉らせ給ふには、夫婦相副て御在し坐して御子を生成し給ふのみには坐さずして、奇異の御所為を以て産生び成出でさせ給ふ御事には御在し坐せども、此は唯一夜假初に與はしゝのみにて娠ませるを信しからずと不審しみ所思して、先づ天神の御上を詔ひ出させ給へるなり、〇一夜之間、第五ノ一書にも有るを共に比登用能加良爾と訓みたり、萬葉十八（十三丁）に、保登等藝須、比登欲能可良爾、古非和多流加母と有る是なり、又四（三十丁）に、直ニ一夜、隔之可良爾、九（廿一丁）に、一夜耳、宿有之柄二など有り、一夜之間とは一夜之故と云ふ事なる可し、古事記八十神段に其身皮悉風見ニ吹拆ニ故と有る故ノ字を訓み、皇極天皇七年御紀皇太子御歌に枳瀰我梅能、姑裒之枳舸羅儞と有るを、釋に表ニ慕ニ天皇ニ之故と注せる故字是なり、又仁德天皇御紀に故謂曰、有ニ涕人ニ耶、悶ニ己物ニ（カノオノガモノ）以泣と有るを、古事記には明宮段の末に在りて悶ニ己物ニと在りて、共に己我物加良と訓みたるも此の加良と同言なり、其外萬葉に數知れず多き辭なり、（私記には一夜之間ニ比止與乃安比太仁と訓めり、一夜の程にと云ふ事にて其も悪しとには非ざれども、猶加良と訓べし）〇令ニ人有娠ニ乎、第二ノ一書にも如何一夜使ニ人娠ニ乎と見え、第五ノ一書にも何則雖ニ復天神之子ニ、豈能一夜之間、使ニ人有身ニ者哉と有り、天神御子とは申せども、唯一夜の間に娶給ひ初させ給へるのみにして、爭でかは人をして令レ孕合はむやと疑惧て嘲り詰らせ給ふにて、是天神御子の其言を信しからずと疑はせ給へる所以、又此御言を承りて鹿葦津姫命の憤を發させ給へる所以にして、無戸室に火を放たせ給ひて奇異なる神事の此に出来れる所以是なり、〇汝所懷者、必非ニ我子ニ

載は、第二ノ一書に妾孕二天孫之子一、不レ可二以私生一也と申し給へるに對へさせ御在し坐して、疑レ非二吾之兒一歟と宣ひ、第五ノ一書にも懷二天孫之子一矣と白給へる由見え、古事記に此事に委しくして、故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身、今臨二産時一、是天神之御子、私不レ可レ産、故請、爾詔、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非二我子一、必國神之子と有りて、此に臨二産時一と有るを以て見るに、先に唯一夜御寢合の御事御在し坐し行させ給へるのみにして、其後には內寢に喚させ御在し坐す御事も且て御在し坐さざりしたる可し、一宿哉妊は右に謂ゆる一夜之間、令三人有二娠乎と有る是なり、又雄略天皇元年紀に童女君者、本是采女、天皇與二一夜一而娠、遂生二女子一、天皇疑不レ養（中略）天皇曰、何故問耶、目大連對曰、臣觀二女子行步一、容儀能似二天皇一、天皇曰（中略）然朕與二一宵一而娠、産レ女殊レ常、由レ是生レ疑、大連曰、然則一宵喚二幾廻一乎、天皇曰七廻喚之、大連曰、此娘子以二清身意一奉レ與二一宵一、安輙生レ疑、嫌二他有一レ潔、臣聞、易二産腹一者、以レ褌觸レ體、即便懷娠、況與二終宵一、而妄生レ疑也、天皇命二大連一、以二女子一爲二皇女一、以レ母爲レ妃と見えたるも事の状は似たりける事なり、是非二我子一とは我令娠たる御子なるには御在し坐さじとなり、必國神之子と指定めて詔給へる所以有る事なり、其は右に注せる如く播磨風土記に出雲都伎佰里（上下々）大神之妻許乃波奈佐久夜比賣者、其形美麗、故曰二宇努加一と見えたる、大神とは伊和大神にして即大己貴神の御事なるが、此に妻と有るは若くは妾と嫡の同じきより誤れるにて、實には大山津見神の御女には御在し坐せども、天神御子に奉らせ給はむ爲に其大神の御許にて奉らせ御在し坐しけるを、其大神の八十隈に隱れさせ給へる後は、其御子玉勝山勝其貴神に渡し聞えさせ給ひて其國圖にて傳き奉り置かしけるを、其神より獻して天神御子に奉らせ給ひけるから、一夜の間に娠まし

御事を疑はせ御在し坐して、然る御疑の御言は詔給へりしにてぞ御在し坐すべき、此時の女神の御言にも吾妊之子、若國神之子者、產不レ幸、若天神之御子者幸と申させ給へるにも、國神と云ふに甚く力を含させ給へるにても其意を明らめ可き御事なる事ぞかし、(若し然る時は大己貴神の國土は已に避け奉らせ給へれども、此女神の生み奉らせ給へる御子若其國神のならむには甚じき事の穢れとも成る事にて、御供の神等にも疑はれ奉る時は、天神御子と爲て傳き奉らせ給はむにも異論の出來べき事を遠く慮り御在し坐して、其奇異を顯はさせ給はむ爲に疑はせ給へる事有に注る如くなりしなる可し、但此女神の御上に於ては實跡に貞婦不レ見ニ二嫁一、雖且忿且恨、理宜レ然也と有が如くにて御在し坐すべき事申すも更なり)○故鹿葦津姫忿恨は、第二ノ一書には木花開耶姫甚以慙恨と見え、第五ノ一書には故吾田鹿葦津姫乃慍之曰、何爲嘲レ妾乎、天孫曰、心之疑矣、故嘲之(中略)是以吾田鹿葦津姫益恨とも所見たり、其我御子に非じと疑はれ奉りしを御心に慍ち給ふと雖も、固より然る怪しき事の御在し坐さざりし故に恨忿らせ給ひて、誓之牢乞と其清き心を以て貞操に仕奉らしし御事を顯し奉らせ給はむとなり、○無戶室、第二ノ一書第五ノ一書にも出でたるが、今譯本には其側に登那志夜と云ふ訓有り、卽戶の無き屋なる由なり、借此なるは私記に無戶室宇津牟呂と有る是なり、和名抄居宅類に室(無戶附)白虎通云、黃帝作レ室、以避ニ寒暑一(音七、和名無呂)日本紀云、無戶室一(和名宇豆無呂)と所見たる、借此を古事記には卽作ニ無レ戶八尋殿一、入ニ其殿内一と有る、其無レ戶と云ふは傳二十八日本之言語山の件に注せるが如く、播磨風土記に八戶掛須御諸命と申す神名を載せたる八戶掛須と云ふは、凡て塗室と申す物は御戶を以て門閇みて室の狀に塗りかに造り奉るを以て然云へるを、此に其とは表裡にて土を以て塗むる爲に始より戶を

造らず何ぞや」と言へる故に更に無戸とは云ふなり、其八尋殿と云ふは御子を生み奉らせ給はむ為に作らせ給へるにて、□□る□□□□□□なり、允恭天皇七年紀に適産大泊瀬天皇之夕、天皇始幸藤原宮、皇后聞之恨曰、（中略）今妾産之、死生相半、何故當今夕、必幸藤原、乃自出之、燒産殿而將死と有る事は異なれども、此の様に何□ひたるを思ひ合す可し、借日紀に無戸室、無口土室と有るが如くにて、中を空虚にして外より塗籠るを云へるなれば、右に無戸八尋殿と云へるも實に其状なる事其下に、入其殿内以土塗塞と有るにて灼然き言なり、然て其室と云ふは空虚の義たるにて、上にも挙たるが如く神功皇后紀に今御孫尊所覩之國、譬如鹿角、以無實國也、と有る無實を字鏡無と訓み、又欽明天皇二年紀には虚ノ字に其訓有り、又萬葉十一（四十二丁）に、住吉之、濱邊寄云、打背貝、實無言以、余將戀八方と有る打背貝は、借字空貝にて内の空虚なる貝なるが故に貝の無實を云へり、又靈異記に虚□之と有るは□身の□たる事今更に云ふまでもあらざれども、蟬の殻をも空蟬と云ふ故に其字を借りて用ゐる事なり、源氏物語（十一丁）に、空蟬の身を易てける木の下に、猶人がらのなつかしき哉、と有るを、□漢抄に文選に蟬蛻と書けり、空蟬を蟬の蛻したる貌に比へて云へり、と見え、花鳥餘情に蟬の蛻たるを身を易ふと云ふ、人がらは蟬の殻に寄せたるなり、と有るなり、然れば凡て字義と云ふは内など云ふに同じく、外に隔つる物有りて其中の空虚なるをなむ云ふめる、本草和名に牛□洞（□景注云、□作□□□也）和名宇都保乃岐と有るは、木の空虚なる所に在る虫の謂なり、又和名抄（仁部上音□□□、下之居反）一名巨骨、一名楊櫨、一名姓田、一名空疏、和名宇豆木、又楊櫨木、一名楽□、和名宇都木と有るは共に俗に云ふ空木の事なり、（又弓矢具に空穂と云ふ物有るも中を空虚にして箭を盛る

料の名なり、又料物を宇都波技能と云ふも空塡物の謂なり、又機花葉葉に宇都保柱と云ふ物名有るも空柱と云ふ事な
る可く、又句略に椅艅と云ふ字有るを空中木爲レ舟也と注せれば、是虚舟と云ふもの成る可し、又神舟とも作り、又播
磨風土記に揖保郡室原泊、所ニ以號一レ室者、此泊防レ風如レ室、故因爲レ名、又讃容郡室原山、屏レ風如レ室、故曰ニ室原一と有る
なども室と云ふ物の形を注せるに似たり、又宍禾郡宇波良村、葦原志許乎命占國之時、勅此地小狹如ニ室戸一、故曰ニ室
戸一とも見えたり)○入ニ居其ニ内は、第二ノ一書には入ニ其室中一と見え、第五ノ一書にも入ニ居其內一と見え、古事記には
入ニ其殿內一と有り、借此の其内を曾能那迦爾と訓み、入居を伊理許母理氐と訓みたるに、金澤本には伊理麻斯氐と訓
みたれども、此は伊理夜理と訓むべきにや、神武天皇戊午年御製歌に於佐箇廼、於朋務露夜珥、比苔瑳破而、異離烏
利苔毛、比苔瑳破而、枳伊離烏利苔毛云々と有るを、古事記にも意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、伊理
比登佐波爾、伊理袁理登母云々と有る例是なり、(右に入居を伊理許母理氐と有る、此例未だ見當らず、若し然訓べき
とならば第五ノ一書に入居を許母理麻斯と訓むなむ宜しかる可き、此言は傳十七卷に已に注せり)○言之曰は其名の
御言を立てさせ御在し坐して、其處在の状を天神御子に示奉らせ給はむ爲なり、○吾所娶、第五ノ一書此に同じ、第
二ノ一書に吾所娶と有るも娶と婚と字の異なるのみなり、共に古事記に吾娶之子と有るに據りて所娶を波比米志古
と訓むべし、○若非ニ天孫之胤一は第五ノ一書には、若非ニ天神之胤一者と有り、私記に非ニ天孫之胤一を安米乃美麻乃美
古爾阿良須波と有り、此天孫の字の事は傳十四に注るが如く古事記に天神御子と有るを改めて書かれたる者なりけれ
ば、其二字を然訓むべき謂本より御國の讀法には在りけれども、此天孫之胤を第二ノ一書に天孫之子と云ふ所

も有るに就ては天神御子之御子と訓むべき所ながら、煩はしかりければ第五ノ一書の如く訓める言なる可し、古事記にも皆天神御子者と書されたる、是は屋大人の云はれし如く幾重の御末と申せども凡て天神御子と稱し奉る言の常なるを以てなり、第二ノ一書には此と同じ所を是若他神之子者と有るは、天神御子ならぬ他の子ならむにはと云ふ事にて、抑非吾之兒歟と詔給へるに對ひて申させ給へるなり、古事記には若國神之子者と有るは是非吾兒子必國神之子と有るに答へさせ給へるにて、此國神と云ふには大に異義は有る所以有る事有に註せるが如し、(良海本には此の天孫之胤を二所共に天御孫之胤と有りて御ノ字一字衍れるは、其本の例に皇孫を天皇御孫と作ると等しく古きなる可し、但天孫にても天御孫にても阿米美麻と訓むは後人の誤なり)〇必當蕪滅は、第五ノ一書には必亡と有る亡ノ字、夜麻字曲武と訓めり、私記には此の當蕪滅を也介保呂比奈牟と注されたる、即萬葉十五(三十丁)に、也伎保呂煩散牟、安米能火毛我毛と有る、其は燒く方に屬て云ふ故に也伎なるを、此は燒ゆる方より云ふ故に也介にて能く相叶へり、(古事記八十一葉に以ㇾ火燒ㇾ似ㇾ猪大石ㇾ而轉落、爾追下取時、於ニ其石一所ニ燒著一而死、又雄略天皇前御紀に圓大臣の宅を圍ませ給へるに、其事を記にも事を申せるぞ、天皇不ㇾ許、縱ㇾ火燔ㇾ宅、於是大臣與ニ黑彦皇子眉輪王一、俱被ㇾ燔死と有るなどは燒亡さるゝにて死と同じなり)〇當貴天孫之胤は、良海本には天孫を天御孫と有り、第二ノ一書に是實天孫之子者、必當ニ全生一、第五ノ一書にも如其天神之胤、無ニ所害一、古事記にも若天神之子者幸など有り、此に當と有るは上に皇孫未ニ之信一曰云々と有る故に申させ給へる御言なるが故なり、〇火不ㇾ能ㇾ害は、事既に火不ㇾ能ㇾ害、古本心傷碍一、誰ニ能害一、故能頭ニ火焼一、令ニ不ㇾ燒也と注させ給へるが如し、當ニ不ㇾ能ㇾ害者は私記に、也介奉古奈布止要

太波須出以比らと言ふは、右の當藝志に對へて共に也介の言を上に置ふたり、然るに全譯本に會許那波日と訓みたるは少か言見えざるが如し、大凡此の所の反對の言共を今並べ見るに、先づ第二ノ一書に必不レ幸矣と必當全生と對ひ、第五ノ一書には必亡と無レ所レ害と對ひ、古事記には不レ幸と幸とを對へられたりければ、必其對へる言を立して訓まずは得有るべからざるなり、故今は私記に據りつ、（通證に雜花經曰、耶輸多羅比丘尼之子羅睺羅往昔、佛出家之夜在レ於六年一誕生、大臣等疑レ之、耶輸多羅抱レ子放レ火投レ之、子不レ燒、是則持言也と有り）〇放レ火燒レ室は第五ノ一書此に同じ、第二ノ一書に以レ火焚レ室と有るも共に火燒都氣氐室襃夜久と訓み習はしたり、其行ミ眞圖十年御紀に放火を肥都久と訓める例是なり、古事記には方二產時一、以レ火著二其殿一而產也と見えたり、此の續に依つて考ふるに、御子產み坐さむと爲る際に當りて其無戶室の內に入らせ給ひ、埴土を以て塗塞ぎ訖を治て、內より火を著けて燒かせ給へるなり、但此は鹿葦津姬命一夜の間に孕み坐しゝ故に疑はれ奉られしを以て、神祇に請して誓ひ給ひ、其正實を知られ奉らむとて如此く爲させ給へるにて、應神天皇九年御紀に天皇則推二問武內宿禰與二甘美內宿禰一、於レ是二人各堅執而爭レ之、是非難レ決、天皇敕レ之、令下請二神祇一探湯上、是以武內宿禰與二甘美內宿禰一、共出二于磯城川湄一、爲二探湯一、武內宿禰勝レ之、允恭天皇四年御紀に詔曰（中略）或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷二萬歲一、是以一氏蕃息、更爲二萬姓一、難レ知二其實一、故諸氏人等、沐浴齋戒、各爲二盟神探湯一、則於二味橿丘之辭禍戶𥑐一、坐二探湯瓮一而、引二諸人一令レ赴曰、得レ實則全、僞者必害、（盟神探湯、此云二區訶陀智一、或泥納レ釜煮沸、攘レ手探二湯泥一、或燒二斧火色一、置二于掌一）於レ是諸人各著二木綿手繦一而、赴レ釜、探レ湯則、得レ實者自全、不レ得レ實者皆傷、是以故詐者、愕然之豫退無レ進、

自是之後、隼人自次、更無辟人、又續紀天皇二十四年御紀に日本人某[illegible]、[illegible]決、先[illegible]判、[illegible]野臣[illegible]曰、[illegible]不得、[illegible]、[illegible]と有るが如く、[illegible]して[illegible]の[illegible]を[illegible]むる事上古の風俗なる者なり、([illegible]天皇[illegible]年[illegible]に[illegible]の火[illegible]を生み奉らせ給ふ[illegible]に有りて、天皇[illegible]原宮、[illegible]、根之目、云々、乃自[illegible]之[illegible]、[illegible]と有るは、[illegible]に依りて[illegible]むと[illegible]へるにて[illegible]とは[illegible]なり)の始起[illegible]は、[illegible]むる事にはあれども、茲にては[illegible]の中より化生ませ給へる[illegible]如何なれば、始[illegible]と訓むべきなり、第二ノ一書には[illegible]時、[illegible]云々、第三ノ一書には[illegible]時、[illegible]云々、第五ノ一書には其火初明時云々と云ふ同事なり、但[illegible]本には此火なる生出之見と化生之見と作れば、[illegible]めて起れる烟にて化生ます事として此一柱をば生み奉る御子ならざる由に取りたるが、然る時は[illegible]て[illegible]る[illegible]にてぞ有ける、○生出之は、阿礼[illegible]と訓むべし、[illegible]本には化生之と有り、其義は[illegible]に已に注せり、○火闌降命、下に火闌降、此云[illegible]と有り、右に注せるが如く古に火明命、古事記に火照命と有るなども[illegible]の亦御名なるが混ひて[illegible]の如く成れる者なり、[illegible]第二ノ一書第三ノ一書第六ノ一書には、火酢芹命と作れたる、此は古事記に火須勢理命、[illegible]に[illegible]命、隼人[illegible]には[illegible]と有ると同じく訓むべし、第五ノ一書には火進命と作れたる、其は[illegible]と訓むべきなり、又[illegible]には[illegible]と有るなり、[illegible]の如く[illegible]又[illegible]又須々[illegible]とも有る事なれども共に[illegible]なりけり、此御子の御生坐する事を第二ノ一書に[illegible]起時と有り、第三ノ一書に火炎盛時、第五ノ一書にも火盛時、古事記にも其火[illegible]時と有て、[illegible]の[illegible]れるは[illegible]の[illegible]む

なり、火の盛に燒くるは火の進み極まれるなり、何れに取りても其進む意に於て異ならざるなり、借音には其能とも又能を略きて須とも云ひけるなれば、能ノ字を加へも略きもして申し言へるなりけり、名義火は右に旅ふ火進意と有る火是なり、須素里は傳六に注せるが如く、素賣鳴尊と申し奉るは進雄尊と申し奉る義なり、十三に注せるが如く須勢理毘賣命と申すは進姫命の義なり、又孝靈天皇二年御紀の彦五十芹彦命（亦名吉備津彦命）と有るを、古事記には大吉備諸進命と云ふ御名にて、孝安天皇紀に收られたるは亦名の混るに、記傳廿一(四十六丁)に、伊佐は須勢理は火須勢理命の須勢理と同じくて進む意なり、又書紀の一書に火進命とも有るを以て知るべし、彼大吉備諸進命も此異字を傳へ誤れるなるに考へ合す可し、續紀廿五に伊豫國人周敷連眞國等二十一人、賜姓周敷伊佐世利宿禰と有るも勇進の義なる可し」(取意)と云はれたるは然る言なるに、私記に此火闌降を保乃太介素里と有るは心得ぬ事には在れども、太介は火の熾に燃るに云ひ、素里は右の如く進にて委しくは然も唱へ奉りし者なる可くや、借又此火闌降命の御事を記傳十六(四十四丁)に、須勢理は須素里須佐利も同音にて進と同意なり、萬葉十七(四十丁)に、越國立山長歌に之良久枳能、知迭乎於之和氣、安麻曾々理多可吉多知夜麻と有る安麻曾々理も、此山の甚高く秀て天に進み登る状なるを思ひ合す可し、俗に人心の浮立進むを曾々流と云ふと同じ、然るを書紀に此御名を火闌降とも書かれたる文字は撰者の誤にてぞ有りける」(取意)と云はれしは然る言なから、火進は正字火闌降は火醂芹と書れたるも同じ事にて借訓の字なりければ、此字義に就て云ふ說は中々なる誤なる可きなり、(闌は字書に蘭也殘也と注せるに、舊事紀に闌を取曾と有るは曾意の字たるを以て、闌を須素に借用ひられたる可く、降を里と訓むは於里の略訓なりければ、此火

闇降の字義を求めて云ふべきに非らざるなり、火闇降の字義を以て説くべからざる時は、又火闇降の字に泥む可きに非ざる可し、俗中臣祓に闇降云下也、此云須曾里、云以_種之爲_茎_者也と云へるは大なる解説なり）此神の御名の義暗はしも倶に大系譜を見るに、初國主乃須佐之男命、其子阿那美命と申す有り、阿那美は古事記猿田毘古神の阿那訶は求食伊ならざるに等しく求食浦と云ふ事にして、御父神の海幸彦に坐すに由有り、孫小椅宇志命譜に、阿多之小椅君也と見え、又に吾平津媛命譜に伊波禮天皇妃と有るは、古事記白檮原宮段に故坐_日向_時、娶_阿多之小椅君妹名阿比良比賣、生子云々と有るに合へり、三世孫吾都都耳命、四世孫奥丹美志命、五世孫薩日久流命、其子二人有り、是を阿多苑田比命と云ひて六世孫なり、弟を薩摩君相葉命と云ふ、系図に在り次に云ふべし、七世孫夜麻等古命譜に曽於君曽於川上と有るは、姓氏録（右京皇別大孫）に坂合部火闇降命七世孫夜麻等古命之後也と有るに合へり、八世孫片岐櫛の片岐は間彼と訓むなるにや、和名抄郡名に薩摩國日置（比於木）と有る、此字姓氏録に比間彼と訓むなるを思ひ合すべし、九世孫吹知、十世孫武吹知譜に纏向日代宮御宇被_殺害_と有るは、景行天皇御世十二年に天皇の言向させ給へる熊襲梟帥に厚鹿文迮鹿文と云ふ者有り、其廿五年に日本武尊の言向させ給へるに、熊襲有_魁帥者_、名取石鹿文、亦曰_川上梟帥_と見えたれば、吹知は厚鹿文迮鹿文に當り、武吹知は川上梟帥に當れるにや、十一世孫佐久、十二世孫佐隈、十三世孫伎部、譜に難波高津宮御宇日佐、賜_大隅國造_と有は、國造本紀に大隅國造、纏向日代朝御世、治平隼人同祖初小、仁徳帝代市乃日佐_賜_國造_と有る是なる可きが、日佐は通國の某と云ふ事なりけむを國造に任され奉りしなる可し、然して此一統は阿多御手犬養、阿多隼人、阿多忌寸、薩谷部大角隼人等の祖なる由註せり

と雖も、實には大角隼人と坂合部のみ此流にて、餘は大なる薩摩隼人にて別なり、(但姓氏錄右京神別下天孫に、坂合部宿禰火明命八世孫邇陪宿禰之後也と有る火明命を、一本に火闌降命と有は誤にて右の坂合部とは別なり、其混ふる事勿れ、又此阿多御手犬養の事は此と姓氏錄と合はざる由次に云ふべし、其餘も右等の隼人の事共を合せて大なる是隼人等始祖也と有る下に委しく述ぶべきなり、唯其系統をのみ主と立て注せるなり、其川上梟帥の事は上を見るべし)其五世孫布自久流命より二流に支れて六世孫薩摩若相樂命と云ふ有り、此時は吾田國と云て未だ薩摩と云ふ國號の非ざりし程なりければ、和名抄郡名に薩摩國薩摩と有る此地に因れる名なる可し、姓氏錄(右京神別下天孫)に、阿多御手犬養、火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也と有るは世數合へりと雖も、右の阿多茂田比命の屬なる可きを云ふ不審しき事なるに就て思ふに、其命は吾田より熊襲に移り住まれたりし故に阿多とは冠ぶらせ云へるにこそ有れ、其實は大隅隼人又曾乃公等の祖なるにて、阿多と云ふ氏の限は悉く此統なる可き事次に云へるを以て知るべきなり、七世孫古志岐命譜に薩摩隼人君と有るに、彼は大隅隼人の祖なるに對ひて此は薩摩隼人の祖なる謂是なり、古志岐は和名抄郡名に薩摩國甑島(古之木之萬)鄕名に同郡甑島と有る此地名なる可し、八世孫糠比止と云ふ標は通名にて糠比止は例の隼人なる可し、九世孫東南訶理、十世孫知夫、十一世孫吉阿世、譜に纒向日代朝被殺了と有るは、右の大隅隼人祖なる武吹知と共に罰なはれ奉りしなる可し、十二世孫神吉、十三世孫志我利、十四世孫伊見我里、譜に高津宮朝代日佐賜薩摩直と有るは、國造本紀に薩摩國造、纒向日代朝、代薩摩隼人等鎭之、仕奉日佐改爲直と有る代に薩摩隼人等は、其十一世孫吉阿世の事なる可く、日佐改爲直は右の大隅日佐を國造に任されし如く此も薩摩國造

たりけむを、薩摩君の姓を賜ひて國造に任されたる由なめり、新猿樂記に大君夫高名相撲人也、其方則薩摩氏長之倫類也と見え、宇治拾遺に相撲人の事を薩摩の氏長と云ひ、太平記八に薩摩國の住人[illegible]三郎兵衛と中村は薩摩氏長が末にて云々、など有るをも思ひ合す可き者なり、十四世孫曾婆訶理、書に仕二墨江中王一殺了と有は、古事記若櫻宮段に水齒別命に就奉らして、欺下所レ近二習墨江中王一之隼人、名曾婆加里上云、若汝從二吾言一者、吾爲二天皇一、汝作二大臣一、治二天下一、那何、曾婆訶理答白、隨レ命、爾多祿二給其隼人一曰、然者殺二汝王一也、於是曾婆訶理、竊伺二己王入レ廁、以レ矛刺而殺也、故率二曾婆訶理一上二幸於倭一之時、到二大坂山口一、以爲、曾婆訶理爲レ吾雖レ有二大功一、既殺二己君一、是不義、然不レ賽二其功一、可レ謂レ無レ信、既行二其信一、還惶二其情一、故雖レ報二其功一、滅二其正身一（中略）爾取二出置レ席下一之劒、斬二其隼人之頸一、乃明日上幸と有り、此を同天皇紀には時有二近習隼人一、曰二刺領巾一と有るは同じ人の事なる可し、但其系譜に此を日下部と有るは、和名抄郷名に薩摩國谿山郡久佐と云ふ有り、此に住みたる可し、姓氏録（攝津國神別天孫）に日下部、阿多御手犬養同祖、火闌降命之後也と見えたる是なり、（同書攝津國皇別に日下部宿禰、出レ自二開化天皇皇子彦坐命一也、又未定雑姓に日下部首、日和伎命六世孫[illegible]之後也と有るなど、一は宿禰なり一は首にして、其日下部なる長なれば本より別なり、神名式に攝津國住吉郡大海神社と有る、其處古の日下なる可し）○是隼人等始祖也の七字、良瀬本には大字にて本行なり、又前田本も同じく大字に作れり、海宮遊行章には其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也と見え、古事記には火照命と火須勢理命とを別神に擧て、其火照命の下に此者隼人阿多君之祖と書されたるは、其亦名の混れて別神の如く傳はれる者なり、但書紀に謂ゆる隼人等の等

ノ字は大隅薩摩兩國の隼人を始として、五畿內及近江丹波紀伊等の諸國に在る隼人までを併せられたる者なり、記傳十六（四十一丁）に、隼人は波夜比登と訓べし、和名抄にも隼人司波夜比止乃豆加佐と有り、隼人と云ふ者は今の大隅薩摩二國の人にて、其國人は絕れて敏捷く猛勇きが故に此名有るなり、古書に猛勇きを波夜志とも登志とも云へれば、波夜と云ふに猛勇き意も有るなり、隼ノ字を書くは迅速き事此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、景行天皇仲哀天皇の御世頃熊曾と云ひし者も是にて、即其國を熊曾國と云ひき、又其を隼人國と云るは續紀二に、大寶二年、先レ是征ニ薩摩隼人一時云々、唱更國司等（今薩摩國也）言云々と有る唱更是隼人なり、拾芥抄改名所々部に薩摩國元唱更と有り、職員令隼人司義解に、隼人者分番上下、一年爲レ限云々と有る意を以て其國唱更とは書きたりしなり、今薩摩國也とは續紀撰ばれし時の注なり、萬葉三（十五丁）に、隼人乃、薩摩乃迫門、六（廿二丁）に、隼人乃湍門など云へるも國名なり、孝德天皇御紀に謂ゆる薩摩之曲、右に引ける續紀に薩摩隼人、萬葉に薩摩之迫門など有る薩摩は國名には非ず隼人國の中の地名なり、後まで薩摩郡有れば其邊の名にぞ有りけむ、其を薩摩國とは後に改められたるなり、偖隼人とは今の大隅薩摩二國の人を云へる中にも、隼人國と云ひしは今の薩摩國の域なる可し、大隅は和銅六年に日向より分れたる國なればなり、但上古には薩摩まで係けて日向國とも云ひしかば、其中に薩摩より大隅係けてを殊に隼人國と云ひしにも有るべし、偖國名の薩摩と改まりしは大寶より靈龜までの間なる可し、其故は右に引ける大寶二年の紀には唱更國と有りて、養老元年の紀に始めて大隅薩摩二國隼人と有る、此薩摩は既に國名となればなり」（取意）と云はれしは甚委しき考なり、但右に謂ゆる熊曾は大隅隼人にて、續紀に出でたる曾乃君是なり、

云なる薩摩隼人は阿多隼人にて、其姓二にこれたりし者と見ゆめり、其事大に分ち注す可し、又隼人の名義は古に云はれたるごとくなるは、漢籍に隼兵(ハヤリヲノヘイ)と云ふ事あるに比に精神勇兵と書けるがなるが、宣に隼八世、隼八勇也、書証隼其他之同と見え、字鏡に隼五に隼の隼甚の者也云々、靈異記隼にも隼種の者武者に近勝云々と有る是なり、又前に注せる如く又波に勇心など、又は人にも馬にも迅疾と云ふ語の中昔の書共に多く見ゆるは皆古語なりと云ふべし、猶古の中世国と書かれたるは史書要にも見え、隼人正資と有る正字に、隼人は中世の古へ行也者と有る其上取られたる者にして、古に引れたるや職員令に、隼人者、分番上下、一年為限と有るに尤に能く當れる者なり）偖先づ大隅隼人阿多隼人二流有る事より云ふべし、古に挙げたる系記に據りて考ふるに、火闌降命の孫に小橋君志許と申す有る是阿多之小橋君也と見え、六世孫に阿多寵田北命と云ふ有るを思ふに、火闌降命の生坐しゝ吉田國に住まれしなりけり、然れば古に云はれし如く薩摩國にて阿多國と云ひし處に住着有りけり、然るを七世孫夜麻等古命に至りて贈於君居て贈川上と見えたるに、此時に至りて熊襲國に移り住まへりし者と見ゆ、是謂ゆる大隅隼人にて、其阿多寵田北命の子孫は猶阿多に居れるぞ其國に留れるが、其子孫は後に阿多隼人と云へるものなりける、其相並べ云ふ例は天武天皇御紀十一年に、隼人多來貢方物、是日大隅隼人、與阿多隼人、相撲於朝廷、大隅隼人勝之と見え、其末持統朝天皇御紀ら我朝に仕へし給しける時に、大隅阿多隼人云々各隷之と有る、此を大隅之の如く讀むは非なり、大隅與阿多隼人と云ふ語なる事上下に照應せて心得べし、持統天皇紀朱鳥元年にも於て隼人大隅阿多魁帥、各領己衆、互進誄焉、又續紀、隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人、各帯貢と見え、其九年に薩摩隼人大隅阿多と有は、阿多の二字を脱され

しか、次に觀ニ隼人相撲於西槻下一と有るを、右の白鳳十一年御紀に合せて思ふ可き者ぞかし、隼人司式に凡大衣者撰ニ譜第内一、置ニ左右各一人一、大隅爲レ左、阿多爲レ右、教ニ導隼人一、と有る大衣は大兄と云ふ事にて、畿内及近國の中より左右各一人の長に補されたるを云ふ、次に云ふを見合す可し、備其阿多隼人と云ふは右に引ける天平二年御紀に所見たる薩摩隼人是なり、淡路天皇天平寶字八年御紀に、大隅薩摩隼人相替と有るを以て其然る所以を思ひ定む可し、（但右の式文を引て傳記十七卷五十八丁に、大隅阿多とは其國の人を云ふに非ず、先祖の出たる地を以て近國なるをも大隅隼人阿多隼人と別ち云ふなり、備大衣と云ふは右の近き國々の隼人の中にて二人を擇びて補たる者なり、續後紀に山城國人右大衣阿多隼人逆足と云ふ人見えたり」と云はれたり）其大隅隼人は右に注せる景行天皇御紀に謂ゆる熊襲梟帥又川上梟帥と云へる是なり、熊襲と云ふは古に襲國に住まへりしを以て云ふ稱にて、大隅國贈於郡贈於郷と云有る是なり、川上と云ふは上に引ける襲山考に正長二年（十月廿五日）日ニ伊季一者、記ニ上小川里山野境一云、西是ニ隼人城一、乾隅境ニ弟子丸名一之類、皆是ニ以證ニ其當時一焉、上小川里、舊名ニ曾小川一、而所レ謂梟帥居ニ其川上一、故曰ニ川上梟帥一、其云ニ曾小一則曾於訛、後分ニ上下一、今爲ニ村名一、隷ニ國分郷一と有る是なり、然れども共に大隅隼人にて二流有るに非ざるが故に通じて唯に熊襲とは云ひしなりけり、然して其類の長と爲て代々居住へりしかば、此を以て其の姓を賜はせたりけらし、天武天皇十四年御紀六月に大隅直賜レ姓曰ニ忌寸一と見えたるは、續紀に天平元年七月己酉、大隅隼人等貢ニ調物一、辛亥大隅隼人姶孋郡少領外從七位下勳七等加志君和多利、授ニ外從五位下一、自餘叙位、賜レ物有レ差と有り、同十二年十月壬戌藤原廣嗣を令ニ征伐一給へる所に、隼人贈於君多理志佐申云、逆賊廣嗣謀云、從ニ三道一往、即廣嗣自

率ニ大隅薩摩兩國隼人等會五千人許一云々往と有て、此を隼人と有は倭の大隅隼人なり、翌十三年閏三月乙卯、授ニ外正六位上曾乃君多理志佐外從五位下一、同十五年七月庚子、天皇御ニ石原宮一賜ニ饗於隼人等一と有るは兩國のなり、其所に授ニ外從五位下曾乃君多利志佐外正五位上、外正六位上前公乎佐外從五位下一と有る前公は、肯曾乃公なる可し、天平勝寶元年八月壬午、大隅薩摩兩國隼人等、貢ニ御調一、并奏ニ土風歌儛一、奏事訖授ニ外正五位上曾乃君多利志佐從五位下、外從五位下前君乎佐外從五位上、外正六位上曾縣主云々並外從五位下一と見え、天平寶字八年正月丙戌、大隅薩摩等隼人相替、授ニ外從五位上前公乎佐外正五位下一と有るは餘は薩摩のなり、神護景雲三年十一月庚寅、天皇御ニ南殿一、大隅薩摩隼人奏ニ俗伎一、外從五位下加志君和多利、授ニ外從五位上一、外正六位上曾公足麻呂、大住直倭上足六位上、大住忌寸三行并外從五位下日佐隼人賜ニ物有ニ差一など見えて、曾乃公曾縣主等は和名抄に大隅國囎唹郡有るなり、大住直大住忌寸等は同抄に大隅郡大隅鄕有る地なり、其外贈於郡少領なる加志君は同抄に姶羅郡鹿屋鄕有るは、思ふらくは其を居に誤れるにて鹿屋郡と云ひけるなりつらむかし、上にも注せるが如く日尾國柱底に止上六所大權現(在ニ贈於郡贈於鄕宮八村一、杵宮宮の社と云ふ)本紀彦火火出見尊豐玉姫命、左彦々杵尊木花開耶姫命、右鵜不合尊玉依姫命、社傳云、止上神社は景行天皇熊襲を討ち給ひし時神の奇威を頼給ひし故に御勸請なり、往古は當社より東の尾崎山の頂に在りしを、養老歳の昔今の處に遷宮すと云ふ、又此宮の例祭に正月七日王の御幸とて神輿を守下し、同廿二日まで行宮にて神供を奉るの祭有りしを、慶長の頃に至り其式は行はれず成りぬとぞ、但其前幣布の神衣天冠寶刀等僅に存めて今に存す、是王の御幸の裝束なり、又隼人塚と云ふ事有り、其式は社の西方數百步に隼人塚と云ふ田中に小さき叢林有り、俗に

隼人塚と云ふ、正月十四日に釣鉤の獲物野猪肉鹿肉を三十六本の串に貫き地に挿立て牲とし祭る、隼人を誅せし時の故事を傳ふと云ふ、又大隅神社(三〇の社とも云ふ、本社の鳥居邊に在り)を祭る火闌降命、土人大隅の神主神と稱すと云へり、麑山考に其隣郷國分亦有隼人城、遺墟在於要險所、蓋火闌降命以來、薩隅隼人所世居也と云へるは實に然る事なる可にこそ、(然れば上に注せるが如く大隅國造は大隅隼人なりしからに、國造に任され奉りし者なるが故に、右の如く君又は直又は忌寸又は宿禰などの姓を賜はりし者なるが、火闌降命を大隅の氏主神と申し、或は隼人城隼人塚と云ふ名の傳はれるにても從々其地に住まへりし事知られたり、但右の内加志君は神名式に薩摩國出水郡加紫久利神社有り、和名抄に同郡借家郷有るは借薬にては非ざるか、又高城郡合志郷と有るも加志と訓むには非ざるか)

薩摩隼人は右に注る如く阿多隼人是なり、其阿多隼人の流國中に蕃息り住へるから古く唱更(ハヤトノクニ)國と云ふ名は有りしなめり、續紀に天平元年七月己酉、大隅隼人等貢調物と有るは兩國のなる可きに、加志君の次に外從七位上佐須岐君夜麻等久々賣、並授外從五位下、同十五年七月庚子、御石原宮、賜饗於隼人等と有て、曾乃君前君の次に授外從五位上佐須岐君夜麻等久々賣外正五位下と有る佐須岐は、和名抄郷名に薩摩國鹿兒島郡在次(サスキ)と有る此地の君なる可し、東大寺文書薩摩國天平十八年正税帳に、大領外從六位下薩摩君福志麻呂、主政外少初位薩摩君宇志々と見えたり、又續紀に天平寶字八年正月丙辰、大隅薩摩等隼人相替と有りて、前公の並に授外正六位上薩摩公鷹白、薩摩公宇志、並外從五位下、神護景雲三年十一月庚寅、天皇臨軒、大隅薩摩隼人奏俗伎、外從五位下薩摩公鷹白授外從五位上、正六位上甑隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都並外從五位下と有て、加志君會公大住直大住忌寸と共に並出でた

り、薩摩公と云ふは和名抄に薩摩郡有る此邦の君なる可きか、右に引ける記傳に大隅より薩摩までの間に既に國名と成れゝば、其一國に直なる可きを云ふも更なり、但右に注せるが如く國造本紀に薩摩國造、纒向日代朝、役薩摩隼人等、國造とす、仁徳朝代日佐改爲直と有る、其薩なるには違有るまじき者なり、儀隼人に一本薩摩隼人に作れり、和名抄郡名に薩摩國甑島(古之木之萬)郷名に同郡甑島と有る是なり、然れば古に吾田君と云ひしは所ゆる阿多隼人の事なりけるを、大寶二年紀に薩摩隼人と書されたる、其頃より薩摩君の姓を賜ひけむなり、本國には無くなりて京畿に在るは、已く別れたりしからに後まで阿多隼人にて遺れるなる可し、上に注るが如く神代より其國の古名をば吾田國と云ひし故に、其國の隼人をば阿多隼人と云ひけるを、其隼人の本國なるを以て薩摩國と云ひけるが、後に薩摩國と改まりし故に薩摩隼人とは云ふ事と成れるにぞ有るべき、(其吾田の地に阿多隼人の古蹤なき有るや國人に尋ぬ可し、日置郡往誌に竹屋大明神社、在阿多郡鷹屋郷宮原村、今作鷹屋、竹屋郷より子方二町許に在り、神社日本神號等とす、主祭本殿彦火々出見尊、東宮火闌降命、西宮大明命、例祭九月九日、此神社今は同所内山田村の竹屋崎竹ケ尾に在りと云へり、此は火闌降命を祭りて隼人の仕へる古蹤なるにこそ)雜記帳十七(五十九丁)に、清寧天皇四年御紀に秋八月丁未、天皇親錄囚徒、是日蝦夷隼人並内附、欽明天皇元年御紀に三月蝦夷隼人並率レ衆歸附、齊明天皇元年御紀に是歲蝦夷隼人率レ衆内屬、詣レ闕朝獻など書されたる、内附歸附内屬を共に[illegible]其志多夏布と謂ふ、古は畿内に移住みし事なども然記されたるか、抑隼人は大隅薩摩の國人を云ふなるが、朝廷に召されて仕奉れるが永く留まりて京近き國の人に成れるも、子孫まで猶隼人と稱て其職に仕奉れりしなり、隼人司式に五畿内

及近江丹波紀伊等國隼人と有る是なり、又諸國隼人と有るも右の國々のを云ふなり」（職員、隼司）と云はれたるは實に然る言なり、姓氏錄（大和國神別天孫）に、大角隼人、出自火闌降命之後也、又二見首富須洗利命之後也と有る、其大角隼人は謂ゆる大隅隼人なるが、山城國にも有りて住へるにや、記傳十七（五十八丁）に、和名抄に山城國綴喜郡大住郷有るも、大隅國の隼人の留り住みしよりの名なり、中原康富記に隼人司領山城國大住莊と見え、又康正元年十月十七日、是日當國大住莊內隼人司領名主等、來知貫名、來申、予對面申云、大住內隼人領大嘗會田中田頭一町二反有、大嘗會時參洛、於官廳奏風俗、隼人役是也など見えたり」と云はれしは然る言なり、其二見首は攝津國の地名に因れるなる可し、名寄に美作國へ下るに播磨の二見浦にて郭公を聞きて詠める、良玉集に有吉嶋に詣て歸りけるに二見里と云ふ所にて卯花を見て詠めるなど云へる是なり、太平記八に、赤松同心の士に播磨國の住人妻鹿孫三郎長宗と申すは薩摩氏長が末にて、力人に勝れ器量世に超えたり、生年十二の春頃より好みて相撲を取りけるに、日本六十餘州の中に片手にも掛かる者無かりけり」と見えたる、薩摩氏長の事は右に注せるが如く薩摩隼人の首長を云へるなれば、若くは二見首と云ふは其より支別れたるにて、妻鹿氏と云ふも其氏人などにこそ、（應神天皇二十二年紀に天皇幸難波、居於大隅宮と有る、此地に大隅隼人などに由有るにや、又和名抄に相模國大住郡高來郷有り、大住は右の大隅に由有り、下に注せるが如く高來は日向國に高城郡有りて瓊々杵尊を祭り奉れるは同郡新[illegible]郷なり、然るに肥前國高來郡温泉嶽は舊名高來山なるに、其祭神を瓊々杵尊と傳へ、相模國高來郷在今は高麗寺村と云へるに三社權現と申す有りて、伊豆國走湯山の本社なるが、天忍穗耳命栲幡千々姬命瓊々杵尊と傳へたるは其本國に由有るに

や）姓氏錄（右京神別下天孫）に阿多御手犬養、火闌降命六世孫、薩摩若相樂之後也、又（山城國神別天孫）阿多隼人、富乃須佐利命之後也と見えたるに、續後紀に承和三年六月、山城國人右大衣阿多隼人逆足、賜姓阿多忌寸と有るは、右に擧げたる續紀に已く大住忌寸と云ふ姓有るに並べさせ給へるなる可し、又（攝津國神別天孫）日下部、阿多御手犬養同祖火闌降命之後也と見えたりければ、右に云ふ譜に就て注るが如く此等は何れも薩摩隼人の裔なる者なり、此外にも右に注せる二見首とも此部なるにて、大隅隼人は右の大和國なる大角隼人と坂合部の二族のみぞ有りける、同錄（和泉國神別天孫）に、坂合部、火闌降命七世孫夜麻等古命之後也と有る、即其系大隅隼人に係る事已に右に注せるが如し、此事を引て同錄十六（四十三丁）に、此等皆隼人の國より上りて皇朝に仕へ奉れる者子孫の京畿に遷り住めるなり」と云はれたるが如し、但隼人司式には五畿内と有れども、姓氏錄に河内國なるは見えず、神名式に河内國古市郡高屋神社見ゆ、薩摩國阿多郡に鷹屋鄕有り、又若江郡に坂合神社二座と有り、右の坂合部に由有るには非じか、又近江國三國共に更に所見無し、強て云はゞ和名抄郡名に近江國犬上（以奴加三）と有れど、其下と云ふ類の有りしなどに對へるにて、犬とは隼人舊行事吠聲之因、一書に云以犬吠聲令衞隼人等、至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者也と有る、是に因れる名と見てむか、又山城國綴喜郡高屋鄕と云ふも有り、丹波國なるは船井郡志麻鄕多紀郡草上（久佐乃加美）何鹿郡高津の鄕名有るに、大隅國囎唹郡志摩（國用志麻字）薩摩國頴娃山郡久佐の鄕有る是に近し、又紀伊國なるは在田郡英多鄕有るは薩摩國阿多郡と其名同じき者なり、（然れども右等は隼人の本國の鄕名に似者かしき限を摘出て、如此も有らむかと試に云へるのみこそ有りけれ、必しも其由縁有りと定めて云ふには非ず、其國國に就て古

傳も有りなむには後人正し記す可きなり）故此隼人の仕奉る職掌の事は、記傳十七（五十七丁）に隼人司式に、凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人、率二大衣二人、番上隼人二十人、今來隼人二十人、白丁隼人一百三十二人一、分二陣應天門外之左右一、云々、今來隼人發レ吠聲三節（蕃客入朝、不レ在二吠限一）云々、大衣及番上隼人云々、自餘隼人皆云々、執二楯槍一、並坐二胡床一、又凡踐祚大嘗日分二陣應天門內左右一、其群官初入發レ吠、云々、又凡遠從レ駕行者、官人二人、史生二人、率二大衣一人、番上隼人四人及今來隼人十人一、供二奉其駕一、經二國界及山川道路之曲一、今來隼人爲レ吠、又行幸經レ宿者、隼人發レ吠、但近年不レ吠、又凡今來隼人令二大衣習一レ吠、左發二本聲一、右發二末聲一、總大聲十遍、小聲一遍、訖一人更發二細聲二遍一、又凡威儀所レ須横刀一百九十口、楯一百八十枚（云々以二赤白土墨一畫二鉤形一）木槍一百八十竿、胡床一百八十脚云々など隼人の事猶委しく見えたり、備大衣と云ふは近國の隼人の中にて二人を擇びて補たる者なり、同式に凡大衣者擇二譜第內一、置二左右各一人一、大隅爲レ左、阿多爲レ右、教二導隼人一、云々と見ゆ、大隅阿多とは其國の人を云ふには非ず、先祖の出でたる地を以て近國なるをも大隅隼人阿多隼人と別ち云ふなり、續後紀に山城國人大衣阿多隼人逆足と云ふ人見えたり、又番上隼人と云ふは本國より交々上りて仕奉る者なり、職員令義解に今番上下、一年爲レ限と有る是なり、續紀廿五に大隅薩摩等隼人相替と云ふ事見ゆ、同式に凡番上隼人二十人、有レ闕者、取二五畿內及近江丹波紀伊等國隼人一、申レ省補レ之と有り、類史に延曆廿年停二大宰府進二隼人一と有は、番上隼人の事には非じ、又今來隼人と云ふは番上には非で本國より新に上りて、永く留りて京畿に住居する者なり、此は妻子をも率て上る故に女も有り、式に見ゆ、凡今來隼人給二時服及塩一云々、又今來隼人身亡者、擇二取畿內隼人一補レ之、

二十人衛門府式々など文に見えたれば、此も中昔には人員定り有りて召上せられしと見えたり、諸儀に寮時は今来隼人の職なり、旧史に大同三年詔、定額廿人、若有闕者、宜以京畿隼人補之云々、其女者不在補限と有るは、女の事有れば今来隼人なる可し、又続紀廿八に隼人司、年人百十六人、不論有位無位、賜物一疋と有るに、番上今来の外に別に司隼人と云ふ有にや、職員令隼人司に百丁一人の文に隼人と云ふ有り、是なる可し、其は見えず、式に百丁隼人一百三十二人と有るは、式に凡大儀者率領隼人官、隼人供其事と有るを以て見れば、司隼人とは別なるにや、此等に詳には知り難し、儀式儀に隼人の執る楯に鉤形を畫くと有る、此も先ひたる鉤を儀りし事を後世まで示さむ為なる可し、（取要と云はれたるにて著明し、（其中にも此隼人の昼夜の守護人と為て仕奉る事に就ては聞しめ云ふべき事少からずなむ有るを、其は海宮遊行章及其一書共に注さで止むべからざる所有るに依りて其所に注す可し、此は大隅隼人阿多隼人の事を委曲に注し分くべく思ひ成て如此く長書する之には成れるぞかし）○遂以兄火闌降命は、無ノ字本紀作兄と訓あり、第三ノ一書には兄火炎時と有る火炎をば本紀も同と訓あるを、私記には作乃保と有り、第五ノ一書には火折尊と云ふ火出見尊を別尊と為て一には火炎起時、一には兄火照時と有るは其言の同意なるよりの訛れなり、火照とは今も云ふ事にて、物に火気の有無を云ふとて火照の有無と云へる是なり、景行天皇四十年紀日本武尊の段の荷に後、被さを結び迎火に被焼むと為させ結ひし所に、則以燧出火之向焼而得免と有る處の鑽事を、熱田縁大神宮縁起に後晩云天火熾と見えたるも、火を打出るは鑽火の前に差置る由の者なり、異様又は異様なと云へる類是なり、杉の木八（十九丁）に、云々など思立て似み結ふ云々、然る可きを異も無きを

本登保理出で給ふ云々にと有を、抄に恨み腹立なりと注せるを、或人此火熱より出でたる詞なる可しと云へるは然る事なり、苦て避くと云ふに火の俄に燃え盛て火炎の衰れる時と云ふ事にて、此火中を避けて他に出らせ給へるには非ず、口訣に衰レ火時也と注せれども然るに非ず、火衰時なるなり、惜此火の盛に燃え立つ時には御怒も決めて甚しく御在し坐しけむから、其生坐せる火闌降命はしも御心善はしくも坐さざるを、其火炎の衰り火熱の漸に隨ひては其御怒坐しゝ御心も和しく成らせ御在し坐しけむ故に、其御子尊の大御心甚善はしく御在し坐す事妙なるかも奇しきかも、(今世の人と雖も然り、多くは母の氣質を稟て生るゝ事常なる由誰も知れる所の如し、應神天皇前御紀に初天皇在孕而天神地祇授二三韓一、既産之、宍生二腕上一、其形如レ鞆、是肖下皇太后爲二雄装一之負上レ鞆、故稱二其名一謂二譽田天皇一と有る類にて、此の二柱の御事と其火の盛衰に肖かり御母の怒と和ぎとの氣を稟け給へりし者なり)○彦火火出見尊、第二ノ一書には彦火火出見尊亦號二火折尊一と有り、第三ノ一書には火折彦火火出見尊と有るは御名の重複れるなり、第五ノ一書には次火炎衰時、躡誥出見、亦言、吾是天神御子、名火折尊(中略)次避二火熱一時、躡誥出見、亦言、吾是天神之子、名彦火火出見尊、(下略)と有りて、此には亦名を以て別神とし二柱と爲るは誤れる傳なる事云ふも更なり、第六ノ一書には次生二火折尊一、亦號二彦火火出見尊一と見えたる是甚愛たし、第七ノ一書には次火夜織命、次彦火火出見尊と有て、其にも別神と爲るは誤れる者なり、第八ノ一書には彦火火出見尊と申し奉る御名のみ有り、古事記には次生子御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗手見命と見えたるは、右の第六ノ一書に同じく眞て殊に麗しき傳なりけり、然れば其火遠理命と申すぞ火須勢理命に對へ奉りて此時の御本名には御在し坐しける、記傳十六(四十五丁)に、火遠理

合と申すは火の燃へたる時に生坐せる故の御名にて火闌りの義なり、書紀ノ一書に火酢芹命とも有るを以て知るべし（下略）と云れたるは然る事にて、右に注せるが如く御兄火闌降命は火炎行の時にて、火炎の盛に燃る中より出生させ給ひし坐しつる意の御名なるを、書紀ノ一書にも火炎衰る時と見えて火酢芹の御名現れる時に生坐せる意の火闌名に坐む謂ひ坐せ給ひける、然れば右に挙げたる火酢芹命も火闌降命の如く訓み奉る可き御事なり、然るに古本日本紀末より始めて何れの本にも火折を末能保利と訓めるは、右に酢芹と云ふ本の有るに由て訓めるなりめども、古傳ならむには折ノ字を拆に改め其訓をば末佐保と訓まずしては協らざるなり、然れども中古の杜撰とのみも思ひ為しからざりければ、火遠命と申すに對へる火進命など申す御名の古の古書に有りけむから、火折を末佐保とも訓ませたるなる可きにこそ、（倭名類聚と云ふは此折と云ふ事にて、何にまれ其物の一首の折れ伏むを云ふなる可し、源氏手習三十二丁に、尾上渡る雨り結ひにたれば、夕顔四十一丁に、茂く茂しかり結ひて、二三日に成りぬるに氣下に罷るやうに物倚むふ千載秋下に、然りともと思ふ心も虫の音も、弱り果ぬる秋の暮哉、古今秋上に、是貞親王の家の歌合に、弱るか虫の遠涸り行く古今秋下、秋夜更て鹿の音遠く成行く枕邊の虫や我弱るらむ、夫木十一に、秋の野も折れ伏にける白露に弱り弱らぬ有明の月、十四に、三住山麓の尾花露結れて風の庭に弱る虫の音、などもあへれば、火の衰るをも弱るとは何どかは云はれざる可き）此は大火勢芹と申し奉るには何に天津日高日子と云りて稱奉れる天津言なり、其は古事記に天津日高日子穂々手見命と記し奉れる天津日高は、上に注せるが如く神代に天津日高所知看さむ天皇尊の御稱を申し奉れる稱賛なる言、其皇太子にて御在しゝ十種国を虚空津日高と申奉れるに相對へて見奉り知るべし、御

紀には天津日高を天津彦、虚津日高を虚空彦と易へて申せるは此御撰有りし時の元明天皇の大御諱を氷高皇女と申し奉るに觸て避られたるが故に、此大御名の上に神代より以降稱ならせ奉る天津日高を略きて彦火火出見尊とのみ記し奉られしは、漢風に稍く移ろはせ給へる者にして、甚々可畏き御事になむ有りける、其彦火火出見尊と申し奉る火火は借字、古事記に穗穗と作る是正字なり、其は記傳十六(四十六丁)に、穗穗は稻穗にて即ち字の如く重ね云へるか、又は大穗にて忍穗などの例にても有るべし、穗々と云ふ例は書紀一書に邇邇藝命を天之杵火火置瀬尊とも有る、此火火も稻穗に依れり、然るに此等の富々を字に依りて火の意と爲るは非なり、火折こそ生坐せる時の火に因れる御名なれ、此亦御名は天津日嗣所知看ての御稱名にて彼火に因れる事には非ず、故此記に火照火須勢理火遠理と火に因れる御名には皆火ノ字を書けるに、同じ續きにて此御名のみは穗ノ字を書きて別けたるを以ても知るべし、但書紀には直は彦火火出見尊とのみ有りて火折てふ御名をば出さず、或は出したがら亦御名と爲るなどは火火出見と申す方を火闌火闌降などと並べて火の義に取れる傳なり、然れども其は本混ひつる者にて正しからず(取意)と云はれたるは然る言にて、其正しく火に因れるならぬ惜たる證に、同じ御紀の中にて神皇承運章第二ノ一書に、火磐余彦尊亦號神日本磐余彦火火出見尊ーと見え、其第三四ノ一書等にも此亦號の方を以て書し奉られ、神武天皇甲寅年御紀に神日本磐余彦天皇諱彦火火出見と見えたる是なり、此を以て稻穗に依りて稱奉る大御名にて渡らせ給へる御事とたむ見奉り明らむ可き事なりける、(猶火の穗なる證は上に注るが如く、天津彦彦火瓊々杵尊を具書本には天津彦火火瓊々杵尊と作き、第四ノ一書に天津彦國光彦火瓊々杵尊と有るを、同本に天彦國光彦火火瓊々杵尊と作り、此等は正しき火火の例なる

が火に因れるに非ざるを以て知るべし）出見の古事記に手見と書けるも正字なり、手の借は度服洲先輩第二ノ一章に清之數牟與比泥八島手命と申す御名の有るを、口訣に八島道之主と注され、孝昭天皇の大御名を觀松彦香殖稻天皇と申し奉るも手も五道の謂なる可し、其に就て傳註二に注せるが如く、凡て某手と云ふは物を造作る人を云ふなり、雄略天皇十年御紀に物部八十手所作祭神之物とあるは、供作（モノツクル）諸の手人を謂て八十手とは書されたるなり、諸部の中に伴又は工又は匠又は工匠の字をも久美と云ふは、手組の義にして手して物を組立つる謂なる可し、又才伎又巧手者又才又手人を底毘登と云も物を成造る人の謂なり、今も藝業有る人を手と云ふ、見手聞手眞手肯手などと云ふも同じ例なりければ、種々手と申すは種々作と云ふ事にて、造作の事を云ひ、見は所知看す義なり、大御父を火瓊々杵尊と申し奉るは稻穂の豐饒はふ意、此尊に火々出見と申し奉るは稻穂を作る事を見行す由にて、豐國天津日嗣を所知看すと申し奉るに意味なお同じかりける、然して此見ノ字の例は先づ大山津見神大綿津見神など申すは、字の如く山見る神海見る神と申す義なり、又大日靈尊月讀尊と申し奉るも大晝見尊月夜見尊と申奉る義にて、此大地の晝夜を持分て見行し坐せる謂なり、故仲哀天皇八年御紀に瓊鏡劍を以て天皇を貢奉る中に、且如‐白銅鏡‐以妙視‐看山川海原‐と有て、山川海原を統御す御事を看行と見えたり、又神功皇后元年御紀住吉大神の御言に吾和魂宜‐居‐大津渟中倉之長峽、便因看‐往來船‐と有も、往來の船を所知看す事を看と訓へる者なり、此等を合せ考ふるに凡て看と云ふは、物に眼を著くる事なるが、其天下の廣く遠きに眼を著て物をも事をも見知り給ふ事は、其君主と坐し坐す御職にて知らせ給ふ謂なりけり、抑天皇命の御職はしも天津日嗣と稱奉りて、天照大神の御寄依の任に食國天下の御政事を所聞食させ給

ふ御職にて坐すが故に、其天津日繼の稱辭を作り供奉る事を見行はせ給ふ由を以て此にも彥火火出見尊と稱奉り、神武天皇の大御諱をも其意を以て此と同じ大御名には稱奉れる者なゝめり（神等の御上に見と申すも右と同じく傳て其見と守護と一事なり、其麻持流と云ふは傳十七卷二十二卷などに注せる如く隈守の義にて、物に隈を著て守居る由にて侯又は侍などを佐麻良布と訓めるに大に異ならずなむ有りける、予も賀茂翁說に依て今まで大山津見は大山津持、大綿津見は大海津持とのみ心得たりしこそ甚拙劣き事なりけれ、故其說を改む、故記傳に手見と放ち見られしも良はず）〇火明命は上に注せるが如く火闌降命の亦名なるが、尾張連の祖なる天火明命と混ひて此に出でたるは大なる誤なり、其は第二ノ一書に焰初起時、其生兒號ニ火酢芹命一、第三ノ一書に初火焰明時、生兒火明命と有るは其同神なる語なるに、復重ねて第二ノ一書に次火盛時、生兒號ニ火明命一、第三ノ一書に火炎盛時、生兒火進命、又曰ニ火酢芹命一と有て照して、其別神にては御在し坐さざる事意以て著明き者なり、第五ノ一書に其火初明時、躋誥出兒（中略）名火明命（中略）次火盛時、躋誥出兒（中略）名火進命（下略）と有りて、上件の如く其出自各異なるに依て別神とも云はゞ云ふべき狀なれども、第六ノ一書には遂生ニ火酢芹命一、次生ニ火折尊一と有りて、火明命の御名無くして其天忍穗耳の王子に天火明命有りて其尾張連等の遠祖なり、第七ノ一書には生ニ兒火明命一、次生ニ火夜織命一と有りて、火闌降命の御名無く、第八ノ一書には大御父邇々杵尊の御兒に尾張連等が遠祖天照國照彥火明命の御名を上に載せて、此所には火酢芹命と彥火火出見尊二柱を舉げられたるのみなるを以て、火闌降命火明命は一神なる事を思ひ定む可し、又古事記には直其火盛燒時、所生之子、名火照命（此者隼人阿多君之祖）次生子、名火須勢理命と有る、其も上に注せるが如く一柱の

御上云到言の如く傳へ誤りたる者は、其隼人は此には火闌降命の裔なるに、古事記傳に見火闌降命、自有隼人等、彦火火出見尊、自有山幸と有るを、其記に有火照命者、爲海佐知毘古而、取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古而、取毛麁物毛柔物と有るを相照らして其同書に依ずも取る可きなり、然れば火闌命火照命とに爲る古事しかる可き事云ふも更なり、然るを神皇本紀に此時の御子を四柱と爲るは、古の第五ノ一書を取れるが、見火明命（工造等祖）火火進命云々と書して工造の祖と爲るは、新撰姓氏録（大和國神別天孫）に工造、火明命十世孫大御和衆乃命之後也と有りて、次に三世目大角隼人等の火闌降命の孫目なるに擧げたるに目を付けて、古の火明命は天火明命にして尾張連の祖なる事をさへに辨へ知らずて誤れる言なり、備述火闌命と申す火明命は本傳紀に書れたるを目むべし、古の火明命は天火明命は火炎盛時など有る處に訓注にて其處の御名なり、又火照命と申すは記傳十六（四十一丁）に、火照は本傳に照むべし、此は初に火の燃起りて照明れる時に生坐せる神の御名なり」と云はれたるが如し、（新撰六帖に、山端に光する夜は空の浦に、明日は日和と出る舟人、と詠める火をば照りと云へり、此は今も云ふ言にて、其の云ならず稲などもの主本傳と云ふ一なり、又傳十二卷に注る如く作色又稱無なども意を本傳と訓み、今も俗に然る事を火傳と云ふも皆同意なり）○是尾張連等始祖也の此八字も、良本には大字にて始祖也を連に作れり、此事の事は傳十七に已に注せり、右に注るが如く此の火明命はしも火闌降命の亦名たりければ、如此重ねて出されたるさへ有るに、尾張連の始祖と爲るなどは大なる傳の誤なり、實には上に注るが如く第六ノ一書に、天忍穗耳尊娶高皇産靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命云々、而生兒天火明命、次生天津彦根火瓊々杵尊、其天火明命兒天香山命、

是尾張連等始祖也と見え、又第八ノ一書に正哉吾勝々速日天忍穂耳尊、娶高皇産靈尊之女天萬栲幡千幡姫一爲レ妃生レ兒、號天照國照彦火明命、是尾張連等遠祖也と書され、又古事記にも天忍穂耳命を天降し坐さむと爲る時に御生坐せる邇々藝命の御事を、此御子者御二合高木神之女萬幡豊秋津師比賣命一、生子天火明命、次日子番能邇々藝命(二柱)也と有りて、此天火明命は邇々杵尊の御兄にて渡らせ給へれば、此に謂ゆる火明命の御父に當らせ給ひて別神なる事灼然き者なり、故此天火明命はしも、天孫本紀に謂ゆる天照國照彦天火明櫛玉饒速日命に渡らせ御在し坐して、尾張連の祖たるのみには非ず物部連にも祖神に坐す御事など、傳卅五に注し奉るを見以て明らむ可き者たりかし、(且其者表も此の火明命は本より火に因りて負坐せる御名なるを、其天火明命と申し奉れるは、傳十九卷に注せるが如く其者を天饒戸神と申して彼八咫鏡を崇奉らせ給ふ事を主らせ給へる謂にて、火明は鏡面の光る由たれば、本より別なり)○凡三子矣は、此文の如くは三柱に渡らせ給へども、其火闌降命と火明命とは同神にて渡らせ給へる御事首に注せる如くなれば、實には二子の員になむ有りける、

久之(ヒサシクマシマシテ)。天津彦彦火瓊瓊杵尊(アマツヒコヒコホノニニギノミコト)崩(カムアガリマス)。因葬二(カレヲサメマツリキ)筑紫日向可愛(ツクシノヒムカノエ)(可愛、此云レ埃(コレヲエトイフ))之山陵(ノミサヽギ)一。

古語拾遺御天降段なる是皇天神の大命に、宜下太玉命率二諸部神一、供中奉其職上、如中天上儀上と有る、其を承けて下に是以群神奉レ勅、陪二從天孫一、歷レ世相承、各供二其職一と云ふ事所見たり、此を以て思ふに、此に天孫御子天降り坐して

後に亘御神と坐まして食國天下に照りまし坐し坐す大御政の状はしも、悉くに天上の儀式を傳へさせ御座しまして高に貴でたて給ひ、此に就て其御伴と爲て天降來ませる五部神三十二神より始めて、諸部神等も亦皇祖天神の大命を畏み奉じて、其祖神等の職業に隨ひ各其職の任に仕奉らるゝ事、亦天上の儀式の如く為て仕奉り侍はれけむ状はしも、後より及ぼして云はむに、神武天皇の橿原に初國所知食ける時の状して、皆其より後は世々神々しき御事にこそは御在し坐したりつらめ、然るに此神三代の神有状の委しき御事は物に傳はらざりければ、今更に稽ふ可きに非ずと雖も、亦此を明らめ奉る法の絶えて無きには非ざるなり、其故には記紀に傳はれる皇祖天神の御事依の御事共を以て其行はせ給へる日向宮の御風儀を見奉り知るべし、中は祝詞式に傳はれる古き祝詞はしも皇祖天神より御授へる天上の儀式に法則りて、天社國社の皇神等を稱へ給ひ、天下公民を治めさせ給へる大御政の趣を著明き者此に勝れるは非ざりければ、此に據て明らめ奉る可き事共多在り、終には古語拾遺橿原宮儀を見れば上の三神代はしも無傳にして物事素朴なりしを、其御世に至て天下の大御政はしも宜しき事の如く見ゆる物から、其と云ふも其の日向宮に在世に行はせ給ひ來る事を中洲宮に移させ給へる事灼然なりければ、其をも此に引上て考合する時は、其三御代の御事蹟はしも宮に奉る事が如くなむ有りければ、今は此に且々其第一御代の御有状を記し奉る可き者なり（神武天皇甲寅年御紀に其三御代の御間の事を、是時運屬鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正、治此西偏、皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歷年所、云々、而遼邈之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躒と有るは全く漢風の潤色にして古意には違る者なり、下に辨ふるを見るべし、當神武紀詔に、凡仁者之立政者、以民為本、民者神明之事

也、本朝之綱要者、以レ徹ニ神明一爲ニ最上一、神德之微妙、豈有レ他哉と書させ給へるは此に在る事共なり）首に天神御子高天原より天降らせ御在し座して、高千穗宮より吾田笠狹宮に移らせ御在し坐しける御時ぞ、謂ゆる底津石根に宮柱太知り高天原に氷椽高知りて、天御蔭日御蔭と隱坐して安國と平けく天下に照臨ませ給ふ初にて、皇祖天神より授奉らせ給へる天津御座に御在し坐し即かせ給ひ、天上の儀式の如く萬に執行はせ給ふ御事、此御時より始めて今日に至るまで猶神代の任の大御風儀になむ御在し坐しければ、天地と月日と共に動く世知らぬ大御政の起原是なりける、然して上に注し奉るが如く、此第二ノ一書に、是時天照太神、手持ニ寶鏡一、授ニ天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視ニ此寶鏡一、當猶レ視レ吾、可ニ與同レ床共レ殿以爲ニ齋鏡一と見えたり、此大御政こそは何よりも重く畏こき御事には御在し坐しけれ、此御時にぞ件の皇太神の御靈形を始め奉りて天上より將來らせ御在し坐す限の神寶はしも悉く皇宮に齋き奉らせ給へるなりけり、古語拾遺にも右の大命を載せて其橿原朝段に、天富命、率ニ諸齋部一、捧ニ持天璽鏡劔一、奉レ安ニ正殿一、并懸ニ瓊玉一、陳ニ其幣物一、殿祭祝詞（其祝詞文在ニ於別卷一）次祭ニ宮門一（其祝詞亦在ニ於別卷一）と所見たるは、此御時にては太玉命の御職と爲て仕奉らせ給ひけむ事推して知るべし、其次に當ニ此之時一、帝之與レ神、其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物、亦未ニ分別一と有ければ、況て直に大命を承り御在し坐して天降らせ御在し坐しにし御上には、如何計の御親しみかは厚く御在し坐したりけむ、若て其同殿と有るは天神御子の天下に照臨ませ給ふ正殿なり、共レ床と云ふは床は大殿祭詞に依るに天津高御座の事にして、皇祖天神御子と御座を一に爲させ御在し坐す謂是なり、古事記御天降段に次思金神者取ニ持前事一爲レ政と見え、此第二ノ一書に復勅ニ天兒屋命太玉命一、惟爾二神、亦同侍ニ殿

内ヽ斎宮諸祭ニと有るなどは、古に引ける古語拾遺に云ク太玉命云々、供ニ奉其殿ヽ如シ在ニ上代ニ見え、又其下に天照大神ヽ未レ別ニ同殿ヽ故供奉之儀、君神一體とも有る如くして、實に天上の儀式の如くに皇大神と同御殿の大前に侍らはれて、神と君との御中を隔つる事無く仕奉られし者なりけり、如此くして御世々々を経行つるに、崇神天皇六年御紀に至て、先レ是、天照大神倭大國魂二神、並ニ祭於天皇大殿之内ヽ然畏ニ其神勢ヽ共住不レ安、故以ニ天照大神ニ託ニ豊鍬入姫命ヽ祭ニ於倭笠縫邑ヽ仍立ニ磯堅城神籬ニ（下略）と有りて、皇に神と君との御間遠く成らせ御座しゝしけるは、上に注せるが如く猿田彦神を諫め給ひし其の御事御座しますに依りて、其初めて天降り御座し者ふを給へる五十鈴河上宮に鎮定らせ給ふ可き期已に至れる者とこそは所見えたりけれ、若て此に皇女豊鍬入姫命を御杖代と爲て奉らせ給へるは謂ゆる斎内親王の御初なるが、皇子等も數多御座しますに殊更に皇女をしも斎奉らせ給へるは、神代より以来其正殿に御仕し奉し間は皇后皇女などを以て日々の大御饌を令ニ仕奉ニ給ふ事、今も士庶人の家の祭祀多くは妻女などに委任て令レ行る如く、古に簡易なりつる上古の風俗なりし故にこそ（其女儀を以て祭祀の事を行はれしは神武天皇戊午年御紀に、時勅ニ道臣命ニ、今以ニ高皇産靈尊ニ、朕親作ニ顯齋ニ、用ニ汝爲ニ齋主ニ、授以ニ嚴媛之號ニと有りて、道臣命に厳媛の號を授けさせ給へるは、女を以て令レ祭らる可きなれども、軍中なりしかば權に代て道臣命を以て令ニ仕奉ニ給へるなる可し、又崇神天皇御紀六年に亦以ニ日本大國魂神ニ、託ニ渟名城入姫命ニ令レ祭と見え、其十年に武埴安彦が謀反の事有りけるを、倭迹々日百襲姫命の普聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取ニ倭香山土ニ、裹ニ領巾頭ニ而祈曰、是倭國之物實則、反之と有るも、夫の爲に妻の祭主と爲れるなり、又仲哀天皇八年御紀に時有ニ神託ニ皇后ニ而誨曰云々

と有るも、神功皇后元年御紀に皇后選ニ吉日一、入ニ齋宮一、親爲ニ神主一と有るを合せ見るに、先には天皇の命に依りて神主と爲り、此には皇后の御心として仕奉らせ給へるなりけり）其同レ床共レ殿の床卽高御座なる事は、大殿祭詞に高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以弖、皇御孫之命乎天津高御座爾坐弖、天津璽乃劒鏡乎捧持賜天、言壽宣志久と有るに皇御孫命を天津高御座に合レ坐奉り、皇祖天神の御手目其鏡劒を捧持して言壽ぎ聞えさせ給へるなり、次に皇我宇都御子皇美麻御之命、此乃天津高御座爾坐弖、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平久知食止、言寄奉賜比志と有るに、其天津高御座を進らせられ、又其鏡劒を言依し授け奉らせ給へるなり、是其天神御子の天津高御座の上に皇祖天神の天津璽を捧持し御在し坐して齋き奉らせ給へる謂なり、然して其下文に御床都比能佐夜伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久と有るは、上文に天津高御座と有るを承けて此には御床と書せるなり、偖て右に引ける拾遺に捧ニ持天璽鏡劒一、奉ニ安正殿一、並懸ニ瓊玉一と有るは右の詞に齋玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺瓊能御吹支乃五百都御統乃玉云々と見えたる是にて、卽其始の程は瓊玉をば正殿に懸けさせ給へる謂にて、其謂ゆる三種神寶にて渡らせ給へる御事、上に合せ讀みて心得べし（内匠寮式に凡毎年元正前一日、官人率ニ木工長上雜工等一、裝ニ飾大極殿高御座一と有る細書に、蓋作ニ八角一、角別上立ニ小鳳像一、下懸以ニ玉幡一、毎面懸ニ鏡三面一、當頂著ニ大鏡一面一云々と有る、其裝樣こそは怪しき物に成りにたれ、其鏡を懸け玉幡を懸けらるゝ事は右件の如く上世の遺風なる者なり）然れば天津璽の三種神寶を擎げて天津高御座に御在し坐す、是天津日嗣所知食す基本になむ有りければ、此利國の御時の事に深く力を入れて思ふ可き者なりかし、故神武天皇己未年御紀に經ニ營帝宅一、而恭臨ニ寶位一と有るは、其高御座に即かせ御在

し坐せる因(ゆゑ)の由縁なり、雄略天皇前紀に天皇命₂有司₁、設₂壇於泊瀬朝倉₁、即₂天皇位₁、遂定₂宮焉₁、清寧天皇元年紀に命₂有司₁、設₂壇場於磐余甕栗₁、陟₂天皇位₁、遂定₂宮焉₁、武烈天皇前紀に太子命₂有司₁、設₂壇場於泊瀬列城₁、陟₂天皇位₁、遂定₂都焉₁、孝徳天皇前紀に軽皇子不₁得₂固辞₁、升₂壇即祚₁、于時大伴長徳連、帯₂金靫₁立₂於壇右₁、犬上健部君、帯₂金靫₁立₂於壇左₁、百官臣連国造伴造百八十部、羅列匝拝、又天武天皇二年紀に天皇命₂有司₁、設₂壇場₁、即₂帝位於飛鳥浄御原宮₁なと有て、壇をも壇場をも共に高御座と訓せたる即其事にて、直地の上にて天皇の御座を高く構ふる事なるが、古の大殿装束の如くは皇祖天神より授けさせ給へる在降らせ御座し坐して、此新宮の御座と為させ給へる事著明き者になむ、其より以来有司に命じて設けしめらる事には在れども、皇祖天神より授け奉らせ給へる御物なるが故に、即位の初に先づ此を云ふは更にて、遷都の時なとにも此沙汰有る事と所見て、続紀に天平十六年二月、運₂恭仁宮高御座并大楯於難波宮₁と有るを以て歴世の状を思ふ可し、其第一詔に天都神乃御子随母、天坐神之依之奉之随、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島国所知倭根子天皇命云々、第三詔に遠皇祖御世乎始而、天皇御世々々天豆日嗣止高御座爾坐而、第四詔に高天原由天降坐志天皇御世乎始而云々、天豆日嗣高御座爾坐而、第五詔に此乃天日嗣高御座之業止、食国天下之政乎勝賜布、敦賜比慈賜比久、第六詔に許詔天官御座坐而、天地八方調賜事者、第七詔に此天日嗣高御座爾坐利云々、天下位坐賜倍信天止為止、第十三詔に天日嗣高御座爾坐止、治賜比恵賜来食国天下乃業止奈母、第十四詔に天日嗣高御座乃業止坐事、随神所念行佐久止勅、第十九詔に高天原由天降積坐、皇親神魯岐神魯美命乃定賜来流天日嗣高御座乃業止、天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉、相扶奉事由依之、此座平安御

坐弖、天下者所知物爾在良自止宣布、第廿四詔に我皇此天日嗣高御座之業乎、拙劣朕爾被賜弖、第四十八詔に昔乃天日嗣高御座之業者、天坐神地坐祇乃云々と有るを始と爲て、正史の中に多く所見たり、萬葉にも十八（十八丁）に、高御座、安麻能日繼登、須賣呂伎能、可未能美許登能、伎己之乎須、久爾能麻保良爾、又（廿二丁）多可美久良、安麻能日嗣等、天下、志良之賣師家類云々なども見ゆ、直日靈に天皇の御統を日嗣と申すは日神の御心を御心と爲て其御業を嗣ぎ坐すが故なり、又其御座を高御座と申すは唯に高き由のみに非ず日神の御座なるが故なり、日には高照とも高日とも日高とも申す古言の有るを思へ、借日神の御座を次々に受傳へ坐して其御座に大座坐す天皇に坐せば、日神に等しく坐す事決し、斯れば日神の大御恩を蒙らむ者は、誰しか天皇命には可畏み敬び貴みて奉仕ざらむ」と云はれたる、實に美たき說なり、（又歷朝詔詞解一卷にも高御座は天之御座と云はむが如し、高とは天を云ふ、唯に高き由には非ず、天皇の御座は即高天原にして、天照太御神の坐します御座を受傳へ坐す由を以て高御座とは申すなり、借高御座之業とは天皇の此御座に坐々て天下を治させ給ふ御業を申すなり」とも云はれたり、右等の事共の起原はしも此に係れる事云ふも更なり）又上に注せるが如く此第二ノ一書に高皇産靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命、宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之と見えたる、此天忍穗耳尊は天降り坐さずして其御子瓊々杵尊を天降し奉らせ給ふ由次に見ゆ、此事を拾遺には天照太神高皇産靈尊二柱の御計ひなる由所見たり、此天津神籬と云ふは神社を起樹て神祇を祭祀らせ給ふ御事是なり、祈年月次等祭詞に高天原爾神留坐、皇睦神漏伎神漏彌命以、天社國社登稱辭竟奉、皇神等能前爾白久と有るは、此に

皇大二柱の宮合の作に初めて天津高[illegible]を奉斎させ給へるにて、皇宮の門に三柱神[illegible]を始め奉りて、後に祀れる諸々宮
再び垂仁天皇二十五年の御世に此時に祀らせ給へる由を傳に云ふが如し、又此時間より未来る神社は伊勢諸大神の淡路の
國宮、近江の多賀、伊弉冊大神の熊野は更なり、素戔嗚大神の熊野宮、紀伊國に坐す五十猛神以下三神の數々、大國
主大神の杵築宮、筑紫の宗像、豐國の宇佐など、或は香取鹿島南部宮、又は大物主大神の大三輪及其御子神等の賀茂
宇奈提飛鳥等は、皆國造の御時よりの社にし在りければ、此時より官幣に預らせ給ふ可きを申すも更なり、又神名式
に所見たる紀伊國伊都郡丹生都比女神社（名神大、月次新嘗）の正一位[illegible]中太政官符に、[illegible]、[illegible]千、[illegible]
八幡[illegible]之天神、[illegible]化天津[illegible]々[illegible]、[illegible]、[illegible]、人皇十六代[illegible]天皇[illegible]
成一令、[illegible]山[illegible]境、[illegible]社[illegible]之大[illegible]關[illegible]、[illegible]日本[illegible]剣、神[illegible]八幡[illegible]之[illegible]有[illegible]、[illegible]の[illegible]
壁に図らせ給ふと雖も、其傳無くば何ぞ斯る事共をば申上げらる可き、是正に在の天社國社を定させ給へる中の一事と
見ゆる時は、垂仁にも神代より有来る所の神社は悉く此時に祭祀らせ給へりと申さむも虚事には非ざる可くなむ有り
る、神て神式大[illegible]年[illegible]御紀に[illegible]、[illegible]有[illegible]天[illegible]、[illegible]、[illegible]天香山[illegible]中[illegible]、以[illegible]天[illegible]八十[illegible]
拝[illegible]天[illegible]大神[illegible]と有て、此時已に天香山社と云ふ[illegible]るは、其も實に云はる大和國十市郡天香山坐櫛眞
命神社（大月次新嘗、元名大[illegible]乃知命）と有るを見たる可きか、此も更々作者の古時已に祀らせ給へる事と所見たり、
在の[illegible]詞の文のみには非ず、垂仁天皇二十五年御紀の下に載る倭大神の神託に、大初之時期日、天照大神、悉治天
原、皇御孫尊、專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉（下略）と見えたる、此八十魂神と申すには國

土を守護らせ給ふ限の天神地祇を申し、治とは此には其祭祀を行はせ給ふ可き御事を申させ給へるなりければ、此瓊瓊杵尊の御時已に諸國に神社を定めて崇まへさせ給ふ御事御在し坐しけるなり、是を以て皇化四方に遍く行亙り及ばせ給へる狀をなむ見奉り知るべき事には有りける、(然るを世の皇典を學ぶ輩を見るに、深くも古を質らずして世は草昧なりける者と一向に心得るは、神武天皇甲寅年御紀の初に書されたる漢風の潤色に惑かされ果たる者にて甚々其甲斐無き事共なり、其天皇の東征は中洲の方に叛逆の者有るを言向させに御在し坐したる者とこそは所見たりけれ、何ぞ其の古に然る亂れのみには有るべき)此其天津神籬の御事に就て古語拾遺橿原朝段に、爰仰二從皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所レ謂高皇産靈神皇産靈魂留産靈生産靈足産靈大宮賣神事代主神御膳神(以上今御巫所レ奉レ齋也)櫛磐間戸神(以上今御巫所レ奉レ齋也)生島(是大八洲之靈、今生島巫所レ奉レ齋也)坐摩(是大宮地之靈、今坐摩巫所レ奉レ齋也)と見えたる、此任にては神代には無かりし事を、其御世に令レ起給へる如く聞ゆる物から然には非ず、其御天降段に此第二ノ一書と同じく皇祖天神の詔に汝天兒屋命太玉命二神、宜下持二天津神籬一、降中於葦原中國上、亦爲二吾孫一奉上レ齋焉と見えたり、此二神は直に其詔命を奉て降り給へるなるに、空しく徒に過さして共に其孫たる天種子命天富命の代に至りて始めて其皇祖神の靈を鎭すと云ふ事は絶えて有るまじき理なり、然れば天兒屋命太玉命の皇祖天神の詔命を御從ひ載持し給ひて日向より仕奉られ來りし事なるを、神武天皇の中洲宮を定めさせ給へる其初に、彼の如く例の任に因准はせ給へる者と見る可き事云ふも更なり、借其神籬の事を口訣に天津神籬者其枝樹也と注し、釋にも同じく之比良支ニ若、蓋賢木之號と有るは然る說にて、其木者く所傳十七、十九に注せるが如く、書紀門答等に聞ゆる五百箇眞賢

樹、其第二ノ一書に見えたる五百箇眞坂樹八十玉籤など是にて、皇太神宮儀式帳の太玉串又云八重佐加岐、天榊木綿
に謂ゆる五十橋又云今木と有るなど皆一物にて、神社に植ゑて神室と爲すを云ふなり、萬葉十一（廿八丁）に
神名火に、紐籬守有何、隱處と有る、此に同じ事を十二（十五丁）に、味酒乎、神名火乃、又三
（四十六丁）に、齋許乎立而など詠み、萬葉神祇に在る、由木吐利念天々、
乎、伊波比倍與氏奉と有る是にて、神籬と神室とは同じ物なるを思ふ可し、然れば皇太神の御靈をも天津高御座
の上に神籬に樹て奉は並奉へるにや、舊史に本神宮儀式帳にも在の第二ノ一書の文を收られたり、其より轉りて社の事を
然云ふなり、崇神天皇六年紀に、故以天照太神託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬（神籬此云比莽
呂岐）と見えたる、是以神宮を放ちて別に神宮を仕奉らせ給へるなり、日本書紀上にも磯堅城大神の眞名井神宮の御
事をば、則天照大神を神籬以奉大神と見えるゝ、古にも注る如く年月大祭等詞に謂ゆる大社國社の御事もよ
り、是なるか、神籬は古の民成樹を植て神の御室と成す事に起れる者なり、又此より轉りて祭の供物を云ふ事と成れ
傳卅一に此事詳しく注す可きなり（延喜十五年四十一丁に、比牟呂岐と云ふ事は、樹を立て其を神の御室と爲て祭
るよりして云ふ者にて、木の意なるを、布志を初めて比と云ふなり、と云はれ、又大野信景翁に謂之比莽呂伎
者御日影木也、日影者謂日神之御室、と云れども、是日神のみの御室なる可きや、泥める事の甚しき者なり、又其
者は皇宮の略なりと云へれども共に當らず、御影を日影又御子と日子と通はし言ふ古書に多く有りけるを以て
御影木と心得てたむ宜しかる可き）備其今稱座所、謂神籬也と有るは、神名式に神祇官西院坐御巫等祭神八座（並大月次

新嘗、中宮東宮御巫亦同)神産日神高御産日神玉積産日神生産日神足産日神大宮賣神御食津神事代主神と所見たる是な

り、其祝詞式に大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久、神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白弖、

辭竟奉者、皇御孫命御世乎手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、茂御世爾幸閉奉故、皇吾睦神漏伎命神漏彌命登、皇御孫命能

宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と所見たる、此に皇吾睦神漏伎命神漏美命登皇御孫命云々と有るは、第二ノ一書に在る如

如く皇祖天神の大命に依て天津神籬を此に起樹て祭らせ給ふ由なり、然る時は此日向宮にして天兒屋命太玉命をして

仕奉らせ御在し坐し初めさせ給へる神事たる事著明きに、古語拾遺に凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るは本より

磐戸開の故事に係たる事ながら、此御天降の初より仕奉り初られけむ事申すも更なり、然るに天孫本紀に神武天皇元

年の事を云へる中に、宇摩志麻治命、十一月丙子朔庚寅、初齋瑞寶、奉爲帝后、鎭祭御魂、祈請壽祚、其鎭魂之

自此而始矣(中略)凡厥鎭祭之日、猿女君等、擧其言、大謂一二三四五六七八九十、而神樂歌儛、尤緣瑞寶蓋

謂斯歟と云ふ事有るは、此時に至りて天鈿女命より以來行ひ奉る儀と饒速日命より傳り來ぬる式と此に合て一に成

れる者なる事、鎭魂祭式に神八座(神魂高御魂生魂足魂魂留魂大宮女御膳魂辭代主)大直神一座と有に、其祭神の同

じきを以ても曉りつ可き事共になむ、諸此八神の御事は傳廿に粗云へるが如く、高御魂神魂二神は萬物を造成し給ふ

皇産靈神にて御在し坐し、生魂神は氣息を以て生活かせ、足魂神は形體を主り、玉留魂神は靈魂を賦與ひ、此三神に

して人身を受生るゝ事なるが、大宮賣神は呼吸を以て氣息を養ひ、大御膳都神は食物を以て形體を養ひ、辭代主神は

言語を以て靈神を養ひ給ひて、此三神にして人身はしも生育つ者にし在りければ、實に皇御孫尊の大御身の守護神に

て渡らせ給ひ、天下の人民の身命の守護神にませれば、皇孫命の御初より今日に至るまでに日大神達の傳来らず拝祭き奉らせ給ふ可き御事申すも更なりかし、（其詞に[illegible]奉仕御[illegible]、手長御[illegible]、[illegible]茂御[illegible]御[illegible]云々と有る、御[illegible]称を所謂申給へる是なり、高[illegible]十一に千早振、神[illegible]、[illegible]、[illegible]と有るは、神の御名を持たせるとまふ意の有るを取りて称める名にして、此神は何れの神か御在し坐さむ、また八神の御事なり、又[illegible]布、神毛[illegible]、打[illegible]乞、[illegible]、[illegible]と有るも、神の御名を持ち給へるを、[illegible]の打[illegible]ふにこそ[illegible]の惜けくも無く成れりとにて、[illegible]へる[illegible]なり）其今御門[illegible]と云ふは[illegible]に、[illegible]八座一座大月次[illegible]）[illegible]石窓神（四面門各一座）豊石窓神（四面門各一座）と有る是なり、此神の御事は[illegible]に述るが如く拾遺の石戸段に日神を新殿に移し奉りて、令₂大宮賣神侍₁於御前₁、豐磐間戸命櫛磐間戸命守₂衛殿門₁と見えたる、此御時の所以に依りて古事記御天降段なる御霊實を授け奉らせ給へる中に、又天石戸別神亦名謂₂櫛石窓神₁、亦名謂₂豐石窓神₁と見えたりければ、其御形代を此時の御門に鎮めて衛き奉らせ給へるなりけり、然るに拾遺に此神門衛[illegible]太玉命供奉之儀と有れば、其日神の新宮にして仕奉られし例の任に此日向宮にても此神の供奉られけむ事は、其相殿に天富命（中略）陳₂其幣物₁、殿祭祝詞、次祭₂宮門₁と有るを推上せて知るべき者なり、然して御門祭は大殿祭に属たる者なれば、六合宮殿の御造営も此時共に天降し給へりけむを、漏れたるには非ざるか、言は大殿祭詞に[illegible]命與、天津奇護言以[illegible]白久、[illegible]乃[illegible]大宮[illegible]、底津磐根乃極美、下津綱根、波[illegible]、[illegible]、高天乃[illegible]久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久、掘堅[illegible]柱、桁梁、戸牖乃錯比、動鳴事無久、引結[illegible]葛目[illegible]緩比、取葺[illegible]草乃[illegible]無久、御床

都比能佐夜伎、夜女能伊須々伎、伊豆都志伎夜許登無久、平気久安気久護奉留神乃御名乎白久、屋船久々遅命、屋船豊宇気姫命、御名乎波称辞竟奉利氐と有る、是まで天津奇護言にて其は天神の大命なり、太玉命此を天上より伝へさせ御在し坐して日向宮にて用ひさせ給へる謂は、右に引ける如く旧事紀に已に殿祭祝詞と有りて、下に其祝詞文在於別巻と注して右の詞の事を云へるを以て其然る所以を知るべき者なり、又其詞別に詞別白久、大宮売命乃御名乎申事波、皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐氐云々と有りて、伝十七、二十に注せるが如く、屋船命と申すは豊受大神の御殿を守護らせ給ふ御名、大宮売命と申すは其神の御殿内に在る事を掌り給ふ御名なりければ、此に太玉命の奏し知らせ給ふ事其由有り、又御門祭詞に櫛石窓豊石窓命乃御名乎申事波、四方内外御門爾如湯津磐村久塞坐氐、四方四角与利疎備荒備来武天能麻我都比登云神乃言武悪事爾、相麻自許利相口会賜事無久、自上往波上乎護利、自下往波下乎護利、待防掃却利言排坐氐、朝波開門、夕波閉門氐、参入罷出人名乎問所知、咎過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐氐、平気久安気久令奉仕賜故爾、豊石窓櫛石窓命登御名乎称辞竟奉久登白と有るは、此御天降の時に天神の御言寿を奉めて賜へるか為に皇産霊大神の宣び附給へる天津詔詞にて、右に謂ゆる天津奇護言の類なる物とこそは聞えたれ、（延喜祈年月次祭詞に御門能御巫能辞竟奉皇神等能前爾白久、櫛磐間門命、豊磐間門命登御名者白氐、辞竟奉者、四方能御門爾、湯都磐村能如久塞坐氐、朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐、疎留物能自下往者下乎守、自上往者上乎守、夜能守日能守爾守奉故、皇御孫命能宇豆能幣帛乎称辞竟奉久登宣、と見えたり、此は右の御門祭詞より略記せる者にして、其本一に出でたる可き事云ふも更なり）次に生島の下に是大八洲之靈今生島巫所レ斎也と云ふは、神名式に生島巫祭神二座（並大月次新嘗）と見えたる是なり、祝詞式に生島能御

巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國乃御名者白弖、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墮事無、皇神等能依志奉故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と所見たる、此祝詞は傳廿七及上に注せるが如く、此第二ノ一書に大己貴神の即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有る其時に豐かせ給へる瑞之八坂瓊にして、拾遺の御天降段に矛玉自從と有る謂ゆる平國之廣矛と其瑞之八坂瓊との二にて、崇神天皇六年御紀に先レ是天照大神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内一と有るは、上古より天皇の大殿の内に神籬を立て持齋かせ御在し坐しけるなり、然るに其次に然畏二其神勢一、共住不レ安(中略)亦以二日本大國魂神一、令三渟名城入姬命一令レ祭と有りて、其七年に神託の事御在し坐すに就て以二長尾市一爲レ祭二倭大國魂神一之主上と有るが如く、宮中を離ち奉りて他處に齋き奉らせ給ふ御事と成れるが爲に、伊勢神宮の如く更に御摸造の御事御在し坐して、宮中に留め奉らせ給へるを生島神足島神と稱奉らせ給へるなり、故古語拾遺に是大八洲之靈とは著されたる者なりかし、思ふに此詞の趣はしも其大神の國避の時に其敷坐せる島の八十島をしも墮る事無く寄依し奉らせ給へるが上に、猶も其國は廣く峻國は平けく作成して、皇御孫命の大御食國を弘め奉らせ給はむ事を請申させ給へるにて、垂仁天皇廿五年御紀の下に謂ゆる倭大神の御言に大地官と成らせ御在し坐す由を宣らせ給へる是なれば、此御天降の始より大八洲の御靈と爲て殊に懇側に齋き奉らせ御在し坐しけるにぞ有りける、(但大八洲之靈とは拾遺に著せれども、大神の御言には大地官と宣ひ、其御事跡に於ても海外萬國に亙る御事のみ有り、此詞の上に於ても島能八十島と云ふは此大地の全體を云へるなれば、大地之靈と申す意味に見奉り知るべし)又坐摩の下に是大宮地之靈、今坐摩巫所レ奉レ齋也と有るに、神名式に

謂ゆる座摩巫祭神五座（並大月次新嘗）生井神福井神綱長井神波比祇神阿須波神と有りて、以上神祇官西院坐御巫等祭神廿三座是なり、祝詞式に座摩乃御巫乃稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、生井榮井津長井阿須波婆比支登御名者白弖、辭竟奉者、皇神能敷坐下津磐根爾宮柱太知立、高天原爾千木高知氐、皇御孫命乃瑞能御舎乎仕奉氐、天御蔭日御蔭登隱坐氐、四方國乎安國登平久知食須我故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と所見たり、抑此坐摩神と申すは四時祭式四月繋條に御川水祭（十二月准レ此、中宮亦同）云々、右御川水祭座摩巫各行レ事と有る御川水神に坐して、御川水と云ふは大宮の外を巡る御溝（ミカハミヅ）の事なるが、此を宇奈提と云ふは、御紀に溝ノ字を宇奈提と訓める、卽井之手と云ふ事にて俗に井（ヰ）手（テ）と云へる是なり、偖此生井神榮井神津長井神と申すは傳廿八に古事記を引て注るが如く、大穴牟遲神娶稻羽之八上比賣命を娶りて令レ生給へる御子御井神と申す御在し坐せる、其神を三柱に稱別させ給へる者にして、生井は行井にて流水を主らせ給ふ神なり、榮井と云ふは酒井と云ふ事にて醴泉の神なり、津長井は字の如くにて津は水脈を云ふ、卽掘井の神なり、上古には件の三井有る地をトて大宮柱太敷かせ給ふ、是を以て大宮地之靈とは齋ひ奉らせ給へる者なり、又其阿須波神婆比支神と申すは、傳廿四に注るが如く大年神の御子に御在し坐して阿須波は大柴と云ふ事、婆比支は灰木と云ふ事にて柴薪を主らせ給ふ神にて渡らせ給へるを、皇大宮はしも本より此物共の豐饒なる地を選み物得させ給ふ御事なるが故に、共に大宮地之靈と爲て齋ひ奉らせ給へるになむ有りける、（上件大御巫祭神八柱より以下は卽天津神籬を樹て齋ひ奉らせ給へるにて、何れの神よりも殊に親しく祀はせ給へる神等に御在し坐すが故に、其初て齋ひ奉らせ給へる此日向宮を想像奉る爲に少か云るのみ、予已に別に祝詞講義を著して悉くに注せる事なりき）然して此

第二ノ一書に云の天津日嗣の御事にまでて、又紀曰、以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一と有る此御事、古語拾遺にも出て齋庭之穗の下に是稻種也と注されたり、神代卷口訣は神十七に詳しく注し奉るが如く、齋庭と申す由は大嘗殿又に謂ゆる齋田主基の齋場是なり、其穗と云ふは悠紀主基大嘗の神饌たる米、此に住まし奉りて御饌米の事を謂されし、古事記には登由宇氣神、此者坐二外宮之度相一神也と有て、其稻種の事を略かれたれども、別別に具へ奉る可き由にてはあらざる也、其御靈代の御事は大倭本紀に天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也と有る其注に、一鏡者天照大神之御靈云々、一鏡者天照大神之前御靈云々、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食夜護日護齋奉大神、今在二紀伊國名草宮一所坐弊樂大神也と有る子鈴は、神名式に謂ゆる大和國城上郡卷向坐穴師坐兵主神社（大月次、相嘗、新嘗）の御事なり、其一鏡を天皇御食津神と云へるぞ即ち二外宮之度相一神者也と有る神には御在し坐しける、但し大神宮の大御鏡の御時には丹後國に天降らせ給ひ、後の卷々の御時には此伊勢國に天降らせ御在しましけるかと所思る由有り、其は上に注せるが如く丹後風土記に往昔豐宇賀大神天降子奈子等之時、又道日女命等請來大神及其言等之事一矣、但於二與謝郡比治眞名井一、遂之東、以爲二永御饌一、則其夕天降八束穗々供奉、大神止々、又國中有二田眞名井一、遂以二豐宇賀能賣命一爲二其名一、則是以二天降一之神等、而聞二於丹波國一之也と有るは、其大神を天降らせ給はずして止みにしかども、天皇の御代に其丹後國に大神の供奉りて到らせ御在し坐しけむを、大神の御靈に因り給へる五百及五穀等の種を賜りて、時に稻種を生せ給へるを見行して其穗を齋庭と號け給ひ、其より天上に大神に奉り上らせ御在し坐しけるなる可きを、其天道日女命の生み給へる天村雲命はしも、大神を天上に送り奉らし

て瓊々杵尊の御天降に屬てぞ高千穗峯には天降り御在し坐しけむ、上に注る水取の御事に就ても、大國主記に後言も恐仕奉事與手忌部等、天牟羅雲命天二上命後小橋命止云名賜支、と有るを以て思ふ可き者なりかし、然して後又天村雲命はしも丹後國に在りて其大神に仕奉られけむ、其事丹後風土記に所見たるを傳廿八に注せりき、又下にも云ふべきなり、(但豐受大神御天降の事を天地麗氣記に淡路國の三上嶽に天降らせ給ひ、其より布久良宮、次に八國嶽に移らせ給ふ由云へり、甚然らむには其始丹後國伊去奈子嶽に天降らせ給ふ御道次の事なるにや、傳十二に委く見る可し）備其膺庭之穗を持して天降らせ御在し坐して國土に蕃殖させ給へるに就て、御歳神を齋はせ給ふ御事御在し坐しける狀なり、然るは大倭神社注進狀に其相殿の御歳神の御は以二八束穗稻一爲二神體一と有るは所以有る事にて、傳廿四に注るが如く皇國造の御時に其大地主神の定させ給へる神事の狀を天上に聞えさせ奉り給ひけむより、此御天降の始已に其御政を行はせ給へるにて、農作の事に就ては殊に此神を崇び奉らせ給へるは、作の豐受大神は稻穀の御靈神に御在し坐し、此御歳神は其稻穀を耕ツ作り給ふ神にて豐用の差別御在し坐すが爲なり、所以に大嘗祭儀式大嘗祭式に見えたる齋郡の齋場に於て祭らせ給ふ八神の中にも、御歳神を以て第一と爲させ給へる御事は、右に云ふが如く其作の事には專此神の御功用御在し坐すを以てなり、祝詞式にも天社國社に奉らせ給ふ祈年祭詞に先づ其御歳の詞其多在に、御歳神の名を最初に擧げられたるを以て其然る所以を悟る可し、然は稻の事を年と云ふは師用古說の如く田寄と云ふ事なるを以ても此神の稻業に主と御在し坐すを思ふ可く、又祈年と云ふも專此神に祈らせ給ふを本と爲て他神にも及ばせ給へるを悟り見る時は、甚止事無き御政になむ御在し坐しければ、御天降の初の神儀をも見奉り知るべき事

此御饌殿なる事ぞかし、古語に云はく、[illegible]、内殿[illegible]
[illegible]八百[illegible]、初穂も取千頭八百頭[illegible]云云、稱辭[illegible]、御年
皇神[illegible]、白馬白豬白雞[illegible]色[illegible]稱辭竟奉[illegible]と有り、其祝詞に云云と有る[illegible]
の事中にて、皇官の幣帛を奉らせ給ふ時の事なる由も云へる事共に考へ合す可し、御太神宮儀式帳二月例に[illegible]
子日、太神宮朝御饌夕御饌供奉田植時下始、[illegible]人等云云、山口祭云云、即木本祭云云、木本ノ御刀代田耕[illegible]（下略）
と有る此御事を、建久行事記には[illegible]山[illegible]事と云ひて御饌木と云ふを採りて祭る由見え、皇大神宮儀式帳にも御饌
木の稱有るは即御饌神の御坐に依て謂ゆる古儀の遺制なりければ、日向朝廷の儀式なりしを朝廷には中世以来絶えて
神宮にのみ傳はれる者にぞ有るべき、（其朝廷に絶ゆる所以は崇神天皇の御世頃よりして、上古より以降天津神籬を以
祭らせ給へるを、別に宮社を定めて祀ひ奉らせ給ひければ、此御饌神なども其本社に就て祈年の祭を令に行られしよ
り止みぬるなり、姓氏錄未定雜姓大和國に、[illegible]、大物主神五世孫意富太多根子命之後也と所見たれば、意大神主
神の裔[illegible]を以て其子孫の人をして令ㇾ祭給へるにこそ）偖其祈年の大御祭の御事始め坐して、御歳神を始め奉りて六
皆國社の皇神等に[illegible]起らず、時令順序ならむ事を遠く祈らせ給へり、拾遺の橿原朝段に又令ㇾ天富命率ㇾ供作諸氏ー
造ㇾ作大幣ㇾと有る大幣と云ふは、續紀に文武天皇大寶元年十一月丙子、始任ㇾ造大幣司ㇾ（下略）と見え、同二年二月戊
戌朔、是日爲ㇾ班ㇾ大幣ㇾ、馳ㇾ驛追ㇾ諸國國造等ㇾ入ㇾ京と有りて、祈年の大幣はしも天下の大社小社を遍す所無く奉らせ給
へる故に然は云ふなり、天富命の當昔已にも其の有りけるは、日向宮の古に太玉命の仕奉られし道を遂はせ給へる事

申すも更なり、此に准らへて神祇令に謂ゆる季夏月次祭（謂於神祇官祭與祈年祭同、但無庶人宅神祭也）季冬月次祭の如きも此御世より令レ行給ひけむ事、右に擧たる祈年月次等祭詞に、高天原に神留坐、皇睦神漏伎命神漏彌命以、天社國社と稱辭竟奉、皇御孫命能前爾白久、云々と有りて、其辭別たる大御巫祭詞の結末に荒皇吾睦神漏伎命神漏彌命等、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と有て、皇祖天神の詔命を奉行はせ給ふ由なりければ、本より此御世に日向宮にて奉仕行めさせ給へる大御政なる可き事申すも更なり、而て其月次祭の幣帛を頒たせ御在し坐せる當日、即神今食の大御祭を執行はせ御在し坐す凡ての狀に、大嘗の祭儀に異ならざるなり、公事根源に此神今食の儀は年に二度なり、伊勢天照太神を勸請申されて、天子御自神供を供せさせ給ふにや」と書させ給へり、（玉勝間六（三十八丁）に此神今食は年每の六月と十二月との十一日にて、月次祭の同日の夜に被レ行るる事なり、先づ其月次祭は三百四座の神等に幣帛を奉り給ふ、其を月次と名くる由は月每に奉り給ふ可きを合せて二度に奉給ふにて、六月には其年の七月より十二月までのを奉り、十二月には來年の正月より六月までのを奉り給ふなり、若て其同夜に被レ行る神今食も其同じ趣にて、天皇の月每に新嘗の御食を聞食す由にて、其度每に行ひ給ふ可きを合せて二度に行ひ給ふ由にて、其は新嘗には非ざれども新稻を聞食し始むるをさへに重く嚴かに齋給ふにて、先づ神に奉給ひて然後に聞食す事由ら新嘗大嘗の意味に同じ、然る故に此祭の儀式は何事も大抵新嘗大嘗の如くなり（上下略之）と云はれたる實に然る言なり、若て其神今食を行はせ給ふに就て、右に注せる大殿祭御門祭は行はせ給へるにて、何れも日向宮の舊儀なる事著明き者なり（四時祭式六月例に大殿祭云云、右神今食、明日平旦云云、中臣忌部御巫等以二大人一入御殿一、忌部取二玉一懸二殿四

角ノ、御薪等[illegible]四角ノ、[illegible]、中植[illegible]、忌部向ひ讀、[illegible]云云と有は、此御今食に就て行はせ給へるにて、其十一月例[illegible]の同日辛丑に此儀を行はるゝに同じ事なる者なり、さて其[illegible]に[illegible]と[illegible]の[illegible]る事を祈らせ給へるなり、此に依て其大嘗宮に[illegible]八十[illegible]耶、皇太御[illegible]、御前[illegible]大御[illegible]、[illegible]横山打積置て、[illegible]と有は、當年の[illegible]に先づ奉らせ給ひ、後に新嘗をば聞看させ御在し坐さむとなり、其水分神[illegible]云云、[illegible]氏、[illegible]御孫命[illegible]御食夕御食[illegible]加比[illegible]、長御食[illegible]遠御食[illegible]、[illegible]聞食[illegible]云云と有る[illegible]、右に引る[illegible]詞にも出たる事にて、此は新嘗の幣帛に附て奉らせ給ふ御事なり、然して還をば天皇の賞ノの大嘗殿に聞食す由なり、斯れば神宮の[illegible]諸社の祖[illegible]等の祭は其[illegible]の御事を行はせ給へるなり、然して其[illegible]、[illegible]神[illegible]命以、天社國社[illegible]、今年十一月中卯日[illegible]、天都御食乃[illegible]、皇御孫命[illegible]大嘗聞食[illegible]、皇[illegible]乃[illegible]、[illegible]千秋五百秋[illegible]命[illegible]、[illegible]御孫命[illegible]、明妙照妙和妙荒妙[illegible]、[illegible]聞食[illegible]と所見て、其詞の意にては[illegible]天神の大命を以て天社國社と敷かせ御在し坐して、皇御孫命の大嘗[illegible]に令し白給ふ[illegible]なりけれに、上の新年月次祭の詞の如く同じく日向宮にて行はせ給させ御在しゝしける大御[illegible]なる可き事申すも更なり、其[illegible]の[illegible]乃比[illegible]て[illegible]に[illegible]ひ[illegible]り、其の大御[illegible]に[illegible]らむと[illegible]して、千秋の五百秋に聞食しめ奉り給ふ天津御食を、皇御孫命の此大嘗に聞食させ御在し坐さむと為さむと給ふに就て、此[illegible]の幣帛を奉

らせ給ふ由なる者なり、(此詞の亦例の古文にして甚々混らはしかりつれば右の如く直て心得べき者なり、)踐祚大嘗祭詞に皇御孫命能長御膳能遠御膳止、赤丹穂爾聞食幸、皇御孫命御刀代乎始氏云々、皇神能成幸閉奉者、初穗者云々、皇神前爾白賜止宣、龍田風神祭詞に皇神乃成幸閉賜者、初穗者云々、汁爾母穎爾母、八百稻千稻爾引居置氏、秋祭爾奉牟止云など有る秋祭と云ふも同じく新嘗の事を云へり)神祇令に凡天皇即位摠祭天神地祇、(謂即位之後年乃祭、下條所謂大嘗祭毎世一年國司行事是)と有は、謂ゆる大嘗祭の御事にて、即右に注せる此第二ノ一書に天照太神又勅曰、以ニ吾高天原所御齋庭之穗ー、亦當ニ御於吾兒ーと所見たる齋庭の穗をば所聞食しめさせ給へる大御食是なり、故天皇の大嘗の大御世所知看さむ給ふ其初に悠紀主基の二國を定させ給ひ、其齋郡を卜定て其國に出來る稻穗を以て齋場にて大嘗宮祇に奉らせ給ひ大御自も所聞食し臣下に賜ふ御事御在し坐す、是天津日嗣を所知食す御儀なるが故に、御紀の文漢其年を太嘗と書さるゝ例にて、甚々重く尊き大御政なむ此御事に座らせ給へるは御在し坐ざりける、此初國所知食させ給ふ太歳の大嘗はしも、上に注るが如く其天降らせ御在し坐しける初高千穗宮にて所聞食させ給ひけむかと思ゆる由有り、其にても係年の新嘗は此吾田笠狹宮にして所聞食させ給へりけむ御事申すも更なり、中臣壽詞に現御神止大八嶋國所知食須大倭根子天皇我御前仁、天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須、高天原仁神留坐須、皇親神漏岐神漏美乃命遠持氏、八百萬乃神等遠集賜比氏、皇孫尊波高天原仁事始氏、豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食氏、天津日嗣乃天都高御座仁御坐氏、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏天降坐志後仁、中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕氏、天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏、神漏岐神漏美命乃前仁受給利申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、

天都詔刀乃太詔刀言乎以告禮申事依奉支云々、如此依奉志任々爾所聞食由庭乃瑞穗遠云々、大嘗會乃齋場爾今年十一月云々、獻留悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠、大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁爾毛實爾毛赤丹乃穗爾毛所聞食、豐明爾明御坐、天都神乃壽詞遠稱辭定奉留、皇神等毛千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利、堅磐爾常磐爾齋比奉利、伊賀志御世爾榮志米奉利云々と所見たる、當時の天神壽詞にしも天兒屋命の奏させ給へりけむを、古に瑞穗遠平介久安介久由庭に所知食事依奉れりと有に、謂ゆる由庭之穗の御事にて、其を持降らせ御在し坐して萬の事にしも天兒屋根命ぞ賴附け奉り取扱はせ給へる故なりける、然して其子天忍雲根神を天上に奉らせ給へる由なるは、其御膳都水にのみは限らず日後の事にも神等の上下して皇祖天神の御計らひを御乞奉らせ給へる狀なり、是を以て瓊瓊杵尊の現御神と御在し坐て初國所知食させ給へる新世の大御政はしも、悉くに皇祖天神の大御命に出たる御事をなむ見奉り知べき御事なりける、然して此大嘗の大御政に當りて天兒屋根命の天神壽詞をしも奏させ給へる御事はしも、其由庭之穗たしも其御孫命に事依し授け奉らせ給へる御時に、殊更にしも天兒屋命に詔給ひ託させ給へる御事の有を以て、如此く其業に傳へて壽詞をしも稱辭竟奉らせ給へる者にして、落も無く天神の授させ給へる是なり）又於是の橿原朝段に命二天種子命一（天兒屋命之孫）解二除天罪國罪事一、所レ謂天罪者上已記訖、國罪者國中人民所レ犯之罪、其事具在二中臣祓詞一と有り、此を以て其詞の上古より有來る事著明かりけるに、續紀神護景雲三年六月詔に因二神語一有レ言二大中臣一云々と有は其詞を指して詔給へるなり、猶此祭儀の事はしも委曲に傳十七、十九、二十に注せるが如く、其寶鏡開始章第三ノ一書に乃使二天兒屋命一、掌二其解除之太諄辭一而宣レ之と有る、其素戔嗚尊の解除の時の太諄辭に起りて、天兒屋命

御食御饌奉の供奉らして天降らせ給ひ、其謂ゆる天津罪國津罪の解除を主らせ給ふ時に、皇祖天神の天津祝詞に本著て作らせ給へるなむ其中臣祓詞なりける、此を以て古くより中臣祓とは云習はしたりけらし、■其天兒屋命の作らせ給ひけむと見ゆる謂は、例の如く高天原に神留坐、皇親神漏岐神漏美命以ちて云云と有るは、皇祖天神の大命を直に受賜はらせ御在し坐し神ならずしては宣ひ出させ給ふまじき御事なる是なり、然して其大祓詞の始に天皇朝廷に仕奉る、比禮掛伴男、手襁挂伴男と有るは、神今食大嘗新嘗等に供奉る陪膳の采女と膳夫の人等とを云ふなるが、其を靭負伴男劍佩伴男などの上に置けるは大御饌の事に供奉る伴長なるを以てなり、踐祚大嘗祭式に凡天皇十月下旬臨幸川上爲禊と有は、謂ゆる大嘗祭の御禊■なり、天神御子の此大御政の始にも應に如此く御在し坐ざれば、豐■之稔を所聞食させ給ふと云ふ御儀に叶はせ給はざるを思ふ可し、然して古の大御世には其罪犯の有る人を刑なはせ給ふ御事は了幹捷させ給はず、其天津罪國津罪の次第に依て中古に謂ゆる大祓上祓中祓下祓の如き等差有りて、祓柱を科せ給ひて天下の大御政を調へさせ御在し坐しけむ御事は更にも云はず、又後の六月十二月晦の大祓の如く祓使を出ださせ給ひて、天下の吏も朝廷の吏も天津罪國津罪をも解除はせ御在し坐して、天下を清平に治めさせ御在し坐しけむと見ゆれば、中古以來に刑戮の重く成れる状に上古には解除の重く有りけむ御事を想像し奉る可き者なりかし、（其論には寶鏡開始章第三に、一書に自レ爾以來、世諱下著二笠簑一以入中他人屋内上、又諱下負二束草一以入中他人家内上、有レ犯レ此者、必債二解除一此太古之遺法也と有るも、其某笠簑を着より以降諱む事と成れるが故に、其に類たる事の有る時に必解除を債する例と成れる由なるが、此に太古之遺法也と有るを以て古に其嚴重なりし事曉る可し）若て四時祭式六月十二月大祓

の次に鎮火祭（延喜式祝詞に在り）と云ふ事有り、御當家令鎮火祭祭に當るに當り卜部等、火を防ぐ火災、故日鎮火と見えたる是なり、其詞に云はく高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美命持氐、皇御孫命波豊葦原乃水穗國乎安國止平介久所知食止、天下所寄奉之時爾、事寄奉志天都詞太詞事乎以氐申久、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妋二柱嫁繼給氐、國乃八十國島乃八十島乎生給比、八百萬神等乎生給氐、麻奈弟子爾、火結神乎生給氐、美保止被燒氐石隱坐氐、夜七日晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妋乃命止申給部支、此七日爾波不足氐、隱坐事奇止氐見所行須時、火乎生給氐、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氐、吾名妹乃命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氐、石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐、更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比留波、水匏埴山姫川菜乎持氐鎮奉禮止事教悟給支、依此氐稱辭竟奉者云云、天津祝詞乃太祝詞事以氐、稱辭竟奉久止申と所見たり、此も亦皇祖天神の子孫に授け奉らせ給へる大命以て詔ひ祝させ給へる事上件儀式を注せる例に於けるが如し、其詞に伊佐奈伎伊佐奈美命云云より、云云稱辭竟奉と云ふまでの文即ち天津祝詞の太祝詞事なる者なり、此は火災の防ぎのみならず天下の大火を兵させ御座しまして延喜式に載せ給ふ大御政にして、萬民をして平安に令在給ふとの御事なる故、先づ六月十二月晦日に大祓の事を行はせ給ひ、天下の罪穢を清除はせ給ひ、更に天下の禍火をして鎮火に鎮め収めさせ給ふ御事たる事にり、然るは鎮火の祭儀ある時は蓋其を得て悉く責ぶる任に尊神の御守護らせつゝ、一億の兆一心に在り一體に及び一國に滿ち、終に天下の大事と成る事にし在りければ、其皇天神の大命を以て此天津祝詞を授けさせ御座し坐して天照

居合ひ給て令レ行給へりし遺制、後に卜部の仕奉る事とは成れりけむかし、（西蕃にも古は火を忌清むる事我皇國の如く嚴重に在りけると所見て、周禮に司爟掌二行火之政令一、四時變二國火一以救二時疾一と有り、隋王劭傳に古有二鑽燧改火之義一、近代廢絕、於レ是上表請レ變レ火曰、臣謹案二周官一、四時變レ火以救二時疾一、明火不二數變一、時候必異、聖人作レ法、豈徒然也、在二晉時一、有下以二洛陽火一度レ江者上、代代事レ之、相續不レ滅、火色變レ青、昔師曠食レ飯云、是勞薪所レ爨也、晉平公使レ視レ之、果然車輞、今溫レ酒及炙レ肉、用二石炭柴火竹火草火麻荄火一、氣味各不レ同、以レ此推レ之、新火舊火應レ有レ異、伏願、遠遵二先聖一、於二五時一取二五木一、以變レ火用レ功、救益方大、縱使百姓習久、未レ能二頓同一、尙食内廚及東宮諸主食廚不レ可レ不レ依二古法一、上從レ之と有り、宋史道師民傳にも改火の事所見たり、晉荀勖に嘗在二晉帝坐一進レ飯、謂二在坐人一曰、此勞薪所レ炊、咸未二之信一、帝遣問二膳夫一乃云、實用二故車脚一、擧レ世伏二其明識一と云ふ事有り、此を以て見るに、古には行火の政令を行ふ事なりしかども後には絕えたりし者と見ゆ、右の如く新火舊火の事を云ひたるから淨火穢火の事を知らず、天子と云ふ者の厨家にも古昔を用ふるを思へば、火だに新しく有れば其穢たは云はざりしにこそ有りけめ、然る時は火を改むと云ふのみにて皇國の如き其實無き事と所見たり）此鎭火祭に次で道饗祭に於て京城四隅一祭）と云ふ事同時祭式に見ゆ、神祇令季夏道饗祭義解に謂卜部等於二京城四隅道上一而祭レ之、言欲令二鬼魅自レ外來者、不一レ敢入二京師一、故預迎二於路一而饗遏也と有る是なり、其詞に云はく、高天之原爾事始氐、皇御孫之命乃稱辭竟奉、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氐、辭竟奉者、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉禮止稱辭竟奉久止申須、

六八書二萬津神等村三神久隱坐氏、皇御孫命乎堅磐常磐爾齋比奉、茂御世爾幸閉奉給止申、又親王王等臣等百官人等天下公民國三云國三、々萬神等氏、皇御孫命乃朝廷乎以氏、稱辭竟奉止申と見えたり、抑此祭の起は既に上に注るが如く、其時伴緒の大神の其神殿より出來れる者にして此國土に傳はれる神事なりしを、此度者に大己貴命の乃以天子之國被之置歟一異、二神二白、皆以二此事二奉ニ治功一、天孫皆用二此事二治レ國者、必當二平安一と有は、其神事代に奉らせ給へる傳なり、第二ノ一書に乃薦二天孫一為二立三白日、是時代二我爾命一後と有るに、其度才に取著給へる神名の傳はれるにして道饗祭の起此に在る者なり、若て此詞に高天原始氏、皇御孫之命止稱辭竟奉と云ふは、其大己貴命より聞えさせ給へる此祭事を皇祖天神の定させ御在し坐して、皇御孫尊に授させ給へる其皇御孫尊の大命以て稱辭竟奉る由にり、根國底國よりより守まで謂ゆる天神の大命に依て、本に天津日嗣乃太命と有る是なり、此を以て日向宮の道饗なる事を知るべきなり、予常に云へらくは大殿祭御門祭道饗祭の三はしも各相離る可からざる所由有る者にして、大殿祭は屋内の事に係りて庶人の宅神祭の類なり、御門祭は宮門の為に祭りて一構なる内の鎮めなり、道饗祭は其門戸より外の防ぎに祭る事に係て即道路の守護の為たり、如此く且にも内にも外にも各其守護神をしも定めさせ置かせ御在し坐して、天下を平安に為させ給はむ皇祖天神の神慮に依て、實に其如く上は朝廷より始め奉りて諸國諸に此を行へらむには天下安寧なる可からむ事其々著明き者なるぞや、(即右の大己貴神の御言は更なり、此詞の趣を以ても知らるゝ事なり、然るに中古より以降右の三の祭事共に絶えたるが如く廢れる故に、朝廷の衰へさせ給在します御事と成り、其に就ては天下の亂共出來て實に泰平を致す事は甚難く成ぬるぞ怪ろしき、乗に天皇御祖に成れる後

大神の御言に因て奉ㇾ祀神祇、使細来ㇾ採其擬状、以祖書於枝葉と有る意味は大に在る事ならむかし）若し此書一ノ一書に又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉と見えたる此古事記も同様にて、右の五神を擧げて次に并五伴緒矣支加而天降也と見えたり、古語に仍以天兒屋命太玉命天鈿女命使配侍焉と有りて二神を擧せるは、太玉命の所率の神と爲る傳なる故に略けりし者なる可し、其下に宜太玉命、率諸部神、供其職、如天上儀、仍令諸神亦與陪從と有るなり、其部神天上儀と云ふは石戸段に、太玉命所率神、名曰天日鷲命（阿波國忌部等祖也）手置帆負命（讃岐國忌部祖也）彦狹知命（紀伊國忌部祖也）櫛明玉命（出雲國玉作祖也）天目一箇命（筑紫伊勢兩國忌部祖也）と所見たる、是等太玉命の率て降り給へる諸部神なる者なり、右は上に引ける此書一ノ一書に同其紀伊國忌部遠祖手置帆負神、定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者、乃使太玉命以弱肩被太手繦而代御手以祭此神者、始起於此矣、是天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉と所見たる、此は國避の御事に就て大國主神大物主神大國魂神等を始めて祀らせ給へる神等に連ねて、皆謂ゆる天社國社の是等を祭らせ給ふ爲に定めさせ給へるなるが、其御孫命に各其仕奉り給ふにも其神等を兼ねて相共に仕奉れりし、是其天上に於て天照太神に仕奉れりし状の如くなる故に、右の文に應して拾遺に、是以神事之職、皆從天上之儀、自餘諸氏、各供其職と書し、又其橿原朝段に當此之時、帝之與神其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物官物、亦未分別、宮内立藏、令齋部氏永任其職と見えたり、總て直に天神の大命を受賜らして供奉られし諸部神等にし坐しけ

れば、其仕奉られし狀を天上の儀式たりつらむことも推察し奉る可き事たりかし。又齋部の家に以中臣齋部二氏、
相副て同じく仕奉るは、其部名に見えて、照て其職に於て仕奉る由見えたり、上古の神事を重として之を天上に起させ給へる御事是たり
昔在神代に凡天御中主天照大神之寶鏡、而天孫瓊々杵尊臨位之時、[illegible]國ニ萬民之法一、神卜南家之民人、
以テ[illegible]と有るは是に在る事なり、心を清めて以ト可き事にこそ仕奉々杵尊の[illegible]し日向の大宮を
に仕奉られし群官の有狀はしも、第二ノ一書に復勅ニ天兒屋命太玉命一、惟爾二神、亦同侍ニ殿內一、善爲ニ防護一と有るは、
後世に謂ゆる左右大臣の如くたる内にも、天兒屋命は中臣齋部を兼ね給へる如く、太玉命は大藏卿宮内卿を兼ねられた
るが如くして仕奉られたる可く、天鈿女命の仕奉られし狀は後宮の内侍の如くなる可く、猿女君は典侍の下に[illegible]奉
掌侍ニ[illegible]一、後ニ猿女君一、食ニ如内外命婦等及宮内職掌之事一と有に[illegible]く給へり、然して石凝姥命玉屋命等は
鏡作玉作の部を率りて其部の長たり、其手置帆負命は木工頭の如く、彥狹知命は主殿頭の如く、天目一箇命は鍛冶正
の如く、天日鷲命は織部正の如くして仕奉られし狀にて、上件は謂ゆる文官の列なり、武には此紀四ノ一書に高皇產
靈尊以ニ眞床覆衾一、裹ニ天津彥國光彥火瓊々杵尊一、則引ニ開天磐戶一、排ニ分天八重雲一、以奉ニ降之一、于レ時大伴連遠祖天
忍日命、帥ニ來目部遠祖天槵津大來目一、背負ニ天磐靫一、臂著ニ稜威高鞆一、手捉ニ天梔弓天羽羽矢一、及副ニ持八目鳴鏑一、又
帶ニ頭槌劍一、而立ニ天孫之前一、遊行降來と有る此事古事記にも見えて、其處に天忍日命（此者大伴連等之祖）天津久
米命（此者久米直等之祖也）と書され、拾遺にも仍使ニ大伴遠祖天忍日命、帥ニ來目部遠祖天槵津大來目一、帶レ仗前驅一
と有りて、其橿原朝段に日臣命帥ニ來目部一、衞ニ護宮門一、掌ニ其開闔一と申し、其を承て下に大伴來目建レ仗開レ門、令

朝ニ四方之國一以觀ニ天位之貴一と有り、後には其門葉衰へて大伴氏のみ宮門の門闕を護る事には在れども、古は天忍日命と天津久米命二神にして後に謂ゆる左右衛門督の如く仕奉られ、又左右近衛大將を兼ねたる狀にて武官の棟梁の如くして仕奉られたりけらし、其餘にも天上より供奉られし神の多在るぞ、各其々の職掌有りて仕奉られし事は、後の令の制度などは官位職員の事共など甚委しき狀なるとは甚く隔たる事にて、粗き如くなれども後の委しきにも讓るべからざる程に萬に美たくして不足所無く備はりたる大制度になむ有りける、(格遍に超レ日ニ天降一、泊ニ乎東征一、屈ニ從蕃卑名顯ニ國史一、或承ニ襲天之靈命一、分ニ各蕃之鐵冑一、或逢ニ吉陰之書辭一、助ニ神龍之大造一云々と有るが如く、此神天降の始より神武天皇東征の年まで日向宮に供奉られし神等は何れも後の京官なる人々の如き意味有り）然して又後の國造などの如く諸國に在着て各其邑に長と為て仕奉れる者も本より多在ぬ可き事の狀なり、其猿田彦神はしも前吾田國ニ天孫に奉仕して伊勢國狹長田五十鈴之川上に御在し坐し、其御子孫より先に天降坐せる天津彦根命は、上に注せるが如く天穗日命の御伴にて天降らせ給ひ國土に經營らせ給へる、其國は出雲國と所見たり、又上に注せるが如く天穗日命の御子天夷鳥命にしも出雲國に住坐して熊野杵築宮に奉仕らせ給へり、又上に注せるが如く瓊々杵尊の御兄た火明命はしも已く丹後國に降在しゝを、還たらして其瓊々杵尊を拜して天降らせ給へる、是は中洲に御在し坐しける趣なり、其丹後風土記餘佐郡田造郷の文に往昔天孫降臨之時、隨ニ從天火明命一而、天香語山命與ニ天村雲命一天ニ降于當國之伊去奈子嶽一、天村雲命與ニ天道日女命ニ祭ニ大神一。と所見たるは右にも云へる事なるが、其天火明命の子孫はしも其國に在りて其宇氣大神を祭りしなり、曾造に從ひて神に奉りし事なり、其天香語山命は右

瀬杼命にして五瀬命の一なるに、稲氷命はしも摂津国島下郡[illegible]久山に天降坐す由[illegible]に見え、[illegible]命は周防国佐波郡にて崩坐し、[illegible]記に見えたれば、各其本国に在りて日向宮に参通ひ仕奉り給ひけむ事推して知るべし、其天穂日命の如きは後の国造の状にて、出雲国より日向宮に参上らして神賀詞を奏させ給ひけむ由は、其詞に高御魂乃命宣久、汝天穂比命者、天皇命乃手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉止御賜志乃随爾、供斎仕奉弖、朝日乃豊栄登爾、神乃礼白臣乃礼白、御祷乃神宝献良久止奏弖、天穂比命の仕奉り始め給へる其次を承継ぎ仕奉り来る由なりければ、天穂日命より代々仕奉られけむ事知るべきなり、然れば神武天皇甲寅年初紀に是時運属鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正、治此西偏、皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歴年所、（中略）而遼邈之地、猶未霑於王沢、遂使邑有君、村有長、各自分疆用相凌躒と有るは、神代の御三代の事に係けて背させ給へる辞ながら、久しく年序を経行て葦原中国の御世の東方[illegible]天皇の御世の始などこそ然は有りけめ、此天上より天降り御在し坐して初国所知看す御世頃の事は、筑紫にして此西偏のみを治せ御在し坐しける意にあらば、西偏の歴史の法に[illegible]ふる者にして遠く古典に背ける者なり、其大国主神の国土を避奉らしゝ上は天下は何れか皇御孫尊の御国には非りける、然るを此西偏の如に[illegible]を坐せるは上に注ふが如く、然為させ給ふ可き所以有が故にこそ筑紫と御在し坐すには在けれ、此日向宮に参向りて聞ゆる国造伴造諸国造の如くして、天下の政事の仕奉られし事は前に云へる如くなるに、皇御孫尊の天下を[illegible]看し給へりと見しきは、伊豆国の[illegible]神は[illegible]にて[illegible]らせ給ひ、駿河国の富士神は木花開耶姫命にて坐すなどは決めて神代よりの鎮坐なる可かりければ、大八洲国の内に悉くに[illegible]の[illegible]

給へる御事にて、萬に行足ひたる大御政にこそは御在し坐したりけらし、(此に皇御孫尊の吾田笠狹宮に御在し坐しゝ間には、皇化の遠く大八洲國中に及ばせ給はざりし者と思ふめるは俗びたる說と云ふ者なり、今世の狀を以て云ふ時は同じ皇國と云ふ中にも筑紫島の西南の隅に在る薩摩國阿多郡にて、彼國の中にも悉く邊僻の地なりと雖も、天上の儀式の如くして此に都爲させ給へりけむ程には決めて此は都びたりし事にて、却りて中洲の地などは鄙びたりし事にこそ有けめ、其は神武天皇戊午年御紀に中洲の地にて順はざりし者の事を歎ふ愛瀰詩と詠て彼毛民に比べさせ給へるは、都は日向國にて其時は大和國なども鄙にて在りしが故なり、此を以て見る時は此大八洲はしも天下萬國に勝れて甚尊く美たき御國には在れども、高天原より天神御子の天降らせ御在し坐して、其現人神の御在し坐す所在なるとならざるとにて、國の尊くも美たくも成る事と所見たり、譬へば大和國は古より御世々々の都を數多に敷せ御在し坐しし國なるが故に、今の山城國に都を移されし程には猶大和詞など云ひて其始こそは宜かりけれ、已に都と成定まりたる上にては却りて故京なりし大和の風俗も言語も鄙びて甚く劣れるを以ても、國の尊卑も天皇尊の坐すと坐さゞるとに依て異れるなり)○久之は、比佐志久麻斯麻斯氏と訓めり、良海本には久之治二天下一四十一萬八千五百四十歲と有り、然して其海宮遊行章に彥火火出見尊の御事を治二天下一六十三萬七千八百九十二歲矣と有りて、神皇承運章に葺不合尊の御年數をば漏らせるが、其神武天皇甲寅年御紀には何れの本に在るも同じく、自二天祖降跡一以逮二于今一一百七十九萬二千四百七十餘歲と有り、皇年代略記には右の四十一萬を三十一萬四十二年と有り、葺不合尊を八十三萬六千四十二年と有り、然る時は其七十餘歲と有るを姑く七十六歲と見る可し、斯れば葺不合尊の御世にしも七十三萬六千

四十二歳計と見えさせ給ふ事なり、然れども此に一説有り、其瓊々杵尊の御事をば口訣に一云瓊々杵尊御治世三十萬八千五百三十三年と見え、神皇正統記に瓊々杵尊此尊天下を治め給ふ事三十一萬八千五百三十三年と云へりと有り、口訣に一説と云は是を云ふなる可し、倭姫命世記には瓊々杵尊治天下、三十一萬八千五百三十三年、皇年代略記には三十一萬八千五百四十二年と所見たり、然して彦火々出見尊の御事は口訣に、一説御治世六十三萬七千八百九十二年也と見え、正統記には彦火火出見尊此尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十三年と云へり」と有て一年の差有り、世記にも皇年代略記にも六十三萬七千八百九十二年と有て、右に云へる良海本及口訣に云ふ所と同じ、葺不合尊の御事は口訣に一説治世八十三萬六千四十三年と見え、正統記には葺不合尊此尊八十三萬餘年坐々しに云々と有り、世記及皇年代略記には八十三萬六千四十二年と見えたり、通證に垂加翁曰、斯積年亀山御宇推得出、口傳有之と有るは推算にて云へるか、又は承る所有て云へるか、若し然らむには當昔暦算家の推究めたる任に口傳せし故に右の如く年數の各異なるにか、猶考ふ可き事なり、然る時は前未央に有の三御代の年數を書さゞるが却りて古の任なるにて、良海本の如きは後人の書加へたりけむが混ひて本文と成りけむも亦知るべからざる者なりかし、又通證に中根氏曰、自天孫降臨甲申、距神武天皇東征歳在甲寅、積一百七十九萬二千四百七十一、距即位歳次辛酉、積一百七十九萬二千四百七十八算上と有る事なれども、信じ難き心ちなむ為られける、又樋河上天淵記に自天照太神即位甲寅、至今大永三年癸未、歴數二百三十四萬四千六百五十年と云ふ事を書せれども、神皇正統記に是より先天上より止坐す神等の御事は年序に計り難きにや、天地判れしより以來の事幾年を經たりと云ふ事見えたる事無し」と宣ひて、此御天降の

時より以上の年紀を記されず、又皇年代略記にも天照太神天忍穂耳尊を以上二代、而傳云天上、仍不知其治世年紀一矣と有れば、天照太神の即位元年を甲寅と云ふなど非ぬ推量言なり）借古事記に故日子穂々手見命者、坐高千穂宮伍佰捌拾歳」と有り、此に就て記傳十七（八十三丁）に、凡て神代の年數の事、書紀神武天皇御卷に、自天祖降臨以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歳と有るは、三御代の總ての年數なり、今假に此數を三御代に等しく分つ時は一御代大凡六十萬歳許宛なる可し、然るを此に五百八十歳と有るは此上無き短さにて、彼擧ての數に合はざるは如何と云ふに、彼石長比賣の事に依りて父神の大神御子之御壽者、木花之阿摩比能微爾坐と詛白賜ひしに因りて、至于今、天皇命等之御命不長也と有れば、日子穂々手見命より此方は御命此上無く短く坐すこと理なり、彼詛言遺々其命は闕り給はず、其御子より御孫々を詛奉れる者なり、然れば彼一百七十九萬云々の年は、多くは邇々藝命の御世を經過て穂々手見命は僅に五百八十歳、次に葺不合尊は愈短かる可く、次に伊波禮毘古命に至りて又愈縮りて百三十七歳にして崩坐しゝなり、斯れば此御年數の事何かは疑ふ可き（取要）と云はれたるは然る言ながら、彼詛言はしも遺々作尊を指して詛奉られしなりけるなれば、此尊に限りて其應驗無しとは云ふべからず、又彦火火出見尊に五百八十歳と云ふも、五百は瑞珠盟約章に八坂瓊之五百箇御統、寶鏡開始章に五百箇眞坂樹、其第二ノ一書に五百箇野篶八十玉籤、又五百箇野薦八十玉籤など見え、又古事記に千秋長五百秋之水穂國、中臣壽詞に千秋乃五百秋仁瑞穂乎平介久安介久、又萬葉に五百萬、千萬神、又五百夜、又五百代小田など云ふ五百にて數百と云ふ意なり、八十は八十神八十人八十手など云ふにて此も數十と云ふ事なりけるに例して思ふに、數百數十歳と云ふ事にて限れる數量には非ざる如く聞ゆれば

實に瓊々杵尊より御三代の年數は古より知られざりしなりけり、若し五百八十歲を實數と云ひてむには、葺不合尊などは其より近く御在し坐せば傳はる可きに、然る說を以ても右は唯大凡の數にて吾田笠狹宮より高千穗宮に遷都の事御在し坐し、御事を云はむとて、其宮に數百數十歲御在し坐しゝ由を書せるのみこそ有けれ、其實は此に久之と有るに意味は無くして異らざりける事なるぞかし、然るを平田氏の天朝無窮曆と云ふに、瓊々杵命の御世千五百三十二年、穗々手見命の御世五百八十年、葺不合命の御世二百八十九年にして、天孫降臨より神武天皇以前を二千四百一年と積りて、上古より神武天皇東征の末までは周暦に謂ゆる建子の月を以て正月とし、其元年辛酉より改まりて建寅の月を以て正月に定められたる如き說を成せりと雖も、右の彦火火出見尊の五百八十歲を據として其前後二御代の歲數は私意を以て實なる所なれば信ひ難く、且神代に周正を被い用たりと云ふ事なれども、十二月と云ふは年窮と云ふ事なれば十一月を正月と爲れば其十二月は二月に當れる年窮と云ふ名目も心得難きを、其十一月の名稱は建寅の正月を識立たる體より呼けられたりと云遁れも爲べかりけれども、傳十七、廿四に注るが如く古事記の羽山戸神の御子等の中に若年神と有るは年を主る神にて、夏高津日神夏之賣神又秋毘賣神などに對へたる御名なるに、其年を宛り給ふ方に若年と申すを見れば、建寅の月を以て正月と立てられたる者なる事著明かりけるを如何とかは云消さる可き、（其上弘仁曆運記考と云ふ物に、右の神武天皇御紀に謂ゆる一百七十九萬二千四百餘歲の事を、或神に祈りて知たりけるに、大數を捨て小數を取れと云ふ命の有りける任に、其一百七十九萬を捨て二千四百餘歲と云ふを取れる由にて說を成しつつも、其學に從ふ狂人を夢を以て欺く如き尤々しき事を述べたりと雖も、一夜の夢話にして實を捕むの類なる者ぞか

し）○崩たばば神上理坐須と訓める事御紀の例なり、傳十三に注せるが如く、是後伊邪諸尊、神功既畢、靈運當遷（中略）於是登天報命、仍留宅於日之少宮一矣と有る靈運當遷を、私記に加美安加利萬志奈牟止須と訓める言も其に同じくして、其伊邪諸大神はしも皇祖天神の大命を受賜らせ御在して天降らせ給ひ、國土萬物を生成させ御在し坐して、大御の運世の神功を悉くに畢させ御在し坐しけるが故に、其復命を奏させ給ふと爲て現身ながら天上に參向はせ御在し坐す由なり、此も其如くにて皇祖天神に大命を受け奉らせ御在し坐して、皇御孫命はしも天下の大君として天降らせ御在し坐して、食國天下を所知食させ給ふ御功業を已に遂げさせ御在し坐しけるが故に御壽を終へさせ給ふなり、此は世に謂ゆる死と云ふ事にて御靈のみにて天上に參らせ給ふにて在れども、其事がらの同じきが故に古語の任に神上理坐須とは申せるなり、傳廿に注るが如く古語に天皇尊の御事を現人神と申し奉れるは、彦火火出見尊より始め奉りて、天神御子の次と生出させ御在し坐す高照る日御子はしも、正身は人にて坐せども其皇祖天神の御許より世に現出させ御在し坐して天下を統御め給ふ太御神にて渡らせ給ふが故に、其崩坐す御事を神上理坐須と申して實に天に上らせ御在し坐して其覆命奏させ給ふ由有るを以てなり、其最明きは萬葉二（二十七丁）なる日並知皇子尊殯宮之時歌に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照日女之命（一云、指上日女之命）天乎波、所知食登、葦原乃、水穂之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之八重搔別而（一云、天雲之八重雲別而）神下、座奉之、高照日之皇子波と有は、此の言は神尊の天降らせ給へる御事に合せて其皇子の生出でさせ御在し坐しける御事を詠める者なり、然して其崩坐しゝ御事を云はむとて天原石門乎開

等、天原、石門云々、神上、上座以下(一云神登座高之可還)と有は、其御靈の天上へ神上らせ御座し坐す由なり、其生坐すを神下座ぬ之と云ひて皇國天神に係け、其崩御すを神上々坐以とも神登座高に可なと云ひて、皇孫天神の御許に上坐す由に云へるは、古傳に依て死生の事を云貫かれたる者になむ有りける、(此は天津神子のみならず凡人の死生に於ても此と同じ事にて、其生るゝは皇國天神の大命を受賜りて皇御孫尊の公民として仕奉る為に生来るなり、其死るはしも其天上に神上らせ御座し坐す皇孫尊に仕奉る為に参赴く事にて、生ても死ても天津神御子に仕奉る道を離れざる者なりければ、君臣の義の重き事天地と共に易る可からざる理をも死生の道を貫きて彼此明らかなる者なり、此崩ノ字を神上生還坐須と訓に就て、書紀十八之四十一丁に、凡て人は死れば貴きも卑きも皆悉く底津根國即ち夜見國に罷る事なるを、天神を始め奉り凡て尊む可き人をば崇奉りて死を云ひて、天に上り坐すとは云成せる古言なり、」と云はれたるは甚じき誤なる言なり) 備景行天皇四十年御紀に詔群臣、命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥、從陵出之、指倭國而飛之、群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而屍骨無之、於是遣使者追尋白鳥、(中略) 然遂高翔上天、徒葬衣冠と有る、此結文古事記にも亦自其地更翔天以飛行と有りて、此は白鳥の状に化て正しく天に翔上らせ給へるなり、又上に注せるが如く高橋氏文に磐鹿六鴈命の薨給ひし時の宣命に不旻(保佐々流) 外[illegible]奉上太乃[illegible]見えと見え、也[illegible]御魂も開太乃比甲比賀太[illegible]と有るは、天上に昇るには虚より昇る者なる故に然令宣給へりしなり、又讃歌に御靈上り[illegible]上りの龍坐し神は今ぞ来坐せる、御鏡上り来坐し神に今ぞ来坐せる、鏡胃持て来たる御靈々返し成すや」と有る其を麻賀理を麻賀理と云ふは死る事を云ふにて、此は天神本紀に謂ゆる布留部由

良々々止布瑠部、如レ此爲レ之者、死人反生矣と有る義を述べたりし者なり、猶傳十三にも注せる狀に萬葉二(三十五丁)高市皇子尊殯宮時歌の反歌に、久堅之、天所知流、君故爾、又我王者、高日所知奴と有るなど、御靈の天上に昇らせ給ふ事を詠めるなり、又(三十六丁)弓削皇子薨時歌に、安見知之、吾王、高光、日之皇子、久堅乃、天宮爾、神隨神等座者と有るは、御靈の天宮に升らせ御在し坐して神と成らせ給へる由なり、三(五十七丁)安積皇子薨時歌に、和豆香山、御輿立之而、久堅乃、天所知奴禮、又短歌に吾王、天所知牟登、不思者など有るは薨給る事に云へれども、其神靈の天に昇らせ給ふ事有るを以てなり、五(四十丁)に、布施於吉弖、吾波許比能武、阿射無加受、多太爾率去弖、阿麻治思良之米と有は、其子の死たるを縁ひて詠めるなるに天路令レ知とは云へり、百錬抄永承二年條に近衛[illegible]俊、奏二決其一云、夢想云、參二神宮一、平二伏庭上一、父親定並親信卿(兩人過去者)在二堂上一、以二親定一傳仰云、於二我者令レ向二天宮一給畢と云ふ事有り、是已に過去し人の靈の留りて神宮に仕奉り、又天宮に向ひて仕奉れる趣なり、右等の外にも續紀廿九神護景雲三年詔に元正天皇の遺詔を令レ宣給へるに、如是在牟人等乎波云々、必天翔給天見行之退給比捨給比云々止勅給比、於保世給布御靈乎云々と有るは、其崩坐しゝ神靈の天上より翔らせ御在し坐して見行し御在し坐す由にて、中古の物語書などに亡靈の來る事に天翔と云ふ事の多在るも、皆其神靈の天上に歸趣くと云ふ古傳の有るが爲に云へる者なり、然れば崩ノ字をば神上理坐須と訓む事はしも神代より以來の古義にして、先生の事實を證す可き論深き故有る語になむ有りける、然れば鈴屋翁の人の靈は必しも黄泉國に趣く者とのみ云はれしは宜しからず、又凡世中に人の生來る事はしも、皆天神の產靈に資て天上より現出る者なるが故に、其事業を終へつれば亦天上に復命して參赴く

事にて、此は正しき行有る人の上にこそ有りけれ、夜見黄泉神に相交こり相口會て穢なる行有る人に至りては、必しも夜見國に神魂は往坐る所を理なる事云ふも更なり、然して平田氏は人の魂は其所に留まる者なる由云へり、其墓を穢たる所なれば魂も其所に限りて無しとは云ふべからざる状なりと雖も、已に魂と體とは別れては體は甚々忌はしく汚き者なりければ、爭でかは其處に在る事を得てましや、通證に玉木翁曰、崩神魂上天也と云へるは甚々愛しき說なるぞかし)○筑紫日向可愛(可愛此云埃)は、延喜諸陵式に日向埃山陵、天津彦々火瓊々杵尊、在日向國、無陵戸と有る是なり、記傳十七(八十六丁)に、松下氏の廟陵記に今薩摩國頴娃郡と云へり、和名抄に薩摩國頴娃(江乃)郡頴娃鄕有り、御陵必此處に在るべし、薩摩國人云はく可愛山陵は同國高城郡水引鄕五臺村中山の嶺に在り、天書に瓊々杵尊云々、葬筑紫日向縁之中山之嶺陵也と所見たり、又川合陵端陵と云ひて二有り、今俗に中山陵をば中陵と云ひて中に在り、瓊々杵尊の陵と云へり、川合陵は其左、端陵は右に在りて、此二陵をば天照太神と忍穗耳尊の陵なりと云ふは非なり、古帝皇を葬る或は三陵を營す、一は聖體を藏め、其餘は轜車及服御の物等を藏め、三處を合せて其帝皇の山陵と爲るなり、然れば此三陵を合せて瓊々杵尊の可愛山陵なり、其中に玉體を藏め奉りたるは中陵なり、今見るに此中陵には嶺に安營石二、高如墻壁、周圍以井幹、世俗傳之、其石最大、如合晶片石、非人力不能輸山上、他二陵則無之、借又此陵の右に新田宮と云ふ有り、瓊々杵尊を祀る、又天照太神栲幡千々姫をも配祀る、此宮は後世に建てたるなる可し、此廟山を神龜山とも龜山とも云ふは山形に依りてなり、此廟域は即瓊々杵尊の宮城の墟なり、廟山の背を城山と云ふ、屏障を備成たるに似たり、是宮城の趾なりと云傳へたり、或人川合と可愛の字音

と相近きを以て彼川合陵を可愛陵なりと云ふは非なり、今見るに中山陵と當陵とは大なる巣にして山の如くなるを、川合陵は中山陵を距る事一里許にて、其與卑濕隣、非可以藏玉體處と云へり、宜哉今此書を按に、古帝皇を葬る處は云々と云へるは然も有る事なれども、必三葉を合せて某ノ山陵と爲し事にも非ざれば、彼川合陵當陵と云ふ二は可愛御陵には非ず、別にて他神の御墓なる可し、其故は川合陵は中山陵を距る事一里許と云へればなり、若是可愛御陵に附きたる者ならば然計り遠く放ちて在るべきに非ず（中略）又高城郡は穎娃郡と接きて、此御陵の地古は穎娃郡なりしが今は高城郡に屬たるにや、若此二郡相接かず離れたる域ならむには、此中山陵も猶疑無きに非ず」（下略）と云はれき、予去し巳年彼國に物爲たりし時國人に糺しけるに、如何にも其穎娃郡は此より海を隔てゝ南方に在る域の南海に傍る地なりければ、高城郡とは大に隔れるなり、然れども此を可愛としも云へるは高城郡水引郷に川内（センダイカハ）河と云ふ大河有る、其河に傍ひて東江中江などの地有り、其向に高江と云ふも有りて實は其河の江なる由なるを、好字を撰みて可愛とは書かれたる者なり、倭和名抄に新多郷の名有りて今其中山を新田宮と申すを思ふに、郷廢して社名に遺るのみにして今は水引郷と改まりたるなる可し、又高城郡と云ふも姑く此域に大宮敷かせ御在し坐しける御事の有りしに依れるなゝめり、又其近きに高來（タカク）と云ふ村名有るも高天原より降來坐せる間なるには非ざるか、其は上に因有りて注せる如く肥前國高來郡高來山と云ふ有り、島原温泉嶽是なり、其祭神を瓊々杵尊と申し、相摸國大住郡高來郷有り、高來の字昔より訛りて高麗寺村と云ふ、其に三社權現と申す古社有るを、其も亦瓊々杵尊を祀る由なるなど皆合ひたる事なるを以ても必所以有る御事なる可きを曉る可し、（然れば松下翁の今薩摩國穎娃郡としも云はれたるは、

可愛と書るは古の同じきを以て云はれたりし者にして其實地を行見ざる謬なり、又記傳に云はく「口訣に可愛之山陵、在二日向國宮崎郡一と云へるは心得ず、又或人云、臼杵郡縣西三里有二大陵一、里人甚畏而不レ可レ近云、是可愛陵歟、又或人云、臼杵郡東山可愛村と云ふ神社有り、傍百町餘山有り、絶頂に直立三尖す岩洞有り、是可愛陵なり、又或人云、今日向國宮崎郡の領内に可愛と云ふ所有り、其所に陵山と云ふも有り、山腹に神社有り、御陵は何れの頂に在りとも詳かに知られず、又或人云、臼杵郡高千穗山の東南の方に俵ノ嶽と云ふ山有り、其山中に種々靈奇の陵なりと云ふ有り、里人大石明神と申すなりと云へり、何れも古く由有る地とは聞えたれど、可愛陵には非じとぞ思ふ」と云はれしは然る言にて、諸陵式に筑紫日向と有るは古には大隅薩摩を兼ねて日向とは云へりし者にて、此御陵の地を日向國に求むるは大なる非事なり）○山陵は私記に美佐々岐と有り、記傳十七（八十五丁）に、美佐邪紀と云ふも古き稱なり、和抄に山陵美佐々岐、又諸陵寮美佐々岐乃豆加佐と有り云々」と云はれき、御紀の例天皇及皇后皇太子の御をば陵と書きて美佐々伎と訓まれ、親王以下人臣の墓は墓と書きて波加と訓せられたり、顯宗天皇元年御紀に陵戸を美佐々伎倍、孝德天皇大化元年御紀に園陵を美佐々伎と訓せたり、偖此美佐々伎と云ふ伎は城の言にして屍を納る城なる謂なり、景行天皇四十年御紀に日本武尊の棺槨を美伎とも比都伎とも訓めるは身城なり人城なり、共に屍を納るゝ器の名なる由なり、又常陸風土記に黒坂命を葬る事を云へるに黒坂命之輀轜車、發二自黒前之山一到二日高見之國一と有る、此車は孝德天皇大化二年御紀に謂ゆる輀車にて、喪葬令に凡親王一品方相轜車各一具と有る是なり、其を御紀の訓伎具流摩と有るは城車の謂なり、又風土記の訓比登伎車と有るは人城車の謂にて、共に棺槨を載する車と云ふ事なるを以て思ふ

に、美佐々伎は御小埼(ミサキ)と云ふ事にて、喪葬令義解に帝王墳墓、如レ山構レ陵、故謂ニ之山陵ー と有るが如く、小く岡山を築きて棺槨を納れ奉る由を以て云ふ稱なりとこそは所見えたれ、然れば古事記の例何れも御陵と書れたるも、共に美佐々伎と訓みつ可き事云ふも更なる者たるぞかし、(然るを記傳に、御陵は美波加と訓むべし、萬葉二卷廿四丁に、八隅知之、和期大王之、恐也、御陵奉仕流、山科乃鏡山爾云々、師の考に古は天皇の山陵をも御墓とぞ云ひつらむ、此も御陵とは書きたれど美佐々伎とは訓み難く必美波加と訓むべければなりと有り、仁德天皇五十八年御紀推古天皇元年御紀に難波荒陵(アラハカ)と云ふ地名も有り、源氏須磨卷に院の御波加と有り、又御山とも云へり、古書にも御陵を築くを山作と云へり云々、但某天皇の御陵など云ふ時は美波加と云ふべく、其御陵を指しては美佐邪紀とも云ふべし、凡て同物も指し状に依りて名の異名頗多し、後世に成りては陵をば摠て美佐邪紀と云ひて墓と別つ事とは成れり云々」と云はれしは然る言ながら、右の萬葉なるは御陵の字は用ひたれども、然訓みては何の調はざるが故に止む事を得ずして美波加と云ふなれば證には立つべからず、且荒陵などは已に地名なるが故に言を切て波加と訓めるなれば例には立つべからず、脩波加と云ふは其棺槨を納むる事を云はず、其地形を指して云ふなり、播磨風土記揖保郡香山里、本名鹿來墓云々、伊和大神占レ國之時、鹿來立ニ於山岑ー、忽似レ墓、故號ニ鹿來墓ー と有も、小高き丘の如き状なるを墓とは云ふなり、大凡岡は尾所(ヲカ)なるが如く、墓は端所(ハカ)と云ふ意にて、山とも陵とも云ふには至らず、端々なる丘なる言にして、自然に美佐々伎と云ふよりは事も小く聞ゆるをや)○葬は、喪佐米麻都流と訓み來れり、海宮遊行章神皇承運章なるを始として紀中凡て其訓なるを、唯四神出生章第五ノ一書に葬ノ字を加久志麻都流と訓めるのみ有れども、其の状に依

ては然も云ふべきなり、天孫本紀に饒速日命の夢教へし時に復神衣帶手貫三物葬斂於登美白庭邑、以此爲墓者也と有る葬斂をば、加久志袁佐米氏と訓みたれば然も重ねても云ふなりけり、雄略天皇九年御紀に在る大海が紀小弓宿禰の喪に從ひて到れる所に、妾不知葬所、願占良地と有る葬所を、袁佐牟流所と訓みたり、源氏桐壺(八丁)に、限有れば例の作法に袁佐米奉るを、母北ノ方同じ烟にも升りなむと泣憔れ給ひて、御送の女房の車に慕ひ乘り給ひて云云、薄雲(廿丁)に、袁佐米奉るにも、世中響きて哀しと思はぬ人無し、殿上人など並て一色に黒み渡りて、物の延無き春の暮なり、など有る袁佐牟も皆其葬ノ字の義に云へるなり、又今俗に葬ノ字を波宇牟流と云ふも古き事にて、續紀天皇前御紀に孝性純深、悲慕無已、特留心於喪葬之事(中略)至於山陵事畢と見え、萬葉二(三十五丁)に、言左敝久百濟之原從、神葬、葬伊座而、十三(廿八丁)に神葬、葬奉者、往道之、田附叫不知、伊勢物語(三十九段)に、其親王失給ひて御葬の夜、其宮の隣なる男、御葬見むとて女車に相乘りて出でたりけり、大和物語(四丁)に、云々死けり、云々這入りて葬りす、など多し、此は其喪送の事を營むをも土中に藏むるにも相亘りて云へる語なりければ、此の如く袁佐牟とも云ふぞ尤に當れりける、(孝徳天皇大化二年御紀に葬者藏也、欲人之不得見也、云々と有るは、禮檀弓に國子高曰、葬者藏也、藏也者欲人之弗得見也と有るを取りて詔し給へるなるか、實に葬ノ字は藏ノ字の義大に在りて相叶へり、但神代は神靈を鎭むる事を治め奉ると云へば其如く見る可きにや、葬事と喪屍と大に通ふ事有りて傳十七卷廿六卷に注せるが如く、天智天皇二年御紀に斂葬を於久都伎と訓みて本より其事なるを、古本神樂歌に於爾注支須女加知乎、以波比古志、心波今會、多乃志加里介留と有るを、類聚名義抄に於爾注支は人を葬

る墓の事を申し侍れど、此には神の小祠を於幾津支と見るかと有るが如く、神祠に丘墓の訓を用ひたる例有るを以ても、此は葬ノ字に強て拘はる事無く神社を祀ひ奉る事を治奉と古言に言ふ例格と見てむこそ然る可かりけれ）

右文久元年辛酉八月廿五日開稿、同二年壬戌三月朔日終焉

嚴橿本主人于時歳五十有一

日本書紀傳　第三十之卷

穗積重胤謹撰

神代下第二　天孫降臨章

一書曰。天照太神勅天稚彦曰。豐葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊强暴橫惡之神者。故汝先往平之。乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之。天稚彦受勅來降。則多娶國神女子。經八年無以報命。

此傳には凡て天穗日命の御事をば皆な載せられずして、其始めて征伐と云て天稚彦神を天降させ給へりし事件より書し初められ、猶後に其神の忠誠ならざりける由に依りて天神の御罰に遇ひ玉ひ、反矢の御事に依りて喪屋に罷られしかば、天上より天國玉神及其妻子の神等の降來て其葬事に預りける云々の事共畢て後に、既而天照太神、以思兼神妹萬幡豐秋津媛命、配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃、令降之於葦原中國、是時勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋

而臨睨之曰、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳ニ不レ降之狀一、故天照太神、復遣ニ武甕槌神及經津主神一、先行驅除と有るは、大に次序も違ひ又道理にも背ける事なむ有るべかりける、然るに此に天照太御神、天稚彦ニ曰、豐葦原中國是吾兒可レ王之地也、然慮ニ有ニ殘賊强暴横惡之神者一、故汝先往平レ之と有るが如く、此國に殘賊强暴横惡之神と云ふ者の有るに依てこそ、天稚彦神をば其征伐と爲て降し給ふ御事なりしが、然るに其殘賊强暴横惡之神をば專向だに爲ざりける間に已に其神は滅亡しかば、其邪惡の鬼神共の專所を得て盛に荒振る時なりけり、然るを始より其事を天神の所知食すにこそ有れ、已に其消息を然所知食ての上は其征伐の御政も未竟させ給はざる中間に天神御子を天降し奉らせ給ふと云ふ理は且ても有るまじかりける御事にこそは有りけれ、思ふに其文に彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟と有る御言に依て、其中間に在りし事と思違へてより不意く此には移せる書なる可かりければ、何れにしても錯亂たらざる事を得ずてなむ有りける、其事は下に論定めてむを待見てよかし、（第一ノ一書の如くは凡て始よりの事共を皆がらに略きて、天稚彦神の事果て後に經津主神武甕槌神を天降し給ふ所より書し出られたるは格別なる事にて云ふ限に非ずと雖も、此一書の如きは其次序の亂なれば正さゞる事を得ずなむ）然れば右に引ける天忍穗耳尊の初めて御天降の文は正書などには漏されたるに、此に傳はるなむ甚愛たき事なりと雖も、其位置を得ざれる者にて實に在るべき所に必無くては、事實の上に大なる誤を生ずる事にし在りければ、其賜物なるは然る物にて此に大なる論有る事已に傳廿九に注せるが如くにて、古事記御天降段の初に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所レ知國、言因賜而天降也、於レ是天忍穗耳命、於ニ天浮橋一多々志而詔云

豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、伊多久佐夜藝弖有那理、告而、更還上、請ニ于天照大御神一と有は、此の右に引ける文と其義專相同じきを、其御天降の所に故建御雷神返參上、復ニ奏言ニ向和ニ平葦原中國一之狀一、爾天照大御神高木神之命以、詔ニ太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命一、今平ニ訖葦原中國一之白、故隨ニ言依賜一、降坐而知看、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答白、僕者將レ降裝束之間、子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應レ降也、此御子者、御ニ合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命一、生子、天火明命、次日子番能邇々藝命（二柱）也と見えたるを、此にも二神乃昇レ天、復命而告之曰、葦原中國皆已平竟、時天照太神勅曰、若然者、方當レ降ニ吾兒一矣、且將レ降間、皇孫已生、號曰ニ天津彥々火瓊々杵尊一、時有レ奏曰、欲下以ニ此皇孫一代降上と有て、文の精粗こそ有りけれ其傳は同じかりければ、此一書と古事記とは專一なる事を知て、其次序を考ふ可き事云ふも更なりかし、然して第二ノ一書には其始を略きて此所に至て、則以ニ高皇產靈尊之女子、號萬幡姫一、配ニ天忍穗耳尊一爲レ妃、降レ之、故時居ニ於虛天一而生レ兒、號ニ天津彥火瓊々杵尊一、因欲下以ニ此皇孫一代レ親而降上、故以ニ天兒屋命太玉命及諸部神等一、悉皆相授、且服御之物、一依レ前授、然後天忍穗耳尊、復還ニ於天一と有は、大に同じきが如くして大に異なる所有る傳なる者なり、其事次に云ふべし、（第六ノ一書の首に天忍穗耳尊、娶ニ高皇產靈尊女子𣑥幡千々姫萬幡姫命一云々、而生ニ兒天火明命一、次生ニ天津彥根火瓊々杵根尊一云々、及レ至レ奉レ降ニ皇孫火瓊々杵尊於葦原中國一也、云々と有りて、始より瓊々杵尊を降し奉らせる神議の御在し坐せる趣なるは、正書と同じき傳にて違しからず）其異なる所有るに就て大に得べき事こそは有りけれ、然るは傳廿九に注せるが如く其第二ノ一書は前後の事の一に相混淆れる者なるにて、時居ニ於虛天一而生兒と云ふ時は此

に甚時勝速日天忍穗耳尊、立二于天浮橋一而臨睨之一と有りし時の事たる可し、其餘は此にも古事記にも降なむと裝束はせ御在し坐しゝ間に邇々杵尊は生坐せる趣にて、虚天と云べき事實の有る事無ければなり、其上天火明命はしも邇々杵尊の御兄に坐す由古事記にも右の如く見え、此には第六ノ一書第八ノ一書も右と同じ趣なるに、其天火明命の天降坐しゝは傳廿八に注せるが如く、大己貴命少彦名命二柱の國土を經營らせ御在し坐す間の御事なりき、然に其天火明命はしも御自思ほし立たして天上より放れて降らせ給ふ可きに非ざれば、此は其天忍穗耳尊の天降らせ御在しける時に御父子共に出立し御在し坐しけるを、未此國の平安ならざりしかば御父天忍穗耳尊は虚天の天浮橋よりして返上らせ給ひ、天火明命は其より豐受大神の御靈を供奉らして、丹後國の地に降著せ御在し坐しけるなる可からむ事、已に傳廿九に注せるが如し、然れば虚天に於て御兒生坐と云ふは天火明命にも坐さず邇々杵尊にも坐さず、其は天忍穗耳尊に引返して天浮橋より天上に昇らせ御在し坐しけるに對へて、天火明命の其より別れて天降らせ給へる訛傳なる可きが、其天火明命の事實より徴して天忍穗耳尊の先に天降らせ給へりし時世を知るべきが故に大なる賜物なりとは云ふなりけり、(其天火明命はしも嘗高陵の天拔戸神に坐して、其御子天香語山命はしも石凝姥神に御在し坐して、御年己に若干に御在し坐せば虚天にて生坐す可くも非ず、又邇々杵尊と爲る時は天穗日命の巡察使も天稚彦の征伐使も後の經津主神武甕槌神の事跡も何も過させ給へらむには御年若干に御在し坐すらむを、甚稚くて天降らせ給へる趣なるに合はざりければ、此二柱に係て虚天にて生坐しゝ御事を申すは當らず、又後に天忍穗耳尊の虚天まで天降り給へる間に生坐すと云はゞ實當らざる事共多かり)然れば其天忍穗耳尊の初めて天降らせ給はむと虚天まで御在し坐しゝ間は、大

己貴少彦名二神國土經營の最中にて有りつるが、天穂日命ニ降し給へる頃は已に其少彦名神は常世郷に渡らせ御住し坐しける後の事にて、大己貴神天下を悉くに造結ひ竟させ御坐し坐して、顯國玉神と聞えますなる間の事なる由傳廿九に注る如くなりければ、許多の年數を隔在つる事と所思たりつ、然れども中に神事可き專官の無きが故に天穂日命の御事に直に續けられたれども、國土に於ても然る靜言の有る事なりけるにて、其間いくばくの年數を經ひも敢へざる程の隔なりし事と相似り奉らるめり、然して天穂日命の天降り御在し坐しゝ御事を、云々に依る書に、於是三年ニ尚不ニ報聞ニと記されし、天稚彦神の事に就ては此に經ニ八年ニ無ニ以報命ニと所見たる、此を以て其國より引續きたる御事なりし御事を知るべし、其三穂の年に於て後に經津主神武甕槌神ニ天降し遣はさるゝにも、其間有るべき事さに准らへて思ふ可き者なり、否らざる時は大己貴神をしも大國主神と稱へ奉りて天下を主宰し御在し坐しける其間の甚じくも久しからずして、天上の事と國土の事と事實の上に於て彼此乖ける事のみなりけるを如何にと思ふ侍（凡て予が此年間の御事を稽ふる規則なり、然る時は事も無くして漫に事實を滅く者、如何にして古意をば得つらむと疑怪しむ事なり）

○天照太神勅ニ天稚彦ニ曰は、正書には凡て高皇產靈尊一柱にのみ係たるを、此には天照太神にのみ係て傳へられたれども、書には天照太神の大命にて高皇產靈尊二神の事實行はせ給へるなりければ、右の三柱神の御事に見奉る可き所以傳廿九に注せるが如し、（口訣に日僕之說共高皇產靈尊勅而、此乃天照太神之勅ニ者、於ニ此一書ニ有ニ三種寶之皇孫降勅、故前後以爲ニ天照太神勅ニ者と云へるには有しからざる者なり）○皇孫見可ニ王之ニ者ぞは、傳廿九に注るが如く、正書に欲ニ立ニ皇孫云々、以爲ニ葦原中國之主ニと有て、其中國の所に欲ニ降ニ皇孫、其ニ歸此地ニと見え、此の

御天降の所に因勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可レ王之地也と有る同じ意なりければ、其に相應へ見る可き大合たる者なり、[illegible]に可レ王者、陰陽二神生二于大八洲一訖、曰レ生二此洲之主一而生二日神一、然光華明彩、照二徹於八合之内一、不レ宜三久留二此國一、早送二于天上一、雖レ然、如レ是以後無下可レ主二於此國一者上、其日神之光見可レ主之地者也、と云へるは實に然る言なり、備古事記には此を天照太御神之命以、豊葦原之千秋五百秋之水穂國者、我御子正勝吾勝々速天忍穂耳命之所レ知國、言依所賜而天降也（中略）爾高御産巣日神天照太御神之命以（中略）詔、此葦原中國者我御子之所レ知國、言依所賜之國也と有りて、其御天降段に此豊葦原水穂國者、汝將レ知國、言依賜、故隨レ命、以可二天降一と所見て、此に可レ王と云ふを其には所知と有り、其所知と云に深意有る事なるが、其は廿九に注せりき、繼體天皇二十四年御紀に爰降二小泊瀬天皇之王二天下一、幸承二前聖一、隆平日久、欽明天皇十三年御紀に我國家之王二天下一者、恒以二天地社稷百八十神一、春夏秋冬祭拜爲レ事と見え、孝徳天皇大化二年御紀詔に夫君二於天地之間一而宰二萬民一、云云、三年詔に惟神我子應レ治、故寄是以與天地之初君臨之國也云々と有るなども、此の御尊使の意を以て述べさせ給へるなり、下の吾子孫可レ王之地也と有る所に注すを合せ見る可し、續紀第七詔に天下ノ君坐而、年緒長久云々、第廿五詔に然今我君坐二、御宇事日月重奴など有るに據て可レ王之地をば[illegible]とぞ訓むべき、私記には可レ王之地、岐美太智倍岐久爾奈利と有る意は然る言ながら、正皆の君臨二此地一と有るも同記に曰乃久爾々支美太良之安牟止須と同じ狀にして、漢籍訓の狀に近ければ改めつ、通證に宗因云、吾見可レ王、謂二天津日嗣一也と有るは然る事なり、又云く、正韻王ハ主也、天下歸往、謂二之王一、詩大雅、王二此大邦一、箋[illegible]君也と見ゆ）○[illegible]、古事

記には此を道速振荒振國神等と見え、古代宮殿に此葦原中之國、其道速振神等也とも有り、其道速振は借字にて此の■■■■の義を以て書かれたる字なり、倭姫記に此四字の下に伊豆波夜布留と有るが、然■大■五年御紀に■■倭■■、人不■■兆一と有る隨に伊佐波夜志又伊都久皆久と訓まれたり、鎮火祭詞に心惡子乃心荒比曾波、水■匏埴山■川菜乎持■鎮■奉■、宣■■■■と有るを承けて、次に依■此■■■■■■、皇御孫命朝廷爾、御心一速比給者■、進物■■云々と其鎮め奉る事を述べたり、倭姫命世記に是時■阿佐加乃彌尼爾坐而、伊豆速布留神、百往人者五十人者取死、四十人往人廿人取死、仍其伊豆速布留神、於朝廷大若子乎進上而、彼神等乎申之者、種々大御手津物、彼伊豆速振波志志豆■■■■、詔遣下給支、于時其神乎阿佐加乃山嶺社作定而、其神乎夜波志志志豆米上奉矣、■■と有る此伊豆速布留神を、儀式帳には惡■神と書されたり、然れば道速振も知波夜夫流は速大流の意なる由に云はれたるは然る言にて、威風の速きを云ふなり、又此言をば物の鋭利きにも猛威しきにも急劇しきにも云へる事常なり、伊勢物語(■段)にも、昔人はいと此一速き■■をなむ有りける、若穂■■(八十九丁)に、大徳等近う侍らへど、■■高うも侍させ給はず、■き人は其に乘ひ給ふ者ぞとて、皆かに讀ませ給ふ、眞言律師一人一速く讀む、■■し、蜻蛉日記下上(十八丁)に、■に歸りて打臥たる程に、門一速く叩く、胸潰れて覺たれば、下中(三十丁)に、蟬の聲甚茂う成にたるを云々、懐に一速う鳴たれば、大和物語(二十丁)に、平中憎からず思ふ若き女を妻の許に率て來て置きたりけるに、憎げなる事共を云ひて妻終に追出しけり云々、一速く云ひければ云々、近くだに侍寄らで、源氏■(十七丁)に、院の御在し坐しつるよとこそ頼り給ひつれ、后の御心一速くて侍思し詰たる隙せむと思す可かゝめり、源平盛衰記十七に、天性人道は■事にも

悪事にも前後をば顧みず一途き人にて、心中に事の終るを遅しゝゝとぞ待ち給ひける、宇治拾遺三(十九丁)に其頭黒田の神一速く御在し坐して、自然笠をも脱がず、馬の鼻を向け無禮を致す者をば、即立所に罰せさせ御在し坐しければ云々、と有る、是など殊に此の知波夜夫流に近き者なりかし、(但此の荒振る邪神の如きこそは有らめ、神の稜威の迅速く御在し坐すなどには善神の上にも云ふ事にて、神名式に備後國三谿郡知波夜比古神社、三次郡知波夜比賣神社と申す有り、國造本紀に物部連祖出雲醜大臣命五世孫知波夜命と有るなど、何れも稜威有りて武く雄々しき意と通ゆれば、強ちに殘賊強暴の字の如しと云ふのみにも非ざれば其心して見る可きなり、稜威の義は傳十三卷に云ひ、波夜の事は廿九卷隼人の條に云へれば今云ふ限に非ざるなり、伊勢物語の抄物に、伊知波夜伎は早速なり、卒に獸を害きて遣り、卒に返事するを云ふ、勝れて速やかなる心なり」と有り、和訓栞に詩に捷々を伊知波夜志と訓めり、伊勢物語に伊知波夜伎と云へるも此類なり、唯轉じて聰き心に用ひたり」と云はれき、又續紀第三十二詔に如此久宇治方夜伎時爾と有るは、藤原仲麻呂が亂を鎮むる時の御軍の事を云へるなるを、遊仙窟に嗟二運命之迍邅一、歎二鄉國之阻遠一、と有る阻遠に對へたる迍邅を宇知波夜伎奇と訓み、注に周易曰、迍如レ邅如、乘レ馬、班如王弼曰、迍邅之時、正道未レ行、與レ初相近、而不二相得一、困二於侵害一、故迍邅迍、時方迍難、正道未レ通、涉レ迍而行、雖レ可二以進一云々と云へるも右の例共と同意なり)借此知波夜夫流より神とも人とも續けたり、共に善からぬ神惡しき人を云へり、萬葉二(十二丁)に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神曾著常云、不成樹別爾、四(三十四丁)に、千磐破、神之社四、無有世伐、春日乃、人家禁良武、通篤、君毛不來座、玉梓之、使母不所見、十六(十三丁)に、懐病、吾身一啻、千磐破、神爾毛莫負、卜部座

鶴在邊鶴管、二十(五十丁)に、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里弖、又二(三十四丁)に、千磐破、人乎和爲跡、不奉仕、國乎治等、(一云掃部等)と有るなど是なり、又其より轉りては何となく唯に神と云ふ枕詞に借用ふる事にて、三(四十二丁)に千磐破、神之社四、無有世伐、春日之野邊、粟種益乎、四(廿五丁)に、千磐破、神之社尓、我掛師、幣者將賜、妹尓不相國、十一(七丁)に千早振、神持在命、誰爲、長欲爲、又(廿八丁)、夜並而、君乎來座跡、千石破、神社乎、不祈日者無、又(廿九丁)、吾妹兒、又毛相等、千羽八振、神社乎、不禱日者無、又千葉破、神之伊垣毛、可越、今者吾名之、惜無、十七(四十六丁)に、知波夜夫流、神社尓、底流鏡、之都尓等里蘇倍、廿(三十五丁)に、知波夜布流、賀美乃美佐賀尓、奴佐麻都里、伊波布伊能知波、意毛知々我多米、など見えたるは、皆神の御上に云ふ事にて、上件なるとは異なるが如し、故思ふに此に用ゐる枕詞は、是樋速之神の如きは荒神を云ふ等々一連にて可畏き者なりければ、其因果の義を取らずして、凡て神の御威風を可畏み申す言に取て枕詞とせるなれば、强に本義とは云ふべからざる者なゝめり、古今集序に千早振る神代には歌の文字も定らず云々、其下に、千早振る神代も聞ず龍田川、唐紅に水括るとは、貫之に、千早振神の切けむ衝からに、千年の坂も越えぬべらなり、など後の歌にも殊くに多し、又萬葉七(廿一丁)に、千磐破、金之三崎乎、過鞆、吾者不忘、牡鹿之須賣神と有るは、皆枕詞として初の二言に係れるにて、古今戀一に、千早振る賀茂社の木綿襷、一日も君を係けぬ日は無し、東歌に、千早振る賀茂社の姫小松、萬代經とも色は異らじ、など續けるは更なり、金葉に、千早振る橿日宮の杉葉を、二度挿頭す我君ぞ君、新古今に千早振る橿日宮の綾杉は、神の御衾木に立るなりけり、と有るも皆同じ例な

れば、千早振る神と續けると同じ意に見る可し、又仁徳天皇前御紀に智破揶臂苦、于虔能和多利珥と云ふ歌二所に在るを、古事記には明宮段に收て一は知波夜夫流、一は知波夜比登と出たり、萬葉七（十一丁）に、千早人、氏川浪乎、十一（八丁）に、千早人、宇治度、十三（五丁）に、血速舊、于遲乃渡、（或本歌云、物部乃氏川渡）又（廿丁）千速振、氏渡乃、古今雜上に、千早振る宇治の橋守汝をしぞ、哀れとは思ふ年の經ぬれば、など所見たり、釋紀に知波夜比登言謂強力武猛人也、言強壯最爲尊也と注され、通證に甚以彊悍振人之民、連謂之千、猶云物部之氏河物部云八十氏河と注されたる共に然る言なり、但宇遲と云ふ意は少異なる可し、冠辭考に仁徳天皇御紀に宇治方夜僕時と有るは一速き世と云ふに同じく人心の善惡く速利き時を云ふ、邪神同徒を知波夜夫流とも云へるを思ふに、物部はた猛ければ知波夜夫流人てふも物部の宇治てふも同じ意なるを曉る可し」（取要）と云はれたるぞ宜しき、（然るに眞昭著助に千早振とは古くより神を云ふと注せり、或は神具に祥と云ふ物有り、其知波夜を著て神を振るを千早を振とは云たるなる可し、或は千磐破と云ふを神の力の強くて千々の磐石を破ると云ふ義なり云々」と云へるは、古人には似合しからざる幼き説なり、又殘賊強暴の訓伊波夜夫流とも有は、知を伊と片假字の相似たるを以て誤れるを、延佳本に千威速振之義と云ひ、或説に氣速振なりとも云へれども共に信ひ難し、偖此字は通證に孟子曰、賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫、有書集要曰、強暴強悍強也、暴卒急無漸也と有るが如し、但其字は然る事なれども、詁の本は稜威速振にて善にも惡にも健く速利き事に云へるを、後に邪神の惡の如くには成れる者なめり）○擴惡之神は、私記に與古之萬奈留安之波利美と訓み、通本には阿志伎迦微と訓れども、古事記には此を道速振荒振國神

等と見え、又吉日子段には其國之荒振神等を有るに據て荒振流神等と訓むべきなり、卽傳廿九に注せる三書に有ｰ螢火之光神及蠅聲邪神ｰ、復有ｰ草木咸能言語ｰ と有る其を採りて邪鬼と言され、又其下に謂ゆる語不ｰ順神等と言されし、又古事記に草木有類と有るなどを一に總て云へるなり、上章第六ノ一書に夫葦原中國者、本目荒芒、至ｰ及磐石草木ｰ、咸能強暴と見え、大祓詞に國中尓荒振神等乎波、神問志尓問賜、神掃々賜比弖、語問志磐根樹立草之片葉乎母語止弖、遷却崇神詞に荒振神等乎波神掃々給比、神和々給比弖、出雲國造神賀詞に豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問弖、荒國在利、云々、荒布留神等乎撥平氣云々、常陸風土記に和ｰ平山河荒梗之類ｰなど有るは皆此等の事を云ふなり、又古事記日本武尊段に言ｰ向ｰ和ｰ平荒夫琉神等ｰ、退ｰ不ｰ伏之人等ｰ、景行天皇十二年御紀に熊襲反之不ｰ朝貢ｰ、像ｰ集ｰ兵以討ｰ之不ｰ服ｰと所見たるに、常陸風土記に昔美麻貴天皇馭宇之世、爲ｰ平ｰ討荒賊之兇賊ｰと有る下に、倭日阿良夫流蘭斯持乃と有るを見合す可し、景行天皇四十年御紀に今東國不ｰ安、暴神多起と見え、其時の詔に巧ｰ言調ｰ暴神ｰ、振ｰ武以攘ｰ姦鬼ｰと宣ひ、又同紀に近江膽吹山有ｰ荒神ｰなど有り、古事記同段には天皇亦頻詔ｰ倭建命ｰ、言ｰ向ｰ和ｰ平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等ｰ而と見え、幸ｰ于東國ｰ、悉言ｰ向ｰ和ｰ平山河荒神及不ｰ伏人等ｰと も、悉言ｰ向ｰ和ｰ平東國荒夫琉神及不ｰ伏人等ｰ、亦平ｰ和山河荒神等ｰと見え、喪葬令集解に載れる古記に、景行天皇の崩坐しゝ時に七日七夜不ｰ食、依ｰ此阿良備ｰ爲ｰ比岐と見え、大殿祭詞別に神等能伊須呂許比阿禮比坐乎、言直し和志坐弖、遷卻崇神詞に天皇我御命尓坐皇神等、荒備給比健備給比、與善事集などあるは神の御祟を云ふなり、御門祭詞に四方四角與里疎備荒備來武天能麻我都比云々、道饗祭詞に根國底國與里麁備疏備來物爾云々と有る是等に、惡神は散け

放り疎々しく符し居て其間隙を伺ふ謂なり、大成同後釋に此に荒振神と云ふは凡て天皇に服ろひ仕奉らずして疎々しき神を廣く云へるか、俳佪奉ずして疎々しきを荒振と云ふ例は萬葉二（廿八丁）、島宮、上池有、放鳥、荒備勿行、君不座十方、又御立爲之、島乎母家跡、住鳥毛、荒備勿行、年替左右、四（廿五丁）に、筑紫船、未毛不來者、豫、荒振公乎、見之悲左、十一（廿八丁）に、妹之髪、上小竹葉野之、放駒、蕩去家良思、不合思者、又（四十六丁）、楞領巾乃、白濱浪乃、不肯、荒振妹爾、戀作曾居、古今集にも、故郷に非ぬ物から我爲に、人の心の荒て見ゆらむ、と有る是なりと（補意）と云はれたるは然る言にて、其元は疎々しきを荒振と云ふ亦常なるを、其疎々しきに甚ては荒惡たる事に歸る事にて、上たる知波夜夫流も元は稜威の迅速き事なるを、其より殘賊强暴と書ける字義に轉移れると同じ例にて、各其本末有る事になむ有ける、（私記に與古之萬奈留安之岐加美と有るは、强て横ノ字に泥みたる訓と思しく古めかしからずと雖も、此例無きには非ず、源氏桐壷十四丁に、人の偏執深く積り、安からぬ事多く成行ひ侍るに横狀なるやうにて終に如此成侍りぬれば、明石五丁に、今何の報いにか許多横狀なる浪風には溺れ給はむ、又廿二丁に横狀の罪に當りて、思ひ係ぬ世界に漂よふも、薄雲七五丁に、聖帝の御世にも横狀の亂出來る事、唐土にも侍りける、野分八丁に、道の程横狀雨冷やかに吹入る、若菜上九十二丁に、横狀に惜しき目を見まよひしも云々など有て、物の正しき當を行かずして非ぬ方に反るゝを横狀とは云へり）○故汝先往平之は、正書に則以天穗日命、往平之と有る往平之に准せり、○天鹿兒弓及天眞鹿兒矢は、正書には、天鹿兒弓及天羽々矢と見え、古事記にも天之麻迦古弓天之波々矢と有に例して、此なるも天眞鹿兒弓と云ふべく、又此天眞鹿兒矢をば天羽々矢と云ふべきを知るべし、其

此傳世本に已に注せり、○又、紀中には、國神出生第十一ノ一書に又、曰、百鋳と有るに同じ、第十二見るべし、○多
賀ニ國持女子」に、云神に天稚彦國玉之女子下照姫(亦名高姫、亦名稚國玉)と見え、古事記にも同事の國玉神之女下照
比賣」と有り、此は正しき稲羽なるを、此傳の如くは其餘にも多に國玉の女子を娶りて妻など云ひしなる可し、○書紀
國を獲むと慮ふ心有るが故に國神に多く縁を成さむとの方便に作りつるにこそ、(日読にも斯く國神女子者、
亦國玉之神とあり、但向に稲作けしての心には非ず、國神の女人に行ひ坊有るが所謂に結ふ)○又、八年之間と以縁
合」は紀記にて止まで書紀に萬年、及び之中に止余年と有り、古事記にも云ふ八年、不復命」と有て、其傳同じ事なり、

故天照太神乃召思兼神、問其不來之狀。時思兼神思而告曰、宜且
遣雉問之。於是從彼神謀、乃使雉往候之。其雉飛下、居于天稚彦
門前湯津杜樹之杪而鳴之曰、天稚彦何故八年之間未有復命。
時有國神號天探女、見其雉曰、鳴聲惡鳥在此樹上、可射之。天
稚彦乃取天神所賜天鹿兒弓天眞鹿兒矢、便射之。則矢達雉胸、
遂至天神所處。時天神見其矢曰、此昔我賜天稚彦之矢也。今何故
來。乃取矢而呪之曰、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害。若以平心

射者。則當無恙。因還投之。即其矢落下。中于天稚彦之高胸。因以立死。此世人所謂。返矢可畏之緣也。

凡て此天稚彦を降させ給へる事正書の狀と大旨殊異なる事無しと雖も、傳の趣は專古事記に隨同しかりけり、傳廿九に注せるが如く此時の大御政はしも天岩窟の時の謀略の如く思兼神なる謀主には渡らせ給へるを、此に一所出でたるのみなるは足らぬ事ながら、凡てに係けて心得るに甚美たしなどもいへば更なり、然るは右に謂ゆる姦賊强暴横惡之神はしも彼根國底國より頭び荒び來物にし在りければ、其を討平る事必其黃泉國の穢惡を深く忌嫌はせ給ふ火産靈神の御族の神等の稜威に依らずしては得有るまじき所以有るが故に、此思兼神を以て謀らせ御在し坐しけるにて、其天稚彦の如きも本より天神の御選に擢られ奉る程の神には在れども、彼姦賊强暴横惡之神に相率とり相口會しからに、天神の御爲に阻び荒ぶる所業共有りければ、其神の國土に降らして忠誠ならざる由をも明らめさせ御在し坐さずば得有るべからざるなり、此を以て此に其神を行させ御在し坐して其行はせ給はむ大御政を令レ言給へる事、此を古事記の傳なむ其正實をば得たりける、但其記には初天穗日命を遣使と爲て降さるゝ所にも、此天稚彦を征伐使と爲て降さるゝ所にも、次に雉を斥候と爲て降さるゝ所にも、終に武甕槌神を將軍と爲て降さるゝ所にも、皆此思兼神の思慮り仕奉られし事有りて甚々心行くを、此には唯一所其神の御名を出だされたるのみにて、傳の果なるかと思へば然に非ず、此より及ぼして當條を此神の謀なる事に聞かせたる者なる可き事、於レ是從二彼神謀一と云ふ文の少様ならざるを以

に見る可き者なりかし、(然るに此一書には天穗日命の御事を始から略かれたる故に、初に思兼神の御事をば云出づべくも非ず、又上に天照大神特に天稚彦一日と有る首に、從二思兼神詔一とは、言出まじき所なる故に此に置かれたるにて、次に經津主神武甕槌神を降さるゝ所には、此より推知るべき爲に於レ是復二會諸神一、使レ選レ當レ遣者一とは置かれたるにこそ)○思兼神、雖此に思兼神、思慮會レ人、猶天照大神與二高皇産靈尊一同此神一、議レ策也と注させ給へり、此神の御事已に傳十七、十八、廿に委しく注し置けり、○因二甚不來之狀一は、古事記に天若日子久不二復奏一、又遣二曷神一、以問二天若日子之淹留所由一と有る所に當れり、不來を私記に高字古左留と有る事なれども、字は音便なり麻字を訓べし、神武天皇已未年御紀に並特二其勇力一、不二肯朝服一、仲哀天皇八年御紀に有二明心一、以參來など有りて、有等は其來ると不來とを以て順と不順を別云ふ古言の文法なり、仁徳天皇三十年御紀歌に那儺波區値須、全以利能辟區例、萬葉四(四十六丁)に道之間乎、煩參來而、十六(三十一丁)に、直中門由、參納來耳、命受例婆、十九(三十二丁)に、參來之、印毛有香、廿(十二丁)に、使夜麻之而、伎奈久奈伎許等など、何れの麻字とは云はざるなり、(古事記の淹留は其道はしゝ國土に在る事のなしき由を宜ひ、然たる不來は其道參來べきを下に上來ざる事を宜ひて云ふ狀になか興有り)○與高皇産靈尊白は、寶鏡開始章第一ノ一書に思兼神云者、有二思慮之智一、乃思而白曰と有るに依て心得べし、傳十八に云へり、○爲の事は正書無名雉の下に云へり、傳廿を見るべし、○從二使者一は古語拾遺石窟段に於是思兼神、深思遠慮、議曰(中略)於是從二思兼神議一と有ると意同じ、○使之は、正書に伺レ之と有るに同じ、私記には使之の之に令二見令一伺と注されたるに、全澤本に使往來之、又字鏡に殺波志牟と云ふ二訓有は其に據れる者と有るが、此は字鏡貴波志米都布と訓むべし、但古本には

せる如く此は間諜者なればなり、古事記大氣都比賣段云〻何其糞一、水垣宮段に宇迦々波久斯良爾登など見え、御記には瑞珠盟約章に放竊二窺此處一乎、皇極天皇御紀二年に伺二候大臣渡レ橋之時一、今陳二竊聞入微之說一、其三年に闚二闖其秩一と見え、出雲風土記に出雲郡宇賀鄉（中略）爾時女神不レ肯、逃隱之時、大神伺求給所是鄉、故云二宇賀一など所見たり、（物の侍に潛み居て其間隙より穿見る義と見ゆ、窺窬の字などに當て訓るも、隱謀を爲して其位を冒に傾けむとする由なるが、語の本は同じ、此等の事已に傳十三卷に云へり）○其雉飛下、居二于天稚彥門前湯津杜樹之杪一は、正書に其雉飛降、止二於天稚彥門前所レ植（植此云二多底婁一）湯津杜木之杪一（杜木此云二可豆邏一也）と有るに同じ、傳廿九に委しく注せり、○鳴之曰は、神武天皇戊午年御紀に皇師大擧、將レ攻二磯城彥一、（中略）更遣二頭八咫烏一召レ之、時烏到二其營一而鳴之曰、天神子召レ汝、怡奘過々々々、兄磯城忿之曰、聞二天壓神至一而、吾爲慨憤時、奈何烏鳥若此惡鳴耶（下略）と有る狀に彷彿たり、此鳴之曰は烏の語なるが故に此なる頭八咫烏にも鳴とこそは云れ、實には人語を以て傳へたりし者なり、已に傳廿九に注せるが如く、此所を古事記には故爾鳴女自レ天降到、居二天稚彥之門湯津楓上一而、言二委曲如二天神之詔命一と見え、次に爾天佐具賣聞二此鳥言一と有る、此を以て此人語を成せりし事を知るべし、（然れども鳥にして人語を成せるは其常に非ざるが故に、次に天若日子に云ふ所には此鳥者其鳴音甚惡と有りて、此に鳴之曰と云ふに同じ）○何故八年之間未レ有二復命一と云ふ、此上に脫文有るべし、古事記に其雉に詔命を負せ給ひける所に、汝行問二天若日子一狀者、汝所三以使二葦原中國一者、言二趣一和其國之荒振神等一之者也、何至二于八年一不二復奏一と有れば、天神の詔命の如く宣むには必右の如く云はずしては言足はざるなり、上なる汝は其斥候に遣さるる雉を指して詔へるな

り、次なる汝は天稚彦の事なり、使葦原中國に復天眞鹿兒弓天眞鹿兒矢を賜ひて往使の御使と令て降達し給へりし御旨を詰給へるなり、其國之葉原傳は此に謂ゆる其國與葉原を主神にたり、古事記の言葉にて神傳十三（十二丁）に、萬葉二十（五十丁）に知波夜夫流、神乎許等牟気と有り、言意は言は事にて神代の運などの事と同じ、牟気は牟加倍にて背ける者を此方へ令向る言の言なり、背向は背反にて此所を後にして彼方へ向くなり、平、牟を背きて牟気とのみも云へり、此方へ向くは即歸服なり」と云はれたるが如し、猶傳廿九に注せる事共を考へ合す可し、和は記傳十三（廿四丁）に、夜波世と訓むべし、記中にも多く有りて和平とも平和とも見ゆ、大殿祭祝詞に言直し和許比阿禮比坐子、古語志布志（古語云、夜波志）坐氐、遷却祟神詞に平氣久安氣久御坐所乎爾平知食弖、直和々給氐、使須賣命出雲に阿佐加乃阿豆御半面、伊豆速布都魂云々、種々大御手津物進度波志、志夏日平奉止詔、云々、此磐手阿佐加乃山體乃作食而、其轉手夜波志志都等上奉共、萬葉二（三十四丁）に、千磐破、人乎和爲跡、二十（五十丁）に、直言信仰、此集乎和夜波志など所見たり」（補意）と注されたるが如し、（今本に此の何故在那須由莫にた由れるは誤し、古籍と讀みて尤め給ふ御旨と爲べし、八年之間の間の字を諸本に閒めるも然らず、阿比陀と訓むべし、來目舊本に私記に無行利古止萬字左須と有て、是まで天神の御言なり、那行八年能阿比陀返事毛依父と讀みつ可き所なり）〇陸有國靈天探女、此神の事傳卅九に已に委しく注せれば、今云ふ限に非ず、〇日醫三島には、私記に阿奈佐に字利と有り、金澤本には與與天佐具賣都使登訓と訓り、謂ゆる不祥の義是なり、傳卅九に注るが如く正書に此雉を指して鳴鳥と云へるは、鳥にして人語を成すを以て怪しと云ふなるに、此は其鳴聲の耳に悖へるが故に悪鳥とは云へるにて、古事記に鳴

天佐具賣聞此鳥言而、語天若日子言、此鳥者其鳴音甚惡と有ると同じ意なる所なり、さて天神の差し給ひし使より
の御言なれども、天探女は鬼神の類にして、如何にも障し遮へて天稚彦を不義ならざる者に成し果て、天神との御中
を隔むと為る故に、己が方様に取りて宜からざるを以て射殺せとは告げ申すなりけり、（此は漢にも和にも古も
今にも多き事にて、君臣の間を絶ち父子の間を疎く為むと為て讒言を構ふる奸者々の史實に多く在る如く、抑天探女の
如き邪神姦鬼の相交こり相自合たるが為なり、天稚彦などは暗昧の中より邪者と選び出でられたる神には有れども、
終に其中放る矢の為に身を亡ふ事とは成れり）○在＝此樹上＝は、記に居＝其殿門前湯津楓上＝と有るに同じ、備に此樹上を佐須賀
惠爾又伎能宇倍爾とも爾訓有るが、右に居＝湯津杜樹之杪＝と有るに據ふる所なれば、須惠と云ふ方叶ふ
可し、但許奴禮とも訓べきにや、萬葉三（十八丁）に、奈佐々禮流、木末求跡、五（三十六丁）に、鶯之奈敝佐禮流、許奴禮我
久利久、六（十三丁）に、木末爾波、茂佐波伎、鳥乃音毛可聞、七（三十六丁）に、三國山、木末爾住歴、八（十四丁）
に、山際遠、木末乃開、往見者、又（廿七丁）、夏山之、木末乃繁爾、又（三十八丁）、木末爾、佐日那家里、十三（二
丁）に、樹奴禮我之多爾、喧鳴去、又（二十丁）、是日來、山之木末爾、十七（廿一丁）に、安之比紀乃、山乃許奴禮爾
又（三十六丁）、之麻久母、許奴禮波奈左吉、十八（廿八丁）に、阿之比奇能、夜麻能許奴禮波、久知奈、仁保
比知禮止毛、又（三十八丁）、安之比奇能、夜麻能許奴禮能、保與等里天、十九（十三丁）に、安之比奇能、山之木末乃
など所見たれば、木末と有るをも古くは許奴禮と訓みしなりけり、但書紀には樹梢、樹末、和名抄には（木末）
枝梢乃と所見たり、（許奴禮は伎能宇禮なりと云へり、末ノ字を宇禮と訓むは萬葉二（廿一丁）に手弱之宇禮手と有を、

其國十三丁には可梓之を梓と爲せる是なり、其餘にも多し）○可ニ射之一は、伊許呂須倍志と訓り、古事記に賓可ニ射賓ニ云れと有るに同じ事なり、（同射殺すと云ふは天神より賜はれる天鹿兒弓天羽々矢を持てるを見て其弓矢に就て云ふなり、云進むる所由は傳廿八に其記を引て注せるを合せ讀むべし、○乃取ニ天神所ㇾ賜天鹿兒弓天眞鹿兒矢ニ、便射之殺、（此所に乃取ニ高皇産靈尊所ㇾ賜天鹿兒弓天羽羽矢ニ、射ニ雉斃之と有る是なり、傳廿九には已に注せり、○遂ニ雉胸ニは正書には射ニ雉胸ニ、古事記にも自ニ雉胸ニ通而と有るに其訓同じ、傳廿九に注せり、○遂至ニ天神所處ニと有る所處は、美許登と訓みて、天降ニ坐天安河之河原ニ、所ㇾ坐天照大御神高木神之御所と有る御所と訓を同じうす、其由傳廿九に云しければ是て見るべし、○時天神見ニ其矢ニ曰、此昔我賜ニ天稚彦ニ之矢也は、正書に至ニ高皇産靈尊之座前ニ也、時高皇産靈尊見ニ其矢ニ曰、是矢則昔我賜ニ天稚彦ニ之矢也と見え、古事記にも故高木神取ニ其矢ニ見者、血著ニ其矢羽ニ、於ㇾ是高木神告之、此矢者所ㇾ賜ニ天若日子ニ之矢、即示ニ諸神等ニ詔者、云々と有りて、此反矢の大御政にかては專高木神の專ら執し御在しをす據き所以有る事なり、傳廿九に注せる事共を合せ考ふ可し、○今何故來は今何村兵相毛來都良武登詔給ひ兵と云ふべし、即正書に血ニ染其矢ニ、蓋與ニ國神ニ相戰而然歟と有る如く、其矢の來る所以を問はせ給ふ御詞にて、思ふに射者云々、若以ニ干心ニ射者云々と有る御言を擧げさせ御在し坐す所以此に在り、（私記に何故來を何乃由與仁來津留止乃多萬比天と有れども、中昔の讀の言なれば取らず）○兜之曰の兜之を保伎玖兵と訓み、金澤本には保岐玖兵と有るなり、神武天皇戊午年御紀に嚴呪詛、此云ニ怡途能伽辭離ニと見え、其下にも嘗初ニ水沫ニ而有ㇾ所ニ呪著ニ也と有る呪著をも伽辭離都久と訓たり、欽明天皇二十三年御紀に馬飼首歌依と云ふ人讒に遇ひて死ける所に、延尉收ニ縛其子守

石與中瀨水之投火中、咒曰、非吾手投、咒詛、欲投火、守石之母請曰、投兒火裏、天災畢除、請付兒人、使作神奴、乃依母請、許沒神奴と有るを見るに、延尉の人を刑なふにも咒人を以て咒を令行る事と聞ゆるが、其咒ノ字をも伽辭離と訓み、傍に保佐枳とも訓めるを以て、此に咒之を保岐氐と訓めるは保佐根の略なる事を知るべし、其言義は寶鏡開始章第二ノ一書神祝々之の下傳十九に注るが如く、保佐久保具共に善きにも惡しきにも通はし云ふ言にて、其保は穗に出づなど云ふ保にて思ふ事の言に出でて外に表るゝを云ひ、佐久は前と同じ事にて先に進むを云ひ、保具と云ふ時は穗擧の義にして共に同じ義なる者なり、然れば此の伽辭離と云ふに當るべき咒ノ字を保岐氐と訓む事は、天神の天稚彥の事に就て不審しく所思食すが故に、其大御心を向させ御在し坐して、善くも惡しくも任任に隨ひて治めさせ給ふ御所爲を申す所なれば、保岐氐と訓みて允に當れる所なりけり、韻會に咒ハ祝ノ字、同咒ハ屬也、謂以善惡之辭相屬也、天帝無心而咒矣、惡者自惡、善者自善、蓋自取之然後得其所屬也、と注させ給へるに心を得て考ふ可き事なるにこそ、(本の傍に調伏誦と有るは後人の書入れたりし者なり、直指に咒は口中にて唱へて善惡を祈るなり」と云へれば、金澤本に備岐氐と有るも理有るに似たり、伽辭離は傾後なる由傳廿七卷に已に注せれば今云ふ限に非ず、通鑑に重遠曰、咒託心也と云ひ、集韻咒ハ詛也、又願也、通作祝、書無逸否則厥口詛祝、疏以言告神、謂之祝、請神加殃、謂之詛と有るを考へ合す可し)〇惡心は、私記に岐太奈岐古々呂と有り、瑞珠盟約章に黑心又は濁心、其第一ノ一書に惡心など有り、傳十三に已に注せり、古事記には此を或有邪心者と有て、訓意共に同じき由傳廿九に述べたるが如し、〇射者は、伊都流都良婆と訓むべし、〇當著者は、麻自許[illegible]都牟と訓む

事問ひなり、古事記には此を天若日子於ニ此矢一麻賀禮云而と書されたり、即下に射其矢落下、中ニ天稚彦之高胸一、因以立死と有る、此ぞ謂ゆる禍りたるなる由傳廿九に注るが如し、猶此の麻自許自那牟は傳廿七に注るが如く御門祭詞に四方四角与利疎備荒備来武天能麻我都比登云神乃言武悪事爾(古語云ニ麻我許登一)相麻自許利、相口會賜事無久、道饗祭詞に根國底國与里麁備疎備来物爾、相麻自許利相口會事無久と有るは、邪神の犯しに違ひて害はるゝ事を麻自許利とは云ふなり、大祓詞に謂ゆる蠱物と云ふも人を呪ひ詛ふ料の物を設けて、其害に遭しむるを云へれば右に同じく、又大同類聚方に疾の差別として云ふ中の第五條に麻自許々解者、萬自故俣、介太毛久々病、多訶可味乃介と有て、其氣に罹はるゝを云ふ處なるにも考合す可き者なり、然れば麻自許自那牟は其麻我都比に被レ害るを云ふなりけり、私記に當道害を不惠古留奈利と有る利は決めて誤ノ字なる可し、谷重遠説に、當道害、見ニ厭殺一也と云へり然る可し〇平心は、伎與伎心と訓めり、私記に與岐心乎と有は吉見けず、傳十三に注るが如く直心に對へて赤心と書き濁心に對へて清心と書かれたるを、此は惡心の字に對へて平心と作れたりし者にて各別意有るには非ざるなり、古事記には或天若日子不レ誤レ命、爲レ射ニ惡神一之矢之至者、不レ中ニ天若日子一と所見たり、其事傳廿九に注したりき、〇當無恙を、佐佐久阿良牟と訓めり、今釋本には當無恙に作りて右の訓の外に佐都久阿良牟と云ふを傍に副たり、即古事記に不レ中ニ天若日子一と有る意にて、其害に遭ふまじき由を詔給へるなり、佐佐久の事は傳廿寶鏡開始章第三ノ一書當平安の所に委しく注せり、然るに私記には此當無恙を謹々加奈計牟と有も據有り、若し然る時は都都美と訓むべし、通證にも引れたる續紀五十八詔に、罷麻佐牟道波平幸久、都々牟事無久、宇志呂毛輕久安久通良世止宣云々と見え、萬葉五(三十一丁)に、都々美無

久、佐伎久伊麻志弖、速歸坐勢、六(三十六丁)に、荒浪、風爾不令遇、草管見(ツツミ)、身疾不有、急令變賜、根本國部爾と有る草は、莫の誤にて莫(ナク)管見(ツツミ)なる由鈴屋大人說なり、從ふ可し、十三(十丁)に、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、十五(四丁)に、大船乎、安流美爾伊多之、伊麻須君、都追牟許等奈久、波也可敝里麻勢、廿(十九丁)に、都々美波受可弊理伎麻勢、伊波比倍乎、等許敝爾須惠弖、又(三十八丁)多比爾氣久、於夜波伊麻佐利、都々美奈久、都麻波麻多世等、又(六十三丁)阿乎宇奈波良、加是奈美奈妣伎、由久左久佐、都々牟許等奈久、布禰波々夜家無など有る是なるが、後には都々賀那久と云ふ事に成れり、空穂藏開下(十二丁)に、猶も人咒ふ人は三年に死るなり、大將少かの恙も有らば、朝臣の爲ると思はぬ、源氏匂宮(七丁)に、事に觸れて我身に恙(ツヽガ)有る心ちするも、唯ならず物歎かしくのみ思巡らしつ、東屋(五十丁)に、可惜(アタラ)しく惜(アシ)ければ、恙無(ツツガ)て思ふ如見成さむと云々など有り、此都都牟の言は傳十七に注せるが如く罪と云ひ其反を謹など云ふと同言にして、佐伎久は向へ延行が如きを、此は此方へ迫り縮むる意なる可し、萬葉十八(三十八丁)に、波流佐米爾、許母理都追牟と有る都都牟の言を以て味はふ可き事にこそ、(此恙の字は爾雅釋言に恙憂也、注云、今人云レ無レ恙、謂レ無レ憂也と有り、故口訣に其に取りて恙憂也と注されたり、說文に一曰蟲名、古人草居、被ニ此害一、故相問無レ恙乎、神異經に北方有レ獸、曰レ㺊、々恙也、黃帝殺レ之、由レ之人無ニ憂病一、謂ニ之無一レ恙など見え、通俗に史記老母幸無レ恙、索隱爾雅曰恙憂也、風俗通曰、恙ハ病也、易傳曰、上古之時、草居露宿、恙齧レ蟲也、善食ニ人心一、俗悉患レ之、故相問勞云レ無レ恙と注され、後漢馬援傳にも家鄉無レ恙と有り、此には其蟲の事には拘はらず憂ノ字の意を用ひられたり）〇還拔之をば私記に加倍志須津と有れば、還志須氏多麻比伎と訓べき

然ながらも、正書に選抄之と有るをも抄字は誤なと正しく訓むべき所と見しければ、此も其意ならひに郡作志給比從と訓むべし、又傳二十九に注せるが如し、○因貫矢落下、中天稚彦之胸上、于時天稚彦新嘗休臥之時也と有る方雅にきこえければ、其所に就て傳二十九に其新嘗以下の義を成し置けりき、○因以立死は、正書には中矢立死と有り、○返矢可畏之緣也の義は傳二十九に古今の事蹟に徵し注せり、

時天稚彦之妻子。從天降來。將柩上去而。於天作喪屋。殯哭之。先是天稚彦與味耜高彥根神友善。故味耜高彥根神。登天弔喪大臨焉。時此神形貌。自與天稚彦恰然相似。故天稚彥妻子等。見而喜之曰。吾君猶在。則攀持衣帶。不可排離。時味耜高彥根神。忿曰。朋友喪亡故。吾卽來弔。如何誤死人於我耶。乃拔十握劍。斫倒喪屋。其屋墮而成山。此則美濃國喪山是也。世人惡以死者誤己。此其緣也。時味耜高彥根神光儀華艷。映于二丘二谷之間。故喪會者歌之曰。或云味耜高彥根神之妹下照媛。欲令衆人知映丘谷者。是味耜高彥根神。故歌之曰。阿妹奈屢夜。乙登多奈婆多迺。

汙奈餓勢屢。多磨廼彌素磨屢廼。阿奈陀磨波夜。彌多彌。輔輔和柂邏須阿泥素企。多伽避顧禰。又歌之曰。阿磨佐箇屢。避奈菟謎廼。以和多邏素西渡。以嗣箇播箇柂輔智。箇柂輔智爾。阿彌播利和柂嗣。妹廬豫嗣爾。豫嗣豫利據禰。以嗣箇播箇柂輔智。此兩首歌辭。今號夷曲。

此は大凡古事記の傳と一なりけるに、如何にしてか其天稚彦神の殯斂の事に於ては猶其柩の事は天上に將上り來て其喪事を行へる傳なることそ假たかりけれ、思ふに此は正書に天上に於て殯斂せられたる狀の傳の有るから、其に合せて文を改められたる者にや有るべからむ、其委しき說共は已に傳二十九に注せるを猶此にも覆ふまじかりける事こそ有りけれ、此時下照姫命の歌に阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼と有る是なり、此事に就て記傳十五(六十五丁)に、天若日子の喪を此記には此國にての事とし、書紀には天上にての事と爲る、何れを宜と定む可きに非ざれども、此歌に如此有るを以て思へば此記の說當れり、若天上にて詠むには天在やとは斷るまじければなり」と云はれたる實に然る言なり、又次歌に阿磨佐箇屢避奈菟謎廼と有るは下照姫命のみには非で、喪會者の歌なる由傳廿九に注るが如し、其喪會者と云ふは天上より降來る天稚彦神の故の妻子などにて、其下照姫命を比那都女とは云へるなり、畢竟其喪事の此國にて在りし事とも成るべかりける事共なりければ、天上にて行ふと云はゞ前後打合はざるに似たるを如何爲む、(其殯斂

の事はしも正しく書紀國史地部冊抄等に有る其實なる事、種々に證共を得て傳廿九卷に注せれば就て見る可し）符此の二歌の上に書て端有り、右に故夷會者歌之曰、或云、味耜高彦根神之妹下照媛、欲レ令下衆人知ュ映ニ丘谷ー者是味耜高彦根神上、故歌之曰、阿妹奈屋夜、乙登多奈婆多遍云云、又歌之曰、阿磨佐箇屢、避奈菟謎廼云云と有るを、宮本に據るに右の或云より故歌之曰まで三十二字を小字に作れる由なるが、其より阿妹奈屋夜に書きて、其歌共に凡て八十二字は此にては一傳にて、故夷會者歌之曰と云ふは次なる阿磨佐箇屢の歌に係れるならむを、古事記に據て其下照媛命を詠人られしより、其に一書は古書なりし頃に續け書されて其界の無きから、此二歌の間に又歌之曰の三字を加へられたるならむと思ゆ、然れば此一書の悉く大字と成れる今を以て心得むには、其宮本に據りて故夷會者歌之曰(或云、味耜高彦根神之妹下照媛云云、故歌之曰、阿妹奈屋夜云云）阿磨佐箇屢、避奈菟謎廼云云と有るべくして、一は下照媛命の御兄味耜高彦根神なる事を顯し給へる歌なり、一は其夷會者の詠みて其味耜高彦根神又下照媛命等の去り給ふを呼止め申す歌と見るに、二首共に作意其意通えて此所の狀に適しきまで叶へりける、但口訣に夷曲謂に歌爾意以委下照姫之歌也と云へれば、先なるを下照媛命のとし、後なるを夷會者の詠と爲るにて、古人に已に先見の有る事なりけり、猶傳二十九に注せる事共を合せ考ふ可き者なり、(紀傳に引かれたるにも或云以下を宮本の如く細字に作られたり、然る本の有りしか、又は其意を正されての事か、今は良顯本全澤本など云ふも有りて、一書を細書に爲れよば其辨へ有るべし）○時天稚彦之妻子、從レ天降來と有る、此天上より降來る所以有るべし、正書には天稚彦之妻下照姫、哭泣悲哀、聲達ニ于天ー、是時、天國玉聞ニ其哭聲ー、知ニ夫天稚彦已死ーと見え、古事記にも故天若日子之妻下照比賣之哭

聲、與レ風擧到レ天、於レ是在レ天天若日子之父天津國玉神及其妻子聞而降來、哭悲と有る如き續ならでは事足はず、此任にては天神の返矢の御政を行はせ御在し坐すを伺ひ見侍り居て、天若彦神は巳に立死ける者と思成して降れる如く見えめるやは、其天神と雖も天稚彦が惡心と平心とに依て、禍るとも福くとも其所業に依りて定めさせ給はむと爲させ給はすと爲させ給ふ御心を、爭かは傍より心當には知らる可き、必臆支有る者と所見たり、(然れば下照姫命の此時に哭悲しみ坐しゝ聲の天上に風の共響きて至れば、果して天稚彦が忠誠ならざりしに依りて死れる事を爲すに至れるが如し、其時にこそ天稚彦が父天國玉神は知らしたりけめ)〇時レ柩上去而の柩ノ字加婆禰ニ訓み、私記に上去て乃保利由岐弖と見えたり、口訣に柩有レ尸棺也と有るが如くにて、正書に乃遣ニ疾風ニ擧レ尸致レ天と云ふ事の一傳なり、傳二十九見る可し、纂疏にも柩者在レ棺之稱也と注させ給へり、但柩ノ字を加婆禰と訓むは其屍を柩の中に藏めたるを以て云ふ稱なる者なり、(柩ノ字を口訣本には樞に作り、金澤本には柾に作れる共に誤なり、小爾雅に有ニ屍、謂ニ之柩ニ、空棺謂ニ之櫬ニと云ひ、禮記に在レ牀曰レ尸、在レ棺曰レ柩とも有ればなり)〇於レ天作ニ喪屋ニは、正書に擧レ尸致レ天使造ニ喪屋ニと有ると同じ事にては有れども、從レ天降來と云ふ所の無きが如し、然れば古事記に云々聞而降來、哭悲、乃於ニ其處ニ作ニ喪屋ニ而、云云と有が如く、天稚彦神の死たる所に降來て即其處に喪屋を構りて殯斂する趣なるこそは由應ふ可かりけれ、其喪屋の事は傳廿九に注せり、〇殯哭之は、母賀理志那久と訓めり、其殯と云ふは正書に而以ニ川鴈ニ爲ニ持傾頭者及持帚者、(一云、以レ鷄爲ニ持傾頭者、以ニ川鴈ニ爲ニ持帚者ニ、又以レ雀爲ニ舂女、(一云、乃以ニ川鴈ニ爲ニ持傾頭者、亦爲ニ持帚者ニ、以ニ鴗ニ爲ニ尸者ニ、以レ雀爲ニ舂女ニ、以ニ鷦鷯ニ爲ニ哭者ニ、以レ鵄爲ニ造綿者ニ、以ニ烏ニ爲ニ宍人者ニ、凡以ニ衆鳥ニ任レ

者、以八日八夜啼哭悲歌と見え、古事記に河鴈爲岐佐理持、鷺爲掃持、翠鳥爲御食人、雀爲碓女、雉爲哭女、如此行定而、日八日夜八夜以遊也とも見えたる是なり、傳廿九に上代の喪儀を委曲に云たれば其に就て問るべし、○先是、天稚彦、與味耜高彦根神友善は正書に先是、天稚彦在於葦原中國也、與味耜高彦根神友善と所見たり、此味耜高彦根神の友善しく御在し坐す所以は、其實の妹下照姫命は天稚彦神の妻と成り、又其天稚彦神の同胞にて天津羽羽神は其神の后と成らせ御在し坐すが爲なる事傳二十九に注し、又其友善と云ふ由は其下に注せりき、○登天弔喪の事は正書にも昇天弔喪と有る、傳廿九に注るが如く御紀には其殯斂の事を天上にての事と爲られたるが故に如此有る事なれども、實には古事記に此時、阿遲志貴高日子根神到而、弔天若日子之喪時、自天降到、天若日子之父亦其妻云々と有る如く、國土にて在りし事なる由已に條々に辨へたるが如し、○大臨者は、大阿夫那伎須と訓み、金澤本には大阿夫那須と訓めり、即傳廿九に注るが如く御紀の中に擧哀とも發哀とも哭哀とも書かれたる、其を大阿夫那伎須と訓る是に當りて、君上は更にも申さず親族朋友などの喪に到りて擧哀の聲を立て哭泣する事を云ふにぞ有りける、然れば其阿夫那伎須は谷重遠説に臨者親見哭之也と云へるは然る事なりかし、(口訣に大臨者諸侯臨哭之大也と有は大に非なり、通證に左傳國人大臨、杜注臨哭也、文選沈休文齊陸昭王碑文、男女老幼大臨中庭、李善傳、續日臨謂哭也と注し、前漢高帝紀注に師古曰、衆哭曰臨と云ひ、白井宗因も張士然表に云哭哭とも云へれば口訣の説は當らず)○形貌は、正書には容貌と作れたり、○怡然は本共に怡然と作り、私記に怡然と訓て喜止之貌と注し、纂疏にも及釋に引るにも怡然と有るに從ひて今改めつ、然るは諸本に字は恰然と作なが

ら訓は何れも同じきを以て其誤なる事著ければなり、通證に恰訓二阿多加毛一、當哉也、增韻恰適當之辭と注れたれば然も訓みつ可きなり、其は傳十七に注るが如く古語拾遺に吾之所レ捧寶鏡明麗、恰如二汝命一と見え、萬葉十九（廿四丁）に、吾等故我、捧而持流、保寶我之遊、安多可毛似加、青蓋と訓み、名義抄は恰を用レ心也、勤也と注して、其訓は阿多加毛又牟恭呂と見え、韓仙篇に恰ハ當也と注し、又名義抄に寔ノ字に阿多加毛の訓も有れば然訓むも惡からじかし、（口訣に拾然に作りながら比登志久と訓は宜し、然れども拾擬也と注るは當らず、金澤本には時然と誤りて此も其訓は異ならず）○相似は、正書に正類二天稚彥之平生之儀一と有るに等しき事傳廿九に注るが如し、御紀に似ノ字を能盧理とも多字婆禮理とも訓む事には在れども、正しくは右の類ノ字と同じく邇多理と訓むぞ古言なる、○天稚彥妻子等見而喜之曰は、正書に故天稚彥親屬妻子皆謂云云、且喜且慟と有が如く、死たる人に相似たる人の現に在るが故に惑ひつつも其かと見て喜ぶなり、○吾君は阿賀志郡岐訓べき由傳廿九に云へり、○猶在は金澤本に猶存在と作て、存在を伊伎麻志祁理と訓たるは珍らし、此事は傳廿九に出たり、○攀持は傳廿九に注るが如く正書には攀牽と作れたるも同じ事にて、共に與遲加加理氐と訓り、私記には此に其訓の外に今一津加美加加留と云ふをも載せたり、萬葉四（四十五丁）に繩著今嬰、不有當行、今往、何則無其、隙且雖有、十六（十五丁）に、寒雨有之、櫻爾鉾刺[illegible]、車見野雨など有る是なり、古事記に取二懸手足一とも有が如く衣帶に取懸りて煩らはしき狀なり、（今も俗には手足に取着く又は取懸る又は搦著く又は搦懸るなどに常にも云ふ事なり、又金澤本には此の攀持を古事記の狀に登理加加理と訓めり、口有る事と見ゆめり）○不レ可二排攤一は私記に排攤を於之波奈津と有り、其我子は死ずて在りけり、我君は死ずて

坐しけりと云ひて、其帶に擬はれるが放たせ給ひ難きを云ふなり、（金澤本には此を於之波奈多留之と訓り、不可在當の如く訓ざるは甚く誤れる訓なり）○喪亡を、私記に宇世爾太利と有り、還却崇神紀に又讀志氐苦疼も、並言不申上、高津鳥殃字と有るを、並殃字を有るをも、古來身亡を美宇世爾伎と訓む事なり、御紀に薨又は毛久は卒などの字を美宇世奴と訓めるは實は身退るなどの身にて身失る詞なるにこそ、○來弔は伎登牟良布と訓めり、正書に朋友の道、理宜ニ相弔ハ、故不レ憚ニ汚穢ヘ、遠自赴哀と有る赴哀に同じ、古事記に我者愛友故弔來耳と有る、弔來は此來弔を前後に云へるのみ、古今雜下に我庵は三輪の山本戀しくは、弔らひ來坐せ杉立てる門、土佐日記に、人々絶ず弔らひに來又古今哀傷に、思ひに侍りける人を弔らひに罷りて詠る、後選哀傷に、人の弔らひに參て來にけるに云云たど多し、猶弔の事は傳廿九に注せるを見るべし、（但先に右の如く注せる事には在れども、弔來と云ふ事の例を示さむとて如此く引出たるのみなり）○如何誤ニ死人於我ニ耶は、傳廿九に注るが如く何爲誤ニ我於亡者ニに有るに同じ、古事記には何吾比穢死人ニ云而云云と見えたり、其は吾を死人に誤つと云ふ御怒なるを、此は死人を我に比べたると云ふ事にて、自他の差こそは有りけれ趣は一なりける者なり、○乃拔ニ十握劒ニは、傳廿九に注るが如く正書には則拔ニ其帶劒大葉刈ニ（刈此云ニ我里ニ、亦名神戸劒）と有りて別なるが如きを、古事記には拔ニ所ニ御佩ニ之十掬劒ニ（中略）故其持所レ切大刀、名謂ニ大量ニ、亦名謂ニ神度劒ニと有りて、共に一にして別なるに非ず、○斫ニ倒喪屋ニ、其屋墮而成レ山は、正書に斫ニ仆喪屋ニ、此即落而爲レ山と有りて天上より降れる趣たるに、古事記には以ニ其喪屋ニ、以レ足蹶離遣と有て、此は國土にて蹶爲させ給へる趣なるぞ實に宜しかりける、其事は傳廿九に委しく辨たるが如し、○美濃國喪山是也は、正書に

今在二美濃國藍見川之上一、喪山是也と見え、古事記も其如くにて此者在二美濃國藍見河之河上一喪山之者也と有り、其喪山の所在は傳廿九に注せれば今云ふ限に非ず、○世人惡下以二死者一誤上レ己、此其緣也は、死者を以て其己に誤たるを惡むと云ふ義なり、正書には世人惡二以レ生誤一レ死、此其緣也と有は、生たる己を以て死たる人に見誤たるるを忌む由にて、我より云ふと彼より云ふとの異こそ有りけれ其旨趣に於て別有に非ず、傳廿九見る可し、○光儀は、私記に非加利與曾本比又天流と訓み、通本には氐理、金澤本には與曾比と有りて定まらず、蓋傍例を求むるに垂仁天皇十年御紀に仰欲レ覩二美麗之威儀一(ミスガタヲ)、允恭天皇八年御紀に欲レ覩二陛下之威儀一(ミヨソオヒラテ)、雄略天皇御紀元年に臣觀二女子行歩容儀一(スガタ)、能似二天皇一、其四年に面貌容儀(スガタ)、相二似天皇一など有り、萬葉には多く光儀又容儀の字を須賀多と訓めるは更なり、古今集序に下照姫とは天若御子の妻なり、兄人(セウト)の神の形丘谷(カタチ)に映(ウツ)りて光(カガ)やくを詠める云云と有るに依る時は、須賀多と訓むなむ當れりける、其須賀多と云ふは生質(ウマレツキ)たる任にして、少かも取繕ろふ事無く唯有の任なるを云ふ、但金澤本に與曾比と訓るも面白し、遊仙窟に若得レ見二其光儀一と有るには與曾富比と訓たり、借此歌に依て考ふるに、御裝束の玉の映ける由なるは然る物にて、海宮遊行章第五ノ一書豐玉姫命の御歌に阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧伊異爾、企弭我譽贈比志、多輔妬勾阿利計利と有るも、其天神の威儀を詠み奉らせ給へるなり、天武天皇八年御紀に勅三制僧尼等威儀(ヨソヒ)及法服之色一と有るも其裝束を云ふなり、佛足石歌に己乃美阿止乎、麻婆利麻都禮婆、阿止奴志乃、多麻乃與曾比、於母保由留加母など有る玉の與曾保比は、其裝束を云ふなりければ、此は其時高天原神の御裝束の美麗しきを云ふと見るべし、但須賀多と云ふ時は其形に光有るが外に映く事と成れるを、與曾比と云ふ時は其裝束の美麗しきが映る事

と成りて大に違有るが如しと雖も、如何なる貴美しき玉を以て外を莊嚴たらむにも、其身體より照出る光の無くして
は二丘二谷を事で照さず給はむ、然れば右の古今序に形丘谷に映りて光やくと云ふ義に心得べきは本よりの事なる
にこそ（但右の私記の弟加利與會未比は、比加利と與會未比とは本より別なるが一に成れるなる可し、次なる光艷に
續きて比加理牟流波斯久と訓て、四筆出生章に日神の御事を光華明彩と有ると同じく心得べきなる可し、又氏理宇流
波斯久と續けるは其弟一ノ一書に、日月神等を是質性明麗と有と同じかる可れば、何れの訓をも捨つべきに非ず、通證
に並宇留、既々阻之光儀、華艷婦娟花、艶無二人及一と有り）○花艶は、私記に宇留波斯久之と有り、允恭天皇七年御
紀に弟姫の御事に容姿絶妙無レ比、其艶色徹レ衣而晃之、是以、時人號曰二衣通郎姫一也とも有り、舊事紀に光儀花艶、
成黄之光華也と注させ給へり、○二丘二谷之間は、上章に八岐大蛇の事を蔓二延於八丘八谷之間一と有が如く、其所在
の由を以て大凡に言れる古法なるが中に、殊に此は歌に頭を阿頼他波那を須と云ふ句に依て文を成せるなり、次見合
す可し、○映ノ字は次なる共に氏理夏賀夜久と訓み、金澤本には唯に迦賀夜久と訓めり、歌に阿奈陀麻波夜と有る波
夜の言に當れり、所以に度會延佳本に氏理迦賀夜久と訓じたるは然も有るべけれど波毛和多流と訓べし、歌詞に波夜
と有るも映ノ字の義を含レ知たる者なりしと云へり、○要曾者は、持兩都度問流比登と訓る比登を改めて、迦夫多知と
訓むべし、例古に時天稚彦之妻子、從レ天降來と有て、作二喪屋一而哭之と所見たるに相照して心得むに違ふ事非じか
し、雖降天皇九年御紀に謂ゆる與喪者の類にして、其哭喚など喪事に預る限の人を云ふなる事云ふも更なり、若て其
喪會者の歌と云ふは次なる阿麻佐何麻の歌なる事右に辨へたるを見て知るべし、○或云金澤本には或之に作り、良謂

本には一書云と有り、然る時は此下照姫命の歌は此傳には無くして、古事記より取て此に載られたるにも有るべし、

○下照媛は正書には媛ノ字姫に作れり、此神の事傳廿九に注せり、○某人を都麽間流比登と訓むに、右に謂ゆる會衷宥にて、天稚彦神の父天津國王神及其妻子等の事を云ふなり、○映ニ丘谷一は、右の映ニ于二丘一二谷之間一と有る事なり、古今ノ序に下照姫とは天若御子の妻なり、兄人(セウト)の神の形丘谷に映(ウツ)りて光やくを詠める云々と云ひ、此を取て夫木集に、丘谷に形映りし神代より、傳へて久し大和言の葉、なども詠めり、○阿妹奈屢夜は、古事記にも阿米那流夜と有り、釋に在レ天也と注せり、記傳十三(六十五丁)に、天(アメ)在(ナル)にて夜は助辭なり、萬葉三(四十六丁)に、天有、左佐羅之小野之、七(廿七丁)に、天在、日賣菅原、十一(三丁)に、天在、一棚橋、十三(八丁)に、天有哉、月日如、十六(三十一丁)に、天爾有哉、神樂良能小野爾なども有り、此阿米ノ米の字を書紀に妹と作けるを妹と訓むは非なり、[illegible]神云、[illegible]などの字皆米に用ひたるに准らへて知べく、古事記に阿米、齋庭式に阿實に作れるを證と爲て阿米と訓べし、天を阿母と云へる例無しと云へり、備夫若日子の喪を此記には此國にての事とし、書紀には天上にての事と爲る、何れを是と定む可きに非ざれども、此歌に如此有るを思へば此記の說當れり、若天上にて詠むには天在やとは謂ふまじければなり」(補意)と云はれたるは然る說にて、古今序などに久方の天にしては下照姫に始まり」と有るも、傳に依て書かれたるにこそは有りけめ、深く正されたる者とも所見ざるなり、(金澤本には凡て傍に古事記より取りて此にも阿米那流夜を異本と書せり、又口訣にも阿妹奈屢夜者阿謎那留也と注せれば、此妹ノ字をば妹とは訓むまじき事を古人も心用ひ傳たりし狀なり、次歌に妹盧豫嗣爾と有るも妹を米の音にて用ひられたるにて、同妹とは訓むまじき所なりけ

る者なるをや）〇乙登多奈婆多遊は、古事記にも淤登多那婆多と有り、記傳に弟棚機之なり、如此状に云ふ淤登は人の才子を淤登子と云ふ其淤登なり、催馬樂の我門に淤登年佰貴又常陸に淤登具貴など有る是なり、借季は父母に殊に愛まるる物なる故に、其より轉りて必しも季子ならねども賞愛しまるる意にて凡て美女などをも淤登葉とぞ云ひけむ、此も然なり、棚機は機織女を云ふ、其は古事記傳に令三天棚機姫神織二神衣一と見え、又萬葉の歌に棚機津女とも棚機とも詠る、本棚機と云ふは機の事にて機の構は棚なる故に然云ふたり、其を織作なる故に棚機姫と名にも負ひ給ひ、又凡て機織女を棚機津女と云ひしに依て、歌に彼織女星をも然賦るなり、然れば棚機とは機織女の稱なり、借棚機津女と云ふを略きて棚機と云ふも然る例多し、但此は彼棚機姫を指し詠るかと云ふべけれど、淤登と有るを思へば猶只機織美女なりけり、式に尾張國山田郡に多奈波多神社と云ふも有り、借此に機織美女を先づ出せるは次に玉の美麗を云はむ料なり、然るは上代には凡て玉を以て身に飾れる中にも、機織女の事をば殊に書紀にも手玉玲瓏織紝之少女、萬葉十（廿丁）にも、足玉緒、手珠毛由良爾、織旗乎など有り、其は何故ぞと云ふに、高の作業を成すに擧を擧げ歌を讀ひなどして勞力を助くる如く、機を織るにも身に飾れる玉どもの玲瓏と鳴るを拍子に取れるなり、萬葉十九（三十四丁）に、鳴波多嬬と有るも鳴機の意の稱なる可し、書紀仁德天皇御歌雌鳥皇女所織に比佐箇多能阿米箇那多と有るを、私記に昔飾レ機以二金鐸一取二鳴葉一義也と云へるも同意なるを思ふ可し、借玉の美麗を云はむ料に先づ其女の可愛き由に淤登と云ひ、又凡て人も物も二上のは優れて美麗き故に天在やとも冠けるなり（三操要）と云はれしは實に細しき說にて然に然る言なり、（口訣に乙登多奈婆多遊者織レ機少女之也と注し、釋に乙登を少女也と云ひ、纂疏

に謂二織女之星一、乙登少女之稱と注させ給ひしは共に當らず、少女ならむには袁登とこそ有るべかりけれ、且織女之星と云ふ事は漢籍に云ふ七月七日交會する星の名にして、我神代に聞ふ昔ざる事なるをや) 但し棚機姫神の御事に在れ但織女の事に在れ此時未佗の事を取りて詠物せる神代に非ず、是は其下照姫命と味耜高彥根命との御由と御在し坐す玉依姫命の御名を顯し奉らせ給へるなりけり、其は傳十七、十八、廿九に注るが如く其天棚機姫神と聞えさするは、謂ゆる栲幡千千姫の御事にて渡らせ給へる其に對へて、弟棚機姫神と申す御名御在し坐す御事となむ所見させ給へりける、然るは其大神を織幡神とも八幡神とも申し奉るは更にて、肥前風土記に謂ゆる織女神は正しく此神にて渡らせ給へるを以て思ふに、此は御祖弟棚機姫神の頸懸せる玉の御統の穴玉の御裝束と爲させ御在し坐す味耜高彥根神にて渡らせ給へる也、然るは此神と天稚彥神と其形貌の見混ふ計に相類て御在し坐しけるが故に、然御裝坐して飛去給ふと雖も、猶其喪に會へる神等の疑ひ晴まじければ、其御裝束の玉を以て證し知しめ給へる者とこそは所見たりけれ、凡て上代には物を證するに必其寶器を以て徴とは爲る事にて、譬へば素戔嗚大神の天上に初て昇らせ給へる時に瑞八坂瓊曲玉を持給へる事は、大御父伊邪諾大神より昇天の事を勅許し給へる長物なり、又神武天皇東征の御時にも饒速日命と互に天表を以て其天神御子にて御在し坐す御事を相證させ給へると同じ狀になむ有ける、(右の如く御兄神の玉を以て證と爲て賦て其御兄神なる事を衆人に令レ知給へるにこそ有けれ、後世に謂ゆる序歌と云ふ物の如く玉の事を云はむとて殊更に棚織女などを取出て巧に續け給ふと云ふは有るまじき事なり) ○汙奈俄勢屢は、古事記に宇那賀世流と有り、釋に所レ嬰也、昔神人以二珠玉一、爲レ嬰レ頸と見え、口訣に嬰(ウクル)レ頸也と有が如し、記傳十三(六十八丁)に、契沖云、

所レ嬰なり、日本紀に以二其頸所レ嬰五百箇御統之瓊一云云、萬葉十六(廿七丁)に吾宇奈雅流、珠乃七條と詠り云へり、宇那宇流せ佐て宇奈賀世流と云ふは古言の常なり、立てるを多々世流、借るを波加世流と云ふなどに同格なり、萬葉十三(八丁)に頸着、領巾文光蟹、手二巻流、玉毛湯良爾と有る歌有も、宇那賀世流と同べし(取意)と云はれたり、右の日本紀と云ふは瑞珠盟約章第一ノ一書に出で、又其第三ノ一書にも合其頸(ウナゲル)之瓊と云ふ事も見えたり、傳十四、十六見る可し、神名式に豊後國速見郡宇奈岐日女神社と云ふ神名の有るも所嬰にて、玉を長く連ひ着へる意の神名などにや、(和名抄に、項頸後也、和名宇奈之と有れば、頸巣の義たる可き事云ふも更なり、漢籍荀子に虫が嬰二宝珠一と云ふ事見えたり、說文に嬰頸飾と云ひ、字書に繫也と注せり)○多麻迺緒須麻屢迺は、玉之御統之なり、此事は傳十三に委しく注せるが如し、釋に玉ハ手玉足玉之類是也、關二穴於玉一、以レ綫貫レ玉、令二頭纏一也、故稱二五百箇御統之玉一と見えたり、古事記には多麻能美須麻流美須麻流邇と有れば、此に脫字必有るべし、記傳十三(六十八丁)に、凡て歌てふ物は同じ事を再返しもし又如此隣けて疊も侍るは昔も今も同じ事なり、信に此歌たとも如此疊ねたるにてこそ調は宜しけれ、書紀には第四句の終に迺ノ字添りて此句の無きは同言なる故に、後に誤りて美須麻流の四字を脫せるなり、濱成式と云ふ物にも多麻能美須麻呂(四句)美須麻呂能(五句)と有り、備此美須麻流の歌に八韻などの意なり、書紀には迺と有る、何れにても宜しき中に迺の方は今少しして勝りて聞ゆ、と云はれたり、○阿奈陀麻波夜は古事記にも阿那陀麻波夜と有り、阿奈陀麻は釋に穴玉也と注して下に關二穴於玉一以レ綫貫レ玉と有り、波夜は古事記傳に嘆息之言也と有り、記傳十三(六十九丁)に、玉は穴を穿ちて緒を通す物なれば穴玉と云ふと又神も云へり、信に然る言なり、阿那は歎辭と爲

るは非なり、偖波夜は光映(ハエ)にて照曜くを云ふなり、書紀に速玉之男神、式に紀伊國牟婁郡熊野早玉神社（大）出雲國意宇郡速玉神社、陸奥國志太郡敷玉早御玉神社、此等も速早などは借字にては映玉(ハヤタマ)の意なるを思ふ可し、又羽明玉命の羽も映の意なる可し、又萬葉十七(七丁)に、多麻波夜須と云ふ言も有る是も玉映と云ふ事なり、偖此句は穴玉の如く光映てと云ふ意なり、譬ふる物を云ひて如くと云ふ意を添へて心得るは常の事なり、此波夜てふ言は一首の眼なり」(取要)と注されたるは實に謂れたり、但此は右にも注せる如く此に穴玉映と云ふは其御祖神の玉を装束はししが光映(ハエ)たるにて、其御身の光輝と共に類ひて丘谷を照させ給へるにて、譬へたるのみには有るべからず、(口訣にも阿奈陀麿波夜彌者云云と續け、釋にも波夜彌までを句として早也と注し、又讀二穴玉早一、早者自二玉穴一合二讀二綺早一、彌者早速之詞一也と有るなどは何の由とも聞えず、甚じき僻事になむ)○彌多爾は、記傳十三(七十一丁)に、美多邇(三言一句)契沖眞谷なり、萬葉に眞草を美久佐、三熊野眞熊野とも云ふは眞と美と通音なる故なり、美山も眞山の意なる可ければ、美多邇も准らへて知るべしと云へり」と有るが如く、○輔拖和拖邏須は釋に二渡也と有り、記傳には布多和多良須は契沖二丘なり、和多流を古言には和多良須とも云へり、濱成式には阿那他麿波夜彌(六句)と注して、彌を上句に付け、他爾不他和他留(七句)と注せられたれど思東無し、穴玉早みと云ては早々の意通じ難しと云へり、此二句は阿遲志貴神の身の光の一谷を越えて二谷まで照至るを云ふ、即書紀に光儀華艶、映二于二丘二谷一と有る是なり、谷は丘の間に在る物なれば、谷二と云へば其中に二丘は含まるる故に即二丘二谷なり、此句にて語を絶て心得べし、此句までは我も人も皆目前言たる状を云へるにて、次は是阿遲志貴神ぞと言聞かせたる意なればなり、次句に引續け

て見る時は夢の旨也てふ辭此二句までは隔る意に其意明ならず、能く味ふ可し」と云はれたり、○阿泥素企は一句なり、古事記には阿治志貴と有り、須と志と通へるにて別意有るに非ず、○多伽避顧禰、[illegible]には此句無くして阿遲須岐高日子と續けて有り、金澤本には能迦微曾也の五字を異本に在る由にて傍書せり、若然らむには古事記に多迦比古泥能（一句）迦微曾也（一句）と同じ事なりけむを、末の一句の亡くより脱て傳はらざるにこそ、然らずば混成式の如く上句にて結ばりたるか、記傳十三（七十二丁）に迦微曾也は今世の心には言聞えて意も無けれど、古言古歌には未見當らぬ辭なり、且也ノ字を假字に用ひたる事も此記中には例無し、此歌は漢文にて寫りて也は唯文面の助字に置ける計りとも思はるれど、歌の下に然る助字を置ける例はた無ければ定め難くて、姑く舍てふ辭と為つ」と云はれたり、一首の心は此神來給ふを天稚彦命と衆人の見誤ふ事にては在れども、天在や弟棚機女の所嬰る玉の御統の穴玉を緒貫はし給ひて、光映つつ二谷まで照渡らせる其神は、吾兄味耜高彦根神にて御在しますぞやと、其御兄神より傳に訊れる玉を以て譬喩と為て令レ知給へる者なり、（諸注共に原歌の如く心得て弟棚機と云ふを唯の機織女の状に注せるから、此歌を解れる人古より一人だに有る事無きなり、但右にも注せる如く此には二句脱たるを、古事記の方は調ひて具に傳はれり（古事記上より）○又歌之曰は、傳廿九及右に注せるが如く其實は夷曲の歌なるにて、此は味耜高彦根神の飛去り給ふに就て下照姫命も其所を去りて追らせ給ふなどの事有りつらむを、時有り追らする筋に賦る者と所見て、此は下照姫命のに非ざれば、又字此にては衍にて、實は上に故其歌之曰と記せる歌なり、○阿磨佐箇屢は、神功皇后元年紀に、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と聞えさする大御神の御名しなり、[illegible]一（十七丁）に、[illegible]、[illegible]、二

（四十三丁）に、天離、夷之荒野爾、三（十六丁）に、天離、夷之長道從、五（廿六丁）阿麻社迦留、比奈爾伊都等世、周麻比都都、六（三十六丁）に、天離、夷都爾退、九（廿九丁）に、天離、夷治爾登、十三（十九丁）に夷離、國治爾登（或本云、天疎、夷治爾等）十五（八丁）に、安麻射加流、比奈乃奈我道乎、又（廿六丁）安麻射可流、比奈爾毛月波、呉禮禮杼母、十七（十八丁）に、安麻射可流、比奈爾月歷經、又安麻射加流、比奈爾安流和禮乎、又（廿丁）安麻射加流、比奈乎佐米爾等、又（廿二丁）、安麻射加流、比奈爾久太理、又（三十一丁）、安麻射可流、比奈乎左米爾等、又（三十九丁）、安麻射可流、比奈爾名可加須、又（四十三丁）、阿麻射可流、比奈爾波安禮登、又（四十四丁）、安麻射可流、比奈爾之安禮婆、又（四十八丁）、安麻射可流、比等等毛之流久、十八（廿九丁）に、安麻射可流、比奈爾一日毛、安流都久母安禮也、十九（十六丁）に、安麻射可流、夷爾之居者、十九（廿一丁）に、天離、夷等之在者など有るは、夷は本より國土の事にて、口訣に道レ天地と注せる如く天より遠放りて立てる地と云ふ事なり、其より轉じて皇都を天とし田舍を夷と云へるも義は右に同じ、猶天疎向津媛命の御名に就て傳八に注せる事共を考合せ可し、（冠辭考に此は都方より鄙の國を望めば天と共に遠放りて見ゆる由にて、天疎とは冠らせたり」と云はれしかども、鄙より都を望めらむにも天と共に遠放りて見ゆ可き者なるをや）〇避奈菟謎迺は夷女之なり、備避奈と云ふは傳廿九に注るが如く此續きと天夷鳥命の名とに依て考ふるに、天上より國土を斥て云へる稱なりけり、此避奈の口訣に天以レ地云爾、今云二田舍一と注し、釋にも以レ天爲レ華、以レ地爲レ夷と注せる意味にて、此は天上より降來れるが、天稚彦神の妻子の方より此國にて其妻と成れる下照姫命を指て此に然云ふと見る可し、然るは萬葉十（三十三丁）七夕歌に、天

人乃、夜岡夕假と訓めるは、此國人より云ふ樣に天人と云へる言さびに、天上の人より貴しむとには非ざれども其裏に在る女神なるを以て天女とは云ふべき事なり、天夫より國を天と云ふ詞のひに都に對へて邊鄙の町を夷と云ふ事有り、又此に就て卷十八(十七丁)に、安麻射可流、比奈能夜都故邇、安麻比等之、可久古非須良波、伊家流思留事安里と、大伴宿禰家持主は越中守にて在る故に其居所を以て夷として、都に在る其妻大伴氏坂上郎女をば天人とは云へるなり、此を以て天上の神よりは葦下の神を國神と云ふに准らへて、女を從夷女と云ひけむ事も有りたくなむ有りける右に引ける天人の例共は神代ならぬ後の事なれども、溯りて古を思ふ可き事かとよ(天より此に降來られし神等の辭より國神の御女なるが故に、君が任に夷女とは稱へるにこそ有りけれ、後に華夷の差別を判やかに云ひて稱しむるとは別なり)〇以和多邇素は、往渡にて石川を歩渡して夷女の行くを云ふなり、景行天皇十八年御紀に時人歌曰、阿佐志毛能、瀰概能佐烏麼志、魔弊菟耆瀰、伊和哆羅秀暮、彌開能佐烏麼志、萬葉九(十九丁)に、級照、片足羽河之、左丹塗、大橋之上從、云云、直獨、伊渡爲兒者、云云、十(三十一丁)に天漢、渡橋渡、織女之、伊渡左牟爾、渡橋渡、十八、(廿三丁)に、珠洲乃安麻能、於伎都美可未爾、伊和多利弖、可都伎等流登布、伎都布など有り、伊助る類の語の上に置ける以を常に發語と云ふ事なるが、然のみには非ざる可し、萬葉三(三十八丁)に、好爲而伊麻世、荒其路、四(三十二丁)に、蓋遣、君之伊座者、五(三十一丁)に、佐伎久伊麻志弖、速歸坐勢、十二(三十八丁)に、山越而、往座君乎者など共倍にもる在を、伊麻須は往坐の義なる由記傳卅九(五十八丁)に既有が如し、然れば假字の伊に往の意有を以て見れば此句は本より往渡にて、仁德天皇前御紀に伊狹羅奉苦、虚々呂破望閉耐、伊斗羅奉苦、虚々呂破望閉耐と

有るは、往斬むと心は雖レ思往取らむと心は難レ思なり、其三十年に夜莽之呂珥、伊辭鳴苦利夜莽と有は、山背に往及け鳥山なり、允恭天皇十三年御紀に布儺阿摩利、異儺等利岐摩鵡に、船餘り往還り來むぞなり、雄略天皇十三年御紀に伊志柯孺阿羅摩志と有は往不及ぞ有らましなり、天智天皇十年御紀に阿箇悟馬能、以喩企波々箇屢と有は、赤駒の往行憚るなり、如此く漢語の以を往の字義に見る時は其理甚明らかなる者ぞかし（但往ノ字を伊麻須と訓めるは、右の如往坐（ユキマス）にて、往は本語坐（マス）は崇云ふ辭なり、又座の字或は在の字などを伊麻須と訓るは麻須が本語にて、伊は發語の如くして虛辭なり、其義を誤る可からず、記傳に右の往坐を中古に御在し坐すと云ふに當る由に注されたるは、其は大座坐の略なるにて、此は右の往給ふにも坐給ふにも云ふ事なるにて、物へ行くにも伊麻須とは云はず唯に麻須と云ふと同例なるが、同じ意には用ふれども往坐の例とは自別なり）〇西渡は瀬門にて二言にて一句なり、即次に謂ゆる石川の瀬門にて下照姫命の其兄神の跡を逐はして步渡し給ふ所を云ふたる可し、萬葉十六（三十六丁）に、室之浦之、湍門之崎有、鳴島之、礒越浪爾、所沾可聞、十六（廿七丁）に、角島之、迫門乃稚海藻者ど有て、後の歌に明石の瀬門大島の瀬門など多く詠める是なり、神名式に能登國羽咋郡瀬戸比古神社と申し御在し坐すも、右の瀬門なる處に依れる神名と所見たり、出雲風土記島根郡條に朝酌促戸、渡東有二通道一、西在二平原一、中央渡則筌亙二東西一、春秋出入大小雜魚、臨レ時來湊筌邊（下略）とも有は、其瀬門と云ふ事の狀を注せるが有る文なりかし、（日本紀に以湍を渡と一句に續けて、渡不レ得其也、西者古謂と注し、釋にも雖レ不レ渡也、古語不レ得レ度之義也と云ひ、雪隱に雖レ云レ雖レ不レ得二來渡一由と云ふなどは大なる僻なり、上古には言物なりければ聲を詠めて引けるが故に、一言なるも同じ字數

と成れり）○以聞書紀は石川なり、山城國風土記には賀茂川の事を載二狹少一、然石川清川在、何名曰二石川瀨見小川一と有り、又萬葉十一（四十二丁）に、且今日且今日（ケフケフト）吾待君者（ワガマツキミハ）、石水（イシカハノ）貝爾（カヒニ）（一云谷爾）交而（マジリテ）、有登不言八方（アリトイハズヤモ）、又直相者、相不勝、石川爾、雲立渡禮、見乍將偲と有る、此等は其處名を指さずして細石の多く有る川なるが故に石川とは云へるなり、此も其如くにて下照姫命の步渡して去給へる其川名を指さずして、打見たる任に石川とは詠める者なる可し、（釋に石川也、天河一名也と云へるは、右の哥に弟棚機と有るより思寄せたるならめども、七夕交會の說は本より後の妄作なれば今云ふ限に非ず、其上天稚彥の事は天上にての事ならざれば、天安河を云ふとも云ひ難き事なり）○偏持備智は、口訣釋義に片淵也と注るが如し、新六帖に、岸陰の水の淀みの片淵に、釣を垂れたる青柳の糸、又淵の水に浮きたる青柳、何を釣とも無き世なりけり、十六夜日記に、此川是の方は甚深くて片方は淺ければ、川淵の深き心は有りながら、人目堤の然ぞ堰くらむ、と有る是にて能く通えたり、契沖說に有る川水の早きが片寄て流るゝ所には必片淵の出來るなりと云ひ、谷重遠は片淵謂二偏淺之水一也と云へる、共に間ずれたり（萬葉に片淵謂二水之不レ深不レ流處一と注させ給へれども、然片縁なる處をば片淵とは云ふまじかりけり、白井宗因は石川とは片淵と云はむ枕詞なり、石川は水の任に瀨に寄る方なれば片淵とは云ふなり、音信の輕きを喩ふと云へるは非なり）○阿美播利和多志は、口訣釋共に網張渡也と有が如し、網に掛ると云ふ用語の例は、仁德天皇四十三年御紀に依網屯倉阿弭古捕二異鳥一、獻二於天皇一曰、臣每張レ網捕レ鳥、未二曾得二是鳥之類一、故奇而獻レ之と見え、播磨風土記に託賀郡黑田里（中略）云二大羅野一者昔老夫與二老女一張二羅於袁布山中一、以捕二禽鳥一、衆鳥多來、負レ羅飛去、落二於件野一、故曰二大羅野一など有るは是なり、

萬葉十三(四丁)に、鳥網張、坂手乎過、十七(四十六丁)に、等奈美波里、母利敝乎須惠底と有るは、和名抄に漁具に鳥羅、爾雅云鳥罟、謂ニ之羅一(和名度利阿美)と見えたる是なり、又此歌を通して指とも云へるにや、萬葉三(十三丁)に、久堅乃、天歸月乎、網爾刺、我大王者、蓋爾爲有と有る、此網ノ字を綱と誤れるかとの說は有る事なから、十七(十二丁)に、保登等藝須、夜音奈都可思、安美指者、花者須具登毛、可禮受可奈可牟、又橘乃、爾保敝流苑爾、保登等藝須、鳴等比登都具、安美佐散之乎、又(四十七丁)二上能、乎底母許能母爾、安美佐之底、安我麻都多可乎、伊米爾都氣追母と云ふ例有り、十九(十九丁)に、霍公鳥、雖聞不足、網取爾、獲而奈都氣奈、可禮受鳴金、又有宗萬葉に春宣網に張籠め來ならば、移ひぬ可き青留む、など所見たりければ、網に張ると云ひ指すと云へるは鳥を捕る料の羅を云ふなり、水中に沈めて魚を取る網は推古天皇廿七年紀に、攝津國有ニ漁父一、沈ニ罟於堀江一、有ニ物入一ニ罟と所見たり、萬葉三(十二丁)に、網引爲、網子調流、海人之呼聲、四(廿九丁)に網引乃、難波壯士乃、七(十七丁)に、網引爲、海子哉見、十一(廿七丁)に、住吉乃、津守網引之、浮笑緒乃、得干哉將去など有る、是等は和名抄漁釣具に網罟、廣雅云罟(音古、阿美)魚網也と有りて水中に沈めて引く物にて、鳥羅などの谷又川門などに張るとは別なり、此を以て見る時は此に網張渡と云ふは、鳥を捕る料の羅の其下照姫命の渡らせ給ふ石川片淵にある所に張れるを見て、事を外に洩くる事無く其を取て詠めるなりけらし、(契沖說に彼夷津女の渡る瀬に片淵有る所に網に取付て沈ませじとて張直すか、又和拖閇は彼女を渡すとにや云々」と云へるは凡て此に當らず、雲根志下卷にも鳥網捕ノ魚とも引ノ網捕ノ魚とも下ノ網捕ノ魚とも云ふ文有り) ○妹盧豫嗣爾は、盧は助辭にて目之依なり、當て其様は前日の事にて

散木集に、思はむと頼めし事は約の日に、當らぬ風の心なりけり、など云ふ是なり、其外にも萬葉十一(十六丁)に、現之、寸戸我竹垣、編目從毛、妹志所見者、吾戀目八方、古今集五に花薄目放ぬ人の數し有れば、忘られぬらむ數ならぬ身は、拾玉六に、畢知らむ賤いさ馬へは不能、目放ぬ人は一人ならぬを、など頃にも籠にも其編目粗目などの有る物なる其に目とは云ふなり、漢籍は之を云ふなり、萬葉二(廿七丁)に、由緣母無、須弓乃高高、四(四十八丁)に、緣乎無三、外耳行而、七(三十七丁)に、日屋眞見、因緣毛無など、其他にも多く緣の字を漢籍に用ひたるを、又漢籍と云ふに用ひたる例は其一(廿二丁)に、天地毛、緣而有許曾、十(五十一丁)に、緣因之、高所依、片緣、者物思など、此は皆も多き事にて枚擧るに遑らず、備羅を張渡し置て待に、鳥の羅る時は網目の一に害る物なれば、其史女の石川を渡り行くを此方に寄來らせと呼留る序に置けるなりければ、如ニ目之綱一の如く心得べし、日本紀に相見好爾と注せるは大に近きを、釋には妻青也と注し、靈異記にも妹匱制ニ兄弟姉妹一之辭言、漢國ぶ有其言と注させ給へるは共に當らず、此句に相照し見ば其然らざる所以は知られむ者ぞかし）○漢國預利渡に縁着來なり、萬葉九(九丁)に城国爾、不止將往來、妻毘、妻依來西尼、妻常云長析、（一云、嬬賜尓毛云長柄）十四（十九丁）に、爾波爾多都、安佐提古夫須麻、許余比太爾、都麻余之許西禰、安佐提古夫須麻、又（廿一丁）由布氣爾毛、許余比登乃良路、和賀西奈波、阿是會伴許具比、與斯呂伎左紀など此例なり、催馬樂に我門乎に、和加ゝ止云、止也加字也留乎乃己、與之己左留良之也、與之古左留良之也、又與之奈末前、止波加字也留乎乃己、與之己左留良之也、與之古左留良之也など有る、與之奈之前は無寄處なり、與之己左留良之也は不寄來哉の意なり、其句は網張渡せる其網目の寄るが如く

に此方へ寄縫來らせと其處女の去るを呼返せる者なる可く思えたり、（口訣に好寄來也と注せる好ノ字は更に由無し、釋にも好閑を寄也と注せるは更に其意を得ざる事なり、上句に對照しても更に好とも寄とも注せる如き字義には叶はざりける者をや、又通證に右の萬葉の哥共を引たる外に、十一卷十丁に大野、小雨被敷、木本時依來、我念人と有を掛されたり、右は二卷三十二丁に時時を餘瑠々々と訓ませたれども、此は其如くは訓むべからず、登伎登と訓むべき所なるなり）○以蒯餚播餚拖輻智は、上に在る如く石川と片淵とにて二句たり、口訣に石川片淵者重詞と有が如くして、如此く上に在る詞を打返して再云ふ時は其意深くなるが故に置けるにて、其餘情云知らず深く通ゆる者なり、即八雲神詠に夜句茂多莵、伊都毛夜覇餓岐、莵磨語昧爾、夜覇餓枳莵俱盧、贈岐夜覇餓紹廼と有るが如く、此も其石川片淵葉又は其の假字の添はれると同じ意味なり、契沖も雄略天皇十三年御紀歌に、農播拖磨能、柯彼能矩盧古磨、矩羅枳制播、伊能致志儺磨志、柯彼能矩盧古磨、と有る此略句に准ふるに詮と爲る物を返し云ふなり」と云へるは信に然る言にて、萬葉などの古歌に多く此趣なる有て、後人の及ばざる所此に在る事なり、（凡て上古の歌は詠物なる實に如此く要句を繰出打返し云ふ故に、聞く方にも其餘韻を汲取りて哀れ深く感くる事なりしを、中古よりは唯調子のみ主と爲る事なるが爲に、如此く打返し云ふなどの事をば嫌ふ者と成り、將今世に至ては殊更に心卑しく成りて人に掃を求むるから、餘下りて云ふにも足らざる物とは成果にたり）○此一首は、傳廿九及上に注るが如く、此は上なる阿妹奈屋夜の歌とは作者別にして下照姫命の詠み給へるには非ず、其御兄味耜高彥根神の飛去せ御在し坐すに就て、下照姫命も其夫天稚彥神の屍だに無き空しき處を守り居給ふ可きに非ざるが故に、引續きて其下照姫命も其處を去て還

らせ給ふを待て石川片淵を已に渡らせ御在し坐すを見て、天上より降來坐せる天稚彦命の妻子眷屬の其を待迎し習め申す意にて詠れたるにて、右等の夷曲の詠める者なる可し、併其御喪屋の所は美濃國不破郡藍見川喪山社の其ほとりなる可く思ゆれば、其地に藍見川と云ふ有りて喪名藍名と共に改りて、後に青墓川と云へる其川を往還りせるを以て石川片淵とは謂りし者なる可くや、一首の意は天照る媛女の往渡らす迫門なる石川片淵の其片淵なる所に網を張渡して有り、其網に鳥の罹る時は網目の必ず一に寄る其の有るが如く此方へ迎寄来坐して共に御在し坐せと云ふにて、其一向なる由を聞え知らせむ爲に今渡行せる石川片淵の句を再置きて云結めたる、其意は下照媛命に熟到たる事を示せて、未の國に寄會はせ申さば其所にし神も寄り、散れにし喪屋も本の如く有らむかとて、其天稚彦神の喪の毀散きを可惜しみて、下照媛命を石川片淵に寄せて其句を遂し重ね言る者なりけり、昔より此歌と其時の歌とをば合せ考へざるが故に、口訣に此歌不入長時ニ、以之後嫁之、暑云一所ニ乎と云ふ意を混せるより、誰しも然る事には在れども、已に此卷に此兩首歌辭、今號之夷曲と有て、夷曲と云ふは右の阿麻佐何流比奈都米と云ふ句に因りて曲名とは成れるに非ずや、然れば古事記に此歌を擧げずして後に此歌者夷振也と云へるは甚て傳はらぬにて、本に此御卷に載れるが故に夷振と云ふ曲名の所以も詳に知られて甚優れたる事なるを、此歌辭を全も扱らずして有るを思ふは甚々味氣無き事なるぞかし、（記傳十三卷の十五丁にも、書紀に宇泥夜奈更見遠留と云ふ歌を此に載られたるは誤なり、其歌は則ち上代の歌にて此には更に由無し云々、と云はれしは右等の意を詳されざりし説なり、殊に釋に傳ニ見哥大意、言云某陣思ニ下照媛ニ所ニ詠之歌也と注したるなどは、大に見る所違へる者にて云ふにも足らざるが如し）〇此兩首歌辭は、私

記に布多字多と訓を注せり、○今謂ニ夷曲ハ私記に比奈不利止奈津久と有り、古事記には後歌を滑せる下らに此歌者夷振也と有り、通證に夷曲因ニ歌曲師奏ニ名レ之、非レ謂ニ其體製ニ者歟、此後人所ニ呼之稱歟、故記者以ニ今字ニ明ニ其意ニ耳と云へるは古今餐明の說なるに、猶又記傳十三(七十二丁)に、凡て歌を記して此者某振也又某歌也と云ふ事記中に多し、其某振と云ふは讀飛鳥宮段に宮人振天田振など有り、續紀天平六年二月歌垣の中に難波曲倭部曲淺茅原曲廣瀨曲八裳刺曲など云ふ名有り、古今集大歌所歌に、近江振水莖振四極山振有り、借如此某振某歌と云ふは皆後に樂府(ウタマヒノツカサ)にて呼る名なり、宇多麻比乃都加佐と云は雅樂寮の訓なり、樂府と書ける字は神武天皇戊午年紀に是謂ニ來目歌ニ今樂府奏ニ此歌ニ者、猶有ニ手量大小及音聲巨細ニ、此古之遺式也と有るに依れり、借雅樂寮大歌所樂所内教坊などの古者樂府と云ふべし、上代にも然る官所有りしなり、抑此記書紀などに載れる歌は何れも上代の多くの歌の中にも優れて其き限なれば、多くは樂府にも取られて管絃に係け傳に合せて歌(ウタ)ひし歌共なり、其中に某振と呼ぶは先づ振とは偕に云ふ形狀(ナリフリ)進止の布理にて人に在れ物に在れ動く狀を云ひて、歌ふては其ふ音聲の長短(ナガミジカ)巨細(オホキサホソサ)高低などの貌なり、借樂府に用ふる歌は奏ふに種々の振の有る故に其振々に各名を付けて某振とは云ふなり、但其名は振を以て號けたる者に非ず、唯其歌の首の詞を取りて假に名けたる者なり、彼宮人振天田振又は古今集など皆然り、然れば其體製に名のみ異でたる難波曲其餘も皆推量りつ可し、然るを今此阿米廬岐夜の歌には比那てふ言無きに、夷振と名けしは如何と云ふに、書紀に此に二首並べる次歌の首に、阿麻佐箇屢避奈菟謎廼と有る此避奈てふ言を取れり、然るは阿米廬岐夜の歌も其ふ振の彼と之と同じき故に樂府にて一構に收めて夷振と呼びしなり、其は此歌のみならず[illegible]にも[illegible]上

歌又夷振之片下と云ふ歌有り、此等の歌にも比べて云ふ古は無きに然呼ぶは皆其の定なり、神楽歌に前張と云ふは前様に云は讀む云々、と云ふ歌一曲の名なるを、他の歌共を係て十六曲の總名に成りて大前張小前張と呼ぶをも思ひ合す可し、此も其と全く同じきをや、凡て夷振と云ふは皆其振々を分けむ料の假の名なれば、振ぶに同じ歌ならむには、幾首にても合せて一に呼む事本より然る可き事にて、右の首歌も然なり。(取要)と云はれしは信に盡されたる說になむ有りける、但此は右の兩首相並びて其同時の歌なるが故に、片方なる讃奈を以て名けて二首に曲節共に同じきを以て、相通はして一曲と與けたる所以右にも已に注せるが如し。(然るを已く古今集序に下照姫とは天稚御子の妻なり、兄人の神の形丘谷に映りて光くを詠める、海見須歌なる可し、是等は字數も定まらず、歌のやうにも非ぬ事共なりと有りて、此夷振の事を然云ふ事と成れるに、其集に夷振と云ひながら心得ぬ事なり、此は夷曲の中に依て詠める者にして、深くは思はざりし者なるにこそ、又口訣にも今謂ニ夷曲一者、不ㇾ讀ㇾ辭而詠ㇾ首名也と云ひ、纂疏にも夷曲者言ニ夷歌一、以ニ言語俗體一也と注させ給へるは、其曲名なる事を忘れさせ給へる說なるぞかし、又衣說に夷曲とは夷狄の風と云ふ事なり」と云へるなどは笑ふ可き事なり)

既而天照大神、以ニ思兼神妹萬幡豐秋津媛命一、配ニ正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊一爲ㇾ妃令ㇾ降ニ之於葦原中國一。是時勝速日天忍穗耳尊、立ニ于天浮橋一而。臨睨之曰、彼地未平矣。不須也頗傾凶目杵之國歟。

乃更還登具陳二不降之狀一。

天忍穂耳尊の初めて天降らせ御在し坐しける事件は甚已き事にて、大抵大己貴少彥名神の國土を經營らせ御在し坐しける間にて、其降著かせ御在し坐さずして止みぬる事此卷首に委しく述べたるが如し、借此御天降の御事に當て大なる論こそは有りけれ、天神本紀に天照太神詔曰、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穂國者、吾御子正哉吾勝々速日天押穂耳尊可知之國、言寄詔賜而、天降之時、高皇産靈尊兒思兼神妹萬幡豐秋津師姫栲幡千々姫命爲レ妃、誕二生天照國照彥天火明櫛玉饒速日命一之時、正哉吾勝々速日天押穂耳尊奏曰、僕欲レ將レ降裝束之間、所レ生之兒、以レ此可レ降矣、詔而許之、天神御祖詔授二天璽瑞寶十種一(中略)饒速日命禀二天神御祖詔一、乘二天磐船一而天二降一坐於河內國河上哮峯一、則遷二坐於大和國鳥見白庭山一、所レ謂乘二天磐船一而翔二行於大虛空一、巡二睨是鄕一而天降坐矣、所レ謂虛空見日本國是歟、饒速日命便娶二長髓彥妹御炊屋姬一爲レ妃、令二妊胎一矣、未レ及二産時一、饒速日命既神殞去坐矣而不三復上二天一之時(中略)天照太神詔、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穂國者、我御子正哉吾勝々速日天押穂耳尊可レ王之地、言詔賜而天降之時、於二天浮橋一立而臨睨之曰、豐葦原千秋長五百秋長之瑞穂國者、猶聞喧擾之響、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、復二於上天一、具陳二不レ降之狀一(中略)正哉吾勝々速日天押穂耳尊、以二高皇産靈尊女栲幡千々姫萬幡姫命一爲レ妃、居二於虛天一而生レ兒、號二天津彥々火瓊々杵尊一、因欲下以二此皇孫一代レ親而降上矣、天照太神詔二任レ白可一降矣、宜下以二天兒屋命天太玉命及諸部神等一、皆悉相授、且服御之物一依レ前授上、然後天忍穂耳尊更還二復於天上一矣、(下略)と所見たる、此書にては

其始皇祖天神の詔命を以て此國土を天忍穗耳尊に事依し授け奉らせ給へる時に至ては、此一書及古事記に傳はれるが如し、然るに其尊の天降らせ御在し坐さむと爲し間に饒速日命は生れ坐せる故に、此を以て降し給ふ可き由を奏請させ給へるに依りて、詔して十種神寶を授けて天降し給へるを、已く神避去給ひしかば、再び命令せて其御父天忍穗耳尊を天降させ給ひしかども、此國の未平ならざるが故に還上りて其降り坐さざる狀を陳させ給へる任に、其より天穗日命を始め使に天稚彦を征伐使に降し給ひ、最後には經津主神武甕槌神を降して荒振る國神等を言向け、大己貴神を歸順して此國土を獻せ奉り、事成りしかば天忍穗耳尊を天降し坐さむと爲るに、虛天に於て瓊々杵尊の生れ坐せるが爲に再び請て、其御子を天降し奉らしめて、遂に天降り御在し坐さずして止みぬる事、此に至て前後凡て三度たりと雖も、其初度に饒速日命を代て天降し給ふと云ふは、一家の私說にて甚々淺ましき僞傳になむ有りける、此は先達も已に云へるが如く決めて物部氏などの私傳なる可き事云ふも更なり、(日本書紀には凡て饒速日尊と作るを、予が引るには何れも命ノ字に改めて擧ぐる事は、古事記を撰ばれし頃は美擧等と云ふには相違はして命ノ字のみを書るゝ事なれば論無し、御紀に至りては至貴曰ㇾ尊、自餘曰ㇾ命、並訓美擧等一と注されて、天皇太子の如く天位に拘りたるには尊ノ字を被ㇾ用る文法なるが故に、饒速日命の如きは天照太神の皇孫瓊々杵尊の御兄なりと雖も猶命ノ字を書かれ、且天穗日命天津彦根命などは天照太神の皇子天忍穗耳尊の兄弟なるながらに、尊ノ字を書かれざるを以て其義たる事を知るべし、饒速日命は予も其御裔にし在りければ如何にも崇め奉ら將爲き者から、其は內々の事こそは有らめ、主顯て天下に對へ云はむには、掛まくも恐き天津日嗣などに並べ奉りて混らはしき書法を取べきに非ず、其御意の禮心にも然

る名分の亂がはしきを爭でかは甘なはせ御在し坐さむ、予此皇典を天下の爲に明らむるを任と得て私事を傳す時は、其祖神饒速日命に對ひ奉りても隼人たらざる事を得ず、此を以て書紀の私意を改正して公正なる御記の文句に從ひ奉らむに何の憚る事か有らむ）雁乞少か其然る可からざる由を辨ふ可し、其天照國照彥天火明櫛玉饒速日命と聞えさするは傳十九、廿に注せる天磐戶神の御事に坐して、其御子天香語山命と申すは謂ゆる石凝姥命にて渡らせ給へれば、邇々杵尊よりは更に遠く古に生れ坐せる神なり、然るを右に從使レ將レ降裝束之間、所レ生之兒、以レ此可レ降矣と有るは、此一書に天照太神勅曰、若然者、方當レ降二吾兒一矣、且將レ降間、皇孫已生、號曰二天津彥々火瓊々杵尊一、時有レ奏曰、欲下以二此皇孫一代降上と見え、古事記にも爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答白、僕者將レ降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應レ降也と有るを本にて謂然のたりし言なり、且饒速日命は天神御祖詔に、乘二天磐船一而天降坐二於河內國河上哮峯一、則遷二坐於大倭國鳥見白庭山一と有る、此は舊事本紀天神本紀に見え、又聞二於鹽土老翁一曰、東有二美地一、青山四周、其中亦有下乘二天磐船一而飛降者上(中略)厥飛降者、謂二是饒速日一歟と見えて、其此國神に關して其饒速日命の天降り坐しゝ事を所知食たる證なり、然るを書紀で天忍穗耳尊に先立して天降らせ給へりし神ならむには、聞傳へても爭でかは所知看ざらむ、其上古事記の東征段に於邇藝速日命參赴、白二於天神御子一、聞二天神御子天降坐一、故追參降來、即獻二天津瑞一以仕奉也と有て、其天降坐せる天神御子と申すは邇々杵尊の御事なり、追參降來と云ふは其御代を過して彥火々出見尊不合尊の御世頃なりけむ事申すも更なり、其天津瑞と云ふは古に謂ゆる十種神寶を云ふべし、且右に饒速日命、便娶二長髓彥妹御炊屋媛一と云ふ、此は其時代天皇御世の始の人なり、

凡て神代には人の言語ありければ、共には言を容るべからずとも強て云はゞ云ふべし、然れども其饒速日命の神領未坐しゝに因りて天照大御神、謂豐葦原之千秋五百秋長之瑞穗國者、我御子正哉吾勝々速日天押穗耳尊可レ主之地也而、天降之時云々と云へる故、此の文を以て其に續けたるにて僻事とも何とも云ふに斷えたる妄說なり、若右の如くは長髓彦は大己貴神と同時に此國を主領き居たりし者の如く成りて如何なる上に、先には天忍穗耳尊の降らせ給ふ可きを其御子饒速日命を以て代らしめ、後には其饒速日命の降らせ給へるに代て其御父天忍穗耳尊を天下の大君と爲て降させ給ふと云ふ事、實に似てしも當かざる僞なる事著明き者なりかし（同じ饒速日命の御上ながら天孫本紀に書せる事共の然もやと思ゆる事も有れども、同じ一書の中にて右に擧げたる天神本紀とは大に背ける事多き者なり、思ふに天孫本紀なるのみは尾張物部兩氏の家記なりつらむを、其を本に取りて御紀及古事記の文を所々に摘入れて此舊事紀を作れる宗作者の妄說に成れる故に、右の如く前後相揃はぬ僻傳はと成就りけらし）右の如く章句を逐ひて此を推正す時は悉く僻事ならざるは無しと雖も、其饒速日命の御天降の御事に至ては右の趣なる事必無しとは云べからざるなり、其は傳二十八、二十九に注るが如く、丹後國風土記に當國者往昔天火明神等降臨之地也と有りて、其妃天道日女命其子天香語山命之孫天村雲命等の故事多く傳はれるを以て考ふるに、此一書の如く天忍穗耳尊の始て天降らせ御在し坐しける供奉にて、饒速日命以下の神にも共に天降らせ給へる者と所見たり、然るに天忍穗耳尊はしも天浮橋より還上らせ御在し坐しゝかども、饒速日命等は此時齋庭之穗を持らし、豐宇氣大神を供奉して實に此國に御在し坐し著かせ給へりけらし、何を以て御父天忍穗耳尊と一時なりしと云ふに、其天神本紀なる供奉三十二神の中に天伊岐志邇保命山

代國造等祖と有るは天津彥根命の流なる山背國造とは別にて、姓氏錄（山城國神別天孫）に水主直火明命之後也と有るに、神名式に山城國久世郡水主神社十座（並大月次新嘗、就中同水主坐天照御魂神水主坐山背大國魂命神二座預二相嘗祭一）と見えて其祖神を祀れるが、其天照御魂神と聞ゆるは饒速日命の御事なる由傳十九に注る如くなれば右に天伊岐志邇保命は其饒速日命に御在し坐すを、別神と心得て舉たるは非ながら、其三十二神の中に收めたる是一證なり、又天造日女命阿曇連等祖と有る造は道ノ字を誤れるなる可し、阿曇連は海神の末なるを、此時天上より降る可き事は決に無き事なれば、此阿曇の音を取れるにて阿刀連なる可し、姓氏錄（山城國神別天神）に阿刀宿禰阿刀連等有るを、石上同祖饒速日命孫味饒田命之後也と有り、但此は後に三炊屋媛を娶て生み坐せる可美眞手命の末なれども、其祖は同じ饒速日命に坐すからの混れる所見たり、此に天道日女命を云へる是一證なり、次に天香語山命尾張連等祖と有るは、天孫本紀に天照國照彥天火明櫛玉饒速日命天道日女命爲レ妃、天上誕二生天香語山命一と見え、次に天牟良雲命度會神主等祖と有るを、同紀に天香語山命娶二妹穗屋姫命一爲レ妻、生二一男一孫天村雲命一（亦名天五多底）と見え、次に天糠戶命鏡作連等祖と有るは右にも注せる如く饒速日命の亦名なるが出でたるなり、此を除きて其三神の名共何れも丹後風土記に各故事を載せたる是三證四證五證なり、次に天日神命對馬縣主等祖、天月神命壹岐縣主等祖と有る、此に似書しきは同記に日尾社祭神天日尾神國日尾神天月尾神國月尾神と有るも由有れば、饒速日命の供奉三十二神と云ふは天忍穗耳尊の供奉神なりしにて、其尊は中天より引返し上らせ給へれども、天火明命以下の神等は一度天降らして先づは丹後國に御在し坐したる狀なりけり、（右の如くにて其三十二神と云ふも然る傳の有りしから、其數を强て合せむと

精へて其作者の甚少せるには來じかと思ふに然らず、實には其天忍穗耳尊の供奉にて饒速日命以下の神等の扈從ひて降らせ給へるから然る傳は有りけるを、其御名の異なるを以て別章の如く思成して、共も此も共に饒速日命の供奉神とは物知りるたゞめり）爲して天火明命以下の神等は丹後國に御在し坐し者と此に所を得て住坐せりしなり、風土記に伯佐耶志楽郷（本知領知）所以號志楽者、往昔少彦名命大穴持命、當ニ宣廣ニ治天下ニ時、巡ニ行於此國ニ畢、更到ニ坐于高志國ニ之時、召ニ天火明神ニ詔、汝命者可レ領ニ知此國ニ、火明神大歡喜、乃日ニ永當也青雲乃志良久國ニ矣、故云ニ志楽ニ也と有りて、大己貴少彦名二神より此國を進らせたる趣なり、上件の事共に合せ考ふるに天忍穗耳尊の初めて天降らせ給ふ御降の三神の國作のまだどにて、高天原の神議已に定まりて天穗日命以下夫々の神等を降し給へるは、大己貴神一柱にて此國を主宰せ御在しませる間にて、三神の國に降の御時頃には饒速日命等は引替りて天上に還上らせ御在し坐しけむと思ゆるは、古事記に即ニ天若日子ニ降來ニ、故遣ニ降來と有るにて知るべし、其瓊々杵尊の御天降に供奉給へる石凝姥命は天香山命の御事なり、其子天村雲命も其列なりしを、此も先に御父神と共に其國に御在し坐しけむが、先に上りて其供奉り又其國に移往せ坐せりと思しき事傳甚光に注せるが如し、因て其饒速日命は瓊々杵尊の御天降の後にぞ皇祖天神より十種瑞寶を賜りて再天降らせ御在し坐したりけらし、其れは舊に引ける天神本紀に饒速日命稟ニ天神御祖詔ニ、乘ニ天磐船ニ而、天ニ降ニ坐於河内國河上哮峯ニ、則遷ニ坐大倭國鳥見白庭山ニと有るは其時の事なりけり、又其本紀に饒速日命の天道日女命爲レ妃、天上誕ニ生天香語山命ニ、御炊屋姫爲レ妃、天降誕ニ生宇摩志麻治命ニと有るが如く、先の御天降には天道日女命を伴なひ給ひ、後の御天降には此國にて三炊屋媛を娶らせ給へる趣なども如此

く其條理細やかに見え別るゝ事たりければ、天神本紀の要言の中より斯る正義を[illegible]る事も亦[illegible]がに古書の[illegible](ヒカリ)にぞ有りける、此を以て天忍穂耳命の初て天降らせ御在し坐しける御時を明らめ奉る事、何よりも肝要と有る御事なる者たりかし・（又天神本紀の要義に方人して饒速日命を嫡流として其初より天統の二に立別れ給へるものゝ如く說成して、神武天皇の東征の御事なども謀叛の如く申成し奉りて、昔も忌々しき邪說を吐く輩も世に在りとか、然る僻者共は丹後風土記をば何とか讀むらむ、天孫本紀をば如何に見るらむ、根無き噂言にぞ有りける）[illegible]其首にも注せるが如く此に擧げたる一書の文と古事記の傳と其本一なる事更に論無ければ今云ふ限に非ずと雖も、此に少づつの異見有りて大に悧怜き味ひ甚斜ならずなむ有りける、其は此に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穂國者、我御子正哉吾勝々速日天忍穂耳命之所レ知國、言因賜而天降也、於レ是天忍穂耳命於二天浮橋一多々志而詔之、豐葦原千秋長五百秋之水穂國者、伊多久佐夜藝弖有那理告而、更還上、請二于天照太御神一と所見たる、此は中天より此國の荒振神等の甚じく喧擾る狀を見行はし驚かせ御在し坐して引返し上らせ給へる趣なりけるを、此一書に彼地未平矣と有るは此に當れる事本よりなり、次に不須也頗傾凶目杵之國歟と有るは此大道の全體を見認させ給へる事なり、傾國と云ふは此大地を有たせ御在し坐す神を[illegible]命と申し奉る御名の傳は有るを、天地開闢より以來誰一人見たる者の無き故に、唯其の理を以て漢土西洋共に地動の說を唱ふる事なれども、其正しく然有りけりとは、[illegible]には得定めらる可き、今此古文を得て此御時の事の狀を思ふに、高天原の常在に動く事無き所に御在し坐せる大[illegible]に坐すからに、此大地に近著せ給ふに隨ひて謂ゆる公通と云ふ事有りて射る矢よりも迅速く轉戾り、私通と云ふ事有りて車軸よりも

恭じく顧眄したりければ、甚く上に在りてこそは然も見えざりけれ、境外より見行し給へらむには其情ましく思ほしにて坐りしまさせ御在し坐しけりけめ、然れば彼理来平矣とは其内を見て詔ひ、不須也顧眄国内日怍之国歟と詔へるは外を見て其形状を宣せるにて、此二を相並へて古意あきさせ給へるなむ要たしたれども云へば更なる御言には有りける、猶此御天降の時世の事は下に論定むるを見合す可き事なり、(天神本紀には臨之曰云々、吾聞天神之子来降彼理来平矣不須也顧眄国日怍之国歟と有り、彼理来平は弘仁私記に倍乃久爾八左也介利と訓みて古き言なるに、諸式天皇庚午年録より取りて猶聞臣擾之響ノ字を此に取りて文を成せる者にして、麦しきに過て却に其意を違し)○思兼神妹高皇産霊尊命、此書には高皇産霊尊之女栲幡千々姫と有り、一書に有る高皇産霊尊之息思兼神云者」と有るに依る時は、御児の事は高皇産霊尊の長子を思兼神、末女を栲幡千々姫命と云ふ傳なり、然るに思兼神と申すは傳十七、十八に先哲の説に據り古書を参考へ注せるが如く中臣連の遠祖天児屋命の御母なり、若て其栲幡千々姫命と聞えさするは傳十七、其れに注せるが如く神名式に大和国添上郡春日祭神四座(並名神大、月次新嘗)と有るを、祝詞に鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊波比主命枚岡坐天之子八根命比売神四柱乃皇神等と有見て、此相殿の比売神は天児屋命の后神と申せるを、神名秘書に天照太神相殿之姫神栲幡千々姫命於ニ春日一斎為四殿者也と有り、清江氏旧記に賢智部波佐国神社、倍能同殿坐、所ニ祭天児屋根命大宮比売命也と有る、此二を合する時は栲幡千々姫命と大宮比売命とは同神なり、然して其大宮比売命と聞ゆるは天鈿女命の御事に渡らせ給へるを、彼栲幡千々姫命と申すも別神ならざる由は、神宮の古書共に御戸開神と申して天手力雄神萬幡豊秋津姫命は皇太神の相殿神にて渡らせ給へるを、皇太神宮儀式帳に

ニ手力男命天石門ノ別ニ居、天乃兒屋命石門ノ居ニ云々、天石門別神と所見たる、是を後と爲て定むるに足れり、然る時は此に思金神の妹萬幡豐秋津師比賣命と有る妹ノ字は姉妹の妹にて、天兒屋命后萬幡豐秋津姫命と云むが如し、然れば此は其御同胞の妹に坐れるが故に、其生坐せる御女の御名何時しかと漏れて傳はらず成ぬるから、其御祖と坐す萬幡豐秋津姫命を指して天忍穂耳尊の后神の如く直に傳はれる者なりけらし(此は御紀に限らず古事記と雖も然る謬有り、須々岐命の御事を此御子者御ニ合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命、生御子天火明命、次日子番能邇々藝命二柱也と有る是にて、各其誤る本は必一なり)然して其天忍穂耳尊の后神に立たせ御在し坐しける思金神萬幡豐秋津姫命御夫婦の御中にて生奉らせ給へる女御子にしも、傳廿九に擧げたるが如く此第六ノ一書に、天忍穂根尊娶ニ高皇産靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命、亦云ニ高皇産靈尊兒火之戸幡姫命千々姫命ニ而、生ニ兒天火明命、次生ニ天津彦根火瓊々杵根尊ニと有る、此栲幡千々姫命と萬幡姫との間に若くは女ノ字を脱せる由古史徴に注せるが如くして、其萬幡姫命も千々姫命も御祖の御名を負ひたるにて其御女の御名と聞ゆ、第七ノ一書には、一云高皇産靈尊兒萬幡姫兒玉依姫命、此神爲ニ天忍骨命妃、生兒天之杵火々置瀬命と有る、此に御祖を萬幡姫と有は萬幡豐秋津姫命の略なり、次に勝速日命天大耳尊、此神娶ニ丹舄姫、生兒火瓊々杵尊と有り、右の玉依姫命とも丹舄姫命とも申せるが即思金神の御女に御在し坐して、天忍穂耳尊の后神と爲て仕奉らせ給へりける、然るを其御祖萬幡豐秋津姫命と混ひたる所以は、右の如く御女にも萬幡姫命又千々姫命とも申すからに御母子の間を取違へたると、古語拾遺に皇孫尊と云ふを注して天照太神高皇産靈神二神之孫、故曰ニ皇孫ニと有るは當昔の誤説なれども、其に合せむと爲て其御祖の方を以てこそ傳へ備めたりけめと所思ゆ

る事由なり、故此御名に幡豐秋津姫命を古事記に萬幡豐秋津師比賣命と有り、其萬幡と申すは傳二十七に注せるが如く天萬栲幡と申し、栲幡千幡など申せるに同じく千尋許の竿を立て旗に其衣を給ふ由なり、豐は豐饒なる意、秋津師は記傳十五(廿丁)に、萬葉三(三十七丁)秋津羽之、袖振妹乎、十(五十八丁)に秋津羽之袖、同十六夜麻等衣、十三(二十六丁)に蜻領巾、など有るが如く、蜻蛉の羽の如く薄く細布を晶帯と云ふなり」(下略)と云はれたれども、譬を以て神名に負奉らむ事は如何、且右の秋津羽衣蜻々實蔽流衣と有は紅葉などの秋に色の美麗しきを云ふと聞えたれ、祝詞に明妙照妙など云て染色の赤く美麗しきと、光澤の潤ほひて美好きを第一と爲るを思ふに、紅葉は秋節の色なる例にて、此は秋出と云ふ事にして、巧に織りて織物に光澤を出し給ふなどの事を稱め申せるにこそは有けめ、師は別にて此神の職業を稱て功しませ給ふ謂なるにこそ、但右の萬葉三卷に謂ゆる秋津羽は記傳に、蜻蛉の羽を卑本御歌に、夏虫の火蟲の衣と有るも同意なり、古き漢籍に衣の美麗しきを蟲羽に譬へ云へる有りと云々」と云はれたる如く薄衣をば云へるなる可し、然れども天上の神名に然る夏虫の譬を取て御名に負はむ事は須も有らざる事にし在ければ、必其を外に求む可き事云ふも更なり)〇記に、第二ノ一書に在も共に阿波世氐と訓み、弘記には安波之氐と有り、安康天皇元年御紀に願得二幡梭皇女一、以欲レ配二大泊瀨皇子一と有も、配ノ字を阿波世氐と訓む例なり、然るに海宮幸行章第五ノ一書に火々出見尊の御在し坐したる所に、海神則以二其子豐玉姫一妻之と有をば、阿波世氐と訓みたれば其に從ふ可し、備中書には、妻二高皇産靈尊之女栲幡千々姫一と有り、古事記にも御子合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命一と有る、此等は其因妻らせ給へる方より、此は他より妻らせ奉り給ふ方より云へるのみ、〇舊記は、傳廿

三見る可し、○是時勝速日天忍穗耳尊は、良本には是時天照太神子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と作り、但其下に之ノ字有るは衍なり、○立於天浮橋には、古事記にも於天浮橋多々志而と有り、第二ノ一書なる後の御天降の所に時居於虛天而と有るをも思合す可し、通證に立於天浮橋、與下書居於虛天意同、此以天地相通之間言、猶言雲梯然と注されたるは然る言なり、僧信古先に注るが如く瓊々杵尊の御天降の天浮橋の事は此正書第四ノ一書傳にも見えて、上天より高千穗峯に架れりし狀なりければ、此時にも何處か指して架れる所在無くては得有るべからずなむ有けるを、其山なむ正しく豐前國の彥山なる說を得たりける、其は西田直養說に其山僧の古傳に昔天孫降臨は此絕頂なる由云傳ふ、因りて上宮には伊弉諾伊弉冊二柱神を左右にして中央に天忍穗耳尊を祀る、神名式に謂ゆる田川郡忍骨神社是なり、又高皇産靈尊大國主神菊理媛神等の舊社も其山中に在り、彥山と云ふは日神の御子の座す山なる義なり、又見滿嶽と云ふ高山も此山內に在るが、昔此嶽の頂より頭椎太刀と云ふを掘出たり、今寶庫に秘藏して人の目に觸る時は必祟有るが故に昔より其箱を開く事無し、此山豐前豐後筑前の三國に跨りて鎭西第一の高峯なりと云へり、但天孫と云ふは天忍穗耳尊の御事の混れなゝめり、此を據と為て定めむ事は如何たる如く思ふ人も有りなめども、天浮橋の架れりし根なる所必有るべきに、右の如く峯にて立たせ給へるなど少樣の所由とも所見ざるに、長寬勘文に引る熊野權現御垂跡緣起に、日本國鎭西日子乃山峯雨降給、其體八角なる水精乃石、高三尺六寸自天降給と有るは、二柱御祖神の御事なるも此に由有て思ゆれば、此ぞ天忍穗耳尊の指して天降らせ御在し坐さむと為させ給へる處跡には有るべき、三代實錄に貞觀七年二月廿七日己卯、豐前國從五位上忍骨神、授從四位上と所見たり、(其神社を

ば昔其れに擬せし人有りつるが世に傳はりて、源定信朝臣の集古十種刀劍部に彦山所藏頭椎大刀とて出たる是なりと云へり、偖此山には正しく天忍穗耳尊を祀れる御社も有て、右の如く傳記も少かは傳はる事なれども、己くより名高き修驗山と成れるから古傳の滅びて詳ならぬにぞ有るべき、甚可惜しき事なり）○臨睨之を、富是理氐と訓たり、神武天皇三十一年御紀に及ニ至ニ饒速日命乘ニ天磐船ニ而、翔ニ行大虛ニ也、睨ニ是鄉ニ而降ニ之、故因目レ之曰ニ虛見日本國ニ矣と有には、睨の一字を於是流と訓ませたり、又其並びに皇輿巡幸、因登ニ腋上嗛間丘ニ而、廻ニ望國狀ニ曰、妍哉乎國之獲矣と有る、此には望ノ字を美富是氐と訓ませたり、同じ所にて於と美と片假字の相違有りて何れとも難レ定きを、景行天皇四十年御紀に蝦夷賊首島津神國津神（中略）望拜之曰と有る望ノ字を於保美氐と訓めるは大に偏と云ふ事たる可かりければ、於と定めて於保富是理氐の略なる可し、然れば此臨睨之富是理氐と云へるを直指に强く見るを云ふと注せるに心を得て考ふるに、富は大の略なり、是理は進にて目を進ませて見る意と所見たり、今俗言にも物を穿つを富是流と云ひ、其甚しきをば富是久流と云ふは大進み鑽る意たるを此とは同言なる可し、白井宗因の於是流と云ふは高きより下を望みて目移りの急なるを云ふなり、音樂の中にも於是理吹と云ふ事有り、氣移りの上に就て此名有り」と云へるも一の考に備ふ可きにこそ、（口訣に臨睨者頭視也と注し、重遠は頭貫見視也と云へるは當らず、直指に臨睨は上より見下すを云ふ、强く見るを富是流と云ふ」と云へるぞ甚能く此に叶へりける、又通證に屈原離騷忽臨ニ睨夫舊鄉ニと云へり）○彼國未平矣と有は、上なる天照太神の御言に有ニ殘賊强暴横惡之神者ニと有る其等の邪神の各所を得て荒振る狀是なり、彼地には阿那久須波と訓べし、此四字私記に曾乃久爾八左也介利と訓みたれども言足はず、

古事記に伊多久佐夜藝弖有都理と有るに依て訓みてむには、言も意も調はりて愛たかる可くや侍らむ、但此に伊多久に當る字は非ざれども訓添へて語勢を調ふ可し、記傳十三（五丁）に伊多久は痛なり、萬葉に多く此字を書き、又甚ノ字疾ノ字などをも書き、七卷（三十六丁）には太（イタク）とも有り、又伊多とのみも云へり、下卷遠飛鳥宮段輕太子御歌に伊多那加婆と有るは痛泣者（イタクナカバ）なり、猶萬葉に伊刀と云ふにも痛ノ字甚ノ字を書きて同意なり、佐夜藝弖は中卷白檮原宮段にも葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理那理と有り、其を書紀には聞喧擾之響と書きて此云二左揶霓利奈離一と有り、奈を今本に奈に作るは決めて誤なり、此は奈離にては言調はず、左揶霓利は萬葉に有ノ字を添へて書く樣の言にて即左揶岐有りと云ふ意なり、又同段伊須氣余理比賣命の御歌に加是布加牟登須、許能波佐夜牙流、萬葉二（十九丁）に、小竹之葉者、三山毛　爾、亂友、六（十二丁）に、御山毛清、落多藝都、古今集に小竹之葉の佐夜久霜夜をなど有るが如く、物の音の喧しく躁しき事なり、即此佐夜藝は下に道遠振荒振國神等之多在と有る是なり、猶此に有都理と詔へるは天浮橋より此國の状を聞看し視行して、痛喧擾ぎて有りけるよなど歎き給へる御辭なり」（採要）と有は信に然る説なり、「其所に此文を引かれたるには未平を右の神武天皇御紀に依りて左揶覺利奈離と訓まれたるも面白し、又師說に未平喧擾也と見ゆ）〇不須也は伊那と訓むなり、也ノ字良海本には矣に作れども、四神出生章第六ノ一書にも不須也と有れば矣は誤なり、此言は已に傳八、廿九に委しく注せり、〇頗喧は、下に頗喧也此云二歡牟志一と有り、但也ノ字は衍なり、良海本の無きに從ふ可し、此は神世七代章第一ノ一書豐國主尊の亦御名を豐香節野尊と申し奉るに大に所以有る事なり、此言は傳廿八に注せるが如し、古事記八千矛神御歌に夜麻登能、比登母登須々岐、宇那加夫斯、那賀

那加佐閇久と有る字都加夫斯を、口傳に頂頭なり、俗に下より上の勝ちて頭くを加夫久と云ふ是なり、此は頭を傾頭るにて傾く狀を云ふ、借上に一本薄と設けるは一本立てるから頭く意に遠けたり」と云はれたるが如く傾頭にて、物思ふ時に低頭くに比へ給へり、天智天皇三年紀に一宿之間、稻生而穗出、其旦垂頴而熟、明日之夜、更生二一穗一と有る垂頴を、加夫斯氏と訓るが、此は阿曇田生第十一ノ一巻には多現官と訓める字にて、稻穗の垂るは稻束の打頭く事なれば言は別にして意は一に歸る者なり、散木集に稻の頭くを見て、思ひ来た童が袖の濃に引頭ね、法師子の稻加夫斯利けむ」と有るも右に同じ、鴨長明四季物語（十百日條）に、法師子打頭きたる、加夫斯形しを才なる可し、徒然草(百五段)に、加夫斯形など拙しと見えて云々、など、人の形に加夫斯と云へるに並ならずして拙なる意を云ふと聞えたり、借又此の頭頭を或書に引けるには、加夫久と訓めるは此に取りたるにて有る訓注には違へれども然も訓む字なるが故なゝめり、若て釋に也引此日、傾頭著傾頭之貌也と注し、雪頂には木二十正一也と注させ給へる、古の釋は然る事なれども其傾頭と云ふ事實に於ては昔より得て注せる人は非ずなか有りける、書紀傳十三(六丁)に、傾頭とは国未成らずして有ける處有りしを云ふなり、此は彼大穴牟遲與二少名毘古那一、二柱神相與作二堅此國一と有る頃間にて、未作堅め終らざる程なる可し」と云はれたるぞ少か近寄りたる説には有りける、(然れども此は頃頭と云ふ事の有る地見行し驚かせ御在しましたる大御言とは未心著かせざりしかども、我が此説を覆す證本此に在る事なり、又此天忍穗耳命の天降らせ御在しましける頃間を二柱神の國作の程と見られしなどは、千古の大誤誤ありけり、其事の然る由は右に云へり、考合す可し、又字鏡に䦰草反、閑也、暴也、暴也、取也、恭也、抑不之

と有るも申すと同じなる可し、(物を取るには皆其物を頂け寄る意なゝめり)脩天地の全體はしも天と云は日の事にして世界の中央に在りて、大地及五星は其周圍を旋る事凡一年にして本に復るなり、是國常立尊の掌らせ御在し坐す御事にして、天學家に謂ゆる公轉是なり、然して豐國主尊又豐國野尊と申し奉る神御在し坐す、此公轉を爲す内にも自轉有りて晝夜を成し給ふ、此を自轉と云ふ、即豐國と申す豐は動ノ字の義にして謂ゆる地動是なり、如此く天日に相對ひて大地は循環る故に地中の水氣蒸滿ち大虚に發ちて地外を圍むなり、此に就て豐斟野尊亦豐齧野尊又は豐雲野尊と申す御名御在し坐せり、又浮經野豐買尊と聞えさするは、此大地はしも虚空の大氣に乘て浮び旋る者なり、故浮經野と云ふ、然して浮經る内に晝夜を爲つゝも一日二日と更行故に豐買とは申せるなり、或書本には葉木國浮經野尊、亦國豐買尊と有りて二名に分たるも意は同じ事なり、同本に有の豐齧野尊の御名は無くして豐香節野尊と申す御名坐せり、香節は波夜と訓むべくは豐走主の義にして、大地の動轉しつゝ間斷無く往還るを云ふなり、又見野尊を良海本には國見野尊と作り、然る時は見野は見主にて此も國上の旋轉る事を見知らす由なる可し、又葉木國野尊、同本に外に葉木國尊と申す一所出でたり、此は謂國にて大地を運ばし旋轉らし給ふ靈の御名なり、右の如く大地には公轉自轉と云ふ事の有りて常在に旋轉りて須臾も息まざる者なるが故に、其顯頭と云ふ事の殊に甚しく在るを以て、其神を稱へ奉りて豐香節野尊とは聞えさする御事になむ有りける、借此に天神御子の初めて天降らせ給在し坐す御時に、其天浮橋より臨睨りて見行し御在し坐したらむには、其大地の顯頭して動み旋ふ狀には實に驚かせ御在し坐しけむととこそ想像り奉らるゝ御事には有りけれ、我人共に微小き身を以て最大なる地上に住へるから然も見えぬ事にこそあれど

る、此地を離れて其虚天より隔絶たらむには如何にぞ斯る處にはと區轉く計り可異き事ならむかし、（予が說く所は天體の實に據り古事の義に合せて如此し、近頃洋西の學頻りに行はるに依りて、如何なる學者と雖も地動の說に於ては異に容はざるは止む事を得ざる事ながら、我に如此く妙しき古意の有りて傳はるを得知らざる人のみなるからに、神典を信見るにも斯る事は知らずげなり）○國目杵之國は、志許米斂國と謂めり、因て出生章第六ノ一書に黄泉國の事を不須也凶目汚穢之處と有る凶目、此云之居梅枳と注ると同じ意なるが、其は國の汚穢らはしき状を見行して惡み給へる大御言なるを、此は其國を汚穢たりとて惡ませ給へるには有べからず、此國の顧す状を見はせ給へるにて是其天降り御在し坐さざる所以になむ有りける、此言義は巳に傳八に注せりきかし、○乃更還上とは、天浮橋に御立たし御在し坐して國形を覽聞り見行し御在し坐したる件に、此國には御在し坐し着かせ給へずして高天より引返し上らせ御在し坐す由なり、○具陳不降之狀とは、皇孫に、尊の御許に其天降り御在し坐さざる其作々たる示し給ふなり）

故天照大神、復遣武甕槌神及經津主神、先行驅除時。二神降到出雲、便問大己貴神曰、汝將此國奉天神耶以不。對曰、吾兒事代主、射鳥遨遊。在三津之碕。今當問以報之。乃遣使人訪焉。對曰天神所求何不奉歟。故大己貴神、以其子之辭報乎二神。二神乃昇天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟。

故天照大神復遣㆓武甕槌神及經津主神㆒、先行駈除、と有る故復遣の三字はしも、上に天照大神勅㆓天稚彥㆒曰、豐葦原中國、是吾兒可㆑王之地也、然慮有㆓殘賊强暴之神者㆒、故汝先往平之、乃賜㆓天鹿兒弓及天眞鹿兒矢㆒遣之、と有る汝先往平之と有るに照應せる文なり、然れば其天稚彥神の凡ての結めに在る此兩首歌辭今號㆓夷曲㆒と有るに續くべき文なる事灼然し、然る時は右に注せる既而天照大神、以㆓思兼神妹萬幡豐秋津媛命㆒、配㆓正哉吾勝々速日天忍穗耳尊㆒爲㆑妃令㆑降㆑之と有る較略はしも、必其所に置くべき文ならざる事を曉る可し、借右に天稚彥神を天降させ御在し坐しける大御政と申すは、此卷首にも云へるが如く、古事記に所見たる如く其始天忍穗耳尊を天降し奉らせ給ひしかども、其國に殘賊强暴橫惡之神者有りて甚く喧擾る爲に、此國には御在し坐し著かせ給ふ事御在し坐さずして、虛天より引返して天上に昇らせ御在し坐して復命奏させ給へるなり、此に就て其奏し給へる任に此國神の消息を巡察らめさせ給ふ可き大命を令㆑持て、初めて天穗日命をなむ天降させ給へりける、然るに其神は大國主神を媚和し聞えさせ御在し坐さむと爲て、其復奏しの御事も甚く後れにしかば、此度は大神より更に征伐の御使と定めて天稚彥神を天降し遣し給ひけるなり、然るを其神はしも大命の御旨を忘れて荒振神を言向くる事を任と爲す國神の女を娶りて不忠誠りければ、謂ゆる高津鳥の殃に依りて立所に返矢の御罰めに遇ひ奉らして此に身亡られにたり、然る時は此一書に天忍穗耳尊の御天降を共に並べ置く事はしも甚謂れ無き事なりけり、其天稚彥神を遣はされしは彼荒振神を征伐せ給ふと爲て天降させ給へるにこそ有りけれ、其征伐の神は亡びて敵と有る荒振神は其任に存りて在る國に天降し奉らせ給ふと云ふ理は且ても無き事なるぞかし、其上此に故復遣の三字有るは天稚彥神の件より承くる所にこそ有りけれ、天忍穗耳尊を

へ降之と有るよりは且ても打合ふべき所ならざるを以て、右の實の誤れたる事を悟り更に改め去たるにこそ、（右の誤れは此全書にも已に正し云へれば、此には繁しき每用を事の如くには云ねども書紀より始めて、其の誤は其誤を立つるにも浮ずて聞ゆる故に、今赤此書には及べる者なり） 偖此二神の言の本意にしも言の一ノ、一書等は凡て委曲に作るを此傳に復異なる事も非ざりけらし甚く事將たる書され狀にて、其本書の御事の標目とも云ふ許なる者なり、此時の御政の凡ての狀はしも已に傳廿九に委しく書述めたる事にし在りければ今云ふ限に非ずと雖も、彼事は斯く措きて、此に故大己貴神、以其子之辭、白於二神曰、二神乃昇ニ天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟と有りて、此に終めたることそ甚く事足はざる傳には有りけれ、然るは右に以其子之辭白於二神、二神乃昇ニ天復命と云ふは、其事代主神建御名方神の申し給ふ辭を以て其父大神より二神に御答へ申させ給へるにて、大己貴神の申させ給ふ事は此外に在りて、天神御子には現事顯事を平避奉らして、己命は神事幽事を始めさせ御在し坐さむと云ふ御願言なり、又には其大神の住ませ御在し坐すべき宮を天神御子の天津日嗣所知食む大宮の如く造りて治めさせ御在し坐さしめ給ふ可き由の御願言なり、此二事は二神の御心とは得たむ計らひ聞えさせましける重き御事たるが故に、此に天上には參昇らせ給ひて天神の措させ給ふ可き御令を請に御在し坐したるなりけり、然して其天神の定めさせ給ふ所も一に其神の請奉らせ給へるなりければ、其御命を持たして二度天降らせ給ひ、其由天神の御意の任に其大己貴神に申し聞えさせ給ひ、其御身を隱させ御在し坐しける後に悉くに此葦原中國を平けさせ給ひ、荒振神等を掃ひ平け和し和給ひ、然後に與ニ天神の大御許に參く〇復奏し給へるにぞ有りける、然るに此傳は天神御子の御天降の御事を主しく書し奉

らむとて、其事に移る因に置く所なるが故なりと所見て、凡ての事皆甚々簡略なれども、正書第二ノ一書又古事記等の傳々に合せて深く其事を正し辨へずは有るべからず、(故今は其委しきまでには及ばざる事なれども、事の状を注すとしては他より傳々を取りて其事を徴す可き者なり、無用なる事と思ひ捨つる事勿れ)○故天照太神復云々は、正書には是後高皇産靈尊、更會諸神、選當遣於葦原中國者と見え、第二ノ一書には唯に天神との有り、古事記には於是天照太御神詔之、亦遣曷神者吉、爾思金神及諸神白之と所見たり、此を以て其時の有様の事を見奉り知るべきなり、傳廿九見る可し、○武甕槌神及經津主神と有る此次第は、他の傳々とは異なり、正書には右の文に續きて僉曰、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子經津主神、是將佳也、時有天石窟所住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神獨為丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國と有て、傳廿九に注せるが如く經津主神を大將軍として武甕槌神を副將軍と為させ御在し坐して天降させ給へる由にて、此一書の外は第二ノ一書にも天神遣經津主神武甕槌神、使平定葦原中國と見え、遷却祟神詞にも是以天津神御言以て、更量給て、經津主命健雷命二柱神等天降給ひてと有りて悉に合へるなり、然るに古事記には爾天鳥船神、副建御雷神而遣と見えたる、此は天鳥船神を副將軍と為て其代には武甕槌神を被遣たるにて、此には經津主神を漏され、出雲國造神賀詞には天穂日命より己命兒天夷鳥命に布都怒志命を副て降遣と有る天夷鳥命は、古事記に謂ゆる天鳥船神の御事なるが、此には武甕槌神を漏されたるは、古書の例として二柱並び坐せる御事には其片方を省かるる例なれば然のみ泥るまじきを、唯春日祭詞に鹿島坐健御賀豆智命、香

取坐伊波比主命と序たるは此と等しきが如くなれども然らず、其書日にて右の神等を被v記るゝ始は神託に依りて其鹿島大神を奉祭るより起りて香取平岡等の神々をも勸請れるなれば、神代の古き事には推當つべきに非ざるが如し、（然れば此に經津主神を後にして及ノ字を被v加たる事穩當ならず、此一書の凡ての状古事記と相似たりければ、若くは初より武甕槌神のみにて傳はれたるを、後には經津主神を加へたるか）○先行駈除は、下に葦原中國、皆已平竟と有る平ノ字に相對ふ所なり、此駈除を私記に古止牟介之牟、又云波良巳之牟と有り、即傳廿九に駈除平定の事を注るに考合す可し、但右の古止牟介之牟と云ふ訓は傳廿九、令二撥平一又往平之の所に注せるが、古事記の此段に故以爲於二此國一道速振荒振國神等之多在上、是使二何神一而將二言趣一、又天若日子段に汝行問二天若日子一狀者、汝所三以使二葦原中國一者、言二趣一和其國之荒振神一之者也、何至二于八年一、不二復奏一、又國讓段に故更御言神返參上、復二奏言一向和平葦原中國之狀上、自葦原宮段に故如此言二向一和平荒夫琉神等一、退二撥不伏人等一、黑田廬戸宮段に於二針間冰河之前一、居二忌瓮一而、針間爲二道口一、以言二向一和吉備國一也、日代宮段に倭建命の山神河神及穴戸神皆言向和而參上、又纏向天皇亦頻詔二倭建命一、言二向一和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等一而、又幸二于東國一、悉言二向一和平山河荒神及不伏人等一、又悉言二向荒夫琉蝦夷等一、亦平二和山河荒神等一、又通二科野國一、乃言二向科野坂神一など見えて、言向又言趣とも作て言は借ノ字にして事向の義なり、萬葉廿（五十丁）にも、知波夜夫流神乎許等牟氣などもあるを、此御紀には平ノ字を書きて牟氣と訓る所のみ多在れば、此は私記の先なる方の訓に從ひて事向とぞ訓みつ可き、（記傳十三卷十丁に、言趣の言は借字事にて事依事避などの事と同じ、牟氣は牟加世にて背ける者を此方へ令v向る意なり、背向は比喪にて彼方へ

向たり云々と有る說に依れり）〇二神降到出雲は、正書に二神於是降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、植於地、踞其鋒端而と有る其略說なる由、傳廿九に注るを見て曉る可し、第二ノ一書にも二神降到出雲五十田狹之小汀而と見え、古事記にも是以、此二神降到出雲國伊那佐之小濱而、拔十掬劍、逆刺立于浪穗、趺坐其劍前と有りて、此時に威儀を示し給へる御事さへに御在し坐しけるを皆がら事略かれたり、〇汝將此國奉天神耶、以不は、第二ノ一書なるも此に同じく、共に奉避天神御子耶以不の義なり、正書に問大己貴神曰、高皇產靈尊欲降皇孫、君臨此地、故先遣我二神、駈除平定、汝意何如、當須避不と見え、古事記には殊に委しく天照大御神高木神之命以問使之、汝之宇志波都流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜、故汝心奈何と有りて、此に宇志波久と云ふと所知と云ふとに大に意味の差異有る事已に傳廿九に委曲に說分けたるを此に味ふ可し、〇吾兒事代主は神の字を訓添ふる事習なり、〇射鳥遨遊は、良游本には遨ノ字無し、私記にも射鳥遊と作て止利乃安曾比と有り、即正書に以釣魚爲樂、或曰、遊鳥爲樂と見え、古事記にも爲鳥遊取魚而と有りければ、此も釣魚の方をば略せるなりけり、此射鳥遨遊の事は傳廿九に注せり、（口訣に遨は遊也と有るは唯字の注のみなり、通證に詩柏舟以遨以遊と云ふ事有り、然れば始は射鳥遊と有けむを、後に熟字に依りて補ひたるなり）〇三津之碕は、正書には在於出雲國三穗（三穗此云美保）之碕、古事記にも往御大之前、未還來と有れば、此は大に異なる說の如しと雖も強に必然らずとは云ふまじかりけり、出雲風土記に島根郡不在神祇官社に御津社と申す有るを、抄に在出雲國水浦、本宮地是也と云へり、又御津濱廣二百八步（有百姓之家）又三島（生海藻）と所見たる、是も其水浦の地にて北海の方に屬て

秋鹿郡に擧ける所なりと云へり、又神名式に嶋根郡御津神社、風土記にも御津社と有るを、抄に今稱浦三津浦神社是也と有りて、此にも御津島(生ニ紫菜一)御津濱(廣三十八歩)と有る、共に北海に關る地なるか、其島根なるか此楯縫郡なるか今知るべからずと雖も、熟思ふに傳廿九に注せるが如く此時の事迹は正しく三穗之碕たりつらむ事今云ふ隈に非ざるを、右の二の御津濱は其事代主神の常に漁獵の爲に御在し坐したる所たるに依りて其地名とも成り、且此の故事をも一說に三津之碕とは傳はれる者とこそは思しかりけれ、其三津と云ふ地名の此神に由有る事は傳廿八に注せるが如く、風土記に仁多郡三津鄕、郡家西南廿五里、大神大穴持御子阿遲須枳高日子命、御須髮八握于レ生、晝夜哭坐之、辭不レ通、爾時御祖命御子乘レ船而率ニ巡八十島一、宇良加志給鞆、猶不レ止哭之、大神夢願給、告ニ御子之哭由一、夢爾願坐則、夜夢見ニ坐之御子之辭通一、則寤問給、爾時御津申(中略)故云ニ三津一(神龜三年改ニ字三澤一)と所見たりければ、此時御船に乘せ奉りて八十島を率巡坐しゝ時の迹などなるに依りて、後にも常に御在し坐して鳥魚の遊を此に爲させ給へる事の屢御在し坐しけるなる可し、又攝津國の三津なども此神に由有る可からむ事は、神名式に東生郡阿遲速雄神社と申すは此神に御在し坐し、難波古國に味耜高と云ふ地名の有るなどの少緣ならず聞ゆるをも考合す可し、(但古事記には高津宮段に於是太后大恨怒載ニ其御船一之御綱柏者、悉投ニ棄於海一、故號ニ其地一謂ニ御津前一也と見えたれども、號ニ其地一謂ニ御津前一也と後に加へられたる說なる可し、其三十年御紀には則其所レ採御綱葉、投ニ於海一而不レ著レ岸、故時人號ニ散葉之海一、曰ニ葉濟一也と有るこそは理甚能く適えたれ)〇今當ニ問以報之一は、正書に當下問ニ我子一、然後將報上と有るに同じ、古事記には僕者不ニ得白一、我子八重言代主神、是可レ白云々と所見て、此には大己貴神より

其御子神等に問はして其返言を聞えさせ奉らむとなるを、其は天神の大御使より直に問はせ給ふ可き由を聞えさせ給へる事なり、其に就ても此第二ノ一書の此に當る所に、爾汝二神、非₌吾處來者₋、故不レ須レ許也、於レ是經津主神、則還昇報告と有るには疑無きに非ず、傳廿九に論へるを見る可きなり、○乃遣₌使人₋訪者は、正書に故以₌熊野諸手船₋(亦名天鳩船)載₌使者稻背脛₋、遣レ之而、致₌高皇産靈尊勅於事代主神₋、且問₌將報之辭₋と見え、古事記には故爾遣₌天鳥船神₋、徵₌來八重事代主神₋而、問賜之時と有るなり、○天神所レ求、何不レ奉歟は、私記に所レ求ヲ已比太万不止古呂乎と有り、求は乞ノ字の意にて萬葉七(十八丁)に、欲得裏登(イヒトリ)、乞者雖取(コヒテトラセム)、八(三十五丁)に、手乞之、道共負嶮、爲乞兒、九(十七丁)に不乞爾(コハナクニ)、然左倍乞奉(カクサヘコヒマツル)など云ふ是なり、何不レ奉歟は何不レ奉レ避歟の意なり、正書に時事代主神、謂₌使者₋曰、今天神有₌此借問之勅₋、我父宜レ當レ奉レ避、吾亦不レ可レ違、因於₌海中₋造₌八重蒼柴籬₋、蹈₌船枻₋而避と有て、至誠至忠に爲て天神の勅命に奉レ對りて一向なる御心に御在し坐す御事、右に何歟と有は甚く慎重なせ給へる御言なるを見奉り知るべきなり、古事記にも語₌其父大神₋言、恐之此國者、立₌奉天神之御子₋、即蹈₌傾其船₋而、天逆手矣於₌青柴垣₋打成而隱也と有て、此にも其御志操の程は落も無く所見させ給へりけるはや、○故大己貴神、以₌其子之辭₋、報₌乎二神₋と有る、此御事正書に故大己貴神、以₌其子之辭₋白₌於二神₋曰、我怙之子、既避去矣、故吾亦當レ避、如吾防禦者、國内諸神、必當₌同禦₋、今我奉レ避、誰敢有₌不レ順者₋と所見たるが如し、但古事記には故爾問₌其大國主神₋、今汝子事代主神、如レ此白訖、亦有₌可レ白子₋乎、於レ是亦白之、亦我子有₌建御名方神₋、除レ此者無也(中略)時建御名方神白、恐矣莫レ殺我、除₌此地₋者不レ行₌他處₋、亦不レ違₌我父大國主神之命₋、不レ違₌八重事代主神之言₋、此

葦原中國者、隨二天神御子命一獻、故更且還來、問二其大國主神一、汝子等事代主神二神者、隨二天神御子之命一、勿レ違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨レ白、僕之不レ違、此葦原中國者、隨レ命既獻也と有りて、事代主神の外に建御名方神の言をも合ねて、御父大國主神より天神の大御使に白させ給へる由見えたるは殊に其由ある事にて、此一ぞ全く古事記の賜物には有りける、御傳廿九に其全文を擧げて注せれば、此に合せ讀みて知ふ可き事にて有るぞかし、（天神本紀にも右の傳を載せて御紀の文と混ね書せるは甚々愛たき事共なり、但今に然る古書の存れるには非ず、其記より取りたるのみ）〇二神乃歸二天復命と有るは、正書古事記共に大綱は然る事なれども、傳廿九に論ひ注せるが如く、此時の復命はしも共事代主神建御名方神の申させ給ふ狀に隨ひて、御父大神にも天神の詔命の任に此國土を進け奉らむと申させ給へる御言を兼ねて二神は天に昇り復命申させ給ひて、葦原中國を已に言向和させ給ふと申し給ひて先より進へるには非ざるなり、然るに第二ノ一書に既而二神降二到出雲五十田狹之小汀一而、問二大己貴神一曰、汝將二此國一奉二天神一耶、以不、對曰、疑汝二神非二是吾處來者一、故不レ須レ許也、於レ是、經津主神則還昇報告、時高皇產靈尊乃還遣二二神一、勅二大己貴神一曰、今者聞二汝所言一、深有二其理一、故更條々而勅之と有るを深く考ふるに、汝將二此國一奉二天神一耶、以不は、右に注せるが如くして此時の御問なり、然るに疑汝二神、非二是吾處來者一、故不レ須レ許也、と有るは殊外なる僻言にして大己貴神の御言とも思しからぬ事なり、且經津主神武甕槌神も此許の事を聞かして天神に報告させ給ふ日の事にも非ざるなり、故思ふに右にも注せる此に對曰、吾兒事代主、射鳥遨遊、在二三津之碕一、今當二問以報一之と有る如く、大己貴神は命の御心をば對へ奉らせ給はずして、其御子神等に令レ問奉らせ給へるに依りて、右

の傳の狀にては大己貴神の許出に來らせ給ふ神には非ずと、其事に取合せ給はざる者の如く其意を取違へて書し誤られたる者などにぞ有るべき、然れども右の傳に依りて中頃二神の一度上天に復命し給へる事の知られて凡ての事共の條理甚詳に知らるゝは、殊更たる賜物たるぞかし、(口訣に故汝者、答二二神之別狀一行レ私伏レ理還也と云へる如き、右の十五字を强て助けて云ふ說共は、始終の文義に疎くして云へるなれば今論らふ限に非ず)其天神の御許に大己貴神の請ひ奉らせ給ふ事の御在し坐しける其御命を持て天上に還昇り傳奏させ給へるなりけり、其續きに故更條々而勅之夫汝所レ治顯露之事、宜二是吾孫治一レ之、汝則可三以治二神事一、又汝應レ住天日隅宮者、今當二供造一、(中略)又當レ主二汝祭祀一者、天穗日命是也と所見たる、此三條は即大己貴神より皇祖天神に請ひ奉らせ給へる條々なる事傳廿九に注るが如し、古事記には右の顯露之事と神事との一條こそは傳へ漏されたりけれ、其天日隅宮の一條は唯僕住所者、如二天神御子之天津日繼所レ知之登陀流天之御巢一而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而治賜者、僕者於二百不足八十坰手一隱而侍と所見たる、此に天津日繼所知之と有は右に謂ゆる顯露之事に當り、僕者於二百不足八十坰手一隱而侍と有は即右の神事に當れゝば、此二を相兼ねて天神に申請はせ給へる事灼然くなむ有りける、答て今一條の又當レ主二汝祭祀一者、天穗日命是也と云ふ件は、其記に如此之白而、於二出雲國之多藝志之小濱一、造二天之御舍一而、水戶神之孫櫛八玉神云々と有る、此事に就て傳廿九に注るが如く其櫛八玉神と聞ゆるは、天穗日命の御神にはしも神魂命旦乃眞神と申して即水戶神の御事なり、其御子天夷鳥命其子伊佐我命即此八玉神に坐すが故に、天穗日命にも水戶神にも御孫にて渡らせ給へれば、天穗日命の祭祀を主らせ給ふ御事を相承けて仕奉られしなり、右等の事共を其始に及

ほして思ふにも、此に二神の中間に復命して皇祖天神の處分を請ひ奉らせ給ふ御事の御在し坐しける事状を著になむ有りける、(此を以て時に高皇産靈尊乃還遣二神一、勅二大己貴神一曰、今者聞二汝所一言、深有二其理一、と詔給はせたるを以て大己貴神の所言を採擇ずは有るべからざる事を覺る可きなり)斯て二神にしも皇祖天神の大命を戴き持たし此國に天降らせ御在しなして、其言の如く大己貴神を治め聞えさせ給ひて事に事も無く趣させ給へりけるに、天神より異數なりける御寄言の御在し坐しけるを、大己貴神の深く恐なみ奉らせ御在し坐して、平國之廣矛にそへて岐神を二神に薦め聞えさせ給へりければ、此より其二神にしも專此國中に在りとし有らゆる彼邪神姦鬼横惡之神をば悉くに言向させ御在し坐しけり、即此書に於ては是二神、誅二諸不順鬼神等一、(一云二神遂誅二邪神及草木石類一、皆已平了、其所不服者、唯星神香香背男耳、故加遣二倭文神、建葉槌命一者則服、故二神登天也、倭文神、此云二斯圖梨俄未一)果以復命と見え、第二ノ一書にも此云二經津主神、以二岐神一爲二鄕導一周流削平、有二逆命者一、即加二斬戮一、歸順者、仍加二褒美一と見えたる、是ぞ二神の此の復命の時なりける、此傳と古事記とは大己貴尊の御奉說に直に復奏させ給へる者の如く有れども、其にては上に皇祖天神の葦原中國に殘賊強暴横惡之神有りと詔ひて、征伐の御使を遣て降させ給へる意とは協らざるなり、右の外にも祝詞共には其差別を能く正されたりけり、大祓詞に國中爾荒振神等乎婆、神問志爾問賜、神掃爾掃賜比弖、語問志磐根樹立草之片葉乎毛語止弖と所見たるを、後釋に此所神掃云々は荒振神に係り、中間云々は主と大名持神に係れり、然れば云々神等乎婆神問志爾問賜、荒振神等乎婆神掃爾掃賜と分けて有るべき事なるに、唯荒振神等とのみ有るは大名持神も靡び給へる如聞えて如何なれども、語を省きて如此も云ふべきにや、(下略)と云はれたり、

又遷却祟神詞にも是以天津神能御言以氐、更量給氐、經津主命健雷命二柱神等乎天降給比氐、荒振神等乎神攘々給比、神和和給氐、語問志磐根樹立草之片葉毛語止氐と有る、此も右の例と同じくして神攘々給比は荒振神等に係り、神和々給比は大己貴神に係れる事なるを、其事だに能く通ゆれば語を省きて云ふ古書の例是なり、又出雲神賀詞に豐葦原水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎭平天、皇御孫命爾安國止平久知坐之米牟止申氐、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令二事避一支と所見て、荒振神等には撥平と云ひ、大己貴神の御事には媚鎭と云分たれて係り少かも混ふ方無く能く聞えたり、然れば此一書及古事記共に大己貴神の國避の御事御在し坐せる即上天に復奏し給へる者の如く書されたるなむ、事の略きに過ぎたりける事には有りける、(若し直に復奏し給ふと爲る時は、上に天照太神勅二天稚彥一曰、豐葦原中國、是吾兒可レ王之地也、然慮有二殘賊强暴横惡之神者一、故汝先往平之云々と有る、其結び無きが如く成るを奈何に爲む)〇葦原中國皆已平竟の平竟ノ字は、上に誅除と有るに照應せる字なりければ、其意を得て許登牟氣夜波志奴と訓べきなり、古事記にも此を故建御雷神返參上、復奏言二向和平葦原中國一之状上と有るに合ふ所なればなり、

時天照太神勅曰。若然者方當降吾兒矣。且將降間皇孫已生。號曰天津彥彥火瓊瓊杵尊。時有奏曰。欲以此皇孫代降。故天照太神。乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊。八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種

寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猨女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉。因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穂國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。

上文に既而天照太神、以ニ思兼神妹萬幡豐秋津姫命一配ニ正哉吾勝々速日天忍穂耳尊一爲レ妃、令レ降ニ之於葦原中國一、是時勝速日天忍穂耳尊、立ニ于天浮橋一而臨睨之曰、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳ニ不レ降之状一と有て、此時天忍穂耳尊はしも國土に降著かせ御在し坐さず爲て止みにしかども、已に皇祖天尊の大命を蒙り奉らせ給へる上は、打任せたる天下の大君にて渡らせ御在し坐す事の状はしも、後の事を以て譬云ふ時は國司などに任され奉る人の有りけるを、公事に依りて其任國に赴かず、在京して其國務を掌る事有りて、其國司なるにぞ等しかりぬ可き、然れば此後に皇祖天神の大命を以て天穂日命を巡察使の如くして天降し給ひ、天稚彦神を征伐使と爲て天降し給ひ、續きて經津主神武甕槌神をば大將軍副將軍の状にて天降させ給へるも、其天忍穂耳尊の大命を相兼ねさせ給へる御事とこそは思しかりけり、其は古事記なる事代主神の御言に、謂ニ其父大神一言、恐之、此國者立ニ奉天神之御子一と有りて立ニ奉天神一とは申させ給はず、又建御名方神の服ろはせ給へる所に、此葦原中國者、隨ニ天神御子之命一獻と有りて隨ニ天神之命一獻とは書されず、又其天神御使より大國主神に汝子等事代主神建御名方神二神者、隨ニ天神御子之

命、勿レ違白訖、故汝心奈何と見え、其大國主神の御答に僕子等二神隨レ白、僕之不レ違、此葦原中國者隨レ命既獻也と申させ給へるも、隨ニ天神御子之命ニ既獻也と云ふ事たるを、右の問の文に任ねて略ける事准らへて知るべし、其事已に傳廿九に委しく注せるを見合せて曉る可きなり、若て其に續きて唯僕住所者、如ニ天神御子天津日繼所知之登陀流天之御巣ニ而、於ニ底津石根ニ宮柱布刀斯理、於ニ高天原ニ氷木多迦斯理而治賜者、僕者於ニ百不足八十坰手ニ隱而侍と所見たる、此に如ニ天津日繼所知之登陀流天之御巣ニ而と云ふは、此時已に天上にて天津日繼所知食し御在し坐す其大宮の如くに、己命の宮殿をも治めさせ賜る可き由を皇祖天神に請ひ奉らせ給へる趣なる事は傳廿九に注るが如し、此を以て此時の大命を天神御子に因たりと云ふ事の强ひざるを思ふ可き事なるにこそ、此を以て天忍穂耳尊はしも其御事依され奉らせ給ひし御時より始めて天下の大君にて御在し坐すからに、平國の大御政にも何にも皇祖天神と共に關係らせ御在し坐しける御事をなむ見奉り知るべかりける、(然るを御紀には何處にも其意味なる御事は少かも書されずして右に舉げたりつる事共をば天神御子とは云はずして、天神とのみ有るは少か足らぬ所なりければ、今補ひて其說を成す者なり此天忍穂耳尊の御事に就てぬ明らたる說共有り、下に云ふべし) 若て此に時天照大神勅曰、若然者方當レ降ニ吾兒ニ矣、且將レ降間、皇孫已生、號曰ニ天津彦々瓊々杵尊ニ、時有レ奏曰、欲下以ニ此皇孫ニ代降上と有る、此の狀はしも古事記に爾天照大御神高木神之命以、詔ニ太子正勝吾勝々速日天忍穂耳命ニ、今平ニ訖葦原中國ニ之白、故隨ニ言依賜ニ降坐而知看、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穂耳命答白、僕者將レ降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應レ降也、此御子者御ニ合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命ニ生子天火明命、次日子番能邇々藝命(二

註）也と見えたると、文法凡相似たりければ本は一傳なりし者と思しきなるを、此には甚く省略てぞ書かれたりける、今此一書に足らざる事を其記に取りて少か注さむに、右に太子と有るは御紀に皇太子と有るをも共に日嗣御子と訓める意義なるは本よりの事なり、然るに紀傳十五（二丁）に、初の詔命の度には太子と云ふ事を申さずして、此にしも如此申せるは、初の時は未御事依を受け給はぬ程にて太子に坐さず、此は先に御事依を受け給ひて太子に坐す故なる可し」と云はれたれども、右に例を擧げて論定めたるが如く、其初皇祖天尊の詔命を蒙り奉らせ給へる上は正しき天津日嗣にて渡らせ給ひて、此葦原中國には天降らせ御在し坐さずと雖も受張たる天皇尊にて渡らせ給ひければ、常に其天津日嗣を受け傳へさせ御在し坐して、天津高御座の大御位を聞かせ御在し坐すべき儲の皇子を日嗣御子と申奉るなどゝは異にて、此は唯天照太御神の大御子と申し奉る程の事にて有べきなり、此御天降段の始に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而天降也、と有る我御子云々と同じ事なりければ、強て皇太子の字にのみは泥む可からざる可き所なりと知るべし、次に今平訖葦原中國之旨は經津主神武甕槌神の復命を聞えさせ給へるなり、次に故隨言依賜降坐而知看と有るは、御言依はしも右に引ける初めて御天降の時の詔命已に御在し坐すが故に隨とは詔給へるなり、此等の御事共を合せ見る時は、先に御言依の御事御在し坐しける以後は此國に天降らせ給はずと雖も、高天原に御在し坐しながらに此國土を所知食す天皇尊の大御位にて御在し坐すが故に、上件平國の大御政なども此天神御子の大命に兼ねて令行給へりし御事著かりければ、此は唯天照太御神に對ひ奉りて御子と聞えさする意味にこそは御在し坐しけれ、儲君の心にて太子と書されたるには非ざる

事を曉りてよかし、(然るは當に天津日嗣所知看す天皇命の御上にをしも天神御子と申し奉るも、皇孫天神の御身に御子と申奉る事にこそ有りけれ、儲君をしも皇太子と申すなどゝは別なるを思へかし、右の古事記の文に就て深く味はふ可き義有り、下に故天照太神云々の所に見合す可し) 備此一書に日將降間皇孫已生云々と有る御事、第二ノ一書には天忍穗耳尊に種々の御事依の御政を過して、則以高皇產靈尊之女號萬幡姫、配天忍穗耳尊為妃降之、故時居於虛天而生兒、號天津彥々火瓊々杵尊、因欲以此皇孫代親而降、故以天兒屋命太玉命及諸部神等、悉皆相授、且服御之物一依前授、然後天忍穗耳尊復還於天、と見えたる、此御事共はしも已に傳廿九に注るを、此にも少か云て辨へずは有るべからず、其は此に瓊々杵尊の生れ出させ御在し坐せる御事はしも、此一書には天忍穗耳尊の天降らせ御在し坐せ給はむと爲させ給ふ間にと有り、古事記には其天降らせ御在し坐さむと爲て御装束爲させ御在し坐す間にと有り、然るを第二ノ一書には右の如く其御裝束の御事も何も調はせ給へりし上にて、已に天降らせ給へる御道すがら虛天に御在し坐して生み奉らせ給ふ任に、其虛天より直に天兒屋命太玉命及諸部神等を副へ給ひ、其服御之物をは其任に讓り聞えさせ置かして大御父天忍穗耳尊は其虛天より還上らせ給へる趣なれども、少か心行かぬ事こそは有りけれ、其天忍穗耳尊より瓊々杵尊の御方に御讓位の御事は然も有るべしと雖も、其も皇祖天神の御計らひを仰ぎ聞えさせ給ひて其々にこそは物爲させ給はめ、然して三種神寶などを授け奉らせ給ふ御事などは其に就たる御事にて兩事御在し坐せば、先に天忍穗耳尊に事依し聞えさせ給へりし御時の如くにぞ此度も物爲させ給へりけらし、其事委しくは傳廿九に注し奉れゝば今云ふ限に非ず、然れば右の居於虛天而生兒と云ふは上に注せるが如く、此に立於天浮橋而

降臨之云々と有る御度の御事の混れより、有に御兒を生坐せる時には傳はれりし者とこそは所見たりけれ、(然る時は此度に天忍穗耳尊にしも出立たせ御在し坐さずして止みぬるを、先の傳と混同に成て此度も虚天より引返し昇らせ給へる者の如く傳はれるなり) 若て此に故天照太神、乃賜天津彦々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉八咫鏡草薙劍三種寶物、と有るより以下寶祚之隆、當與天壤無窮者矣までの事實をば、第二ノ一書には天忍穗耳尊の此度の御降臨の御事に就て授け奉らせ給へる事に書されたれども、右等は傳廿九に注せるが如く、其始めて天降らせ御在し坐しける御時の大御政なりつらむを、同じ事の相重複れる其一は省く例なるに依りて其をば上に押上せて考ふ可く、此一なるは初より瓊々杵尊に授け奉らせ給へる御事のみ有りて其天忍穗耳尊の御天降の所には更に無きは、其片方を略かるゝにも事にこそ依るべかりけれ、先づ皇祖天神より天忍穗耳尊に授け奉らせ給へりし御事なりしを、此に瓊々杵尊を代へて天降せ奉らせ給ふと爲ては、皇祖天神と副共々に天忍穗耳尊も專致ごたせ御在し坐しける御事を見奉り知に便宜無くして甚味氣無き御事共なり、古事記も此一書と然しも異らざりけれども、是以隨白之、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝所知國、言依賜、故隨命以可天降と有りて、其天忍穗耳尊の奏し請はせ給へる任に更に御命を科せ給へる由にて、此豐葦原水穗國者、汝所知國、言依賜と有は、其大御父忍穗耳尊の御讓を受けて此國を所知食す天皇命にて渡らせ給ふ可き由にて、右にも引る其上文に爾天照太御神高木神之命以、詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜降坐而知看、に對へさせ給へる御言なるを思ふ可し、此所を深く味はひ見ざる時は、天忍穗耳尊は天照太神と瓊々杵尊との御間に其御血統の御次のみに御在し坐して、天統の御制にて渡

らせ給へる御事を申さず、此の御事依の御事なども俗に謂ゆる皇孫承祖と云ふ事の状に淺はかに見成し奉りて、其の國の大御政は更にも云はず、此時の御讓位の御事など凡て皇祖天神のみの御計ひの如く見成し隷み奉る如き解說共も出來る事ぞかし、(然れば此天津日繼の御事の上に於ては、此天忍穗耳尊計り重く尊きは御在し坐さゞるを、此尊を皇祖天神のみの御計ひと爲るは、右に論へる古傳の深旨を探り知る事能はざる小賢しき說なりと知るべし) 備此に三種神寶を事依し授け奉らせ給へるは、掛まくも甚も可畏き天津日嗣高御座を事依し授け奉らせ給へる大御璽にして、甚も甚も此事無き所以有る御事なるが、其御事を古事記には於レ是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劔一、亦常世思金神手力男神天石門別神一而詔者、此之鏡者專爲二我御魂一而、如レ拜二吾前一伊都岐奉、次思金神者取二持前事一爲レ政、此二柱神拜二祭佐久々斯侶伊須受能宮一、次登由宇氣神、此者坐二外宮之度相一神者也、次天石戸別神、亦名謂二櫛石窻神一、亦名謂二豐石窻神一、此神者御門之神也、次手力男神者坐二佐那縣一也と所見たる、此三種神寶の御事は次へ廻して、此には其御伴神等の御事を先づ注し申すべきなり、其常世思金神と聞ゆるは上に注せるが如く天兒屋命の御事なるが、此に就て古史徵に次思金神者、取二持前事一爲レ政、此二柱神者拜二祭佐久々斯侶伊須受宮一と有るには脫文有りて、次思金神布刀玉神者取二持前事一爲レ政、故此二柱神者云々と有るべきにて、此第二ノ一書に復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神、亦同侍二殿內一、善爲二防護一と有るに同じと云へるは然る事なり、傳廿九に云ふべし、次登由宇氣神、此者坐二外宮之度相一神者也と有るも、其一書に天照太神又勅曰、以二吾高天原所レ御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一と有るに合せて說くべき事傳廿九に已に注せるが如し、次天石門別神者云々、此神者御門之神也と有るは、傳十七に注せるが如く此神の本名を

ば天手力雄神と申すを、其石戸開の御事の御功用に依りて天石門別神と申し奉れるを、古語拾遺に皇太神と其時相殿に坐し奉りて今に其石間戸命櫛磐間戸命二神守ニ衛殿門一と有りて、其時よりぞ御門之神とは成らせ御在し坐せるなりける、偖て次手力男神者坐ニ佐那縣一也と有るは其も傳十七に云へる事なるが、神宮の古記に皇太神宮相殿神二座を御戸開神と申して天手力男神萬幡豐秋津姫命也と云へれば、此も其姫神の御名を滿せる事、神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有るにて灼然き者なり、右の事共を証せるに慥なる證をば見出たり、其は倭姫命世紀皇太神の御遷幸の所に、相殿神天兒屋命太玉命御戸開闢神天手力男神栲幡姫命御門神豐石窓櫛石窓命并五部供神相副奉仕奕と有るに合へれば、此ぞ甚々愛たき皇御神等の御賜物には有りける、然して天兒屋命太玉命はしも元は皇太神の相殿神にて御在し坐しける程に、天手力男神萬幡豐秋津姫命は其佐那縣に御在し坐しけるを、雄略天皇廿二年七月に登由氣大神を外宮に迎へ申させ給へるより、神託に依りて其天兒屋命太玉命の二柱を其外宮の相殿にて渡らせ給へる是御孫尊に陪從へ奉らせ給へるより、其佐那縣に御在し坐しける御戸開神を迎へて皇太神宮の相殿神とは爲させ給へるにぞ有りける、此事は古史徴の證實に謂れたり、（上代本紀に外宮の御鎮座の御事を記して依ニ天照太神御託宣一、相殿坐神二前、止由氣宮相殿神皇孫命隨ニ陪從一留故、號ニ止由氣宮相殿一而東西座、東天皇孫命一座、西天兒屋命云々、太玉命云々、自レ南以往以ニ天手力男神萬幡豐秋津姫命一、天照皇太神ノ御爲ニ相殿神ト坐、元是號ニ御戸開神一是也と見えたる是なり、凡て外宮の書共には僞多くして信み難しと雖も、此は正しき說と聞ゆ）然して其遠岐斯と聞ゆるは招禱言の義なるが、斯言を斯とのみ云ふ例は出雲國造神賀詞に神乃禮白利臣能禮白ぞ云々と云ふ事有るも神の口實臣の禮實と云ふ事なるを、其一に

は自利と云ひ一には白とのみ云へると同例なり、若て此に遠岐斯を事依し奉らせ給へるには甚止事無き由縁の御在し坐す御事にて、寶鏡開始章第一ノ一書に思兼神云者、有二思慮之智一、乃思而白曰、宜下圖二造彼神之象一而奉中招禱上也と所見たる是にて、即此時に造り奉らしゝ八咫鏡と八坂瓊曲玉との二種は其日神を招禱奉る料に造りて天眞賢木に掛けられし御物なるにて、此等の御事共を所聞食し恩させ御在し坐して日神はしも天石窟を出でさせ御在し坐して、天地の底際の内に照徹らせ御在し坐す御事としも成れりければ、天上にも比類無き至寶なりけるを授け聞えさせ御在し坐しけるなり、然れば此天津璽を持齋かせ御在し坐して天津日繼と天津高御座に御在し坐す上は、我が天神御子はしも天地の間に二無くして、最高く至尊く御在し坐す天照太神に相並きて萬の物にも事にも上と坐して、天日の御照し坐す限を統御め御在し坐す天皇尊に渡らせ給へる證此に在る者にて、外蕃自立の酋長などの係ても及び奉るまじき所以此に在る事にして、可畏など申さむ中々なるぞかし、偖右に其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劔と有て、及ノ字を以て界と爲るのみならず、其劔はしも素戔嗚大神の得て奉らせ給へりし御物なれば、其遠岐斯と云ふ物の列には非ざる事本よりなりと雖も、然云放たるまじき事こそは有りけれ、傳十七、廿一に注せるが如く、其御劔はしも古語拾遺石戸段に令下天目一箇神作二雜刀斧及鐵鐸一(古語、佐那伎)と有て、此には雜刀を作らせる如くなれども、此神と石凝姥神と相共に天香山の眞鐵を取らし、天安河の堅石を鐵碪(カナシキ)と爲て相鍛して石凝姥神は件の八咫鏡を作り、天目一箇神は日矛を作らしゝ狀なりければ、此大御劔も此時に造り奉らしゝと見えて、樋河上天淵記に素戔嗚尊奉レ獻二天照太神一、太神曰、我昔二天岩屋一時、落二江州伊布貴山一、是我劔也と有も、謂れ無しとは云ふべからざるなり、且拾遺の瑞穗剛段に漸異

神威、固辭不安、故更令下齋部氏率二石凝姥神裔天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劔と有るも、其裔孫をして祖先の事に仕奉らして給ふ御文なりければ、此文を相照して此神劔の作者此に知らるゝには非ずや、且此時は其劔をば眞賢木の下枝に懸ゝ著たりけむか著たりけむと思しき由も有りければ、此草薙劔も亦其遠岐斯と云ふ列ならざりけるとは云ふべからざる状なるをも思ひ合す可き事なるにこそ、（其は傳十七卷に景行天皇十二年御紀仲哀天皇八年御紀などを引て注せるが如く、上代の常として鏡と劔と玉との三を賢木に取掛て奉る例も有るを以て云ふなり、因云、其遠岐斯の斯は古に云へるが如く招禱實にて通ゆるを、記傳には斯は過往し事を云ふ時の辭なり、謂ゆる過去の斯と云はれたれども然らず、其遠岐斯の事は傳十七卷にも云へりき）故此三種神寶にも異說の有りて古語拾遺御孫降段に、即以二八咫鏡及草薙劔二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、（所謂神璽劔鏡是也）矛玉自從と有るは、其家に傳ふる大殿祭詞に天津璽乃鏡劔手捧持賜天云々と、瑞八尺瓊能御吹伎乃五百箇御統乃玉爾云々と文を分けて有るに子細有る事なるを、不意く誤りて天璽は唯鏡劔の二種のみなると思ひ取れる說にて大に古意に乖ける者なり、其矛玉自從と云ふは彼古語拾遺鏡開始章第一ノ一書に謂ゆる日矛はしも八咫鏡に屬る物なりければ、相從ふ可き事本よりなる事にて、傳廿九に注るが如く此時に大己貴神の國避の表物と爲て奉らせ給へる平國之廣矛と瑞八尺瓊と二種神寶も、自天璽の如く副賜へりしを以て矛玉自從と有りけるより混れて、其玉は彼八坂瓊曲玉なりけりと淺く心得て除きたる者にして、神代以降天璽と爲て離有りて疑を容ざる三種神寶に異說を生じたるは、甚々可捉とも何とも古に斷えたる事なりかし、但此にも心得有るべし、記傳十五（廿三丁）に、此三種神寶を連ね擧ぐる次第は鏡劔玉とか鏡玉劔とか有るべき理なるに、此記にも書紀にも

玉を先にし、書紀には殊に八坂瓊曲玉及八咫鏡と鏡の字の上に及ノ字をさへ置かれたるは如何と云ふに、水垣宮御代に至りて此御鏡劍をば他處に齋き奉り給ひてより、天皇の御許に坐すは神代よりの御物には坐さず、唯玉のみぞ今太御神の授け賜へる任の物にて坐す故に、後御世よりしては三種の中に玉を第一とぞ爲られけむ、然れば其御世より後は常に玉を先に申習ひたる其次第の任に此記も書紀も記せる者にして、神代より然るには非ずなむ（下略）と云はれしは實に然る說にして、彼遠岐斯を眞賢木に被ㇾ掛たるも異說の有て、委しくは傳十七、廿に說ける如く、上枝には八咫鏡中枝には八坂瓊曲玉を掛けられたりと云ふ、寶鏡開始章第三ノ一書に傳はれるを以て正說と立つる事にて、神宮には眞の御鏡此に御在し坐すを以て其說を誤らずして傳へたるを、朝廷には右等の所由に依りて現を先と爲させ給へる頃より、其正昔の如く現を上枝に、鏡を中枝にと其位置替りて傳はりたる者と聞ゆれば、何れにしても鏡は天照太神の御太神の御靈なり、劍は素戔嗚尊の御靈なり、皇統の起らせ給へる所以に就ては甚止事無き御形實にて渡らせ給へれば鏡劍と云ふ次第にて、玉は其とは事異りて天津日繼の表物と爲て事依し奉らせ給へりと思しき由次に注し奉れる如くなりければ、其御形代に次ぐべき理なるにこそは有りなめ、又播磨風土記に昔大帶日子命誂印南別孃之御佩刀之八咫劍之上結爾八咫勾、下結爾麻布都鏡繫云々、と有る大帶日子命は景行天皇の御事なるが、八咫劍は決く八握劍を誤れるなり、八咫勾は八尺勾玉を誤れるにて、此は御佩刀の裝餝に玉と鏡とを著けさせ給へるなれども、上古より右の三種は親しく相離れざる事の證なる者なりけり、（傳の右の結の所に拾遺を引て云く、此拾遺の文は世に玉を第一と思ふが古意に非ざる事を慨みて、殊更に玉を貶して鏡劍には比び難き事を知らせたる文なり、古徒とは鏡劍の如

く正しく御璽と爲て賜へるには非ず、矛と玉とは唯何と無く其に添へて賜へる由なり云々」、と云はれたれども、玉も正しき天璽に在ればこそ三種神寶の一たるには有りけれ、唯何と無く添へて賜へると云ふ事何れの古書にも見えぬ事共なるをや、右は忌部氏の私説なりとは心も著かれずしての説なる可きが、已く神皇正統記にも其行違に依て謬られたりき）備其天璽三種神寶の御事は傳廿九に注し徵奉れるが如く、日向宮に初國所知食しゝ皇御孫尊より以降、瑞籬朝廷に至るまで、同床共殿の神勅を遵へさせ御在し坐さず、神物官物の差異有る事無くして御在し坐しにしを、其御代に至りて漸に神威を畏ませ御在し坐して更に鏡劔の二種を造改めさせ給ひ、玉は天統の御璽なるを以て宮中を出し奉らせ給はせざる、其より玉鏡劔と云ふ次を以て猶同床共殿の御有狀にて御代々々傳承させ御在し坐しき、然れば後世御讓位の御時に先皇より新帝に傳へ進らせ給ふと云ふ如き際々しき御事も御在し坐さずして、唯何と無く天統の御璽と爲て皇大宮に傳はらせ御在し坐しけるなゝめり、下に云ふを見るべし、然るに允恭天皇前紀に六年春正月、瑞齒別天皇崩、爰群卿議之曰（中略）即選二吉日一、跪上二天皇之璽一、云々と見えたる、是人臣より讓りて帝位を立つる始又天皇之璽を奉ると云ふ事の始なり、此時天皇辭びて受けさせ御在し坐さざりしかば、其元年紀に妃大中姬命より璽を聞えさせ奉り給へるに漸に聞食しかば、於レ是群臣大喜、即日捧二天皇之璽符一、再拜上焉（中略）乃即二帝位一と云ふ事見えたれども、臣下よりも甚も可畏き天降を奉りて帝位に即かせ奉る事は、神代より以降初めての違例とや申してまし、若て顯宗天皇前紀に白髮天皇五年冬十一月、飯豐青尊崩、葬二葛城埴口丘陵一、十二月百官大會、皇太子億計王取二天皇之璽一置二之天皇之坐一、再拜、從二諸臣之位一曰、此天皇之位、有レ功者可二以處一レ之云々と有りて、弟の顯宗天

皇を以て帝位に即かしめ奉らせ給へり、右に百官大會と有り、兄王の従㆓諸臣之位㆒と有るも、允恭天皇の例の如く群臣より天皇之璽を奉る事に准はせ給へるなり、右に鏡又璽符と書かれたるは唯に天皇の志流斯と申すまでの事にて、西技に云ふ所とは別なれども、他に當つべき字も無き故に借りて被㆑用たるのみにして、其實は右に謂ゆる三種神寶の御事なるは申すも更なり、(右に允恭天皇御紀の通釋に天皇璽符を漢高祖紀封㆓皇帝璽符節㆒、應劭曰、璽信也、師古曰、符謂㆓諸所合㆑符、以爲㆑契者㆒也、瑯邪代醉編、天子獨以㆑印稱㆑璽、又獨以㆑玉と注し、捧㆓天皇之璽符㆒再拜上の下に、九字出㆓史文帝紀㆒と有るが如く、彼に璽と云ふ物は天子の玉印を云ひ、符と云ふは合符にて、我朝にも後に契と云る物の出來れる類なれば、似てしも著かざる者なり)若て繼體天皇元年御紀に天皇を越前より迎へ申して樟葉宮に令㆑坐奉りて、大伴金村大連跪上㆓天子鏡劍璽符㆒再拜と有る璽符は此にては玉を云へるなるが、下に男大迹天皇曰、大臣大連將相諸臣、咸推㆓寡人㆒、寡人敢不㆑乖、乃受㆓璽符㆒、是日即㆓天皇位㆒と有る璽符は、右の鏡劍玉を云ふにて、字は漢籍より取られたるのみこそ有りけれ事は別なるを以て、上なるも璽符の字に拘るまじき事を知るべし、然して宣化天皇前御紀に勾大兄廣國押武金日天皇崩無㆑嗣、群臣奏㆓上鏡劍於武小廣國押盾尊㆒、使㆑即㆓天皇之位㆒焉と有る、此には玉を漏されたりと雖も此は偶さに漏れるなる可し、推古天皇前御紀に泊瀬部天皇賊臣の爲に被㆑殺給ひて嗣位既空しかりければ群臣より踐祚の事を請はせるに、皇后辭讓之、百寮上㆑表勸進至㆓于三㆒乃從㆑之、因以奉㆓天皇璽印㆒(中略)皇后即㆓天皇位於豐浦宮㆒と有る璽印も、印章には非ずして三種神寶なる可き事申すも更なり、舒明天皇元年御紀に大臣及群卿、共以㆓天子之璽印㆒獻㆓於田村皇子㆒(中略)即日即㆓天皇位㆒と有る璽印も右に同じく、孝德天皇前御紀には天

璽符車日是如天皇其璽綬ヲ以て位と有るは先帝より新帝へ奉レ進るにて、後の御讓位の御時に謂ゆる劍璽渡御の始とも申すべきが如し、右の璽綬の綬ノ字は和名抄璽ノ下ニ其に綬、禮記注云綬（音受、和名久美）所三以貫二璽玉一、組ノ屬也、又用ニ組字一（音祖）と有る字なりければ、光孝天皇實錄に奉二天子御璽神鏡璽劍等一と云ふに引合せ見るに八坂瓊曲玉に當れる字なれども、共も志流斯と訓むなる時にて其實は件の三種神寶を云ふなり、持統天皇四年紀に物部麻呂朝臣樹二大盾一、神祇伯中臣大嶋朝臣讀二天神壽詞一畢、忌部宿禰色夫知奉二上神璽劍鏡於皇后一、皇后即二天皇位一、公卿百寮羅列匝拜而拍レ手焉と見えたる、是ぞ正しく後世の如く八坂瓊曲玉を以て神璽と申す始とは所見たりける、（次に云ふ所の令集に神璽之鏡劍と有るは其鏡劍を指して神璽と云へるなれば此とは別なり、又公式令に天子神璽、謂、踐祚之日壽璽、寶而不用、內印方三寸、五位以上位記及下ニ諸國一公文則印と有るは、神祇令に謂ふとは別にて是は天皇御璽の事なり、所以に踐祚之日の壽璽は寶として用ひさせ給はずと云ひて其は印章に非ざる由を云はれたり、當家御記抄に御云神璽は其實有內箱ト印也と有るも同章の如く謂ゆる者から、其は晩宮內に志流斯を納めさせ給ふと云ふ事なり、思ふ可からず）備大嘗の神祇令に凡踐祚之日（謂天皇即位、謂二之踐祚一、祚位也、福也）中臣奏二天神壽詞一（謂以二神代之古事一、爲二萬壽之寶詞一也）忌部上二神璽之鏡劍一（謂璽は信也、猶レ云二神明之徵信一、此即以二鏡劍一稱レ璽）と所見たる義解の文に、此は例以二鏡劍一稱レ璽と有に就て思ふに、玉は先帝より新帝へ內々にて渡らせ給ふが故に常には鏡劍玉の三を神璽と申す事なれども、此にては其玉を除き鏡劍のみを以て稱レ璽と云ひて、此時に限りて然云ふ事なる由なり、若て貞觀式の大嘗祭、辰日候及踐祚大嘗祭式にも、神祇官中臣捧二賢木一入レ自二儀鸞門東戶一跪レ版、跪奏二天神之壽詞一（辞

臣共跪）忌部上二神璽之鏡劔一と有るを、鏡劔を神璽と云ふ事有の令條に同じきが、即位は漢風を多く擬はせ給ふが故と見えて、當昔已に大祀の節會に奉る例と成りてより、即位には劔璽と云ひて授受の御事御在し坐さず成りぬるに、鏡は常に溫明殿に鎭らせ給ふが故に動かし奉るまでも非ざるを以てなゝめり、是一の沿革なり、續後紀仁明天皇嘉祥三年三月に、帝崩二於淸涼殿一云々、奉二天子神璽寶符節、鈴等一、奉二於皇太子直曹一、と有る寶と云ふは鏡劔を云たる可し、又三代實錄に淸和天皇天安二年八月に文德天皇崩二於冷泉院親成殿一云々奉二天子神璽寶劔節符、鈴印於皇太子直曹一、光孝天皇元慶八年二月に太上天皇遜二皇帝位一、于時天皇在二東二條宮一、親王公卿奉二天子璽綬神鏡寶劔等一、天皇再三辭讓と有る神鏡又璽綬と云ふは、右孝德天皇持統天皇の例に注せるが如く玉を云へるなり、此頃より以降は凡て大嘗には鏡劔を作り踐祚には劔璽を渡させ給ふ御事とは成れるなりけり、但劔璽は踐祚の御時のみに限らず假初の行幸にも從へさせ給ふ例にて、世々の史籍に多在ければ抄すに遑有らざるを、一二云はゞ建暦御記に寶劔神璽と云ふ條有りて、御劔者神代有二三劔一、其一也（中略）神璽自二神代一于レ今不レ替（中略）此二夜御殿御帳中御枕二階上筥（中略）內侍璽持、自不レ取、典侍取レ之傳二讓位時許取レ之也、此故傳女子又上﨟內侍外人不レ入二夜御殿一、自二萬樂御筥之時不レ近候、凡重輕服人不レ觸レ手（中略）內侍近衞將外更不レ觸レ手也、自二神代一如レ見レ我被二尊貴一、尤可レ敬事也、當時鎭二階物有返々不レ可レ頻、匡房曰、不淨人不レ觸レ手、他行之時以二內侍一令二守護一、又夜御殿火不レ可レ消、是爲二神璽一（以上江記說）と見え、建武年中行事六月十一日神今食行幸條に、典侍渡りて御輿を南階に寄す、上首の典侍劔璽の役を勤む云々、劔璽大床子の上に置く、云々、九月十一日例幣行幸條にも出御の義常の如し、內侍劔璽を持ちて前後に侍らふ、

近衛の次將皆は藏人共持云々など有りて、白地にも御許を放たせ御在し坐さゞる常例になむ有りける、是後には八坂瓊曲玉のみ指して璽とも申し奉る例を少か云へるなり、御即位次第に持ニ劔璽一（璽左劔右）と有し、樹下集に延久二年正月十六日踏歌節會條に、左執ニ上璽ニ劔璽一（內侍兩人持レ之、置レ之時、上首內侍持レ劔、次置ニ璽筥ニ如之ニ內侍一人相從、一人持ニ璽筥ニ云々、打入御簾上人等前行、其次劔內侍、次主上、次關白下ニ持ニ御劔一、次璽內侍と有り、殊に建暦御記には寶劔の御事を先に記させられ、次に寶璽神璽と云傳を立させ給ひて古來の神璽を石造の寶璽の下に置させ給ひ、右等の外にも下に引ける東記長暦三年の所に寶璽寶劔の御事を記し神璽ニ之方、用ニ南方一也、仍寶帯之時、置ニ東方一、御枕今儀以レ東替レ西、仍以レ西代レ上也、併傳云所ニ置ニ西方御枕一也など見え、何れも劔を先として璽を後に書かれたりければ、上件徴し昔せるが如く三種神寶の次第にしも鏡を至なる事を以て著明き者になむ有りける、（倍文後には其三種神寶の御事を事略て神鏡寶劔內侍所と申す事常と成れり、百錬抄寿永二年七月廿五日條に內侍所神璽寶劔と有り、更後に文治元年四月十一日內侍所神璽御坐寶劔紛失、同廿四日賢所神璽令レ着ニ今津邊一御、同廿七日日開院ニ行ニ幸大內一、內侍所自ニ官朝所一渡ニ御温明殿ニ云々、神璽同令ニ渡也と有りて、御座所を以て神鏡を內侍所と申奉り、玉をば字音に神璽と申來れるなり）倍三種神寶の中に鏡は伊勢神宮に齋き奉らせ給ひ、劔は熱田神宮に鎭まり坐らせ給ひて今踐祚の御時に献るは崇神天皇の大御世に摸造り奉らせ給ふ所なりと雖も、神代より傳はらせ御在し坐す玉と相並べて天津日嗣の御璽と爲て受持たせ御在し坐す狀は、眞の御物と少かも等らせ給ふ御意味御在し坐さゞる事にて、栗山愿が保建大記に古昔三器、通謂ニ之寶一、以爲ニ祖先之神一、以爲ニ天位之信一、又以爲ニ修ニ己之具一、又以爲ニ

取二天下一之器一云々、故至下以躬擁二三器一、爲中我眞主上、則臣要二質鬼神一而無レ疑、百世以俟二聖人一而不レ惑、と云へる實以て然り、如此く傳て傳來る事古より一日の如く違ふ事無くなむ有りけるを、武夫陵臣の爲に一の違例こそは出來にけれ、增鏡に、御門始り給ひて八十二代に當りて後鳥羽院と申す御在し坐しき云々、彼帝（安德）平家の人々に引され遙なる西海に流離へ給ひにし後、後白河法皇御孫の君達渡し聞えて見奉り給ふ時、三宮を次第の任と思されけるに、法皇を甚々う嫌ひ奉りて泣き給ひければ云々、四宮此に在せと詔ふに、即御膝の上に懷かれ奉りて善睦まじげなる御氣しきなければ、是こそ實の孫に御在しけれ、故院（高倉）の見おいにも目見など思え給へり、昔びたしとて壽永二年八月廿日御年四にて位に即かせ給ひけり、內侍所神璽寶劔は讓位の時必渡る事なれど、先帝賊黨に具て御在しにければ、此度始めて三の神器無くて寄らしき例に成りぬ可し云々と、有る是なり、玉勝間(山吹卷)に、後鳥羽天皇踐祚卽位の御事、壽永二年八月新主を立て奉り給はむ事、法皇思食し煩ひて主上の還御を待ち奉る可しや、將劔璽は無しと雖も新主を立て奉る可しやの由御卜を被行けるに、神祇官陰陽寮共に主上の還御を待ち奉り給ふ可き由申けり、然れども猶思食す由有りて重ねて御卜有りけるに、彼是同じからざる故に僉議有りて終に新主を立て奉らる可きに定まりぬ、若て高倉天皇御子達三ノ宮四ノ宮內何れをかと思食煩らふに依りて、又しも官寮に仰せて御卜有りければ、官も寮も三宮吉なる由を申しけるに、女房に夢の告有りける由にて猶四ノ宮をとなむ申し定けるに、又木曾義仲申す事有りける故三條宮の御子加賀國に御在し坐すをこそ立て奉る可けれ云々と、申すに依りて、入道關白殿左大臣右大臣などに仰合されけるに、何れも彼宮の御事は然る可からざる狀に申し給ひけれども、當時義仲が申す事捨れ難

くて又しも御卜有りける、此度は夜夢想の告に依りて四ノ宮を第一とし、三ノ宮を第二、故北國の宮を第三と為て合レト給へるに、官寮共に第一最吉、第二中吉、第三は始終不快なりけり、此卜形を義仲に被レ見けるに、義仲猶北國宮卜に北國ノ宮を第一に被レ爲ざりける事をなむ憤り申しける、然れど法皇の御心を以て終に四ノ宮をぞ定め奉り給ひける云云、件の事共は月輪殿の玉海と云ふ記錄に具に記されたるを、今は其意を取りて大凡を書せり、凡卜筮者不レ再三而今度立王之沙汰之間數度有ニ御卜一、神定無ニ疑者一歟と記されたる、信に然る事なり、若て元暦元年七月廿八日即位の禮被レ行ける、此即位の御事同記に返々論有り、其大旨は止む事を得ず立王の御事は有りと雖も、即位の禮を被レ行る事に至りては三種神寶の御歸京を待ち給ふ可き事たりとなり、其中に不レ帶ニ劒璽一、即位之例出來者、後代亂逆之基、只可レ在ニ此事一と云ふ語有り、此一事千萬の黃金にも難レ換く甚も々々尊くなむ云々（下略）と有るは然る言にて、增鏡に此度始めて三の神器無くて奇らしき例に成りぬ可し、と有ると同じく、當昔天下の議論安からざりし程此を合せ知るべき立たり、此と云ふも法皇の御心漂よはせ御在し坐しける處に乘りて、義仲奴が漫に京城を犯し先帝を逐出し奉るに依れゝば其罪其奴に在りと云ふべし、是以て皇祖天神の御怒共や御在し坐しけむ、終に承久の亂出來りて三所の天皇共に賊臣の爲に遠島に被レ移させ給へるも、其御罪ならじとは申す可からず、又義仲賴朝範賴義經の其終を善く得ざりしなども斯る御響無しとは云ふべからざるなり、傳廿九返矢の件思合す可し、（又同書の終に云はく法皇は後白河天皇主上は安德天皇、三宮は守貞親王、後高倉院と申す、三條宮は以仁王、後に高倉宮と申す、入道關白は松殿基房公、攝政は普賢寺殿基通公、左大臣は大炊御門殿經宗公、右大臣は即此玉海記し給へる月輪殿兼實公なり）と書されたり

然して三宮は先に御下に出で給ひし驗有りて、其御子後堀河天皇が天津日繼所知食させ給へるも甚々神慮の程奇異なる御事に有りける、承久の亂果て後の増鏡に、彼入道宮の御子の十に成り給ふを、承久三年七月九日俄に位に即け奉る、父宮をば太上天皇に成し奉りて法皇と聞ゆ云々と有る是なり、然れども北條の賊徒が世中を擾亂し初たる頃間にて、是より打續き武臣の爲に皇威の衰へさせ在し坐しけるなむ甚轉有りける）壽永の亂に寶劍西海に沈ませ給へるより、其も眞の御は熱田に御在し坐しければ此は御摸造の御物なりと雖も、代々に天津日繼の御璽と傳へさせ御在し坐し來らせ給ふ御寶にて渡らせ給へれば、三種神寶の一に缺有る狀に成れりける故にや、皇威にしも年月に損にせ御在し坐さず成りて、終に元弘建武の亂と成りにけり、其間にも神器の御遷座數度御在し坐すと雖も、其御事は姑く措て、其後醍醐天皇の延元々年に至りて賊臣尊氏が叛逆の爲に光明天皇を立て神器を傳へさせ給はむ事を請申しゝかば、新造の劍璽を授けさせ御在し坐して、天皇は潜に傳來の神器を奉じて吉野宮に天下所知食させ給ふ、此を南朝と聞ゆ、後村上天皇長慶天皇後龜山天皇是なり、此は三種神寶を受傳へさせ御在し坐して天統を繼がせ御在し坐せば、主張たる天下の大君にて渡らせ給へるを、其新造の神器を傳へさせ給ひて武臣より傳かれさせ給へる御流を北朝と聞えしより終に天統二派に支別れさせ給へり、其次は崇光天皇に渡らせ給へるに、其觀應三年に南軍の爲に被ㇾ攻御在し坐して、新造の神器と共に南朝に遷らせ御在し坐しゝかば、賊臣義詮が計らひと爲て後光嚴天皇をぞ立て奉りける、其時百官共に傳國の神器無くして帝位に即かせ御在し坐さむ事は如何と異ひ申せるに、良基の關白強て申されけるは、方今尊氏を以て寶劍とす、臣願くは神璽に當りて天朝に仕奉らむと被ㇾ申けるに、衆議決りて終に即位の大禮を行はせ御

在し坐しけるこそ正暦の何にも増えて甚じき世の事にぞ有りけれ、月清殿の不ゝ得ニ朝廷ニ聞レ佐之何出来者、後代亂逆之基、只可ゝ在ニ此事ニと云へりしに、其御子孫も有りながら斯る無道の事を行ひて陸奥に傳讓給へるは直しなども云へば更なり、其より後円融後小松の二天皇も足利の賊臣の為に擁立せられ御在し坐して、僞なるも真なるも三種神寶と云ふ物無くして天位に即かせ御在し坐しけるは、賊臣の為に偽るとは云ひながら皇祖天神に對し奉らせ給ひても甚可畏き御事にて、身毛も彌立て恒まじき御事に思ゆるはや、良基大臣と申すは二條殿の祖後福光園院殿の御事なり斯る當道和妙の寶器神璽を密に作らせ給へる功に依りて足利氏の思え此上無く御在して、恰も北條の兩國寺家に於けるが如く累代親睦く成りて、其子満基公より以来天下の貴族と仰がるゝ攝籙の御家に在りながら、足利の諱の一字を戴かれて家臣の列に令レ耻られ給ふをさへに、天下に誇らしき御流とは成果にけり、是全く萬代に遺偽を傳へさせ給へる御功とは云はまし、御罪とや申してまし）斯りければ三種神寶を持留かせ御在し坐しければ、神祇に質正し天地に相對へて天津日嗣高御座の御たは南朝の御方に御在し坐しけるを、其後龜山天皇の六御代元中九年壬申北朝は後小松天皇明徳三年に當りて、大内義弘六角満高と云ふ武士を南朝に上りて和睦の事を令ニ請奉ニ給ひけるに、御許の御事御在し坐して大覺寺宮に行幸為させ御在し坐しけるに、威儀具備はりしかば北朝は申すも更なり、菅原義滿なども來降の禮には御在し坐さゞる由を語り聞えけるに、天皇其使を召出させ御在し坐して、勝親しく三種神器を傳へさせ御在し坐せば後龜山に讓る所甚だ理なり、乃の君を以て子と為て神器を傳へさせ給ふ可しと詔給へるに依て、已に其由ゑ殆ど穢れむと為けるに、満高此を諫めて南朝の詔理致明白なり、神器を奉じて御在し坐せば南帝こそは眞天子に御在

し坐しけれ、爭でか其詔命には違ひ奉らせ給はむと聞えける任に、滿高を奉りて和議を謀らせ給ひけるに事成りしかば其五日と云ふに天皇より後小松天皇に三種神寳を傳進らせられたり、是御讓位の義なる故に後に太上天皇の尊號を奉らせ給ひて終に天下一統の御世とは愛たく成れるぞかし、此御天降の際に當りて掛まくも可畏き天照坐皇太神の大命以て寳祚之隆、當下與二天壤一無上窮者矣と詔給へる御事を謹させ御在し坐して、此三種神寳を授け奉らせ給へる中にも、寳鏡は皇太神の御靈と爲て吾御前を拜くが如く齋き奉れと詔給ひ、寳劔はしも素戔嗚大神の御靈を係せる神物にし在りければ、此二種ぞ天神御子の天下の御君と御在し坐す信物には御在し坐しけるを其神璽と聞えさする玉はしも、右の二の御鏡寳とは事異りて天津日繼の御璽に御在し坐しければ、須臾も御許を離たせ御在し坐すまじかりける神寳にて渡らせ給へる故に他所には齋き奉らせず、神代ながらの御物にて凡て三種共に同床共殿にして歴世受傳へさせ御在し坐す可き神代の御定に違はせ御在し坐さずして神器の傳はる御方なむ、疑も無く天神御子皇御孫尊に御在し坐し渡らせ給ひける、（栗山氏說に古昔三器、通謂二之璽一、以爲二祖先之神一、以爲二天位之信一、又以爲二修レ己之具一、又以爲下馭二天下一之器上、若夫秦以二帝印一爲レ璽、漢因爲二傳國之物一、則與二周禮之璽節左氏之璽書一、固無レ異、而至二秦漢天子稱レ璽而臣下不レ得レ稱耳、豈可下與二吾邦百王授受三種統一之道器一、同レ年而語上哉、故至下以二輕擬三三器一、爲中我國王上、則臣要二質鬼神一而無レ疑、百世以俟二聖人一而不レ惑と云はれしは信に然る言にて、西戎に謂ゆる傳國の璽などとは天壤懸隔の差有る者なりけり）○天照太神勅日の勅ノ字は美許登能理志と訓めり、古事記には此所を以二天照大御神高木神之命以詔二太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命一、今平二訖葦原中國一之白、故隨二言依賜一坐而知看と有り、○若然者の若

ノ字訓むべからず、志加良婆と訓むべし、此に母志と云ふ時は猶危ぶませ給ふ義と成りて上件二神の情に復奏されしる趣と違へればなり、○吾兒は私記に安加古乎と訓めれども、古事記には我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命と見え又は此豐葦原中國者我御子之所知國言依所詔之國也など外にも例多在る方、何れも御我子と有に訓を取るべし、○當降は、私記に安末久太之萬須良牟と有り、此は其天降し契らせ給ふ天神の御方より詔ふなり、○將降間は、安萬久太利萬左牟止須留安比多爾と有り、此は其天降らせ御在し坐さむと爲る天忍穗耳穗の御上を申す也、古事記には爾天照大神高木神之助命以云々、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答曰、僕者將レ降裝束之間云々と有て、御答と御詞と爲り、卽第二ノ一書に謂ゆる服御之物是なり、此裝束と云ふ事は傳廿八に古事記八千矛神段に自二出雲一將レ上二坐倭國一而束裝立時と有る所に云へるを少か云はむに、雄略天皇前御紀に大臣裝束已畢、進二軍門一、古事記同段に天皇登二幸葛城山一之時、百官人等悉給レ著二紅紐之青摺衣服一、彼時有下其自二所レ向之山尾一登二山上一人上、既等二天皇之鹵簿一、亦其裝束之狀及人衆相似不レ傾、推古天皇二十年御紀に、五月五日藥獵之集二于羽田一、以相連、參二趣於朝一、其裝束如二菟田之獵一、天武天皇十年御紀に行宮構畢、裝束既備など多し、此は既に天降らせ御在し坐さむと爲て其御用意の御坐しける間にと申す義なり、○皇孫已生の皇孫は天照大神の皇孫にて渡らせ給へるに對へられけむ事傳廿九に注せる如くなる可しと雖も、此を須賣美麻と申し奉る時は天下を統御すと云ふ義に當れゝば、上代まで天皇尊と申し奉る尊號に別なる事無きを、其上此は御父天忍穗耳尊の御言なれば美古と訓まずしては聞えず、第一ノ一書には時居二於虛天一而生レ兒と見え、古事記に子生出と見えたりければ、次に以二此皇孫一と有は殊更にして此は皇子と訓み奉る可き所なりけり、

已生を私記に須也阿禮麻志奴と有り、奴を都に改む可し、(次なる此皇孫と有るも、古事記には此子應ㇾ降也と有に合せて美古と訓むも宜しきにや、但其時は此尊を已に天皇に成し奉る所なれば須賣美麻たる可し)〇有ㇾ言は、申給布事有理と訓べし、此文法四神出生章第十ノ一書に時泉守道者白云、有ㇾ言矣云々、是時菊理媛神、亦有ㇾ白事ー云々と有に似たり、右の有ㇾ言矣又有ㇾ白事ーと云ふは謂ゆる奏請の義なるが、此も其如くにて日本に忍穂耳尊請而降ニ皇孫尊ー也と有る其に然る言なり、故古事記に此を此子應ㇾ降也と奏給へる事見えて、下に是以随ㇾ白之ー云々と書されたり、(奏請と云ふ事は後宮職員令内侍司の條なる奏請義解に、謂奏而請ニ其裁ーと有る是なり、傳十一卷見る可し、)〇代降は加波理氏降志奉良牟と訓めり、即第二ノ一書に因欲ド以ニ此皇孫ー代ㇾ親而降ムと有るとは自他の差別有て、其は天忍穂耳尊より奏請せ給ふにては無く皇祖天神よりの御計らひの趣なる故に代ㇾ親とは有るなり、代と云ふ例は其一書なる大已貴神の御言にも乃薦ニ岐神於二神ニ曰、是當ニ代ㇾ我而奉ㇾ從也とも所見たり、枕冊子六(六丁)に、右衛門佐信方は云云、筑前守失にし代に成りにしこそ、實に云ひけむに違はずもと聞えしが、榮花御賀(五丁)に、源少將雅通が亡れたりつるが、我に請む事有りて得辭はず成りぬる代に召されたるなりけり、源氏物(十六丁)に、御匣殿は二月に尚侍に成り給ひぬ、院の御思ひに即尼に成り給へる人の代なりけり、新勅撰雜三に恒徳公右兵衛佐に侍りける代の少將に成侍りてなど有り、(新古今哀傷にも、禎子内親王隱れ侍りて後、悰子内親王代り居侍りぬと聞て、又源氏眞木柱卷卅八丁に御返りは此には得聞えじと書惡く思ひたれど、障言聞えむと代るも侍稿しやなど云々)〇故天照大御神云々は、其天忍穂耳尊の奏請はせ給ふに依て聽可し給ひ、先に天忍穂耳尊に事依し給へる如く皇孫尊に更めて大命を科せ給へる所なるが

此に大に味はふ可き事しも有りけり、已に右にも引る古事記に爾天照太御神高木神之命以、詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜降坐而知看と云ふ隨言依賜は、其初に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而降也、と有るを以て其如くにと此に詔給へるなり、然して其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答白、僕者將降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應降也と有るは、其御子をして令レ降むと奏請はせ給へる由右に注せるが如し、次に是以隨白之、科レ詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝所レ知國、言依賜、故隨レ命以可天降と有る隨白之は、其奏請給へるを制可させ御在し坐して瓊々杵尊に命負せ給へる由なり、此に汝所レ知國言依賜と有は、右に天忍穗耳尊の此子應レ降也と申給へるが即其尊より瓊々杵尊へ言依奉らせ給へる御事と成れるなり、故隨レ命とは御父天忍穗耳尊の命に隨ひて天降り坐すべしとにて、右に注せるが如く先に御命を蒙ふらせ給ひし以降は、天忍穗耳尊は高天原に御在し坐しながら此國土の大君にて渡らせ給ふが故に、其御父子の間にて天統授受の御政治御在し坐して、萬の御計ひは皇祖天神の行はせ給へる由なるを、我も人も心著かぬ事なりしを、如此く說得て見る時は天照太神より天忍穗耳尊に、天忍穗耳尊より瓊々杵尊に、次第の任に天津日繼高御座の大業を授け聞えさせ給へる趣甚鮮明に知らるる事なり、然れば右に科レ詔と有るは天忍穗耳尊より御言依の御事御在し坐しけるに就て、天照太神より大命を負せて其大御父天忍穗耳尊より聞えさせ給へる大命の隨に物爲給ふ可き由を、殊更に聞えさせ給へるにぞ有ける、若て其下に於是副賜其遠岐斯云々と云ひ、五伴緒神を分加へさせ給へるなどは、此一書も同じく皇祖天神の御計らひなる事

申すも更なり、(其科ㇾ詔は記傳十五卷十丁に、美許登淤富伊氏と訓べし、淤富は令ㇾ負の意なり、仰又課なども意は同じ、負は持と同じければ詔命を令負持るを於富伊と云へり、宰(ミコトモチ)などいふも詔命を負持て其處の政を行ふ官の名なると意味は同じ」と云はれたり、續紀第一詔に現御神止大八島國所知倭根子天皇、授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎、受賜利恐坐弖と有りて、負賜布に應へて受賜利と有り) 借此天忍穗耳尊は終に天降り御在し坐さずして止み給ひぬるは如何なる御事にか詳ならずと雖も、今推量り奉るに已に傳廿に注せるが如く寶鏡開始章第三ノ一書なる素戔嗚大神の誓見の御言に、吾以二清心一所ㇾ生兒等、亦奉二於姉一と奏させ給へるは、二柱御祖神より受け奉らせ給へる天下國土をも此天忍穗耳等に屬て奉り、皇太神の御計らひに任せ奉り給ふ由なりければ、主領て天下國土を統御めさせ給ふ大君は天地の間に獨此天忍穗耳尊ぞ御在し坐しける、是を以て此一書に天照太神曰、豐葦原中國、是吾兒可ㇾ王之地也と有りて、後は御天降の御事有り、古事記にも天照太神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而天降也と有て、天降らせ御在し坐しけるに、其時は此國は未平ならざりしかば還上らせ給へるにて、本より止む事を得させ給はざる御事なり、然るに其後平國の御政御在し坐して已に此國は平安に成れりしかば、己尊も天降らせ御在し坐しける御裝束の御事など御在し坐しける間に、御子生出させ御在し坐しければ、御子を率て降らせ給はむとこそ聞えさせ給ふ可きに、其御子を代へて天降させ給はむ由を請させ給へるは皇祖天神の大御心に違ひ奉らせ給ひ、且は今までの御支度も御心より外に物儒させ給ふ如くなるを、皇祖天神の其請に依らせ給ひて其御政を更に改めさせ御在し坐して瓊々杵尊を天降させ給ふ御事に成れるを年頃不審しく思渡つる

に今其義をなむ得たりける、其は瑞珠盟約章第三ノ一書に日神與素戔嗚尊隔天安河而相對、乃立誓約曰、(中略)如生男者、予以爲子而令治天原也と有りて、下に素戔嗚尊既生之皆已男矣、故日神方知素戔嗚尊元有赤心、便取其六男、以爲日神之子、使治天原と見え、寶鏡開始章第三ノ一書にも於是素戔嗚尊誓之曰、(中略)若有清心者必當生男矣、如此則可以使男御天上と有るが如く、天照大神素戔嗚尊共に男御子を生ませらば天原を令治むと誓給へりし御言験有りて、自然に天上に留まらせ給ふ可き御運とは成れるにて、其は、天照太神は日神にて渡らせ給へれども、二柱御祖神の何不生天下之主者歟、と相議らせ生奉らせ給へりし其所以に因りて高天原を所知看つつも、此天下は皇太神の國土なり、顯見蒼生も亦皇太神の御民なるが如し、故其所由に依て天忍穂耳尊の天上に留まらせ給へるのみならず天穂日命も其子天夷鳥命を降して天上に留らせ給ひ、天津彦根命も其子天目一箇神を降して天上に留らせ給ふ状に所見たり、右に六男と有れども實は三神に坐す由前十三に注る如くなるに、以爲日神之子令治天原と云ふ御誓約の、此に至りて其御験違はせ給はざるなむ奇異しとも尊しく妙なりける御國柄には御坐し坐しける、(然れば此は天忍穂耳尊より瓊々杵尊へ次第の任に授け聞えさせて天降し奉らせ給へるにして、俗に云ふ有様になど云ふ如きには非ざる事運々も右に云へるが如し、或說に吾勝尊の御心に寄降るに於ては至重かる可きを憚もと思召て、其德の皇孫に及び給はねて知食て瓊々杵尊に讓り給ひたるを、如此曲說したるか云々と云へるは、齒牙に係るも汚はしき妄說なりと雖も、我が皇學の徒にも其見解の此に及ばざる輩りは、心當に何某と此を成すは同じく其然有る事の本を推究めざる者にして、五十歩百歩の違のみ)○八咫鏡開始章に、掘天香山之五百箇眞坂

樹ニ而、上枝懸ニ八坂瓊之五百箇御統ー、其第二ノ一書には使ニ玉作部遠祖豊玉者造ㇾ玉と見え、第三ノ一書には中枝懸ニ以玉
作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所ㇾ作八坂瓊之曲玉ーと有る、是に依りて古事記には此に取著八尺勾璁と見えたる是なり、
此事傳十七に注せるが如し、即[illegible]記に神璽自ニ神代ー手ゝ今不ニ替云々、自ニ神代ー如ㇾ見ㇾ其[illegible]、亦可ニ[illegible]也、
筥中鏡ー璽物動遥々不ニ可ㇾ[illegible]と書かせ給へる、鏡一璽物とは大坂八尺瓊勾の事なる可し、[illegible]なるが故に[illegible]
る時は璽が動かせ給ふ由なり、實に神代より今日に至るまで玉體を離れさせ給はざる程に[illegible]にぞ渡らせ給へりけ
る、借瓊玉を御璽と爲て被ㇾ進るゝ例は八洲起元章第一ノ一書に天神謂ニ伊弉諾尊伊弉冊尊ー曰、有ニ豊葦原千五百秋
瑞穂之地ー、宜ニ汝往循ㇾ之、廼賜ニ天瓊戈ーと見え、古事記にも於ㇾ是天神諸命以詔ニ伊邪岐命伊邪那美命二柱神ー、修ニ理
固ニ成是多陀用幣流之國ー、賜ニ天沼矛ー而言依賜也と見えたる天瓊戈は、其正書に瓊玉也此云ㇾ努と注されて玉を着けた
る矛なるが、此は其用玉と矛との二に係れりと雖も、其天神の大命の狀は此國土を修理固成させ御作し坐て所知看べ
き御事依の御璽として頒はせたりし御事なり、次には同記天照大御神の御生坐しける所に此時伊邪那岐命大歡喜詔、
吾者生ニ生子ー而於ニ生終ー得ニ三貴子ー、卽其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而、賜ニ天照大御神ー而詔之、汝命者所ㇾ知ニ
高天原ー矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂ニ御倉板擧之神ーと所見たる、此は伊弉諾伊弉冊二柱御神より天照大神に高
天原を所知食せと事依し奉らせ給へる大御璽と爲て、其御頸珠を授け奉らせ給へるなり、然して其御頸珠と聞ゆるは
謂ゆる八坂瓊曲玉たる事申すも更なり、其後に瑞珠盟約章第二ノ一書に素戔嗚尊將ㇾ昇ㇾ天時、有ニ一神ー號ニ羽明玉ー、
此神奉ㇾ迎而進ニ以瑞八坂瓊之曲玉ー、故素戔嗚尊持ニ其瓊玉ー而、到ニ之於天上ー也と有る注、傳十五に注る如く此は御

父大神に昇天の御事を願ひ奉らせ給へるを勅許して、其璽と爲て天明玉神を以て令レ賜給へる者なり、然るに其時に天照太神謂二素戔嗚尊一曰、以二吾所レ帶之劍一、今當レ奉レ汝、汝以二汝所レ持八坂瓊之曲玉一、可二以授レ予矣、如レ此約束共相換取と有るは五男三女神の生出させ給へる御事には有れども、此にも幽深き致有て素戔嗚尊より玉を奉らせ給へるは、自然に其生坐す男御子を以て國土を所知しめ奉り給ふ御璽の心に通ひ、天照太神より劍を賜はせるは素戔嗚尊より璽を奉り給ひて天津日繼の定まらせ給ふ基必此に孕胎たる御事と伺はるめり、(然して右に謂ゆる皇祖天神より二柱御祖神に天瓊戈を賜はせたりし御事の結なむ此に在るべかりける、其瓊は玉なり、戈鋒は劍なり、此二物を以て五男三女神は此に成出させ御在し坐して、天津日繼の定まらせ給ふ所以少縁の事に非ず)倩又古事記に大己貴神の素戔嗚尊の御所に御在し坐して即取二持其大神之生大刀與生弓矢及天沼琴一而逃出之時云々と有る天沼琴はしも、玉を以て飾れる御琴ならむに、其大神の呼二謂其大穴牟遲神一、其汝所レ持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追二伏坂之御尾一、亦追二撥河之瀬一而、意禮爲二大國主神一、亦爲二宇都志國玉神一而、其我之女須世理毘賣爲二嫡妻一而云々、と見えたる生大刀生弓矢は荒振神を撥平給ふ料なり、天沼琴は其須世理毘賣命を后神と爲て大國主神と御在し坐す璽にて、主とは玉に就たる御言佐なる者なり、若て此第二ノ一書に大己貴神の吾將二自レ此避去一、即躬披二瑞之八坂瓊一而長隱者矣と有は傳廿七、廿九にも注せるが如く此時天神御子に國土を避け奉らせ給へる信に置き給へるにて、大倭大神の御靈と齋かせ御在し坐せる八尺瓊是なり、此神の禮賛を奉らせ給へるより例と成りて、出雲神賀詞に白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎云々と見えたる、是を以て大己貴神の瑞之八

坂瓊を奉らせ給へる御心なむ著明かりける、其白玉赤玉青玉を云ふは緒に貫通したる玉の種類を云ふにて謂ゆる八坂瓊曲玉の状なるが、白玉能大御白髪坐は後釋に御白髪生給ふまで御命長く坐々さむと云ふ意なり」と有るが如く、赤玉能御阿加良毗坐は考に御病など御在し坐さず大御顔の榮え坐す色を諭へたり、他の祝詞に赤丹穂爾聞食と云へるに同じと云はれ、後釋に阿加良毗は赤らむと云ふに同じ、豐明爾明坐と云ふも同意なり」と云はれたるが如し、青玉能水江玉乃は、考に水は借ノ字にて稚々しきなり、江玉は後釋に可愛玉なり、行相とは緒に貫たる玉と玉と相並び著きたる所を云ふ」と云はれたり、借玉と玉と行合ふ時は互に光を發す、此を以て其明らかなる義を以て明御神と續け、手長大御世と申すも玉緒の長きより係て文を成せるなり、神乃禮白利臣能禮白と云ふは、其神の禮賀の例に擬ひて臣の禮賀と奉る由なり、然れば大己貴神の國土を避け奉らせ給ふ御璽と爲て瑞八尺瓊を置きて奉らせ給へりし御古事を傳へたりし者とこそ思えたれ、(其謂ゆる瑞八坂瓊は大倭神社注進状に、傳聞、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、與ニ和魂ニ幷レ力一レ心、經ニ營天下之地ニ、建ニ得大造之績ニ、在ニ大倭豐秋津國ニ守ニ國家ニ、因以號曰ニ倭大國魂神ニ、亦曰ニ大國玉神ニ、以ニ八尺瓊ニ爲ニ神體ニ奉レ齋焉と有る是なり、即古語拾遺に矛玉自從と有る矛は日矛と此時の廣矛となり、玉は天璽なると此瑞八坂瓊なる可き由は右に注せるが如し)借國土を事依し奉らせ給ふ大御璽と爲て鏡瑞瓊を進らせ給へりし大御政は更にも申さず、傳廿九にも注せるが如く大己貴神の國避の御時に天神御子に奉らせ給へるも、廣矛と八咫鏡と瑞八坂瓊との三種に在りき、若て天皇の遠征などの御事御在し坐す御時などに、背叛者の其寶を奉りて歸順奉る信にも亦其三種を奉る事上代よりの定式と見えて、景行天皇十二年御紀神夏磯媛が歸德ふ所に、則拔ニ磯津山賢木一、以上枝挂ニ

八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、云々と有り、仲哀天皇八年紀に岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劒、下枝掛八尺瓊、參迎于周芳沙麼之浦、而獻魚鹽地、と見え、又伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劒、參迎于穴門引島而獻之、因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山河海原、乃提是十握劒、平天下矣、天皇即美五十迹手曰伊蘇志と見えたる此五十迹手を美て伊蘇志としも詔給へるは、神代の故事を以て壽詞申せるに依てなる可し、此時の御事を神皇系圖に天照皇太神昔日、吾日太子如八尺瓊之勾以曲妙御宇、且如白銅鏡以分明看行山川海原、乃提神劒平天下、肆以治之三種之神寶也と書せるは、若くは右の御紀の文より抄出たる者かとも思ひしかども、其文は然る事にも有べけれども其五十迹手が奏せるぞ實に皇太神の御言を以て壽ぎ申せりし事決ければ、其を此に取りて皇太神の三種神寶を授け奉らせ御在し坐しける大御旨をも思ふ可き御事にこそ、(此事寶鏡開始大口真神並寶錄などにも出でたり、何れも異しき書なりければ信む可からずと雖も、右は五十迹が奏せる所を以て然も有らむかと聞取る事なり、北畠准后の天照太神手持三種寶器、口傳三句要道、與日月俱懸、與天地不朽者也と宣へる、三句要道とは此を指して云ふなる可し、實に天下を保有たせ給ふ可き要文にして其教大に幽深き者ぞかし)故其如八尺瓊之勾以曲妙御宇と云ふ御句を說き奉り試るに、八尺瓊の事は傳十三、十五に注せるが如く、皇太神宮儀式帳には八尺權とも有りて、八尺は彌尺にて玉を貫き連ねたる其丈尺の長き事を云ふなり、右に引きたる古事記に御頸珠之玉緒母由良爾取由良迦

志而、賜二天照太御神一而と有るも、其玉緒を打延て瑜にす状にて、此八尺の瓊此に依りて見るべきなり、如勾は麻賀理流賀如久と訓みて、謂ゆる八坂瓊曲玉は環無レ端と云ふが如く貫連ねたる緒の末を一に結るが故に、曲れる形を以て曲玉と云ふ、其勾れるが如くと云ふは其終る所を知らずと云ふ意なり、彼寶祚之隆當下與二天壤一無中窮者上矣の神勅を此に寓て見奉り知るべき所なり、曲妙御字は私記に太隈南安女乃之太乎志呂志女世と有て、曲妙の字を多閉南と訓ませたり、此言は神世七代章に清陽者薄靡而爲レ天と云ふ對文に精妙之合摶易と有りて、其清陽なる物を精妙なると云ひ、欽明天皇十三年御紀に佛と云ふ物の事に被レ歎させ給ひて朕從レ昔來未三曾聞二得如是微妙之法一と有る微妙を古の精妙と同じく訓み、皇極天皇二年御紀に巫覡が等陳二神語入微之説一と有る入微を多閉那流と訓み、古今集序に山邊赤人と云ふ人有りけり、歌に奇しく妙なりけり、源氏若菜上（廿七丁）に、萬の物音調へられたるは妙に面白く奇しきまで響くなど有て、物の至り深くして言にも詞にも盡し難き所有るを妙とは云ふなり、然して此玉の勾れるが如何なる所を以て曲妙にとは詔給へるぞと深く遠く思慮り奉るに、八尺瓊と云ふは世に物も多在れども玉計り清明かにして美好く麗美なる物は非ざるを以てなり、如勾とは其貫緒たるには首尾相離ふ事無くして一枚の玉なるが如くたるからに、此に比論へて天下を統御させ御在し坐さむ状は始終を能く齊へさせ給ひ、美たき大御政を布かせ御在し坐さむ事に譬妙なるまでに御心を合めさせ給ふ可き由を懇到に教へ聞えさせ給へる大命に御在し坐して、天地の共終古に易るまじき當與になむ有りける、此を以思ふにも此に八坂瓊曲玉を授け聞えさせ給へるは、鏡劒の如き皇位の御實賓にては無く、天下国土を所知看させ奉らせ給ふ大御寶にて渡らせ給ふ御事、右に擧たる天皇支より以下臣々の倶共に合せ謂て

明らめ奉る可き御事たるぞかし、（元々集に初於天瓊矛至三種神寶と有る御旨を思ひて此神寶の所以を明らめ奉り其眞を傳られ、大にしては此を天下に行ひ小にしては此を一身に用ひて、治る事無き治國の要道此に在る事なり、但此を智仁勇に配、或は丟をば混沌仁慈之事と云ふ類は大に非なりける者なり、唯古書に徴し明らめ奉るを以て要とす、此神寶の御事右に眞中鏡一種物動邁々不可傾と有て、古より見奉れる人無しと見えたり、續古事談に冷泉院云々寶の箱の絓けを解て開かむと爲給へば箱より白雲立昇りけり、恐れて捨て給ひたりければ紀氏の內侍元の如く絓げゝりと有り、太平記劔卷にも神璽と申すは神代より傳はりて代々の帝の御守にて眞の筥に納めけり、此筥開く事も無く見る人も無し、是に由りて後冷泉天子の御時如何思召けむ、此筥を開かむとて蓋を取り給ひしに、筥の中より白雲立上り給ひけり、良有りて元の如く返入らせ給ひ紀伊內侍蓋覆ひて絓げ納め奉ると有り、冷泉後冷泉何れか是なるにや富家殿御談抄には其事を舉げられたるに陽成院と見えたり）〇八咫鏡は天照太神の御靈にして天地の間に二無くして甚も至尊き御形にて渡らせ給ひて、寳鏡開始章に謂ゆる中枝懸八咫鏡（一云眞經津鏡）是たる由傳十七に委しく注し奉るが如く、其重く可畏く御在し坐す御事を申さむに、其第二ノ一書に鏡作部遠祖天糠戸者造鏡、其第三ノ一書に於是天兒屋命掘天香山之眞坂木而、上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡と見えたる、是其賢木に被懸たりし寳の正說なり、其造り奉られし狀は第一ノ一書に高皇産靈尊の命にこそ依れりけらし、故會八十萬神於天高市而問之時、有高皇産靈尊之息思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象奉招禱也、故即以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴、用此奉造之神、是即紀伊國所

坐日前神也と見え、古事記には取二天金山之鐵一而、求二鍛人天津麻羅一而、科二伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡と見え、古語拾遺には、於レ是從二思兼神議一、令三石凝姥神鑄二日像之鏡一、初度所レ鑄、少不レ合レ意(是紀伊國日前神也)次度所レ鑄、其狀美麗(是伊勢太神也)など見えて、思兼神の神議に出て作り奉る所なるが、右の傳共を合せて一に云ふ時は、石凝姥命と鍛人天津麻羅命に共工(アヒツクリ)と成り給ひ、天香山の鐵を掘取り天安河の堅石を鐵碪と爲し、天羽鞴を以て鍛して石凝姥命は專鏡を造り奉り、天津麻羅命は主と日矛を造り奉らせ給ひけり、拾遺に令三天目一箇神、作二雜刀斧及鐵鐸一(古語佐那伎)と有る是なり、其石凝姥神の造り奉らしゝ鏡初度に仕奉れるは少か意に合はざる所有り、是は紀伊國日前宮に奉レ祟る御鏡にして、大倭本記に謂ゆる國懸太神と聞えさする是なり、又一此は眞經津鏡と聞えさするにて、此は同記に天皇御食津神と爲て朝夕の食向に夜守日護と齋奉らせ給ふ是にて、伊勢度會宮の御にて渡らせ給へるなり、此一は其時に少不レ合レ意と云へる部にて、次度に鍛し奉れるなむ此の八咫鏡には御在し坐しける、同記に天照太神と見えさせる給へる是にて、其作の槪略如此し、委しくは傳十七、十八卷に併せ注せれば其所に就て知る可きなり、(日矛と日像之鏡とを一に心得、又は日矛を誤と爲るは先達と雖も漫なる事なり、其日矛と云ふは其正書に謂ゆる[illegible]拾遺に謂ゆる著レ鐸之矛の事にして、其鏡と共に紀伊國に御在し坐すを、其國懸太神と聞えさするは日前神社に御在し坐し、日矛は國懸神社に渡らせ給へる事、傳十八卷に注せるが如し、然して日像之鏡と申すぞ此に謂ゆる八咫鏡の御事に御在し坐して、日矛とは一ならざる事勿論なり)然して其時此大御鏡を日神に獻レ奉れし古事に、古語拾遺に、爾乃太玉命以二廣厚稱詞一、啓曰、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如二汝命一、乞開レ戸而御覽焉、仍太玉命天兒屋命、共致二其祈禱一焉

と見えたるが如く、先に眞賢木に奉懸り、此を神實と爲て日神を招禱奉られし驗有りて、已に窺見行はしに當りし坐すべき期に當りて、其賢木より取りて太玉命の御手に捧げて廣く厚く稱辭竟奉らしゝなり、其間に當之所捧持寶鏡、明麗恰如汝命と有るは、其始めて造り奉る所に日像之像と有て、天地の間に御照し御在し坐す天日の形容に擬造り、其光氣の明麗しき事は、四神出生章に日神の御事を光華明彩照徹於六合之內と有るに等しき由を以て、恰如汝命とは稱讚へ申して怪しませ奉らむと誘り申して皇祖太神の御心を合寄め奉れるから、其御鏡は彌益に照り出でたるにぞ有るべき、所以に古事記には於是天照太御神以爲怪、細開天石屋戸而內告者、因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者爲樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命布刀玉命、指出其鏡、示奉天照太御神之時、天照太御神逾思奇而、稍自戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取其御手引出と有て、諸神の此に參ゐ仕ふ限り天鈿女命の神業をも見させらるゝ狀を見て、高天原も動る許に咲はれしかば、此に於て石戸を細目に開かせ御在し坐して、天上も天下も皆常闇の闇中ならむをと其業を咲ふ事を奇しませ御在し坐して問ひ給へるなり、其時に太玉命の捧げたる鏡に其に汝命よりは益さりて貴神御在し坐すと申せる、即ち天兒屋命太玉命二神にて其明麗しき鏡を示奉れるを、日神はしも己命の御像の寄て然計り美麗く成れるとは思ほしたらずして、己命に益さる貴神や有ると窺見行しめ奉りて、彌くまで其大御鏡を寄せ奉りし大御鏡に移らせ給へれば、此に於て此大御鏡の彌益に神しく奇しく妙に御在し坐しけむ御事、傳十七に注せる事共を讀合せて見る可き者なり、然して其第二ノ一書に於是日神方開磐戸而出焉、是時以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、

其瑕子．今猶存、此即伊勢崇秘之太神也と所見たる此事は傳十九に注るが如く、此時に其鏡を示奉りて其大御心を寄せ奉り、其間隙を伺ひて御手を賜り出し奉り、其時を過さず其鏡を差入れて御心を外に轉ろばせ奉りて、再復入らせ御在し坐すまじく思慮らせる思兼神の謀悉く圖に當りて、甚可畏けれども、其時に謂ひて見奉るが如き心ちも偽る事なるはや、借天地の初發の時より以降世の大禍事の極みと云ふは、此に天照太神の天石窟に入らせ御在し坐して常夜行ける時より甚しきは又しも非ざりけるを、此時の御所に依りて天照太神の出させ御在し坐して、天地の底際の内に照渡らせ御在し坐し初めさせ給ひける、此より愛たき御事はしも天地の依相の極み又しも非ざる大善事には有るを、其時の遠岐斯と爲て奉レ造りて捧奉られけるに、殊に天照太神の大御靈を留めさせ御在し坐しける大御靈にし坐せば、天地の間に二無くして上無く至尊き珍寶にて渡らせ給へるを、此に天神御子に授け奉らせ御在し坐す事はしも、實に高照日御子はしも掛まくも甚も可畏き、天照太神と御一體とも申し奉る計りぞ可畏く至尊く御在し坐すべき所以には有りける、(直日靈に天皇の御統を日嗣と申すは、日神の御心を御心と爲て其御業を嗣ぎ坐すが故なり、又其御座を高御座と申すは日神の御座なるが故なり、日神の御座を次々に受け傳へ坐して其御座に大坐す天皇命に坐せば、日神に等しく坐す事決し、斯れば天津日神の大御恩みを蒙らむ者は、誰しか天皇命には可畏み敬ひ奉みて奉仕らざらむことと云はれたるをも此に思ひ合す可し)若くて此紀第二ノ一書に、是時天照太神、手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒、視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿、以爲二齋鏡一と所見たる、此御寶鏡は天忍穗耳尊の先づ天降らせ給ひし御時に御在し坐しゝ御事なるを、此に瓊々杵尊を天降させ給ふに當りて、更に此大命を負せ給へる由傳廿九に注

るが如し、所以に古語拾遺には天孫及伴緒の御天降の所に、賜以二八咫鏡及草薙劍二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、(所謂神璽劍鏡是也)矛玉自從、卽勅曰、吾兒視二此寶鏡一云々と續け載たれば、此にも下なる三種寶物と文ノ字との間に必若の文有るべきを、互に其片方を省かれし者ならむ事次に注るを以て知るべし、古事記にも於レ是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劍云々二而詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一而、如レ拜二吾前一伊都岐奉と有も、同じ續なるに思ひ合す可き御事共なり、右に寶鏡と有は石戸閉の時に此に依て意けさせ給へりしより、皇太神の御許にて實と爲させ給へる謂なり、此之日は此に天壤無窮の神勅の御事御在し坐して寶祚を言壽給へる御旨に准して見奉らせ給へる謂なり、視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾は、古事記に如レ拜二吾前一伊都岐奉と有る是なり、記傳十五(廿七丁)に、爲二我御魂一は太御神の御神靈を此御鏡に取託て賜はするなり、然れば天照太御神の全此御鏡に坐す者ぞ、貴きかも可畏きかも此大御詔よ、努力踈略に勿見過し奉りそ、吾前とは現御身の大御前なり、伊都岐奉は今まで吾御前に侍坐して親近く拜奉り給ひし如くに、今よりは此御鏡を祭り給へとなりと(取要)と有るにて其義著明し、同レ床共レ殿は天神御子の天津高御座に共に御在し坐して寶祚を守り奉らせ給はむとの大命に御在し坐して、日向宮より瑞籬宮までの御在狀はしも傳廿九に注し奉るが如し、拾遺の橿原朝段に奉二齋天璽鏡劍一、奉レ安二正殿一と書して、當二此之時一、帝之與レ神、其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物、亦未二分別一と云へる、此を以て上世の狀を伺奉るに足れり、又天照太神、本與レ帝同レ殿、故供二奉之儀一、君神一體也とも所見たり、以爲二齋鏡一は大倭本紀にも齋鏡と有り、拾遺の磯城瑞籬朝段に以爲二護身御璽一と所見たる等に同じ、故口訣には以爲二齋鏡一者、猶レ宜レ爲二守護鏡一と注されたり、次に引ける延曆儀式帳に

世始同殿御座之間、主上朝夕不レ放ニ御本鳥一と見えたる、此を以て神と皇と常に御身近しく御在し坐しける御事を見奉り知るべきなり、猶右の如く天照太神の大御心を殊に含めさせ給へる意の大御鏡にて淡らせ御在し坐せば、天津日繼はしも天日の御照し坐々す世の限り、實に天壤と共に窮まらせ御在し坐すべからざる御事と思成し奉るにも甚も忌忌しく可畏くてなむ、(右に引ける拾遺に、先に天壤無窮の神勅を擧げて、次に鏡與二神璽一の御事を申して、授賜皇孫一、永爲ニ天璽一と有る永ノ字はしも甚く力入れて書かれたる者なり、集覧に同レ床共レ殿、謂ニ神皇無レ二也と注させ給へるなど實に古意を熟く得られたりし者なり、神皇正統記に上古は神と皇と一に坐々しかば、祭を司るは即政を肯るなり、祭字の訓にても知るべし」と注されたる、實に然る言なり) 若て右に引ける鏡の壽詞に、且如ニ白銅鏡一、以分明看行山河海原一と有るを、此時の詔命と爲て說き見るに、白銅鏡は眞澄鏡と云ふ事にて其澄明らけきを云ふ、分明は私記に安麦良加爾と有り、允恭天皇五年御紀に天皇分明欲レ知ニ其狀一と有るも然訓めり、續紀第五十一詔に山川淨所者、誰俱加毛見行阿加良開賜牟止と有るも明らめにて此に同じ、山河海原の山河は常に云ふ山と河とには非ず、唯陸地を云ふなり、然して此は海陸と云ふ程の事にて國土の全體を遂して詔給へる者なり、看行は私記に美會奈波世と訓みて即所知看と申すに異ならず、即出雲神賀詞に麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天見行事能已登久明御神能大八島國乎、安久平久知行牟事能志太米止と有を、後釋に押靡して見行す事の如くとは、鏡の面を見給ふが如くに天下を明らかに見行し知所むとなり」と有るに其意相通へる者なり、斯れば分明看行山川海原一と云ふは、大神宮新年月次祭詞に皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能降坐向伏限、靑海原者棹枕不レ干、舟艫能

至留極、大海原爾舟滿都々氣氐、自レ陸往道者荷緒結堅氐、磐根木根履佐久彌氐、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氐、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛氐引寄如事、皇太御神能寄志奉波と有るは、皇太神の事依し奉らせ給へりし謂ゆる天津祝詞の太祝詞なるが、此全篇の意趣も皇太神の御照し御在し坐せる限の海陸を擧て所知看させ御在し坐す由にて、其義理に於ては少か異なる所無きを、古は鏡に寄せて天下を押靡かし所知看せ御在しますべき旨を負奉らせ給へりし御事と所見たり、（若て其神賀詞なるは其大己貴神國避の御時に天神御子に奉らせ給へる三種の其一なること、傳廿九卷に注せるが如くにて、詞に乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇孫命乃近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と有る、此御事に就て右の如の禮賞の大御鏡を擎持て吉壽申せるにて、其大神の御言に本著て述ぶるところなること申すも更なりかし）偖右に引ける如く第二ノ一書に可下與同レ床共レ殿、以爲中齋鏡上と有る神勅の如くして、崇神天皇大御代の初まで御在し坐しき、然るに其六年御紀に先レ是、天照太神大倭大國魂二神、並祭二於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一、共住不レ安故以二天照太神一、託二豐鍬入姬命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一（下略）と所見たるが如く、此御時より宮外に齋き奉らせ給へり其御事委しくは、古語拾遺に至二于磯城瑞垣朝一、漸畏二神威一、同レ殿不レ安、故更令下二齋部氏一、率二石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造上レ劒、以爲二護身御璽一、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劒也、仍就二於倭笠縫邑一、殊立二磯城神籬一、奉レ遷二天照太神及草薙劒一（下略）と有るが如し、古事記同段豐鍬比賣命の下に拜二祭伊勢太神之宮一也と有るは、此時は未だ伊勢太神宮の稱無しと雖も、後に鎭り坐せる以後の唱へを以て前に及ぼして書されたる者なり、倭姫

命世記に相殿神天兒屋命太玉命御戸開闢神天手力男神栲幡姫命御門神豐石窻櫛石窻命竝五部伴神等仕奉と有は、上に正し注せる古事記御天降の時の供奉神等の御事に克く合へれば、右等の神等の御像も共に宮中に御在しけるを、此御時にも御伴にて出させ給へりしなりけり、然して垂仁天皇二十五年御紀に、三月丁亥朔丙申、離二天照太神於豐鍬入姫命一、託二于倭姫命一、爰求下鎭二坐太神一之處上、而（中略）到二伊勢國一時、天照太神誨二倭姫命一曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲レ居二是國一、故隨二太神敎一、其祠立二於伊勢國一、因興二齋宮于五十鈴川上一、是謂二磯宮一、則天照太神始自レ天降之處也と所見たる、此始自レ天降之處也と云ふ所以は、拾遺に洎二于卷向玉城朝一、令三皇女倭姫命奉二齋天照太神一、乃隨二神敎一、立二其祠於五十鈴川上一、因興二齋宮一、令二倭姫命居一焉、始在二天上一、預結二幽契一、衢神先降、深有レ以矣と有るが如し、委しくは下に注す可し、御神名式に伊勢國度會郡太神宮三座（相殿坐神二座並大、預二月次新嘗等祭一）と有は、偖其相殿坐神二座と聞ゆるは、儀式帳に同殿坐神二柱坐二左方一、稱二天手力男神一、靈御形弓坐、坐二右方一、稱二萬幡豐秋津姫命一也、是皇孫之母、御靈形劔坐と見えたり、故此相殿神二柱の御形も、皆彼天石戸の古に用たりけむ御物共を神代より傳へさせ給へるなる可き御事申すも更なり、倭世記に此相殿神の御事の一説に天兒屋命、右太玉命と有るは、上代本記に依二天照太神御託宣一、相殿坐神二前、止由氣宮相殿神、皇孫命御前陪從坐、故號二止由氣宮相殿一、而東西座（東天皇孫命一座、西天兒屋根命、靈形笏、天津賢木副坐、太玉命、靈形弓、但東西御常西相殿竝座給也）自爾以往、以二天手力男神萬幡豐秋津姫命一、天照皇太神乃御前二同殿坐一也（元是天二御戸開神一也）と有るが如く、古より皇大神の左右に使天兒屋命玉命を御在し坐しけるを、則是宮御鎭座の御時より皇御孫尊の相殿

に令レ侍め奉り給ひしより、古事記に謂ゆる佐那縣に坐しゝ御戸開神を迎へ申さしめて、皇大神宮の相殿神と成させ給へる由なり、（然れば此二柱神を佐那神社に鎭め奉らしゝは、倭姫命の宮地を求に御在し坐しける程の御事なる可し、偖太玉命の御形の玉にて御在し坐さむは然も有りなむを、天兒屋命の笏と云ふ物こそ甚だ心得ね、或説に笏拍子なりと云へるは然も有りぬ可くや、上代本記に石戸の神樂の事を云へる中に、木々合々而備ニ安樂之業一と有る是なる可し、又此の二柱神の弓と劍も其時の物たるにや、神樂採物の中に弓と劍と有るを思ふ可し、此に引當つるより外に思得る事無ければ、今は試みに云ふのみ）其伊勢神宮の御事は寶鏡開始章第二ノ一書に、此即伊勢崇祕之太神也と有る所に就て傳十九に已に注し奉れゝば、今は其御代鏡と爲て朝廷に傳はらせ御在し坐す異所の御上を明らめ申す可きなり、偖右に引る拾遺に其新造の御を以て爲ニ護身御璽一、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劍也と有て、其より以後に鏡劍共に御模造の御物なりとは申せども、眞の御と少かも異ならせ給ふ御意味御在し坐さずして、神代より傳はらせ給ふ八坂瓊曲玉と相竝べて置かせ御在し坐せば、天統の天璽にて甚可畏き御物にて傳へさせ給へる御事共上に歴世の御事に徴し奉るが如し、建暦御記賢所條に、自ニ神代一、神鏡如ニ神宮一奉レ仰、爲ニ伊勢御代官一被ニ留置一也、神事次第同ニ伊勢一、其始同レ殿御坐之間、主上朝夕不レ放ニ御本鳥一、仍冠巾字纈レ斜被レ結、御冠穴此故也、垂仁天皇御宇、始爲ニ別殿一御ニ溫明殿一と書させ給へる、此御文を伺ひ奉るに、自ニ神代一神鏡如ニ神宮一奉レ仰は崇神天皇の御世始迄の御有狀にて、神物官物の分別無くして皇宮をば猶神宮の如くして仰敬ひ奉らせ給へりとにて、別殿の御設有る事に對へさせ給へるなり、爲ニ伊勢御代官一被ニ留置一也とは、右の拾遺に云へる如く鏡劍の御模造御在し坐して、此時より御代官と爲させ給ひ新鏡を

留奉り置かせ給ふとなり、神事次第同ニ伊勢一とは、神事以下凡て伊勢に仕奉らせ給ふ如くして萬に差別御在し坐さずとにて、意は此は御代鏡には坐せども眞の御と少しも異なる所無く仰ぎ聞えさせ給ふとなり、昔始同レ殿御坐之間は、立復りて崇神天皇御世まで謂ゆる同レ床共レ殿にて御在し坐しゝ間の御事を宣へり、主上朝夕不レ放ニ御本鳥一と有る御本鳥は、其御裝束條に御本鳥紫絲也、本鳥乎取天先乎二結分也、是非ニ臣下作法一、帝王御作法也と有る是にて、神代に謂ゆる御髻なる事傳十三に注るが如し、此御趣にては、其天皇の同大殿の内に齋き奉らせ給へりし上古は、常に御髻に掛けさせ御在し坐して天下に臨ませ給へるなりけり、後に日本武尊の東征に御姨倭姫命より賜りて草薙劍を常に佩び給へるを以ても、當昔神と皇との御間甚々御親しく御在し坐すに就て、天神御子も亦神々しく御在し坐しける御事、此等を以て見奉り知るべくなむ有りける、仍冠巾子、融レ緒被レ結、御冠穴此故也と見えたるは、江次第十一に内侍所者神鏡也、本與ニ主上一御同殿、故院被レ仰云、帝王冠巾子、左右有レ穴、是內侍所御同殿之時、主上夜不レ能ニ放レ冠給一、御眠之時、御冠履落、仍以ニ挿頭華一自ニ巾子穴一通ニ御髻一也と有る、此に依らせ給へる義なり、抑冠の制は上古よりの物に非ずと雖も、上古には主上の御髻に神鏡を掛けさせ御在し坐しける其故實を存して、御冠の巾子に穴を開けられて緒を通し結ばせ給ふは、今も護身御璽と爲て其神鏡を頂き奉らせ給ふ御心にて、實に古語拾遺に謂ゆる神璽一體の御風儀仰ぎ奉るも餘有るべき御事なり、其裝束條に御冠白地不ニ踏方一（在ニ江記一）と有も、神鏡を重みし奉らせ給ふ故實に依らせ給ふ可き御事申すも更なる御事ぞかし、（其巾子の穴と云ふは、同條に角上程有レ穴、以レ羅引通也と書させ給へる此なるにや、又巾子紙以ニ檀紙一用レ之とも有り、和名抄冠幘具に辨色立成云、巾子、此音巾昔如レ渾、幞頭具、

所ニ以御坐一也と見えたり、其御本鳥に就て今思出でたるは、大鏡清慎公の條に、小野宮の南面には御本鳥放ちて出させ給ふ事無かりき、其故は稲荷の杉の顕はに見ゆれば、明神御覧ずらむに、いかでか无禮げには出むとのたまはせていみじく愼ませ給ふに、自然し忘るゝ時は御袖を被らせ給ひてぞ驚き騒がせ給へる」と有るは、御冠を着されざるを、御本鳥を放つと云へる事にか）垂仁天皇御宇、始為ニ別殿一、御ニ温明殿一と有るは、江次第に依らせ給へるなる可きが、是は神紀に同年に伊勢齋宮に御鎮座の御事を記されたるより出たる説なる可し、本朝事始に崇神天皇六年己丑、始ニ温明殿一、以ニ天照之神璽一、安ニ置此殿一、後代之内侍所、以ニ右之温明殿一表ニ之始一也と有る方や勝らまし、然るは上件引る崇神天皇六年御紀に然畏ニ其神勢一、共住不レ安と有りて、磯堅城神籬を定め奉らせ給ひて、眞の御鏡をば遷し奉らせ御在し坐しゝ御時に、其護身御璽と為て造り奉らせ給へるを、常に別殿に鎮奉り置かし給へるも其御時を始と思しければなり、然るに内侍所は昔は清涼殿に納置参らせられたりけるを、自然无禮の事も有らば其恐有るべしとて温明殿に移されにけり、此事何れの御時の事にか思束無し、彼殿清涼殿より下りたる便無しとて、内侍所に候ひたる方をば板敷を高く敷き上げられたりけるにぞ」と有るは甚く異なる事ながら、熟思ふに昔は清涼殿に云々は、崇神天皇以前には同じ大殿に同レ床共レ殿の神勅の任に若御一所に御在し坐しけるを以て、後の常御殿の名を及ぼし云へるなる可く、次に自然无禮の事も有らば其恐れ有るべしとて云々は、右に引ける其御紀の文に有る意を云傳へたりし者と所思たれば、此の書とも成すべき事なりけり、此温明殿をしも賢所と聞えさする謂も然る事に依れるなる可し、野府記小右記には恐所、紀略には威所、中右記には畏所又は賢所とも書かれて、皇大宮の中にも甚可畏き所と申す義にて、敬崇の

餘に其御名を指さずして然申然らせ給へるなゝめり、次に引ける紀略に此御鏡の御事を記して中右記之古止古呂と見えたり、然る時は其本は神鏡を可畏み申せるより其御在所の名とも成れりと聞ゆ、(拾芥抄に温明殿、綾綺殿東七間四方と有り、職原抄大全に當時内裏圖を按ずるに、内侍所は紫宸殿の東の方に在り、東西三間半南北五間半、後有局、神巫等居之と有り、備溫明殿の訓何と唱たりしか知らず、古く漢字には然書く事なれども、賢所と書には云ひけむと思ゆる者なり)又建暦記に天徳燒亡、飛出南殿櫻、小野宮大臣請袖之を書させ給へるは、扶桑略記に村上天皇天徳四年九月廿三日、内裏燒失、遷都以後歴百六十七年、始有此災、内侍所自温明殿出御南殿櫻木、小野宮殿以袖請入太政官朝所と見え、帝王編年記に廿三日庚申、今夜亥三點、内裏燒亡、丑剋火止、或記曰、内侍所燒出、著南殿櫻樹、或記曰、内侍所飛入小野宮殿(清愼公)袖と見えたる、此事を記させ給へるなり、略記に御日記云、廿三日庚申、此夜云々、火燒左衞門陣云々、火焔已盛、卽著衣冠出南殿庭、左近中將重光朝臣、持御劔璽宮相從云々、又令侍臣取内侍所、所々納大刀契等云々、次右大將藤原朝臣參入、仰行取出鈴印鑰櫃云々、火氣漸衰、不可延及八省、自亥四點迄于丑四點、宜陽殿累代寶物、温明殿神靈鏡大刀節刀契印、春興安福兩殿戎具、内記所文書、又仁壽殿太一式盤、皆成灰燼云々、鈴并櫃置御所、内印并鑰辛櫃納外記局云々、廿四日辛酉、令延光朝臣仰云、遣左右中少將、警求温明殿所納神靈鏡并大刀契等云々、重光朝臣來奏云、依大雨流滴、到温明殿求之、瓦上在鏡一面、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、圓規并蒂等、甚以分明露出、術在瓦上見之者、莫不驚感、又求得大刀契等、以神鏡等安置縫殿寮高殿と所見たり、此事編年記著聞集雜紀なとにも引きたるを、今は

接合して引けり、此は先に伊勢御神と有て、謂ゆる八咫鏡の御事にて渡らせ御在し坐す由傳十九に注せるが如し、紀略に廿四日辛酉云々、昨夜餘二、有名加之古止古呂并大刀契不レ能二取出一、今日依レ勅令二探索一、餘燼之上、已得二其實一、但謂二燒損一、其實猶存、形質不レ變、甚爲二靈異一、即大藏省韓櫃奉レ納レ之と有は、右の御事を記せるなりけり、其て稱の天皇御記に廿五日又求二得燒損鏡一面一、外記記云、威所三所、一所鏡（件鏡雖レ在二猛火上一、而不二偏損一、即云伊勢御神）一所眞形（無二破損一、長六寸許）一所鏡（已涌亂破損、紀伊國御神云々）と見え、又紀略に十月三日己巳遷二御大充廳文殿一、參申云、九月廿四日、依二宣旨一、御二坐內裏一、覽所三所、奉レ遷二御縫殿寮一之間、內記奉レ納二威所三所一云々と有りて、右は右の御記に同じく、又小右記寬弘二年の所にも村上御記云、天德四年九月二十四（宜レ作レ三）日燒亡云々、重光朝臣申云、罷二到溫明殿一所レ求、見二瓦上在二鏡一面一、（其鏡徑八寸、頭雖レ有二一疵一、專無レ損二圓規并蒂等一、甚以分明露出、緣二彼瓦之上一、見之者、無レ不二驚感一）廿五日清遠伊陟等合申、又求二得燒鏡一面一、故殿御日記云、恐所雖レ在二火燼之中一、曾不二燒損一云々、（鏡三面中伊勢太神紀伊國日前國懸云々）如二件說一似二三面一云々と所見たり、然れば右の南殿の櫻に懸からせ給へると云ふ事實は更に此には無きを、強て思ふに其分明に露出て破瓦の上に見得奉りしと云ふは、其櫻に著らせ給へりと云ふ說の方正しかりぬ可し、其も此も皆昔の記錄に有る事なれば何れを捨べきに非ずと雖も、已に天暦御記にも擁らせ給へる上は、樹に受けさせ給へる御事の御在し坐さじやは、（著聞集に天德內裏燒亡に、神鏡自ら出で給ひて、南殿の櫻木に著らせ給ひたりけるを、小野宮殿跪きて、御目を塞ぎて警蹕を高く唱へて、御袍の袖を廣げて受奉らせられければ、卽飛歸りて御袖に入らせ給ひたりと申傳へて侍り、然れど此事思束無し、其御日記云

云、其御紀如此し、小野宮殿の事見えず、思束無き事なり」と有り、然れども瓦上に在りと云ふも傳寫に誤れりと云ふも、各一の傳にあれば何てふ事か有らむ）先づ右に謂ゆる賢所に御在し坐す三所鏡の御事を此に心得申す可きなり、其は傳十七、十八に已に注し作るが如く、大倭本紀に天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也と有る本注に、一鏡者天照太神之御靈、名ニ天懸太神一、今伊勢國伊勢宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名ニ國懸太神一、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕之食向夜護日護齋仕大神、今卷向穴師社宮所坐拜奉太神也と所見たるに引合せて試みるに、此に天懸太神と申すは、右の天德御紀に謂ゆる雖レ在ニ猛火上一、不ニ偏損一、即云伊勢御神と有る是なり、次に國懸太神と聞ゆるは、右に已涌亂破損、紀伊國御神と有る是なり、右の小右記に紀伊國日前國懸云云と有るも、日前坐國懸太神と申す義なる可からむ事傳十八に注せる事共に考合す可きなり、扨て一鏡の御食津神と聞えさするは、右に一所員形を無ニ破損一長六寸計と有るに當りて、伊勢外宮の御にて渡らせ給へる謂ゆる御食津神是なり、此にて賢所三所の神鏡の數には合へるを、昔より詳ならざりし事なりしと所見たり、又其子鈴の御摸造は右の御記の中に見えたる鈴などにや、又所々納大刀と云ふ中には日矛などの御摸造も御在し坐しけむを、其傳無きこそ甚可惜しき事なりけれ、若て紀略に同年十一月朔日丁酉、天皇自ニ職曹司一幸ニ八省院一、發ニ遣伊勢以下諸社奉幣使一、伊賀并檢石上）被レ申ニ去九月廿三日内裏燒亡累代寶物損燒之由一、被レ告ニ申之一と有て、伊勢石清水平野松尾石上等の大神に聞え奉らせ給へり、右の三所の神鏡の如きは眞の御は各其本宮に鎮奉らして此は御摸なりと雖も、崇神天皇の大御世より以降謂ゆる護身御鏡と爲て宮中の寶器と齋き奉らせ給へる御物の、如此御燒損はれさせ給へるなむ甚も々々畏々

しき大禍事には有りける。（國史略に云の内裏燒亡の事を載たる内に、官西宮命婦火、先是天暦四年朱雀院七年、官議官倉燒、天徳元年四月?年、同年大舍人寮并四門、二年十一月燒、長岡?大舍人寮、康保二年內藏寮及縫殿、同年兵庫寮及典藥位官?此等皆?後、令撰其事云々、故其遣使及諸寮式官行ㇾ夜と書せり、其御社の咎からざりし事思ふ可し）又日本紀略に見る所を云、給有燒損之中也、有一古記爲文公卿朝使、給有燒損給寺ㇾ院被中先燬、如此御鏡不燒と有る其書は、寛弘を誤に寛仁とせるにや、中右記に、一條天皇寛弘二年十一月十五日子剋許云々、內裏燒亡者云々、火起ㇾ自溫明殿、神鏡（所謂賢所）大刀契不ㇾ能ㇾ取出云々、云々、十七日云々、奉求中神鏡燒損事云々、御在大刀并契皆燒亡、鏡猶有損、燒損、無圓規、失鏡形、云々、村上御記云、云々、十二月九日、左頭中將來作言云、今日內侍、持鏡自太政官事移東方候、可ㇾ供奉其事者云々、十日頭中將來申云、昨年被ㇾ移、但開溫明殿時申ㇾ納神鏡之間、忽然有日光照耀、內侍女官等同見、神鏡有?、殆是足恐懼者と見えたる、鏡形有ㇾ欠と有るは長暦の御にて燒らせ、自然無圓規、失鏡形と有るは、紀略に十六日庚申、依內裏燒亡、諸司參入、左近少將重光參宣旨、奉ㇾ求賢所之間、灰中神鏡一面奉ㇾ求出之と所見たる是にて、右の天德御記に謂ゆる一所其形と云ふと一所の紀伊國御神と申すと二ながら、何れも此に於て被損させ給へるは、甚々可畏しとも何とも云ふに斷えたる御事なりかし、給有燒損給之とは、紀略及同年記に十二月十日甲申、差遣參議右大辨行成卿於伊勢太神宮、被ㇾ申神鏡燒損事、有燒損之旨と有る是なり、其頃より諸道に仰せて鑄改めらる可きや否や令勘申給へる事度々有りき、殊に委しきは神宮雜例集事記等に、寛弘二年乙巳十一月十五日、內裏燒亡、而去天德四年已未度々內裏燒亡之間、不ㇾ被

燒給（佐留）內侍所神鏡燒損給、因茲件神鏡可被鑄替由、世被行陣定、可被卜定吉凶於神祇官陰陽寮之由、
公卿僉議之間、各勘奏云、件神鏡者是非人間之所爲、天地開闢之初、於高天原天、鏡作神乃遠祖天香古山命乃以鑄
天、八百萬皇神達共仁鑄造之神鏡也（或云天香古山命共鑄造神世者）件鏡元三面也、實皆以神力入也、一面坐伊勢國
須、一面坐紀伊國須、一面坐內侍所須、是件鏡也（子細具見于日本紀）と見えたり、但神代三面の鏡の中に內侍
所の御を入れたるはなしからざる事、右に擧げたる大倭本記に合せ讀めば自に辨へてむかし、又百錬抄寛弘二年に
同三年七月三日、諸卿於御前定申、諸道勘申神鏡可鑄改哉否事、宜聞三尺餘處自御在所庭落座中、登自南
殿北階、赴西不見、可謂神不受非禮と有りて、此より其御沙汰止にたり、（右の神不受非禮を、鈴屋翁の
玉勝間に引かれたるには神受非と有れども、其は決めて誤なり、倩右に謂ゆる神代三面と申すは、伊勢の御と日前の
御と御食津神の御と三面の神鏡有りて、內侍所にて其三面の神鏡を崇神天皇の大御世に摸造れるを齋き奉らせ給ひしな
り）又其御記に長久燒亡、少納言經信欲奉出、火盛不合期、而有光入唐櫃、更不燒云々と書きたれば、百
錬抄に後朱雀天皇長久元年九月九日、皇居上東門院燒亡云々、內侍所神鏡在灰燼中燒損、諸藏人頭左中辨資房左
少將經季等令求之、僅奉進得御體（燒殘五六寸許）國奉其人折損、又得一切（一二三寸許）其形損不分明
云々、其々得二三寸許、各々僅々也、又如金玉之物數粒得之、隨又奉加入籠之、十日內侍所女官卅人參
之、一人夢云、彼本所ナ小躯、頭有三指、一人夢云、從本所有人云、吾在此所云々、仍々其
後所奉求之處、如金玉求得一粒、即在人夢、有靈驗、可慕敬云々、以上見于百錬抄、同十一日定申神

鏡焼損事、任二寛弘二年例一可レ被レ行之由定申了と所見たり、此事古事談にも同九月九日内裏(東第)焼亡之時、賢所令二焼失一給了、内侍所女官二人候レ宿二夢想云、於二温明殿一奉レ求二出御體一、處玉金之類、件所出入[illegible]云々とも有り、右に焼残五六寸許と有るは伊勢の御に坐すべく、又に僅二二三寸許一と有るは紀伊の御神と今一所の鏡形とにて御在し坐すべし、然れば此御時に皆悉ら焼損はれさせ御在し坐して、崇神天皇より以降累代の寶鏡と為て持齋かせ御在し坐しける賢所三面の御鏡の中、一所だに全きは御在し坐さず成りぬることそ火難の忌々しき御事ぞとは申ながら、悲しなど聞えさせむも尋常の事には有りけれ、然れども[illegible]若欲レ奉レ出、火炎不レ合二其期一、而有二光入一[illegible]、更不レ焼と申させ給へるを見奉れば、右の如きは一説にして、此度も伊勢の御は火中より霊光を放たせ御在し坐して更に焼損はれさせ御在し坐ざる御有状なり、如此く御在し坐せらむには天下の衆庶々愛たき奉ひ限無き御事なりかし、故此は御御記に載させ給へる所を以て正説と定まり奉る者なり、(著聞集に云はく、長久焼亡にぞ焼損ぜさせ給ひにける、其より其焼けさせ給ひたる灰を取りて唐櫃に入れ奉りて、今は御在し坐さず是なり、世の降り狀神鏡の御様にて見えたり、神威何時とても何かは異り給ふ可きなれども、世の降行く狀を示し給ふ故に如此成行かせ給ふにこそ、今行末如何ならむ、哀しむ可き事なりと)備又御記に白河院御字御日、内侍所神鏡焼出、欲レ上二天而一、女官懸二唐衣袖一奉二引留一、依二此因縁一、女官奉二守護一云々と有る、此事江次第に據らせ給ひたる可くして、此賢所の御事を内侍所とも申す據なるが、天徳御記に已に其稱有りければ何れの御時などや云初めけむ、又女官の此に奉仕る事も其古かりければ、右の御事は何れの御時頃にや有りけむ、彼三種の神器を傳へさせ御在し坐して、無窮の寶祚を所知看させ御在し

坐せば、其神一體に渡らせ給ひ、實に天神御子にして天地の間に二無く甚も至尊く御在し坐すなる者を、中頃より君神一體の御旨を忘れさせ給ひ、禮式は唐法に據らせ給ひ、行事は佛乗にのみ力めさせ給へる故に、神と皇との御間甚遠く隔らせ給ふ御事と成りて、權臣の威福朝家を輕蔑しめ、人民の貧困諸國に迫切れしかば、天照大神の大御心に叶ひ奉る事少かも有るべからざりし任に、然る御事も御在し坐しゝとは申す可からざる事、度々御體の燒損はれさせ給へるを以ても想像奉る可き御事なり、又御記に賢所習云々、有瑞相鳴動光、堀河院御時度々鳴動光、堀河院御時度度有此事と書させ給へる、瑞相の御事は其一末に堀河院御時寛治八年比、度々有此事(天德燒亡之時焉)と有る是にて、中右記に寛治八年十月廿四日堀河院燒亡云々、後聞、內侍所博士命婦(備良)語云、去夜有奇異、又件夜、內侍所鈴大鳴、成奇之所、已皇居燒亡其徴歟、誠雖末代可恐者神道也と有るを始として、其後の書共に時々此事を載せたり、近くは年代記に後土御門天皇文明二年十二月六日、內侍所鳴動、同二十七日後花園天皇崩と有るにても、其瑞相の御在し坐す御事を見奉る可きなり、壽永に西海へ御遷幸成し奉らせ給へるにも御奇瑞の御事御在し坐しき、源平盛衰記に、二位殿今は限と見果給ひければ、鈍色の二衣引纏て、白袴の側高く挾て先帝を抱き奉り、帶にて我身に結合せ進らせ、寶劍を腰に指し、神璽を脇に挾み、舷に臨み給ふと云々、二位殿は兵共が御船に矢を進らせ候間、別の船へ行幸成し進らせ候とて、今ぞ知る御裳濯川の流れには浪の下にも都有りとは、と宣ひ、海に入り給ひにければ云々、兵共先帝の御船に亂れ入りて、大なる唐櫃の錠捻切り、中なる箱を取出し云々、蓋を明むと爲ければ忽に目眩み鼻血垂る、平大納言時忠卿見給ひて、內侍所の御箱なり、狼藉なりと宣へば、判官是を聞て制止を加ふ、武

士共御船を漕出ぬ、四平大納言に申して何元く唐櫃に納め奉りぬ云々と有りて、凡下卑賤の武士共に神威を示させ給へるは甚辱き御事なり、亂世の武士共の逆事を行る者は非ざりけりと雖も、上にも注せるが如く御心一にて如此く甚も此事無き神器を汚穢し奉らせ給ひ、天神の御子一柱を海底に奉失らせ給へるなりければ、甚も忌々しき大禍事にぞ有りける、御記に壽永大亂之時、御二西海一、經二三年一還洛之時、有二三夜神樂一と見えたり、此時天照太神の大御心は如何御在し坐しけむ、神樂を被レ行て慰め聞えさせ給にむよりは、武士に詔して先帝に過ち奉るまじく捷させ給はゞ如何に禍々しき夷なりとも、神器などをば失はせ奉るまでには至らざる可き者なるをや、（其上先帝とは申せども、其都にて新帝を位に即け奉らせ給へるより云へる事にこそ有りけれ、神器を渡させ御在し坐さざる限は、何國までも天津日嗣の天津高御座を所知食させ御在し坐す天皇尊にて渡らせ給へる者を、彼夷賊に方人と成らせ御在し坐して、其皇祖と御在し坐しながら皇孫を廢させ給へる事、天照太神の皇孫を立て天下を歸依し奉らせ給へるとは表裏なる御事にて甚も怪しき御心にぞ御在しましける、増鏡に、永治の昔鳥羽の法皇崇德院の御心も行かぬに下し聞えて、近衞院居奉らせ給ひし時は、御門推じり譲らせ給ひて、其夜に成まで度々勅使を奉らせ給ひつゝ、內侍所神璽なども渡し奉させ給へりしとなむしと有るが如く、天津璽を持たせ御在し坐す間は當代の天皇に坐せば、父帝などの御心にだに任せ給はざる事をや、（然して其御記の首に凡禁中作法、先二神事一、後二他事一、旦暮敬神之叡慮無二懈怠一、白地以二神宮並內侍所方一、不レ爲二御跡一、方物隨二出來一、必先置二臺盤所棚一、付二女官一被レ奉、或內侍參奉レ之、近代者如二內侍一不レ候二內侍所一、上古者以二溫明殿一爲レ房、自二僧尼偉人許一所レ進之物、不レ奉レ之と書させ給へるぞ、禁中の作法神國の風儀天地

と共に並行はせ給ふ可き天下の大道は實に此に在りける、「先ニ神事ニ後ニ他事ニ」とは先以祭ニ神祇ニ、然後議ニ人間之政事ニと有りて古今の常典是なり、故大政官式に凡內外諸司所レ申ニ庶務ニ云々、若申ニ數事ニ者先ニ神事ニ云々と見えたり、是を以て大御政の御有狀を見奉り知るべし、又に旦暮敬神之叡慮無ニ懈怠ニとは、欽明天皇十三年御紀の言に我國家之王ニ天下ニ者、恒以ニ天地社稷百八十神ニ、春夏秋冬祭拜爲レ事と有る此御意味なり、仁和御記に我國者神國也、因毎朝敬ニ拜四方大中小天地神祇ニ、一日無レ怠と宣ひ、菅神遺誡に凡仁君之要政者、以レ撫レ民爲レ本、民者神明之食也、本朝之綱紀者、以レ敬ニ神明ニ爲ニ最上ニ、神德之微妙、豈有レ他哉と書き給し、風雅集後宇多天皇御製に、天神国社を敬ひてぞ我葦原の國は治まる、と詠せ給へるなど、皆敬神の御事を述べさせ御在し坐しける御事共なり、是を以て天下の臣民の朝廷に仕奉るも、敬神の事を主と爲て仕奉る風俗なりし故に、職原抄神祇官條に以ニ當官ニ置ニ諸官之上ニ、是神國之風儀、重ニ天神地祇ニ故也、神武天皇定ニ都於大和國ニ時、以ニ天照太神御靈八咫鏡及草薙劍ニ、安ニ置大殿ニ、同レ牀而坐、猶如ニ往古神勅ニ、此時天兒屋命孫天種子命專主ニ祭祀事ニ、是乃執ニ朝政ニ之義也と記され、神皇正統記にも上古は神と皇と一に坐々しかば、祭を司るは即政を執るなり、政ノ字の訓にても知るべし」とも書されたる是なり、自レ是以ニ神宮井內侍所方ニ不レ爲ニ御跡ニとは、右にも注し奉るが如く御記に自ニ神代ニ、神鏡如ニ神宮ニ奉レ仰、爲ニ伊勢御代官ニ被ニ留置ニ也、神宮又第同ニ伊勢ニと有りて、同レ床共レ殿の時の御習風を易へさせ給はざるにて御敬神の至り此に御在し坐す御事なり、其御裝束作に御冠自身不ニ御跡方ニと有るも、御冠は本より御頭に戴かせ給ふ御物に依るとは申しながら、上古は右の神鏡をば御髻に結付奉らせ給へりし御名殘なるに思准らへて明らめ奉る可きなり、萬物隨ニ出來ニ必先云々被レ奉とは、皇太神宮

祈年月次祭詞に皇前者皇太御神能大前爾、如ニ横山一打積置氐、残乎波平聞看と見えたる御饌を以て常と為させ御座し坐
十二日是なり、自ニ伊勢尾張一參ニ人許ニ所レ進之物不レ受レ之と有るに、伊尼に斎宮に忌詞有り、僕人とは重服厳不浄の輩なり、
其等の人の穢しく賤しきより奉る所の物をだに憚りたまはせ、伊勢は内侍所の御本宮、内侍所は神宮の御代宮たるを
以て、常に同じく仕へ奉らせ給へるを以てなり、神事次第同ニ伊勢一と有るを以て想像り奉る可し、當時神道に凡本朝者
天照大神之裔国而、天孫瓊々杵之命臨位之地、當ニ崇ニ神祇之法、無レ可レ用ニ漢土之法一と書させ給へるが如く、天下に既立
して、萬國に比類無き御事にて、日月の如く天地に明らかなる大御政にたむ御在し坐しける、（又云はく、凡治天之君
者、内ニ準於先王之法一、則ニ太古之俗一、和而治レ之、民無ニ妖災天殃之苦一、土無ニ水旱蝗蝕之害一、矧於ニ神孫之皇國一乎、
興ニ帝王治天之徳一、其貴有ニ其天孫一、其業有ニ八十河原之神樂一と有る、先王之法とは我が皇祖の御事を申し奉り
て、儒輩の武王の祖先を指云とは雲泥の違なり、又云はく、凡人君貢税之法者、大寶法ニ先王之道一云々、則神明夜守
日護幸給國土、興ニ高天原一之貴爵可ニ同ニ會慈一焉と有りて、其道と云ふ物は我が先王之道に在る事を述べさせ給へり、
今日に於て此御記は、實に先王之道の法言なり、御々可し食むべし）○草薙劔は實劔出現章に彼八岐大蛇を退治させ
給へる御事を書して、時素戔嗚尊、乃拔ニ所レ帶十握劔一、寸ニ斬其蛇一、至レ尾劔刃少缺、故割ニ裂其尾一視之、中有ニ一劔一、
此所レ謂草薙劔也、（草薙劔此云倶娑那伎能都留伎、一書曰、本名天叢雲劔、蓋大蛇所レ居之上、常有ニ雲氣一、故以名歟、
至ニ日本武皇子一、改レ名曰ニ草薙劔一）素戔嗚尊曰、是神劔也、吾何敢私以安乎、乃上ニ獻於天神一也と有るを始として、其
第二ノ一書に則劔在ニ尾中一、是號ニ草薙劔一、此今在ニ尾張國吾湯市村一、即熱田祝部所レ掌之神是也と見え、第三ノ一書に

即別有二一劔一焉、名爲二草薙劔一、此劔昔在二素戔嗚尊許一、今在二於尾張國一也と有り、又第四ノ一書にも尾中有二一神劔一、素戔嗚尊曰、此不レ可三以吾私用一也、乃遣二五世孫天之葺根神一、上二奉於天一、此今所レ謂草薙劔矣と見え、古事記には切二其中尾一時、御刀之刄毀、爾思レ怪、以二御刀之前一刺割而見者、在二都牟刈之大刀一、故取二此大刀一、思二異物一而白二上於天照太御神一也、是者草那藝之大刀也と有り、熱田縁起は其正書に同じき中に、此所レ謂草薙劔也を此所レ謂天叢雲劔也と書せるは、正に如此有るべき事なり、此劔御事已に傳廿一、廿三、廿四、廿五に委しく注し奉れゝば今云ニ陳に非ずと雖も、少か要を撮て申さむに、素戔嗚大神此に其御劔を得させ御在し坐して、大蛇の尾などより出づべき物に非ず、神物なりと思ぼして、其御許に宿き奉らせ御在し坐しけるに、天照太御神の大御許に奉らせ給へるは、其太神と御誓の御閒に生坐せる天忍穂耳尊を、其物根の御事に就て奉らせ給へるに依りて、即ち其御霊と爲させ給ふ御意を以て奉り、萬は天神の御計らひに任せ奉らむと思ほせる御事なりけるに、右に其神劔也、吾何敢私以安乎、又は此不レ可ニ以吾私用一也と宣へる、此時の御言はしも本より清き御心の大神には渡らせ給へれども、天神に對ひ奉らせ給ひては謙計りも私曲の御心御在し坐さざる程知られ奉りて甚尊きを、其天神御子の御爲に此大御劔を捧け聞えさせ給へること、云知らず妙なる旨なむ御在し坐す御事とは所見させ給へりける、然して此神劔はしも上に注せるが如く天石戸の御時に其御孫天目一箇命の御手に成れる者にして、招賓とも云ふ程の御物なるが故に、主とは其太神の御霊も此上無く深く御在し坐す御寶にてぞ渡らせ給へりける、熱田太神鎭坐記に熱田皇太神一坐（尾張國愛智郡在二江崎村熱田鄕二）伊弉諾尊御子、謂二大日靈貴一、鎭二坐于伊勢一之名、號二天照皇太神一、鎭二坐于尾張國一之名、號二熱田皇太神一、于二

十月殿一坐、御正體者璽矛（璽者玉也、矛者草薙劔也）于二正殿一坐、御靈者御鏡也と有るは、天照太神は正殿に御在し坐し、草薙劔は別に十月殿に渡らせ給ふとなり、合祭神一座素戔嗚尊（御靈形御劔而在也）と有も正殿に並ばせ給へるなるが、共に其草薙劔に就て鎭り坐せるを以て、此劔の二大尊に亙る御靈にて御在し坐す御事を明らめ奉る可し、其次に相殿神三坐、日本武尊宮簀媛命建稲種命と有りて、凡有二五神一、次第如レ上、同床者二別高座一、以レ西爲レ上、于レ東次第爲、尤是二座也、至二于淨御原朝一、加二三坐一と有りて、古より天照太神素戔嗚尊二神を祭れる由なるを以て思ふ可し、備此御劔を璽矛と云ふは玉以て飾り奉る形容を以てなめり）備此大御劔古より天照太神素戔嗚尊の御靈と爲て皇宮の内に御在し坐しける事、右に注せる八咫鏡と同じ御事に渡らせ給へるを、崇神天皇六年に御摸造の御劔を皇宮に留め奉らして、眞の御は八咫鏡と共に宮外に齋き奉らせ給へる、古語拾遺瑞籬朝段に仍就二於倭笠縫邑一、殊立二磯城神籬一、奉レ遷二天照太神及草薙劔一、令二皇女豐鍬入姫命奉一レ齋焉と有る是なり、此より後共に八咫鏡と共に所々を御遷幸御在し坐して五十鈴宮に御鎭坐御在し坐せ奉り給へり、其後景行天皇の御世、日本武尊の東征の御時に託奉らしてより熱田御宮に鎭奉らせ給へるまでの御事は、已に傳廿一に注し奉れゝば今云ふ限に非ざるを、此は其素戔嗚尊の専御魂に御在し坐す御事を明らめ申す可し、然るは皇太神宮儀式帳に此拜奉天照坐太神月讀大神二柱、所レ稱二伊弉諾尊伊弉冊尊一、共爲二夫婦一合二府レ坐神一、御形鏡坐と見えたる此に御形鏡坐と有るは、皇太神の御上をのみ申せる如くなれども然らず、此二大神の御名を並擧げられたるは、先に草薙劔も共に並御在し坐しゝ時の傳を其任に載レ書たりし者なるか、其御劔は尾張に御在し坐し成りての後の事故に、月讀大神御形劔坐とは傳へさせられざるにぞ有りける、其證は

世記に崇神天皇三十九年壬戌遷幸、但波乃吉佐宮積二四年一奉レ齋、従レ此更倭國求給、此歳豐宇氣神天降坐、奉二御饗一と所見たるは、丹後風土記に謂ゆる豐宇氣大神の眞名井原匏宮に合せ祭れるにて、神名式に謂ゆる加佐郡笶原神社是なり、慶長五年細川忠興主の再建せられたる棟札銘に、丹後州神座郡田邊城外之西有二笶原神宮一焉、豐受大神々社之古跡、而所レ謂倭奈井原與佐宮三座之一、而此纜別有ニ天香山竟葛國之名一焉、崇神天皇御世卅九年壬戌歳、使豐鋤入姫命遷ニ天照太神草薙劔月夜見命于此地一、以奉レ齋、此時始有ニ與佐郡名一焉(下略)と所見たる、此に天照太神と申すは八咫鏡の御事を申奉れるなり、又に草薙劔月夜見命と有るは劔と神と二神の謂には非ず、草薙劔即月夜見命の御靈にて渡らせ給ふ由なる事右の儀式帳に合せて悟る可く、且拾遺にも奉レ遷ニ天照太神及草薙劔一とこそ有りけれ、月夜見命の御名を被レ蔽を以て考ふ可き者なりかし、且長明(一云光行)海道記に、熱田宮者素戔嗚尊也と有るは更なり、其攝社八劔神社を素戔嗚尊和魂也と傳へたるなど、其草薙劔を素戔嗚尊に係て申すを以ても、又其月夜見命と同神にて渡らせ給ふと云ふ義の愈動く可からざるをも知るべきなり、(是素戔嗚大神はしも天照皇太神と相竝ばして高天原の御主神にて渡らせ御在し坐す御事を明らめ聞えむとて殊更に云ふ所なり、拾遺に草薙神劔者、尤是天璽、自ニ日本武尊凱旋之年一未留ニ在尾張熱田社一、云々、然則奉レ齋之日、可ニ同致レ敬、而久代闕如、下レ備ニ其禮一、所レ遺一也と云はれたるは然る事にて、伊勢神宮には及ばせ給はずとも、天下の諸社に超えて尤御崇敬御在し坐すべきを、然らざるは素戔嗚大神の荒魂にて坐す事を忘れさせ給へるより然等閑には成以て來るにこそ) 備上に注せる神皇正統圖に乃與ニ神劔一平ニ天下一焉と有る此劔に就たる御製言はしも、彼五十猛手が持せるにも乃提ニ十握劔一平ニ天下一矣と有る古の本なるが、其劔を賜はせ

たる例を求むるに、其起はしも上に擧たる如く紀記共に皇祖天神より二柱御祖神に天瓊戈を事依し授け奉らせ給へる事始なるが、此國土を修理固成し給はむ御爲に賜はせたる御事申すも更なり、然るに陰陽本紀に則以二天瓊矛一指二立於磤馭慮嶋之上一、以爲二國中之天柱一也は謂ゆる八尋殿の御柱の御事なるが、自然に二大神の大御稜威天地の間に充足はし御在し坐す大御守護と成りて、天地の間に唯此二大神のみ大坐々して唯其大御心の任に萬の物も事も成就ひ行をて、其思ほすが如く此國土及諸神等の大祖と御在し坐す御事としも成れるは、其天瓊矛の大御稜威に依らせ給ふ御事申すも更なる御事ぞかし、然して古事記に素戔嗚大神の御所に大已貴神の御在し坐して、其大神の生大刀生弓矢及沼琴を取持たして返らせ御在し坐しける所に、其汝所レ持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追二伏坂之御尾一、亦追二撥河之瀬一而、意禮爲二大國主神一、亦爲二宇都志國玉神一而、其我之女須世理毘賣爲二嫡妻一、云々而居是奴也、故持二其大刀弓一、追二避其八十神一之時、毎二坂御尾一追伏、毎二河瀬一追撥而始レ作レ國也と有りて、大國主大神と申す御功業も其生大刀生弓矢に依りてぞ立たせ御在し坐しける、又此正書に大已貴神の國土を避け奉らせ給ふ際に臨ませられて、乃以二平レ國時所レ杖之廣矛一、授二二神一曰、吾以二此矛一、卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者必當二平安一と聞えさせて、廣矛を奉らせ給へる御旨なども、武威を炫かさせ御在し坐して天下を安見爲給ふ可き所以なる事傳廿九に注し奉るが如し、備大殿祭詞に天津璽乃劔鏡乎捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氐と有るは、鏡と劔とに寄せて言壽爲させ給へる御事なる、其安國止平氣久所知食と有るぞ專劔に係けさせ給へる御言にて、次文に事問之磐根木根立知、草乃可岐葉乎毛言止氐と

有るには應へて、此は其武勇を以て天下を穩く治めさせ御在し坐すべき由を詔給へる者になむ有りける。(但刀劍を用ひさせ給ひて天下の逆亂を靜めさせ給はむは本よりの御事なれども、其を以て常とは申す可からず、刀劍を用ひさせ給ふ如き御大稜威御盛に御在し坐す時は、天下に亂逆と云ふ者起る事有るべからざる者なれば、皇祖天神の御意はしも必此に在るべき事、右の天瓊矛の作を以て思ふ可し)備古語拾遺に至二于磯城瑞垣朝一、漸畏二神威一、同レ殿不レ安、故更令下齋部氏率二石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡作上レ劍、以爲二護身御璽一、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劍也と見えて、其よりは新造の鏡劍を宮中に留め奉らせ給へるが、神鏡は已に別殿に遷め奉らせ給へりし故にや、時々水流の事に遇はせ給へるを、劍は璽と共に天皇の大御許を放ち奉らせ給はざるが故に、彼大德寬弘長久の燒亡にも何の御恙も御在し坐さざりきを、唯春記に後朱雀天皇長曆三年己卯十一月四日辛卯、天晴、此間自レ內有レ召、仍參入、被レ仰云、寶劍柄方乃加不止乃固乃釘乃片方拔落了、是先日事也、仍假以レ糸結レ之也、件物永代之寶也、猶以レ釘可レ令レ固歟、如レ何、此由今明間、示二關白并右大臣一、可レ令レ定二申之一者、予即退出、申二合金吾一、命云、延木御時有下被レ改二直御劍緒一事上、頗可レ准也、但彼寶物外也、是以二凡銀一新加入、尤有レ憚歟、只以レ糸可レ結也、抑先申二關白殿一、可二左右一者と有るは史籍に所見たる始なり、六日癸巳、天晴、少將參內、候二御前一、奏下寶劍落二失釘一事上、右府被レ仰云、件劍至要寶物也、不レ知二其初一者也、今以二凡銀一新作加、尤有レ憚、神鏡不レ加レ金之例也、只以レ糸能結、尤可レ吉也、內侍可レ結也之由奏レ之、有二可許一被レ仰云、明日伺儀以レ東替レ西也、例儀二御劍置物机一、而此座如レ何、又他事知レ何之由、明日可レ示二關白一者、予退出と有る神鏡不レ加レ金之例也と有は、右に云へる寬弘燒に神鏡を其任にして納置かれたる御事を例と爲

られたるなり、十七日甲午、天晴、今日初御二南殿一(內裏燒亡之後、始二御上東門院一之後也)云々、已刻許、參二關白殿一而、早且渡二御高陽院一了、云々、參二高陽院一、殿下坐二北池邊一、源大納言并近習家人等祗候也、予進參申云、內御云、今日可レ御二南殿一也、而其儀東西相替、其中神璽寶劍、例安二置東置物御机一而、此所以レ西爲レ體、爲レ之如何、云々、寶劍乃甲乃片方乃釘、先日拔失已了、新作改如何者、關白殿被レ命云、置二御劍一之方、是用二時方一也、仍寶劍之時置二東方御机一也、今儀以レ東替レ西、仍以レ西爲レ上也、件御劍可レ置二西方御机一也云々、御劍釘事、以二凡鐵一作改、尤有レ憚、但寄々有二御卜一、可下令二左右一給上者云々、予即參內、一々奏二復命一了、御劍釘事日可レ示也者と有りて、其後の事は見えず、御卜に如何出でたりけむ床しき事共なり、右に甲乃片方乃釘と云ふは目貫の釘を云ふなる可し、中右記、堀河天皇寬治八年の下に劍の事を云ひて目貫之穴二と有りければ、其一の方の釘の拔け落ちたるに依りて甲の片方とは有るにこそ、(目釘に鐵を用たりし事は傳十七卷に注せる神集の劍に志呂賀禰乃女奴支乃多千遠佐介波支夫、奈良乃美也古邊爾留波多賀古曾と有る是なり、然れば竹を以て目貫釘と爲るは後世の事なるにや) 若て建曆御記寶劍神璽條に御劍者神代有二三劍一、其一也、子細難レ多不レ能レ注、其後爲二寶物一傳來、而壽永入レ海紛二失之一、後白河御時、以後廿餘年、被レ用二清涼殿御劍一、仍以レ晝爲レ先、而承元讓位時、有二夢想一、自二伊勢一進レ之、已案又准二寶劍一、以レ劍爲レ先也、此劍昔通時給也と書き給へり、其神代三劍と聞ゆるは或書に神代傳三劍草薙劍(本名天叢雲)在二熱田一、羽斬劍(本名天十握)在二石上一、高庫劍(一名大刀刈)在二熊野一と云ふ、此に就て書きへ給へる者なる可し、子細難レ多不レ能レ注と有るは、崇神天皇の大御世に造り改られて、神代の寶劍は神鏡と共に他處に奉移り、宮中には其御模造の新劍を以て

御代頃と答て筥を奉らせ給へる、上件に云へる子細共を事略かせ給へるなり、其後爲ニ寶物一傳來とは其舊造の御劒を以て神璽と相並させ御在し坐して累代傳國の御璽と爲させ御在し坐すとなり、壽永入レ海紛失之時に引ける源平盛衰記に所見たるが如し、增鏡に後鳥羽天皇の御事を、壽永二年御年四にて位に即せ給ひけり、内侍所神璽寶劒は位の時必渡る事なれど、先帝筑紫に率て御在しにければ、此度初めて三の神器無くて寄らしき例に成りぬ可し、後にぞ内侍所璽の御筥計り還上りにけれど、寶劒は終に先帝の海に入り給ふ時御身に添へて沈み給ひけるとぞ遺憾しけれ」と見え、又續古事談にも神璽寶劒は神代より傳はりて御門の御守にて更に開け披く事無し、冷泉院亂心御在し坐しければにや、璽の筥の紐を解きて開けむと爲給ひければ、筥より白雲立昇りけり、恐れて捨て給ひたりければ、紀氏の内侍元の如く絡げけり、寶劒をも拔かむと爲給ひければ、夜御殿閃々と光りければ怖れて拔き給はざりけり、斯る事たき公の御寶物眼前に失せにき」と有るも此等の事と所見たり、此御即位の御事は上に注し奉るが如く高に法皇の御計らひにて主上の還御を待ち奉らせ給ふ可き由官人共に任せるは、即天照太神の大御心に御在し坐すべからむに背き奉らせ給ひ、當代の主上は法皇の嫌はせ給ふ平家の人々にこそは供奉(トモナハ)れ奉り給へりけれ、御讓位の御事たに侯し聞えさせずして此に御即位の御事御在し坐しては、一天に二日在るが如く實に鬮々しき御事をこそ行はせ給ひしか、然る御過に依て終に先帝をも寶劒をも沈め奉らせ給へるなむ、淺ましとも哀しとも云ふに詞も出でざりける、百練抄に文治三年七月廿日己未、奉ニ幣七社一、依ニ寶劒御祈一也、今日被レ遣ニ勅使於長門國一、日來被ニ祈請一、爲レ令ニ搜求一也、神祇大副卜部兼衡、大藏少輔安倍泰成等爲レ使、前安藝守佐伯景弘、去比下向、景弘合戰之時、在ニ彼國一、存ニ知寶劒沈沒之所一云

云と有れども、終に驗無くて止みにけり、斯計の御寶空しく海底にて朽果つべきに非ず、若くは平家の落人などの事て作りて別座に安置め奉るには非じか、或云、筑後國千代川の傳に水天宮と申す有り、二位殿其川下より寶劔を持へて上らせ給ひ、此所にて神と成らせ御在し坐す、水天宮の神體は寶劔なりと云へり、近頃神殿の海内に普く明れさせ給ひて、世に名高かる社々にも勝らして御在し坐すたども然る御事などに傳れるにや、此は後來高代の内に必天朝より正させ給ふ可き御事なり、(玉勝間思草作に云はく、源平盛衰記に法皇寶劔の失せぬる事を大に御歎き有りて、賀茂大明神に七日御參籠、第七箇日に御夢想有り、寶劔の事長門國壇浦の老松若松と云ふ海士に仰せて尋ね給ふ可しとなり、此に依りて九郎判官を召して此事を仰せ含めらる、義經長門國へ下り件の二人の海士を召す、老松は母若松は女なり、二人共に海に入りて一日有りて浮上りて申すやう、怪しき子細有る所に候へば凡夫の力に及ばず、如法經を書寫して身に纏うて入るべしと申すに依りて、僧を集め如法經を書寫し、老松身に此を纏ひて入る、一日一夜上らず、翌日午時許に浮上る、子細は帝の御前にて申す可しと云ふに依りて都へ具して上り、法住寺御所に於て申して云はく、龍宮城と思しき所に入る、其有樣凡夫の住居に非ず、心も言も難及し、老松大日本國の帝王の御使と申入れ、庭上に進みて御殿の半上たる内を見れば、尾は知らず臥長二丈もや有らむと見ゆる大蛇、劍を口に啣へ七八歲の小兒を抱きて有り、詞を出して云はく、寶劔は必しも日本帝の寶に非ず、龍宮城の重寶なり、我が出雲國簸川上大蛇は我次郎王子なりし、其後日本武尊東行の時膽吹山の裾に臥長一丈の大蛇と成りて此劍を取らむと爲しかども、取得ざりし故に、其後樣々と謀を運らし、簸川上の大蛇安德天皇と化り、源平の亂を起し龍宮に返し取りぬ、今我口に含める是寶劔なり、

抱ける小兒は安德天皇たり、平家の一門の人々も此に在りとて簾を捲上て見せける、信に其人々皆並居たり、今汝の身に纏へる如法經の尊きに本の質を其任にて見ゆるなり、但此劍は盡未來際日本に返す事有るべからずとて大蛇内に這入りぬと奏しければ、法皇を始め奉り月卿雲客一同に奇特の思を成し給へり、然こそ寶劍は失せ侍りと治定しけりと見えたり、件の事は寺々の緣起の類にて、皆例の法師輩の世人を欺く無下の造言なり、然るを萬事に如此狀の佛法沙汰の筋を云ふ事を好みて斯る書にさへ甚じげに記されたるは此事のみに非ず、皇國の昔の人の常の僻なり、大凡斯る事を記せるは何れの書なるも皆同じ事なり、甚煩さし」と云はれき、此趣龍川上天淵記にも出でたり、賀茂の神託は誰か然る妖言を作り奏しけるを、御夢想に託し給へるなる可きに、若くは義經輩が奸計にて、法皇の御歎きを止め奉らむとて妖僧と計り、漁女を拵らへて彼が先帝に迫りて寶劍をば失はせ奉りけるも、人も安からず云ひけむからに其口窒ぎの言を構へて法皇を欺き奉りし者とこそ）後陸御時以後廿餘年は後鳥羽天皇の御世所知食せ給へるより以降なり、被レ用ニ清涼殿御劍一とは其清涼殿條に平敷と有て、下に疊二帖（繧繝南上）中央茵一枚（東唐綾縁裏打）御劍在ニ御座南端一（鞘革東西）と見えたる、此平敷なる即謂ゆる晝御座御劍なり、仍以レ此擬レ之は上に注せるが如く劍璽と申して其次第に推させ給へるを、此にては其神劍ならぬ御劍を用ひさせ給へる故に、古例に違ひて璽を先に劍を後にぞ爲させ御在し坐しける、承元讓位時は土御門天皇より大御位を受させ給へる御時たり、有ニ夢想一自ニ伊勢一進レ之は百練抄壽永二年六月廿三日條に、近曾祭主親俊奏ニ法皇一云、夢想云、參ニ神宮一、平ニ伏庭上一、以ニ親定并親章卿（兩人過去者）在ニ堂上一、以ニ親定一傳仰云、於レ我者令レ向ニ大宮一給畢、誂定法皇御事、所レ令レ申ニ付荒祭宮一給也、可レ被レ奉

御劒、早可ㇾ送ㇾ陸也、又有二大勢離一、以二大勢一可ㇾ申二沙汰一也、此後夢醒了、後朝内宮一禰宜成長持二來御劒一(傳註)云、可ㇾ造ㇾ陸之由有二夢想一、仍被ㇾ奉二寶殿一云々、以二此劒一也云々と有る、此神劒の御事なる可し、然れば壽永に沈れるを元より御傍に留めさせ給へるなどにこそ、又書ニ寶劒ニ以ㇾ劒擬ㇾ先也とは、壽永寶劒の御模造に非ずと雖も、皇太神宮より天孫尊に附命を負せさせ御在し坐せる御物なる故に、壽永の入水の寶劒に准らへさせ給ひて、其の如く劒を先にし璽を後にし給ふとなり、後神代より傳はらせ給へる御劒は熱田神宮に御在し坐すとは申しながら、崇神天皇の御世に出來れるは本より其御代劒と爲て習ませ給へる御物には在れども、已に千二三百年も傳はり來て御代々々の寶璽と爲て崩かせ御在し坐しける御寶なるに、如此しもたひ給へるは甚じき世の歎事なるが故に、皇太神の大御心と此に於て平らせ給へるにこそ有りけめ、其より以降天津日嗣の大御璽と爲て持齋かせ給へるなむ此神技の寶劒には渡らせ給へりける、但御記に此劒昔遁日緒也と有るに、有に詳し見と有るも合へるが、其劒寶なるは何れの御世にか被ㇾ納たりつる寶劒の有りしか、又は太神宮武神寶の中に須我流横刀と云ふ有るを、其劒以二金銀泥一畫ㇾ之と所見たれば此須我流横刀を造らせ給へるなるが、須我流横刀は雲羊刻之大刀と云ふ事の由見たるは旨を成せり、古事談に三條院御時、賀茂祭使殿上人此云々、被ㇾ仰云、御劒輔有ㇾ被ㇾ鑄ㇾ付之物上、是何物哉、汝有ㇾ所ㇾ聞哉、云々、奏云、不ㇾ承ㇾ傳説、是昔大刀御幸櫃寶藏云々、主上被ㇾ仰云、我國之秘寶、衆人不ㇾ知者、而寶平所ㇾ申、已相違、是所ㇾ愚思ㇾ也云々と有る、此を富家殿御談抄に寶劒は付ㇾ平緒ㇾ、其平緒中納言實、不ㇾ知ㇾ冒云々、作錦ㇾ日本國ㇾ與と有るは等も無き事なる可し、若くは内侍所神鏡の御談などにて、彼日本武尊の草薙の劒ならじか、借御劒の長さは太平記に出でたる傳劒の長二尺五六寸と有

そは、眞の御物の事を聞傳へて作れる者と見ゆれば、十握劍とも云ふ程の御物とも聞ゆる事ぞかし、(王暦岡黒草卷に云はく、光明天皇の御世貞和四年に、元暦の頃壇浦に沈みしと云ふ寶劍出來れりとて伊勢より進上せる事有り、此は伊勢國の圓成と云ふ僧太神宮へ千日參詣を爲けるが、千日に滿ちける時しも海上に光物有りて、圓成此を得て見るに二尺五六寸の劍なり、其時十二三計なる童に神託有りて、是海底に沈みし三種の中の寶劍なりと有りければ、觀圭神人等連署の起請を添へて彼圓成此を持て上京し、日野前大納言資明卿に就て此を奉る、備資明卿平野社の神主卜部宿禰兼員を召して三種神器の由來を委しく尋ね、猶も天下の人に信ぜさせむ爲に兼員をして三七日齋書せしめ、此寶劍に就き寶劍なりと云ふ事を、然る可き人の夢に告げ給ひて人の疑を去て奏聞せむとて祈請せしむ、其時左兵衛督直義朝臣の夢に奇瑞有りしに依りて、旣寶劍に紛れ無しとて此由仙洞へ奏聞して奉り給へり、然るに勸修寺大納言經顯卿此を聞きて、寶劍執奏の事凡て資明が阿黨の所より事起りて、百六十餘年の間治世有德の御世にだにも出でざりし寶劍の今斯る亂世に當りて出づべき理の無く候と奏し申されければ、上皇實にもとや思召れけむ、彼劍をば平野社の神主兼員に預けられけるとぞと、此事太平記廿五卷に委しく記せり、實に資明卿直義兼員圓成等相語へ出でたる僞事とこそ聞ゆれと有り」此は上に註せるが如く後醍醐天皇神器を奉じて南に移らせ御在し坐してより、北朝には傳國の璽も御在し坐さずして、賊足利尊氏直義らが爲に立てられさせ御在し坐せるなりける故に、天下の嘲弄も有りなど爲るが苦しくて、當代は實に天照太神より直受の寶位に坐すと云ふ證に、然る怪しき劍を圓成と云ふ妖僧もて見出でて、南朝に讓らせ給へるも太神宮より神託に依りて奉らせ給へるなれば眞の物に非ず、是こそ壽永の昔の物なれと云ひて天下

の耳目を驚かし、公家を欺き奉りて其賊輩の狂れ事をしも匿さむとは爲つるにて其謀主は直義と云へる大妖物なり）

○三種寶物は右件八咫鏡草薙劒八坂瓊曲玉等なり、猶傳廿九及右に注し明らめ奉るが如く、古事記には於レ是副ニ賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劒云々ニ而詔者、此之鏡者、專爲ニ我御魂ニ而、如レ拜ニ吾前ニ伊都岐奉と詔給ひて、其言に副たる御壽詞をなむ聞えさせ給へりける、殊に古語拾遺の次第は于時天祖天照太神高皇産靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可レ王之地、皇孫就而治焉、寶祚之隆、當下與ニ天壤一無上レ窮矣、即以ニ八咫鏡及草薙劒二種神寶一、授ニ賜皇孫一、永爲ニ天璽一、(所謂神璽劒鏡是也) 矛玉自從、即勅曰、吾兒視ニ此寶鏡一、當ニ猶レ視レ吾、與同レ床共レ殿、以爲ニ齋鏡一と有見たる、此二種神寶と云ふは後に天皇御即位の御時に當りて、鏡劒二種を忌部氏より上る例なるより然改たるにて、實には三種なるぞ上に論定めたるが如く正義なるを、其論は別にして此次第なむ甚宜かりける、但天壤無窮の神勅の最前に在るは文へ題して心得べき事、大殿祭詞に先づ天津璽の鏡劒を捧げさせ御在し坐して文に吉詞の御言を詔給へるを例と爲て知るべし、文に神寶を授け奉らせ給へる御事有りて後に吾兒視ニ此寶鏡ニ云々の御言を載せたる事、右に學げたる古事記も然なり、然る時は此に故天照太神、乃賜ニ天津彥々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒三種寶物一と有るに據きては、第二ノ一書に是時天照太神云々、祝之曰、吾兒視ニ此寶鏡一、當猶レ視レ吾、可ニ與同レ床共レ殿、以爲齋鏡一と有ると、古事記に此之鏡者、專爲ニ我御魂ニ而、如レ拜ニ吾前ニ伊都岐奉と有ると是なり、文には天壤無窮の神勅をぞ詔給へるなりける、然して其第二ノ一書の祝之曰を私記に保伎氏と訓み、大殿祭詞に天津璽乃鏡劒手捧持賜天言壽宣志久と有り、然して言壽を古語許止保企云、壽詞ニ如ニ今壽觴之詞一と有るを、神祇令に凡踐祚之日（謂天皇即位、謂ニ

之践祚一、（祚位也、福也）中臣奏二天神之寿詞一、（謂以二神代之古事一、為二萬寿之宝詞一也）忌部上二神璽之鏡剣一、（璽信也、猶レ云二神明之徴信一、此即以二鏡剣一称レ璽）と有るを合せ攷ふるに、御世々々の践祚に忌部氏は璽剣を上り中臣氏は寿詞を奏す事は、此の故事に擬び作る事たる事申すも更なり、但上に注せるが如く貞観儀式の頃に至りては践祚には天神之寿詞を奏す事は絶えて、大嘗祭の節會にのみ申す事と成れるより、践祚の時の寿詞の伝はらず成りぬるは甚可惜しき事なり、其大祀の時の天神之寿詞は、其大嘗の時にのみ神代より奏し来れる詞にて別なりければ、其文を改めたる者とは思ふ可からず、（其證は上に引ける持統天皇四年御紀に春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹二大盾一、神祇伯中臣大島朝臣読二天神寿詞一、畢忌部宿禰色夫知奉二上神璽剣鏡於皇后一、皇后即二天皇位一と所見たるは、右の令條に謂ゆる凡践祚之日、中臣奏二天神之寿詞一と有る是なり、其五年御紀に十一月戊辰大嘗、神祇伯中臣朝臣大島読二天神寿詞一と有る、是は儀式大嘗會辰日儀に神祇官中臣執二賢木一云々、跪奏二天神之寿詞一と有る是にて、即位のとは別なる者、此二條を以て知られたり）然して右の神祇令中臣奏二天神之寿詞一の義解に、謂以二神代之古事一為二萬寿之宝詞一也と有る、神代之古事と云ふは此に忌部上二神璽之鏡剣一と有に並べ思ふに、右に天照大神祝之曰と云ふ古事の御言を指て云ふより、萬寿之宝詞とは謂ゆる天壌無窮の神勅を此に奏して宝祚の長久を賀奉る由なり、然るに其中臣氏の奏せりし天神之寿詞伝はらざるは惜む可しと雖も、紀記拾遺祝詞式に書されたる此御天降の時の故事を以て其大抵は知らる可きなり、其様と思しきは台記別記久安六年正月四日近衛天皇御元服の儀式の中に、東遊常二白賀一、北面称二立二代牛脚一、擁折二ニ祝詞一、予御酒惟厚久御香惟嘉、赤□花（ウルハシキ）手散奉賜哀、諸神等梯□（ウケ）太高北、常磐守賜哀、御躰平今久守奉哀、天地乃依事乎日

月吉日佳時ニ、手長乃御世ヲ[illegible]壽詞[illegible]御世ヲ[illegible]奉ル[illegible]御代[illegible]中と有る壽詞と云ふは古に謂ゆる壽詞なり、又御膳を調へ奉る所に、皆御前ニ進奉テ天皇ノ御[illegible]外(不詳)[illegible]壽詞、其詞云、[illegible]天皇[illegible]今月乃吉日[illegible]親人[illegible]天神[illegible]中と見えたる、此詞なるに中臣連云云、[illegible]在に注せる壽詞に[illegible]云云、[illegible]山ニ打橋[illegible]と有る意味なるに、天神壽賀詞[illegible]云々、[illegible]中は、此に謂ゆる[illegible]と有るに依りて、其文こそは天降ちます[illegible]作に[illegible]成れりけれ、神代の古事を以て高天の壽詞と稱られたる意味は大に在る者なり、此を以て天皇の御代の初に奏し來れりし天神之壽詞と云へりし物の東大蹟とも見數ふ可き事なるにこそ[illegible]其記を見たりし後は然る事とは心も著かずして空しく讀過しけるを、此に至りては大に用有りて玉勝間藁淺茅に引入れたるを再引きたるなり、昔の[illegible]と云ふべきなり、其說に云はく此二の文を[illegible]し、引たるは殊に[illegible]し、今假字附も何も本の任に記せるを、假字附など後に寫誤れりと見ゆる所々も有れど、本より其趣き然なり、古言の[illegible]の[illegible]々變れるは、古き形の有りしが代々に[illegible]れて如此描く成れるなる可し、此頃已く古言は無下に廢れ果て、知れる人も無かりしと見えたり云々、と云れしは實に然る言にて、決めて古き天神之壽詞と云ひし者の名[illegible]如此く描く成りてけるながら、然すがに古言を求む可き所は有るなり)〇中臣上祖、古事記には[illegible]命者(中臣連等之祖)と所見たり、上祖の字は[illegible]上記にも出でたり、此氏の事は傳十七に注せり、〇天兒屋命は[illegible]と同神なる由は傳十七に明らめ申し、此神名の義は其卷及二十卷に委しく注せれば今云ふ限に非ず、此には其御社の御事を注し奉る可し、此神を祀奉る天

下の諸社の中にて其止事無く御在し坐すは、神名式に謂ゆる河内國河内郡枚岡神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）と有る是なり、記傳十五（五十四丁）に、後に春日にして祭り給ふ春日祭詞に、鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神四柱能皇神等能廣前爾白久、大神等乃乞給比能任爾、春日乃三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氐、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氐と有りて、式に大和國添上郡春日祭神四座（並名神大、月次新嘗）と見えたる是なりと云はれき、其は次に注す可し、借此枚岡神社を四座と有れども、元は天兒屋命比賣神二柱なりしなる可し、續後紀に承和三年五月丁未、奉レ授二河内國從三位勲三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上一、同六年十月己酉朔丁丑、奉レ授二坐河内國河内郡正三位勲一等天兒屋根命從二位、從四位上比賣神正四位下一、文德天皇實錄に嘉祥三年九月乙亥朔己未、亦遣二參議藤原朝臣助一、向二春日大神社一、策命曰、云々、天兒屋根命乎授從一位爾、比賣神乎授正四位上乃御冠爾上奉利、[illegible]など有るは、何れも鹿島香取兩大神と共なれば、其祭る春日社に就て申給へば奉らせ給へるなるを、三代實錄には殊更に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二河内國從一位勲三等枚岡天兒屋根命正一位、正四位上勲六等枚岡比賣神從三位一と有るは其社へ奉らせ給へるなれば、此頃まで二座なりしなりけり、然るに貞觀式春日祭祠の下に大原野枚岡等祭祠准レ之と有る、大原野は注式に文德天皇仁壽元年二月二日乙卯、供二其春日大原野山城國葛野郡大原野に宮柱廣知、春冬乃御祭勅使と有りて、此は式外なるに先に擧げられ、枚岡社後に附せられたるは思ふに、貞觀元年よりは後の事にて、其春日社に被准られて、鹿島香取の神等をも合せて春日大原野等に同じく祭り給へて四座には爲られたりし者と所見たり、借此其神等を因ゆるは傳廿九及上に注せるが如く其件々に辨合に御在し坐し

て、亦名を天富比賣命とも申す、卽天忍穗耳尊の后玉依姫命の御姐にて渡らせ給へれば、天兒屋命の御輔翼の命天美は連々祚命の御尚には御弁同文持にて渡らせ給へる由已に委しく考へ注せるが如し、續日本紀に寶龜十年六月庚午朔乙丑、河内國河内郡從二位勲三等枚岡大神社神主等、永預二把笏一、文德天皇實錄に嘉祥三年十月辛未朔己丑、加二從一位平岡神一、奉二幣帛一并四時祭一、三代實錄に貞觀七年十月廿一日己巳、河内國平岡神主一人、給二季々常色祿料絹布等一、一如二平野梅宮神主一、又春秋二祭、並充二神祇官中臣官人一人一、發二使祭事一、奉二付幣帛一、又差二史生一人一、供二神事一、並為二恒例一と所見たる、此年などより鹿島香取二神を加へて爲に春日大原野兩社の如く合祭ひ聞えさせ給へる御事とあるにこそ、（神武天皇御紀の通證に、河内國河内郡平岡神社、去二岩香村一一里許、古記曰、所レ祭神四座、天兒屋命比賣神大國主神天照太神也、所レ謂從祭、蓋祭神祇之奉、卽此矣、社有二四平祭一と有る事なれども信む可からず、其は春日にて此比賣神をば天照太神とも申す後人の説有る其は爲に作れる說なる可し、已に記し載たる春日祭祠を其し用ゐるからには其日と同神なる事云ふも更なるを、詐謬き杜撰なり、但此說は神武天皇の御世の見たりければ、然る神等の别社に御在しませじとは限りて云ふべきならねども、四座の說は其じき誤事にて正史に合はざる者なり、姓氏錄河内國神別天神に平岡連津速魂命十四世孫雷臣之後也と有るは此神主なるにこそ）又神名式に攝津國島下郡須久久神社二座（鍬靫）と申す御在しませす、此は傳十七に注せるが如く春夜神社に天兒屋命攝津國島下郡壽久山天降坐と有りて、此神天降御子の供奉らして天降坐しゝ後に此所に御在しませす事などの有りて無傳にれるも著く、和名抄郷名に島上郡兒屋と云ふ郷の有るなども由有りと思しきを、同郡天石門別神社は天兒屋命の御本許登能麻遲命の御父にて外祖父に坐すを、

又其御女栲幡千々姫命を妻と爲給へれば其婚に當らせ給へるなど得去るまじき事共なり、皇極天皇三年御記に以二中臣鎌子連一拜二神祇伯一、再三固辭不レ就、稱レ疾退二居三島一と見え、姓氏錄（攝津國神別天神）に中臣藍連、天兒屋命十二世孫大江臣之後也、又中臣太田連、同神十三世孫伊身宿禰之後也など有りて、中臣氏には古くより所以有る地なりけり、若て神宮雜例集に中臣氏氏神、元明天皇和銅二年己酉、都在二奈良京一之時、近奉レ崇二居春日神山一也云々、聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉レ遷二高久山御社一、是右大臣大中臣清麿呂公奉仕、籠居二攝津國一下部高久山之間、住家近所奉レ崇也と有る意は、奈良京の時は某氏神を河内國枚岡神社より勸請りて春日神社に崇居られりとにて、此時は鹿島香取兩神をも未併せ祭らざる程にて、天兒屋命比賣神のみをぞ祀れりけらし、然して清麿呂公の致仕せらるゝ時に、其春日神社なるを御天降の所由有る地なるに依りて、此須久々神社をば遷奉られしとにて、枚岡より春日に遷し奉り、春日より此に勸奉りて三轉なるが、其所レ祀二神なるを以て右に注せるが如く古に枚岡神社は天兒屋命夫妻二神に御在し坐しける事を明らむ可くなむ有りける、偖和銅二年に春日に勸請りて後は、天下の何處に祀れるも其春日より仕奉る事と成りて、其大本なる枚岡神社は中臣氏藤原氏の氏社の宗にして、斯計り止事無きに御在し坐さざるを、後には其氏人だに禁思はぬ事と成りぬるは甚有るまじき事なりけり、式にも春日祭神社と載せられて其神は鹿島香取枚岡等に鎮り御在し坐す御前を京にて祭る社にてこそ有りけれ、春日坐神社とは申さゞるを以て、其各本社を尊と爲させ給ふ由を知るべきなり、偖此枚岡須久々二社を始めて春日も其始は一座なりし本意は、當社風土記に敢智郡枚佐岡神社、俗號二岡箱垣一、所レ祭天兒屋根命大宮比咩命也と所見たる是なり、（然るは箱垣と云ふは春日の

首名にて、姓氏錄左京皇別下大春日朝臣條に、家重ニ千金一、委レ糟爲レ堵、大鷦鷯天皇臨ニ幸其家一、詔號ニ糟垣臣一、後改爲ニ春日臣一と有る是なり、是を以て思へば糟垣は後世の春日と云ふ義なるを謂ふ可くなむ有りける、但神名式には添上郡[illegible]神社と出でたり、此も其氏人の有りて春日より遷し奉れる者なる可し、其て須久々神社は倭名抄に謂ゆる須久郷にて、朝野群載天永三年の文書には須久御園と有り、此社今須久莊鳥羽村と云ふに立たせ給へり、又[illegible]なる阿爲神社も此近傍に坐せり)○神名式に大和國添上郡春日祭神四座(並名神大、月次新嘗)此御社の[illegible]の說は右に引ける貞觀式に、祭ニ鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命比賣神四柱一(並皇御孫命)、大神宮乙賜比能任良、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知天、天乃御蔭日乃御蔭止定奉天と所見たるが如し、偖此御社の起を考ふるに、續紀に元正天皇養老元年二月壬申朔、遣唐使祠ニ神祇於蓋山之南一と見えたる、此は臨時祭式に遣ニ蕃國使一時祭(使迴之日准レ此)云々、右撰ニ吉日一使者、總祭ニ天神地祇於郊野一云々、所司各儲ニ祭具一集ニ祭所一、神祇官率ニ神部等一(並著ニ明衣一)行ニ祭事一、大使自陳ニ祝詞一、神部奠レ幣、訖大使以下各供ニ私幣一(事畢賜ニ神座一)と有る是にて、後々にも有りて天神地祇を總祭る事とのみ思ふ物から、續後紀承和三年四月に遣唐使有るが爲に五畿七道の各神に幣帛を頒奉らせ給ふ御事有りて、其五月春日祭神社に就て各其本社の神階を進めさせ給ふ御時の策命に、遣唐使參議正四位下藤原朝臣常嗣等、路間無ニ風波之難一久、豐賜比、矜賜比天と有る事大に所由有る事下に云へるを合せ考ふ可き者なり、又孝謙天皇天平勝寶二年九月丙戌朔己酉、任ニ遣唐使一以ニ從四位下藤原朝臣清河一爲ニ大使一云々と有り、翌三年四月丙辰、遣レ使奉ニ幣帛於畿內七道諸社一、爲レ令ニ遣唐使等平安一也と有りて、此時に郊野にして饗レ祭る事

をば遣されたりと雖も、萬葉十九（三十五丁）天平勝寶三年の歌の中に四月十六日云々と云ふ歌の次に、春日祭神之日、藤原太后御作歌一首、即賜二入唐大使藤原朝臣清河一、（參議從四位下遣唐使）大船爾、眞梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敝神多智、大使藤原朝臣清河歌一首、春日野爾、伊都久三諸乃、梅花、佐吉而在待、還來麻泥と有るは、公事に非ずして私に祭れるならむが、（春日祭と云々は式に春日祭神四座と云ふに似たり、又春日野爾伊都久三諸之と云ふは已に彼の御室の御在し坐すに就て祭れる由なりければ、右に引ける續紀等に元明天皇和銅二年已前都在二奈良京一之時、近奉レ崇二居春日神社一也と有る如く、其氏神社の立たせ給へる其社に就て云々とは實レ行たりし者と所見たり、又光仁天皇實紀八年二月戊子、遣唐使拜二天神地祇於春日山下一、去年風波不レ調、不レ得二渡海一、使人亦復頻以二相替一至レ是、副使小野朝臣石根、重脩二祭禮一也とも有り、右に蓋山之南と有も春日山下と有も同所にて、即今の春日神社の地是なり、然る時は其和銅の頃より鎭り坐す所の春日神社に神託などの御事御在し坐して鹿島香取兩大神をも合せ祭られて、其頃より四座とは成れるにて、同年七月乙丑、内大臣從二位藤原良繼病、叙二其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上一と有るは、其本國に被レ祭れる状とは見えざりければ、此に春日祭神四座の中なる鹿島香取の御上にこそ、（右の如く遣唐使を被レ遣る度毎に被レ令レ祭るは悉くに天神地祇をなるを、其中より擢出られて鹿島香取の兩神を殊に祭らせ給ふ事は、其遣唐使には節刀を賜ふ事尚も師帥の任に進け給ふが如くなるに、肥前風土記に[illegible]、此郷之中有二神社一、名曰二物部經津主之神一也、曩者小墾田宮御宇、豐御食炊屋姫天皇、令二來目皇子一爲二將軍一、遣レ征二伐新羅一、于時皇子奉レ勅到二於筑紫一、乃遣二物部若宮部一、立二社於此村一、鎭二祭其神一、因曰二物部郷一と云ふ事の有るにも思ひ合す可き

者なり）然るに平日の祓謝の趣は官宣旨に神護景雲元年丁未六月廿一日、從二常陸國鹿島社一、向二伊賀國名張郡夏見郷一渡御(社記)夏見郷一瀬河邊御沐浴、以二榊一為二御鞭一云々、成二御坐付一(小社記)自二此伊賀國夏見山一在二渡御一而、當月御居住(社記)自二此後一伊賀國薦生中山一時風秀行等在二供奉一間之云、汝等子孫無二斷絶一可二奉仕一者、必可二奉仕一、即坐附了、因レ之姓號二中臣殖栗連一(小社記注也)同年十二月七日、大和國城上郡安倍山在二渡御座一(社記)同二年正月九日、同國添上郡三笠山本宮在御坐時、同二年戊申十一月九日寅日、下津石根宮柱太敷立(小社記)同年十一月九日寅日寅時、以二往近御殿造畢一、自二常陸國一御影向、御乗物以二鹿一為二御馬一、以二榊木枝一為二御鞭一(社記)と有り、故思ふに右に注せる如く天平勝寶三年に藤原朝臣清河主の平日禁じ給と云ふ事の有りし縁にて、鹿島大神の御鎮坐本宮より御在し坐して此に鎮まらせ給ふ御事實に右の如くなりしなる可し、公事根源に神護景雲元年六月廿一日、武甕槌命常陸國鹿島より御往所等に出で給ふ云々、同二年正月九日三笠山に跡を垂れ給ひて、天兒屋命齋主命與大神の御許へ參此由申をさせ給ひければ、齋主命は下總國香取より移らせ給ふ、天兒屋根命は河内國平岡より移り給ふ、姫大神は伊勢より移らせ給ふ、姫大神は日天照太神の分身にて坐々すなる可し」と書され、其頭書に平日秘記曰、同二年十一月九日戊申、三笠山頂宮柱立三所御座と有るは、其時香取枚岡兩所を合せ奉られたりとなる可し、又云はく、四年三月十二日戊寅、三笠山下津岩根南向宮柱立、御遷宮在レ之、其時鎮四御殿奉二造副一也、長者左大臣正一位藤原朝臣永手、御時也と有るは、右に姫大神に伊勢より移らせ給ふと云ふに當る所なる可し、此に云有り、右の三所御座と云ふは鹿島より御在し坐す天兒屋命比賣神社に鹿島香取兩神を此に合せ祭れるにて、凡て四所の鎮坐は此時なりつらむを、姫大神を伊勢よりと云はむ為に第四殿

を後に奉二配副一也とは云へるにて、此比賣神を天照太神の分身など云ふは背浮きたる説なるが上に、天兒屋命も枚岡より移らせ給ふと云ふは此時に非ず、此より以前の事にて和銅より已に春日神社と申す稱有るが上に、又其續別集に孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日、春日御社奉レ祭二鎭兵仗一同度會祭常一也、是宮司從五位下津島朝臣小松所二申請一也と有るは、其春日神社より移せるなるを、武甕槌命經津主神の御鎭座有りし神護景雲二年戊申よりは十二年以前の事なるを以ても思ふ可き者なるにこそ、故事の狀を倩思ふに、同書に元明天皇和銅二年己酉、都在二奈良京一之時、近奉レ崇二居春日神社一也と有るは、當昔未だ私の氏社にて有したらむを、此所に於て遣唐使の爲に天神地祇を祭らせ給ふには何時も鹿島香取二神を主と爲て複祭たりし程に、後には神託の御事御在し坐して右の如く表立て重し奉る御事と成りぬるを、其二神に依りて本よりの春日神社も共に官社とは成らせ給へるにぞ有るべき、(右の如くは其春日祭神社四座の中には天兒屋命比賣神の二柱を枚岡より和銅に移し奉りて已に春日神社の號有りければ、其二神は本なる事にて實に中臣藤原二氏の氏社なる事申すも更なりと雖も、此に御鎭座の表立ちたる事は鹿島香取兩神に在す故に、浪華帖に載れる橘逸勢朝臣の書ける物に香取鹿島相殿枚岡四所大神と有て、其枚岡と云ふは天兒屋命比賣神二柱の御事なるを相殿神とは申せるなり、倩比賣神を姫大神と爲て天照太神分身と云ふは、神名秘書に天照太神相殿之姫神若幡子々姫命、於二春日一者第四神殿坐也と有りて、此は右に謂ゆる大宮出陣命にて坐すも、然すき神に換て云ふ私說なり) 倩鹿島香取兩神宮の御事は第二ノ一書、是時齋主神號二齋之大人一、此神今在二乎東國檝取之地一と有る所に就て傳卅一に注し奉る可き御事にては有れども、此天兒屋命に就ても其氏人に就ても深き御由縁御在し坐す御事を少か

明らめ奉らむに、神名式に謂ゆる常陸國鹿島郡鹿島神宮（名神大、月次新嘗）と有る此御事は、其常陸風土記に鹿島郡云々、別置二神郡一、其處所レ有天之大神社坂戸社沼尾社合三處一、總稱二香島之天大神一、因名レ郡焉と有て、坂戸神社祭神天兒屋根命沼尾神社祭神經津主大神なりと云へり、又下總國香取郡香取神宮（名神大、月次新嘗）の御事は、香取志と云ふ物に中經津主神、左武甕槌神、右天兒屋命たる由云へるは然る事なるに、其古文書に貞治二年九月廿四日、香取社假殿遷宮用途事、御正體渾料八丈絹一疋（内陣一神主助吉二神主則時、各国史本レ請申取之ニ御座宣綱三帖御内三所云々と見えたれば、實に右の如く三神にて渡らせ給へる御事申すも更なり、然るに文永年中香取造營注文御神寶物の中に、多々利一本（黒漆平文云々）と見え、其御裝束具の中に男體一具云々、女體一具云々、王子廿五所御裝束料云々とも見えたりければ、后神も此に御在し坐せる狀なるに、保元三年十一月十一日の文書に、一御體裝束各四（一疋芳一紫二紅）云々御多□□云々、御鏡桶一口（黒漆平文）云々と有れば、御座は三所にして一所には夫婦二柱御在し坐せるにて、凡ては四神にてぞ渡らせ給へりける、若て其天兒屋命の兩神宮共に相殿に御在し坐せるは少緣の所以には御在し坐さじかし、其子細は傳幷九に委しく注し申せるが如く、右の二神を葦原中國に天降させ給へる其は、本より其御親族に渡らせ給へる御事は更なる事にて、專天兒屋命の大神に副して仕奉らしめ奉り給ひし其御因みに依りて、其御子孫の中臣氏の歴世に其社を傳て仕奉る事とは成れるなる可し、古くは中臣の神聞勝命臣狹山命の鹿島神宮に仕奉られし事風土記に見え、且右に引ける續紀に内大臣從二位藤原良繼薨、以二其氏神鹿島社正三位、香取神正四位上一と有るにても其然る所以は知られてむかし、（續紀に天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、

賜ニ中臣鹿島連之姓一と見えたるに、寶龜十一年十月丁酉、授ニ常陸國鹿島神社祝正六位上中臣鹿島連大宗外從五位下一と有りて其祝は中臣氏なり、若て玉葉に寛喜元年五月一日、一條中納言來申、香取神主問事、件神主本流中臣也、助道者大中臣也、鹿島神主條流也云々と有りて、香取神主も其同じ中臣にて仕奉る事見ゆ。偖春日祭神社已に仕給へる後は各其本社に就て行はせ給ふ可き御事を此に行はせ給ふ御事なるにて、凡ては遙宮とも申す狀の如し、續後紀に承和三年四月甲午頒ニ奉幣帛五畿七道名神一、爲レ有ニ遣唐使事一也と有りて、五月丁未、奉レ授ニ下總國香取郡從三位伊波比主命正二位、常陸國鹿島郡從二位勳一等建御賀豆智命正二位、河內國從三位勳三等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上一、其詔曰、皇御孫命乃御座四所大神爾申給者久、大神等乎高爾廣爾仕奉止奈毛只保志食、是以、件等乎上爾獻狀乎、中務少輔從五位下藤原朝臣是雄、內舍人正六位下藤原朝臣千萬等乎爲レ令ニ捧持一弖、奉出佐世申給久止申、辭別弖申給久、神都我良皇御孫之御命、堅磐爾常磐爾護奉幸閇奉給倍、又參議正四位下藤原朝臣常嗣乎、路間無ニ風波之難一久、平賜比矜賜比天、平久可太良可爾歸之賜倍止稱辭竟奉久止申と云ふ事の所見たる、此は其勅使一人して下總常陸河內の三國を巡りて各其社々に參向はれたるには非ず、春日社にして各其本社の御事を被レ行たりし者なり、門右に引る續紀に遣唐使の度毎に例と爲て蓋山之南又は春日山下に於て天神地祇を令レ祭られ、萬葉十九には春日祭レ神と云ふ事有る、此は公事に非ず私幣を奉けて被レ祭し者にて、當社の起とも云ふべき狀なるに思ひ合す可き事なり、此に唐使を被レ遣るに就て件神等を祭り開えさせ給ふたるは謂れ其る御事には有りける、同六年十月甲申朔丁丑、奉レ授ニ下總國香取郡ニ正二位伊波比主命、坐ニ常陸國鹿島郡ニ正二位勳一等建御加都智命、並從一位、坐ニ河內國河內郡ニ正三位勳一等天兒屋根

命從二位、從四位上比賣神正四位下ょと所見たる、此二共に香取を先に鹿島を後に擧げたるに、神階の御事は鹿島よりは香取の方續紀より以降一等後れさせ給へるを、此に至りて等同しく成らせ給へるは、甚愛たき御事なり、此傳廿九に注しするが如く、此平國の御時に二神相共に竝びて下らせ給ふと雖も、經津主神は大將軍武甕槌神は副將軍の状にて渡らせ給へるは然る物にて、四時祭式春日祭祝詞に香取鹿島二神等と云ふ事有り、臨時祭式にも下總國香取常陸國鹿島等神社又は下總國香取神宮司常陸國鹿島神宮司と有り、又右に引ける讀書帖に載せたる藤原朝臣の春日祭祀の事を書かれたる物に香取鹿島枚岡四所大神と有るなど、其頃まで古實を失はざりし者なり、然るに春日にては其例に違ひて鹿島香取と申す事常なるは、元來鹿島神の先に鎭坐すに依て香取神をも迎へ申させ給へるにて、此に主客の差有る故にこそ有りけれ、押並ての例悉く然りと思はゞ御紀の趣も何も無用き事とぞ成りてまし、借此六年の進階は其三年の敍授にして此も同遣唐使の爲なる事申すも更なり、(其は八月庚戌朔己巳、遣ニ唐副使民部少輔從五位下大中臣朝臣鷹守、少輔正六位上中臣朝臣鷹主等一、奉ニ幣帛於攝津國住吉神、筑前國宮比神一、並爲ニ遣唐使平安一と云ふ事の有りて、後に歸來にければ十月己酉朔辛酉、奉ニ唐物於伊勢大神宮一と有る辛酉は十三日なり、右の四神の進階有りし丁丑は廿九日にて、同じ十月の内なるを以て察らむ可し) 然して文德天皇實錄に嘉祥三年九月乙丑朔己丑、遣ニ參議左大辨從四位上藤原朝臣助一、向ニ春日大神社一、策命曰、天皇我詔旨止、大神乃廣前爾申賜倍止申久、皇大神乃厚護爾依天之、天日嗣乎高御座爾昇天、平安久御坐賜比奈毛所念行須、因茲天、先々毛禮代申賜比之御願毛爲天奈毛、建御賀豆智命伊波比主命二柱乃大神爾正一位乎、天兒屋根命乎波從一位爾、比賣神乎波正四位上乃御冠爾上奉利、崇奉留状乎、禮代乃幣帛乎令ニ捧持一天奉出須、此状乎聞食天、益々厚久天皇朝廷乎、

堅磐常磐爾幸倍給比賜比、天下平安爾護賜比、助給倍止、稱辭竟奉久止申と有りて、鹿島香取の兩宮に比て神位に進ませ給へり、偖此は其進階の御事を正しく其本社に被レ申べき事を春日に申させ給へるにて、上件に引ける御紀共の言とも成るべき事なり、然して清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二河内國從一位勲三等枚岡天兒屋根命正一位、正四位上勲六等枚岡比咩神從三位一と見えたる、此は其春日社にも申さる可き御事なるを、其本社に坐して申し給へるなり、此等の事共を能く讀辨へてましかば春日祭神四座と有る事意も知られてましかし、此御社の御事に就て少やかなる事共は其春日祭詞講義に已に注せるを、此にも如此叢脱しきまで注し奉れるには、其頃より藤原氏の盛に成以行くに就ては家門の信仰は更なり公家の御崇敬も深く御在し坐して、今に至るまで其御降え餘社に超えて御在し坐すなるに、此御社の由來に於ては未明めたる說をも見ざる任に止む事を得ずしてなむ、(廿一社記に春日社天兒屋命常云々、本社河内國枚岡也云々、當社鎭座の初は神護景雲年中の事なり、今興福寺の鎭守に坐す、彼寺は本山背の山科に有レ之、爲二大織冠建立一、淡海公の時今の平城に移さる、其時卽勸請無かりけるにや、遙に送二年月一於二景雲年中一遷座なり、常陸鹿島にて遷座と申傳へたり」と有る中に、今興福寺の鎭守に坐すなどとは、寺僧の妄說を諾はれたるならめども、聞くも汚らはしき事なり、欽明天皇十三年御紀佛法の初めて渡來れる時群臣に問はせ給へるに、物部大連尾輿中臣鎌子同奏曰、我國家之王二天下一者、恒以二天地社稷百八十神一、春夏秋冬祭拜爲レ事、方今改拜二蕃神一、恐致二國神之怒一とさへに忠諫せられし者を、其子孫にして由無き山階寺を建立られたるは一時の戲れの如し、何ぞ春日大神をして其鎭守など〻云ふ事を得むや)○忌部上祖は、古事記には布刀玉命者(忌部首等之祖)と見えたり、此氏の事委しく

は傳十七に出づ、○太玉命、名義及出自共に傳十七に注し申せり、此には其御社の事を例の申す可きなり、神名式に大和國高市郡太玉命神社四座（並名神大、月次新嘗）と出たる、是古語拾遺に見えたる橿原朝の天富命以下其神孫なりし忌部氏の歴世此は住はれし地にて、即其氏神を祀られたるなるめり、或書に所レ祭太玉命大宮賣命豐磐間戸命櫛磐間戸命、今在二忌部村一と云へるは然も有るべき事にて、古語拾遺石戸段に天照大神を遷二座於正殿一云云、令下大宮賣神侍二於御前一（是太玉命久志備所レ生、如下今世内侍善言美詞、和二君臣間一、令中宸襟悦懌上也）豐磐間戸命櫛磐間戸命二神、守二衛殿門一（是並太玉命之子也）と有るにも合へる事なり、但此三神と共に太玉命の子と云ふは忌部氏の私言なるらむは、其末に又殿祭門祭者、元太玉命供奉之儀、齋部氏之所レ職也と有るを見るに、其時太玉命は其祭祀を起して仕奉らせ給ひ、又御天降の後は日向宮にても形の如く仕奉り初め給ひけむ事、其橿原朝段に天富命、率二諸齋部一、捧二持天璽鏡劍一、奉レ安二正殿一、并懸二瓊玉一、陳二其幣物一、殿祭祝詞（其祝詞文、在二於別卷一）次祭二宮門一（其祝詞文、在二於別卷一）と有るにて其古例なる事を知るべし、然して父神にして子神の祭を行ひ給ふと云ふも如何なる上に、此は殊なる子細有る神等なる事傳十七、廿、廿九に注せるが如し、然る時は此太玉命の相殿に伴の三神の並ばせ御在し坐す事は、右に注せる如く春日祭神社四座は天兒屋命比賣神の二柱ぞ主神には渡らせ給へるを、鹿島香取二所大神を合せ祀りて四座と爲ると同じ例なるにてぞ有るべかりける、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二大和國從五位下太玉神從五位上一と有て、上古には天兒屋命太玉命と相並ばし御在し坐して、甚じき神に坐すを其御社に於て甚じく品衰れさせ給へるは、中臣は藤原氏の權威に因て隆え、忌部は漸次に衰へたりしが故なめり、其十六年の格に太政官符、應下以二大社

井戸、伴ニ鐘小社ヲ等、其社神甞而有レ井、其器則徴而無レ井、假令飛鳥神之器、天太玉日灌賀屋鳴比女四社、此事猶是也と有るは、倭廿八に已に注せる事なるが、其飛鳥神と申すは式に謂ゆる飛鳥坐神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）と有る是にて、其は事代主神を主と祀りて国神にこそ有りけれ、太玉命の社と云ふには非ずと雖も、其頃は微にして飛鳥社の末社の如く成れる故に社と云ひ衙とは書されしにて拘るまじき事ながら、其衰微を見れば涙さへ殆に墮つる計になむ有ける、但外宮儀式帳に神祇官大史飛鳥田首野守と云ふ人有り、此は式に山城国紀伊郡飛鳥田神社（一名柿本社）と有る此地に因れる忌部なるが、紀略弘仁十年七月の所に山城国飛鳥田神預ニ官社例、並鴨別雷神別也と有る、此鴨別雷神と申すは事代主神に坐せば、其社を鴨別雷別と云ふ事有の飛鳥神衙と云ふに似たり、太玉命の神風の鴨県主は其賀茂下上社に仕奉れば、飛鳥神主なども其神衙にて仕奉れるから、其太玉命を祀る氏社は自然に飛鳥神社の摂社の如く成り給へるにこそは有りけめ、賀茂下上古惨記に氏神社太玉命と有るをも思ひ合す可くなむ（又神名式に太玉命と並びて櫛玉命神社四座、並大月次新嘗と有るも太玉命の御事なりと云へり、姓氏録大和国神別天神に自県首、天櫛玉命八世孫大熊命之後也と有れば、其流にて祀る氏社なる可し、但添下郡矢田坐久志玉比古神社二座、並大月次相嘗と有るは饒速日命の御事にして別なり、又古語拾遺に謂ゆる櫛明玉命出雲国玉作祖也と有るも別なり、思混ふ可からず、三代實録に貞観元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ大和国従五位下櫛玉神従五位上ニと有り）又神名式に安房国安房郡安房坐神社（名神大月次新嘗）后神天比理乃咩命神社（大元名洲神）有り、又下野国寒川郡阿房神社、式社考に在ニ寒野宮村一、所レ祭天太玉命と云へり、信此は古語拾遺橿原朝段に天富命、更求ニ沃壌一、分ニ阿波斎部一、率ニ往

東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、（古語麻謂之總也、今爲上總下總二國、是也）阿波忌部所居、便名安房郡、（今安房國是也）天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戸有齋部氏と見えたる是其始なり、續後紀に承和三年七月戊辰朔甲申、安房國無位安房大神奉授從五位下、同九年十月辛酉壬戌、奉授安房國從五位下安房大神正五位下、無位第一后神天比理刀咩命從五位下、文德天皇實錄に仁壽二年八月乙未丙辰、安房國安房天比理刀咩神、並特加從三位、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授安房國從三位勳八等安房神、后神天比乃理刀咩命神、並正三位と有りて、此后神を天比理乃咩命又天比理刀咩命又天比乃理咩命と有る中に何れ宜けむと考ふるに、天比理刀咩命と有るや勝る可からむ、然して中頃當社を八幡神と云來るに合せて考ふるに、比理は罰理にて、今俗にも麻を績むを罰流と云ひて、崇神天皇前御紀に大綜麻杵と云ふ人名見え、古事記同段に罰麻紡麻と云ふ事の有るを、傳に和名抄に綜子、楊氏漢語抄云、綜子閇蘇、今按、本文未詳、但同卷所謂、續麻同卷名也と有るを引きて、名義は綜麻にや、同抄に綜和名閇と見えて、說文に織縷也と注せり、萬葉一（十三丁）に綜麻形乃と有るを、或人罰綜買を能と訓るも非、捨を訓なりと云は紕れたるも、綜たる麻に依りて名と成れるなり、萬葉十六（八丁）に打十八爲、麻續兒等、蟻衣之、寶之子等蚊、打栲者、經而織布、日暴之、朝手作尼とも有る經と比比理と同言にして、麻穀を植て布に織る事を主らせ給ふ神名と通えたり、借其安房坐神社は今大井村と云ふに坐すとぞ、和名抄郡名に安房郡大井（於保井）麻原（乎波良）神戸神餘（加無乃安萬里）など有り、由有る地共と聞ゆ、續後紀に承和十四年七月甲子朔壬申、加安房國大神並從祭神正稅穀一百斛とも有りて、本社を大神と稱へ、且從祭

の祭祀をも歳に行はせ給へる事此を以て見奉り知るべし、又右神の下に元名洲神と有るを、一本には洲崎神と作り、扶桑見聞私記五に治承四年八月廿九日、武衛令着安房國平北郡給、云々、其夜當國洲崎明神の御寶前にて御祈請有りて、願は同じ歳ぞ有請求、當上給へ（雲上まで）此明神は八幡大菩薩を奉ル、其十に可須賀神官等、可早令安房國須賀、他云洲崎神公等云々と有るにても、洲神とも洲崎神とも唱へし事知らる、今も洲崎大明神と申し洲崎村と云ふに立たせ給ふと云へり、或云、永享記に太田道灌江戸城を築きたる時、安房の洲崎明神を勧請して神田明神と云ひたる由見えたりと云へり、（神田神社は古くより大己貴神を祀き奉れるなり、此に合せて祀られたるか、神社考詳節に武蔵國神田明神者、桓武天皇六代平親王將門之靈也と有るに、何れの時よりか此も祭祀と成れるなる可し、偕此天比理刀咩命の出自詳ならぬこそ心憂けれ、右の如く八幡神とも云ひ誤れるを見れば、女工に功しき神なる事知らるゝに、傳廿巻に武蔵國比企郡伊古乃速御玉神社坐せり、今伊古村に坐して阿波洲大明神と申す由なるに就て、天明玉神の裔ならむかとも云ひしかども、其も心當の考にて、正しく其説を得ざるなむ足ぬ事なりける）○猿女上祖は古事記に天宇受賣命者（猿女君等之祖）と有り、此猿女氏の事下に委しく注す可きなり、○天鈿女命の御事傳十七に委しく注すれば今云ふ限に非ず、○鏡作上祖に、古事記には伊斯許理度賣命者（鏡作連等之祖）と有り、此氏の事にも深く考へしたる説有て傳十九に注せれば就て見るべし　○石凝姥命、傳廿三に注し置けり、同第六ノ一書に謂ゆる天糠戸命にて渡らせ給へる、其由傳廿八、廿九及上に注せる事共を合せ考ふ可し、○玉作上祖、古事記には玉祖命者（玉祖連等之祖）と有り、傳十八に注せり、○玉屋命は寶鏡開始章第二ノ一書玉作部遠祖豐玉者と有る傳十八に委しき説有り、○

凡五部神を古事記には并五伴緒と作れたり、此にて其訓を知るべし、天孫本紀には同じ事にて五部伴領神と見ゆ、猶官遊行幸第五ノ一書にも凡諸部官行、以事上要と有り、舊事紀に五部者諸神之統領而、各掌二部曲一也と注させ給へり、例へば、允恭天皇四年御紀に群卿百寮及諸國造等の氏姓を定めさせ給ふと有るを、古事記に定二賜天下之八十友緒氏姓一と有り、大殿祭詞に皇御孫命、朝乃御膳夕乃御膳供奉、比禮懸伴緒、襷懸伴緒、大祓詞に天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手襁挂伴男、靫負伴男、劔佩伴男、伴男能八十伴男乎始て官々爾仕奉留人等と見え、萬葉六(十九丁)に物部乃、八十友能雄者、又二十五(二十五丁)伴部乎某遣之、又四十三丁物負之八十伴緒乃、七(四丁)に蝦夷流伴雄廣伎大伴爾國榮常、月者照良思、十七(三十六丁)に物部乃多能、夜鹿等母乃乎能、於毛布度知云々、又(四十九丁)夜鹿登毛乃乎波、宇都波多知家里、十八(廿三丁)に、毛能乃敷能、夜蘇等母能乎毛、於能我於布流、於能我名負々々、大王乃、麻氣能久々々十九(廿七丁)に、宇都曾美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾之在者、廿(五十一丁)に、之奇志麻乃、夜末等能、久爾々安伎良氣伎、名爾於布等毛能乎、己許呂都刀米與など見ゆ、右等の諸典を引て記傳十五(十八丁)に、伴緒は凡て伴とは官職に在れ何に在れ一部に伴なふを云ふ、某伴某伴と云ふ是なり、登母賀良など云ふも此意、又何と無くて交り親しむ人を友と云ふも同意なり、伴造なども其部の長を云ふなり、緒は長の本語にて、書紀に軍帥衆帥を伴佐実と訓めるも勇長（イサヲ）なり、然れば伴緒は其部の長を云ふ稱なり、借今此五柱神を指して五伴緒と云ふは、石屋戸段に見えたる如くに此神等各掌れる職有りて、其職々の諸屬を帥る長神なればなり」(取要)と云はれたるは然る事にて、天兒屋命は中臣の部長（ムレノヲサ）なり、太玉命は忌部の部長（ムレノヲサ）なるにて、自餘は准らへて知るべし、其一證を擧

げておに、古語拾遺に太玉命所率神、名曰天日鷲命、（阿波国忌部祖也）手置帆負命（讃岐国忌部祖也）彦狭知命（紀伊国忌部祖也）櫛明玉命（出雲国忌部祖也）天目一箇命（筑紫両国忌部祖也）と有るは、其五神を率ゐ給ふ太玉命の其部長にて、其被率給ふ五神は其部なり、此を以て其神代降臨の時に、宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀、仍令諸神與陪従と有るは、其照應の文なるに心を著けて、神代より部と部長との差別有る事を知るべきなり、然して其部神にも各率ゐる部有りて、其に對へては又其部長と成る事にて、又其部より下方にも一直々々にて各部と部長との差別は有る事なり（譬へば太政官にては大臣は部長にて納言以下は其率ゐる部なり、是其官に限れる部と部長となり、然して其太政官の上よりは中務以下の八省は皆部にて、太政官は部長なり、其省にては卿は部長にて、輔以下は部なり、若て其省の凡てより云ふ時は、其被管の諸寮諸司は部にて省は部長なり、然るに諸寮にては頭を部長として諸司にては正を部長として、其所属は悉く部にて如此く一に統ても區別ても其部と部長とは有る事なるが故に、此を凡ては物部之八十伴緒など云へる者ぞかし、部を伴と通はし書く例は、續紀神護景雲元年に武蔵国足立郡人丈部直不破麻呂と見え、萬葉注釋に引ける伊予風土記に大伴日臣命を大部日臣命と書し、日本靈異記に大部屋栖野古連公者、紀伊国名草郡宇治大伴連等同祖也と有る此にて知るべし）〇使配侍は、私記に倶倍天波奉倍其之奉と有り、此所古事記には支加而天降也と有を、記傳十五（廿丁）に、支加而は久麻理久波備弖と訓むべし、久麻理は久麻理なりたは字書に分也とも注して、凡ての物の分るゝ意に用ふる字なり、備上の水分神の分注に訓分云久麻理と有れば久麻理は分つ事にて、此五伴緒神を其職々の其に分ち配て皇御孫の御從に加へ給ふなり、書紀に又以中臣神忌部神々凡五部

曰、使ニ配侍一焉と有り、此配侍ノ字と相照して實は必久斯良と訓むべき事を知るべし」（下略）と有りて、意を得て云へ成す可きなり、先づ此の配ノ字を同じ意にて、第二ノ一書に故天兒屋命太玉命云々、乃使ニ二神陪ニ從天忍穗耳尊一以降ニ之と見え、神書にも此を使ニ配侍一と書し、又仍令ニ諸神與陪從一と有りて、配侍と陪從と共に同じかりければ、配ノ字は天孫に令ニ仕奉一副給へるなり、侍は續紀第三詔に如是仕奉侍ると有る類に、侍とは上を云ひて其の仕ふるを云ふ、侍は佐波閇流と訓みて清音なり、三代實録貞觀十二年の宣命に今身沈ニ重病一天起居矢佐波利と有り」と云はれ、又侍十四（四十四丁）に、波閇理は貴人の御前に在る由にて、此言の意は侍御在と云ふ事なり、侍は佐に侍居と云ふに同じ」萬葉二（三十五丁）に、墳乃、御門之原而、赤根刺、日之盡、鹿自物、伊波比伏管、烏玉之、暮爾至者、大殿乎、振放見作、鶉成、伊波比廻、雖侍候、佐母良比不得者、三（十三丁）に十六社者、伊波比拜、鶉已管、伊波比回里、四時自物、伊波比拜、鶉成、伊波比毛等保理、恐等、仕奉而、又（三十七丁）十六自物、膝折伏など有るを以て心得べし」（以上）と云はれし如く然る言にて、續紀第六詔に我皇太上天皇大前爾、恐古士物進退匍匐廻保理自聞看、受被賜久者卿等乃冏乘政了者、加久賜、加久賜等云々と有るも同じ意にて、君前に恐懼み仕奉を伺ひ廻ほるとは云ふなる侍、大殿宮川大臣時官祭詞に大中臣太玉串侍てと有るは、太玉串に玉串に共皆侍、先使ニ中臣申ニ詔刀一と有る是なるが、侍の言と讀ノ字と相照し見る可き所なるにても其以て著明き事なりけり、然れば五部神を各其部の長と分別て、八百萬神を率て天孫の御前に陪從て令供奉給へる由なり、備此陪侍の言はしも、又なる同勅ニ皇孫一曰、云云、是吾子孫可ニ王之地也と有るに應せて甚可畏し、皇御孫命には君上と御在し坐て、貴く高く御在し坐すべく在て御給ひ、五部神に

は陪從て侍へ侍べき御命を示し挽させ給へるにて、實に君臣の大義を天壤と共に子々孫々の遠末までも令し給はじと、天津日嗣の御業を固立させ給へる大御言なり、後世に見奉り過す可きには非ずかし、(此御事に就て傳けたる條に君臣の大義を注し明らめ申せるを見合せて讀る可き者なり、漢籍素讀はしも此事に深く心を用ひて讀ける者なるが故に能く讀み明らむ時は孔子の正名の義の奥旨も得て知らるゝ事なるを、我が皇學に仕奉る者は殊に其心用ひ厚からずしては、神典の奥旨を究め皇學の深意を盡す事能はざる者なり、古語を說く事の容易からざる事を思ふ可きなり)○因勅ニ皇孫一曰、此にては天照太神一柱の大御命の如きを、古事記に爾天照太神高木神之命以云々、是以隨ニ白之科一詔ニ日子番能邇々藝命一、此豐葦原水穗國者、汝所ニ知國一、言依賜、故隨レ命以可ニ天降一と有りて、二大神の御言に依られたる實に然る事なるが、此書狀には少か心得有りて上に注せるが如く、先には天忍穗耳尊に此國言依は御在しましけるを、此にては其命の奏請し給へる任に二大神より邇々杵尊に御言負せ給ふ御事には坐せども、汝所ニ知國言依賜は二大神より直なるには非ず、天忍穗耳命より邇々杵尊へ事依し奉らせ給へるなり、隨ニ命可ニ天降一とは其大神より事依し奉らせ給ふを、二大神の後見て天降し奉らせ給へる由なり、○葦原千五百秋之瑞穗國、此書本に豐葦原に作れるは甚悪たし、若て其傳に此以下を日本國安増文と云ふ書入有るは然る事なり、八洲起元云、一書に曰豐葦原千五百秋瑞穗之地一と所見たるは、其時此國號有りしには非ざれども、後の稱を始に及ぼして書されたりし者にて、此神天降の御時に豐葦原中國の賜させ給へる御事申すも更なり、故古事記には其以前には何所なるも葦原中國と書されて、此段の初に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所ニ知國、言因賜而

天降也と有りて、其初めて起れる由を今し知られたり、天神本紀には此を載せるに、豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國とぞ有りければ、古に種々（サマぐ）に稱言爲たりしなりけり、又略きては御紀に豐葦原瑞穗國、古事記には豐葦原水穗國と作れ、大殿祭詞には此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎と有るは、萬千秋より其意續きて、此に葦原千五百秋之瑞穗國と云ふにも異ならざる者なり、傳十二に注せるが如く當に葦原中國と云ふは高天原と云ふに對へて、「天上に對へて天下と云ふ程の事にて、皇國を主と云ふ中にも大地の全體に係れるを、此瑞穗國の嘉號はしも大地萬國の中より皇國の地を成し出させ給ひ置かして、此大八洲國を以て萬國の君主と在る國と定めさせ給ひ、天神の齋庭之穗を當御せ奉りて天神御子の天津日繼所知食す可き大御食國と定め奉らせ給へるなりければ、美しとも何とも云知らず貴き嘉き國名には有りける、（又此に就ても外蕃諸夷の國の中に淡洲と云ふも僅に阿自夜と云ふ一大洲のみにして、粟を以て常食と爲る國名たる事、皇國を瑞穗國と云へるが如し、其餘は麥食を常と爲る事無くして、獸肉を食ひて性命を僅に保つ計の事なるを、皇國の人民はしも上下共に穀食を以て常とし、獸肉を食ふを以て賤と侍る事にて、諸々國からの貴卑有るのみならず、人物にも清濁有るを思ふ可し）〇葦原は良海本に豐葦原と有るに從ひて補ふ可し、此號の所由は傳十二、廿七に注せるが如し、備古事記を始として何れに在るも豐葦原と有るを以て、記傳十三（三丁）に此に豐てふ言の添ひたるは始めて御子命に事依賜ふ詔なれば祝てなり、豐は國へ係れる祝辭なり、葦に係れるには非ず」と云はれたる實に然る言なりけり、神功皇后十三年御紀大御歌に等豫保枳、々々茂苔陪之、訶武保枳、々々玖流保之、摩菟利虛辭瀰企曾と有るは更なり、祝詞に朝日豐榮登爾、又は豐明爾明坐など有るは

本より豊饒にして盛大なる義なり、萬葉一（十二丁）に渡津海乃、豊旗雲爾、十一（十四丁）に隱口乃、豊泊瀬道者と有は、雲にも道にも云ふは其質く大なるを稱へたり、又豊御酒豊幣帛などは常も云ふ事なるは本よりにて、神樂歌篠に、佐々乃波仁、由支布利川毛留、布由乃具仁、止與乃安所比達、須留可太乃志佐と有るは、豊明節會を豊遊と云ふなり、其催殿遊歌に止與戸川比、美安所比須良之と有るは、器に豊葉と云ふ例なる可し、拾遺集一に大嘗會の御禊に物見侍りける所に云々、數多見し豊御禊の諸人の、君しも物を思はする哉、と有るは謂ゆる河原御禊の御事なるを常の大禊の比に非ず甚壯觀なる故に豊ノ御禊とは云ふなり、後拾遺集五に、中納言資成宰相にて五節奉けるに云々、多かりし豊の宮人皆別て、灼き日蔭を哀れとぞ見し、夫木廿九に、神風や三角柏の衣の色に豊氏人の袖さへぞ照る、など云ふ豊の宮人は、大宮人と云ふが如く、豊氏人は八十氏人と云ふが如し、萬葉十七（十四丁）に、新年乃婆自米爾豊乃登之、思流須登奈良思、雪能敷禮流波、夫木十八に、世を祈る神の驗は豊の年深く積れる雪にぞ知る、と有るは年穀の豊饒なる事に豊年とは云ふなり、此豊と云ふ言の義に就ては大に深致有る事なるを、傳二、豐國主尊の御名を說き示る因に注せり、必此に見合す可き事共なり、右の如く豊饒なる意と盛大なる義とを兼ねたる言なりければ、彦瀲命世記に大葦原千五百秋瑞穗と有るも其義相等しかりぬ可くこそ、（熟して字書に豊大也盛也と注せるにも合へり、詩周頌に豊年多レ黍多レ稌と見え、春秋桓三年に大有レ年と有る、左傳注に五穀皆熟書レ有レ年、大熟大有レ年也と云ひ、公羊傳に大有レ年何、大豊年也、注謂二五穀皆成熟一とも見えたり、登與の義を徴すに足れり）（千五百秋は古事記に千秋長五百秋と有るにて心得べし、其例は大殿祭詞に此乃天津高御座爾坐天、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豊葦

厚瑞穗之國乎安國止、平気久所知食止、言寄奉賜比氐と有るは、萬千秋の下に長秋の言を添へられて、豊國も萬千秋を遠長に續ふる由にて無際限き意なり、中臣壽詞に皇孫尊波高天原仁事始氐、豊葦原乃瑞穗乃國乎安國止、平久氐所知食氐、天津日嗣乃天都高御座仁御坐氐、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗乎平久安久由庭仁所知食止、事依奉氐と有るも、長御膳の遠御膳より係れゝば千秋乃五百秋は同じく無際限き意なる事云ふも更なり、其に相應へて大倭根子天皇我、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁母實仁母赤丹乃穗仁所聞食氐、豊明仁明御坐氐、天都神乃壽詞乎、稱辭定奉良久、皇神等毛千秋五百秋乃相嘗仁、相宇豆乃比奉利、堅磐常磐仁齋比奉利氐と有るも、上を承けて同意なるなり、大嘗祭詞には其事を極めて天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾、皇神等相宇豆乃比奉弖、堅磐爾常磐爾齋比奉利、茂御世爾幸閉奉爾依弖、千秋五百秋爾平久安久聞食弖と有るを、右に意を得て見る時は皆一意なりけり、古事の記其を引て記傳十三(三丁)に、千秋長五百秋は長ノ字は下へ續けて長五百秋と訓むべく、上も千秋之と訓むべし」と云はれたるは然る言にて、長五百秋と云ふ時は五百秋を長く重ぬる義と成りて、實に天壤と無窮き事に聞ゆるを、此には長の言無くして唯千五百秋とのみ有り、此は文なる天壤與無窮の神勅と本より相並び竝ふ所なるに、片方には無際限き由を宣ひ、片方には千五百秋と限れる數を宣給はむ事は甚有るまじき御事なりければ、其始は古事記の如く千秋長五百秋之とぞ有りけむを、字を省めて千五百秋とは書されしなゝめり、然れども瑞穗の用來る其秋より秋の重なる事を云ふと見る時は、即天壤與無窮の義に歸べきなるにや、(記傳に書紀神武天皇御卷の始に所見たる神代の年數に取りては萬千秋などは何許の事にも非ざるを、壽詞と爲給へるは如何と云ふに、凡て神代の事も世々を經て傳ふる任に其

語は傳來ぬるなれば、此も命短き人世と成りての語を以傳へしたり云々と有るは如何、此は其神天神より此國土を依し奉り給ひし時の國號なるを、神代に久遠なる年數を以て語給へらむを、何と爲てか人世の短少なる數に換へて傳ふなどと云ふ事の有らむや）〇瑞穗國は古事記には水穗國と作れたり、瑞は祥瑞の意に取れる字、水は美豆と云ふ言の同きに就て借れる字なりければ、共に其義に預らず、天武天皇七年紀に忍海造能麻呂、獻瑞稻五莖、毎莖有枝と有る、瑞稻は本より祥瑞を云ふたりければ此瑞穗の義とは同じからず、故此美豆に當つべき字を求むるに、大倭國社注進狀に御歲神者守護天穀之神、是以八握穗稻爲神寶と云ふ事有り、此握稻は伊豆志泥と訓むべし、然れば美豆と伊豆とは言相通ひて清く麗美しき義なるにや、傳廿六にも註せるが如く、和名抄に瑞籬、日本紀私記云、瑞籬、伊云美豆加岐、一云以賀岐と有る、以賀岐に瑞垣の義なるを合せて美豆を伊豆と共義の同じき事を曉る可くなむ、此に就て美豆と云ふ言の例を試みるに、寶鏡開始章第二ノ一書に瑞八坂瓊之曲玉、此第二ノ一書に瑞之八坂瓊など有るも玉の清くして麗美しきを云ふたりければ、殿之八坂瓊にても通ゆるなり、古事記に玉垣宮段に、波所賢之美豆能小佩者誰俤と有も、清麗はしき御紐と聞ゆれば、伊豆能小佩にて其能通ゆるなり、其朝倉段歌に美豆多麻宇岐爾と有は瑞玉盞にて玉杯の清く麗美しきを云ふなり、又古語拾遺に瑞殿を古語美豆能美阿良可と注し、又古の瑞籬を美豆加岐と云ふ類も清く麗美しき御殿なり御垣なるなり、萬葉十三（十二丁）に瑞垣（ミツカキ）と作き、末に木枝折と云ふ言の有るを、冠辭考に美豆は草木の若く麗美しく榮ゆるを云ふより、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、又若く健やかなる人を美豆美豆斯など云ふを思へ云々（取要）と云はれしは然る事にて、其等の美豆も悉く伊豆と見てむには能く叶ふ可き事にこそ

是を以て瑞穗をば豐穗の義に見る可しとは云ふなり。(記傳に水穗の水は借字にて美豆々々しきを云ふ、書紀に瑞ノ字を書かれたれども其意には非ず、(誤ふ事勿れ)と云はれ、其廿三卷に水垣宮の水は借字なり、書紀に水ノ字を書かれたるは更に當らぬ事なるを、美豆に用ふる字無き故に書く此瑞ノ字を書へり」と云はれしは然る言になむ) 穗は記傳十三(四丁)に稻穗なり、書紀に天照大神云々、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒」と有る穗も供り」と云はれしが如く、打任せて唯に穗とのみ云ふは此稻穗に限りたる事なり、所以に傳十三、十六に注し奉るが如く、天忍穗耳尊と申し奉るは其齋庭之穗を授かり御在し坐して天下に降り給はずと雖も、已に六上にて天津日嗣所知食させ給ふ謂にて、其穗は本より稻穗を申せり、又傳廿九に明らめ申せる狀に、天津彥々火瓊々杵尊と申し奉るも穗之饒々君尊と聞えさする意、彥火火出見尊と申し奉るは彥穗々出見尊と稱へ奉るなどを始と爲て、稻穗を以て御名にも人名にも負せ給へるが多在れども、皆から穗とのみ云習はして常と爲す事なり、偖此瑞穗には豐受大神の御靈を託て天降し奉らせ給ふ委しき說有りて、傳廿九に注せるが如く、天忍穗耳尊の御時は丹後國に降らせ給へり、其風土記には往昔豐宇氣大神、天降ニ于當國之伊去奈子嶽一坐之時、天道日女命等、請ニ求天神五穀及桑蠶等之種一矣、便於ニ其嶽一掘ニ眞名井一、灌ニ其水一、以定ニ水田陸田一而悉植而、則其秋垂穎八握莫々然甚快也、大神見レ之、大歡喜、詔ニ阿那邇惠志一而植ニ彌之田庭一、然後大神者登ニ于高天原一焉、故云ニ田庭一也と有て、稻穀を此國に植す事其大神の御心にて、此程より新瑞穗國と云ふ狀には成初めたるなり、其阿那邇惠志の御言はしも惠哉妍美哉などゝも書れたる字なるにても、美豆又伊豆の言に意近きを思ふ可し、然して後に瓊々杵尊の將來らせ給へるは謂ゆる高千穗宮に始めて天下に行

有りて瑞穂國と成り夫、此御子の御食津國とは成定まれる者ぞかし、記傳に上に千秋長五百秋と云ふも此水穂に係たる祝辭にて、秋と云ふも穂に係れる故なり、長く遠く御子命の此水穂を所聞食べき國と云ふ意以て名けたる國號なる事、彼大殿祭詞に此同じ祝辭を皇御孫命の大嘗聞食す事に係て云へるにても知るべし、大殿祭詞も云狀は異りたれど萬千秋云々は猶瑞穂へ係れり」(取意)と云はれしは然る言なり、但後に號けたる國號に非ず、皇祖天神より斎庭之穂を授奉らせ給ふ時に、皇御孫尊の御食津國と爲て天津日嗣の御降えを祝奉らせ給ひて號け聞えさせ給へる御事申すも更なるぞかし、(其は右にも已に注せるが如く古事記には天忍穂耳尊を天降し奉らせ給ふに就て、此水穂國の號を以て事依し奉らせ給ひ、御紀にも中國の御政の間は葦原中國と有て、此御天降の所に葦原千五百秋之瑞穂國と書させ給へるを以て、其謂ゆる斎庭之穂に起れる事を曉る可し) 若く此瑞穂の起はしも四神出生章第十一ノ一書保食神の御身より種々の穀種始めて成出でたるを、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、因定天邑君、即以其稻種、始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有るは、此時彼御誓に依りて天忍穂耳尊生出させ御在し坐しかば、天下の君主と爲て天津日嗣所知食しめ奉り給はむと所思す程なるに合せて、其物共の成出でたりしかば、顯見蒼生の食ひて活くべき物ぞと悦ばし御在し坐して、御營田を定めて殖生し給ひ、普く弘めさせ給ふに就ては天邑君を定めさせ給へる、是此國にても國郡に造長を置かせ給ふ始にて、皆其天忍穂耳尊の御爲に設させ給へる大御政なり、若て寶鏡開始章に天照太神當ニ新嘗時ニ云々の語有るは、其天狹田長田の稻穂を齋庭に於て聞食させ給へる始にて、斎庭之穂と云ふは天津朝廷に於ても

如此く育み給させ給へる御物なるを、其に事依し奉らせ給へるは、天尊御子の朝夕に所聞食さす給ふ瑞穂と爲て天下人民に令ぃ作給ひ、國郡に造長を置かして普く天下の日ノ貢(ミツギ)を所聞食さる可しとなり、然る時は天下人民の爲に令ぃ賜給へるに非ず、天尊御子の御爲に授け給へるにて、天下人民には天尊御子より令ぃ賜給へるなり　然れば大地萬國共に悉く天尊御子の御國ならぬは非ずと雖も、殊に此瑞穂國に在とし有らゆる人の限は、其天津日繼の斎庭之穂を朝夕に賜り食して性命を保つ事にし有りければ、天尊御子に露も背き奉る時は皇産靈大神に背き奉る罪と成りて、自其身を傷り其體を損ふに異ならず、天下の瑞穂を貪喫ひて富貴に誇り勢威に募りて天罰を蔑如し奉る時は、天地開闢より以降已が先祖代々此瑞穂を食て續來り、子々孫々に至るまで此瑞穂を食て世を經る皇恩と國恩とを忘れたりし者共にて、先祖に對ひては不孝と云ふべく、子孫に對ひては不慈と云ふ者と成るを思はざる獸心と云ふべし、況て此瑞穂を日々に賜りながら外夷を尙び中國を卑しむる限に至りては、人たるか禽獸なるか、恐らくは性を禽獸に得て形は人と生來ぬるなる可し、記傳十三(四丁)に、抑皇御國は萬の物も事も異國々より優れる中にも、稻は殊に今に至るまで萬國に勝れて美たきは、神代より深き所由有る事ぞ、今世諸人斯る美たき皇國に生れて斯る美たき稻穀を朝暮に賜はりながら、皇神の恩頼をば思ひ奉らで由無き蕃國の事のみ思投かふは如何にぞも一と云はれたる、實に瑞穂國の忠臣は唯此翁一人のみぞ有ける、(今一例を示す可し、大同本記水取文に天神より仰せ給へらくは、天忍石乃長井乃水乎取八盛天、壽給々、此水持下、天照皇太神乃御饌爾八盛、又皇孫命乃御水爾八盛奉天、遺水者天忍水止云天食國乃水尒灌和天獻利、又御伴夫降奉仕萬等八十伴乃諸人仁毛、斯水乎令ぃ飲給天下令ぃと有る、此事を中臣壽詞には天忍雲根神乎天二上

仁奉上氐、神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水乎加氐奉牟止申世止、云々と有りて、此詞中にて用ふる水の事を、皇御孫尊の御膳都水の由を以て云ひ奉らしゝたり、然るに天神より其水を賜はるにて、先づ皇太神と皇御孫尊の御饌に奉る可き由を宣ひ、次に御伴神等天下の八十伴の諸人にも令ㇾ賜らる可き事を宣給へるにて、凡て天神より御事依の御物は先づ皇御孫尊に授けさせ給ひ、其下の人民には皇御孫尊より令ㇾ賜へるなり）○吾子孫可ㇾ王之地は、上には天忍穂耳尊に係て詔ふ所なる故に吾兒可ㇾ王之地也とは有るを、此は其御子瓊々杵尊に更に聞えさせ給ふ所なるを以て吾子孫とは有るにて、古語拾遺も此に同じ、海宮遊行章第三ノ一書に吾子孫八十連屬、第六ノ一書に生子八十連屬と有りて、八十連屬、此云二野素豆々企一、雄略天皇十四年御紀には子々孫々八十聯綿と有るなどは、子孫をも生兒の字の如く宇美能古と訓めるなり、又敏達天皇十年御紀には子々孫々と書きて下に古語云生兒八十綿連々と其訓を注されたり、續紀第廿五詔にも生子乃八十都岐爾佳奉報信久と見え、萬葉廿（五十一丁）に、須賣呂伎能、安麻能日繼等、都藝弖久流、伎美能御代々々、加久佐波奴、安加吉己許呂乎、須賣良弊爾、伎波米都久之弖、都加倍久流、於夜能都可佐等、許等太弖氐、佐豆氣多麻敝流、宇美乃古能、伊也都藝都藝爾と有りて、此は祖先に對へて子孫と云へり、又天孫本紀天皇本紀には生々世々子々孫々八十聯綿と有り、此に依りて書紀には子孫謂二子々孫々一也と注させ給へり、實に然る言なり、故續紀第一詔に高天原爾事始而、遠天皇御世中今爾至麻氐爾、天皇御子之阿禮坐牟、彌繼々爾、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、第四詔に高天原由利天降坐志、天皇御世乎始而、中今爾至麻氐爾、天皇御世々々云々と有るを始として、右の意味なる詔詞の多在るは、此に是吾子孫可ㇾ王之地也と詔給

へる如くして、天下に君王と御在し坐して御世々々を繼ぎ給へる御旨にて、其原は此の神勅を種として詔給へる御事申すも更なり、(但古事記平國の時の詔に、此葦原中國者、我御子之所知國、言依所賜之國也と有は、其天忍穗耳尊を我御子と詔給へるなれども、寶々杵尊の御天降の所にも、吾御子可㆓天降㆒之道云々と有りて、此は御孫に當らせ給へれども吾御子と宣へり、然るは傳十四、十六卷に注し奉るが如く、何世の末なるをも天神御子とも日之御子とも稱奉る御事にし在りければ、御紀に上を吾見此を吾子孫と書かられたるは却に古意には非ざるにや、次なる猿田彦神の所に天照太神之子所幸云云と有るぞ古の任にて愛たかりける、然れば此の吾子孫なども吾御子之種々など訓奉ら將欲し)〇爾皇孫の爾は美麻斯と訓むべし、如此く汝某と人名の上に汝ノ字を置く例は傳十二に注せり、〇就而は例の如く伊傳坐氏と訓む事にて、古事記に此豐葦原水穗國者、汝所ㇾ知國、言依賜、故隨ㇾ命、以可㆓天降㆒と有に當る所にて、卽夫御天降の御事を促がし聞えさせ給へるなり、〇治焉は可知看と訓み奉る可し、即謂ゆる寶祚を所知食させ御在し坐すべき義なる事、次に寶祚之隆云々と有るに上に寶祚の言有て、其を承くる所なるを以て曉る可きなり、此御事は甚々深き所以有る御事にて、已に傳卅に其大略をば明らめ置きしかども、今此に當りて其說を盡す可きなり、紀記に被ㇾ賦たる此件の御言依共に此に種々に注せれば今云ふ限に非ざるを、其外に甚止事無き傳說共なむ有りける、此治焉に相照して讀み奉る可き者は、孝德天皇大化元年御紀詔に惟神(惟神者、謂㆘隨㆓神道㆒、亦自有㆗神道㆖也)我子應ㇾ治、故寄是以與㆓天地之初㆒君臨之國也と見えたる、惟神我子應ㇾ治と有るは、此時の大命にて、此に葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可ㇾ王之地也と見えたると同じ意味なる中に、殊に惟神の御言はしも君臣の大義天下の大道の所在にして、

其旨眞き事天地の如く、其旨明らけき事日月に等同しく、其も畏く尊き皇祖天神の眞賜にして、皇御孫命の受賜と齊かせ給ふ可き大命なる事次に謂ふるが如し、大殿祭詞に皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐天、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比、大祓詞に我皇御孫之命波、豐葦原乃水穗之國乎安國止、平久知所食止、事依志奉伎、大殿祭詞に皇御孫命、豐葦原乃水穗國乎安國止、平久所知食止、天下所寄奉志時爾、鎮御魂齋戸祭、遷却祟神詞なるも右に同じく、中臣壽詞に皇孫尊波高天原爾事始天、豐葦原乃瑞穗國遠安國止、平介久所知食天、天都日嗣乃天津高御座爾御坐天、天都御膳乃長御膳乃遠御食止、千秋乃五百秋爾、瑞穗遠平介久安介久、由庭爾所知食止、事依志奉止など有には少づつ事に異りは有と雖も、皆此時の皇祖天神の大命なる事申すも更なり、○續紀第五詔第十四詔第廿三詔などにも、高天原爾神留坐、皇親神魯岐神魯美命、吾孫將知食國、天下止與佐志奉志隨麻々、高天原爾事波自米而、四方食國天下乃政乎、彌高彌廣爾、天日嗣止高御座爾坐而とも所見たり、(右の如く其事がらに依て少の相違は有る事ながら、其大旨に於て異なる所無きは、皆此時の一時なるを様々に分れたりし者なり、右の中に高御座と云ふ事は傳廿九卷に明らめ、食國と云ふ由は傳六卷廿九卷に委しく注し置きたりければ、今は其餘の事共を識くべきなり)偖其惟神を受けて次に今者隨在天神屬可治平之運、使信斯等而治國治民、是先是後と結ばせ給へるに、其には隨在天神(かむながら)の字を用ひさせ給へり、然して其本注に惟神者謂隨神道亦自有神道也と注させ給へるは、惟神と云ふ古語の義を傳へ給へる古傳の意を明らめさせ給へるなり、偖此に神道と云ふ事二所有る、其先なる惟神とは直日靈に天皇の向伏限谷蟆の狹度る極み、皇御孫命の大御食國と定まりて、天下には荒振神も無く不伏ぬ人も無く、

千高御世の末の御子までも、皇命はしも天神の御子と坐々して、天神の御心を大御心と爲て、神代も今も間無く神隨安國と所知食ける大御國になも有りけれは、と有る大注に、隨神道とは天下を治め賜ふ御事にも神代より有來し任に御稜威ひて、少かも私意（サカシラ）を加へ給ふ事無きを云ふ云々、と云はれしは然る言にて、實に皇天神の大命に隨はせ御在し坐しつゝも、天津日嗣と天津高御座に天坐々て、天下に君臨（キミトマシ）して高國を統べさせ御在し坐す現御神と云ふ義なる事、次に隨在天神と云ふ字を用ひさせ給へるを以て見奉り知るべし、亦自在神道とは神道に隨はせ給ひ神道を行はせ給ふ是即神道と申す意にて、其天神の事依し奉り給へる任に隨はせ御在し坐して、一向に任せ願させ給ふ所無く物爲させ給ふ是即神道と云ふ者にて、天神の御子にしも現人神とも現御神とも聞えさするが如く實に神にて渡らせ給へるを以て、即其字を惟神と書させ給へる者なり、其隨神道と亦自有神道との事の義理を今此に其正しき徴を立て示さむに、續紀第一詔に高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻弖、天皇御子之阿禮坐牟、彌繼々爾大八島國所知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、此天津日嗣高御座之業止、現御神止、大八島國所知、倭根子天皇命授賜比負賜布と有に、是は天神より神道に隨ひて、御代の次々繼々先皇持統天皇まで受傳へさせ御在し坐來らせ給ふ惟神なる隨神道と云ふ是なり、次に貴支高支廣支厚支大命乎受賜利、恐坐弖、此乃食國天下乎調賜比平賜比、天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母、隨神所思行佐久止詔と有るは、惟神なる其神道を先皇持統天皇より文武天皇の授からせ御在し坐して、其神道を天下に行はせ御在し坐さむとにて、亦自有神道と云ふは此所に在る事なり、此即天神之道にして、此外に天下に道と云ふは無きを、其本を推究むる時は傳五、十七、廿九に注せるが如く、八洲起元章第一ノ一書に天神諸伊弉諾尊伊

[illegible]一曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜ニ汝往脩一之、廼賜ニ天瓊戈一と有るを、古事記には於レ是天神諸命以、詔ニ伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修ニ理固ニ成是多陀用幣流之國一、賜ニ天沼矛一而言依賜也と見えて、其事は天神の言依し給ひて、此國を脩（シラセ）と詔給へりし大御言を、修理固成と區別ても詔給ひ御在し坐して、是神道と云ふ事の本たるが故に玉矛の道としも世に著く云へる是なり、（然して右に隨ニ神道一亦自有ニ神道一は神道に隨ひて神道を行はせ給ふ即此神道なりとなり、近く心得る者有り、孟子に誦ニ堯之言一、行ニ堯之行一、是堯而已矣と云ふ文意を引當て心得べきなり、然れば道と云ふ者は天神の大命の任に物爲させ御在し坐して、唯其神道に因らせ給ふ外無き者にて、世中に今日に行はせ給ふ御事業を離ちて外に道と云ふ者は有る事無くなむ有りければ、今世に神道とて有る類の如き殊更なる物には非ざる事を曉る可し、此は大に似て非なりける者ぞとよ）若て此詔の如くは皇祖天神より此時に當りて惟神の大御命を宣ひ示させ給へるに起りて、天神の大命の隨に物爲させ御在し坐して少かも私の御行を交へさせ給はざる詔なり、古義は本は清音にて神中在と云ふ事にて、其行はせ給ふ中に神道在る由にて、謂ゆる自亦有ニ神道一と云ふ意味なる可し、然れば隨在天神又は隨神又は神隨とも作る如く神の任にの意なる字共なり、續紀の詔には右の如く隨神所思行とよく續けられたれば、惑ぐるに及ばず、萬葉の歌に就て讀るに、一（十九丁）に、安見知之、吾大王、神長柄、神佐備世須登、芳野川、多藝津河内爾、高殿乎、高知座而と有るも、神道の隨に神進爲給ふ義なる可く、又山川毛、因而奉流神長柄、多藝津河内爾、船出爲加波、又（廿一丁）、八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、神長柄、神佐備世須等、太敷爲、京乎置而、又（廿二丁）、全國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等、神長柄、所念奈戸二志と有るも神道

の隨にの義なるは更にて、二(廿七丁)に、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷坐國等、又(三十五丁)定之、水穗之國乎、神隨、太敷座而、又云、常宮等、高之奉而、神隨、安定座奴、又(三十六丁)久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者、五(十三丁)に、可武奈何良、可武佐備伊麻須、久志美多麻、伊麻能遠都豆爾、又(三十一丁)高光日御朝庭、神奈我良、愛能盛爾、十七(四十一丁)に、可無奈我良、彌奈爾於婆勢流、又(四十一丁)等許奈都爾、氣受底有多流波、可無奈我良等曾、十八(廿一丁)に、御食國、左可延牟物能等、可牟奈我良、於毛保之賣之弖、十九(三十九丁)に、神奈我良、吾皇乃、天下、治賜者、又(四十二丁)安見知之、吾大王乃、神奈我良、於母保之賣志氐、二十(廿五丁)に、可武奈我良、和其大王乃など有るを、又那を略きても云へり、二(四十一丁)に、神柄加、幾許貴寸、六(十丁)に、神柄加、見欲賀藍、十七(三十四丁)に、可牟加良夜、曾許婆多敷刀伎、又(四十丁)登日奈吉可爾、見禮等母安可受、加武賀良奈良之と有る是なり、其十三(九丁)に、蜻島、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國と有るを、其並に葦原、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、と有を以て其同語たる事を知るべきなり、偖此隨神を隨二神道一と注させ給へるを詳に徴す可き明文有り、用明天皇前御紀に天皇信二佛法一、尊二神道一と見えたるに、其孝德天皇前御紀には其天皇の御事を尊二佛法一輕二神道一(斮二生國魂社樹一之類是也)と見えたるは、互に反對なる御事にて、其尊二神道一は隨二神道一と云ふに等しく、此輕二神道一は神武天皇戊午年御紀詔に今我日神子孫而向レ日征レ虜、此逆二天道一也と有る天道とは、天神之道と云ふ事にて、逆に輕と此にては違ひて其は輕二天神之道一と云ふべく、此は佛を尊ませ給ひ、異端に亙らせ給へるを以て、逆二神道一と申す可きが如し、故亦其詔に不若退還、示レ弱、禮二祭神祇一、背負二日神之威一、隨レ

影響と見えたる、「以祭神祇」は謂ゆる隨神道なり、然して背負日神之威とは亦自有神道にて、背表任にて御在し坐す由なりければ、神道の隨に物爲させ給ふ事を惟神と申すが本にて、神にて御在し坐す任にの意に用ひたるは却りて意の轉れる者なりけり、（又皇極天皇前紀に天皇順考古道而爲政也と有る古道は、本より古昔より傳來れる神道を云ふ事なるが、其順考の字は國表記に考道以爲無失と有るに依れる字ならむ、故に加賀閇氐と訓む事なれども、順ノ字に當る言無かりければ二字志多賀比氐と訓むべくして、此の隨神道と意の同じきを、文を成して書されたりし者なりけらし、又詔詞解に隨神は天皇の御事には何事にも神ながら云々と申す事にて、天皇は現御神と申して實に神に坐すが故に、神にて坐す任に物爲給ふ由なり」と云れたり、然る時は惟神と云ふは當然と云ふ字にも當る可からむを、近頃老莊の自然又は無爲などの字に當て說を成せる類は、正史を讀む事の疎きに依れるなり）故其前和紀に天皇云々召集群臣盟曰と有て、帝道唯一と詔給ひて下に自今以後、君無二政、臣無貳朝と云ふに對へさせ給へり、其帝道と云ふは即神道と申す事にて、古語拾遺に謂ゆる君神一體の御義にして、神道即帝道にして二有るに非ざるが故に唯一とは詔給へるにて、惟神の字を用ひさせ給へると同じ御意味なる者なり、然して君無二政と云ふは惟神なる神道に隨はせ御在し坐して、唯帝道のみを修めさせ御在し坐さむと云へる御趣になむ有りける、此に相應へたる文は右に引ける惟神（惟神者謂隨神道亦自有神道也）我子應治、故寄、是以與天地之初君臨之國也と有る是にて、此の御事依の時の大命のみぞ有りける、此に吾子孫可王之地也と有るを、古事記には汝所知國言依賜と有りて、天下に君主と坐して國土を所知食させ御在し坐す天津日嗣高御座の大御業はしも、唯惟神たる帝道唯一の

み有る義なり、若て其顯に治は此の治むと一に得て、此を體と為て其用は修理固成の因たる事依さし、十七、廿七の卷々に注せる所に注せるが如し、然れば其御事依の御事共に其て此治むの體用を少か事の序なれば云ひてむに、其依と云ふ言にしも此に葦原千五百秋の瑞穂國、是吾子孫可レ王之地也、て第二ノ一書に天照大神云々、又勅曰、以二吾高天原所レ御齋庭之穂一、亦當レ御二於吾兒一など見えたるは、右に引ける大殿祭祝詞中臣壽詞等に見えたる所の事にて、此は田園を開墾せ給ひ農業を起し給ひ租稅調庸を令レ貢給ふ大御政に御在し坐して、天津日嗣を所知食す大御業にし在りければ此に取れる重言は御在し坐さざるなり、即此其祝詞に謂ゆる現事是なり、其て顯と云ふは第二ノ一書に高皇産靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一、當レ爲二吾孫一奉レ齋矣、云々、是時天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可下與同レ床共レ殿、以爲中齋鏡上と有るは神祇を治め奉らせ給ふ道にて、此を以て天下人民を治めさせ給ふ天津高御座の大御業を申し奉れるなれば、即其祝詞に謂ゆる顯事是なり、其神籬等の所以は檢すれ、卌一に注せるを見るべきなり、次に國と云ふは此に又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神一使二配侍一焉と有る類にて、其陪從の神等に其職掌有て國體る所を以て今に仕奉り給へるにて、此は體の用なり、次に成と云ふは第二ノ一書に宜二汝天兒屋命太玉命一、降二於葦原中國一、亦爲二吾孫一奉レ齋焉、乃使二二神陪二從天忍穗耳尊一、以降之、又は復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神、亦同侍二殿內一、善爲二防護一と有る如きは、其成可き事を令レ成て使給ふ由にて成は體の用なり、事を細かに云ふ時は限も無き事には在れども、此に擧げたる所を以て其大凡をば知るべきなり、是ぞ惟神我子應レ治と事依し給へる神道にして、此神道に

随はせ給ひ天地の初より天下に君主と御在し坐て国土を治さ(シラ)せ給ひ、天壌と共に行はせ給ふ帝道唯一と云ふ御旨には有りける、(又其大化二年御詔に夫君二於天地之間一而、宰二萬民一者、不レ可二獨制一、要レ須二臣翼一、由レ是代々之我皇祖等、共二卿祖考一、俱治、朕復思、欲下冀二神護力一、共二卿等一共治上と有る御旨をも思合す可し、其冀二神護力一とは皇祖天神の神道に随ひて天下を所知看させ給ふ時は、神祇の守護自有て其神道の行はるゝ由を詔給へり)○行矣は、私記に左介久と有りと雖も、通本に從ひて佐伎久と訓むべきなり、此言は傳廿、廿九に注せるが如く、言霊開結章第三、一書葉寛時の御禱見の御詞に清婦照臨天國、白可平安と申給ひ、此正者大巳貴神の國避の御時に獻すを奉らせ給ひて、天孫若用二此寶一治レ國者、必當二平安一と申させ給へると同じ旨なる御壽にして、此は天孫御子を天降し給へるに就て此御言を奉らせ給へるなり、筆國に行矣、當遂レ行之詞と注させ給へるぞ實に調れたる、此は其幸行す先には恙無く御在し坐せ奉り給ふと爲て壽禱へさせ給へる御言にて、萬葉四(三十九丁)に、不相見而、氣長久成奴、比日者、奈何好去哉(ヨシユキヤ)、言借吾妹(イブカシワギモ)、五(三十一丁)好去好來歟に都々美無久、佐伎久伊麻志弖、速歸坐勢、十(十六丁)に好去而、亦還見、云々、九(三十丁)に、鹿見日物、吾獨子之、莫往、宮二同往者、竹珠乎、密貫垂、齋戸爾、木綿取四手而、忌日管、吾思吾子、好去有欲得、十三(三丁)に、新夜乃、好去通牟、事計、夢爾令見社、劍刀、齋祭、天地之十七(廿丁)に、皇河、伎欲吉瀬見、馬駐、可奈之時爾、好去而、可省見青牟、千久、伊波比都々、廿三十三丁)に。丈夫、情布里於許之、等其我谷比、門出乎須禮婆、多良知禰乃、波々可伎奈氣、萬葉乃、都賀、千久、石麻波々牟、好去而、早還來等など、好去は旅行く人を送るに必云ふ詞なるか、齋明天皇五年紀に

に得₂平安₁と竝べて得₂好在₁と有るに、萬葉に行矣を好去と通ふ狀に云へれば、訓は與久由久なれども意は佐伎久と心得て違はず、其意にて萬葉十七(十五丁)に、久佐麻久良、多妣由久吉美乎、佐伎久安禮等、伊波比倍須惠、安我登許能倍爾と有るなど猶餘も見えたり、凡て佐伎久は先往と云ふ事にて、此方より伸行て禍り障礙る所無き意の言と見えたれば、事無くて速々と其處に至す可き國に平安けて御在し坐さしめ奉らせ給ふ由の御祝詞にたむ有りける(通證に右の歌を引きて言欲₂族道有₁₂幸福₁同、居₂寢親于床上₁行レ之也、漢書外戚傳、行矣強飯勉レ之、師古曰、行矣、猶₂今言₁₂好去₁と注されたり、此にて好去も佐伎久とも訓むなる事を曉る可し、然るを萬葉には好去と書けるを何れなるを與志由伎氐と訓めるは例に違へり、與久由伎氐とは訓みつ可きなり) 偖右の如く行矣は御發途の御時に當りて、其御在し坐し著かせ給ふまでの御平安祝を奉らせ給ふ意と見て敢なむかなれども、此御言次なる寶祚之隆、當下與₂天壤₁無₂窮者₁矣までに係れると思しきなり、此に行矣の字は御途中のみの義を以て書かれたるなれども、其由の古き祝詞の有りけるに、然切めて書かれたるかと思ふ由有り、其は出雲國造神賀詞に是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穂比命波、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉禮、(仰賜志次乃隨爾、供齋仕奉弖、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利臣能禮自利登、御禱乃神寶獻良久奉)と有るは、皇祖天神の大命に依りて皇御孫命の大御世を祝奉る由なるが、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神止大八島國所知食天皇命能、手長大御世乎、御横刀廣爾誅堅米、云々、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志弖見行事能已登久、明御神能大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟事能志太米止、御禱神寶乎擎持弖云々と有るは、右の天皇命能手長大御世云々の御言の義を解けるが如くにし

て、此の天壌無窮の神勅の意と大に同じきを以て思ふに、此の行奏に當る所に必右の如き御言は有つらむとこそ思えたれ、其は伊勢太神宮月次祭神嘗祭詞に、天照坐皇太神乃大前爾申進留、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部物忌等諸聞食止宣と有りて、次に天皇我大命爾坐、御壽乎手長乃御壽止、湯津如磐村、常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比、阿禮坐皇子等乎毛惠給比、百官人等天下四方國能百姓爾至万天、長平久作食留五穀乎毛、豐爾令榮給比、護惠比幸給止と有りて、其下に月次祭詞には大中臣太玉串爾隱侍天、云々、稱申事乎と有るを、神嘗祭詞には大中臣太玉串爾隱侍天、云々、天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎・神主部物忌等諸聞食止宣と云ひ結めたりければ、右の天皇我大命爾坐と有るより以下は天津祝詞の太祝詞にして、其天津祝詞の太祝詞と云ふは傳廿に注るが如く神語とも云ひて、皇祖天神の詔給へる詔命を然と傳て宣へる事なるを、殊に右の如く神賀詞には是爾現神登伎神登美天乃命宣久とさへ傳りたるを以て、此の行奏に當る所の古語にしも探出ずは得有るべからざる故に、此に其說を成すには至れるなり、（若然らざる時は右に天津祝詞と云ふ物にしも、此御天降の御事依に就て必有るべき事の其出る所詳ならずなむ有りけるを、今此行奏の說を成すに就て其說を得るに至れる事、實に是神等の恩賜なり）然して右の天津祝詞を祈年祭月次祭等の古祝詞に比べ見るに、天津神代の神語とは聞ゆかしからざるを以て熟見るに、其古祝詞の末に皇吾睦神漏岐神漏美命以と有る命ノ字は御言なり命令なり、謂ゆる天津祝詞の太祝詞なる事灼然きを、又皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、茂御世爾幸閉奉と有り、此を以て右の御壽乎手長乃御壽止云々と有る天津祝詞の此に在る事を知べきなり、又右に天下四方國云々は古き祝詞に、皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、云々、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者

八十綱打掛弖引寄如事、皇太御神乃大前尓、如横山打積置弖、残乎波平聞食と有し詞書なるを、後に神都を定められ神戸を寄せられたりし時世に合せて、文をば右の如くに改たりと見ゆるも、其本づく所は古き天津祝詞に出でたる故に、後なるをも天津祝詞の太祝詞とは云ふなり、然して右の古祝詞の意は此に皇孫千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、と有る御神勅の委しきが如くなるを以て思ふに、文其御孫命御世乎手長御世を云々は、此の行矣(サキク)に正しく當れる所にて、無窮の寶祚を壽祷へさせ御在し坐せる天津祝詞の太祝詞なる事旨を續たずして明らかなる者なり、其手長御世を祝詞後釋に手長は足長の意にても有らむか、高佐二(二十三丁)に、大王乃、御壽者長久、天足有と有りしと云はれし如く、倭姫命世記に齢の老給へる事を香日足と有る是なり、堅磐爾常磐爾と有る爾は辭には非ず、如(ナス)の言にして如二堅磐一如二床磐一と云はむが如し、齊比幸の類は往の意にして、悪事の無くして善事の進む義なり、茂御世爾は大殿祭詞に五十橿御世と有るが如く八桑枝と云ふに等しく、物に借りて茂く昌たる事を譬へさせ給へり、幸閉奉とは右に注せるが如く平安と書きて佐伎久と訓と等しく、御世平安く御在し坐さしめ奉らせ給ふ由なりければ、此天津祝詞の太祝詞を以て天壌無窮の神寿を指指る事と義は思定むる事になむ有りける、(其御言の皇祖天神の神勅たる事は此詞と神賀詞と二のみならず、大御殿祭等の祈年月次祭祠にも、皇御孫命御世乎、手長御世登云々、幸閉奉、故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登云々、と有て太神宮のと同じきを、殊に此は第二ノ一書に高皇産靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一云々の御言に依れる御事なるに就ても、右の天津祝詞は此時の御言なりし事益明らかなり)○寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮者矣は、拾遺には者字無し、口訣に高代無窮之貝文

也と云はれたり、釋に引ける大倭本紀に天地本紀曰、子々孫々千々萬々云々と有り、然れば天書巻第二に載たる天照太神（中略）勅二天杵尊一曰、葦原中國、是吾子孫可レ王之國也、宜二爾天杵尊就而治一レ之矣、寶位之隆、當下與二天壌一無上レ窮者也と見えたる、如此く有りけるにや、然れども然云ふは凌しきに似たれども天壤と無窮の語等しく成るべし、如何と成れば千々孫々は右に例を擧げたる如くは字義能古語と訓むべし、千々萬々は古語に訓むとも千萬箇など言むより外無かる可し、此は子孫八十連屬など云ふ事の有るを足らず思ひて、其よりはと擧上して千々萬々と云へるならめど、も、縦や億兆の數名を以て云ふとも、天地の常在なるに合せて猶限れる數にて纔に幾千年能はざるなり、又子孫八十連屬と云ふは僅たる事の如くなれども、我よりも八十連屬、子よりも八十連屬、孫よりも八十連屬と云ふ事にて、子孫と云ふ者の有らむ限は天地と共に盡くる期有るべからざるなり、千々萬々と云ふは大たるが如くして限有り、八十連屬と云ふは小なるが如くして限無しと雖も、其すらに此には立人艱き所なるを、然云ひては古語の状には似ても著かざる者なりければ、釋に引きたりとて慕ふ可きには非ざるなり、（然る時は天書紀なるも舊記の序に本書き右の二書を合せて文を成せる者と見えたり、殊に文字の錯置など見苦しき者なり）〇寶祚は、古事記國讓段には天津日嗣と書れたり、神武天皇御紀甲寅年に、余謂、彼地必當下足三以恢二弘大業一光中宅天下上、戊午年に、夫我皇祖天照太神、欲三以助二成基業一乎、辛酉年に初天皇草二創天基一之日也云々など有るを始として、御紀の文例として皆皇位又即天皇位又踐祚を天津日嗣所知食と訓み奉り、皇太子又太子をば日嗣之御子と訓み奉る可き定格なり、古語拾遺の同段にも令レ朝二四方之國一、以觀二天位之貴一と記したるも然訓むべきなり、崇神天皇御紀に[illegible]

有下經二綸天業一之心上、又四年に詔、我皇祖諸天皇等、光二臨宸極一者、豈爲二一身一乎、蓋所下以司二牧人神一經中綸天下上、故能世闡二玄功一、時流二至德一、今朕奉二承大運一、愛二育黎元一、何當下聿二遵皇祖之跡一、永保中無窮之祚上(下略)とも有り、顯宗天皇元年御紀に陛下正統、當下奉二鴻緒一、爲中郊廟主上、承二續祖宗無窮之烈一云々、宜下奉二兄命一、承中統大業上、繼體天皇元年御紀に慈仁孝順、可レ承二天緒一、冀慇懃勸進、紹二隆帝業一、皇極天皇四年御紀に當レ居二嗣位一、天之子也、又鞍作盡滅二天宗一、將レ傾二日位一、豈以二天孫一代二鞍作一耶、持統天皇二年御紀皇祖等之騰極次第と有る下に、古云二日嗣一と見えたり、其外にも天位帝位寶位など有を高御位と訓める、其も然る事には有れども天津日繼と訓みて宜しき所も有るなり、名義は日繼は御繼と申す意なる可し、綏靖天皇前御紀に神八井耳命より天皇に申し給へるに、宜哉乎、汝之光二臨天位一、以承二皇祖之業一、吾當下爲レ汝輔上レ之、奉レ典二神祇一者と見え、應神天皇四十年御紀に立二菟道稚郎子一爲レ嗣と有るを、古事記には宇遲能和紀郎子、所レ知二天津日繼一也と記され、又右に引ける顯宗天皇御紀に陛下正統、當レ奉二鴻緒一、繼體天皇前御紀に小泊瀬天皇崩、元無二男女一、可レ絶二繼嗣一と有りて、元年に可レ承二天緒一の語有り、續紀第一詔に高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻弖爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國所知倍支、天神之御子隨母、天坐神之依之奉之隨、此天津日嗣高御座之業止と有るは殊に判然に見えたり、萬葉十八(廿丁)に、須賣呂伎能、神乃美許等能、御代可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代々々、十九(三十九丁)に、千代累、彌繼嗣爾、所知來流、天之日嗣等、廿(五十一丁)に、須賣呂伎能、安麻能日繼等、都藝弖久流、伎美能御代々々と有るなど、日繼には御代を繼行く事を詠み、續紀第廿三詔に日嗣高御座乃業乎云々、日繼止定賜留皇太子爾授賜久止宣と有は、皇太子を御嗣と

申せるなり、第廿七詔に岡宮御宇天皇乃日繼乃、加久弖絶奈牟止爲、女子能繼爾在止母、欲令嗣止宣弖と有るも、草壁皇子の御後を云ふにて御繼なり、古事記序にも勅二語阿禮一、令レ誦二習帝皇日繼及先代舊辭一と有るも、天皇の御世次の御事を日繼とは申せるなり、萬葉一（廿九丁）に、吾大王、物莫御念、須賣神乃、嗣而賜流吾莫勿久爾と有る者は、天皇を指し奉り、須賣神は天照太神を指し奉り、嗣而賜流は天津日繼の次を受嗣がせ聞在し坐す由にて右の第一詔の意なり、然れば天津日繼と申し奉るは記傳十四（三十七丁）に、天津日太御神の大命任を受傳へ坐して、其大御業を嗣開に所知看す由の御稱なり」と云はれし如くにて、天照太神の吾子孫可レ王之地と詔給へる大御命を受嗣がせ御在し坐して、天地の間に君と坐す御職を稱奉る尊號なる事、右に注せる事共を以て明らめ奉る可くなむ有ける、（出雲神賀詞に是爾親神魯伎神魯美命宣久、汝天穗比命波、云々登御賜志次乃隨爾と有るは、天穗日命より出雲國造の繼々に仕奉る事を次乃隨爾と云ひ、其結に天津次能神賀吉詞白賜久登奏と有る天津次とは、天上より仕奉來る次第を云へり、此を例と爲るには非ざれども、天津日繼と申し奉るも天上より次の隨に次々に受繼がせ給ふ由なり）又記傳に云はく大國主神の此に知二天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢一而と有るに就て別に今一の考有り、繼は借字にて、天津日太御神の給寄し賜ふ物を受納れ知看すや天津日繼所知とは申せるが、給寄し賜ふ物とは即天下の百姓の奉進る御都岐物にて、是即天照日太御神の天皇に給寄し賜ふ物なり、御都岐物を拾遺集大嘗會風俗歌に、禱る事も非じな近江なる、陪膳の火の海人の日繼は、又賢に、朝未き霧生の岡に立つ雉は千代の日次の初なりけり、千載集に、大嘗會御日貢物絶えず供ふる東路の勢多の長橋音も轟に、又右の拾遺集に收れるを、萬代を持ぞ榮えむ近江なる、陪膳の濱

の海人の日貢は、萬代集に、御狩爲る高の小山に立つ雉や君が千年の日次なるらむ、新千載集に、遅く疾き民の早苗に御貢物、絶えぬ日繼の程ぞ知らるゝ、寶治御百首に、淺淺の山田の苗代水引延て、長き日次に早苗採るたり、など詠せり、其給寄し給ふ物の中には稻を主と爲り、其由は書紀に天照太神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒、と有る是なり、中臣壽詞に皇孫尊者、高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗國乎、安國止平介久所知食天、天都日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久安介久、由庭仁所知食止事依志奉氐、天孫坐云々と有と、大殿祭詞に皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止、平介久所知食止、言寄奉賜比氐と有るとを合せて日繼の意を思ふ可し、備天津日嗣乎萬千秋と續きたるは、又天照太御神の給寄し賜ふ大八洲國の稻穗を萬千秋の長秋に所知食せとの意なり、彼の中臣壽詞のは大嘗に就て申す故に由庭仁所知食と云ひ、大殿祭詞は天下を所知食す凡ての御上にて申す故に瑞穗國乎所知食と云へる、共に指物は同じき稻穗にて、其中に主とし首と爲るは齋庭之穗を詔ひ寄して、其中に天下の百姓の奉貢る稻又種々の御調物も兼含みたり、皇御國は稻に殊なる深き故有りて、右の如く太御神の慇重き大詔も坐して、後世に至るまでも萬の政の有るが中にも大嘗を又無き大事と爲給ふ者ぞ、然れば天津日繼所知食と申せば、卽天下を所知看す御事にも成れるなりけり」(補意)と云はれたるは意表に出でたる古今の名論なるに力を得て思ふに、先づ御貢と云ふは日日の御饌を奉るに起れるなりけり、下に古事記の天宇受賣命の諸魚を追聚て問言汝者天神御子仕奉耶と有る事を注して引けるが如く、仁徳天皇前御紀の荷貢をば古事記に大贄と有るに依りて訓む事なるに、雄略天皇八年御紀には荷貢と書て美都岐と訓ま

せ、又其十六年に使ㇾ進ㇳ應ㇾ盛ニ朝夕御饌一膳器上云々、名曰ニ贄土師部一と有る御膳を、美都岐と訓ませたるも其日給の調なる事云ふも更なり、又出雲神賀詞に白鵠乃生御調能玩物と有るも供御の料に奉れるなり、萬葉一（十九丁）幸ニ于吉野宮一之時歌に、山神乃、奉御調等云々、逝副川之、神母大御食爾、仕奉等、上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡、山川母、依氏奉流と有るも行宮に供御を奉る由なり、六（十五丁）に御食都國、日之御調等、淡路乃、野島之海子乃、海底、奥津伊久利二、鰒珠、左波爾潜出、船並而、仕奉之、十八（廿丁）に、之使麻田流、四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多弖麻豆流、御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都、又（三十二丁）萬調、麻都流都可佐等、都久里多流、曾能奈里波比乎と有る、此は稲を云へり、二十（廿五丁）に、伎己之米須、四方乃久爾欲里、多弖麻都流、美都奇能船者、云々、安麻乎夫爾、波良々爾宇伎弖、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理と見えたり、然れば御贄と云ふは日給にて、實に日々の供御を闕て奉進る稱なる事灼然きが上に、古くは侍中群要に御厨子所、例事寛平九年七月四日、始定ニ四衛府小綹日次御贄一、左兵衛（子辰申）右兵衛（丑巳酉）左衛門（寅午戌）右衛門（卯未亥）と有りて日次と書され、近くは故實拾要に日貢御膳、是天子毎日朝晝夕三度云々供ㇾ之、年中毎日如ㇾ此也と有る、日貢即日貢なるにて上件の事共を明らむるに足れりとなむ云ふべかりける、但播磨風土記に景行天皇行幸の事を云へるに、即欲ㇾ度ニ到阿閇津一、供ニ進御食一、故號ニ阿閇村一、又捕ニ江魚一爲ニ御坏物一、故號ニ御坏江一と有るを見るに、江魚を捕り坏に盛りて捧ぐる故に御坏物と云ふに似たりと雖も、上件日貢の義と心得べき事にこそ、（此日貢は比都岐なれども、古くは比麻都理ともいひしにや、敏達天皇六年御紀に詔置ニ日祀部私部一と有るは天皇と皇后との日々

○御贈を奉る義を豊かせ結へるなり、其神は穂田日奉直の系図を見るに、天穂日命の裔津上五十猛命の子角久比直と云ふ有り、其子に天人某の長比古直と云ふ、此は津上直の祖なり、又其久都校直と云ふ、此は穂田日奉直の祖なり、其を武蔵田直と云ふ、此は大私部宣直の祖なり、其書に合に仕奉り結へるに、此氏は天津御命に仕奉ひし人なるを以なり、其久都校直の末に倍達と云ふ有り、其書に深田奉室宜御字朝奉仕、令賜穂田日奉直と有るを見て、日記部なる事を知るべし、此には違も有り違も有り直も有り、唯に日奉部と云ふも有りて、後の内舎司の態なりし者と所見たるをも思合せて日繼の義をも辨りねかし）倩右件注し奉る如くは、日繼は天照大神より始め奉りて天津御子の補々御世累ねて天津文を受継がせ御在し坐す義と古来云来れるが如く、其義數多有りて、天津御續と見奉りて少かも違ふ所無くなむ有りけるを、又天津日繼と読奉りては殊に右件に注せるが如く、此に門納に皇孫尊曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉と詔給へる御旨は更なり、第二ノ一書に天照大神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穂、亦當御於吾兒と有る御事依にも相合へるが上に、又右に云へる上の治むの字は此の實を治ると御事なるを合せても、日繼の義甚尤當れるのみならず、傳廿九に云へる狀に天皇の御世所知食す御事を食國とも國食所須とも申すにも符合ひて更に拔くべからざる者なり、然れども物二ながら是と云ふ理は無き事なるに就て猶深く思ふに右の大殿祭詞に天津日嗣乎云々所知食、又は古事記に天津日續所知之などの如く其言の下に所知食の言の係れるは、右に謂ゆる日繼の方なり、又所知食の言を添へずして唯に天津日嗣と申し日續御子と申す時は、天照大神より代々の御文を以申し奉れるなれば、其の御嗣の方なるを、其言の同じきのみならず其意も同じく、其御上を申し奉れるも同

じく御在し坐すが故に、神代より以降一事にも申習はし奉れりし者とこそは思しかりけれ、其差異を別けて其義理を擇る時は右の如くなれども、唯天照大神の御子と御在し坐して天下に照臨ませ給ふ御職の御稱と且成し奉りて有りになかし、其は天照太神の日嗣と申し奉るも、天下の御貢を納入れて天地の間に君と坐す御名なり、又天津日嗣と申し奉るも天下の日嗣に所知食は天照太神の御子に限り奉る御名にして、何れを取りても天の乃間に大君と御在し坐す御子には違ひ有らざりけり（通證に新撰姓氏錄曰、世を治め民を育れむ職有らば天津日嗣の本も限らじ、後水尾天皇御製、偶無や他國にも我國の神の授けて絶えぬ日嗣は、と云ふことを引て[illegible]、[illegible]又曰、銑日、謂[illegible]也、日日、聖人之大寶、日位、隋國[illegible]降と云へり、[illegible]に日位天位[illegible]大[illegible]天基[illegible]大[illegible]其勝核など書きて皆阿毎多利比孤と訓む、此字は天津日嗣なり、天子の位に成り給へて日嗣と同じく、日本の國史に坐で天下を治め給ふに因りてなり」と云へり）（[illegible]を佐加延坐奉[illegible]と訓めり、應神天皇十六年紀に[illegible]、[illegible]保[illegible]利、阿[illegible]、[illegible]佐[illegible]、仁德天皇三十年紀に[illegible]波[illegible]、多[illegible]、[illegible]麻能紀[illegible]、於朋[illegible]と書る、此二[illegible]給ふ[illegible]へり、[illegible]二（三十五丁）に、萬代、[illegible]（一[illegible]）本[illegible]花乃、[illegible]、三（三十丁）に[illegible]乃[illegible]、[illegible]乃、[illegible]知、今[illegible]、又（五十[illegible]丁）愛八師、榮之[illegible]乃、六（三十丁）に、御民吾、生有驗在、天地之、榮時爾、相樂念者、七（四丁）に、[illegible]流、[illegible]度、大[illegible]、[illegible]、月[illegible]照良思、又（十丁）安[illegible]成、[illegible]、十三（廿三丁）に、[illegible]化、[illegible]、又（二十四丁）[illegible]、[illegible]、十八（廿一丁）に、[illegible]、[illegible]、又（二十二

丁）國家尚彼能、御代佐可延牟等、又（二十八丁）國毛爾、於弃多何左朝廷、云云[illegible]、[illegible]毛可[illegible]受、[illegible][illegible]、伊夜佐加波延爾、又（三十三丁）[illegible]保里之、安米波布里[illegible]、可久之安良波、許[illegible]受行、[illegible]波佐可延牟、十九（十六丁）に松柏乃、佐[illegible]佐[illegible]、[illegible]安成吉美（[illegible]之天是毛有ニ）又（二十六丁）[illegible]花乃、[illegible]太[illegible]而、又（三十七丁）[illegible]見附、[illegible]今日之、安夜[illegible]、又（四十四丁）天地與、相左可延牟等、大宮乎、[illegible][illegible]佐[illegible]、貴久[illegible]之伎、二十（廿五丁）に、宇知奈毗久、[illegible]、云々、[illegible]能[illegible]、佐可[illegible]使[illegible]、[illegible]之[illegible]比、安伎良米[illegible]比などの例有り、（弘[illegible]に此[illegible]之[illegible]の訓を阿[illegible]乃日月乃左加[illegible]牟吉止と有り、但萬葉にも大乃日[illegible]と有れども古くは天津日嗣なり、又左加[illegible]牟吉止は今本に佐加延坐牟と有る宜し）○與天壤には天地登共爾と訓むべし、[illegible]第三詔に與天地共長、與日月共遠、不改常典止、立賜比敷賜[illegible]法乎云々、又天地之共長遠不改常典止云々、第九詔に與天地共[illegible]絶[illegible]久、[illegible]受賜[illegible]行[illegible]物[illegible]之[illegible]、第十一詔に天地與共爾長久遠久仕奉[illegible]之[illegible]、第十三詔に與天地共人[illegible]不令侮、不令穢など見え、[illegible]内親王[illegible]入時詞に皇御孫之尊乎、天地日月止共爾、常[illegible]平[illegible]久安久御座[illegible]、御[illegible]代[illegible]進[illegible]、又出雲[illegible]賀詞に明御神[illegible]大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行[illegible]志太米止、中臣壽詞に與天地日月共照[illegible]明[illegible]御坐事、又萬葉には二（二十九丁）に、天地與、共[illegible]、念[illegible]、奉仕之、又（三十三丁）天地之、[illegible]遠長久、三（五十九丁）に、天地與、[illegible]遠長[illegible]、萬代爾、如此毛欲得[illegible]、五（十四丁）に、阿米都知能、等[illegible]爾比佐斯久、六（十五丁）に、天地之、[illegible]我知、日月之、長我如、[illegible]、[illegible]波乃[illegible]爾、和[illegible]大王、國[illegible]知良之など有り、（今本○訓に與天壤○與ノ字を、登々[illegible]爾とは訓ずして登との[illegible]訓めるは、[illegible]○[illegible]なるは[illegible]なれども、

歌詞ならばこそ有らめ、此は然は訓むまじきなり）○無窮者矣は、伎波美那加流倍斯と訓むべし、其極と云ふは限の事にて其至り盡せる際を云ふなり、祈年祭生島神詞に谷蟆能狭度極、鹽沫能留限、太神宮詞に天能壁立極、國能退立限など數知れず多し、偖此の無窮の義なるは萬葉廿（五十六丁）に、天地乎、弖良須日月能、極奈久、阿流倍伎物乎、奈爾加於毛波牟と有る是なり、二（二十七丁）に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照、日女之命（一云指上日女之命）天乎波、所知食登、葦原乃、水穂之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重掻別而（一云天雲之八重雲別而）神下、座奉之と有るは此の故事に依りて詠まれたる者なるが、天地之依相極と云ふは上に天地之初時之と有るに對へられて、此の天壌無窮の御旨を如此く詠解かれし者なりけり、然るは天地之初時之の句は三（廿七丁）に、天地之、分時従と有るが如く、本は混成つる一物より分れて天地とは成れるを、依相極とは其分判れて二に成れる天地の一に寄合と云ふ事にて、世の盡る限を云ふなるが、其は絶えて無き事なるが故に、此の無窮の心には用ひられしなりけり、其意を得て見るに、六（四十三丁）に、天地乃、依會限、萬世丹、榮將往迹、十一（四十一丁）に、天地之、依相極、玉緒之、不絶常念など有るも、皆天地と共に限無き事と見て能く通ゆるなり、偖此の大御言に引合ひて崇神天皇四年御紀詔に、聿遵皇祖之跡、永保無窮之祚と有るも此神勅に依りて詔給へるなり、顕宗天皇元年御紀大臣大連等奏言に、當奉天緒、代萬國主、承續宗廟、垂無窮之烈、上當天心、下厭民望と有るも右に同じ、此等は何れも無窮の寶祚を天地に託かせ給へる者にして、今日に至りて違はせ給はず、實に天地と始終を共に爲させ御在し坐すべき證文なりけるを、神皇正統記に天地も昔に變らず、

日月も光を改めず、況むや三種神器世に見在し給へり、窮り有るべからざるは我國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて尊み奉る可きは日嗣の永續ぶ君になむ御在し坐す、と書させ給ひ、直日錄にも天照太御神高天原に大坐々て大御光は少かも曇り坐さず、此世を御照し坐しまし、天津御璽廢れ坐さず傳はり坐して事依し賜ひし任に、天下に皇御孫命の所知食て、天津日嗣の高御座は天地の共常磐に堅石に動く世無きぞ、此道の靈しく奇しく異國の萬の道に勝れて正しき高き貴とき徵なりけること云はれしなど、實に然る言に無窮の神勅を發されたる事共になむ有りける、(右の無窮の窮ノ字を伎波麻理と訓習はしたり、拾遺愚草に、天地と窮り無けれと誓ひ置きし神の御言ぞ我君の爲、と有るを以て其古き事を知るべしと雖も、猶伎波美と訓むなむ宜しかりける、谷重遠說に三種神器德之守也、五部侍臣君之輔也、無窮神勅國之寶也、至今幾萬歲也、君臣奉持如一日、嗚呼隆矣哉と云へり、又通證に後漢伏隆上書曰、陛下承天萬國、與天無極、晋張協詩、清風激萬代、名與天地俱と見えたり、偖上にも云へるが如く神祇令に凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍と見えたるは、忌部の鏡劍を奉るに並びて天神の壽詞を奏す事なるが、此の故事に倣ひて仕奉る事にし在りければ、此より以上の壽詞を奏さるゝにこそは有りけめ、其は天神之壽詞の義解に、謂以神代之古事、爲萬壽之寶詞也と見えたるに、此より外は萬壽の寶詞と爲べき神代の古事はしも非ざりければなり、口訣に寶祚之隆云々を、萬代無窮之眞文也と有るは必ず承くる所有るべし)

已而且降之間。先驅者還白。有一神。居天八達之衢。其鼻長七咫。

背長七尺餘。當言七尋。且口尻明耀。眼如八咫鏡而。赩然似赤酸醬也。卽遣從神往問。時有八十萬神。皆不得目勝相問。故特勅天鈿女曰。汝是目勝於人者。宜往問之。天鈿女乃露其胸乳。抑裳帶於臍下而。笑噱向立。是時衢神問曰。天鈿女汝爲之何故耶。對曰。天照太神之子所幸道路。有如此居之者誰也敢問之。衢神對曰。聞天照太神之子。今當降行故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。

大己貴大神國土を避け奉らせ給へりし御時に、亦僕子等百八十神者、卽八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と聞えさせ給へる、其御契已に御天降の御時に當りて如此なむ信驗は有りける、此猿田彥大神と聞えさするは傳廿八、廿九に明らめ申せるが如く、今天神御子の初て天降らせ御在し坐しける其御尾前に仕奉り聞えさせ給ふとして、天八衢には侍迎へ奉らせ給へるなりけり、其事代主神と申すは和魂の御名にて、其御本體は味耜高彥根神にて渡らせ給へるを、其御容貌の御事上に光儀花艶映于二丘二谷之間と有るを、此に其鼻長七咫、背長七尺餘、口尻明耀、眼如八咫鏡而、赩然似赤酸醬也と有るとは甚じく相異なる事にて、一神とも思しからざる程の御事なり、然るに寶鏡開始章六ノ一書には事代主神、化爲八尋熊鰐、通三島溝樴姫云々と見えたる、其は傳廿八に注るが如

く女神と聞ゆる寶神に渡らせ給へるが故に、其を娶らせ給ふには八尋熊鰐と化らせ御在し坐さずては御合ひさせ給ふ御事の出來させ給ふまじきが御爲なり、然るに此は天神御子の雲路を排別けて遠く上天より天降らせ御在し坐しける其啓行の御爲なるが故に、此にては然る甚じく可畏き御形とは成らせ給へるなりけり、然るは此神の荒魂は、一言主神と申すを、雄略天皇四年御紀に天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、と見え、古事記にも既等天皇之鹵簿、亦其裝束之狀及人衆相似不傾と有りて、此は天皇と射獵を競はせ給ふ時に然る御姿にて顯れさせ給へるなり、如此く其事の狀の異なる時は御形も異にて見えさせ給へるは、此神に限らず何れの神にも常多き事なりければ、其形貌の別を以て論つらふ可きには非ずなむ有りける、（殊に此は先驅の神等さへに得目勝向はれ難き程の御事なりしは、此神の啓行して然る猛威を示し給はむとの御心なるにて、其は國土に在らゆる荒振神はしも天神の悉くに言向させ給へども、猶其名殘必しも絶えて無しとは云ふべからざるから、然る神々しき狀とは成り給ふめり）偖此猿田彥神は次に見えたるが如く白猿田彥大神と名乘らせ給ふ程の甚じき神にて御在し坐すなるに、大己貴少彥名二柱神の國作の御時にも絶えて御事聞御在し坐さず、又經津主神武甕槌神の平國の御時にも、古事記に謂ゆる僕者國神と申させ給ふ中の神と坐ながら、少かも抱はらせ給へりし狀も見えずして不意く此時に顯れさせ給ひ、本より天神にも所知看ざる理の神なりければ微しき神かと思ふに、却に然る氣はひは御在し坐さず、甚尊き神の狀なるこそ畏を著くべき所なるには有りけれ、其出目とも云ふべきは出雲風土記に島根郡加賀郷、郡家北西二十四里一百六十歩、佐太大神所生也、御祖神魂命御子支佐加比々賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云加々と有る、佐太大

神也と思しき故に、先輩已に其說有り、又其下に加賀神埼、即有窟、高一十丈許、周五百二步許、東西北通と有る、細等に所謂佐太大神之所産生處也、所産生臨時弓箭亡坐、爾時御祖神魂命之御子枳佐加比賣命願吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來願坐、爾時角弓箭隨水流出、爾時取之生御子詔、此者非弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇鬱窟哉詔而射通坐、即御祖支佐加比賣命社坐此處、今人此窟邊行時、必聲磅礚而行、若密行者、神現而飄風起、行船者必覆也と見えたる、此文の意は佐太大神の生坐さむと爲る時に御祖枳佐加比賣命の弓箭亡たりけるに、吾御子益荒神の御子に坐さば弓箭出來れと願給ひける、即角弓箭出來れるを見て、御子の吾弓箭に非じと投棄給ひしかば、次には金弓箭流出來れりけるを待取りて、其御祖命窟を射通し給ひしより、加賀と云ふ名の有初めたる由なり、但右の吾御子麻須羅神御子坐者と有るを見るに、先に亡たる弓箭と云ふは其夫神の化給へるにて、彼丹塗矢の故事に似たり、所以に其父に當らせ給ふは何れの神と云ふ事を知らせ給はざるが故に、頻に床しく思ほして願給ひけるに、夫神の方より角弓矢を出し給へるを、御子の擲棄給ひしかば、又夫神より金弓箭を出し給へるのみにて其神は出させ給はざりしを以て、詳悉みて窟を射通し給へるにぞ有ける、又同記に秋鹿郡神名火山云々所謂佐太大神社即在彼山下也と見えたり、備其記に大神と聞ゆるは、所造天下大神の御事は本よりにて、其外には意宇郡に熊野大神之社此は素戔鳴尊に坐せば然も有るべし、野城大神此其は天穗日命に在せば然も有るべし、此三所はしも甚も此事無き卑神等に渡らせ給へれば、然までへ記さむ事有に然有るべきを、父神を未た知られ下り給はぬ御子の生坐ながらにして何の功も御在し坐さざるを、初より佐太大神としも稱ふる事其類無きに非ず、然れども其佐太大

神と此の猿田彦大神とは正しく同神とは見えたりけり、(然るは矢の男に化て女を娶りし事は傳二十四、二十八に注せるが如く、山城風土記の丹塗矢は火雷神の化給へるにて、大山咋神の用はせ給へるにて是正義なるを、古事記白檮原宮段に引しく誤りて大物主神の故事と為て傳へたれば、其同じ状なる事の神代に二も三も有る事を疑ふ可し、又吾御子應須羅神御子坐者と云ふ事も、山城風土記に玉依日子建角身命其子の父を知らむ爲に手に此酒を賦り、其子に酒杯を令レ献め、汝の父と思はむ人に指せと云て衆へ給へるに似たり、又枳佐加比賣命はしも古事記に見えたる如く天上の神なり、其夫と爲る神をだに知らせ給はぬと云ふ事實に疑はしき者なり)備古事記に大穴牟遲神の爲に焼二殺一給ひし故に大神に請しゝかば、乃遣二𧏛貝比賣與二蛤貝比賣一令二作活一と有る、此時より留まらせ御在し坐して、其大神にも御祖と申す程の神にて渡らせ給へるなり、故備思ふに仁多郡三津郷の文に大神大穴持命御子阿遲須枳高日子命、御須髪八握于レ生、晝夜哭坐之、辭不レ通、爾時御祖命、御子乘レ船而率二巡八十島一宇良加志給鞆、猶不レ止哭之(下略)と見えたる、此御祖命は謂ゆる因心魂命にて渡らせ給へるが、此時枳佐加比々賣命も共に渡らせ御在し坐して、其御子を率て巡り給へる内に、此御子の速須羅神に坐すや否やと共神に寄せらせ給へるに、果して其験の有りけむを、其御子の生坐しゝ事に傳誤れる者とこそは思えたれ、備此より猿田彦神の道を得てむには、先づ傳廿九に注せるが如く伊賀風土記に、猿田彦神、始此國爲二伊勢加佐波夜國一時、二十四萬歳知二此國一矣、猿田彦神女吾娥津媛命四神之御時、日二天上一投降給之三種寶器之中、金鈴知レ之守給(中略)此神之依二知守給國一謂二吾娥之郡一、其後淸見原天皇御宇、以二吾娥之郡一分爲二國之名一と有るは、其御女吾娥津媛命の知守給ふは實質にて、因に猿田彦神の知給へるに依りて吾娥之郡と云ふ名

有る由なり、然る時は伊賀國は元吾娥國なり、地名に取りて吾娥津彦命と云ふ名必有るべきを、播磨風土記に餝磨郡英賀里（土中上）右稱二英賀一者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神在二於此處一、故因二神名一以爲二里名一と云ふ事見えたり、右の伊賀にては吾娥津媛命は御女に坐すを、此にては御兄弟と爲る違は有る事ながら、此猿田彦神に當る阿賀比古命を伊和大神之子と有るは甚愛たき事にて、其伊和大神と申すは大己貴神にて渡らせ給へれば、此に至りて出雲風土記なる右の佐太大神の說をも此二を以てぞ正すには至る可き、（其吾娥津彦命と云ふ名は予が臆斷を以て云ふに非ず、三代實錄に貞觀六年十月十五日戊辰、加二授伊賀國正六位上伊賀津彦神從五位下一と有る是なり、此は神名式に伊賀郡高瀨神社を風土記に高瀨里有レ神、號二高瀨大明神一、所レ祭大田命と見え、又伊水濫言に大田命を祀る、大田は白鬚明神なり、俗に鑰取明神と云ふ」と有る此に當るにや、又式の依那古神社を風土記に依名古山有レ神、號二江大明神一、所レ祭味好高彦根命也と見え、又同郡に島ヶ原山有レ神、號二大王社一、事代主之垂跡也、又大野木山有レ神、號二天王一、事代主之垂跡也、又田守山有レ神、號二田守明神一、所レ祭別雷神也と有るなど何れも由有る事と聞ゆ）又傳書九に注せるが如く正書に謂ゆる事勝國勝長狹神を、口訣に長狹者岐（チマタノカミ）神也と注し、御鎭座本緣には眞長田（號二事勝國勝長狹一也）之猨田彦大神、天之八衢之術而相待奉迎利、皇孫尊所レ幸之道路啓行ぇと見え、其下にも其長田之猨田彦大神と有りて、細書に宇治土公氏人遠祖神也、號二事勝國勝長狹一亦是也と書し、大田命傳記にも古來賢人にも猿田彦大神の傍に號二事勝國勝長狹一也と注せるは、必然くる所有るべき事なり、其は神名式の讚岐[illegible]河郡[illegible]神社（名[illegible]）其注に味耜高彦根命と有るを、社說に事勝國勝長狹命と傳へ、又此第四ノ一書に事勝國勝神者是伊奘諾尊之子也、亦

名曲土老翁と有る、此には齒ひ有る事なれども、式の陸奥國宮城郡志波彥神社（名神大）は謂ゆる鹽竈神社の御事なるに、風土記には鹽竈神社、所レ祭鹽土老翁也と見え、和漢三才圖會には當社を祭神一座、味耜高彥根命、相傳當社明神給燒レ鹽と所見たるにても、事勝國勝長狹神は味耜高彥根神の御事にして、卽猿田彥神と同神なる事を以て明らけき者たりかし、偖其猿田彥神此に御迎に御在し坐すとは、其皇御孫尊の宮處を預て定奉り置かしての御事たる可きは、天神之子則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一と申させ給へるにて灼然きを、此一書と古事記とには猿田彥神の御事のみ有りて事勝國勝神無く、正書と第二ノ一書とには事勝國勝長狹神の御事有りて猿田彥神の見えさせ給はざるは、共に同神の事跡なりし故に一は略かれし者と所見たり、然して其事勝國勝長狹神の奉られし吾田の地にしも、其神の主領居給ひし地たるに合せて、地神本紀に事代主神の御子にて天日方奇日方命（亦名阿田都久志尼命）此命娶二日向賀牟度美良姫一、生二一男一女一と云ふ事有り、其阿田都久志尼命の阿田と相同じきを以て證と爲べし、又其天日方奇日方命にて日向にて妻を娶給へるを以て證と爲べし、又猿田彥神卽事代主神にて坐す事を證と爲べきなり、（但右にも注せるが如く此神の御本名は味耜高彥根神、和魂は事代主神と申して同體に御在し坐せば、其二名を以て傳はれる者なりければ、此にも其心して味耜高彥神とも事代主神とも云へるは其傳に依るなり）然して天神御子に其吾田國を奉り置かせ御在し坐して、猿田彥神はしも伊勢國に御在し坐したりき、卽傳廿九に注せるが如く此に吾則應レ到二伊勢之狹長田五十鈴之川上一と有るは、皇太神の御正體を先づ此に供奉りて日向には造り奉る由にて、天地と共に此大神の御鎭座の地を定め奉らせ給ふたり、次に其猿田彥神者、則到二伊勢之狹長田五十鈴川上一、卽天鈿女命隨二猿田彥神所レ乞、遂以侍送焉

と有るは、其舊田國を去り置かして伊勢に退かせ給ふ御事なるが、此日向より御在し坐す時に出雲國に先づ到着かせ給ひけり、傳廿八に注せるが如く神名式に謂ゆる愛宕郡賀茂別雷神社(亦名若雷、名神大、月次相嘗新嘗)と有る是なり、此御社の御事、元暦矣上記賀茂下上吉慎記には事代主命と記し、出雲大社小縁起には當社(杵築也)第一王子阿式大明神也と有は祭神の正説なるに、古歌に久方の天磐船榜寄せし、神代の浦や今の御生野、と詠み、後の物ながら證葦原卜定記に於レ是天鈿女命奪出神代乃浦乃浪齋奈流礒来天浮利御座と有るも此時の事なるを以て、猿田彦神と事代主神とは同神に坐す事を思定む可し、又古事記に其文に次で故猨田毘古神、坐二阿邪訶一時、爲レ漁云々と有るは、正書に事代主神をば以二釣魚一爲レ樂と有るにも合ひ、志摩風土記にも答志郡伊佐部醴數神社事代主命也、命得レ鼈祭二天神地祇一之地と有るも、御事迹の相通ひたるをも思ふ可くなむ有りけり、又同書に島苔安曇別神神達尼云々トイヘリ、天日方奇日方命至レ此界レ言云、豐志摩魚足二國哉、後竟爲二國名一と有るは、右に注せる如く亦名阿田都久志尼命と聞えて其舊田國に依れる名なるを、此志摩國は其命の主領き居給ひし狀なるにても、猿田彦神と御父子にて移らせけむをも思ふ可し、神武天皇庚申御紀に事代主神共二三島溝咋耳神之女玉櫛媛一所レ生兒、號曰二媛蹈鞴五十鈴媛命一と有るを、綏靖天皇前紀に事代主神之大女也と書され、其元年御紀に立二五十鈴依媛一爲二皇后一と有りて、安寧天皇前紀には事代主神之少女也と見えたる、此二柱の御名の五十鈴も其猿田彦神の御在し坐す五十鈴川上の地名たる可きをも思合する時は、倶同神と云ふ說の動くまじき證なるが如し、(此にて日向國に御天降有りし御事迹も、又猿田彦神の伊勢國に移らせ給へる次第も甚隱々しからずなむ思ゆるを、此を細かに云はゞ猶も證と成る可き事は多在なましを、其傳廿八卷に大己貴命以

下の詞の伊賀伊勢の事蹟を云ふ所に求む可きなり、又右に云へる阿野之都の說は此所に在るなり）倩皇太神宮儀式帳に天照坐皇太神乃伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須須乃川上爾御幸行幸時、云々、度會國佐古久志呂宇治我家田田上宮坐支、爾時宇治大內人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申、爾所見好大宮地定賜比、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止悦給比、大宮定奉支と有る、此事倭姬命世記にも有りて猿田彥神裔宇治土公祖大田命と見えたり、倩其宇治土公の宇治は和名抄郷名に度會郡宇治と有る是なり、土公は地主と云ふに同じく、當昔此宇治の地を知居たる由にて此は姓に非ず、儀式帳職掌の中に大內人無位宇治土公磯部小紲と出たる磯部は姓にて、垂仁天皇二十五年御紀に故隨二太神教一、其祠立二於伊勢國一云々、是謂二磯宮一と有りて、五十鈴宮の舊名を磯宮と申しゝかば、其神宮に傳奉らせ給へる部なる故に磯部とは云ふなり、同帳神宮の四至を被定たる所に、飯野郡磯部河稱二神近堺一と有るは多氣河の事なるが故に、其氏人の多く住有しから地名とも成れるなゝめり、新撰姓氏錄（左京神別下地祇）に石邊公、大物主神男久斯比賣多命之後也、又（山城國神別地祇）石邊公、大物主神子久斯比賀多命之後也と有るは、崇神天皇七年御紀及古事記共に天日方奇日方命を大物主神の子と云ふ說あれども、地神本紀に事代主神の子なる其說正しき由傳廿八に注せる如くなれば、決めて宇治土公の磯部と此石邊公とは必一なる事決きを、其公なると部と有る事にて、宇治土公は磯部公なりけむを、上に土公と云ふ故に略けりし物と所見たり、倩又其大田命と聞ゆるは地神本紀三世孫天日方奇日方命の亦名阿田都久志尼命と有るは、右に注せるが如く吾田國と云ふ號に依れるが、其義は大田なるに、五世孫健甕尻命

〇下に此命伊勢幡主女賀具呂姫爲ㇾ妻生二一男一と有る大主は、大幡主命にして度會氏の孫なりければ、其國に縁有るに七世孫大御食主命八世孫阿田賀田須命（和邇君等祖）と見えたる、阿田と大田と言稍同じかりければ其子か孫かにして大田命とは負せたる可かりければ、宇治土公は事代主神の末に相違有るまじき者なり、然る時は猿田彦神と申すは事代主神の御父大己貴神と共に國避の御事御在し坐しける以後に顯御身を隱し給ひて、天神御子を守奉らせ給へるを稱奉れる御名なる事灼然き者になむ有りける、（但磯部氏此に二流有り、一には續紀に寶龜四年三月辛亥、伊勢人磯部祖父高志二人、賜二姓渡相神主一と見えたるは、天村雲命の裔たる後に度會神主と云ふ是なり、又續紀六年二月伊勢國多氣郡人外正五位下敢礒部忍國等五人、賜二姓敢臣一と有るは、外宮儀式帳に宇治大内人位敢石部廣公と云ふも見えて此敢石部は大彥命の流なり、此宇治土公は此礒主なりしからに、右の二氏よりは古は重くて礒部公なりしにて彼此同じからず、思混ふる事勿れ）〇已而日降之間は、古事記に爾日子番能邇々藝命、將二天降一之時と有り、其御裝束の御事も何も凡て調ひて今出立たし御在し坐さむと爲させ給ひて、先驅の神等より徐かに降路を差向はれし時を云ふなり故天神御子は高天原を未離れさせ御在し坐さざる程なるから、古事記には故爾天照大御神高木神之命以云々と有て、其御計らひなる由見えたる傳に然る言なり、此も其心してぞ訓みつ可き、（其事は下に、時天鈿女復問日と有るを、良本には天照太神時天鈿女復問日と有るに就て定め注せる事を待て知るべし、口訣に皇孫勅也と有るは思はざる者なり）〇先驅者は、私記に先驅を左岐波良比と有るは其の言の落ちたる可し、神武天皇甲寅年御紀に於是火瓊々杵尊闢二天關一披二雲路一、驅二仙蹕一以戻止と有る仙蹕に云左岐波良比、又云左岐波良比於比乎と見え、繼體天皇元年御紀

に遣臣連等、作迎主国、大衛兵伐、薦威容儀、導肆前驅、亦然而至と有る前驅をも美佐伎と訓むれば、此は美佐伎波良比能多と訓むべし、第四ノ一書に于時大伴連遠祖天忍日命、帥来目部遠祖天槵津大来目、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手捉天梔弓天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帯頭槌劍、而立天孫之前、遊行降来と有るを、姓氏録(左京神別中天神)大伴宿禰條に初天孫彦火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命大来目部立於御前、降于日向高千穂峯、然後以大来目部為天靱負部、天靱負部之號、起於此也と記し、萬葉廿(五十丁)に、波之由美乎、多尓藝利母多之、麻可都也乎、多波左美蘇倍弖、於保久米能、麻須良多家乎乎、佐吉尓多弖、由伎登利於保世、山河乎、伊波禰左久美弖、布美等保利、久尓麻藝之都々と有るも、此の故事に本きて詠めりし者なり、古語拾遺には仍使大伴遠祖天忍日命、帥来目部遠祖天槵津大来目、帯仗前駆、既而且降之間、先駆還白と有るを以て見るに、此二神大来目部を已に先に立たせ遣して降路に向ひ給ひ、其より引返させ給ひし趣に所見たり、此事の例と成りて、其二神の孫の大伴来目両氏にて謂ゆる靱負伴男と稱て被仕奉しを、後には衛府に其職移れり、職員令義解左衛士府條に、掌云々車駕出入前駈(謂導引也)後殿(謂在後為殿)事と見え、左兵衛府條に車駕出入、分衛前後など有る此有状なり、宮衛令義解に凡車駕出行(謂出幸於京外也)兵衛衛士先按行(謂按検按行別也)及道邊隠映處、檢索非常(謂隠者隠蔽也、映者映隠不明、其備預諸不虞、司衛之善政、故至於隠映之處、必慎非常之變也)前後呵叱、観人大言、登高者使下(謂凡天子出行、放人、令縦観、若高臺大言及登高臨視者、並皆呵禁、令其卸下也)云々と有るなどを以て其先驅の状を知るべし、(中古の物にも多く先を追ふ又先を掃ふなど云ひ、又其を警蹕

に先掃ひたどは今も云ふ事にて皆らしからず、或抄に先驅とは今も貴人の御出の時は先青の物を掃ふ、左樣にして其先へ行く神なるが故に先驅と云ふと云へり、推古天皇十九年御紀に夏五月五日藥二獵於菟田野一云々、粟田細目臣爲ニ前部領一、額田部比羅夫連爲ニ後部領一と有る、部領を許登理又裘佐とも訓るは前事執後事執と云ふ事にて、前驅後殿を云ふなり）○還向とは、其來目部などの途に先へ啓行して降れる神の途中より引返して言上るなり、○有ニ一神一は古事記には居ニ天之八衢一而上光ニ高天原一、下光ニ葦原中國一之神於レ是有と有る是なり、如此く上は高天原を光し下は葦原中國を光らす神と云ひては、宇宙に又一の日神顯れさせ給へるが如くたれども、此は取る可き狀こそ有らめ、此にも口尻明耀、眼如ニ八咫鏡一而、赩然似ニ赤酸醬一也と有るも同じく御身より光を放たせ給ふ較略なり、(閒謂ニ從者一往問時、有ニ八十萬神一、皆目勝不レ得ニ相問一と有るが如く、其神の所に向はれし從神の申されたる事にて、其御許へ近著く時は上は上天下は國土までに照徹るが如くして甚怕明くこそは有りつらめ、此有四ノ一書に天津彥國光彥火瓊瓊杵尊、第八ノ一書に天照國照彥火明命と申す御名を載せられたるも、其御身より光を放たせ給ふ由を以て稱奉れりけむ名から天をも地をも照し給ふ神と申すには非ざるに准らへて思ふ可き事にこそ、(但此度の御出立にては此神の天八衢より進まして天上に近著せ給ふ時は其光の天上に及び至り、又此國土に近く成りては國土をも照す計りにぞ有りけらし、或說に衢神現ニ異形一、且光彩奪レ他者、使ニ我神畏懼悚惕、莫レ近ニ于衢途一也と云へるは然る言なり）○天ノ八達之衢は、倭 廿九に往せる亦如く正せに德日二上天浮橋と見え、古事記にも於ニ天浮橋一宇岐士摩理蘇理多々斯弖と有り、續後紀獻には狗話、天傘棒建、偸步天、天降坐事〻と有るなど是なり、萬葉五（廿丁）に比佐迦多能、阿麻能夜蘇許、又（四

十丁）多太附乎夫乃、阿麻治思良之米、十（廿六丁）に、夕星毛、往來天道など有るに、天と地を相往來ふ道乃有るを天道と云へる古書有るなり、十三（八丁）に、天橋文、長雲鴨、高山文、高雲鴨と云ふ天橋は天浮橋と同物にして、天道より高山に架れる謂是なり、其に又大橋小橋と云ふ有りて幾條にも係れりと見ゆ、大同本紀に皇御孫命詔久、從ニ何道ニ自參上ル止問給倍久、大橋與須賣大吉乃御孫命乃天降坐乎恐夫、從ニ小橋ニ參上ヌと見えたる、此に從何道と有るにて其道路の多き事知られ、又此時に從小橋命と云ふ名を賜へりし由も見えたれば、大橋を本と爲て前後左右に小橋は幾條も有るなりけり、此故に猿田彥神に天鈿女命の汝何處到耶、皇孫何處到耶と問えさせ給へるも、其岐より道を取りに趣く方を問ひ給へるなり、然れば中天にして大橋と小橋との行合たる岐路（ワカレミチ）なむ此に謂ゆる天八達之衢と云ふ所なりけらし、記傳十五（十二丁）に天之八衢知麻多は道股の義なり、八は例の數にて方々へ分れ行く岐の幾つも有るを云ふ此は天より降る道の衢なり、道饗祭詞に大八衢爾湯津磐村久、萬葉二（十六丁）に橘之、蔭履路乃、八衢爾、十一（十三丁）に事繫、八十衢、十二（十二丁）に海石榴市之、八十衢爾、又（三十丁）海石榴市之、八十衢爾、十六（十三丁）に百不足、八十乃衢爾、又卜部乎毛、八十乃衢毛など見えたり（但八衢と八十衢とは異なり、八衢は臨時祭式にも八衢祭と云ふ有りて之は謂ゆる十字衢の祭なり、八十衢と云ふは其十字衢なる所の其所にも此にも有るを云ふにて八衢の如く一所を指すには非ず、口訣に天八達之衢者太虛空中也と云へり、大橋小橋の岐路の所在なれば然も有るべし）○其鼻長七咫は、釋に七咫者五尺六寸歟、以外之長鼻也と見えたり、其は八咫鏡條に書傳曰咫爲ニ八寸一也、今謂ニ八咫一者是八八六十四寸也、と云へるを同日の論にて云ふにも足らざる者なり、又釋に一手之廣四寸、兩手相加、正

是八寸也と云へるに、傳十七に注せるが如く此は八咫鏡は頭咫鏡なる正說なり、其は四指を横たへたるを握と云ふ、八握劒十握劒など云ふ是なり、五指を横たへたるを咫とは云ふめり、此字說文に中婦人手長八寸謂二之咫一と有る事なれども、此には其字を借用ひたるのみ、實に阿多と云ふと咫字とは義異なりける者になむ、然れば此に七咫と云ふは其阿多を七許り並べたる程の長さなる者なり、此に天神御子を待迎へ奉らせ給ひ、御先に立たして皆行奉らせ給ふ所なるが故に、殊更なる異相には顯しさせ給へるなり、此神の御鼻の高く御在し坐しけるが古より其聞え高在しが故に、神名式に謂ゆる大和國宇智郡高天山佐太雄神社（鍬）を、大和志に在二大澤村神福山頂一、俗稱二天狗堂一とは云へり、又美濃國大野郡花長神社、花長下神社二社有るを、百草根に花長神社、名札村七社大明神、鼻長神社也、祭二猿田彦大神一と云へれば鼻長神社の義なり、然るに此は傳廿八に注せるが如く尾張風土記に丹羽郡吾縵鄕、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子生七歲而不レ語（中略）夢有レ神告曰、吾多具國之神、名曰二阿麻乃彌加都比女一（中略）皇卜レ人覓レ神者、日置部等祖建岡君卜食、即遣レ覓レ神、時建岡君到二美濃國花鹿山一、攀二賢木枝一造レ縵、誓曰、吾縵落處、必有二此神一下降と有る是なるが、其阿麻乃彌加都比女と聞えさするは、出雲風土記楯縫郡神名樋山の下に阿遲須枳高日子命之后天御梶日女命來二坐多久山一云々と有る是なり、然るに其花鹿山に賢木を攀ぢて縵に造と云ふ事の有るも、上件奏しく明らめたるが如く味耜高彦根神と猿田彦神と一神なるが上に、其后神との所以に依れる者にて、凡てに引合ひて甚甚慥なる謂とは成れる者なりかし、（今世諸神の祭禮の時に當りて、赤面長鼻の假面を蒙り、手に鉾を持けて其御輿の前行する事の有るは、神代の遺風なりと云へり、但何れの時よりか有りけむ、其始物に見えず、（中國には七八百年にも

超えたるらむと見ゆるも有りければ古き事なる可し）○背長七尺餘、拾遺には背長七尺と限りて書せり、其下に當レ言ニ七尋一、元々集又纂疏本には背長七尺餘（當レ言ニ七尋一）と如此は細書に爲られたり、然れども此一書は古くは凡て細書たりし故に、類史又貝原本金澤本など本の任に在る例皆然有りければ、右の如く作れるは其大書に改めたる後の事なり、偖其當レ言ニ七尋一と有るをば後人の書入の如く思ふ人も有りなめども、御紀の御撰の時に然る議は已に在りけるを書入れられたりし者なりけり、天書に曲背（ソビラノマガリ）七尋（ナヽヒロ）とも有りければ、此も背長七尋餘と無くては、鼻長七咫と云ひ眼如ニ八咫鏡一と有るに相應はずとこそ所思えたれ、又背長をば曲背と有るこそ甚心惡くき傳には有りけれ、其故は今俗に一身の長をば背（セ）と云ふ事にて有れども、若其ならむには背長七尺餘の男は何程の事にも非ず、然れば七尋と有りけむは實に然る言なるに、背の曲と云へるは殊に面白し、然るは右に注せるが如く古事記に上光ニ高天原一、下光ニ葦原中國一とも有るは、大なる御形に依らずしては其光も遠くは難レ及き事云ふも更なりければ、甚も々々嚴めしく見へたる大身と成て出させ給へるなりけり、是天神御子の御前に立ち給ふ所なるが故に、然る神々しき御形を顯はし給へるにて、少彦名神の決めて微少き形にて大己貴神の御許に顯出給へると、大小の差有るのみにて趣は同致なりけらし、偖此大神の御身の長さ七尋と云ふを疑ふ小賢しき輩も世には多き事なれども、人間の上に比べては難レ言き程の事にて、已に播磨風土記に託賀郡、右所ニ以名ニ託加一者、昔在大人常勾行也、自ニ南海一至ニ北海一、自レ東巡行之時、到ニ來此土一云云、他土卑者、常勾伏而行之、此土高者申而行之、高哉、故曰ニ託賀郡一、其踰迹處數々成レ沼と有るを引て云へるが如く、三河國二葉松と云ふ物に、登存川元來阿登川なり、大己貴命諸國巡り給ふ時、御足の跡今當州に在り、

御足跡池鯉鮒村の野に在り」と有りて、三河遠江にては其を大多良保宇知の足跡と云へるは大己貴を混れるなる可し、予も濱名郡の山上に在るをば親しく見たる事有りき、又出雲神社順拜記に、神名式に謂ゆる出雲郡阿須伎神社は、文徳天皇仁壽元年實錄に見えたる出雲國阿遲須伎高彦根命の社是なるが、今遙堪村と云へる其社邊に神戸谷と云ふ有り、其所に彦治足跡と云ふ有り、足跡土地に著きて低く、五指の分ち土不踏と云ふまで悉に分明なり、長凡廿間、又楯縫郡岡田村の神足跡も此に同じく少小さし、右足跡は大背飯三熊大人なりと云へり」と有り、但大背飯三熊大人と云ふは、人の長を背と云ふから其大人の跡と云ふに附會(コトツケ)たる者にして、彦治足跡と云へるぞ實なるにて、味耜高彦根神の御跡なる可き事云ふも更なりける、斯在ば此に猿田彦神の御長を七尋とも曲背を七尋と云ふとも何の違はしき事かは有らむ、此に准らへて鼻長七咫と云ふも相應ひたるを思ふ可き事なるにこそ、（記傳十五卷十六丁に、背長七尺許と有るも、俗に人の長立を背と云へば只凡其長立の事にも有るべけれども、若其義ならば只に長とのみこそ云ふべきに、背をしも云へるは是も這居坐す形の長きを云ふにても有るべし、云々」と云はれしは、此神を眞の猿の如く這往し曲の說にて良はしからずなむ思えたる、天書に謂ゆる曲背は釋にも引る事なるを、如何してか見落されけむ）○口尻明耀は、拾遺も此に同じきを、天書には面尻並赤と書るは猿の狀に准らへ云るなり、上は高天原下は葦原中國まで光る神に坐せば、其光の口尻よりも明耀き出る事と所見たり、釋秘訓に口尻を久知加久眞、明耀を阿加[illegible]と見えたり、○眼如八咫鏡は、此御鏡の御事は傳十七に注し奉るが如く天照大神の御靈にて御在し坐せば、道主らしく始より明[illegible]麗(ウルハ)しく御在し坐しければ、此にも其御眼の能光耀き坐せるを譬云ふとのみこそ思ひしか、今思へば其光れる狀をも云

ふは然る事ながら、此は其大さを譬へたりし者なりけり、鼻長七咫と云ふも其鼻を云ひ、背長七尋と云ふも其量れる數を云へるなりければ、眼の大さは八咫鏡の程に在りしとなりけり、其は文に赤然似二赤酸醤一と有るは其眼の光れる狀を云へるに因て、鏡には唯其大きさのみを云へる由を明らむ可し、然れば天書には眼徑八尺と云ふは徐に荒涼なる事なるが、若くは八寸と有りしを誤れるにて、此の眼如二八咫鏡一と有ると等しき者とこそは所思えたれ、（若し眼徑を云はざるならば眼如二眞澄鏡一とは云へるに心を着て味はふ可し、拾遺に眼如二八咫鏡一と云ふは其眼の大さを云へるにて、光る狀をば略かれし者なるを、古史徴に赤然似二赤酸醤一の古訓を取れるは爰しからざる者なり）○赤然を通證に一作二赫然一と有り、雄略天皇七年紀に其雷虺々目精赫々、天皇畏、蔽レ目不レ見と有るも此に似たる事なり、私記には赫然を安加久互利天と訓めるは、天書に眼赤如レ酢と有るにも合へれども、今本には氐理加賀夜久と訓める方宜しきにや、已にも引ける出雲風土記加賀郷の文に、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云二加々一と見え、倭姫命世記に有二寶物一、照耀如二日月一奈利と有るなどの例なり、（通證に云はく、說文赩大赤也、集韻音赫義同と見えたり、文似二赤酸醤一と有るも赤く輝やく由の稱呼なりければ、其義本一なりけり）○似二赤酸醤一は上章八岐大蛇の所に眼如二赤酸醤一（赤酸醤此云二阿箇箇鵝知一）と有るに同じ、此物の事は傳廿一に注せり、○似は此なるも上に於然相似と有るを、本には能理と訓るは、傳廿九に注せるが如く正しく爾多理と訓むべき事なれども、如此訓めるも古かる可きは、古事記明宮段に常は布由紀那須と云ふべきを布由紀能須と云へり、記傳卅三（三丁）に、布由紀能須は冬木如なり、那須を能須と云へる例は萬葉十四（十三丁）に、奈美爾安布能須と有るは浪に逢ふ如なり、又（十四丁）許奈良

能須、麻具波思兒呂波、叉(二十七丁)多可伎爾雨、久毛高都久能須、叉(二十九丁)水久君野爾、可移能波把能須、又(三十一丁)安受倍可良、古麻乃由胡能須、廿(三十九丁)に、志良多麻乎、弓爾刀里母之弖、美流乃須母など有り那須に大平が云へる如く似須と云ふ言なれば能須とも云ふなり、似るは能流とも活く言なればなり」(補意)と云はれしは然る説にて、能麻理は爾麻理と云ふも一なる故に此は然訓むべし、(其相通ふ例は常に堅磐常磐など云ふ爾は斷に非ずして、如堅磐如常磐たれるが如く、山振の匂へる妹、又黒髮の亂れて今朝はと云ふも、如山振匂へる妹如黒髮亂れて今朝はと云ふに同じきを思ふ可し)○從神は、私記の美止毛奈留神乎と有り、拾遺の古本なるも然訓めり、但大同本記などに御伴神と云ふ稱も有れば其如く訓て然る可し、卽ち此は右に謂ゆる先驅者の事にして、古に時有二八十萬神一と云へる是なり、借今の諸本共に美母登能加微と訓るは美登母を上下に誤れるかとも思ひしかども、此將古き訓なりけり、垂仁天皇前御紀に天皇愛之、引置左右、元年御紀に生而天皇愛之、常在二左右一と有るは、御子等を御傍に召置はし給ふ御事に云へるにて、左右は許處の義なり、然して景行天皇十七年御紀に幸二子湯縣一、遊二于丹裳小野一時、東望之、謂二左右一曰と有る左右は、比登許呂登と訓めるは供奉の人等の事にて、許呂人の意にて、中古より御許人と云ふが如し、然れば此は供奉神の事には在れども、御許に侍らひ居られし由を以て御許神とは訓めるなる可し、故此は兩訓を存す可き者なりかし、通證に從神供奉神也、從謂二御許一、々々猶レ言二所一、言二御許人一、某御許某也と云はれたるにて明らけし「催馬樂律の濁水に、名加比止太天々、美毛止乃加太知、比字曾已之、止不良比爾久留也、沙支牟太知也と有るに、媒人立て御許の方へ消息し言らひに來るや若遣やにて、此美毛止は若狹字曾などに此御許と云

ふにて入れ坐まへて云たれば、此とは目代の差有り）○往問は、此は皇祖天神の詔命を奉て往て問ふたり、古語拾遺に
は往問二其名一と有見たり、此は其事の委しきなり、○時有二八十萬神一とは、其供奉神の多くなる事を云ふなり、萬葉
十三（五丁）に、葦原笑、水穂之國丹、手向爲跡、天降座兼、五百萬、千萬神之、神代從、云續來在と有も、此時の供
奉神の夥しかりける事を詠めるなり、此第六ノ一書に高皇産靈尊、乃用二眞床覆衾一、裹二皇孫天津彦根火瓊々杵尊一而、
排二披天八重雲一、以奉レ降、故稱二此神一曰二天國饒石彦火瓊々杵尊一と有るを、古事記には天邇岐志國邇岐志と有り、天
にても國にても饒しき由を以て稱奉れるにても、此時に八百萬千萬神を御許に令仕奉ひて、甚々盛大なりし御
有狀なりけむとこそ伺ひ申さるれ、○皆不レ得二目勝一は拾遺に皆不レ能二相見一と見えたるを、言餘抄に被レ奪二衢神之眼
光一、不レ能二向見一也と注せるが如し、右にも引ける雄略天皇七年御紀に其言虺々、目精赫々、天皇畏、蔽レ目不レ見、
却入二殿中一と見え、日本後紀和氣清麻呂傳に彼弓削道鏡の事に依て宇佐宮に詣でたる所に、神託宣云々、清麻呂祈
曰、今大神所レ教、是國家之大事也、託宣難レ信、願示二神異一、神即忽然現レ形、其長三丈許、色如二滿月一、清麻呂消レ魂失レ
度、不レ能二仰見一と有るなど、何れも同じ狀なる事共なるを思合す可し、口訣に目勝者不レ得レ視也と注され、纂疏に
不レ得二目勝一者、間レ目眩、而不レ得二相問一也と注させ給へるは殊に明かなる御説なりかし、直指にも衢神の異相光耀
に眼等を奪はれて、正しく目を向はす事能はざるなり」と云へり、猶次なる目二勝於人一と云ふ下に注せる事共をも見
合す可し、（谷重遠説に目勝人、視之也、衢神目眼有二精彩一、眼高二一世一、從神皆憚二其風采一、不レ能二誰何一と云へるは甚じ
き漢心なる説なり、惑ふ事勿れ）○故特勅二天鈿女一曰と有る、此を皇孫勅也と有は誤たる可し、右にも注せる如く此

は衢神の出立し高天原を漸に見放れたる時に、此猿田彦神の御在し坐すを見て、還白して天神の御命を請奉りては神の交々向はれし状なるにこそ有りけれ、已に古事記には天照大御神高木神之命以、詔天宇受賣神云々と記され、拾遺にも何神よりとは指さざりけれども、於是天鈿女命奉勅而往と有るは、此と同じく上に先嚮還白の言有れば、未皇御孫尊の天磐座を離れさせ御在し坐さざりし以前の事にして、皇天二柱の詔命なる事著き者なるをや、(天書に時八十諸神皆無往而見之者、故天杵尊勅天鈿女曰と云へる、天杵尊は瓊々杵尊の誤字なりければ時はず、此御事情に證す可き文有り、下の天鈿女復問曰の下に云ふべし)〇日神勝夫人者は右と同じければ、人間稲都神也と訓べき事云ふも更なり、古事記には此の大命を汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神と見えたるは殊に著しき傳なり、伊牟迦布とは第六ノ一書に高皇産靈尊勅曰、昔遣天稚彦於葦原中國、至今所以久不來者、蓋是國神有強禦之者云々と見えたる強禦之者を、伊牟迦布柱能と訓む事習ひなり、清矣御說に、強禦は射向なり、弓引く者有てかと云ふ事なり」と有が如く敵なむ者を云ふなり、面勝とは其敵なむ者に後れ給はざる由なり、書紀通證第三ノ一書に、是後素戔嗚尊云々、通復扇天扇國、上詣于天、時天鈿女見之而、告言日神也と有るは、此時に天を扇もし國を扇もして上らせ給へる其状の甚じかりければ、日神の相見させ御在し坐すまで其御心を知られ奉らせ給はざりし間は、其素戔嗚尊をして射向神とも申す可し、然して其時天鈿女命の女神に御在し坐しながら行迎へて見て、歸り坐して日神に告言させ給へる、是面勝神と申す可し、其等の御事を合ませ御在し坐して、此に其命詔は有つるなりけり、殊に此神の御事は傳十七に注せるが如く、古語拾遺天鈿女命の本注に、古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以

爲レ名、今俗氣安羅二之於須意一、此謂也と注されて、其貌強く其心健く坐しければ、大に面勝又は目勝と云ふ狀は天性に御在し坐しけるなりけり、猶面勝の例は古事記玉垣宮段狹穗毘賣の申し給へるに、妾兄沙本毘古王問レ妾曰、孰二愛夫與一レ兄、是不レ勝レ面レ問、故妾答曰、愛レ兄歟、爾誂レ妾曰、吾與レ汝共治二天下一、故當レ殺二天皇一云々と有を、御紀に從二親兄王之志一、便不レ可レ得レ諫と書きせ給へる、御面勝せ給はざる所此に在なり、故記傳廿四(三十六丁)に、是不レ勝レ面レ問故は目久刀布面波迷洪捋加る受見と訓むべし、勝レ面は上卷に在る面勝と同じくて、兄の如此く妻問ひて直に問ふに、吾心強く面勝て兄よりも夫君ぞ愛しきとは得答へざりきと申し給へるなる可し」と云はれたるは、神の如き說にて、面勝の義此に盡きたりと云ふべし、此に汝是目二勝於人一者と有る人は、右の伊奘迦布神に當るは本よりの事なりければ、目勝は面勝とは一なりけりとは誰も思ふ事ながら自別にて、此は右に云へるが如く眼光の人に勝れるにて古語に所畏き者を見ても眼光不レ屈勇猛の人なり」と云へるは然る言にて、古に猿田彥神を眼如二八咫鏡一而、赩然似二赤酸醬一也と有て、甚畏怖しき眼なるにも少憚からせ給はず行進ませ給へるが即目勝と云ふ者になむ有りける、然れども面の勝も目の勝も共に心の人に勝ち給ふ由なりければ、其括に至りては與押往同の義にぞ成れりける、(記傳十五卷十四丁に目勝と面勝とは同意なるか上に、麻と母と通ふ音なれば言も相近し、今俗言に人に押勝つ者を麻牟賀知爲流と云ふも此より出たる可し」と云はれたり、但同意と見られしは委しからず)○宜二往問一之は、古事記には故專汝往將レ問者、吾御子爲二天降一之道、誰如レ此而居と其仰せ給へる大御言を載せたり、此には其天鈿女命の宣らせ給ふ所に、天照太神之子所レ幸道路、有二如レ此居一之者誰也と見えたる是にて、互に其片方を略かれたりし事を知るべきなり、

○露ニ胸乳一云々の事拾遺にも見えたり、傳十七に注せるが如く古事記には石戸段に在りて此處に無く、御紀と拾遺には此處にのみ有りて其段には見えぬ事なり、故記傳に露ニ胸乳一云々の事は少かも怖れぬ狀を示す意にも有るべけれども、此には何とかや似著はしからず聞ゆれば、其事は古記に石屋戸段に在るぞ能く當れる」と云はれしは然る說と予も先には思ひしかども、此御記には其實鏡開始章に巧作ニ俳優一と云ふは其等の事も含りて有るなれば、古事記の此段に無きは却りて誤なるにぞ有るべき、然るは石屋戸の前にては然計りの俳優しき所作を爲て、高天原も動する計りに其集會はれたりし限の八百萬神に笑ひ罵しらせて、天照太神をして怪しませ奉らむと構へられし者にて、必至に然有るべき事なるを、此にても物爲給へる事の實ならむと思ゆるは、此の猿田彥神の出立の狀は上件の如く勇猛く威儀しき御事にて、先驅の從神等は何れも武勇く雄偉しき神等なるに、得しも目勝ち向はせざる程の事にし在りければ、此に天鈿女命はしも彼俳優を爲させ給ひし狀に成て、女の耻ぢて得爲まじき事を物爲て其猛威を折かむとは爲られたりし者なりけり、故纂疏に天鈿女命者、以ニ俳優一爲レ事、故託ニ戲謔一而相對也、露レ乳抑レ裳等則俳優之狀也と注させ給ひ、龍熙近說に天鈿女命之戲謔不測也、若在ニ磐戶前一、巧作ニ俳優一、釋ニ日神之惱一、向ニ天衢中一、立ニ嘻咲一、以顯ニ猿田彥神之名一、眞化雖レ異、至レ遂ニ功名一、其揆一也、と有など實に謂はれたりし事共なり、（口訣に露ニ其胸乳一者、露ニ陽眞一、抑ニ裳帶於臍下一者、顯ニ陰相一、掃ニ胸中一、以ニ天權一向と云へるなどは苦痛き理屈にて、此には更に用無き事共なり、又或說に女は胸にも乳をも隱す者なるに、昔顯して隱さぬに、胸中に一物も蓄へず計りと押開たるたりと云へるは取るに足らず）○露ニ其胸乳一は、私記に會乃牟奈乳乎安良波爾加岐伊弖天と有るは、古事記に掛ニ出胸乳一と有るに依て訓

める者と所見たり、此事に就て傳十七に注せる事なるが、其要を撮みて云はむに、胸乳は大同類聚方にも牟禰知求佐と有る是なり、靈は源氏に、紅の腰引き結へるまで胸顯はに云々と有なり、此に掛出の言を訓添へるは、俗にも物を採出すを掻出すと云ふ是なり、新撰字鏡にも左右乳下垂、似二龍牛頭一と云ふ事見ゆ、○押二裳帶於陰下一は、私記に押裳帶を裳比毛乎於志太留天と有り、傳十七に注せる如く古事記には裳緒忍二垂於番登一也と見えたり、番登は陰門の事にて、此にも其陰處の殊更に顯出づるまで裳の緒を高く褰上げて、裳帶を平々(ヒラヽ)と押垂して其陰處の見えつ隱れつ為る如く物僞させ給へるならむを、此に陰下と書されたるは其陰門の名を指云ふを忌避けられたりし者と見えたるが、其處の違へるには非ずなむ有りける、(古事記は有の任に書かれたりし者なる故に凡て忌避くる所無きを、御紀は大に其取捨有る事と見えて、死ノ字尻ノ字の如きも此事を得ずして書かれしたる物から、其にも言を諱て死ノ字をば許登阿理、尻の字を加久禮と訓を替へて唱ふる事常なり)○咲噱をば拾遺に咲噱と作き、私記にも然有りて安左和良非津々と訓みたり、敏達天皇十四年御紀に物部弓削守屋大連听然(ヱラワヒ)而咲曰、如下中二獵箭一之雀鳥上と有る听然をも訓めり、文選に咍を訓みて相嗤笑貌と注し、又常に盧胡をも胡盧をも欲嚬をも訓み、字鏡にも咍をも吟をも訓めり、和名集に魏は淺奢(アサワラフ)なり、嘲は淺鑒(アサケル)なりと云へれば、咲噱は淺咲(アサワラフ)の義たる可し、心中に其憚る所無くして、可笑しくも堪ざる事を可笑しき狀に嘲り笑ふを云ふ稱なり、延佳註に天鈿女命猿田彦神に屈伏せずして平慣なる體を成せる者にして、經津主神武甕槌神の大己貴神と問答の時徵坐して平慣なる體を通して有るべし」と云へるは然る言なり、(其笑噱の事を通證に、笑之鮮也、韓國叙傳、談笑大噱、師古曰、謂二噱一笑之中大笑則見一と云はれたり)○向立は、牟加比多々斯と訓む

べし、此事は四神出生章第六ノ一書に相向而立、瑞珠盟約章第一ノ一書に相對而立と有などは、傳八、十四に注るが如く其は後世の軍立に對陣すと云ふ事の如くなるを、此は二神にて唯に相向合しゝなり、萬葉八（三十二丁）に天河、相向立而、又伊奈牟之呂、河向立、十（廿六丁）に、天漢、已向立而、又（二十七丁）天川、河向居而、又（廿九丁）天川、河向立、又（三十一丁）天漢、射向居而、廿八（三十一丁）に、夜州能河波、奈加爾敝太弖々、牟加比太知、又夜須能河波、許牟可太知弖、又（四十二丁）牟可比多知、可奈流麻之都美、など見えたるは此の例なり、○衢神は神名に非ず、天八衢に待迎へ奉り給ふとして衢に御在し坐しける神の謂なり、神名たるは古事記御禊段に衣於₂投棄御褌₁所₂成神、名道俣神と有るは、傳八に正し云へるが如く、四神出生章第六ノ一書に又投₂棄褌₁、是謂₂開囓神₁と有る是正説にして、此にには道俣神は剰物（アマリモノ）なるを、記傳七（四十九丁）に、彼道饗祭詞に謂ゆる八衢比古八衢比賣は此神なる可し、一神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多し」と云はれしが如くにて、實には其所に其塞₂泉津平坂₁、所₂塞磐石₁、是謂₂泉門塞大神₁、亦名道反大神矣₁と有る此神の御事なるにて、此が道路の往來を守護らせ御在し坐す謂ゆる塞神の御事なりければ、神名に道俣神と申すとは別なりとは此事を云ふなり、甚しくは傳八に注せるを以て曉る可し、然るに世には聘時なる者の多くして、此衢神をも其道路の往來を守護らせ給ふ謂ゆる岐神と一に心得て、其道饗祭をも此神に就て物為る事と思ふめるは、古書を明らかに讀解く事の得せしからざるが故なりけり、（然るは國々にて其道饗の祭を行ふ所には石を建て祀る事なるを、近頃の例として文字を彫書る事なるが、猿田彥大神と書し奉るだに有るを、此御名の猿と云ふ事より道家に說る庚申の事より附會て庚申塚と書し、甚しきに至りては陽

而今圖貴子など思はしき名をさへに皆舍て其事と思へるは惑へる限と云ふべし、此宣神の御為にも皇神の御為にも甚だ懼き事の甚なり）○問曰は、天鈿女命の立向ひして天神の大命を宣も問給はぬ程に、猿田彥神の御方より先づ問聞えさせ給ふ由なり、○汝爲之何故耶は、古語拾遺には汝何故爲レ然耶と有り、私記に爲レ之を加久寸留己止波と有り、何故耶は那爾由惠叙登問給問襃と訓むべし、右の如く天鈿女命も尋常の狀にては向はせ給はずして、胸乳を顯露に掛出し、裳帶を陰處に抑垂し笑噱はせ給へるも亦甚く異なる事なる故に、如此爲るは何の故なるぞと此方よりも怪しみ問はせ給へるなり、古語拾遺に衢神知二天鈿女一、呼レ名而問二其狀一と云へるは此の事なり、○詔曰云々は、古事記に謂ゆる皇天二尊の詔命を以て、故尊汝往將レ問者、吾御子爲二天降一之道、誰如レ此而居、故問賜之時と有りて、其記の如くは天鈿女命の方より問係させ給へるを、此は猿田彥神より先に天鈿女命の形狀を問ひ給へるが故に、其答の言とは成れりし者なり、○天照太神之子、拾遺には天孫と有り、此は右に皇祖天神の大命には吾御子と詔給へるを、此は其御事持せる天鈿女命より宣る所たるが故に如此は有るなり、之を以て上に謂ゆる皇孫は皇祖に對ひたる稱には非ず、皇御身にて、天下を統御し食す御身にて渡らせ給へる由なる事を明らめ奉るに足れりとなむ云ふべかりける、借天照太神之子と申奉る御事は、傳十四、十六に注し奉るが如く、御紀に天孫と有るは古事記の天神御子と有ると同じ御事にて、又は高照日御子とも申し奉るも共に同じ義なる名稱にて、天照太神の御子の續々千萬世の御後とは申せども、唯一世の如く渡らせ御在し坐して直に天照太神の御子に坐すが故に、此天降らせ御在し坐す瓊々杵尊はしも皇孫には渡らせ給へれども、此に如此問對の言共に天照太神之子とは申し奉れるなり、然る時は御世隔りて幾千萬歳の御後より

も、皇御孫尊の御上にては天照大御神はしも直に御手にて渡らせ給へれば、天津日嗣高御座の御尊さは、天照大御神に次て甚も可畏く御在し坐す御事、言を待たずして明らかなる者なるぞかし、（此を以ても有に寶祚之隆、當ニ與ニ天壌一無窮者矣と詔給へる御言の謂と為て三種神寶を授け奉らせ御在し坐しゝ御事の世に卑くして、天地の間に二無き御盛事なるにて、思へば思ふ任に云へば言ふ任に言も心も及ばざる程の御事なるを見奉り知るべきなり）○所ニ幸道路、拾遺には所幸之路と有り、古事記には為ニ天降ニ之道と有て、上に當ニ天降ニ之時と有り、此も上に已而且降之間と書きれたるに照應する所なりければ、伊傳坐卒登須流美知英と訓むべし、舊讀私記に所幸を以弖高須美知南と有るは誤にて、上下の意相乖ける者なり、即今天降り御在し坐さむと為る道路と云ふ意なりければなり、（記傳に、道ノ字美知英と訓べし、其は天降坐さむと為る道なる者をと云ふ意にて、此實に咎むる意有り」と云はれたる、實に然る言なり）○有ニ如此居ニ之誰也は、拾遺には居之者誰也と有りて有如此の三字無し、古事記には誰如此而居と有るを、記傳に誰曾如而曽流と訓まれたり、私記にも有ニ如此居ニ者を加久乃古止久之弖乎波留と訓るは大に同じと雖も、猶此は其意を得て加久氐曽流波誰曾登と訓むべきなり、偖猿田彦神はしも本より天神御子を待迎へ奉らせ給ふにのみ御心御在し坐して出立し御在し坐せるには在れども、其狀貌の甚く異なるが故に、天鈿女命を遣はされて其言旨を尋問しめ給へるにて、事も無けれども天神の御心用の甚々縁き御事をなむ想像り奉る可かりける、然れば此に天神御子をしも天下所知食す皇御孫尊と定め聞えさせ給へるは、君臣の分已に此に定まれる上は天神御子にも露も違背ひ奉るまじく掟させ給へるにて、天神御子の御力にも及ばせ給ひ難き程の御事は、猶皇祖天神の御上より清めさせ給ひて其義を果らしめ

給はざる大御心見えさせ御座し坐し、天壤と共に無窮き大御世も一世の如く御座し坐しにて、種々甚く嚴き御事にある有りける、然れば直日靈に謂ゆる天神の御心を大御心と爲て、何事も己命の御心以て爲し給はず、唯神代の古事の任に行ひ給ひ治め給へらむには、天神の授奉らせ給ふ天津日嗣高御座にて渡らせ給へれば、天地と御説共に幸でかは動かず給ふ事の御座し坐さむ、然るを漢國の君に御位を奪はれさせ事も給ひ、又は臣下等と爭ひ奉らせ給へるか如き事も御座し坐しゝは、天神の御心を大御心と爲させ給はず、天神御子に渡らせ給へる御事を忘れ果させ給へる御道の故にぞ有りける、（猶此の事を云ふ書には然向立、叱ニ衢神ニ日、汝是何爲者、宣ニ天孫降臨之處路、猶在ニ耶、爾神對日、吾天不ㇾ坐ニ道路ニ云々と有りて、叱と云ふは宮衛令に凡車駕出行云々、前後呵叱と云ふ事なるれども、此は然には非ず、其と此とは事の別なるを一に爲るか、又は此の字を誤れるか、此等をして叱るとは言ひ旨し）〇故問之時、故兵問而降爾と訓べし、其猿田彦神の問を不答して反りて我問を爲すを云ふにて、古事記に謂ゆる所謂と謂ゆるも此等の御事を以てなるなり、日讀に故問之者詰問也と云へれども然には非ず、拾遺には此を反問日と有も同じきを、故に不ㇾ管ㇾ從問ヽ反爲ㇾ我問ーと云へるは然る言にて、此は天照乃御命を述べて私の答には及ばれざりし者なりけり、〇聞ニ天照大神之子今當ㇾ降行ㇾ故は、拾遺には聞ニ天孫應降ㇾ故と有て、何れも御名泉は後にあるを、古事記には先づ御名泉の御事御座し坐して、次に所ニ以出居ー者、聞ニ天神御子天降坐ㇾ故と有り、其所ニ以出居ー者と云ふは、其天八達之衢に出迎ひ奉ㇾ待る所以者と先づ奏させ給へるなり、猶私記に當ニ降行ーを伊医本須倍之と有るは然る言にて、右の天鈿女命の宣へるに所ニ幸を出坐奉薈須流と有に對へて能く叶へる言なり、又は古事記に天降坐と有に同じく當降行の三字を阿樹理坐

岐とも訓みても違へるには非ず、閒故は閒書流背向と訓むなり、大己貴命國避の御事御在し坐しける後の事にて、第二ノ一書に大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇産靈尊勅大物主神、(中略)宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之と有る、此御時に皇孫を預め閒置かしける故に、此に御形を變へて出迎へさせ給へりと此は見る可きなり、(然らずとても天下萬國を所知食させ給ふ御事を、天下に誰か亦は知らざる者有らむ事は本よりなれども、此は直に天上にて亦はり置かしゝことと見ざる時は相應はざる事共なり)○奉迎は牟加閉麻都理氐と訓むなり、紀中にも然有るを、古事記には參向之侍と見えたり、海宮遊行章第一ノ一書に時海神迎拜、延入殷勤奉慰、第二ノ一書に乃設八重席、迎入坐定、因問來意、神武天皇甲寅年御紀に臣是國神、名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、景行天皇十二年御紀に神夏磯媛と云ふ者の聞天皇之使者至、(中略)參向之侍之日、(中略)今將歸徳矣、又速津媛と云ふ者も其聞天皇車駕而、自奉迎、仲哀天皇八年御紀に幸筑紫之時、岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕(中略)參迎于周芳沙麼之浦而獻魚鹽地、又五十迹手聞天皇之行(中略)參迎于穴門引島、繼體天皇前御紀に倭彦王在丹波國桑田郡、請以兵仗、夾衛乘輿、就而奉迎、立馬人主、元年御紀に天皇の御書を遣臣連等、持節以備法駕、奉迎三國、夾衛兵仗、肅整前驅、奄然而至と見えたるなど奉迎の例なり、(其中に參向と有は古事記白檮原宮段に、僕者國神、名贄持之子、今聞天神御子幸行、故參向耳と云ふ例も見ゆ、記傳十五卷に云はく、參向の向は迎なり、向と迎とは異なるが如くなれども言は本一なり、向ノ字は略いて用ひて參る意のみなるも有れども、此は書紀にも奉迎有と有るに依りて迎の意と

仕奉るなり)○相待に、古事記に仕奉御前而向之侍と有る侍ノ字に當る所なり、侍の義は傳十七、廿二、廿九などに注せるが如く、其侍らふ可き所に出居て、君よりの御事共の御在し坐さむを承り仕奉らむと伺待ふ意の言なりければ、次に相待と云ふ義有るなり、其一二萬葉二(三十丁)に、東乃、多藝能御門爾、雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無、又(二十五丁)鶉成、伊波比廻、雖侍候、佐母良比不得者、など有るも、君に使はれ奉らむと伺居る由なり、仕奉御前一の事は天孫行幸は更にも云はず、朝使の至る時には必其國守以下出迎へて饗應と云ふ事を成して饗應すが如し、下に至先行一の所に合せて説くべし、○猿田彦大神、良海本には大ノ字無くして唯に猿田彦命と有るを、拾遺にも猿大神と作り、古事記には僕者國神、名猿田毘古神也と所見たり、自御名乗坐せるには實に然申させ給ふ可き御事なるにて、然誇らせ給ふ可きに非ざりければ、後に崇まへ申せる稱の任に書されたりし者なる可し、傳目稱りて僕者國神と云ふ例は傳廿一に注せるが如く唯に其國に在る神と云ふ義には非ずして、其國に本と坐す神の謂なりければ、此は天神御子の御在し坐し者かせ給ふ國主たる由を以て、此に然聞えさせ給へるにぞ有りける、偖此御名は右に注せるが如く出雲風土記には佐太大神と有り、又神名式に大和國宇智郡高天山佐太雄神社(　)と有るも此神と聞え、和名抄郡名に下總國獲島を佐之萬と有りければ、先輩已に佐陀毘古と訓むべき説有るに從ふ可し、然るに出雲風土記に其地を狹田之國と見え、又神宮の古書共に猿長田之猿田彦大神と記し、又倭姫世記に速河彦謂和を、汝國名何問白久、畔廣之狹田止白其、佐々上神田進支と有るに就て思ふに、必しも田に依れる御名なりけり、然るは此に此事の申させ給へるに、天神之子、則當ㇾ到二筑紫日向高千穂槵觸之峯一と有る、高千穂は其田に植うべき稻穗なり、次に吾則應ㇾ到二伊勢之狹長田五

十鈴川上一と有るは、下に注せるが如く此時皇太神を供奉りて吾は共に到らむと申し給へるにて、其狹長田は稻穗を蒔生す可き地なり、又此時の皇祖天神の詔命に葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地と見え、第二ノ一書には以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當ニ御於吾兒一と見えたるは、即天津日嗣の定らせ御在し坐す大御政にし在りければ、此に吾名是猿田彦大神と自稱りて出させ給へるは、唯に啓行の御事のみには御在し坐さず、其主領き居給へりし國土を奉りて、高天原の齋庭之穗を弘め奉りて、天神御子の大御世を輔相奉らせ給ふと爲て、其本の味稻高倉梍神と聞えさする形を更めて出迎へ奉らせ給ひ、御父大神より僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲ニ神之御尾前一而仕奉者、違神者非也と申させ給へりし御契を兼ねて、此には出迎へ奉らせ給へるなりけり、此は皇祖天神と皇御孫尊と大己貴神とに各相係りて、言にも何にも言盡し難き程の奇異に微妙なる幽契御在し坐す御事とぞ見えさせ給ひける、(記傳十五卷十六丁に、猿田毘古神名義書紀に口尻明耀云々と有ると、記に上光ニ高天原一云々と有るを以て思ふに、尻明光云なる云云々と云はれたれども大なる誤なり、凡て神名などは行事に依てこそ負給ふ者なりけれ、口尻明耀云々は此に異形を現して出給ふ者にし有りければ、其を以て御名には如何)

時天鈿女復問曰。汝將先レ我行乎。抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則。當レ到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峰一。吾則應レ到ニ伊勢之狹長田五十鈴

川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可以送我而致之矣。天鈿女還詣報狀。皇孫於是脫離天磐座。排分天八重雲。稜威道別道別而。天降之也。果如先期。皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯。其猿田彥神者則到伊勢之狹長田五十鈴川上。卽天鈿女命。隨猿田彥神所乞。遂以侍送焉。時皇孫勅天鈿女命。汝宜以所顯神名爲姓氏焉。因賜猿女君之號。故猿女君等男女。皆呼爲君。此其緣也。高胸此云多歌武娜娑歌。頗傾也此云歌矛志。

猿田彥大神此に御名を顯はし申せるに就て、天鈿女命より問聞えさせ御在し坐すらく、汝我に先立て行かむや、抑我汝に先立て行かむやと宣給へるは、古事記に謂ゆる射向神と面勝神の詞にして、其猿田彥神の嚴めしく御在し坐す御形狀にも少か後れさせ給はざる御所爲なる者にして、實に面勝ち參らせたる御問なり、然るに猿田彥神の其に對へさせ御在し坐して、吾先啓行と聞えさせ給へるは、古事記に仕奉御前參向之侍と云ふに當れる所なる事云ふも更なり、然るに此天鈿女命の問にも猿田彥神の對にも不審しき事有りけり、其は先に猿田彥神より聞天照大神之子、今當降行、故奉迎相待と聞えさせ給へるに、其御天降の御前仕奉らむと爲て出迎へ奉らせ御在し坐す由なり、然れば其に對へて天鈿女命の皇孫何處到耶とのみこそ問はせ給ふ可きに、其主と有る御事を後にして、汝何處到耶、皇孫何處到耶

と聞はせ給ふと云ひ、猿田彦神の御對にも、天神之子則當レ到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峯一、吾則應レ到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一と申されて、天神御子の御行方は今此に其御迎に參向はれし事なれば、其國處を申して御導にも明らめ聞えさせ給ふ可きは本より當然の御事なりければ、然とこそ有るべき御事なりしが、其に並べて吾則云々と申させ給ひては其御迎に出て啓行仕奉らむと申させ給へると如に相違ける事云ふも更なり、然れば此には那を微かに顯はに傳へずと雖も、古語拾遺に始在ニ天上一預結ニ幽契一、衢神先降、深有レ以矣と云ふ御幽契の深き旨以たむ御事有し坐しける御事とぞ所見たりける、(白井宗因義に皇孫何處到耶は猿田彦神の問なり、對曰、天神之子云々之答は天鈿女命の對なり、吾則云々川上は猿田彦神の對なりと云へる、實に其如くならむには上件の疑にも及ばざる事なから、若然らむには復問ニ天鈿女一曰、皇孫何處到耶、天鈿女對曰、天神之子云々、猿田彦神曰、吾則云々と有るべきに、其にても供奉にて天降らせ給ふ天鈿女命に汝何處到耶と云ふべき理無ければ、此句無用の句と成り、且は其の御幽契の深旨も無なるに由なき者なるをや)故傳廿九に已に明らめ注せるが如く、右の御幽契と申すは垂仁天皇二十五年紀に、故隨ニ大神教一其祠立ニ於伊勢國一、因興ニ齋宮于五十鈴川上一、是謂ニ磯宮一、則天照大神、始自レ天降之處也と有る、其文に爾りて此の古傳を明らむ可き導なる有りける、其は猿田彦神此に初めて皇御孫命の御在し坐し著かせ給ふ處と、天照大神の御案に預まり御在し坐すべき地とを見立て置かして、豫め其用意を謂べきせ御迎には參向はれし者にて、其書先導行と云ふより先に已に其事を仄(ほの)めかし聞えさせしたりけり、然れば天鈿女命の問に天照大神何處到耶、皇孫何處到耶と有るを苟へて聞くべく、猿田彦神の對にも天神之子則云々、天照大神云々と云ふ傳なりつらむを、其天照大神云々の事は後に所傳

田彦神の御在し坐し著かして年を経る任に、其事の降著せる事のみ高く成れりしより、已に其事に至りては朝廷にも所知食す成りぬるを、其五十鈴宮御遷幸の御時に至りて、其神の御末因命より聞食して、天照大神の始めて天降らせ御在し坐しける事なりけりとは朝廷にも所知有し、又天下にも遍く心得る事とは成りぬるなゝめり、備上に注し奉る如く、此書二ノ一書に云、時天照太神、手持二宝鏡一、授二天忍穂耳尊一而祝之曰、吾児視二此宝鏡一、当レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿、以為二斎鏡一と聞えさせ給へる宝鏡にて渡らせ給へれば、天壌無窮の神勅の任に同レ床共レ殿の御鏡は何方に放ても違へさせ給ふまじき御事なり、然るに皇太神は始より猿田彦神と然る御幽契の御事御在し坐しけるを、朝廷には知らせ給はずして、崇神天皇の大御世に漸く御威を畏れさせ御在し坐して御代鏡を造奉らせ給ひ、真の御をば他處に移し奉らせ給ひ、垂仁天皇の大御世に至りて五十鈴宮に御鎮座の御事御在し坐して、吾高天原より見求給ふ處に鎮り坐しぬと後に神託の御事御在し坐す程ならむには、始よりこそ然将来の御事をも仰事は御在し坐すべきを事なりけれ、其時は御代鏡を以て真の御と等しくして、同レ床共レ殿の御事をば天地と共に違はせ給はずとは大合仰させ御在し坐さず、其も々々心行かぬ御事なりしが、此に就て甚恐くは在れども御神慮の御程を推像り奉るに、猿神の御幽契は實に御在し坐しゝなるべし、又此に伊勢と日向とに分れさせ御在し坐して天降らせ御存し坐しけるなる可し、然る時は其時より直に御鎮坐の御事有るべきに、高千穂宮より瑞籬朝に至るまで皇宮に御在し坐しけるは、其御換造の御代鏡を以て斎かせ御在し坐すべき時の行けむ其時にこそは御幽契の御所に至らせ御在し坐さめと、其傳へさせ給ふ任に皇宮に御存し坐したりけらし、然れば其御代鏡の出来させ給ふと申すも即皇太神の大御心に御在し坐して、其同レ床共レ

窮と言勅御在し坐しゝ御契に於ては天地と共に違はせ御在し坐さざる御事とは成るなりけり、猶下に至りても文說くべし、（但此は全く鈴屋大人の古事記傳に明らめられたる趣に依りて、予も亦其說を得たるなり、猶上に引ける禁秘御抄內侍所條に曰ニ神代ノ御鏡有ニ神宮一崇ニ例、有ニ伊勢御代官一被ニ留置一也、神書次第、同ニ伊勢一と有る亦如く、其御代鏡を以ても同床共殿の神勅に於ては少か違はせ御在し坐さざる事、神代より今日に至て然り、神勅の違はせ御在し坐さざる驗を眼前に見奉る事、然は云へ天神御子の故なりかし）〇天鈿女復問を、良濟本に天照太神時天鈿女復問日と有り、次に天鈿女復問日と有る所にも、太神天鈿女復問日と作るは中々に古かる可くなむ思しかりける、其は此には引縮めて書されたるが故に唯一度の問答なりし如く見ゆる物から、先に吾名是猿田彥大神と名乘らせ給へる時には、天神の御許に申して其御命を承奉り、此度も猿田彥神の對へを天神の御許に申して、其御命を奉承りて猿田彥神に宣る由なりければ、此は天照太神時使ニ天鈿女復問一日と有る心なる可し、此も上より續の文たりければ、右に勅ニ天鈿女一日と有るも天照太神勅ニ天鈿女一日の義なるは更なる事にて、古事記に故爾天照太御神高木神之命以、詔ニ天宇受賣神一云々と始に置かれたる事をも證すに足れゝば、此を以て此に天照太神の御名御在し坐すを宜しとは云ふなり、此如くなる時は古語拾遺に始ニ自ニ天上一、預結ニ幽契一衢神一と有るも滯る所無くして甚能く通ゆるなり、（然れば神書の今有る本共に後に文を改めて傳へられし者にて、先に猿田彥命と有りしを猿田彥大神に換へ、又此に天照太神文太神を省しをも削れりし者と見ゆ）〇汝將先我行乎は、舊事紀には汝應ニ先行一、神書には應ニ先行一耶と見えたるに同じ事なるなり、此は猿田彥神より先に猿田彥を申給ひ、古事記に在ニ本御前一而仕同之行と有るが如く、申させ給へる神に無間はせ給ふ神の

事に依非ざらめども、其首を押へて後前立を行むか我先立を爲むかと面勝せさせ給ふ御意味は必有在しますべき事なりけり、矣ノ字依後陽御兵と同あり、古事記に此立ニ御前ニ所仕奉ｹ故因是言大神者云々と有る是なり、此兩四ノ一書にも云ニ天孫之前ニと云ふ事見え、萬葉廿（五十丁）に、於保久米能、麻須良多都乎々、佐吉爾多知とも有り、○將即我先ニ此行者は、良禰本文語字本には將ノ字無し、皇孫本紀にも無きは古き善本を取れるなる可し、延佳も將字の將ノ字衍字なりと云へり、從ふ可し、拾遺にも汝應ニ先行ニ、將吾應ニ先行ニ耶と有る事右に云へる如くして、汝とは猿田彥神を指し、吾とは天鈿女命の自の御事にて、此は即射向神と面勝神の謂にて、少かも後れさせ給はざる状なる事云ふも更なり、王本並延寳本に天鈿女命復問、以ニ行之先後ニ、共能目勝而不レ屈、可ニ以見ニと云るは無る言なり、○吾先啓行は右に引ける故事ニ迎相待と聞えたる如く仕奉らせ給ふとにて、古事記に謂ゆる仕ニ奉御前ニ是なり、私記に啓行を佐岐爾比良枝留乃奉と有れども、吾先立兵衛知是其後仕奉とこそ訓むべかりけれ、神武天皇戊午年御紀に、既而皇師欲レ趣ニ中洲ニ、而山中嶮絶、無ニ復可ニ行之路ニ、乃棲遑不レ知ニ其所ニ跋渉ニ時(中略)果有ニ頭八咫烏ニ、自レ空翔降(中略)是時大伴氏之遠祖日臣命、帥ニ大來目ニ督ニ將元戎ニ、蹈レ山啓行、乃尋ニ烏所レ向、仰視而追ニ之、遂達ニ于菟田下縣ニ(中略)于ニ時勅譽ニ日臣命ニ曰、汝忠而且勇、加能有ニ導之功ニ、是以改ニ汝名ニ爲ニ道臣ニと記されて、右の啓行の言に譯へて導ノ字を書かれたるを相照して此の言をも思ふ可し、其頭八咫烏の事を古事記なる天神の御論には、今自レ天遣ニ八咫烏ニ、故其八咫烏引レ道、從ニ其立後ニ應ニ幸行ニと有りて、其引レ道と云ふは立ニ御前ニと云ふ事なるに、其に從ニ其立後ニと有るに合せて曉る可き者なり、猶上に啓行仕奉給ひしは、上に註せるが如く古事記に見えたる大國主大神の御言に、亦僕子等百八

十神者、即八重事代主神爲₂神之御尾前₁而仕奉者、違神者非也と聞えさせ置給ひし驗此に在る事なり、此所を拾遺の抄に先啓行者、猿田彦神之出迎者、爲₃防₂惡鬼邪神之横暴₁、此所₂以欲₁前駈啓行₁矣と注せるは大に予が心を得たりし者にたむ、(此字詩小雅に元戎十乘、以先啓行と有る、注に啓開也、行道也と有るに依られたる者なり、開くと云ふは塞たるを分くる意なり、天書に猿田彦神の事に吾欲不レ塞₂道路₁、爲下迎₂天孫₁而導上レ之と云へる塞ノ字は、此の啓行の反なるにて意有るに似たり)○汝何處到耶、皇孫何處到耶は、拾遺には汝應レ到₂何處₁、將天孫應レ到₂何處₁耶と作り、備良海本に到₂何處皇御孫₁耶と有りて、其片方を略けるは誤なり、其對に天照太神之御孫云々、吾則云々と有るに合はざるを以て其脱せる事詳に知られたり、此も有作注せるが如くして、猿田彦神は今此に天神御子の啓行仕奉らせ給ふとして出迎へさせ給へるなり、然るに其天神御子の御尊を後にして汝云々と問はせ給へるは謂ゆる問言にて、皇太神の御在し坐し著かせ給ふ可き所を先に問ひ給へるなりければ、天照太神何處到耶とこそ有るべき所なりけるに、然らざるは顯はに然は傳はらざりし者なるにこそ、(備前後に天照太神之子又は天神御子と有る中に此を皇孫と有るは、早くは先には天神之子と有りつらむを、拾遺の如く天孫と書れたりつらむを、後に皇孫とは改まれるにや)○天神之子、良海本には天照太神之御孫と作り、御孫は御子の如く訓みたりしたる可し、拾遺には天孫と書けるも、其訓は天神御子なる事云ふも更なり、○日向高千穗は傳廿九に注せり、○槵觸之峯、良海本には之ノ字無し、古事記に久士布流多氣と有るに取りて訓來れり、傳廿九槵日二上天浮橋の所に注るを見るべきなり、○吾則云々は皇太神を奉じて在る事下の其猿田彦神者、則到₂伊勢之狹長田五十鈴川上₁の所に就て云ふべし、○狹長田は伊勢國の號の未出來ざりし以前

の事にて、仮野多気度會の三郡に有れる神代の古名なりしなる可し、古事記に手力男神者坐二佐那那縣一也と有る、傳十三に佐那縣は佐那賀多と訓むべし、書紀狭田長田に伊勢之狭長田と有る此地の事なり、此に伊勢と云はざるは上の伊須受宮又外宮之度相の續きなればなり、書紀に狭長田と書かれたるは然るを、狭田長田と云へる說などは非なり、又五十鈴川と此とは別處なるを、狭長田之五十鈴と訓むも誤なり、五十鈴川の邊を狭長と云へる事物に所見たる事無し、中卷伊邪河宮段に、謂立王者伊勢佐那造之祖と見え、太神宮儀式帳に天照坐皇太神御幸行坐時云々、仮野高宮坐支、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜支、白久許持琱國志多備乃國、眞久佐牟氣草向國止白支、即神御田并神戸進支と有る眞久佐牟草向國とは、覓前迎來前迎（マギサキムカヘクッサキムカヘ）てふ意にて、猨田毘古神の皇御孫命の天降り國覓來坐す間前に迎へ奉り給ひし由の稱なる可し、備此御社は神名帳に伊勢國多氣郡佐那神社二座是なり、啓行の猨田毘古神、先づ此佐那縣に到着給へりしかば、此手力男神の御靈の此地に鎮り坐るは由緣有る事なりけり、備此御社は今多氣郡佐那の仁田村と云ふに在りて大森社と申す、佐那は今佐那谷とて一谷の名にて八村有る所になむ有る二（下略）と云はれき、然るに有の許持琱國志多備乃國と云は、太神宮式に仮髙郡下樋小河と云へる是にて松坂の東なり、草向國は多氣郡伊勢和村の北に土代村と云ふ有り、是なる可しと云へり、又度會郡と云ふ名も神武天皇御世初に天日別命と大國玉神と度會結ひしに起れる名なりければ、古に狭長田と云ひけらし、其境界の廣く大なりし事を曉る可し、然れば右に狭長田之と訓むも誤たる由に云はれたれども、狭長田は總號にて其中に在る五十鈴川上と云ふ義なる事云ふも更なりければ、之字を訓添へずしては聞え難き所たる者なり、今こそ有れ古は狭く長き田の餘多なりし地なるからに狭長田とは呼べる

にて、其を縣名に取成しては猿長田縣とぞ云ひけむを、其等の音を略きては唯に佐那と云ふ事とは成れりけむ、倩此地方より伊賀國へ係ては、凡て猿田彦神の主領き治給ひし地なる事は已に傳廿八に委しく注せるが如し、又神名式に度會郡猿田國生神社と申すも今湯田郷佐田村に坐すを、傳式帳に亞須麻留女神兒速川比古、速川比女、山末御玉三柱云々と有る、須麻留女神は大國主神の女下照依姫命の御孫なるが、此山末御玉と申すは此の主神なるを、其は古事記に謂ゆる山末之大主神に坐して、倭事代主神に讓らせ給へるなど大に由有る事たりけり、若て其佐奈首社二座の主神は傳十七及上に注せる如く御戸開神二柱に在して、其一神は栲幡千々姫命に坐すを、次に謂ゆる猿田彦神を侍遣らしても此地に御在しつらむを、後に其御鏡の此に鎮坐す時、皇太神の此時の御阿良に依らせ御在し坐して、後に五十鈴川上に御鎮坐の御事御在し坐しけると同じく奇異なりける御事共にたむ有りける、（記傳に天照太御神の御霊鏡猿田毘古神の導の隨意、先づ伊勢國に降着給ひし時、此神の御饗賛も附副坐せれば、其時間此御鏡は此地に留まり坐せるか云々、と云はれしかども、世記垂仁天皇五十八年の下に相殿神御戸開闢神の御鏡を相副へて奉仕る由なりければ、此御鎮座は倭姫命御遷幸の御時たる事云ふも更なり）〇五十鈴川上は既々有り、神名秘抄に五十鈴云ハ風土記云、五八小男八小女等邂逅此、流、樹陰内以名也云々と有るは必得ぬ事なり、邂逅は暴合の意にて男女相會ふ事と聞ゆ、流は滿ノ字なりければ其川を云ふなる可し、或人は流を須々倍と訓むべしと云へり、若て此須須岐と云ふは其川瀬の潮を以て常に響の導と傳ふる由なる可きか、常陸風土記香島郡に童子女松原古有年少童子、（俗曰加味乃乎止古）号那賀寒田之郎子、女號海上安是之嬢子、並形容端正、光華郷里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、

經レ月累レ日、嫁歡之昔（俗曰ニ奈十大登乾一、又曰ニ新寶見一也）寶劍湧出（同上）自然ニ湧者一、恐ニ人知一之、避レ自ニ遣芳一、藏ニ於下一（下略）と有るに似たる事なりければ、此も松下に隱れ給ふ由を以て松木神と云ふ義なるにや、川にも神と云ふ事の有る由注文に云ふべし、但此風土記の傳書揚かりければ、若くは此の書作後なるを以て作後附會の意を以て書けるならむも知るべからざれば取用ひ難し、又同じ續きに神ニ記一曰、天照太神宮天降以前、從ニ上天一乘ニ投降一坐、皆矣、天之逆大刀逆鋒金鈴等此河上ニ有ニ留居以來、常建ニ五色之雲一、當有ニ金王之昔一、爰、照耀知ニ日月一、乃大田命倭少遍之物知者不在此矣、葉之、因以名也云々と云ふ事有り、其は倭姫命世記に于時倭姫命詣ニ宇治土公祖大田命一參向文云々、倭姫命問給久、有ニ吉宮處一哉、答白久、佐古久志留宇治之五十鈴之川上者、是大日本國之中仁殊勝靈地侍奈利、其中仁翁卅八萬歲之間仁毛未ニ視知一留有ニ靈物一、照耀如ニ日月一奈利、惟少縁之物不在志、定主出現御坐、爾時可ニ獻止念天、彼處仁禮祭申ニ、即其處往到給天御覽令給、惟昔大神誓願給天、豐葦原瑞穗國之內仁、伊勢加佐波夜之國者、有ニ美宮處一利止見定給天、從ニ天上一投降坐天、天之逆大刀逆鉾金鈴等云々と有るは、皇太神の此に御鎮座御在し坐す御兆の御在し坐す御事の傳の有るに就て、五十鈴宮と云ふ因縁を杜撰せるなりけり、其鈴の事は伊勢風土記に猿田彦神女吾抜津姫命、因神之御鈴自ニ天上一投降給之三種寶器之中、金鈴知之守給、其御守給之御靈、即ニ知志之五十鈴野一、今時謂ニ宇治一者、此其名誰也と云ふ事の有る、此より取れる者なゝめり、其因幣之御靈は何物と云ふ事を知らず、又三種之寶器と云ふは右の天之逆大刀逆鉾金鈴等にて、其中なる金鈴は伊勢國伊賀都にての事なるを取れるにて、餘の二種は伊勢なりや何國なりや所在の知られざるを幸にして物實たるなる可し、殊に著しきに至りては其鈴の事を御鎮座傳記には大

小倉能五十口と云ひて、五十鈴の名の所以と思めかしく書きたるなどは云ふにも足らぬ拙の事なりけり、(其五十は伊倉と訓むべきが當しと見えて、元々集裏書に曰傳曰、大小五十者衆也、有二秘書一、十ノ字不レ可レ讀也と云へるは、五十を常に伊と訓む事たるが故に、十ノ字を除かば約く成りたるにて謬したども云へば更なり、又神名秘書に右の事を書せる趣に五十者數量之意也、根元義也、鈴者ノ字也など云へるは何の事とも更に難レ知し)故此五十鈴と云ふ事を予が心得る所其二說とは甚く異なりけり、然るは傳十九に注るが如く垂仁天皇二十五年御紀に故隨二大神教一、其祠立二於伊勢國一、因興二齋宮于五十鈴川上一、是謂二磯宮一、則天照大神始自レ天降之處也と見えたる齋宮は、即其大神を齋奉る大宮の謂なり、然るを拾遺に仍隨二神教一、立二其祠於伊勢國五十鈴川上一、因興二齋宮一、令二倭姫命居一焉と見えたるは、其齋宮は其大神宮の御事にして後世に謂ゆる齋王の齋宮には非ず、此は倭姫命をして其大神の齋宮に令レ侍給へる由たるを見誤りて、世記に因興二齋宮宇治縣五十鈴川上大宮際一、令二倭姫命居一焉とは記したる者にて、此は齋王の宮の心に只僻めつる說なれば今云ふ限に非ずと雖も、此に混らはしき事有り、右の如くは其大神宮を齋宮と申すは更なる事にて、又は礒ノ宮とも申せるに、世記に倭姫命宇治機殿乃礒宮令二鎮座一、是二日向[illegible]一[illegible]と見えたる、其を度會考證に倭武儀居二[illegible]川原殿一、並古礒宮之地と有て、齋王の宮をも通はして礒宮とは聞えしなりけり、然れども大倭本記に一鎮坐天照大神之御鏡名二天照太神一也、今伊勢國礒宮祭祀天照太神也と有りて御紀の趣に叶へれば、其大神宮を往古に齋宮とも礒宮とも申しける事を本にて、其傍に離と為て侍給ふ皇女の宮をも後に齋宮と聞えて、又本より其礒宮の御許に御在し坐すを以て其をも礒宮とは申せるにて、其は五十鈴と同じくして[illegible]有たる事なり、即五十鈴は礒

洲と云ふ事にて其川傍に在る地の謂たる可し、大凡礒と云ふは海岸に在るをのみ云ふと思ふは後世の俗意にして、右萬を大和國石上も布留川と云ふ有て其礒の上に在る地たるが爲に云ふ事と聞え、萬葉二(廿九丁)に、御立爲之、嶋之荒礒乎、又水傳、礒乃浦囘乃など有るは島宮の池なるを云ひ、三(廿六丁)に、小浪、礒越道有、能登湍河、十一(七丁)に、荒礒越、外往波乃、十二(三丁)に、礒上、生小松など有るは何れも川に礒とは云へるにて、此例猶有るべきなり、世記に伴レ遷二天照太神於度遇五十鈴河上一留云々、五十鈴原乃荒草木根苅掃比、大石小石造平氐云々と有るを以て礒洲と云ふべき地理たる事を明らむ可くなむ有りける、記傳十五(三十四丁)に、是謂二礒宮一と有るは心得ず、此は儀式帳などに五十鈴宮に鎮坐さむと爲し以前に玉岐波流礒宮坐と有る、其は神名式に度會郡礒神社、和名抄に伊蘇郷有りて今も礒村と云ふ、此地に姑く坐ししを礒宮と云ふ、此は其伊蘇と此伊須受と名の似たる故に混ひし傳なる云レと云はれしは、其も川傍の地なるから礒宮とは云へるにこそ有りけれ、本より其と此と同名なりとて其混れとは如何は云定む可き、(右に礒洲と云ふ礒は字書に水中磧也、又は磧也、大石激レ水也と云ひ、磧は語法に水渚有レ石、沙漠有レ磧と有りて、海にも川にも凡て水際に石の在る處を云ふなり、洲は和名抄に水中可レ居者曰レ洲和名須と見え、又渚とも書くなるが、吳都賦注に水中可レ居曰レ洲、小洲曰レ渚、又洲中有二草木一曰レ渚と有るをも考合す可し、或書に五十鈴原をば伊は發語にて鈴原なりと云へるは取るに足らず)○發二顯我一者汝也は、私記に發顯を安良波之津留と訓り、纂疏に謂二鈿女一問之下、猿神無レ所レ匿レ形而、發二其密意一也と注させ給へるが如し、古事記には御天降の後に故爾詔二天宇受賣命一、此立二御前一所二仕奉一猿田毘古神者、專所二顯申一之云々と所見たるを、其傳十六(二丁)に、顯申とは彼大

神の御名をも其出居給へる所以をも問聞て顯はせるを云ふ、上に顯ニ白其少名毘古那神ー所謂久延毘古云々と有るに同じ、申すは云々と奏せるを云ふ、顯に附て云ふ辭には非ず」と云はれき、予が思ふ所は、其大神の御本意は天神御子を奉迎り御前に立たして仕奉らせ給ひつゝも、其正身をば誰神とも知られさせ奉るまじき爲にて、殊更なりける異形に化て出で給へれば、供奉神等と申せども容易く近着くべきに非じと思憚らして出居給へるに、案外なる天鈿女命の出向はせ給へるに面勝れ奉りて、天神の大命と申して凡ての事落も無く聞えさせずしては否有るまじかりける運びに成給ひにければ、其神の甚じく目勝給ひて物爲給へる功を愛聞えさせ給へるにぞ有りける、（汝ならずは誰かは我を顯はし給はむと云ふ義なる可く見ゆる所なりけり、口訣に發ニ顯我ー者汝也者、發ニ我教ー也と云へるは當らず）○汝可ニ以送レ我而致ニ之矣と口訣に可レ從レ我也と云へれども然に非ず、其猿田彦神と共に先づ伊勢に天降らせ給へと乞言へるにて、已に御幽契有て皇太神の御鎭坐の御事などの較略に係りたる可き事、下に遂以侍送焉の所に云ふを以て知るべし、此事に就て卜部家説に我を送届られよと云ふは夫婦と成らむと云ふ約なり」と云ひ、神祇正宗と云ふ物にも鈿女神送ニ猿田彦ー、止ニ于伊勢ー而、成ニ猿田彦之妻ーと云へるなどは、能く其神の事迹をだに識らずして臆推に云へる言にして、論ふにも足らざるなり、（其天鈿女命と聞えさするは天兒屋命の后神に坐して萬幡豐秋津媛命の御事なる由、上に明らめ云へるが如くして、伊勢に縁有る神には坐せども其謂には非ず）○天鈿女還詣報狀、拾遺には天鈿女命還報と書けり、即高天原に還詣りて皇祖大神の御前に報狀させ給へるなり、古事記には此還報の事を載ず、然れども、右に引ける文に專所ニ顯申ー之と有るを、記傳に申は云々と奏せるを云ふ、顯に附て云ふ辭には非ず、書紀に還詣報狀と有る

に留れり」と云はれたる實に然る言なり、○脱ニ離天磐座一は私記に脱離を於志波奈禮と有り、傳廿九見る可し、○排ニ分天八重雲一、傳廿九に注せり、○稜威道別々々、傳廿九に云へり、○果如ニ先期一は私記に先期を左岐乃知岐利と有り、御上に謂ゆる猿田彦神の對に天神之子則云々、吾則云々と申させ給へる是なり、○皇孫則到ニ筑紫日向高千穗槵觸峯一、此御事は傳廿に注し奉れりき、○其猿田彦神者、則到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一と有る、此御事天書には遂先立到ニ日向高千穗奇觸峯一、於レ是猿田彦神者、別而行ニ伊勢國一矣と有りて、先づ高千穗峯に供奉り、其より伊勢國に御在し坐したる趣にも聞ゆる物から、右の問對に依るに皇太神の御幽契の御事に依りて、天八達之衢より別れて一先伊勢には到著しゝなりけり、其は記傳十五(三十五丁)に、垂仁天皇二十五年御紀五十鈴宮御鎮坐の所に、天照太神始自レ天降之處也と云ふ事甚々心得難かりしを、近き頃思得たり、先づ初に猿田彦神の答に吾先啓行、天神之子則當レ到ニ筑紫日向一、吾則應レ到ニ伊勢一と申給へる、抑皇御孫命の日向國に降坐さむに、其啓行の神の伊勢にしも降り給ふ事深き所以有り、豐受宮儀式帳に天照坐皇太神、度會乃伊須々乃河上國、大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐弖、見志麻岐賜志處爾志都眞利坐奴、云々と有り、斯れば此御靈鏡を後遂に此地に鎮坐さしめむと、太御神御自高天原にして預てより所念設たる事なり、然れば猿田彦神の啓行ながら此伊勢に到り給ふも、古語拾遺に初在ニ天上一、預結ニ幽契一、衢神先降、深有ニ以矣と見えたる如く、本より此由緒有る故に此御靈鏡を終に鎮坐すべき處へ先導達り奉らむ爲なり、故其御天降の時に皇御孫命に附副ひて此御鏡を齋奉れる御從神は、彼啓行神の導の任に自然先づ此伊勢國に降著したり、始自ニ天降とは此時の事なりけり、若然らずは日向國へ降り給ふ皇御孫命の啓行神の伊勢へ降り給はむ事何の由も

無く徒ならずや、偖右の如く此御鏡は先づ伊勢に降著給ひしを、日向に著給へる皇御孫命の御許に送り奉り置きて、猿田彦神は御暇賜りて又伊勢に歸著給ひしなり」(下略)と云はれたるは實に美たき說なり、但此猿田彦神は前卷に注せるが如く天神御子の初國所知食す大宮地の國主と御在し坐しける事勝國勝長狹命の御事なるを、其天神御子をば其高千穗峯に天降り御在し坐すべく定め開えさせ御在し坐して、更に別れて伊勢に降坐しゝは右に云はれたる如く皇太神の御鎭坐の御地の爲にして、初めて其地に天降給ひ、其より高千穗宮に參りて仕奉らせ給ひ、吾田笠狹の地を大宮處に奉り、大山祇神の御女等を娉して天神御子に配せ奉り置かして後ぞ伊勢には全く御在し坐したるにて、其も往往皇太神の大宮處と成るべき五十鈴川上の地を守護奉らせ給ふ御爲にぞ有るべかりける、(其は儀式帳に皇太神御遷幸の御事を申せるに、百船々度會國佐古久志呂宇治家田々上宮坐支、爾時宇治大內人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申云々と見えたるを、世記には猿田彦神裔宇治土公祖大田命云々と有るを以て、其胤裔有る事を知るべし)○隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉は、上に因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致之矣と先に申させ給へる是なり、此に就て思ふに、猿田彦神より天鈿女命に送り給はる可き由を乞給へるは、實は皇太神の御鏡を供奉らして先づ伊勢國に御在し坐すべき由を云進め給へるにてこそは有りけめ、然も有りなむと思ふ事に、古事記に其御天降の後の事にて、故爾詔天宇受賣命、此立御前所仕奉、猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉と有るは、其神の乞し給へるにては無く、皇御孫命の大御心を以て其猿田彦命の天八達之衢に待向へて啓行仕奉らしゝ御功を申し、又先に天鈿女命と共に伊勢に御在し坐して皇太神の御鎭座の御旨

を果し仕奉らせ給ひ、又笠田國を奉りて初國所知看す大宮所を定め仕奉らせ給ひ、大山祇神の御女を娶せ奉りて後の大御食を賄仕奉らしめ申せるなど、其御功の甚々大に御在し坐すが故に、帶らせ御在し坐して、後に汝送奉とは詔給ひて其大御饗をば行はせ給へるにぞ有るべき、然れば古事記なるは後の事、然なる遂以侍送焉と云ふは先の事にて、已く皇祖天神の大命を以て、皇太神と天鈿女命とは其神の目させ給へる任に天八達之衢より道を別て伊勢には天降らしめ給へるにて、自別々なる御事なるを、一に説くは大なる誤なるにてぞ有るべかりける、右に注せるが如く其猿田彥神の眞長田に就て神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有る、一座は古事記に謂ゆる天手力男神に渡らせ給ひ、今一座は栲幡千々姫命に御在し坐すを、其神即天鈿女命にて御在し坐せば、此に御鎭座の御事御在し坐すなど大に御因緣の有る御事と所見たり、然るは傳十七に注せるが如く神名式武藏國足立郡多氣比賣神社を、風土記に多氣郡稻直郷多氣比咩神社、所祭栲幡千々姫命也と有るも、此多氣郡に御在し坐すからの御事と聞え、又阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗)と有るも、同國神名帳在二名東郡佐那河内村一、稱二天石戸別神社一と云へる任には、本國伊勢の神名なるを以て、此邊に就ては少緣なるまじき所以なる事をも明らむ可くなむ有りける、(但此は先と爲むも後と爲むも事は同じき物から、此度の御天降は狹長田五十鈴川上と差し給へるを以て先なる所以とは爲まへつるなり、借此神は手力雄神の御女に坐す由は傳十七卷に注せるが如くにて、其猿田彥神の本名味耜高彥根神の后天御梶日女命亦名天津羽々神とは御兄弟の御由緣御在し坐す御事なること、其神の妻神と成り給へる由に云ふなどは、甚じき僻事にて云ふにも足らずなむ) 然れば此に遂以侍送焉と有るは、皇祖天神の詔命に依りて天八達之衢より伊勢に侍送らせ給へるな

り、古事記に汝送奉と有るは、皇御孫尊の詔命に依りて後に日向より伊勢に送り奉らせ給へるにぞ有りける、然るを御紀なると其記なると我も人も一に心得る事なれども、互に各其片方の略かりて傳はらぬにて、其委しき由は傳廿九に注せるが如く此正書に到二於吾田長屋笠狹之碕一矣、其地有二一人一、自號二事勝國勝長狹一、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有レ國、請任レ意遊之、故皇孫就而留住と見えたる、此には猿田彦神の名無くして事勝國勝長狹神にて傳はれるなるが、已に此吾田の地を避けて伊勢に退かせ給ふ御事の專是なり、第二ノ一書にも乃召二國主事勝國勝長狹一而訪之、對曰是有レ國也、取捨隨レ勅、時皇孫因立二宮殿一、是焉遊息と有り、第四ノ一書なるも大旨右に同じ、此第六ノ一書には右の事を記されたる次に又問曰、其於二秀起浪穗之上一、起二八尋殿一而、手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大號二磐長姬一、少號二木花開耶姬一、亦號二豐吾田津姬一云々、皇孫因幸云々と有も、其事勝國勝長狹神に問はせ給へるなり、因幸と有るも其神に就て幸させ御在し坐すたり、此御事は傳廿九に注せる如くにて、猿田彦神の御功の大に御在し坐して、天神御子の御爲に御功の大なる事此を以て見奉り知るべし、此猿田彦神と事勝國勝長狹神とは正しく一神にて渡らせ給へる徵證を得たる上より思ふに、其猿田彦神と申す御上にて嚮行の御功大なりとは雖も、若其御事のみならむには前斷神の扶助と成らせ給へるが御功なるを、此二尊の一體なる上は、皇御孫尊は日向に、皇太神は伊勢にと、其地を預て卜させ給へる御事も知られ、又初國所知食す大宮處より始めて居神の宮上に至るまで萬に後見奉らせ給へる御功を合す時は、實に甚端無く廣大なる御功にて、其御尾前に仕奉らせ給へる御事の實も知られ有りて、合しなど聞えさせむも中々なる御事にこそは有りけれ、故古事記に皇御孫尊の大命以て天鈿女命

に汝送奉と有るは此御時に在りとは云ふなり、然る時は其御天降の時に天鈿女命は猿田彦神と共に伊勢に到り給ひ、猿田彦神は本より○本國は日向なりし故に、皇太神の御鏡を供奉りて天鈿女命と共に日向に還り給ひ、其國を天孫御子に奉り置かして、其よりは伊勢を以て住處と爲させ給へるにて、上に注せる伊賀風土記に猿田彦神、始此國居ニ伊勢加佐波夜國ニ時、二十四萬歲每ニ此國ニ來と有るも其時よりの事とぞ所見たりける、(記傳十六卷二丁に云はく、此記に猿田毘古神何處へ往坐すとも云はずして唯送奉と有るは其本宮に還り給ふなる可し、是に依りて見れば伊勢は初より其本國なりけり、若て天宇受賣命の送りしは書紀の意に依ば御前に立て天より降り給ふ時の如くに聞ゆれど、此記の趣は然に非ず、猿田毘古神は先づ伊勢に降着きて衢伊勢より一度日向宮に朝參て、御饗を賜りて日向より伊勢に還り給ふ給の事と聞えたり云々」と云はれたるは、紀記の上に於て互に一は省かりて傳はりつる故に然異なるに見ゆる事なるを考補らされたり)○時皇孫勅ニ天鈿女命ニ云々は、右に注せるが如く猿田彦神を伊勢に送り奉らして、此は日向宮に仕奉らせざるが故に、天鈿女命をして其神の仕奉る事を相兼て令ニ仕奉ニ給へる義略なり、古事記には此立ニ御前ニ所ニ仕奉ニ猿田毘古大神者、專所ニ顯申ニ之汝送奉、亦其神御名者、汝負仕奉、是以猿女君等、負ニ其猿田毘古之男神名ニ而、女呼ニ猿女君ニ之事是也と見えたる、先づ其事を此に一應注して次に此の說に及ぶ可きなり、汝送奉の說は右に注せるが如く、亦其は天鈿女命の送奉らする時に副率りて仕奉らせ給ふ方を此時に仰合めさせ給へるなり、其神御名者仕奉は記傳十六(三十丁)に、凡て名を負ふと云ふは他人の名に在れ物名に在れ取て己が名に著を云ふ、其名を負持つ由なり」と云はれし如くにて、其一二例を云はゞ正書に謂ゆる稱背膝命は天夷鳥命の御事なるを、當レ須レ避レ不と宜て慈に大己

貴神に此國を避奉らしめ給へる故に、神名式に出雲國出雲郡大穴持伊那西波伎神社と有るも、其功に依りて其御名を負持し坐せるなり、又其神賀詞に己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令ニ事避一支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と有るは、其天穗日命天夷鳥命の功に依りて國を避せ奉り給ひしなり、然して次に是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命波云々吉御賜志米乃隨爾供齋仕奉氐、朝日乃豐榮登爾、神乃禮白利臣能禮白久、御禱乃神寶獻良久止奏と有る、神乃禮白利とは其時大己貴神より神寶を天神御子に奉らせ給へるなるが、臣能禮白とは其大神の例の任に仕奉れるにて、此は其御名を負持と云ふ例には非ざれども、其神事を負持て仕奉れるにて、御名を負ふと云ふに異ならざるなり、(此は殊なる例ながら、景行天皇二十七年御紀日本武尊の川上梟帥を刺給ふ所に、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也云々、吾是國中之強力者也、是以當時諸人不レ勝ニ我之威力ニ而、無ニ不レ從者一、吾多遇ニ武力ニ矣、未レ有ト若ニ皇子一者上、是以賤々陋口以奉ニ尊號一、若聽乎、曰聽レ之、即啓曰、自今以後、號ニ皇子一、應レ稱ニ日本武皇子一、言訖、乃通レ胸而殺レ之、故至ニ于今一、稱ニ曰日本武尊一、是其緣也と有るなども其例に負へつ可し) 仕奉は其猿田彦神の仕奉らせ給へる御名を負ひてなり、記傳に仕奉るは朝廷に仕奉にて、即後まで有る猿女の職是なり、借此は猿田毘古神自づから朝廷に侍て仕奉給ふ可きを、此神は由緣有りて罷還きて伊勢に坐すべきが故に、宇受賣命の此神の代と爲て其御名を負持て仕奉れと詔ふなり、近世に身の代を古代と云ふは此義に允當れり、汝負ニ其神御名一とは云はずして、其神御名者汝負仕奉と有る語勢に心を着けて能く味ふ可

し、其神の代りに汝仕奉れと詔ふ意旨含めり、猨女君等此は後の猨女君氏の人等を指して云へり、男神の名を負ひてとは猨田毘古神の代と爲て其御名を負む者は男なる可き事なるに、然は非で宇受賣命よりして後までも皆女にして其職に仕奉る故に、女にして男の代を供奉ると云ふ意にて男神とは謂はれるなり、女に女と有と相應へる言ぞ」（取要）と云はれたり、但此に亦其神御名者、汝㆓負仕奉㆒との大命見え、次に負㆓其猨田比古之男神名㆒而と有るを思ふに、後世の猨女君の事は格別にして、此時天鈿女命に猨田毘古之女神と云ふ名は負坐せるにて、其名と云ふは高橋氏文に大倭國者以㆓行事㆒負㆑名國奈利と有るが如く、其行事を以て仕奉を云ふなりければ、猨田彦神の皇朝に在りて仕奉給ふ行事に代りて仕奉る事を負㆑名とは云ふなりけるにや、谷重遠說に、至㆓今世㆒、女御入內、有㆓先乗御車㆒者、此傳㆓鈿女命之故實㆒也、士大夫婚禮、亦有㆓此遺風㆒焉と云へる、若受くる所有るならむには實に是ぞ猨田彦神の行事をば負持せる遺風には有るべかりける、通證にも其文を引て今按、俠家頭先㆓導新婦輿㆒者、名㆓推女㆒、出㆑自㆓山城國葛野郡推里㆒云、或有㆘用㆓偶人㆒者㆖、此乃源氏花鳥所謂阿麻加都而、今所㆑謂這子亦此遺也、阿麻加都日勝之義、推女亦未㆑取㆓于此㆒也と云はれ、和訓栞に阿麻加都、蓋兩字に天兒を訓めり、實は日勝の義、鈿女命より出でたる故事なり、列仙傳に見えたる東王公の撲像とし、天倪を訓るは誤れり」と云はれたるは實に然る言なり、然して古事記に女呼㆓猨女君㆒之事是也と云ふは、猨田彦神の猨を取りて猨女君の號出來れる者の如く見ゆめり、然れども其天鈿女命の子孫の猨女君は女にして、其猨田彦神と申す男神の物爲給へる行事を以て仕奉ると云ふまでの傳なりつらむを、猨田彦神を佐流彦と訓成し奉る頃よりの說なるにや、然るに傳十七に注せるが如く天鈿女命已に天石窟の前にして巧作俳優と云ふ事の有

るは、後世に謂ゆる猿樂の起原なるを思へば、猨女は戯女（サレメ）にして全く天鈿女命より以降承來る其氏人の行事に因れる者たりければ、猨田彦神に所以有るには非ずして、其猨女君の仕奉る職掌の中に其猨田彦神の名代と爲て負持仕奉る行事は有るなりけり、（然も非ずしては上に注せるが如く猨田毘古神又猨田彦神と作れたる猨田猿田共に佐陀と唱奉る事なるに、猨女は佐賣とは訓むべからざるを如何とか云はむ、此は甚古くよりこそ誤來る事なりけらし、又和訓栞に禁裡の御膳に阿麻我都を居る事日中行事に見えたり、江次第に阿麻我都の土器と云へる是なる可しと云へり、其事は下に注せる古事記に是以御世々々島之速贄獻之時、給二猨女君等一也と有る所に云ふべし）〇汝宜下以二所レ顯神名一爲二姓氏上は、右に擧げたる古事記に故爾詔二天宇受賣命一、此立二御前一所二仕奉一猨田毘古大神、專所二顯申一之汝送奉、亦其神御名者、汝負仕奉と有るに當れる所なり、其所レ顯神名は上に猨田彦神の言に因日、發二顯我一者汝也と有る其言を此に詔給へるなり、宜レ爲二姓名一は此時未臣下に姓氏を賜はる時に非ざりければ、古事記に汝負仕奉と云ふ古傳の當昔の時世の風に書取られたりし者とこそは思しかりけれ、拾遺には細書にして天鈿女命者、是猨女君遠祖、以レ所レ顯神名一爲二氏姓一、今二彼氏一、男女皆號二爲猨女君一此緣也と有て注文の如くなるを思ふに、此も其實にて後より書加へられたる者なる可し、然るに御紀に賜レ姓と云ふ事は垂仁天皇廿三年に敦賞二湯河板擧一、則賜レ姓而曰二鳥取造一と有るを始なり、其三十二年に天皇厚賞二野見宿禰之功一、亦賜二鍛地一、即任二土部職一、因改二本姓一、謂二土部臣一と有るを見れば、此より以前にも姓氏を賜ふ事は有りと雖も、神代に係けて云はむは餘なる事共なり、（此文を引て記傳十六卷四丁に、此は漢文を作んはれたるに就て古意の主と有る所を失へり、此記と合せて曉る可し、且此文には心得ぬ事共有り、先づ

上には姓氏と云ひて下には號と云へる、姓氏と號と忽違へり、抑此時未姓氏と云ふ事有るべくも非ざれば、此二字は此に叶はず、只號と有るぞ宜しき云々」と云へりき）〇因賜二猿女君之號一は、古事記に女呼二猿女君一と有る是なり、此に一の疑有り、上に注せるが如く此天鈿女命等は謂ゆる五部神にして、各其部を帥て天降坐しゝかば、天兒屋命は中臣の部の長なるに依りて其子孫中臣連と成り、太玉命は忌部の長なるが故に其子孫忌部首なると同じ状にて、天鈿女命も猿女の長と爲て仕奉られし故に永く猿女君の祖と坐せるなれば、高天原より猿女と成る部を領て降り給ひしを此時より名を改めて猿女君と爲させ給ひし者とも見えざりければ、此に至りて賜二猿女君之號一と云ふ事は甚しも心得難き事なりければ、右件に注せるが如く其謂ゆる猨田毘古之男神の名を負持たして、天鈿女命の女にて仕奉られし如く、其裔孫の猿女君も天鈿女命より承傳へて仕奉るが故に、其事を上に及ぼして此に始めて其號を賜へりし者の如く傳はりたりし者などにこそ、（拾遺にも以二所レ顯神名一爲二氏姓一と云ふ事有れども、神代を去りて後の事を其古に係たり者にして、信らしくこそ思えざりけれ）〇猿女君の猿女は氏なり、君は姓なり、然して猿女の部を領ゐて其長なるが故に君とは云ふなり、然るに此下に故猿女君等、男女皆呼爲レ君と云ふは心得ぬ事なり、若くは右に天鈿女命に賜二猿女君之號一と有るに依りて、其子孫に至るまで男女共に皆呼びて猿女君と云ふとなりけむを、姓の君をしも尊稱の如く云ふ如く聞えて甚如何なる事とぞ所思えたり、然れば拾遺に今彼氏男女、皆號二爲猿女君一と有る方なむ勝れるを、其も古事記に是以猿女君等、負二其猨田毘古之男神名一而、女呼二猿女君一と有るに如かざるなり、然るは記傳十六（四丁）に、女呼二猿女君一は、此は女にして男神の名を負ひて仕奉る所以を云ふ所なる故に、男に用は無く唯女を主とは云へ

り、猨と云ふは男神の名なるを、女の負ひて猨女と云ふなり」と云はれたる如くにて、男女に亘る可き理無ければなり、但負レ名と云ふは予が思ふ所少か異なるが故に、其記を引て右に注せる如く名と云ふは其男神の行事なるを、其猨女氏の人女にて其行事を承継ぐが故に男をば云はず、女を指て猨女君と呼ぶと云ふ事にして、猨田彦神の猨と猨女君の猨(サル)とは相預らざる事にて、其職業の起る所以は石窟戸の時に在るが故に、御天降の所にも此には猨女上祖天鈿女命、古事記には天宇受賣命（猨女君等之祖）と有りて、其部の長として降り給へる故に五部神の部主にて坐すなり、思混ふる事勿れ、備此天鈿女女命と聞えさするは、天児屋命の后若幡千々姫命の御事にて渡らせ給へれば、其子孫とて姝更に在るべきに非ず、然るを弘仁私記序に有二舍人一、姓稗田、名阿禮（天鈿女命之後也）爲人謹恪、聞見聰慧と云ふ事の有るに就て、中臣の所屬に中臣稗田連と云ふ有るが、其系譜を見るに天児屋命後胤眞人大連公に子五人有り、其兄を黒田大連公と云ふ、是鎌足公の祖にして藤原氏の流是なり、二子を鎌子大連公と云ふ、中臣宮處連、中臣方岳連、歐尾連等の祖なり、三子を三楯古連公と云ふ、此は中臣稗田連の祖なり、四子を加沼矢連公と云ふ、中臣酒屋連の祖なり、五子を眞若彦連公と云ふ、是猨女君なり、其三楯古連公の子眞■連公、居二添上郡大■一と有りて、其妹■■比賣連公を猨女君と有り、其眞■連公に二子有り、兄を眞昨と云ふ、中臣大■連祖なり、弟を■市と云ふ、中臣稗田連祖にて居二添上郡稗田村一と有り、其子石■に子二人有り、姉を花比賣と云ふ、猨女君なり、弟武■の子阿禮は目■ゆる稗田阿禮なり、阿禮の子大麻呂は大舍人なり、其子姉久志賣、外従六位上猨女君、弟■是、外正六位下治部少丞なり、其子牛■、従七位下■宮少允大和主■なり、其子安成采女佑、正七位上なり、其子四人の中に弟■是、従八位上、

散位大國、其子三島女猿女君、次に妹子八女君、延喜二十年十月死と有り、又其秋足の弟廣繼呂、從八位上尊孝爲、其子三人有る、兄の福吉、正七位上神祇官史、妹福貞子猿女君、次に福豊神部と有り、其福吉の子福當、神祇少佑、天曆大嘗會賞叙從六位上」と有りて、其支流の女にて多く猿女君と云ふ事見えたるは、中臣の女を以て仕奉る例なる謎にて、予が天鈿女命を天見屋命の后神と云ふ事の强ひざる事此を以て見るべし、其中に稗田海子稗田福貞子等は次に引ける西宮記裏書にも出でたり、然る時は其天見屋命の流より女を猿女君として仕奉る一家別に支れて、其稗田氏の中より女は職に就て猿女君の姓を呼ぶ事なるが、男の限は稗田連なりけるを、其猿女君を奉る家なりしが外面の方を主と立つる事にて、天鈿女命をば祖神と持斎く例なりしにぞ有るべかりける、然云ふ故は記傳に、書紀に依れば此號は佩宇受賣命に賜へる號にして、其を後まで嗣傳へたりし者なり、但此宇受賣命は女神なるに子孫の有む事疑はし、故思ふに此等は尋常の姓の如く必しも其子孫には非ざれども、此職業を相嗣ぎて仕奉る女等を猿女君とて此神を祖神と爲るにや有らむ、書紀應神天皇御卷に百濟王貢縫衣工女、曰眞毛都、是今吳衣縫始祖也と有るなども同じ例なるにや有らむ、然れば此記書紀を始めて世々の史共に猿女君と云ふ姓の人も見えたる事無く、天武天皇の御世に其同列の中臣忌部玉祖などの氏々は皆姓を賜れる其中にも見えず、又姓氏錄に見えざるも然る故由にもや有らむ」（取要）と有るに思されたる說なり、但後の狀を見て其職業を他氏の人を以て仕奉る事と思はれしは非なり、天鈿女命の裔其猿女君と仕奉る可き氏族の有りけるを、男は他氏にて其猿女君には女のみにて仕奉る氏族の有る事をば思漏らされたるなり、然るは皇太神宮儀式帳に大物忌と云ふ職掌の有る、此は少女を以て仕奉れるを、其少女の爲に大物忌父と云ふ有

りて、其父には在れども其女の仕奉る職掌には預らざるに於けるが如くにてぞ有べき、（今も神社に依りては巫女に仕奉る家の在りて、男子は其神事には預らずして他の職を爲し、女は家の主にして其神に仕奉れるが如くにて、古に猨女君の仕奉る家も必其狀なりけむ事云ふも更なり、然る時は稗田阿禮に正しき中臣稗田連なりければ、記傳二卷に稗田翁と書かれたるも謂はれたる事なるを、平田翁の古史徴に其を非として、萬葉三卷に出たる志斐嫗などに引附けたるは笑ふ堪へざる事共なり）偖此猨女君の世々仕奉れりし事跡は、記傳に引かれたる拾遺橿原朝段に中臣齋部二氏倶掌二祠祀之職一、猨女君氏供二神樂之事一、自餘諸氏、各有二其職一也と見え、天孫本紀同天皇御位元年の事を云へる中に、十一月丙子朔庚寅、初齋瑞寶奉爲二帝后一、鎭二祭御魂一、祈二請壽祚一、其鎭魂之祭、自レ此而始矣（中略）凡厥鎭祭之日、猨女君等擧二其言一、大謂二一二三四五六七八九十一而、神樂歌儛（下略）と云へる、其事を天皇本紀に其鎭祭日者、猨女君等率二百歌女一、擧二其言本一而、神樂歌儛、尤是其緣者矣と見えたる、百歌女は猨女にて其猨女君の率る部是なり、拾遺に凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職、應レ任二舊氏一、而今所レ選不レ論二他氏一、所レ遺九也と所見たりければ、猨女氏より大御巫の職に仕奉り、鎭魂祭の儀に天鈿女命の遠の任に女にて仕奉りし事にて、男子たりし者は預らざりし證是なり、臨時祭式に凡御巫御門巫生島巫各一人（其中宮東宮唯有二御巫各一人一）取二庶女堪レ事者一充レ之、但考選准二散事宮人一と有りて、御巫を奉る事猨女の舊氏に復されずと雖も、猨女君の例に依りて女を以て仕奉る事にて、男に猨女君と云ふは無き事を徴すに足れり、此より後猨女君のみにて仕奉る可き神事なども御巫猨女と相並ぶ事と成れり、故鎭魂祭儀に縫殿寮、率二猨女一、升レ自二東側階一、就レ座とも、御巫舞訖、次諸御巫猨女舞訖と有て、猨女は御巫の

彼官の如く成れるは、故實を巳に失へりと云ふべし、又大嘗祭儀に大臣一人、率二中臣忌部猿女一、前行、(大臣在二中央一、中臣忌部在二左右一)大嘗祭式に大臣若大中納言一人、率二中臣忌部(中臣立レ左、忌部立レ右)御巫猿女一(左右)前行と有り、後には平戸記に仁治三年十一月十三日、今夜大嘗祭也云々、祭祀之間、又多違例等云々、無二猿女一云々、希代陵夷也と云ふに至りては衰へ果たる事にて、藤波記應永廿三年十一月十三日壬寅、今夜鎮魂也と云へる件には、猿女君の仕奉る事の見えざるは、終に絶竟たる者と見えて惜むに餘有る事共なり、猶又大嘗の時の二季御贖儀に、中臣捧二御麻一云々、中臣(備二氏女堪レ事者一奏定)於二殿上一轉取供奉と見えたるは、猶は中臣氏の仕奉る事なれども女の仕奉る事物に見えず、又猿女君の仕奉ると云ふ事も見當らざれども、元は中臣稗田連より出でたる猿女君の職なりつらむを、其氏の衰ふるに隨ひて他の中臣諸氏の中より中臣女として仕奉る例とは成れるに非じか、(然れば此一事をば廣成宿禰の所レ遺と云へる中に具まへ遺されたりし者とぞ思しかりける、借此には其猿女君の職掌の事略に就て右の一二を古語拾遺の中より少か摘出たるのみ、其委しき事は講義に就て見るべし)又拾遺に天照太神本與レ帝同殿、故供奉之儀、君神一體、始レ自二天上一、中臣齋部二氏相副、奉レ尊二日神一、猿女之祖亦倶解二神怒一、然則三氏之職不レ可二相離一、而今伊勢宮司、獨任二中臣氏一、不レ預二二氏一、所レ遺三也、又凡造二大幣一者、亦須レ依二神代之職一、云々、然則神祇官神部、可レ有二中臣齋部猿女云々等氏一、而今唯有二中臣齋部等二三氏一、自餘諸氏不レ預二考選一、神裔亡散、其葉將レ絶、所レ遺十也と有り、然れども猿女君は女こそは仕奉れ男の仕奉ると云ふは前後に徴無ければ、恐らくは異事にてぞ有るべき、又類史に出たる事にて、類聚三代格に載る弘仁四年十月太政官符に、應レ貢二猿女一事、右得二從四位下左中辨兼攝津守小野朝臣野主等

解、偁猿女之興國史詳矣、其後不レ絶、今猶現在、又猿女養田在二近江國和邇村山城國小野郷一、今小野臣和邇部臣等既非二其氏一、被レ供二猿女一、熟捜二事緒一、上件兩氏、貪レ人利レ田、不レ顧二恥辱一、拙吏相容、無レ加二督察一也、亂二神事於先代一、穢二氏族於後裔一、積レ日經レ年、恐成二舊貫一、望請、令下所司嚴加二捉搦一斷中用非氏上、然則祭祀無レ濫、家門得レ正、謹請二官裁一者、捜二檢舊記一、所レ陳有レ實、右大臣宣、奉レ勅宜レ改二正之一者、仍兩氏猿女從二停廢一、定二猿女之氏一人一、進二縫殿寮一、隨レ闕補、以爲二恒例一と見えたり、此事類史にも被レ載たり、此を以て見れば其氏人の近江に在りしなりけり、式に高島郡水尾神社二座（並名神大、月次新嘗）と有を、頭注に彼郡内有二大河一、俗河南水尾猿田彦神名河内社、河北天鈿女神也、兩社分二水尾川一勸請也と有は、決く猿女君の氏社なる可し、其氏人より猿田彦神をも祖神と共に並べて祀る事はしも、上件に云へる如く其猿田彦神の仕奉られし行事をば、此猿女君の負持て仕奉るが故なる可き事云ふも更なり、近江國の内にて月次新嘗に預らせ給へるは當社のみなるも甚じき御事とは見えたり、續紀には桓武天皇延暦三年八月壬寅、叙二近江國高島郡三尾神從五位下一と有は、遷都の御事御在し坐すに依らせ給へるが、此は岸行神に御在し坐すを以ての御敘と見えて、古例を亡はせ給はざる甚愛たき御事なり、三代實錄に貞觀五年閏六月廿七日戊子、授二近江國正五位下三尾神從四位下一と所見たり、借其和邇村と云ふは元亨釋書浄法寺傳に、承和八年適二近州比良山下和邇村一と有りて、比良明神々託と云ふ妄說を載せたり、此を以て其地を證す可し、其比良明神は謂ゆる白鬚社にして神祇正宗に打嵐（ウチヲロシ）白鬚大明神者猿田彦命也と書せれば、其打嵐の地古の和邇村なりし事を知るべし、（日本風土記と云ふ物にも白鬚社比良明神同在二志賀郡境打下一、祭神一座猿田彦神と有り、三代實錄に貞觀七年正月十八日庚子、授二近江

國无位比良神從四位下一と見えて、此白鬚社は式外なるが、水尾神社より移して其和邇村に祀れるか、又は猿田彦神の本より其社に坐すを以て和邇村の地猿女の養田とは成れるか、猶能く考ふ可き事なり、又神名式に伊香郡意比多神社、古本には比賣多と作りと云へり、此事次に見合す可し）又西宮記に猿女（依二殿縫寮解一、內侍奏補レ之）と有る裏書に、貢二猿女一事（弘仁四年十月廿八日猿女公ノ氏之女一人、進二縫殿寮一）延喜廿年十月十四日、昨尚侍令レ奏、縫殿寮申、以二稗田福貞子一請レ爲二稗田海子死闕一、云々、天暦九年正月廿五日、右大臣令レ奏、縫殿寮申、被レ給二官符於大和近江國氏人一、令レ進二進猿女三人死闕替一云々と有る、弘仁四年十月廿八日猿女公氏之女一人、進二縫殿寮一と有は、右に引る同年同月の官符に定二猿女公氏之女一人一、進二縫殿寮一云々と有る是なり、然るを稗田海子が死闕を稗田福貞子を以て補ひたるは世々其氏より貢進る事と所見たり、右の官符に望請、令下所司嚴加二捉搦一斷中用二非氏一と有る後の事なりければ、他氏を以て令仕奉らる可きに非ず、且右に引ける弘仁私記序に稗田阿禮を天鈿女命之後也と有るを見るに、稗田氏は其猿女の氏人なるが、男の限は其職に仕奉らざれば稗田にて、其女を以て猿女公の氏姓を負へる者なりけり、倩大和國氏人と云ふは所見無し、強て思ふに、神名式の添上郡賣太神社を考證に在二稗田村一、今稱二三社明神一と有る賣太は、右に引る近江國なるにも比賣多と云ふと書同じきは、官符に謂ゆる猿女養田の地なる可し、此に就て稗田社記外院の神に榎本殿戸賣神大明神と有るを、小社記に福羅主榎本明神、所レ謂女神號二戸賣神大明神一と見えたるに、諸神記に榎本明神女神也、號二戸賣姫明神一、一書曰、榎本社者猿田彦神津姫命也と云へる猿津姫命更に由無し、天鈿女命なる可し、其戸賣姫と申すは式に高市郡戸賣山坐石椋孫神社、此は天石門別神に坐して天鈿女命に由有れば、其より

此に女神のみを此に勸請る故の名にしあり、古の宮都多くは其邊に在りける頃、猿女君は其官事に仕みけむを、都を平城に遷させ給ふ時に右に謂ゆる稗田村に移住みけむから、其祖神の社を此には祀奉れるにて、同神には坐せども春日本社相殿の比賣神とは其祀る所由別なる者なり、又社記に椿本角振明神、小社記に中臣乾方隅戸大椿本明神是也と有る、是ぞ相殿比賣神、持幡千々姫命、亦名天鈿女命の所以に就て中陪には御在し坐すなる可き、其椿本明神と聞ゆるは式に伊勢國鈴鹿郡椿大神社の大は決く太を誤れるにて、其太は本ノ字の省文にて太とは別なり、此社一宮記に猿田彥神と云へるに、台記別記久安六年正月六日條に、自二今日一五箇日、奉二幣帛於東三條角振隼神社一と有は、女御入内の御事に就てなり、其十月十七日條に、奉レ拜二隼神一、奉幣七箇日（時料紙両官）陸奥鼻節神社同神推と有る上に合するに、角振隼神と有りし一神を脱せるなり、即式の宮城郡鼻節神社（名神大）の御事なるを、風土記に所レ祭ゝ力雄神也と有るは傳の誤れるにて、決く猿田彥神なる可きは鼻節と申す神名にても知られたる、右の如くは隼神も同社に坐すにて天鈿女命には坐さじか、隼は鳥名なると同言なるが、注式日吉末社の早尾社を猿田彥神と云へる如く、天鈿女命の强悍佐同なる謂を以て申すなる可し、右に云へる女御入内の先舉御事又天兒の事にも思合せて、猿女君の所以ならむ事を察らむ可き御事なるにこそ、（然れば天鈿女命はしも猿田彥神の行事を負持せ御在し坐す亦言に、其子孫の猿女君はしも祖神の如く持摘く事と見えたり、傳廿九卷に注せる如く、被二平レ國の經津主神武甕槌神二柱は天兒屋命の見顯はし給へる神に坐すが故に、香取鹿島は更たり春日枚岡など何れの社にも右の三神は並び坐する例なるにて、書紀にも香取鹿島を其天兒屋命の子孫なる藤原氏の氏神と云ふ事の有と、猿女君の猿田彥神を氏神の如く緣來る例と同

じかりぬ可き事共なり、又式に丹波國桑田郡桑田野神社今稗田村に坐すと云へり、實左君の産神なる可くや)

古事記曰、故其猨田毘古神、坐㆓阿邪訶㆒(此三字以㆑音地名)時、爲㆑漁而、於㆓比良夫貝㆒(自㆑比至㆑夫、以㆑音)其手見㆓咋合㆒而、沈㆓溺海鹽㆒、故其沈居之時名、謂㆓底度久御魂㆒(度久二字、以㆑音)其海水之都夫多度時名、謂㆓都夫多都御魂㆒(自㆑都至㆑多以㆑音)其阿和佐久時名、謂㆓阿和佐久御魂㆒(自㆑阿至㆑久以㆑音)。

此は猨田彦神伊勢に御在し坐しゝ程其貴時に在りし故事なり、備鰭廣物鰭狹物の類はしも四神出生章第十一ノ一書に見えたる如く、其始保食神の御身より成出たりし者にして、于㆑時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可㆓食而活之㆒也と詔給へりし其中の一種なりければ、實に人の食物と成て身を終ふるは即其物共に備はれる皇祖天神の道なる事云ふも更なり、然れども岩根木立青水沫に至るまで言語ひける時は、彼者共の中にも甚く荒振るが多かりしと見えて、此より以前の事にて已に傳廿七に注るが如く紀伊國日高郡川上莊下愛宕社の建保縁起に、海月行く國漂ひ大男汝世を治め給ひし時、古志の片道七日行く船泊無ければ、此神泊を作らむと思食て宮を出て、其所に御在し坐して作り給へど、晝作り給へば夜頽れ、七日の其程三度作り給へども作固め敢ず、杵春宮に還り給ひて諸神に告げて宣はく、熊野神答神泊作らむと思食て杵春神に白給はく、我彼泊作るに若は三日若は七日又は一月若は半年若は一年の間に作る可し、三年に成まで見えずは必問ひ給へとて、宮出して件ノ泊に御在し坐して作り給ふ程は、泊の中に龍の形を作て坐すに、大鰐出來て形ながら呑み奉りて三年に成ぬ、時に杵春神の思食給はく、熊野神三年に成れども見えず、尋問給へと云ひし者をと思食し出給ひて、軍武男阿須加大明神を彼泊に奉るて御覧し給ふに、大鰐の爲に呑れ給ひて海底に坐

岐御在し坐せば、枚脊神少時思し召給ふに、阿須賀神の申給ふやう、如何は悩み給ふ事有らむ我斬出し奉らむとて潮押分て、外より阿須賀神斬り給へば内より熊野神斬り給ふ云々と云ふ事の有るは荒唐に近き事ながら、當昔然る古傳に至まで荒びたりし狀は知られたり、此に猿田彦神の貝津物の爲に御手を咋合されさせ給ひて、海中に沈ませ給へるも必有の類なる事にて、經津主神武甕槌神の千國にも然る魚物などの事には及ばせざりしから、塑道斯る事は有しなどぞ見えたりける、此次に擧る文に天鈿女命の大小魚を召集めて天神御子の御饗に仕奉るや否と問ひ給へるも、斯る事の有しが故なる事云ふも更なる者なりかし、（然して此猿田彦神はしも上件云へるが如く事代主神に御在し坐して、上文に射鳥遨遊、在三津之碕一など有て、此漁獵の事には勝れさせ給へる神なれども斯る事有り、況て其餘の人などには魚貝と雖も取る事の甚難かりけむ程想像る可きなり）〇阿耶訶は漁處（アサリカ）なり、其事は次の漁の下に云べし、○伊勢十六（八丁）に、阿耶訶は伊勢國壹志郡なり、太神宮儀式帳に大壹志藤方片樋宮坐只、其在三阿佐鹿一悪神平罷使阿倍大稻彦命、自御共仕奉支、彼時壹志縣造等遠祖宇多比古乎、汝國名何問賜支、白久、宍往苦尾國止白只、即神田并神戸進支と有り、昔は字寄に贄也とも注せれば、贄の貢に取りて奉けるか、又靈異記に皆を阿耶歸流と訓めり、此貢か、又和名抄伊勢國壹志郡の鄕部は安濃と有り、參河國にも皆見てふ鄕有れど、其には注無し、神鳳抄に壹志郡大阿射賀御厨（□□廿六石九斗廿四）小阿射賀御厨（斷三町八段十五石）又小阿射賀神田（二町）と有り、今も大阿坂小阿坂と北南に並びて二村有り、松坂より一里半許西方なり、其山をも阿坂山と云ふ（取要）と云れたり、右の宍往は海畜にて鹿の行々物を求食る其の續けと見ゆ、倍此地今は海邊とは遠く隔在れども、古は凡て入海なりし狀なりければ、猿田彦神當に此所に

漁る處に成し給へりしに依れる地名なる可し、倭姫命世記に然度坐時在、阿佐加々多自多氣連等祖宇加乃日子之子吉志比女、次吉彦二人參相支、此問給久、汝等我阿佐留物奈留會止問給支、答白久、皇太神之御贄之林仁上使佐宇阿佐留止白支、于時自専懐中問而、其使佐宇令レ進ニ太神宮御贄ニ而、佐々牟乃木枝乎割取而、生比使佐宇気比伎良恵給時在、其火使里間而、采女忍比賣作ニ天平賀八十枚一奉而、伊波比戸住支、爾吉志比女乃田御田遊國進と見えたる、此文に然度坐時在と有るを以て見れば、垂仁天皇の御世頃にも筥船渡する所なりしなりけり、又汝等我阿佐留物奈留會止問給支と有るも、御船より見行し坐して其漁爲る人に直に詔給へる事云ふも更なり、借此を右に阿佐加々と云ひ、又其猿田彦神の漁爲させ給へるを比良夫貝と有り、此時のを使佐宇と云へるは蛤貝の事なるを思ふに、昔は潟なりし處にて淺海なりしと所見たり、(此世記の文に依れば、其使佐宇阿佐留の故事に依て始めて世に稱れる地名と思ふ人も有りしめども然に非ず、神代よりして其阿佐留と云ふ事を物爲し故に名と成りて在りしに、又此に倭姫命の故事の有りしなり)○爲レ漁而は此傳十六(九丁)に、那須梓理志呂と訓むべし、和名抄に漁、説文云捕レ魚也、訓ニ須奈度利一、神武天皇戊午年御紀に亦有ニ作レ梁取魚者一、欽明天皇五年御紀に春夏捕レ魚充レ食と見え、萬葉四(三十五丁)に、鬼帶往、邊去伊麻夜、鳰雄、吾漁有、藻伏束鮒など有り、師云、須那取は伊須那取の伊を省き、須と佐とは通音なれば鯛鱸魚取なり、然れば鱸魚を取るを本にて何の魚取をも云へりと(下略)と云はれしは然る言ながら、予が思ふは沙取にて、貝などを沙たから取るに起りて、釣をも網をも爲て何れの魚を取るにも及ぼし云ふ事とこそは聞えたれ、借此は貝を取り給ふ所なりければ沙取にて事も無き者から、右に云へる如く此阿邪訶の地名に依に、爲レ漁而は阿佐理志呂と訓むなむ

勝れりける、萬葉五（廿丁）に、阿佐里須流、阿末能古等母等、七（八丁）に、島廻爲等、磯蘭見之花、又（十五丁）朝入爲等、磯蘭吾見之、又（十七丁）朝入爲流、海未通女等之、又（二十二丁）入潮爲、海人島屋見濫、多比由久和禮乎、九（十五丁）に、朝入爲流、人跡乎見座、潮刻爲流、人等波不知爾など見え、三代實錄天安二年に我鳥護も書用在爾捜阿佐里食魚、志岐卽とも有り、鳥などの食を求むるに云へるは萬葉に求食の字を用ひたるが、此は人の漁する状に比へて云へるにて、鳥の求食を本と爲るには非ず、記傳廿九椅八王命を伊佐我命とも申すに就て伊佐理の事を注すとて引ける鴨長明無名抄に、或人云はく阿佐理と云ひ伊佐理と云ふは同事なり、其に取りて朝に爲るを阿佐理と號け、夕に爲るを伊佐理と云へり、是東の海人の口狀なり云々、甚僻に有る事なり」と記せるを、先には心得難事に思へりしを、今考ふるに信に然り、其は阿佐理に右の如く萬葉に朝入と書けるなどを借字と誰しも見る事なから、是正字にて漁士などの朝に海に入立つ由にて云へる語なるが、鳥に云ふも其意味に用ひたるなり、伊佐理は夕入にて、其には伊佐理火とは云へども阿佐理火とは云はざるを以て其然る所以を知られたり、（和訓栞に、無名抄に云々、萬葉に漁火を阿佐理須流と訓るは義を以て訓せり、然れば混みに取るの義なるにや、十訓抄に三井寺の堂衆の歌に山川の阿闍梨と成らで沈みなば、深き恨みの名をや流さむ、自身阿闍梨で阿闍梨に成されけると見えたり、とも云はれ、て取氏[illegible]に伊勢島や汐干の潟に阿佐理でも、言甲斐無きは我身なりけり、と有るなどにや思ひ寄けむ、實に阿佐理は[illegible]るを云ひ、伊佐理は深きに取るを云ふと云へれど、然る義に非ず」○比良夫貝は今[illegible]の事なる可し、記傳十六（十丁）に「比良夫貝は古世にも在し物と思しくて、人名に負ふる書紀續紀に其名多見えたり、書紀に大伴比羅夫連、百舌

臣比良夫、額田部湯坐連比羅夫、阿倍連比羅夫、倭漢直比羅夫、阿倍引田臣比羅夫、續紀に民忌寸比良夫、采女朝臣枚夫、田邊史比良夫、石川朝臣比良夫など有り、此等皆此貝を以て號けたりと見ゆ、然るに和名抄などに見えざるは後に名の絶れるにや有らむ今詳ならず、猶種々見渡らすに今世に月日貝と云ふ貝有り、殻の狀月日に似たり、是などにや、又ゝ比良岐と云ふ貝有り平貝の意にて是にや、又佐流頬と云ふ貝有り、其潮らしふて意にて此の故事に依れる名にて貝にや、然れど此等皆其名に就て思依れる任に試に云ふのみなり、若て後に志摩國の海邊の人に此貝の事問ひけるに、云く、比良夫貝は月日貝の事なり、此邊の海に若稀に在る物なりとぞ云ひける、國々の人に尋ね問はゞ今も古名の殘れる國も有るべきなり、今飯高郡の海邊に平生と書きて比良於と呼ぶ村有り、壹志郡の堺に近くして阿坂村より一里半許東なり、是若くは古は比良夫にて此貝の此の故事より出でたる地名には非ざるか、和名抄に平生郷と有る處なりと云はれたる、信に月日貝などや當る可からむ、但右に引ける世記に汝等我阿佐留物者奈備曾止詔給支、然白々、皇太神之御贄之坏奉上使佐宇阿佐留止白支と有る使佐宇は、蝟魚と云ふ事なるが、上に引ける出雲風土記に佐太大神に對へて御祖神魂命之御子枳佐加比賣命と有るに由も有げなれども、比良夫貝と蚶貝とを一に爲む由は有るまじかりける心ちの有れば、猶月日貝の説に從ふ可し、何に在れ猿田彥神を一時溺らし奉る其の魁物なりければ、彼の八尺白坏などの自なる大貝なりしにて、甚しも一連ざる荒振神の爲たりしが然る禍事をば爲せるにぞ有りける、(使佐宇は記傳十卷十八丁に、蚶貝は使佐賀比と訓べし、和名抄に蚶唐韻云、蛤蚌屬、状如蛤、圓而厚、外有理、縱横、即今蚶也、辨色立成云、和名木佐と有る、是本草に魁蛤と有りて今阿加々比と云ふ物なり、出雲國なる[illegible]潟と云ふ地名を

も延喜式に鮒方と書けり、倭姫命世記に佐佐牟阿佐留と有るも鮒を求るにや云々と云はれし如く、赤貝の事なれば比良夫の手を以て咋ると一には作る難かり）○其手見咋合而には、其両の御手ながら咋合され給へるなり、故其を得放たせ難させ給ひて潮に沈溺れさせ給へりと見ゆ、上は高天原を光し下は葦原中国を光すと云ふ計にて著じき神にましながら、斯る事に逢て姑くにても悩ませ給へるは、形こそ魚貝にては有けれ、其も一速ぶる神の化れるなりければ、此神の漁に心を入れて御在し坐す間隙を伺ひて如此は仇し奉れるなゝめり、若くは其親か子か其族かを漁られ奉りし事の有りけむを報い奉るとての事なりけむも知るべからず、○沈溺海塩は記傳十六(十丁)に、海塩は斉明天皇御紀の大御歌に瀰儺度能、于之裒能矩娜利、于那倶娜梨と有るに依りて訓むべし、下なる潮水も同じ」と云はれき、沈溺は記傳に二字引合せて淤煩禮と訓むべしと云はれたれども字の如く訓むべし、四神出生章第六ノ一書に沈濯於海底、又は潜濯於潮中、又は浮濯於潮上など云ふ例の有りて、沈ノ字此に用有る所なればなり、○故其沈居底之時名は、如此御名に負坐せるは其海底に沈み御在し坐しゝ間良姑く有りけるが故に、其時の御魂別に分れさせ御在し坐して在、次なる共に各一神とは化出させ給へるなり、若て其分れ給ひし神等は其貝すら然る妖物有りて悩まし奉る計なりければ、其餘の魚貝にも邪神荒鬼の著居て禍事を成せりけむを、悉くに防却かせ給ふ神は出来させ給へるなり、世に三代主神を漁神と申て祀るは唯其事を始め給へるのみには非ず、其漁を得る上に就ての事に依て祭るなる可きか、三神を以て明らめ奉る可し、此は四神出生章第六ノ一書に至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冊尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、（中略）其涙堕而為神、是即畝丘樹下所居之神、號啼澤女命矣と有るは、伊弉諾尊の 古事記に還

らせ御在し坐しける御別を哀みませ給ひて、伊弉諾尊の泣き給へる御涙より泣澤女命は化出給ひて、凡人の壽命を守護る神と成り給へるに同じ、其御涙を然る御心にて出し給へるに非ずと雖も已に其神有り、此も沈溺給ふ時に然る御心に御在し坐さざらめども、其苦しませ給へる際の事を守る神靈の此に出來させ給へりし者にて、御魂と申す例凡て他より物を萌くる義なると同じ義とこそは所見たりけれ、(記傳に沈溺は此神は如此て是時に甦坐しゝにや、然には非ずや、決め難し」と云ふ疑を存されたるは、右の如き所以有る事古書の例として多在る事なるを思漏らされたりし者と見ゆ)○底度久御魂は、記傳に底度久は底著にて底に沈著なり、下なる日子穗々手見命の大御歌に加毛度久と有るを、書紀には軻茂豆句と有る即鴨著なり、是度久は著なる證なり」と云はれたるにて明らけし、○其海水之都夫多都時は、沈溺之粒立時なり、鳴音を此には云へるならず、先づ記傳十六(十一丁)に、都夫多都は師說に物の沈沒る時に水の鳴音と云はれき、藤原實方集に、物をだに岩間の水の都夫々々と、云ばや行かむ思ふ心の、千五百番歌合顯昭判詞に、世俗の口遊みに雨降れば軒の玉水都夫々々と、云はゞや物を心行くまで、萬葉十八(十二丁)に、可治能於登乃、都波良々々々爾、此も傳の水に觸れて鳴る音にて、都婆は都夫に同じ、今世の言にも物の水に沈り沈むを都夫理と入るなど云ふ是なり、又多都と有るに就て思へば音には非で物の沈沒る時に水都煩の發を云ふにや、水都煩は萬葉廿(五十二丁)願壽作歌に美都煩奈須、可禮流身曾等波、之禮々杼母、奈保之禰可比都、知等世能伊乃知乎と有て、水上に圓に浮ぶ泡なり、又宇治拾遺物語に大柑子の膚のやうに都夫陀知て豐盈れたり、此等も形を云へり、然れども此處は共に阿和佐久と有れば、形にしては同じ事の重なれば猶音なり」(下略)と云はれたり、今思ふに此は音と見るよ

りは、多都の辭有れば形と見ずしては叶はざる可し。然して物の水中に沈淪る時は都夫々々の音有りて、上には圓なる泡の浮ぶ者なりければ、形も音も相離れざる言と所見たり、其證は色葉字類抄に載る竹生島縁起に、「愛瀰井瀰命與ニ氣吹雄命ニ競レ勢爭レ力、更去ニ北邊ニ下ニ坐海中ニ、其下レ海音云ニ都布都布ニ、故云ニ都布夫島ニ、即件海邊ニ水沫ニ而積、積ニ風塵ニ而作レ島と有りて、音には都布々々と云ひて次に水沫を云へるは、右に謂ゆる水都煩なるを合せて思ふ可き言なりかし、(記傳に多都とは上るを云ひて烟の立つ、鳥の立つなど皆上るを云ふ、底より音の鳴りて上るなり」と云はれたるが、此は音と共に水沫は底より立ちて上るを云ふなり、又水中に沈淪るを都夫理と云ふも古言なる可し、大和物語四卷生田川にて女の身を投ぐる所に、蒋(ヒロハリ)は川に臨みて爲たりければ、都夫理と落入りぬ云々と有り)○都夫多都御魂は、底に著かせ給へる即水都煩と共に上に出させ給ふ時に成出させ給へる御魂の謂なる可し、皇太神宮儀式帳末官社の中に都布良神社、大水神兒津布良比古、津夫良比賣命、形無と有は、本より此神とは別なりと雖も、水の都夫多都に依れる名なる可し、仲哀天皇八年御紀に皇后の崗浦に御在し坐しける所にも、崗浦口有ニ男女二神ニ、男神曰ニ大倉主ニ、女神曰ニ菟夫羅媛ニと云ふ事も見えたり、○其阿和佐久時は記傳十六(十一丁)に、阿和佐久は沫咲なり、佐久は花の咲と同じくて沫の起出づるを云ふと師說なり、浪の立つをも咲くと云ふに同じ、書紀に秀起浪穗秀起、此云ニ左岐陀豆屢ニと有り、偖右の三の形は猿田毘古神の御身の底に沈著坐せるに依て、海水の都夫々々と鳴上りて沫の起るなり三件の次第も如此し」と云はれたり、偖上なる二には海鹽又は海水云々と有るを、此は唯に阿和佐久と有るからには其海水を離れて上の事と思ゆ、然れば此は離レ沫(サクルアワヲ)と云ふ義にて已に水上へ出させ給へる時と見る可し、然して右の三件は

猿田毘古神其比良夫貝の爲に御手を咋合さえ給ひて海底に沈居給ひし程に、底度久御魂と云ふ御魂の成り坐して助り奉り、其海水の水粒頬成せる都夫多都御魂は成坐して其貝をば水際まで引上げ給ひ、其水上を離れて沫の鋒を避くる時に阿和佐久御魂と申すが成出坐して、此時は已に其貝を殺し海を出給へる事とぞ思しかりける、此三柱は猿田毘古神の御魂の分れ給へるには在れども、凡て其御魂と申すは傳廿八に注せるが如く他より助くる者有るを云ふ例なりければ、其大神の自沈溺坐しゝを、自御魂の分れ成て助救ひ、其禍事を成せる貝を殺し平治げて、後世海物の妖禍を攘ふ事を守り給ふ神と成り給へる者なり、（然らざれば其猿田彦神の海水に沈溺れさせ給ひし時に某御魂と云ふ三柱の成坐せるとのみ見てむには、一時の故事にて何の事も無き昔物語と成に非ずや）○阿和佐久御魂は、其貝を取殺して水上を離避らせ給ふ由なる事右に注せるが如し、○神名式に伊勢國壹志郡阿射加神社（並名神大）記傳十六（十二丁）に、此三の御魂は此時の事に就て各分れたる猿田毘古神の御靈なり、其三の御魂を祭祀れるなり、續後紀に承和二年十二月辛未朔甲申、奉レ授二阿射賀大神從五位下一、此神坐二伊勢國壹志郡一、文德天皇實錄に嘉祥三年冬十月乙卯朔辛亥、授二伊勢國阿射賀神從五位上一、齊衡二年正月壬午朔壬寅、以二伊勢國阿射賀神一預二於名神一、丙午伊勢國阿射賀神加二從四位下一、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二伊勢國從四位下阿射加神從四位上一、同八年十一月四日乙巳、伊勢國從四位上阿射加神授二從三位一と有り、今世阿邪訶郷に大阿坂村と小阿坂村と二處に在り、二方共に俗に龍天社と申すなり、同じ體の社にて共に古く見え、神殿も各三坐有り、何れの方か古の本よりのならむ、今難辨し、小阿坂村なる國寶藥師と云ふ寺の緣起文に、小阿坂村なる神社は昔行基僧が勸請せる由記せり、若是實ならば大阿坂なるや本よりの神社な

る可き、偖此阿佐賀に上古に荒び坐しゝ事有り、倭姫命世記に十八年己酉、遷二坐于阿佐加藤方片樋宮一、積レ年歴二四箇年一奉レ齋、是時阿佐加乃峯居坐而、伊豆速布留神、百往人者五十人取死、如レ此伊豆速布留時尓、倭姫命於二朝廷一大若子乎進上而、彼神事乎申之者、種々大御手津物彼神進奉波志、志豆目平奉止詔、遣下給支、于時其神乎阿佐加乃山嶺尓社作定而、其神乎夜波志志都米上奉支等と見え、又一書曰、天照太神自二美濃國一廻二到安濃藤方片樋宮一座、于時安佐賀山有二荒神一、百往人者亡二五十人一、四十往人者亡二二十人一、云々、于二時阿佐賀荒悪神爲行乎、倭姫命遣二中臣大鹿島命伊勢大若子命忌部玉櫛命一、奏二聞天皇一、々々詔云々、即賜二種々幣一而、返二遣大若子命一、祭二其神一、已保平定即社二於安佐賀一以祭者矣云々と有る是なり、阿邪訶神社は正しく此荒び坐しゝ神を祀れると聞えたれば、即此の猿田毘古神の三の御魂なる可し、此三の御魂神當時未朝廷より祭り給ふ事も無く、社なども速々しきは非ざりし故に祟らして宣し給ひしにぞ有りけむ、彼崇神天皇御世に大物主神の祟らして疫病の甚しく起りし事など思合す可し（取意）と云はれしは然る言にて、此時まで三の御魂神共に御社なども無く、朝廷よりの御祭なども非ざりしから祟らせ給へるにこそ有りけれ、彼強暴横悪之神などとは本より依理別なる者たり、且謂ふる事勿れ、（筑後風土記に筑後國者本與二筑前國一合爲二一國一、昔此兩國之間山有二峻狹坂一、往來之人半生半死、其數極多、因曰二人命盡神一、于レ時筑紫君肥君等占レ之、令三筑紫君等之祖甕依姫爲レ祝祭レ之、自レ爾以降、行路之人、不レ被二神害一、是以曰二筑紫神一と有るに、神名式に謂ゆる筑前國御笠郡筑紫神社名神大と有て、其五十猛神に坐せり、又肥前風土記に基肄郡姫社郷云々、昔者此川之西有二荒神一、行路之人、多被二殺害一、半凌半殺、于時卜二求祟由一、兆云、令三筑前國宗像郡人珂是古

昔、令レ奉二幣帛一、云々、於レ是、赤冠女神、別立レ社祭レ之、自レ爾以降、行路之人、不レ被二妨害一、因曰二阿射加社一、今以爲二郷名一と有る、此は宗像神にて渡らせ給へり、此等は何れも善神の御上には坐さねども、其祭祀を得させ給はざる時は右の如き御祟の御事御在し坐して、此等を以て猿田彦神の御魂の此に荒びさせ給へりし所以をも察らむ可し)於レ是送二猿田毘古神一而、還到、乃悉追二聚鰭廣物鰭狭物一以、問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不レ白、爾天宇受賣命謂二海鼠一云、此口乎不レ答之口一而、以二紐小刀一拆二其口一、故於レ今海鼠口拆也、是以御世御世島之速贄獻之時、給二猿女君等一也。

天鈿女命此に猿田彦神を送らせ御在し坐しける時に、一時猿田彦神阿邪訶に御在し坐して漁爲ひけるに、海中の妖氣未除こらずして、右件に謂るが如く比良夫貝に御手を咋合されさせ給ひてけるに、底度久御魂都夫多都御魂阿和佐久御魂と三神此に成出させ給ひて、其怪物をば平治させ給へる趣なれども、其餘の魚貝にも然る類多在けむを見行はし御在し坐して、天鈿女命此御政には及ばせ給へるなりけり、四神出生章第十一ノ一書保食神の件に、稻穀は更なり毛麁毛柔又鰭廣鰭狭の類其神の身より化出しければ、天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可二食而活一之也と有る大命御在し坐して、實に顯見蒼生の食ひて世に活存らふ可き物とこそ定め掟させ給へりしが、石根木立青水沫も言問計に荒芒たりし國なりし程の事にて、魚貝と雖も己が乘々なりけむを、此は陸地に拘はらざる者なりしに依りて、海津主武甕槌二神の御治も此には及ばせ給はざりしに所得て、然一速きも中には有りけらし、故此に天鈿女命然る大小鰭魚を志摩國に悉くに追聚めさせ御在し坐して神問しに問し給へるにて、否み奉らば海底に及ぶまでも言向させ給はむと爲

る御心御在し坐すが故なりけり、若然らずと云はば其魚共の仕奉らむと申さばこそ有らめ、仕奉らじと申たりとて止給へらむには、皇祖天神より天神御子の大御食國と爲て專依奉らせ給へる驗無きに至れるを以て、此時の天鈿女命の御心の程を測り奉る可き者なり、(但此は天鈿女命一柱の御心のみに非ずして、預て御天降の時に皇祖天神より御令めさせ給へりし御旨も有りけむからの御事なる可き事申すも更なり）然るに諸の魚共悉くに仕奉らむと申して離しか背き奉る者無く其御命を恐み奉れるを、海鼠のみ申さゞりし故に今斯る御政の御罰には遇奉れりけるなり、然れば此は甚假初なる事の狀には見ゆれども、海神にも相議らして然政ごたせ御在し坐しけるなりけり、海宮遊行章第二ノ一書彥火々出見尊鉤針を亡ひて海神の御許に御在し坐したる所に、口女有二口疾一、即急召至、探二其口一者、所レ失之鉤針立得、於レ是海神制曰、儞口女、從レ今以往不レ得レ呑レ餌、又不レ得レ預二天孫之饌一、即以二口女魚一、所三以不二進二御膳一、此其縁也と有るを說き見るに、不レ得レ呑レ餌と云ふは餌を呑みて人に釣らるゝが中々に彼が身には甚じき事と見え、天神御子の御饌に預奉り人の食用と成る事は彼が本意と爲る事にて、此を人に譬へて云はば呑レ餌は食祿を得るが如く、饌と成は勤仕を全く爲るに等しき理有る事と所見たり、是天鈿女命と海神と相謀り坐して定めさせ給へるならむと云ふ所以なり、若て此故事を志摩國にての事と云ふは、下文に御世々々島之速贄獻之時と有るにて著く、又志摩國風土記に島者安曇別神々速也云云(トイヘリ)と有る、此神の事詳ならぬを、古事記に此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也、故阿曇連等者其綿津見神之子宇都志日金折命之子孫也と有るに依るに、必海神の子か孫かにて此に住み給へるならむをも合せて此に考ふ可き事なりかし、若て其風土記に答志郡伊佐部鎭座神社、事代主命也、合レ得鎭二祭天神地祇一之地上

有るも、猿田彦神は即事代主命に坐せば、天鈿女命の御事御在し坐しける後に其海中の治まりし由を以て、其始めて得させ給へる海幸を以て其由を告げて天神地祇を祭らせ給ひけむと見てむには強事ならじかし、又右の島者安樂別神達也云々と有るに續きて、天日方奇日方命、至レ此擧レ言云、豐志摩魚足三國哉、後覺爲二國名一と見えたる、其天日方奇日方命と聞えさするは傳廿八、廿九及上に注るが如く事代主神の御子に坐して、猿田彦神の吾田國を皇御孫尊に奉り置かして、此に猿田彦神と共に伊勢に御在し坐せる如く見ゆれば、此志摩の地に住はして豐志摩魚足三國哉と云ふ言擧をも爲られしなど、右件の事共に相協ひて思ゆるが上に、例と爲て島之速贄を天鈿女命の裔たる猿女君に賜ふなるなど、何方に就ても得去るまじき謂れ有る事共になむ有ける、(然れば此の件をば天鈿女命はしも魚共を伏ろへ給ひ、猿田彦神は其海幸を以て天神地祇を祭らせ給ひ、天日方奇日方命はしも此を魚足る御國と爲て其速贄をば日向宮に仕初め給へる者と見て次第宜しかる可し)〇於是の下に天宇受賣命と有るべきが脱たるなり、記傳に已に其論有るは然る言なり、〇還到は、記傳十六(十五丁)に、還ノ字は罷を誤れるなる可し、麻加理伊多理氐と訓むべし、と云はれしは然る言にて、其上文故爾詔二天宇受賣命一、此立二御前一所二仕奉一猿田毘古大神者、專所二顯申一之汝送奉と有るを承けたる所なれば、必然非ずしては通えざる所なり、又記傳に此還到は罷到の誤にて、此より拆二其口一と云ふまでは伊勢國にての事なり、若本の如く還到ならば此段日向に還到りて後の事なり、若然る時は猿田毘古神を送れる事には更に關らず縁無き事なれば別に端を改めてこそ記す可けれ、彼神を送れるに引連けて云へるは送りて伊勢に到りて其國にての事なればなり、彼其處の志摩の速贄を獻れる時に給ふ例とは成れるなり、とも云はれて、此にて愈其適は記の

誤字なる事知られたり、○鰭廣物鰭狭物の義、傳十二に注せり、○追聚は俗に追寄ると云ふに同じ、記傳十六（十五丁）に、魚なる故に追と云へり、魚は方々より追寄せて集むればなり」と云はれたり、常陸風土記に于レ時追ニ集八十之伴緒一、擧ニ此事一而訪問と有るなどは人に云ふなるが、朝廷に仕奉る人を追集と云ふべき理無ければ、其は各集の誤字なる可し、○問言は海宮遊行章に、海神乃集ニ大小之魚一逼問レ之と有るが如く逼問給へるなゝめり、其第一ノ一書に於是捴ニ集海魚一覓ニ問其鉤一、第二ノ一書に盡召ニ鰭廣鰭狭一而問之、古事記にも海神悉召ニ集海之大小魚一、問曰など見えたり、○天神御子仕奉耶、記傳十六（十六丁）に、此は皇孫命の大御饌の御贄に成りなやむ否やを問ふなり、萬葉十六（三十丁）爲レ鹿述レ痛歌に宍待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立來嘆久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕奉云々、吾宍者、御奈麻須波夜志、吾伎毛母、御奈麻須波夜之、吾美義波、御鹽乃波夜之、吾矣奴、吾身一爾、七重花佐久、八重花生跡、白賞尼白賞尼、又爲レ蟹述レ痛歌に忍照八、難波乃小江爾、廬作、難麻理弖居、葦河爾乎、王召跡、何爲牟爾、吾乎召良米夜、云々、足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛碓爾舂、庭立碓子爾舂、忍光八、難波乃小江乃、始垂乎、辛久垂來弖、陶人乃、所作瓶乎、今日往、明日取持來、吾目良爾、鹽漆給時、賞毛時賞毛と有る、此等の御贄に成るを云へり」（補意）と云はれたり、偖我が天神御子にしも掛まくも畏き皇祖天神の御事依を蒙り奉らせ給ひて、天地の依相の極み食國天下の大君にて渡らせ御在し在せば、人は更にも云はず、皇祖天神の産靈の御靈に依りて、世中に在とし有らゆる萬物は有情非情の差別有る事無く悉に仕奉りて、天神御子の御趣を仰從ひ仕奉る可き事今更に言擧ぐるまでには非ざる物から、此の一事を以ても萬物皆然る由を明らめ奉

るに忌れる者なり、然れば此に魚共に皆集めて天神御子に仕奉らむやと問はせ給へるも、魚物と成りては日日の御贄と成り人の食物と成るが彼が天神御子に仕奉れるにて、稲穀の大御食に次かれて食れ奉るに其義同じき事云ふも更なり、故右に引ける海宮遊行章第二ノ一書に海神制曰、爾口女、從レ今以往、不レ得レ呑レ餌と有るは、魚を罰して餌を呑むべからずと掟給へるなり、餌を呑む事能はざる時は人に釣らるゝ慈無きに似たるを、魚の爲には其釣鉤に罹らざる事を限無き不幸と爲る事なる證是なり、次に不レ得レ預二天孫之饌一とは、此の天鈿女命の定めさせ給へるが如く、天神御子の御贄と成て仕奉る事は魚と成て生來れる身の幸なる事と見えて、此に罰して其御饌に預る事勿らしめ給へり、然れば魚の心に成りては人の食物と成りて命を終む事、草木に花の咲きて實と成れるに異ならずなむ有りける、然る時に傳十二に注せるが如く元正天皇の大御世より以降胡神を好信せ給ふ御心進びに、天下の漁獵を禁止めさせ給ふ詔物を時々に下し給へるは、此に天鈿女命の掟置かせられしとは表裡なる御政にして、皇祖天神より授かり奉らせ給へる御食津物を御自棄らさせ給へる御所業にて、皇威の衰へさせ給ふ御端とこそは成りにたりけれ、(其御主意と申すは各其物共をして性命を遂げしめさせ給ふ御意にて、一應は御仁心の如く見えさせ給ふ物から、其も佛と云ふ物に倭らせ給ふからの御心に御在し坐して、眞の御仁心にては渡らせ給はず、皇祖天神の御定に背かせ給ふとは思食も寄らせ給はざりし者なりけり、眞の御仁心にて渡らせ給へらむには、彼魚物を御て大御身の養と成させ給はむにこそ、其御德の鳥獸魚貝に及ばせ給ふとも申奉ら將欲し而上に天津日繼の御事に就て明らめたるが如く、稲穀は本よりの事にて日々の供御の御贄を奉る事をば御貢とも日貢とも申せり、雄略天皇八年御紀には苞苴ノ字を美都岐と訓み、又其十七

年の下に御饌をば美都岐と訓めるなど殊更に所以有る事なりかし、[illegible]と有るは更なり、萬葉一(十九丁)に、山神乃、奉御調等、云々、逝副川之、神母大御食爾、仕奉等、云々、十八(廿丁)に、山河乎、比呂美安都美等、多弖麻都流、御調寶波、又(三十三丁)萬調、麻都流都可佐等、都久里多流、曾能奈里波比乎、廿(廿五丁)に、伎己之米須、四方乃久爾欲里、多弖麻都流、美都奇能船者、云々、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理と有るは諸物を奉れるも有れども、主とは日々の供御の御贄を云へり、平[illegible]大嘗會歌に、日貢物絶えず供ふる東路の、勢多の長橋者も轟に、又、萬代を持ぞ贄えむ近江なる、陪膳の濱の海人の日貢は、など有るも右の意なり、又其御贄を御調仕奉る國を御食都國と云ふなり、萬葉六(十五丁)に、御食都國、日之御調等、淡路乃、野島之海子乃、海底、奥津伊久利二、鰒珠、左盤爾潜出、船並而、仕奉之、貴見禮者、又其反歌に、三食津國、野島乃海子乃と有るは、其御贄を奉る由にて淡路國を云ふなり、又(廿一丁)、八隅知之、吾大王乃、御食國者、日本毛此間毛、同登曾念、又(三十九丁)、御食國、志麻乃海部有之云々は、此に謂ゆる御贄を奉るに依て云ふなり、十三(五丁)に、高照、日之皇子之、聞食、御食都國、神風之、伊勢國者、十八(廿丁)に、御食國波、[illegible]等と有るなど、日日の御贄を供奉るを以て云ふなり、然れば稱贄は申すも更なる御事にて、魚貝の食物と[illegible]以て、神より天津御子に事依し授け奉らせ給へる御物にし有りければ、天津日嗣高御座の動事なく常高く御在しますを以て、魚貝は人に漁られて食物と成る事、即天津御子に仕奉る道にし在ることを、又明らめ知るべかりける、然れば天武天皇四年御紀に詔諸國曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻穽、及施機槍等之類と有る大詔の如きは、皇[illegible]の

率ゐさせ給へる道に言ひ子誓へる事にして、甚々忌々しき大禍事になむ有りける）○謂魚者仕奉白之事は、大鈿女命より天孫御子の御饗に仕奉らむや否やと問ひ給へるに對へ奉りて、何れも御命の任に仕奉らむと申して皆奉る中の黙りし中よりなり、○海鼠は本草和名に海鼠（出二崔禹一）和名古と有り、記傳十六（十六丁）に、和名抄に海鼠崔禹錫食經云、海鼠似レ蛭而大者也、和名古、本朝式加二熬字一云二伊理古一と有り、今俗にナマコ、ツヤコ煎海鼠と云ふ名も有り、内膳式供御月料の中に熬海鼠八斤、貝蚫又海鼠腸四升五合など見ゆ」と見えたり、大神宮式九月神嘗祭條に、熬海鼠十二斤度會宮に八斤など有て、朝廷にも朝廷にも供御に奉る例なるは、其大鈿女命の聞なはせ給へる後は其大御饌に令レ貢給へるが故にて、右に謂ゆる口女の例とは別たるなり、○此口乎には、其答へまをさぬ口を打へさせ給ひて罵り給ふなり、○不レ答之口者は、記傳に許多閉世奴口登云氏と訓れたり、右に謂魚者仕奉白之中、海鼠不レ白と有る是にて、答だに得ぬ口ならば有ても用無しと宣へるにて、即此に拆給ふ所以なり、○紐小刀は、記傳十六(十六丁)に、比母賀多那と訓むべし、此物謂[illegible]宮段に其后[illegible]將レ返之時、解二所レ佩之紐小刀一、著二其頭一而返、玉垣宮段に佐保毘古王の謀叛むと爲る時に、即作二八鹽折之紐小刀一、授二其妹一曰、以二此小刀一刺二殺天皇之寢一云々、作二八鹽折之紐小刀一而授レ妻と有り、其垂仁紀には仍取二匕首一授二皇后一曰、是匕首佩二于衣中一、當二天皇之寢一、廼刺レ頸而殺焉、云々、故受二其匕首一、獨無レ所レ藏、以著二衣中一と書かれたり、和名抄に大刀ハ太知、小刀ハ加多奈と有りて、加多那は片刃の小刀なり、紐と云ふは懷中に佩て下帶に挿す故の名なり、彼玉垣宮段に見えたる語に天皇を刺まつらむ料なれば必懷中に隱し結ひたる可し、倭建命段に以レ御劍納二于御懷一幸行なども有り、今字受賣命も女神に座す故に懷中に佩給へるにや、或人云はく今世に臨

差と云ふ物は脇差の刀とて古のは六七寸許の長さにて懐中に隠して差す物なり、脇の方へ寄せて差す故に脇差と云へり、用心の爲に隠し差して身を守る刀なる故に守刀とも云へり、東山殿の頃より下部の者など顯して腰に差し初めしと見ゆ、今世の脇差は其形大に變じたりと云へり、此中昔の脇差刀と云ふ物即上代の紐小刀の傳はりしなる可し」(補意)と云はれたるにて著明し、(通鑑に後撰集に東へ行く人に火打を贈るとて紀貫之、折々に打ちて燒火の煙有らば、心佐須賀を忍べとぞ思ふ、と有るを爲家卿抄に、佐須賀は腰刀なりと書し、八雲御抄に紐刀は小刀なり、又心佐須賀と云ふと注させ給へるを引て、匕首出二史記吳世家刺客傳一、劉向說苑曰、尺八短劍、頭似レ匕と云はれ、記傳の右に引かれたる注にも史記刺客傳云々、索隱曰、匕首、劉氏云短劍也、鹽鐵論以爲二長尺八寸一云々と有り、今女の懐劍と云ふ物は決めて古の紐小刀の遺制なる可し、又釋氏に戒刀と云ひて懐に物爲るをも佐須賀と云へるなど此彼思ひ合す可なり)

○拆二其口一、故於レ今海鼠口拆也は、此に天鈿女命紐小刀を取持して其答へ爲ずして拙み居たりし其口を割き給ひしに依て、其より以降海鼠の口自に裂けたりとにて、彼口女が海神に制られ奉りて御答と云ふ物の無きと此と同日の談たり、備此時天神御子の大命に從ひ奉り難て右の如く口を拆れ奉りしより、海中に在らゆる海鼠はしも悉く其子孫と云ふにては無く、其濕氣に依りて自然に生出づる者なるを、何れも其形相異なる事無くして其口の拆けて生るゝ事はしも、其一時の罪に依りて皇祖大神の虔憂の御有狀も異らせ給ふが故に、各其形に成出づる事なり、天神御子の大命に違ひ奉る時は天地と共に其御胤絶れ奉る事能はざる事如此し、此れば此に故於レ今海鼠口拆也の文は記しも、深く思有りて語り傳へられし者と見えたり、(又海神宮段の口女の罰せられ奉るも此に異ならず、如此く蟲魚に至るまで皇威大

神の御罰有り、況て天神御子の大御寶にして天神御子の大御食國の内に住ひ、天神御子の天津日繼の瑞穗を食ひ、天神御子の御營の物を賜り、性命を保有ながら、天神御子の大命に背き奉り、天神御子の大御蔭を思はざる者の其御罰めや如何に在らむ、其世天神の天照し見行して政言給ふ有狀甚恐くこそ」○是以は、記傳十六(十七丁)に上の追聚鰭廣物鰭狹物ニ云々の事を示て云へるなり、海鼠の事には係らず」と云はれたり、上件天鈿女命の大小鰭魚を追聚めて神問しに問ひ給ひけるに、何れも御命の任に仕奉る可き由を申せるに、唯海鼠のみ答申さざりしかば、其口を割て罰めさせ給へるに依りて、海中の大小鰭魚共に殘る所無く天神御子に仕奉る事は全く天鈿女命の御功に依れる事なる故に、此は專海鼠に係れる事云ふも更なり、如何にと成れば海鼠の事までに及ばせ給へるは、大小鰭魚の事を盡して殘る所無き由を此に云ふ所なればなるを思ふ可し、○御世御世は道昭本に依れり、其餘の本には二字を脫せる故に、記傳十六(十七丁)に御世は御々世々と重ねて有りけむが脫たる可し、舊事紀に御世々々速贄と有り」と云れたり、○島は志摩國なり、國號の起は右に引ける志摩風土記に島者安曇別神々迹也云云、天日方奇日方命、至此巢言云、豐志摩魚足云國哉、後竟爲國名と見えたる、此天日方櫛日方命の御言に豐島魚足御國哉と宣ひし事の有りしが終に國號とは成れるにて、其は遙に後の事なりけり、古方境未定まらざりし時、總名は伊勢國なる中に、東南方に島々の多く在る方を斥て別に島國とは云ひけむを、一國と立てたる程の事にても無かりしかば猶後まで廣く伊勢とは云へりしなり、倭姫命世記垂仁天皇二十六年條に、倭姫命御船乘給、御膳御贄處定幸行、島國々崎島鵜倉儲栖等島而、朝御饌夕御饌ニ島而、湯貴潜女等定給且還坐時、曾塚定給支、戸島志波崎佐加太岐島定給而、伊波比戸居給而、朝御饌夕御饌

處定奉、然倭姫命御船留而、鮨廣魚鮨狭魚貝津物息津毛邊津毛依來留、海鹽相和而淡在給留、故淡海浦止號支、伊波比戸居島名戸島號、從レ其以西之海中爾在二七箇島一、從レ其以南塩淡甘支其島乎、淡良伎之島號支、其處爾參相弖、御饗仕奉神乎淡海子神止號弖、社定給支、其處爾朝御氣夕御氣島定支、還幸行其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處爾津長社定給支と有るにて島國と云ふ名義灼然かりなむ、其二十七年に島國伊雜方上葦原中在二稻一基一生、本者一基仁爲弖、末千穗茂也云々と云ふ事の有りて、已く島國の號をば普く云ひし趣なり、然るに傳廿に云へる國造本紀に島津國造、志賀高穴穗朝出雲臣祖佐比禰足尼孫出雲笠屋命、定二賜國造一と有るを、萬葉七（三十一丁）に、伊勢海之、白水郎島津我鰒玉、取而後毛可、戀之將繁と有は、伊勢海之島津之白水郎我と云ふ義なるが、右の書記に御船の泊留りし處を津長原と號給ひし如くにて、此も其島々の多く圍める中に國在りて自然に津泊と成れる由になむ有りける、今世にて鳥羽津など云ひて天下に名高き津留なるをも思合す可し、傍右の如く島又島津共に國號に呼ぶ事なれど、伊勢國に屬たりし故に右の歌に島津を伊勢海と詠み、又其六（三十九丁）に、御食國、志摩乃海部有之と有るを、十三（五丁）に、御食都國神風之、伊勢乃國と有りて、御食物に云ふは志摩なるを伊勢と云ひ、神樂の立歌に伊世之千乃、安不乃止禰良可、支久保乃計、於介々々、源氏須磨（廿九丁）に、伊勢島や潮干の潟に阿佐里でも、言甲斐無きは我身なりけり、と有るなど、此等は打任せて國名と成れる後なれども、猶伊勢とは云ひて伊勢國に屬る島なる由なり、(其志摩國と云ふ名御紀には見えず、天武天皇四年御紀に三位麻續王有レ罪、流二于因幡一云々と有るを、萬葉一卷に麻續王流二於伊勢國伊良虞島一と有り、參河國神名帳に正三位伊良久大明神坐二渥美郡一と有て、今も伊良胡村と云ふ有りて志摩國答志郡に向

ひて伊勢とは隔れる嶋なるが、其海中に在る故に伊良虞島の名は有るなゝめり、此を以て見るに、當昔未志摩國と云ふ國は非ずして猶伊勢國の内なりしなるにや、但持統天皇六年御紀に幸伊勢、賜所過神郡及伊賀伊勢志摩國造等冠位、并免今年調役と見え、又賜所過志摩百姓男女年八十以上稻各人五十束と有りて、本より一國には有れども、猶伊勢國に管たりしと見えて、續紀に神護景雲二年二月癸巳、外正五位下敢礒部忍國爲志摩守と有て、是始たるを思ふに、國は志摩にて此まで伊勢國司の管轄なりしを、始めて此に國司を置かれたるにて、此人は神護景雲元年夏四月癸巳、伊勢國多氣郡人外正七位下敢礒忍國獻錢百萬絹五百疋稻一萬束、授正五位下と有る、其功に依つて志摩守に任されしなる可し、此より續きて國司の事見ゆ）〇速贄は先づ贄と云ふ事より說くべし、此事古くは出雲風土記に島根郡朝酌郷、熊野大神命詔、朝御餼勘養、夕御餼勘養、五贄緒之處定給と見えたり、神武天皇戊午年御紀に是後天皇欲省吉野之地、乃云々從幸時云々、及緣水西行、亦有作梁取魚者（梁此云揶奈）天皇問之、對曰、臣是苞苴擔之子（苞苴擔此云珥倍毛菟）此則阿太養鸕部始祖也と有る、此苞苴擔之子を古事記には贄持之子と作れたり、其苞苴を贄と訓む證なり、此贄を取る人を贄持と云ふは神樂歌の贄人と云ふに似たり、播磨風土記景行天皇行幸の處を云へるに、紀伊國人小玉申云、我爲天皇贄人と云ふ事見え、供進御食、故號阿閇村、又捕江魚爲御坏物、故號御坏江と書し、造贄殿之處、即號贄田村と云ふ事有りて、江魚を捕りて奉れる御坏物と云ひ、其を料理て奉る處を贄殿とは云へり、然して仁德天皇前御紀に爰皇位空之、既經三載、時有海人、齎鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也と有る、此事を古事記には二柱各讓天下之間、海人貢大贄と書されたり、同天皇三十八年御紀に猪名縣佐伯部

膳ニ苞苴ー(おほにへ)と有りて牡鹿を供進れる事有り、此苞苴は記傳十六（十七丁）に和名抄に唐韻云、苞苴、裹ニ魚肉一也、日本紀私記云、於保爾倍、俗云ニ阿良萬岐一と有りて、箇間と云ふ名は苞苴の包まるにて、木葉何を請にも入にも置へ目も食ふより出たり、昔朝廷に貢る御贄を大贄間とは云ふたり」（取要）と云はれたるが如し、其阿良萬岐の二は傳者の車草の下に注せり、然るに雄略天皇八年御紀に新羅國背誕苞苴不レ入、於レ今八年、而大懼ニ中國之心一と有て、苞苴を美都岐と訓ませたるは、上に注せる如く日本の御贄を貢ぐあより攻れるなり、其十七年御紀に詔ニ土師連等ニ使レ進ニ應レ盛ニ朝夕御膳ニ清器ー者云々、名曰ニ土師部ーと有る、此土師連は多くは内膳に預る職なるを、此は供御の清器を作る故に別て贄土師部とは云ふなり、然て此に御膳の字を美都岐と訓める事、右の例に同じくして大に關有る事になりけり、持統天皇六年御紀に御ニ阿胡行宮ー時、進レ贄者、紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸、服ニ十年調役雜徭ー、復免ニ挾抄八人今年調役ーと有るなども供御の御贄なる事云ふも更なり、又記傳に其御贄は御食津國々より土産物種々貢るなり、但云、御食津國とは大御饌の御贄を貢る國を云ふなり、食國（ヲスクニ）と云ふとは異なり、内膳司式に諸國貢進御贄云々、右諸國所貢並依ニ前件ー、仍收ニ贄殿ー擬ニ供御ーと有りて、其品物なども委しく擧げられたり、西宮記に贄殿在ニ内膳司ー、大和國吉野國所ニ進御贄、納ニ備供御ーと有り」と云はれき、夫木三十三に、手向くべき神の贄とや宇治川で御前の川瀬作てけり、散木集に、鵜人数贄の御狩朝に爲る家にも年で人返しけり、など有り、桶日抄十六に贄と云ふは肝物に奉る者なり、公に奉る物をも御贄と云ふ、又私に肝肉する所をも贄殿と云ふ、但贄は多くは魚に依りたる名にもあり、鳥入れたる種をば贄物と云ひ、贄殿と云ふも、然合せたど爲る所なり、但する所をば大贄殿とこそ申すめれ、然は有れど臣下に

相似たれば其贄に通はむと謂ふ可からず云々」と見えたり、私の云も贄殿と云ひけるは、宇治拾遺物語二（七丁）左京大夫僕の事に鯛の阿良高韓を云々贄殿に持参りたり、と有る是なり、備前門と云ふは贄先と云ふ事にて魚を籠に入れて貢ふに起れる稱ならむかとも思ゆ、（贄の魚鳥を捕るを贄人と云へるは、神樂藤枝に古毛高久良、以也太加佐乃具止仁也、安以曾太加仁戸止曾、之支川幾乃保留、安見於呂志、佐天佐之乃保留夜、安以曾太加仁戸比止曾、之支川幾乃保留、安見於呂志、佐天佐之乃保留、又安女仁萬須也、止與乎加比女乃夜、安以曾曾乃仁戸比止曾、志賀津支乃保留、安美於呂之、佐天佐之乃保留と有る是なり、又夫木集十八巻三島社に奉りける歌、三島野に神の御贄を引居て、符らぬ日は無し大年の贄、と云ふ大年の贄と云ふは、年始の贄を云ふにや、又和名抄漁釣具に鑽𨥥訓ニ伊計須倍ニと有るは生贄の義にて、出雲國造詞に白鵠乃生御調と有るに同じ、備景行天皇十二年紀に甚多を摘聞鋭理と訓み、又御紀の中に多ノ字を摘聞佐摩と訓めるが此書有るは、肥後風土記に玉名郡長渚濱、昔者大足彥天皇、誅ニ球磨噌唹一、還駕レ之時、泊ニ御船於濱一云々、又御船左右游魚多之、韓人吉備國朝勝見以レ鈎釣レ之、多有レ所レ獲、即獻ニ天皇一、勅所レ獻之魚此何ニ何魚一、朝勝見奏曰、未レ解ニ其名一、止似ニ鱒魚一耳、勅ニ御覧一、日俗見ニ多物一、即云ニ爾倍佐爾一、今所レ獻魚、甚此多有、可レ謂ニ爾倍魚一、今謂ニ爾倍魚一其縁也と見えて、爾倍とは多ノ字の訓に當る言なるが如し、但贄は積山の如く置足らはして獻れるから其言の轉りて多きを云ふ言とに成れるにも有るべくや）速贄の事は追傳に速贄とは初物を云ふなる可し、速と初とは音通へり、今世に走と云ふも速き意なり、此名此より外に古書には未見當らず、源俊頼朝臣集に垣根には百舌鳥の早贄立てけり、志傳の田長に忍び難つゝ、と見えたり、此事を袖中抄一に萬葉抄を引て鵙の草莖は

古ノ人の云ひけるは、鴿と云ふ鳥は郭公の宿(タツキ)を借りて在りけるが得出さゞりける故に、郭公の來る程に鴿の早贄と云ふ事を傳て、萬の草の葉に生たる蟲又は蝦などを取り云々と注せり、然れば名の同じきのみこそ有りけれ、此に謂ゆる初物を速贄と云ふとは大に同じからざる者なりけり、儀式祠式に多く初穗と云ふ事有るは、當年の新穀の初物を必先づ神に奉らせ給ふは然る物にて、禁秘御抄賢所條に萬物隨ニ出來一、必先被レ奉と有る、此等の類を押互して初穗と云ふ事にて、三代實錄に貞觀十二年九月十七日乙丑、宗像櫟谷云々五神、奉ニ鑄錢所新鑄錢一と有て、其告文に仍二鑄作ニ之早穗(ハツホ)二十文ヲ令ニ捧持一天、奉出賜布、源氏早蕨（刻丁）に今一所の御事をなむ安からず念じ聞えさするなど聞えて、蕨土筆愛(ヲカ)しき籠に入れて、此は童部の供養して侍る初穗なりとて奉れりと有るなどの類にて、時に就て貢る御贄の初穗を先づ賜る事を速贄とは云ふなる可し、備又記傳に志摩國は殊に御贄を奉れりし國にて、萬葉六（三十七丁）に御食國志摩、十三（五丁）に御食都國、神風之伊勢乃國（志摩伊勢の內なり）など有り、今更に成りても三代實錄に元慶六年十月廿五日、志摩國年貢御贄四百三十一荷、令ニ近江伊賀伊勢等國遞傳一貢進、內膳式に諸國貢進御贄旬料云々、志摩國御厨鮮鰒螺、起ニ九月一盡ニ明年三月一、月別上下旬各一擔、味漬腸漬蒜鰒（三月以後取宜時等、月別擔五擔煮十三擔ニ擔以ニ傭丁一運進）云々、節料云々、志摩國（正月元日新嘗會一節各八擔、正月七日十六日五月五日七月七日九月五日五節各三擔）年料云々、伊勢國（鯛春腊二擔二十籠二度、鮨年魚二擔四壺二度嶋）志摩國（□□□）主税寮式に凡志摩國供御贄潜女卅人云々など見えたり」と有り、備此御贄の由に就て職原抄國司條に志摩國高橋氏爲ニ內膳正一者任レ之、仍他人不レ任レ之と有る、其高橋朝臣は膳臣の族なるに、內膳奉膳より志摩國司を兼ぬる事式に所見有る

べし、大同類聚方十八に志摩薬、志摩國高橋連六魚之家方と見え、伯家五代記永萬元年七月廿七日條に志摩國司高橋氏明と云ふ人名も有るなど考合す可し、(右に引ける倭姫命世記に、皇太神宮御鎮座の後に倭姫命御巡幸ます時、御膳御贄處定幸行島國に云々、朝御饌夕御饌供奉而、湯貴潜女等定給ひ還坐時、云々、朝御饌夕御饌處定て、然後倭姫命御船指而、佐屋魚鮨鮑貝津物、鳥津毛、毛伎乎云々、其處朝御饌夕御饌嶋定てと有るも、上古より朝廷に奉り來れるを以て朝廷に分ち賜はらせ給へりし者なりけらし)〇海女潜女等也とは、此時天鈿女命猿田彦神を送到らせ御在し坐して、安濃別神の主領せ給ふ島國に於て、海中に在りと有ゆる大小雜魚を悉くに詔集させ給ひ、天孫御子の日貢の御贄に仕奉らむや否やと問ひ給ひて、海鼠の如く御答申さゞりし者をば忽に其口を割て罰はせ給ひ、即其國の速贄を擧げて初國所知食す日御宮に復命させ給ひける時に、其功績を褒賞させ御在し坐して、天神御子より其初穗をば頒ち賜へりしが例と成りて、御世々々に其國の速贄を奉れる初先づ其猿女君に令賜給ふ事とは成れりとなり、然れば世の漁事を行ふ者は何神よりも先づ此天鈿女命の御恩賴をば仰尊み奉る可き事なるを、然しも思はざりけるこそ甚足らぬ事なりけれ、況てや其猿田彦神はしも神代主神に御在し坐して、元より射鳥獵鳥の事に功しき大神にて座らせ給へりければ、海幸山幸の事に就ても此二神を並べて崇め稱ひ奉る可き御事なりかし、抑魚物はしも上件に注せるが如く保食神の御身より成出でし物なる事云ふも更なるが、稻穀の事にて云はゞ保食神は其御靈神なり、倉稻魂神は既殖て作養ふ神にて慣用の事有るが如く、魚物の上にても保食神は其御靈神に在して、天鈿女命は其を獵食す事に御功坐して此も慣用の差別御在し坐すが如くなむ有りける、已に傳十七に注せるが如く豐受大神を保食神と申さする、

其亦名を大宮賣神と申せるに、天鈿女命も大殿に在して大宮を侍衛給ふ御功坐すが故に、大宮比咩命と稱奉れるを、其同德の由を以て一柱に大宮賣命と祀れるも、多くは二神に係りて彷彿しきが如くなるは右の如き所以御在し坐すが故なり、故四時祭式祈年祭條に太神宮度會宮云々、高御魂神大宮女神云々、各加=馬一疋=、月次祭條に其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加=馬一疋=と見え、大嘗祭式齋場及在京齋場に於て御膳八神を祓ㇾ祭る中に、大宮賣事代主と二柱神並び御在し坐すなどは、決めて天鈿女命の此時の御功に就て殊更に舍釋へ聞えさせ給へる御事と見えたり、大凡御饌の事に就ては、豊受大神と天鈿女命とは幽と顯なるが如く、本體と作用となるが如く、相離ち奉るまじき幽冥の御在し坐すが故に、別ては大宮賣命と大宮比咩命とにて同じからずとは申せども、合せては右の如く大宮賣命と申して其二神の差異を置かずして祟め聞えさせ給へるなむ、決めて幽深き致御在し坐しける御事とこそ伺はる事なりけれ、然れば此に是以御世々々島之速贄獻之時、給=猨女君等=也と有る事の起原、天鈿女命に始れる事、此を以て著明くたむ見えたりける、(記傳に「給=猨女君等=、此事上代には例にて有りけむを、良後にや絶えや簡にけむ、此所の外には物に見えたる事無し、但事は有りつれども漏れて記せる事の無きにても有るべし云々」と云はれたるが如く、當例と成りたる上にては事珍らしく記さる可きに非ざれば物には見えざるにて、此は其故事を記さるゝ故に其に就て然る狀を記されたるなれば、古事記の御撰有りし當昔までの狀是なり)

右文久二壬戌年三月三日乙酉始寫、此日　宗像大神三所宮御祭、朝間祭=于[illegible]=、明日[illegible]日[illegible]使=來被=之、

月十五日丁酉、例　椙尾大神祭日也、亦併祀焉、四月三日乙卯、此日與　若上　大神兩所倶祭之、同廿一日癸酉、賀茂大神之祭日也、此日賜下御額於在二出羽國一男重食之許上、託二瑞珠舍之船一焉　神威益加　神恩日厚、而此書之成也速也、實四月廿六日戊寅、今日年賜二　春日社之御額于賢木舍　宗像社之御鈴于瑞珠舍一、仍有二祭祀之事一焉、穗積重胤、于時歲五十有一。

昭和十五年十一月十五日印刷
昭和十五年十一月二十日發行

鈴木重胤全集 第九
（非賣品）

不許複製

編輯兼發行者　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地　樹下快淳

印刷者　東京市本郷區眞砂町三十六番地　龜谷良一
日東印刷株式會社

發行所　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地　鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五五〇七番

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03015 7259